

重要文化財 松城家住宅主屋ほか6棟  
保存修理工事報告書

【本文編】

静岡県沼津市

重要文化財 松城家住宅主屋ほか6棟  
保存修理工事報告書

【本文編】

## 序 文

重要文化財松城家住宅は、西伊豆の良港として栄えた戸田を流れる大川右岸に所在する明治6年（1873）上棟の擬洋風建築の住宅です。我が国に現存する擬洋風建築の住宅としては最初期のもので、廻船業を営み、財をなした松城兵作によって建てられました。文明開化とともに日本に入って来た洋式建築意匠を部分的に模す一方、左官の名工といわれた入江長八による伝統的技法を用いた漆喰彫刻を室内にあしらうなど、和と洋の要素が混在する貴重な文化遺産となっています。また家相学者である宍戸頼母による家相吉凶判断にこだわった特徴的な建築計画をもとに建てられた遺構として、学術的にも大変価値の高いものです。

建築後幾度かの修理が行われてきましたが、近年に至り老朽化が深刻なものとなつたため、平成28年度から保存修理事業に着手し、単に傷んだ箇所の修理にとどまらず、解体の際に行われた緻密な調査や資料検討による復原、耐震診断に基づく構造補強など幅広い工事を実施した上で、令和4年9月に竣工しました。

近年の文化財保護に伴う情勢は大きな転換期を迎え、文化財の価値を後世に残していくためには文化財を積極的に活用していくことが、有効であると考えられています。こうした社会背景も踏まえ、令和4年策定の『沼津市教育基本構想』においては、その魅力や価値を多くの市民に向けて啓発することにより、将来にわたって文化財を守り管理するとともに、活用していく手の育成に取り組むこととしています。

この修理工事報告書は、事業の詳細記録と工事中の調査によって得た各種資料をまとめたものですが、本報告書が今後の文化財建造物の保存修理工事の参考となるだけではなく、松城家住宅の価値や魅力を後世に伝える資料として広く活用されることを願っています。

結びに、事業の実施にあたり御指導・御協力を賜りました文化庁、静岡県、公益財団法人文化財建造物保存技術協会をはじめとした関係機関や、有識者の皆様、施工に携わられた皆様、資料・情報の御提供を賜りました関係者や長年支えてくださいました地元関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げるとともに、松城家住宅が広く世に知られ、さらには多くの皆様に長く親しんでいただけることを祈念いたします。

令和4年12月

沼津市教育長 奥村 篤

## 例　　言

- ・本書は、重要文化財松城家住宅主屋ほか6棟　保存修理事業の報告書で、国庫補助事業の一部として刊行するものである。
- ・編集にあたっては、修理事業の内容、各建物の概要、調査事項、現状変更並びに施工内容をまとめた。
- ・本文での寸法表示は尺貫法、メートル法による単位を使用または併用し、各章の性格に応じて使い分けた。
- ・第1章 第3節 第1項、第3章 第3節の表記文体は官庁書類原文に追従した。
- ・写真は修理前・竣工並びに工事中の記録と各種資料写真のうち主要なものを掲載した。
- ・巻末の修理前図及び竣工図は、コンピュータによるCADソフトで作成したものを作成した。
- ・修理前図は、重文指定後の応急修理や日常使用による軽微な変更は元に正した状態を作図しているため、必ずしも修理前写真とは一致しない。
- ・修理前図及び竣工図において、平素開放した状態で用いられる建具であっても原則として全て戸締まった状態に表現を統一した。
- ・図版番号は項目単位をまとまりとする表記に統一した。(例:「図1-2-3-4」は、「第1章 第2節 第3項において4番目の図」を示す。)
- ・注釈番号は各章ごとに一連の番号を付け、それぞれの番号が登場するページ下部に該当説明を記載した。
- ・注釈をつけない参考文献はそれぞれの節(または項)末にまとめて記載した。
- ・掲載資料のうち沼津市所蔵以外のもの、あるいは下記以外の写真提供者については、各掲載箇所で個別に出典を併記した。
- ・平成29年に松城みどり氏より松城家に関する貴重な古写真、図面、聞き取り情報を多数ご提供いただいた。
- ・本書の刊行における担当は以下の通りである。

### 編集

公益財団法人文化財建造物保存技術協会

総括監修　　工事監督　　稻葉 敦

編集　　工事主任　　西澤 正浩

### 本文執筆(下記以外)

工事主任　　西澤 正浩

(第3章第2節第7項 左官工事、第14項 石塀工事、第4章第1節 破損調査、

第4章第4節第3項 星棍、第10項 漆喰影刻①～③)

主任補佐　　鹿取 奈央

(第4章第4節第4項 左官①主屋 (5) (8) ②ミセ (2)、第10項 漆喰影刻④⑤)

齋藤 金次郎(早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員)

(第4章第4節第6項 豊②、同指図 図4-4-6-2～3共)

長谷川 俊介(文化財盤保存会)

(第4章第6節 発掘調査)　　木村 聰(沼津市教育委員会)

### 図面作成

西澤 正浩　　鹿取 奈央

### 図面調整・指図作成

鹿取 奈央　　猪狩 優介　　飯山 浩平

(第4章 第4節 第5項 建具 「連結金具」)

日進木工株式会社(第4章 第4節 第5項 建具)

### 写真撮影(修理前・竣工・口絵)

(有)真陽社 大澤 正　　杉本 和樹

(工事中ほか)

公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員

### 古写真データ所収(昭和59年のもの)

齋藤 金次郎(早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員)

(上記以外のもの)

沼津市

口絵1　主屋正面（南東より）





図絵2 主屋正側面（南西より）



図絵3 主屋背側面・北土蔵側面（北東より）



図絵4 文庫蔵背側面・北土蔵側面・主屋背側面（北西より）



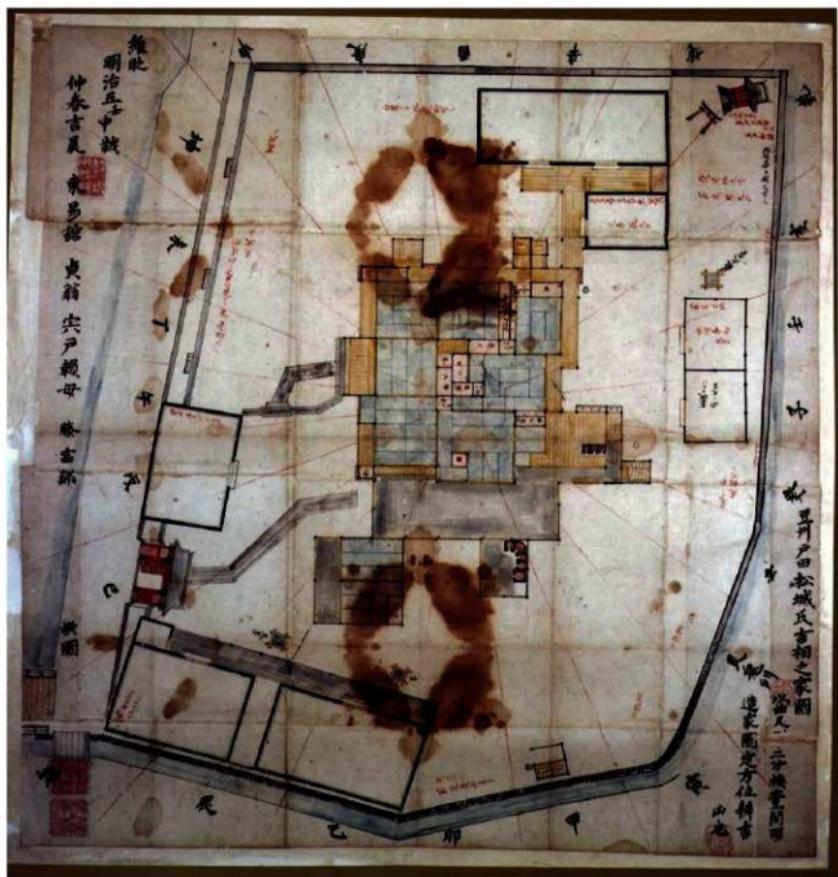
図絵5 主屋1階ドマよりヒロマ・ホンゲンカン・オザシキを望む



図絵6 主屋1階オザシキ・ジョウダンノマ（南東より）

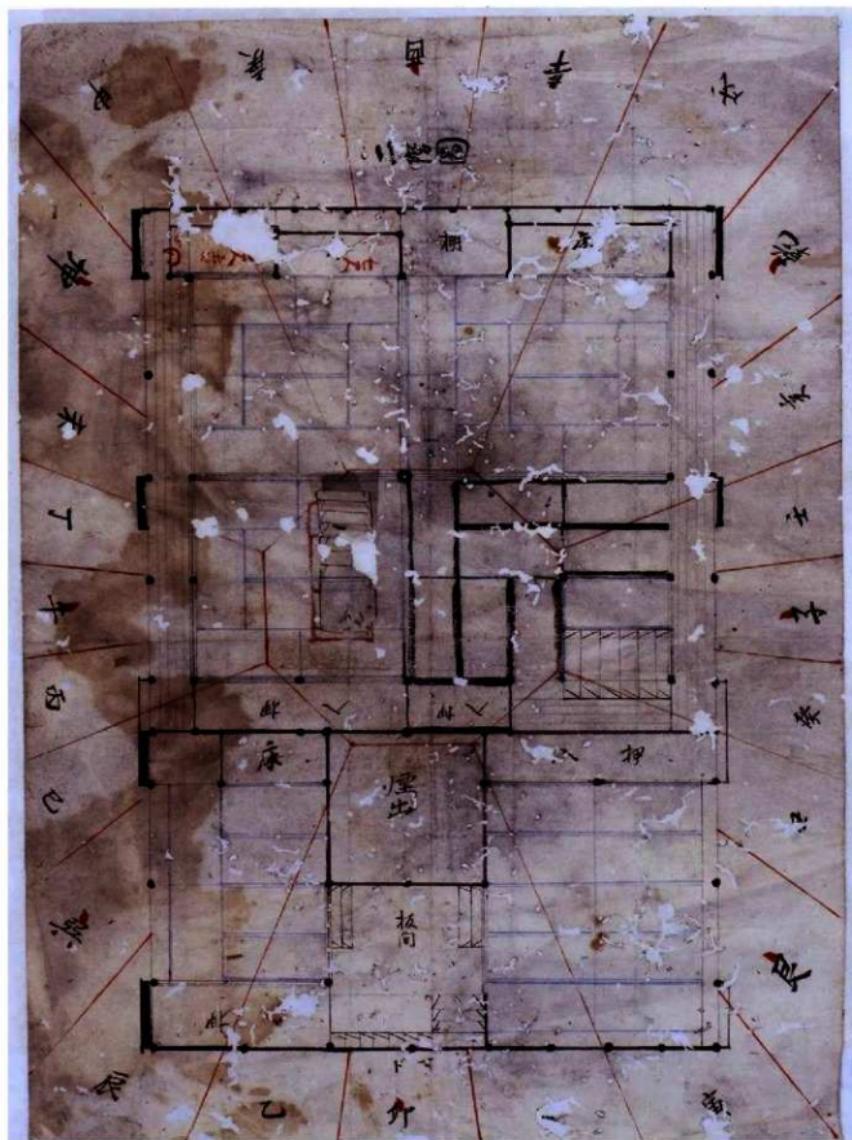


図絵7 主屋2階南西八畳間（南西より）



図絵8 家相図 その1 「豆州戸田松城氏吉相之家圖」（主屋附指定）

宍戸頼母、明治5年（1,040×926）



図絵9 家相図 その2 「二階圖」 (主屋附指定)

宍戸頼母、明治5年 (404×277)

# 重要文化財松城家住宅主屋ほか6棟保存修理工事報告書

## 目 次

### 第1章 松城家住宅の概要

第1節 戸田村の地勢と歴史	1
第2節 松城家の成り立ち	5
第3節 建造物の概要	9
第1項 文化財の指定	9
第2項 主要寸法(竣工)	14
第3項 構造形式(竣工)	16

### 第2章 事業の概要

第1節 事業に至るまでの経緯	37
第2節 事業の運営	37
第3節 工事関係者	37
第4節 事業費	41
第5節 実施工程	45

### 第3章 保存修理工事の内容

第1節 修理方針	46
第2節 工事実施仕様	49
第1項 通則	49
第2項 仮設工事	49
第3項 解体工事	52
第4項 基礎工事	54
第5項 木工事	59
第6項 屋根工事	79
第7項 左官工事	90
第8項 建具工事	101
第9項 施工事	110
第10項 塗装工事	111
第11項 飾金具工事	114
第12項 経師工事	118
第13項 その他雑工事	122
第14項 石塀工事	127
第15項 共通工事	131
第3節 現状変更	
第1項 第1回現状変更 要旨・説明	133
第2項 第2回現状変更 要旨・説明	138
第4節 耐震診断と構造補強	
第1項 地盤調査	148
第2項 耐震診断と構造補強	152

### 第4章 調査事項

第1節 破損状況	163
第2節 当初形式と後世の修理・変遷	168
第1項 全体概要	168
第2項 主屋の変遷	172
第3項 ミセの変遷	180
第4項 文庫蔵の変遷	182
第5項 東土蔵・醤油蔵の変遷	184
第6項 北土蔵の変遷	186
第3節 松城家住宅の建築計画	188
第1項 様式と意匠(竣工)	188
第2項 家相図の検証と平面計画	191
第3項 門・棟札の吉寸考察	209
補 説	216
第4節 当初技法と修理仕様の検討	226
第1項 基礎	226
第2項 木部	230
第3項 屋根	236
第4項 左官	241
第5項 建具	255
第6項 施工	261
第7項 塗装	267
第8項 飾金具	270
第9項 経師	275
第10項 漆喰彫刻	279
第11項 その他	285
第12項 石塀	287
第5節 痕跡等復原調査	289
第6節 発掘調査	298

### 第5章 史料

第1節 棟札・墨書きほか発見物	314
第2節 図面資料	316
第3節 古写真	319
第4節 文書	334



# 第1章 松城家住宅の概要

## 第1節 戸田村の地勢と歴史

松城家住宅の所在する戸田地区は、西側は海に開け、東・南・北の三面を山々に囲まれている。戸田港に面した海岸部には主に漁家と商店などが密集する町場が形成され、海岸に沿って北から沢海・鬼川・小中島・大中島・一色・入浜・南、そして大浦と、ほぼひと続きに家並みが隣接している。北側の鬼川と南側の大浦辺りには背後に山地が迫り、崖下の海岸までのわずかな上地に家々が並ぶ。海岸部の町場から背後には、大川によって形成された扇状地に田畠が谷の奥まで続いており、いずれも南北の山裾の洞ごとに集落が拓かれ、真城岬や戸田岬へ登りかかったところに新田集落が立地する。また、海岸部では、北側に少し離れて井田地区があり、南側に舟山地区の集落がある。伊豆市との境界にある達磨山と、これに属する小達磨山、金冠山、奥山、雉尾、駿馬山（以上は伊豆市との境）、沢海山（井田との間）、田代山（舟山との間）などの山々が連なり、かつて外部との交通は、海路以外はすべてこれらの山の鞍部にある峠を越える道をたどる必要があった。海上交通から陸上交通になったのは昭和40年代になってからである。

戸田は石材の産地であり、特に近世初頭江戸城の建設に伴い、石垣や徳川家の基石などにこの地の石材が切り出され、船で搬出されたことが知られている。

また、「伊豆の大工」と呼ばれる高い技術を持った大工集団がかつて存在し、戸田から南伊豆を経て下田に至る沿岸は職人の出所であり、戸田でも在方や舟山を中心に大工になる者は多かった。幕末に駿河湾で沈没したロシア軍艦ディアナ号に代わって地元戸田の船大工たちがロシア人のために西洋式の船を建造するという一大事業があったことが知られているが、西洋式の造船技術を学んだ船大工たちには、その後幕府からさらに6艘の同型船の建造が命じられている。これを期に戸田からは近代造船業を担う人材が輩出され、上田寅吉<sup>1</sup>をはじめ優れた船大工が東京などに進出している。

戸田では山林を利用して江戸時代から1950年代まで活発に薪炭の生産が行われていた。第二次世界大戦以降の

戸田湊は遠洋漁業を柱とする漁村として、住民の大半が遠洋漁船乗組員として生業を立てていたが、昭和48年（1973）のオイルショック以後、遠洋漁業は衰退した。

戸田では在方や舟山で茅屋根の家が遅くまで残っていたが、それを支えたのは茅無尽という仕組みであった。茅無尽とは、何軒かで組を作り、屋根葺きの材料と人手を金銭のやり取りなしに出し合う仕組みのことである。この仕組みがあることで集落の茅屋根が維持できていたが、昭和36年（1961）の大水害以降、高度経済成長もありまつて近代化が進み茅屋根は急激になくなってしまった。昭和45～50年くらいで終わりを迎えた。

## 戸田村の成立及び近世の概況

戸田村の成立については、文書史料から古代よりその存在が確認できるが、元禄7年（1694）三島代官五味小左衛門豊法の検地<sup>2</sup>によりようやく具体的な姿が明らかとなる。

元禄7年の検地では、田畠の割合は、田方 40町6反9畝29歩・分米 586 石余、新田分も合わせて 43町2反1畝11歩・分米 614 石余、畑方 16町6反5畝22歩・分米 113石5斗5升、新田分と舟山分も合わせて 22町9反8畝18歩・分米 149 石7斗1升1合とあり、田方が全体のおよそ3分の2を占めていた。

屋敷についてみると、全体で463筆、舟山を除くと424筆で、そのうち松城家が屋敷を構える鬼川が214筆と半数を占めていた。一筆当りの広さをみると大中島が比較的広い屋敷地で、若干の違いはみられるが、いずれも小規模な屋敷地であり、狹量な土地に密集していた様子がうかがえる。

この他、新田高含めて『元禄御帳』には822石9斗、『天保郷帳』には823石1斗5升2合、『旧高田領取調帳』には、水野出羽守領分281石8573、小笠原順三郎知行541石2947、合計823石1斗5升2合との記録があり、天保期以降幕末まで変化はなかった。

また戸田村の概況を知るための史料として、天明～明治初頭で4点の指出帳が残されている<sup>3</sup>が、これらからうかがえる村の概況で主要なものを以下に示す。

戸田村全体で823石余、新田を除くと780石2斗5升、反別67町1反5畝26歩の村で、このうち田方がおよそ7割、畑方がおよそ3割を占めていた。

<sup>1</sup>後に長崎で造船の伝習を受け榎本武揚と共にオランダに留学、維新後横須賀造船所の初代工長となり、明治の日本造船界をリードした。  
『字小中島の太田家』（井田屋）文書の中には、元禄7年（1694）4月『伊豆国君沢郡戸田村田方水帳』『伊豆国君沢郡戸田村畠水帳』『伊豆国君沢郡戸田新舟山水帳』『伊豆国戸田村屋舗水帳』の4冊が残されている。

<sup>2</sup>天明4年（1784）6月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』（松城家文書）、文政5年（1822）8月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』（勝呂家文書）、天保8年（1837）3月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』（勝呂家文書）、明治4年（1871）12月『伊豆国君沢郡戸田村明細書指出帳』（国文学研究資料館江川家文書）。これらの指出帳の記載内容は、時期によって若干の変化はあるが大きな違いはみられない。

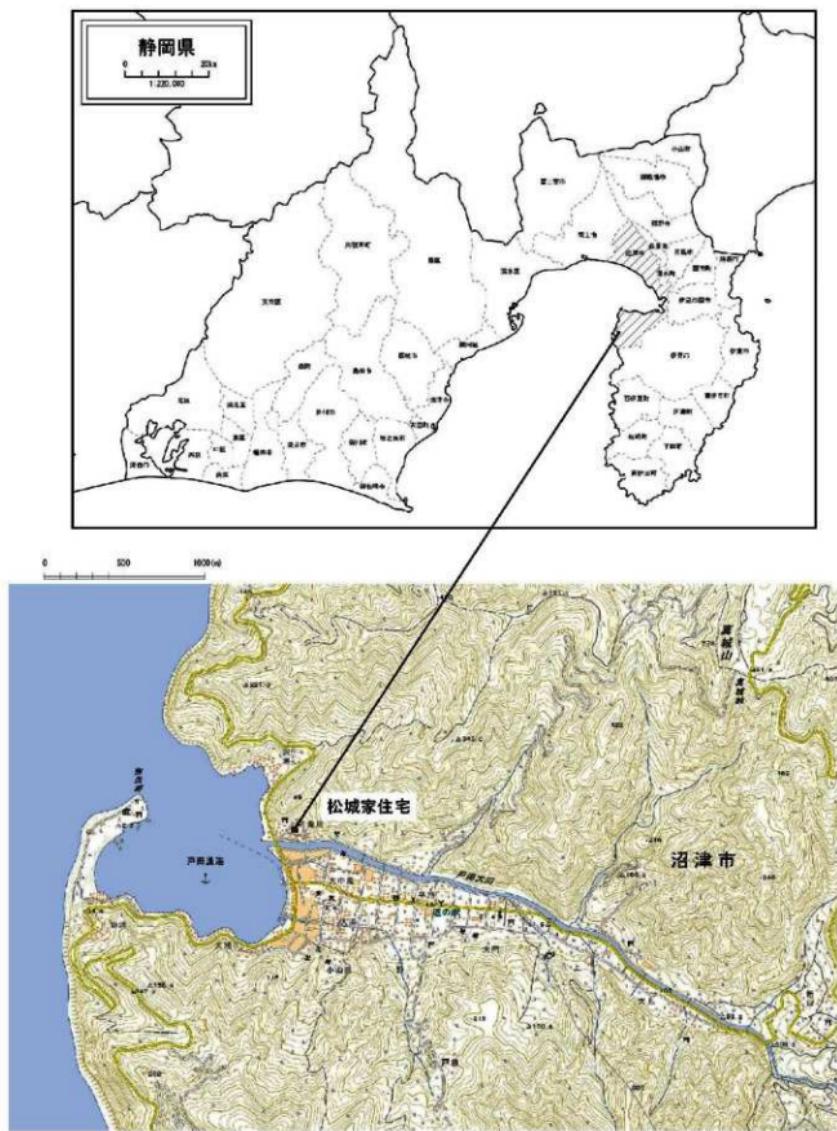


図 1-1-1 松城家住宅位置図（国土地理院地形図）

幕領時代の様子を示すと思われる天明4年と文政5年の指出帳には、「御城米毫俵三斗七升入、欠米毫升三合込米仕候（中略）御城米江戸廻し之義當村御蔵場ニ而舟（船）手井才（卒）料方へ相渡船積仕候、江戸迄之運賃御公儀様ヨリ舟（船）手へ被下候」とあり、戸田村が御城米を江戸へ回漕する際の御蔵場となっており、主要な港であったことを表している。

戸田村の廻船・小揚船については天明4年廻船7艘、小揚船8艘、文政5年廻船10艘、小揚船8艘、天保8年廻船10艘、小揚船10艘、明治4年廻船2艘、小揚船8艘とあり、年によって変化がみられるが、漁船は13艘あり、漁業もおこなわれていたことが分かる。また、北東南の三方を山に囲まれた戸田村は、耕地や海だけでなく、山稼も主要な生業のひとつであり、百姓薪取場・百姓郷林内山・秣取山・芝野・茅野などの記載もみられる。このほか石の生産があり、「紀州石丁場五箇所（文政五年以降）」とあり、勝呂家が代々管理していた。

村の戸数については、沼津藩領では文政5年311軒、天保8年332軒、明治4年333軒、旗本領では、天保8年280軒、明治4年269軒となっている。

人口については、天明4年の指出帳には2,317人があり、明治期の様子を知ることができる『静岡県水産誌』<sup>4</sup>には「人口3,225人」とあることから、幕末から明治にかけて、軒数は減少傾向にあったが、人口は増加傾向にあったことが分かる。

職業構成についてみると、農業・漁業従事者以外のもので特筆すべき職業として、天明4年の指出帳には医師2人、大工4人、船大工15人、鍛冶3人、木挽15人、座頭1人、文政5年の指出帳には医師1人、大工4人、船大工5人、鍛冶2人、木挽8人、座頭3人との記載がみられ、造船にかかる職人が多かったことが分かるが、文政5年には船大工・鍛冶・木挽が大きく減少している。『静岡県水産誌』からは、明治期に入ると廻船業従事者が激減し、職人としての出稼ぎ者が増加し、漁業については専業者が多くその収入も非常に高くなってきた様子などもうかがえる。

## 明治期以降の戸田村の概況

明治13年（1880）の戸田村の状況は10月6日付け『函右日報』によれば、

「戸田村は伊豆国君沢郡に在り、西海に面する一港湾にして東伊豆府基山を距る七里にして遠く西静岡県庁を距る海上十里にして近かし。戸数六百余戸、人口二千八百

七十余人あり、土民の業は山海を半ばにし、改正耕宅地反別百十四町四反四畝十五歩、山林原野反別三千二百四十三町四反八畝九歩あり。物産は薪炭海魚切石等を出し、船舶の出入は絶へず港内に輶轆轤し、駿陽沼津へは日々往復の便船ありて田舎には頗る繁昌の土地と申す可し。殊に豆州にては下山に続く一市街なりと云ふ。」とあり、田舎にはすこぶる繁盛しており、豆州にては下田に続く市街地を形成していた。

明治期以降の戸田村の概況を示す史料は多量にあるが、かいつまんで現住人口の変化について示すと、『静岡県統計書』や国勢調査などの資料により、明治36年（1903）では現住戸数：540、現住人口3,374人であったものが、大正10年（1921）で、現住戸数：671、現住人口3,708人、昭和10年（1935）で、世帯数：814、人口4,237人と増加傾向にあり、昭和40年（1965）では、世帯数：1278、人口6,115人となり、昭和戦時開港者、戦後の高度経済成長や観光ブームなどの影響で人口の最多期を迎えたことが分かる。その後は、漁業衰退などの産業構造の変化、温泉湧出による居住環境の変化、東海地震の津波対策・防災意識などが影響したためか、年々減少傾向をたどり、平成17年では3,655人となった。この頃には戸田湊を取り囲む集落で世帯数の急減とともに、漁業・農業の就業者も減り、林業が消滅状況となつた一方で、サービス業就業者が増える結果となっている。

## 戸田村統治体制の変遷

江戸時代初頭から天明期までの戸田村における幕領支配は、宝暦8年（1758）まで三島代官所、それ以降は基山代官所支配となったが、天明5年（1785）から6年（1786）にかけて一時松平周防守（濱田藩）領となり、天明7年（1787）に再び幕領となり、文化9年（1812）戸田村の一部が旗本小笠原氏の知行となった。文政5年（1822）には幕領部分が沼津藩領になり、以後幕末まで変化はなかった。慶応4年（1868）、維新政府により伊豆国では、旧基山代官領と旧旗本領などを合わせて基山県が設置された。明治4年（1871）の廢藩置県により、基山県が廢止となって足柄県が設置された後も府県の統廃合は進み、明治9年（1876）には足柄県も廢止され、伊豆国は静岡県に合併された結果、戸田村も静岡県に編入することとなった。明治22年（1888）「市制」及び「町村制」が公布され、戸田村と井田村を合併し新生戸田村となった。平成17年、戸田村は沼津市に合併され、沼津市戸田となり今日に至る。

<sup>4</sup> 『静岡県水産誌』静岡県漁業組合取締所編、明治27年（1894）

## 戸田村の廻船業

幕府は数次に渡って廻船の取扱いに関する法令を出し、領国政策と東廻り航路・西廻り航路の開設や不正防止などの海上輸送体制が整っていた。戸田村の廻船は、江戸時代はじめから伊豆国とその近隣の幕領の御城米の積み出しに重要な役割を担っていた。

戸田村には延宝7年（1679）から弘化4年（1847）にかけての『船數書上帳』（勝呂家文書）が残されているが、これには廻船・小揚船・漁船の所有者・船の大きさ・役永・数などが記載されており、村民の海に関わる生業の一端を知ることができる。これらによると、廻船数は延宝7年73艘をピークに5~60艘あったが、元禄期以降急激に減少し、文政期には6~15艘、天保期には8~12艘になっており、この間に廻船所有者に大きな変化があったと思われる。戸田湊の廻船問屋であった松城家（鬼川）・太田家（井田屋・小中島）・辻家（辻平・大中島）・服部家（一色）・齊藤本家（入浜）・齊藤分家（入浜）・勝呂家（南）・山田家（山市・南）は、こうした変化の中で、生き残り成長を遂げた家々であった。

勝呂家は、江戸時代を通じて戸田湊の船名主を務め廻船・小揚船・漁船などの取締を行うと同時に、紀州藩の石場預役も務め、戸田湊から江戸へと石材を運搬する役目を与えられており、他の船持衆とは異なり、早くから村を取り締まる有力者としての地位にあった。戸田村の部田神社に奉納された文化14年（1817）の棟札には、勝呂弥惣兵衛のほかに世話人として太田文治郎・齊藤七右衛門・山田平左衛門・辻平兵衛・太田重郎兵衛・秋元（松城）兵作らの名前が見られ、新たに廻船問屋として成長を遂げている船持衆の姿が垣間見られる。

18世紀後半から19世紀半頃までの戸田湊は廻船問屋が勃興し、幹業や雑商をはじめとする商業・海運業者によりなる町並みを見せるとともに、後背の農山村集落から産出される木材や薪炭をはじめとする林産物が出物問屋によって集荷される湊町であった。また一部では漁業も活発に行われていた。このような景観の背後には、廻船問屋という資産と特権を持った湊町商人が、海運業を中心とした林産物集荷人、そして漁業擁護者という側面を持つことにより、戸田湊における複合的な産業の存立構造を支えていた。

19世紀初頭より積極的に甲州廻米や富士郡域の年貢廻米願いを公儀に歎願した戸田湊の廻船問屋は、富士川下流左岸の加島平野に住む廻船問屋や木材集荷商人と強い結びつきを得て甲信州と江戸とを結ぶ安定した賃積廻船経営を確立した。

明治期に入ると、富士川舟運は蒲原水道の開通により清水湊・蒲原宿・岩瀬河岸を経由した流通経路によって利用されるようになり、加島平野の商人や戸田湊の廻船問屋はその役割を衰退させた。明治22年（1889）の東海道線全通は和船を用いた海運業界に決定的な打撃を与えた、明治中期に戸田湊はその湊町としての機能を消失させた。

大正末期には遠洋漁業が戸田湊の主産業として確立する一方、明治中期以降、元廻船問屋は海運業に代わり、所持する山林の用益権を湊の後背集落の人々に貸与するなどによって収入を得た。戸田湊で勃興した遠洋漁船主の多くは、江戸時代より廻船問屋の援助の下に行われていたカツオ寄網漁の株持であった。



写真 1-1-1 松城家門前の水路 (明治末～大正以前)

松城家ではかって敷地の眼前に溝内から水路が延び河岸が形成され、戸田湊内に停泊する大型の廻船と廻船問屋の家屋とを結ぶ船軸の運用に便利な構造となっていた。



写真 1-1-2 松城家宅地上空より (平成 18 年)

### 【参考文献】

- 『戸田村史』 沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2014年
- 『戸田村史 通史編』 沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2016年
- 『湊町商人の動向から見た西伊豆戸田の存立構造とその変容』 田邊千尋、筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科修士論文、2004年

## 第2節 松城家の成り立ち

松城家は家長が代々松城兵作を襲名しており、西伊豆の良港として栄えた戸田村で江戸後期から主に廻船業を営んで財をなし、明治5年（1872）までには大川右岸にある現在の敷地を得、ここに現在の建物群を普請した。

安政元年（1854）日露和親と通商条約の締結を求めて、下田に来航していたロシア使節ブチャーチン提督以下乗組員約500名の乗ったディアナ号（2000トン）は、大地震による津波で大破し、修理のため戸田港に回航途中田子浦神で沈没した。ブチャーチンは帰国するための代わりの船を、戸田村で建造することを幕府に願い出た際、代船「ヘダ号」の造船御用掛の一人を務めたのが初代松城兵作（秋元兵作鎮陳、俳号一叟）であった。

戸田村民はロシア人達を救助し、厚くもてなした。後の明治20年（1887）にブチャーチンの娘オリガが、以前父がお世話になった返礼のため戸田を訪れた際に松城家の屋敷に滞在している。現代にいたってもロシアの関係者が度々戸田を訪れて親睦が保たれているが、日露の友好的な関係はヘダ号建造を通して結ばれたところが大きい。

### 松城家の台頭

明治期戸田の最有力資産家として知られたのは、松城・太田（井田屋）・辻（辻平）の三家であった。

明治13年（1880）10月6日付け『函南日報』は、「此に本村の素封とか大戻とか申す可き者三戸あり、孰れも庭前迄掃除能く届き、家号は秋元・板屋・辻平と云ひ、各々土蔵七八棟宛あり（内に千両箱は幾個宛を歲くするをしらず）。家屋は残らず土蔵造にして塗るに白口〔塗力〕を以てし、塙塀は廻らすに青砥石を以てし其築造の堅牢なる、支那の万里の長城にもヲサヲサ劣りはせざる可し」と紹介し、なかでも「特に此三戸中、秋元てうの家屋は八、九年以前の新造にて洋風を換廻し住居の家は二階造にして、其構造極めて美麗を燭したるは、是れ豆州第一等と申すも真に然るならん」と伝えている。松城家文書中の『明治九年貢租井戸費納帳』によれば、松城家の旧高は23石3斗9升8合2勺とある。幕末の戸田村の石高は823石であり、約600戸の戸全体の3%を松城家が占めていたことになる。

明治11年（1878）10月3日付け『重新静岡新聞』が伝える起業公債募集記事でも、戸田関係では「式百五十円戸田村松城兵作、百五十円戸田村太田亀三郎、百円同辻



写真1-2-1 松城兵作（松城家文書）

左：初代（一叟）

右：二代（熊三郎）

平兵衛）とある。当時教員の月給が3~4円、学校事務職は月50銭の時代である（齊藤本家文書『巴江学舎入費簿』）。また同時期の史料によれば戸田村私有林800町歩のうち、松城が156町歩、井田屋が107町歩、辻平が87町歩で、総計351町歩（44%）を占めていた<sup>3</sup>。

松城家では、明治13年（1880）2月、財理に長け近世末の松城家を支えてきた初代兵作（一叟）が84歳で死去し、熊三郎への世代交代の時期に沼津進出を開始した。明治17年（1884）6月3日付け『静岡大務新聞』では、当時の戸田の有力な経済活動家について「豪家は松城兵作・太田亀三郎・辻平兵衛の三氏を以て巨擘となすと雖も、就中、松城氏を以て第一位とす。氏は尤も商法に活発にして、沼津駅にも巨大なる店舗を設く。該店には専ら質屋営業をなし、傍ら船具一式の商法を為すよし。又本店には当持船日本形六艘あり。何れも千石前後を積むよし」と報じ、松城家の威勢と商売の拡充をうかがうことができる。また、沼津の塩問屋経由の塩の取引の権利を、塩移出の拠点のひとつであった徳島の豪商から引き継いでいる。塩は戸田の回漕業にとって重要な商品だったが、松城は沼津の塩問屋に食い込むことでより深く塩市場と関わっていた。前述の『静岡大務新聞』の記事は、この沼津上土町の店舗購入を受けたものであるが、建物は現在残らない。このように松城家の回漕業が、沼津湊の経済機能と直結していたことがうかがえる。松城家の諸文書によれば、松城の取引関係に塩が見え始めるのは明治7、8年頃からであるが、沼津に塩会所が設置された明治11年頃から讃岐国坂出（当時は愛媛県、現在香川県）の新畜田塩の移送業務に本格的に間わり始める。新畜田塩は赤穂塩（兵庫県）や撫養（徳島県）の本畜田塩に比べると幕末から明治に伸びはじめた新興産地であった。

<sup>3</sup>『漁町商人の動向から見た西伊豆戸田の存立構造とその変容』、田邊千尋、筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科修士論文、2004年

## 参考年表

年号	西暦	出来事（松城家関連人物・社会動向・自然災害等）	出典
寛政 8	1796	6月 秋元兵作鎮陳（やすぶる）（後の初代松城兵作・俳号一叟）誕生する。 主に廻船業で財を成し大いに栄えていく。	『旗揚名士伝』「松城兵作君の傳」
文化 5	1808	鈴木香峰（主屋天袋作画）誕生（～明治 18 年（1885）没）晩年、静岡県南画（山水画）の巨匠と称される。	沼津市教育委員会編資料
文化 12	1815	入江長八（主屋鉛筆画創作者）誕生。松崎村出身の左官職人で後に名工と称される。	『伊豆長八の世界』2002
文政 4	1821	一叟の子、重兵衛が誕生する。（若くして亡くなり兵作を名乗ることはなかった）	戸籍帳等沼津市資料
文政年間		文政年間の飢饉の折、秋元兵作鎮陳が私財を投じて村を救った功績をたたえられ、地頭小笠原氏より戸田村取締役を命じられ、俳諧と「松城」の姓を与えられる。	『旗揚名士伝』「松城兵作君の傳」
文政 12	1829	植田儀直斬（松城家大工棟梁）誕生	過去帳（大行寺）
天保 4	1833	天保の飢饉（～天保 7）全国各地で大風雨、洪水、涝害などによる大凶作で、米価高騰、餓死者が続出し。各地で一揆・打ち壊しが発生。戸田村でも深刻な事態となる。	勝呂家日記
江戸	天保 10	10月 一叟の孫、熊三郎（二代兵作貞長（しげひさ））誕生	『旗揚名士伝』「松城兵作君の傳」
	弘化 4	俳諧増加され番刀を許される。	『旗揚名士伝』「松城兵作君の傳」
	嘉永 1	一叟の子、重兵衛が 27 歳の若さで亡くなる。	戸籍帳等沼津市資料
	嘉永 6	一叟の孫、二代兵作（熊三郎）が家督を継ぐ。	『旗揚名士伝』「松城兵作君の傳」
		安政地震で戸田は洪水被害。日露通商を求めて下田へ入港したロシア軍艦ディアナ号が大地震による津波で大破し、修理のため戸田港へ回航途中に沈没する。	『ゴンチャローフ日本渡航記』「太田家文書」、「勝呂家文書」
	安政 1	造船御用掛として村内有方者 8 名が選ばれ、松城兵作も代替船（ヘダ号）新造や諸物品の調達役を務める。	
安政 6	1859	米船、塩の貿付抜振	履歴書（明治 19）
明治	5	1872 松城家家相図作成・建設着手 学制発布（戸田でも義務教育）	家相図年紀 『戸田村のむかしばなし』3
	6	主屋上棟（ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵もこの頃か）	主屋棟札 『戸田村ふるさとの歴史』
	7	4月 熊三郎の長男、三代兵作（長）誕生 戸田に郵便局設置	戸籍帳等沼津市資料 『戸田村の年表』
	9	1876 戸田・井田村静岡県に編入	『戸田村の年表』
	12	1879 「都制」により「君沢戸戸田村」となる。	『戸田村ふるさとの歴史』
	13	1880 初代松城兵作（一叟）、84 歳で亡くなる。	『南右目報』明治 13.2.26
	14	1881 巡船を増やして繁榮（明治 15 年にかけて一号～五号船）。塩の買入など手広く商売	『明治十四年日々見聞録』
	15	1882 3 月ロシア軍艦が再び入港、松城兵作自宅に士官を招き饗応する。	『野田丑蔵覚書』
	16	1883 二代兵作（熊三郎）西伊豆銀行頭取に選手される。	履歴書（明治 19）
	20	1887 プチャーチンの娘オリガが戸田村を訪ね松城家に宿泊する。（亡父滞在時の謝礼）	『静岡大務新聞』明治 20.5.29
	22	1889 三代兵作（長）が駿豆汽船会社創設（1 回目の汽船会社）。「市町村制」で戸田が井田村を合併し「戸田村」に。入江長八没	『明治二年駿豆汽船会社株式会社』（企画書）、「戸田村ふるさとの歴史」
	23	1890 9 月 雄二郎誕生	戸籍帳等沼津市資料
	25	1892 二代兵作（熊三郎）が 53 歳で亡くなり、一叟と同じく菩提寺である妙法山蓮華寺に葬られる。	戸籍帳等沼津市資料
	27	1894 日清戦争（～明治 28 年）、三代兵作（長）が伊豆浦汽船株式会社創設	『太田家文書』
	29	1896 静岡県による郡制施行。君沢郡を廢し、戸田村は田方郡に編入	『戸田村ふるさとの歴史』
	30	1897 三代兵作（長）が駿豆汽船会社を合併して豆州共同汽船会社と改めて社長となる（～明治 39 年まで）。戸田郵便局で電報取り扱い開始	『静岡民友新聞』明治 30.11.17、『戸田村の年表』30.11.17、『戸田村の年表』30.12.2.
	31	1898 7 月 保（べす）誕生	戸籍帳等沼津市資料
	32	1899 三代兵作（長）が巴瀬製紙株式会社を興し社長となる。県議会議員にもなる。（～明治 44 まで三選）	『静岡民友新聞』明治 32.2.2、『戸田村の年表』32.2.2.
	36	1903 野野川流域大洪水により戸田村が大被害にあう。	『静岡新報』明治 36.7.11
	37	1904 日露戦争（～明治 38 年）、戸田郵便局電話取扱い開始。初めて電話開通。	『戸田村の年表』
	39	1906 戸田一修善寺間の陸路開通に三代兵作（長）が尽力する。	『戸田村のむかしばなし』3
	41	1908 井田の天野銀蔵（主屋 2 階オイルランプ寄贈者）らが発起人で、戸田一沼津間の海上機械船開通	『戸田村のむかしばなし』3
	45	1912 三代兵作（長）が衆議院議員となる。（～大正 3 年まで）	『静岡民友新聞』明治 45.5.18、『戸田村のむかしばなし』3

	3	1914	第1次世界戦、積田義兵衛亡くなる。	過去報(大行寺)
大正	5	1916	三代兵作(長)が戸田村長となる(～大正6.1)。第一発電所完成(松崎町中心に戸田・土肥・西伊豆立等含む電力供給計画)	『戸田村の年表』 『静岡新報』大正5.8.11
	6	1917	長の頃 保(やす)の培养子に雄二郎を迎える。松城兵作の諱名は途絶える。雄二郎は検事をしており、しばらく転々とする。大暴風雨	戸籍帳等沼津市資料 A、『戸田村の年表』
	7	1918	村内家庭の電灯工事が完成	『戸田村ふるさとの歴史』
	8	1919	妻男(もとお)誕生	戸籍帳等沼津市資料
	8～9	1919～1920	暴風雨、戸田大川流域水密度重なる。	『静岡民友新聞』 大正8.10.17、大正9.10.13
	12	1923	関東大震災、戸田村でも被害。「郡制」廃止	『静岡民友新聞』大正12.9.14、『戸田村の年表』
	13	1924	戸田大川流域防災構造大洪水、改正度量衡・メートル法	『野田寅吉一代の反省記』 『戸田村の年表』
	4	1929	戸田村電話開通式(加入者20人で組合結成)	『静岡県地震灾害史』
昭和	5	1930	北伊豆地震(戸田は被害少)	『戸田村の年表』
	7	1932	暴風雨	『戸田村の年表』
	9	1934	暴風雨	A、戸籍帳等沼津市資料
	10	1935	4月 みどり、山梨で誕生(雄二郎當時居宅)	『東京日日新聞』 昭和13.7.2
	13	1938	台風による水害、戸田村の被害甚大	『戸田村の年表』
	14	1939	第2次世界戦開始	『戸田村の年表』
	15	1940	暴風雨	『戸田村の年表』
	16	1941	太平洋戦争。大水害、戸田村の被害甚大	『東京日日新聞』 昭和16.7.15
	17	1942	三代兵作(長)が69歳で亡くなる。	A、戸籍帳等沼津市資料
	18	1943	暴風雨	『戸田村の年表』
	19	1944	みどり嫁隣で戸田に母(保)とともに移り住む。東南海地震(戸田の震度4)	A、戸籍帳等沼津市資料、『静岡県地震灾害史』
	20	1945	終戦	
	32	1957	雄二郎亡くなる。	
	36	1961	集中豪雨により戸田村大被害にあう。	『戸田村の年表』
平成	39	1964	みどり、菊池林三と結婚、戸田に迎える。	『戸田村の年表』
	43	1968	集中豪雨により戸田村被害	『戸田村の年表』
	51	1976	妻男亡くなる。	『戸田村の年表』
	53	1978	門の前の船着きの石階段から戸田大川に通じていた水路が埋め立てられる。(昭和49年の伊豆中地震後、東海地震が注目され防災のために。)	戸田村一般会計
	4	1992	林三、戸田村の教育長を務める。(平成4～7)	
	11	1999	登録有形文化財(建造物)に登録される。(主屋、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門柱及び扉、両袖襖付門)	
	14	2002	林三亡くなる。	
	15	2003	台風第10号	
	16	2004	台風第22号(戦後最大級勢力、松城家被害も記録が残る)	
	17	2005	戸田村が沼津市と合併(沼津市戸田)	
令和	18	2006	登録有形文化財の建物と併せ、宅地が重要文化財に指定される(主屋(附縁札)、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門及び扉、(附家相図)。宅地及び畠(井戸、池、石垣を含む))。	
	19	2007	所有者が沼津市に変更。防災施設事業(国庫補助事業)	
	21	2009	駿河湾地震(戸田の震度5弱)、東土蔵の壁など崩落	
	22	2010	灾害復旧工事(国庫補助事業)	
	28	2016	保存修理事業(国庫補助事業)着手	
	1	2019	みどり亡くなる。	
令和	2	2020	保存活用事業(国庫補助事業)着手	
	4	2022	保存修理事業・保存活用事業完了	

(注1) みどりの兄で、「昭和戦場配図」、「昭和戦場主屋・付築棟平面図」の作者

(出典)

- A: 松城みどり氏聞き取り(みどり氏が松城家住宅に居住した最後の人物)  
『藤原名士伝』「松城兵作君の傳」、山田万作、1891  
『伊豆長八の世界』、村山道宣編、木蓮社、2002  
収蔵書(『鉄道使用料定期納額』)、松城兵作、明治19(1886)  
『ゴンチャローフ日本渡航記』(高野明・島田陽説、雄松堂書店、1969)  
『戸田村のむかしばなし』第3巻、梅原秀吉、いさぶや印刷工業、1977  
『戸田村ふるさとの歴史』、戸田村教育委員会、1991  
『静岡県立方郡誌』、静岡県立方郡役所 編纂、長倉書店、1972  
『戸田村の年表』(手書き縮刷郷土資料)、齊藤栄一編、1982頃  
『静岡県地震灾害史』、静岡県防災情報研究所、1998

坂出新堀田塩の移出の6割は東京・清水方面といわれ、東京市場と清水・富士川・甲府・信州、あるいは沼津・裾野・御殿場・富士吉田・都留・大月方面に輸送ルートと市場が形成されていった。明治30年（1897）頃に現在の中央本線ルートで東京から甲州への塩輸送が開始されるまで、この近代初期の駿河湾からの塩の道は重要な意味を持ち、ここに、江戸時代に駿河湾地域の塩の流通特権を握っていた清水の問屋の清水船（鈴与など）と並んで下田船や戸田船が食い入ることになる。新規参入の戸田船は、東京への輸送にも参加したが、清水・沼津への塩輸送の一角を形成し、戸田船で最も有名だったのが松城家の甲子丸であった。松城船は主として坂出の塩問屋池徳太郎・三好栄蔵・樋口嘉吉らと契約し、大吉・千代吉・金平・治平・金兵衛・辰三郎・音吉らの船頭が運航する甲子丸帆船団が瀬戸内から駿河湾・東京湾をまたいで活躍した。松城家ではその間、明治20年（1887）4月に海難事故にみまわれるなど不運が続いていたが、和田伝太郎・足助喜兵衛ら沼津宿の名望家の沼津湊改築運動（静岡県庁や国への予算措置要求）に積極的に関わり、沼津の豪商層と結びつくとともに、経済的利害を背景とした政治運動に足を踏み入れていき生業としての廻船業は衰退していった。

### 松城兵作の政界進出

三代兵作<sup>（長）</sup>は、戸田小学校から静岡中学校に進み、さらに東京商科大学に学んだ。卒業後郷里に帰り、明治27年（1894）伊豆浦汽船株式会社を創設して社長になり、明治30年（1897）には、松崎町依田善六の駿豆汽船会社を併合して豆州共同汽船会社と改めて社長となつた。また、明治32年（1899）沼津の資本家であった金田龍次郎とともに巴港製紙株式会社を興し、社長となつた。同年兵作は県議員に当選、人口・経済の停滞が目立ちはじめた戸田地域を基盤の農田としていたため、その後の選舉に勝ち続けることは難しかったであろうが、当時としては大衆政治的な資質と政友会の上り調子の波を巧みに活かして、県政界で一目置かれる政治家として明治44年（1911）9月まで活動している。明治39年（1906）には東京溝汽船会社と豆州共同汽船会社とが併合して、その名誉顧問にもなり、県議会議員あるいは県参事会員として県下政友会の牛耳を執りながら、実業界でも活躍した。これらの衆望により明治45年衆議院議員の選舉で当選し国政まで上り詰めた。

大正4年（1915）3月、政友会の反対党である立憲同志会系の大隈重信内閣の下で衆議院總選挙が実施され、



写真1-2-2 松城兵作（松城家文書）

三代（長）

兵作は落選したが、政友会静岡県支部の全国大会代議員を務めるなど政友会県支部の役職を続いている。大正5年（1916）7月に戸田村長に転じたものの大正6年（1917）1月、衆議院が解散されるや戸田村長を辞し、衆議院選舉出馬の準備を進めたが、政友会公認には至らず、兵作は伊豆を地盤とする政友会代議士小泉策太郎を支える側にまわることになった。その後も政友会支部の役職を続けるなど兵作の政治活動はしばらく続いたが、昭和7年（1932）に引退し10年後の昭和17年（1942）に69歳で死去した。三代兵作（長）はそのほか、地方森林会員、静岡県茶葉連合組合常議員など多くの役職を兼ねたり、戸田一修善寺間の道路開通への尽力、蘿山中学（現静岡県立蘿山高等学校）の設立や焼津の海岸防潮堤の工事に關して大きな貢献をしている。

### 戦後の松城家

三代兵作（長）を最後に、その娘 保（やす）が婿養子に雄二郎を迎えた大正6年（1917）以降、松城兵作の繼承は途絶えた。松城家住宅の最後の居住者であったみどりが昭和39年（1964）に家長である夫として林三を迎えたが、廻船業と関わりを持つことも既になくなっていた。廻船問屋の敷地構えの名残であった門前の水路も、東海地震が注目された昭和53年（1978）防災のために埋立てられ、平成19年に所有者が沼津市へ変更となり現在に至る。

#### 【参考文献】

- 『戸田村史』 民俗編、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2014年
- 『戸田村史』 通史編、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2016年
- 『静岡県東部の偉人に学ぶ、ふるさと・まちづくり』、静岡県東部振興センター、1991年

### 第3節 建造物の概要

#### 第1項 文化財の指定

##### ①官報告示

文部科学省告示第九十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成十八年七月五日

文部科学大臣 小坂憲次

名称	員数	構造及び形式 <sup>b</sup>	所有者 <sup>c</sup>	所有者の住所 <sup>d</sup>	所在地
松城家住宅 主 屋	七棟	木造、建築面積二六六・七六平方メートル、二階建、桟瓦葺 附・棟札一枚 明治六年六月二六日	松城みどり 松城雄一郎	静岡県沼津市戸田 七二番地 東京都国立市	静岡県沼津市 戸田七二番地
ミ セ		木造、建築面積三二・二三平方メートル、二階建、桟瓦葺、西面 主屋に接続	松城茂樹	東京都国分寺市	
文 藏		土蔵造、建築面積一六・五二平方メートル、二階建、東面蔵前附 属、桟瓦葺、蔵前南面主屋に接続			
東 土 蔵		土蔵造、建築面積三九・六六平方メートル、二階建、西面庇付、 桟瓦葺			
北 土 蔵		土蔵造、建築面積三二・二三平方メートル、二階建、桟瓦葺			
門及び塀		門柱及び外堀 一棟 石造、折曲り延長八一・四メートル 庭門及び堀 一棟 石造、延長八・〇メートル 附・家相図 二枚 明治五年仲春 宅地及び堀 二、〇四五・四四平方メートル 七一番、七二番 右の地域内の井戸、池、石垣を含む			

##### ②指定説明

松城家は、西伊豆の良港として栄えた戸田で江戸後期から主に廻船業を営んで財をなし、戸田村の取締役も務めた<sup>(e)</sup>。明治五年（一八七二）までには、戸田大川右岸に現在の敷地を得ていた。

松城家住宅は、宅地中央に南面して主屋が建ち、主屋東面南寄りにミセ、北面西端に文庫蔵を接続する。宅地の南東隅には東土蔵、北辺中央には北土蔵を配し、南面東寄りに門口を構え、南辺と西辺及び北辺の西側に石塀を築し、北土蔵から東土蔵の間に石垣を築く<sup>f</sup>。宅地の西側は旧菜園で、西北辺に低い石垣を築く。敷地の東辺と北辺には水路がある<sup>(g)</sup>。

建築年代は、主屋が棟札から明治六年の上棟、大工は植田儀兵衛と判明する<sup>(h)</sup>。ほかは年代を示す明確な資料を欠くが、主屋と同時期に整えられたと考えられる。

主屋は、桁行一七・七メートル、梁間一三・四メートルの二階建、寄棟造、桟瓦葺で、四周に下屋をつける。東面北寄りに釜屋、西面北寄りに便所が附属する。南面は、東端にドマ入口を設け、中央に切妻造、起り破風の庇を設け式台構えとする<sup>(i)</sup>。外壁は、二階を目地を切つて石積風に仕上げた白漆喰塗とする。二階の南面と北面に腰高窓を開き、額縁上角を円弧につくり、円柱の中柱を立てる。二階西面には、櫛形欄間付の窓を三箇所に飾る<sup>(j)</sup>。

一階は、東端をドマとし、南側に一〇畳ヒロマ、八畳ポンゲンカン、八畳ザシキの表向きの三室が並び、北に折れて八畳ジョウダンノマと諸室が続く。北側は内向きで、東から一二畳半ナカノマとツヅマ、一一畳マエナンド、六畳オクナンドが食い違いに並ぶ<sup>(k)</sup>。ザシキとポン

<sup>b</sup> 指定寸法・面積を記載。復原など現状変更を経て整理した計画寸法・面積は、第2項 主要寸法（竣工）による。

<sup>c</sup> 平成19年に沼津市の所有となった。住所など個人情報詳細を伏せて引用した。尚、②指定説明文も一部表記を変えて引用している。

<sup>d</sup> 平成19年の所有者変更に伴い所有者住所は、静岡県沼津市御幸町16番1号となった。

ゲンカンは張付壁、棹縁天井、ジョウダンノマは床、棚、書院を飾り、金箔を散らした張付壁、張付天井とする。内向きの各室は漆喰塗壁で、マエナンドは天井も漆喰塗とする。

二階は、北側に階段室が食い込んだ変形八畳と一〇畳、南側に八畳二室を配し、南北に縁を設ける。階段室の東に六畳二室、一段低い踊り場を介した南東に六畳室を置く<sup>(八)</sup>。西側の四室の中央には円柱が立ち、階段室を含めて輸入壁紙の張付天井とし、天井廻縁と内法長押に練形を施す<sup>(九)</sup>。南北室境の内法は建具でアーチ開口を現し、引戸を建て込む。南西室の西面には床と上げ下げ窓を見せる書院、北西室の西面には床と隠し仏をもつ棚を設ける。

壁の各所には、左官の入江長八<sup>(一〇)</sup>とその一門の手による漆喰鎧絵を飾る。ドマ入口外側天井にはランプ釣元飾り「牡丹」、マエナンド天井にはランプ釣元飾り「秋の実り」、二階南面縁の外壁内面には「雨中の虎」の漆喰鎧絵がある<sup>(一一)</sup>。

ミセは、桁行五・五メートル、梁間五・八メートルの二階建、東西棟の切妻造、桟瓦葺で、南面に下屋をつける。外壁は大壁造白漆喰塗で、一階を押縁下見板張とする。正面は全面に格子を建て込み、潜戸を設け、内側に一本溝で雨戸を建ててる。内部は下屋部分を土間、一階を六畳の二室、二階を八畳の一室とする。二階は、使用人室としていた。

文庫蔵は、桁行四・五メートル、梁間三・六メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造、桟瓦葺である。外壁は白漆喰塗に海鼠壁とし、一階東面には蔵前をつけ、両開黒漆喰塗扉の戸口を設け<sup>(一二)</sup>、二階南面には両開白漆喰塗扉の窓を設け、小庇を付ける。一階の床板は、上げ蓋とする。二階は元豊敷で、西面北端を四尺幅の床とし、西面と東面に押入を設け、天井は白漆喰塗とする。

東土蔵は、桁行七・三メートル、梁間五・五メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造桟瓦葺とし、質蔵とも呼ばれた。西面中央は両開黒漆喰塗扉の戸口を設け、庇をつける。南面二階には両開白漆喰塗扉の窓を設け、小庇を付ける。外壁は白漆喰塗に海鼠壁とする。一階の床は北半を切石敷、南半を板敷とする。二階は北面を中棚付の戸棚とし、天井は戸棚内を含めて白漆喰塗とする<sup>(一三)</sup>。

北土蔵は、桁行九・一メートル、梁間三・五メートルの土蔵造二階建、東西棟の切妻造、桟瓦葺である。外壁は白漆喰塗に海鼠壁で、南面二箇所に石段と戸口を設け、南面二階は二箇所に小庇を付けた小窓を開く。内部

は、中央で間仕切って東を味噌蔵、西を米蔵とし、一階の床は石敷とする<sup>(一四)</sup>。

外周の石塀は、整層切石積で谷切の目地とする。基礎石上に、南面は七段、西面南半は九段、西面中央と北面は八段を積んで笠石を載せ、高さ二・〇～二・七メートルとする<sup>(一五)</sup>。門柱は、各々高さ九尺の一本の伊豆石である。主屋の式台東と南面石塀を繋ぐ石積の庭塀には、アーチ門を開く。

松城家住宅は、熟練した伝統的建築技術に基づいて洋風意匠を実現した建築年代の明確な明治初期の擬洋風住宅として、価値が高い。また、芸術作品としても優秀な漆喰鎧絵を要所に配するなど、当時の高度な左官技術を示す構造としても重要である。蔵などの附属建物が残るとともに、敷地は建設当初の形状や外廻りの構えをよく保持しており、併せて保存を図る。

#### 注

(一) 松城家は、文化年間から船を所有し、江戸や瀬戸内海方面の廻船を運航した。文政年間に旗本小笠原氏の戸田村取締役を努め、松城姓を与えられた。嘉永七年（一八五四）のロシア船ディアナ号沈没事故の際、代船「ヘダ号」の造船御用掛（八名）を努めるなど、造船も手がけた。

(二) 明治五年に作成された『家相図』（松城家所蔵）を附指定とする。これには、右下に「豆州戸田松城氏吉相之家圖／以曲尺一寸二分換壹間而／造家圖定方位辨吉／凶也」、左上に「維時／明治五年申歲／仲春吉晨 東易館 貞翁 宅戸頼母膝富邦 摂圖」の書き込みがある。

現状と比較すると、主屋一階平面は、階段位置に現存建物との相違が見られる。また、西土蔵と北土蔵は位置を変更して建設され、主屋南の土蔵は建設されなかった。これより、『家相図』は原計画で、これを再検討の上、各建物が建設されたものと思われる。

また『日記出入請帳』（松城家所蔵）に、明治六年一一月から明治八年一一月までの諸職への支払記録があり、遅くとも明治九年頃までに宅地内の建物が整えられたと推測される。

主屋の西方、宅地西北隅に二階建土蔵の基礎石が残る。大正年間の古写真では確認できるが、昭和一九年以前に取り壊された。西辺と北辺の石塀は土蔵に取り付いていたため、解体後に石塀を補足して西北隅を閉塞し、西面に裏木戸を設けている。また西土蔵の東に星敷社があったが取り壊さ

- れ、基壇切石積みのみ残る。
- なお、平成二年八月二三日に主屋、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門柱及び扉、両袖廻付門の七件が登録有形文化財（建造物）に登録されている。
- （三）敷地南面には、運河として利用されていた戸田大川に通じる水路があり、門の前に船着きの石階段が設けられていたが、昭和五〇年代に埋め立てられた。
- （四）主屋小屋裏に木箱に収められた棟札（主屋の附指定とする）があり、次のように記される。
- （表）岡象女神 工匠上田儀兵エ吉久敬白  
奉上棟大元尊神家門長久守護所  
五帝龍神 當主松城兵作藤原忠欽言  
（裏）（卦=坎）明治六癸酉西暦六月廿六日癸卯吉祥  
「兵作」は松城家代々の名で、施主は二代熊三郎（天保一〇年～明治二五年）と推定される。「上田儀兵エ」は大行寺（沼津市戸田）所蔵の過去帳により植田儀兵衛（文政一二年～大正三年）で、戸田村小中島の住人である。なお上棟日付の明治六年六月二六日の暦日干支は、實際は己酉で棟札の表記と合わない。明治六年六月に癸卯の干支を求める六月二〇日で、これは旧暦五月二六日にあたり、何らかの錯誤があったものと推定される。
- なお、後述の漆喰縁板の年紀から、造作は明治九年頃までかかったと考えられる。
- （五）平成四年に北面東端の付属室を撤去し、厨房兼食事室を増築した。併せて、西南面端の上便所と風呂を撤去した。
- 式台の懸魚と欄間の彫刻は石田半兵衛作と伝えられるが、劣化のため平成四年の改修時に取り替えられ、保存されている。石田は松崎町江奈出身で、左官入江長八と同郷、淨感寺塾の同門で、弘化二年淨感寺本堂再建の棟札に彫師石田半兵衛、彩色入江長八と名を連ねる。
- （六）鎧戸の内側に上げ下げガラス戸を建て込む南端窓を除いて、左官仕事による模造である。
- 南側縁の外には手摺付きバルコニーがあつたが、大正末期までに撤去された。この後、縁側側の漆喰窓に鉄製グリルをつけた手摺が設けられたが、昭和戦前期に撤去されている。
- 南端窓の鎧戸は、当初両開きであったが、平成四年に同意匠の片開戸に改修された。
- （七）ヒロマ表側の縁は平成四年に改修した。ナカノマ北側の台所とドマの北端部分、竈屋の内装は平成四年に改修した。台所北方の付属屋はこの時、撤去、改築されている。
- （八）踊り場の西には一階ナカノマ炉の煙出し煙道がある。主屋東面屋根に煙突を設けていたが、昭和四一年頃に撤去された。
- （九）二階中央の円柱を受けるために、一階オクナンドの南押入内に角柱を立てている。天井紙は、洋紙に薄茶色の下塗を施し、茶系の濃淡と青色を印刷する。ボルトガル製との伝承がある。
- （一〇）通称伊豆長八（文化一二年（一八一五）～明治二二年）。伊豆国賀茂郡松崎村明地の農家に生まれ、文政九年（一八二六）、左官閑助に弟子入り。天保四年（一八三三）江戸に出る。川越の狩野派喜多武清に師事。弘化四年（一八四七）から江戸深川八名川町で左官業を営む。明治八～九年には松城家の招きにより戸田に滞在した。明治一〇年に第一回内国勧業博覧会に出品し、「灰堀屏風」で花紋賞牌を得る。重要文化財（建造物）旧岩科学校校舎（明治一三年、静岡県賀茂郡松崎町）等に鍛絵作品を遺す（白鳥金次郎『名工伊豆長八伝』昭和三三年、村山道宣『伊豆長八の世界』平成一四年）。
- （一一）「牡丹」には「天祐之章」、「雨中の虎」には「乾道」の落款があり、いずれも入江長八の号。「雨中の虎」の画面左下に銘には次のようにあり、明治九年の作品と判る。「脣来月」は旧暦八月を指すのかもしれない。
- 「明九丙子脣来月  
坊者乾道陳人寫  
（落款=坊者）（落款=乾道）」  
そのほか、一階ジョウダンノマの附書院外面に「竹に雀」、二階北東座敷天井に「松竹梅」のランプ釣元飾り、同次の間に「龍」のランプ釣元飾り、同二室の欄間外壁に唐草、二階南面縁の中央間の押入外壁に「竹林」がある。
- （一二）内側の道具は、一本溝に土戸と格子戸を建て込み、左右に引分ける。他の蔵も同形式である。
- （一三）北面には後補のさしかけ下屋があり、内部を物入と便所としている。なお北妻面の軒高位置に庇取り付き痕跡があり、これより上部の妻壁を海鼠壁、これより下部を板張りとしている。なお、二階の床板には枘穴の痕跡があり、造り付けの棚が設けられていたことがわかる。
- （一四）西土蔵は「穀蔵」と呼ばれたといい、北土蔵

の西半は、西土蔵の解体後、米蔵として使われるようになった可能性がある。明治五年家相図には北土蔵位置の建物に「味噌香ノ物大吉」の書き入れがある。

北土蔵の東面は、軒高より下を板張、北面は鉄板張としている。昭和三〇年代の古写真ですでに板張りとなっており、傷みやすかった。屋根は、平成一六年冬の強風で破損したため、現在鉄板で仮葺している。また、戸口二箇所に通してつけた庇も、この時の強風で破損した。

(一五) 北西隅部では土蔵解体後にやや小振りの切石を積み、西面に裏木戸を設けている。西面石塀は平成一六年冬の強風により一部が倒壊し、補修した。

#### 【参考文献】

『静岡県近代和風建築総合調査報告書』(静岡県教育委員会 二〇〇二年)  
建部恭宣『松城家住宅の建築について』(二〇〇五年)

### ③指定範囲

次項に対応するため、修理前指定範囲を竣工図に重ねたものを下図に示す。

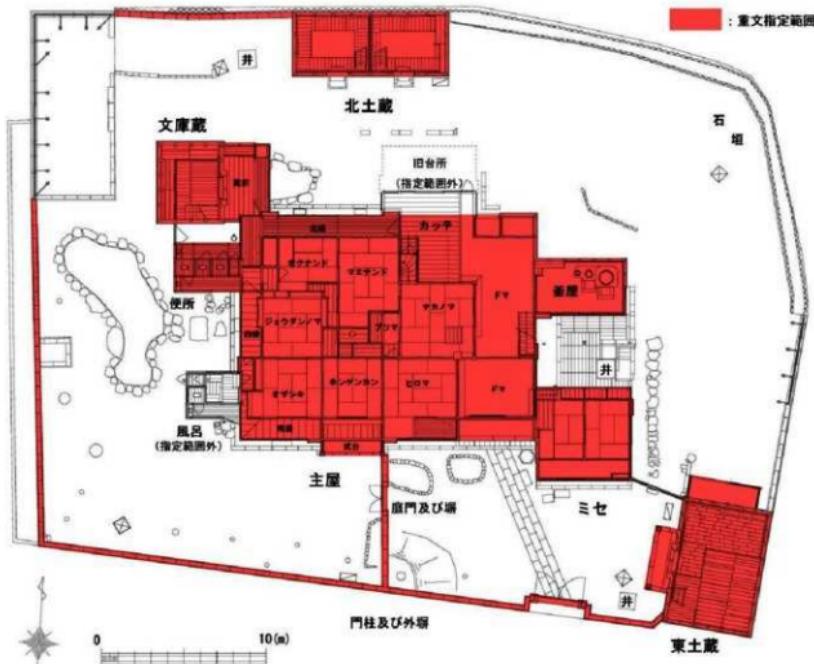


図1-3-1-1 指定範囲図（竣工、宅地書き上げ指定分は省略）

#### ④建物・室の名称

原設計図である家相図には松城家に関する各建物及びこれを構成する室の名称は一部を除いて示されず、普請時の記録も殆ど残されていないため、多くの部分が不明である。本工事を通じて用いた名称は、平成11年の登録有形文化財（建造物）への登録時及び、平成18年の重要

文化財（建造物）への指定時の一連の聞き取り調査などの結果用いられた名称に概ね従った。着工後の調査では後世の図面などを入手するとともに、改めて聞き取りも行ったが、それでも判然としない室名及び、既往調査時資料の呼称でも根拠のないものについては、今回便宜上「南縁」、「北東〇〇疊間」などの名称を設定した。

今回用いた名称		重要文化財指定説明に採用された名称または表現	重要文化財指定前調査資料	着工後聞き取りなどによる名称確認	家相図に書き込まれた手がかり 「 」は表記名称	昭和戦中スケッチ（着工後収集）での名称または手がかり 「 」は表記名称
主屋	主屋	主屋	主屋	母屋※	—	—
(1階)	ドマ	ドマ	ドマ	—	—	「土間」
	ヒロマ	ヒロマ	ヒロマ	広間※	—	「廣間」
	ナカノマ	ナカノマ	ナカノマ	中の間※	酒井軒の繪	「中之間」
	ホンゲンカン	ホンゲンカン	ホンゲンカン	本玄関※	—	「玄間」
	ブツマ	ブツマ	—	ブツマ	佛壇の文字	「佛間」
	オザシキ	オザシキ	オザシキ	座敷※	—	「座敷」
	ジョウダンノマ	ジョウダンノマ	ジョウダンノマ	上段の間※	—	「上櫛」
	マエンド	マエンド	マエナンド	前納戸※	—	「前納戸」
	オクナンド	オクナンド	オクナンド	奥納戸※	—	「奥納戸」
	カッテ	—	台所	—	—	「拂手」
	式台	—	式台	—	—	—
	南縁	—	—	—	—	—
	西縁	—	—	—	—	—
	北縁	—	—	—	—	—
(2階)	釜屋	—	洗面所	《釜場・風呂》	竈の絵	「カマド」／「風呂」
	風呂	—	—	《風呂・便所》	洗い場の繪	「客風呂」、個室・便器の繪
	便所	—	—	便所	個室・便器の繪	個室・便器の繪
	南西八疊間	“八畳”	“八畳”	—	—	—
	北西十疊間	“一〇畳”	“十畳”	—	—	—
	応接間	“八畳”	“八畳”	応接間※	—	—
	前の間	“変形八畳”	“八畳”	前の間	—	—
	龍の間	“六畳”	“六畳”	竈の間※	—	—
	次の間	“六畳”	“六畳”	次の間※	—	—
	板間	踊り場	板間	踊り場※	「板間」	—
	煙出	—	—	—	「煙出」	—
	南東六疊間	“六畳”	“六畳”	—	—	—
ミセ	ミセ	ミセ	ミセ	店※《帳場》	—	—
文庫蔵	文庫蔵	文庫蔵	文庫蔵	文庫蔵※	文庫最大吉	「文庫倉」
(1階) 蔵前	—	—	—	—	—	—
東土蔵	東土蔵	東土蔵	東土蔵	—	—	「質倉」
北土蔵	北土蔵	北土蔵	北土蔵	《米蔵》	味噌香・物大吉	「味噌倉」

\*とは、『登録有形文化財 松城家－詳述一』、松城林三（『伊豆の郷土史研究 第27集』、田文協編集委員会、2002年）での記載名称。

・着工後聞き取りは、松城家住宅最後の住人である松城みどり氏に行ったが、名称の漢字・ひらがな・カタカナの表記区別は不明である。また、《 》は、みどり氏が伝聞などにより認識していた旧駄または用途。

・●疊”は、具体的な室名でなく、畳数表現によって該当室が指し示されているもの。

・主屋2階南西八疊間の畳数は実際には9であるが、8畳座敷の骨格に、床駄1畳張り出しを加えて調整した変則平面である。前の間も実際の畳数は9である。

・主屋2階「前の間」の旧手縫い床の頭板には、「二階前所」の墨書きが残っており、当初は「前所」と呼称していた可能性が高い。

・上記以外の史料として、「明治一五年松城作日記」では文庫蔵を「演蔵」と呼んでいるようである。

第2項 主要寸法（竣工）<sup>9</sup>

## 【主屋】

区分	摘要	寸法
主体部		
桁 行	桁行両端柱間真々（1階） 〃 （2階）	17.831m 15.362m
梁 間	梁間両端柱間真々（1階） 〃 （2階）	13.574m 9.817m
軒 の 出	側柱真より1階広小舞外下角まで (東面) 〃 (北面) 〃 (南面・西面) 側柱真より2階広小舞外下角まで	1.741m 0.438m 0.653m 0.586m
軒 高	基礎石上端より1階広小舞外下角まで (東面・北面) 〃 (南面・西面) 基礎石上端より2階広小舞外下角まで (南面)	2.722m 2.633m 6.383m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで (南面)	10.614m
平 面 積	側柱内側面積 (1階) <small>※指定範囲外除く</small> 〃 (2階)	242.038 m <sup>2</sup> 150.446 m <sup>2</sup>
式台	(南突出部)	
桁 行	桁行両端柱間真々	0.909m
梁 間	梁間両端柱間真々	3.666m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで	0.644m
軒 高	基礎石上端より広小舞外下角まで	2.501m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで	4.290m
平 面 積	側柱真々面積	3.332 m <sup>2</sup>
金屋	(付属棟)	
桁 行	桁行両端柱間真々	5.454m
梁 間	梁間両端柱間真々	3.212m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで (南面) 〃 (北面)	0.688m 0.436m
軒 高	基礎石上端より広小舞外下角まで (南面) 〃 (北面)	2.315m 2.441m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで 〃 (越屋根)	3.703m 4.123m
平 面 積	側柱内側面積	17.518 m <sup>2</sup>
便所	(付属棟)	
桁 行	桁行両端柱間真々	3.984m
梁 間	梁間両端柱間真々	2.878m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで	0.499m
軒 高	基礎石上端より広小舞外下角まで	2.447m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで	3.734m
平 面 積	側柱真々面積	11.466 m <sup>2</sup>

合計	(指定範囲)	
延床面積	1階合計	274.354 m <sup>2</sup>
	2階合計	150.809 m <sup>2</sup>
	1・2階合計	425.163 m <sup>2</sup>
屋根面積	1階棟瓦平葺面積	202.243 m <sup>2</sup>
	2階棟瓦平葺面積	221.597 m <sup>2</sup>
	1・2階合計	423.840 m <sup>2</sup>

復原整備部 (指定範囲外)		
風呂	(付属棟)	
桁 行	桁行両端柱間真々	3.242m
梁 間	梁間両端柱間真々	2.708m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで	0.510m
軒 高	基礎石上端より広小舞外下角まで	2.437m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで	3.692m
平 面 積	側柱内側面積	8.779 m <sup>2</sup>
屋根面積	棟瓦平葺面積	15.794 m <sup>2</sup>
ガッテ (一部)	(北突出部南北)	
東西方向	両端柱間真々 (突出部のみ)	5.545m
南北方向	両端柱間真々 (突出部のみ)	1.454m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで	0.711m
軒 高	基礎石上端より広小舞外下角まで	2.608m
棟 高	基礎石上端より大棟頂上まで	4.685m
平 面 積	側柱内側面積 (突出部のみ)	8.062 m <sup>2</sup>
屋根面積	棟瓦平葺面積 (突出部のみ)	11.149 m <sup>2</sup>
合計	復原整備部 (指定範囲外)	
延床面積		16.841 m <sup>2</sup>
屋根面積		26.943 m <sup>2</sup>

整備活用部 (指定範囲外)		
旧台所	(北突出部北半)	
東西方向	両端柱間真々	5.545m
南北方向	両端柱間真々	2.728m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで	0.711m
軒 高	RC基礎上端より広小舞外下角まで	2.390m
棟 高	RC基礎上端より大棟頂上まで	4.613m
平 面 積	側柱内側面積	15.121 m <sup>2</sup>
屋根面積	棟瓦平葺面積	26.048 m <sup>2</sup>

総合計	(指定範囲) + (指定範囲外)	
延床面積	1・2階合計	457.125 m <sup>2</sup>
屋根面積	1・2階合計	476.831 m <sup>2</sup>

<sup>9</sup>主には解体調査の結果を整理して推定した計画寸法・面積を示す。当初の施工誤差・経年変形による寸法変更に、組立時の歪み補正実施なども総合的に加味考察した最終的な推定値であるため、工事登注の際に現況を実測して定めた設計寸法や、本組立工事で実際に施工した寸法とは必ずしも一致しない。

## 【ミセ】

区分	摘要	寸法
桁 行	桁行両端柱間真々(1階)※1	5.777m
	" (下屋)	5.526m
	" (2階)※1	5.777m
梁 間	梁間両端柱間真々(1階)	4.318m
	" (下屋)	1.191m
	" (2階)	4.318m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで(下屋)	0.615m
	側柱真より2階広小舞外下角まで	0.525m
軒 高	下屋基礎石上端より広小舞外下角まで(下屋)	2.255m
	基礎石上端より2階広小舞外下角まで	3.386m
	基礎石上端より大棟頂上まで	5.375m
平 面 積	側柱内側面積(1階)	31.222 m <sup>2</sup>
	" (2階)	24.641 m <sup>2</sup>
	(合計)	55.863 m <sup>2</sup>
屋根面積	桟瓦平葺面積(下屋)	12.116 m <sup>2</sup>
	" (2階)	40.318 m <sup>2</sup>
	" (1階東庇)	1.610 m <sup>2</sup>
	" (2階窓庇)	1.269 m <sup>2</sup>
※1 変則平面のため北側通り寸法(最大値)を示す		(合計) 55.313 m <sup>2</sup>

## 【東土蔵】

区分	摘要	寸法
桁 行	桁行両端柱間真々(1階主体部)	7.272m
	" (西面出入口庇)	3.551m
	" (北下屋)	4.242m
	" (2階)	7.272m
梁 間	梁間両端柱間真々(1階主体部)	5.054m
	" (西面出入口庇)	1.370m
	" (北下屋)	1.489m
棟 高	基壇石上端より大棟頂上まで	5.054m
	側柱内側面積(1階)	6.884m
	" (2階)	36.753 m <sup>2</sup>
平 面 積	(合計)	84.687 m <sup>2</sup>
	桟瓦平葺面積(大屋根)	53.627 m <sup>2</sup>
	" (西面出入口庇)	8.928 m <sup>2</sup>
	" (北下屋)	10.107 m <sup>2</sup>
屋根面積	" (2階窓庇)	2.438 m <sup>2</sup>
	(合計)	75.100 m <sup>2</sup>

## 【北土蔵】

区分	摘要	寸法
桁 行	桁行両端柱間真々(1階主体部)	9.090m
	" (2階)	9.090m
梁 間	梁間両端柱間真々(1階主体部)	3.546m
	" (2階)	3.546m
棟 高	基壇石上端より大棟頂上まで	5.993m
	側柱内側面積(1階)	32.233 m <sup>2</sup>
	" (2階)	32.233 m <sup>2</sup>
平 面 積	(合計)	64.466 m <sup>2</sup>
	桟瓦平葺面積(大屋根)	45.458 m <sup>2</sup>
	" (1階庇)	6.994 m <sup>2</sup>
	" (2階窓庇)	2.240 m <sup>2</sup>
(合計)		54.692 m <sup>2</sup>

## 【門及び塀】

区分	摘要	寸法
門柱		
高 呂	磯石上端より頂上まで	2.724m
外 塀		
南 明 東 半	折れ曲り延長(姿)	5.760m
南 明 西 半	折れ曲り延長(姿)	30.700m
西 塀	延長(姿)	21.030m
北 塀	延長	10.750m
	(合計)※3	68.240m
庭 塀	アーチ含む全長	8.000m
外 塀	(復原整備部、指定範囲外)	
東 塀	延長	6.620m

※3 現状変更により後補部分撤去

## 【文庫蔵】

区分	摘要	寸法
桁 行	桁行両端柱間真々(1階主体部)	4.545m
	" (蔵前・東下屋)※2	4.545m
	" (2階)	4.545m
梁 間	梁間両端柱間真々(1階主体部)	3.636m
	" (蔵前・東下屋)	2.715m
	" (2階)	3.636m
軒 の 出	側柱真より広小舞外下角まで(蔵前)	0.631m
	" (東下屋)	0.544m
軒 高	東基礎石上端より広小舞外下角まで(蔵前)	2.647m
	" (東下屋)	2.256m
棟 高	基壇石上端より大棟頂上まで	6.986m
	側柱内側面積(1階)	29.322 m <sup>2</sup>
	" (2階)	16.526 m <sup>2</sup>
平 面 積	(合計)	45.848 m <sup>2</sup>
	桟瓦平葺面積(大屋根)	30.800 m <sup>2</sup>
	" (蔵前)	13.336 m <sup>2</sup>
	" (2階窓庇)	2.240 m <sup>2</sup>
屋根面積	(合計)	46.376 m <sup>2</sup>
	鋼板葺面積(東下屋)	6.235 m <sup>2</sup>

※2 主体部取付位置での寸法(最大値)を示す

### 第3項 構造形式（竣工）

#### 【主屋】

##### 概要

桁行 17.8m、梁間 13.6m、2 階建、寄棟造、平入、  
桟瓦葺、四周下屋付き、南下屋上部バルコニー付き。  
南面式台突出、桁行 0.9m、梁間 3.7m、切妻造、起  
り屋根、桟瓦葺。東面釜屋接続、桁行 5.5m、梁間  
3.2m、平家建、切妻造、桟瓦葺、越屋根付き。西面  
南半風呂接続、桁行 3.2m、梁間 2.7m、平家建、切  
妻造、桟瓦葺。西面北半便所接続、桁行 4.0m、梁間  
2.9m、平家建、切妻造、桟瓦葺。北面カッテ突出  
(指定範囲外)、桁行 1.5m、梁間 5.5m、平家建、切  
妻造、桟瓦葺。北面西端文庫蔵蔵前に接続、東面南端  
ミセに接続、式台南東柱に庭廊取付。

#### 平面

##### (1階)

宅地中央に南面して建ち、南東ドマ及び式台に主たる出入口を設け、南東ドマ東側北半及び北東ドマ北側西半にも出入口を設ける。1階四周を下屋構造とし、北方は、北東ドマよりひと続きのカッテを張り出す。東面南端は南東ドマより上り段を介してミセに接続し、北面西端は北縁より文庫蔵蔵前に接続する。東面は北東ドマより釜屋に接続し、西面は西縁より便所及び風呂にそれぞれ接続する。

間取りは、北東部を下手として、ドマ（南東・北東）、ナカノマ、カッテ、マエナンド、オクナンドを配し、南西部を上手として、ヒロマ、ホンゲンカン、オザシキ、ジョウダンノマを配し、1階の中心位置にブツマを置く。

南東ドマは、南面を下手の出入口（ワキゲンカン）とし、西面は上り段を介してヒロマに通じ、北面は格子戸を介し北東ドマへ繋がる。北東ドマは、東面南端に板間（中二階）へ通じる箱階段を置き、北面東半を物置とする。ナカノマ北東部矩折に廻した上り段より、ナカノマへ通じ、西面北半はカッテ板床と一体空間とする。ナカノマは、南東寄りに半間四方の圍炉裏を切り、北面西端に2階へ通じる廻階段を配し、北面残りはカッテに繋がりさらに（旧）台所へと続く。ブツマは、作り付けの仏壇を置きヒロマ、ナカノマへ接続する。マエナンドは、南西に押入を配し、東面北半内法上に廻階段西半の構造区画を張り出し、階段下収納を設ける。オクナンドは、南面東半に押入、西半に丁字棚、西面北半にトコを配し、西面中程の開き換より西縁に通じる。



図 1-3-3-1 主屋説明図 1

ヒロマは南東ドマ境北端に大黒柱を建て、南面西側に置き戸 1 叠を張り出し、南面東側の縁と一体空間に繋ぐ。ホンゲンカンは、南面を上手の出入口とする式台に接続し、北側に押入を配す。オザシキは、西面北半にトコ、南半を 1 叠張出しとして明書院を設え、南西は南縁に繋がる。ジョウダンノマは、オザシキ境に上段框を置いた上段構えとし、西面南半より西縁に繋がる。座敷飾りは西面北半に明書院、北面に連棚及びトコ、東面北半に丁字棚を設え、東面南半には押入を設置する。

##### (2階)

東西に棟を配し、1階より廻階段及び箱階段を通じて繋がり、南面外側に木製バルコニーを設ける。

間取りは、西半は前の間、広接間、南西八疋間、北西十疋間の 4 室を大径綾り丸太柱を中心とする田の字形に配し、東半は、中程西寄りに 1 階ナカノマ圍炉裏の上部煙出区画、東寄りに板間（中二階）を配し、そ

れより階段を介して、北方は次の間、南方は南東六疊間へ通じる。主体部2階西半と東半は、廻階段東脇廊下を介して前の間と籠の間を接続する。

前の間は、北東隅を廻階段区画とし、東面南半は1疊張出しと上部天袋付き、北半には押入を備え、北面は廊下に繋がる。応接間は東面を押入とし、南面は廊下を介して雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。南西八疊間は、西面北半にトコ、南半に1疊張出しと火燈枠付き明り窓を備え。南面は廊下を介して雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。北西十畳間は、北面は廊下に通じ、西面北半にトコ、南半に丁字棚を設えるが、丁字棚の壁を上下式として裏面に「隠し仏」と伝わる祭壇空間を備える。籠の間は、松城家唯一の室内大壁塗込の間とし、北面には窓を配す。次の間は、東面北半に押入、南半にトコを備え、北面に障子窓及び窓下収納を設ける。南東六疊間は、東面に押入、西面にトコと丁字棚を設え、南面に窓及び窓下収納を設けた上で、雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。

## 基礎

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大的な礫石地盤の上、根石据付。柱礎石または土台基礎は、建物外周東面・南面東半・北面東半及び内部ドマ廻り化粧部は、根石上に安山岩切石布敷、建物外周西面・南面西半・北面西半化粧部は、根石上に安山岩沓石及び地覆石据付。床下柱礎石及び東石は、根石上に安山岩または花崗岩の自然石または切石据付。主屋南側門戸までの歩道は、飼石調整の上、花崗岩切石敷。

## 軸部

1階は全て角柱とし、ヒロマ・ドマ・ナカノマ取合いで大黒柱を1本建てる。東面・南面東半・北面東半側柱及び内部ドマ廻り化粧部柱は土台に納建ち、その他柱は礎石建ちまたは沓石に納建ち。東面下屋のみ頑柱入り腕木にて出桁を受け、北・西・南下屋は側桁と入側柱を繋ぎまたは垂木で固める。側廻り開口部には縁框兼用差敷居を入れて床廻りも固める。主体部1階柱は天井梁（桁）を縱横に組み、居室部境には足固めを入れ、ドマ・カッテ廻り及びナカノマ・ヒロマでは室境に差鴨居を入れる。主体部・下屋柱は壁部に貫を差し渡し模締めとする。

2階柱は西半田の字形4室区画中央の1本を円柱とするほかは全て角柱とし、1階柱筋とは無関係に縱横天井梁に納建ちとする。柱頭は側桁または縦横中引梁で固め、壁部には貫を差し渡し模締めとする。



図1-3-3-2 主屋説明図2

## 床組

1階縁廻りは、構縁は主体部足固めまたは入側柱と縁框兼用差敷居とを直接根太で固め、切目縁は両者を縁繋ぎで固め、これに直交して縁根太を配る。1階室内は、大引は床束で受け、足固めまたは大引と天端を同高に揃えて根太を掛ける。カッテは、上り框をナカノマ北面の差敷居及び床束と、台所焼柱に差し渡し、大引・根太を組み要所を床束で支える。

2階は、1階の縦横天井梁を床梁とし、天端を同高に揃えて根太を掛ける。

## 小屋組・軒

全て和小屋とし、1階下屋は側桁と入側桁、もしくは側桁と出桁に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・裏甲・瓦座で軒瓦を受ける。下屋のうち東面及び北面東端のみ広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。

2階は縦横の中引梁に側桁を組み、小屋束を建てて1段目の小屋梁を縦横に受け、さらに小屋束を建てる。1段目の小屋梁には端母屋を渡す。下から2段目の小屋梁は長材とせざり、外寄り半間のみの繋梁として母屋を受ける。3段目は梁間方向に小屋梁を架け、その上に

棟通りの桁行梁を渡し、それぞれ母屋を受けて小屋束を建てる。4段目は梁間方向に小屋梁を架け、その上に母屋及び棟通りの桁行梁を渡し、桁行梁には小屋束を建てる。棟木を受ける。各段小屋梁、桁行梁及び檼梁の端先に四周同高に回した母屋へ垂木を渡し、側桁から棟木まで固める。四周軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、外壁頂部長押形より軒瓦までひと続きの揚げ裏塗喰仕上とする。

## 屋根

全て小舞野地の上、杉皮下地、桟瓦葺とする。

下屋は南西隅・北東隅を寄棟に回し、南東隅はミセ壁面、北西隅は文庫蔵下屋片流れ屋根に取合う。突出部は式台及びカッテの切妻屋根が接続し、付属棟は切釜屋・便所・風呂の切妻屋根が接続してそれぞれ谷を形成する。隅棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、隅鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び隅巴で納める。主屋壁面際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、ミセ壁面取合い際熨斗は熨斗瓦2段、目地漆喰巻とする。式台は起り付き切妻屋根とし、箕甲は目地漆喰巻の風切丸瓦1列と掛瓦及び隅巴で納める。式台大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び隅巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。カッテは切妻屋根とし、大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

2階は東面に黒漆喰塗煙突を設ける寄棟屋根とし、大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦7段、雁振瓦を伏せ、鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。隅棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦3段、雁振瓦を伏せ、隅鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び隅巴で納める。

## 壁・柱間装置

### (1) 隅外周

**南面** 東より第一間、開放。第二間、外側雨戸5枚引、内側ガラス入格子窓5枚引連、西端戸袋付き。第三間、開放、内法上欄間影刻嵌め殺し、上部真壁鼠漆喰仕上、東西袖壁外部真壁鼠漆喰仕上。西端間、雨戸5枚引、東端戸袋付き。

**西面** 南より第一間、雨戸3枚引。第二間、風呂内部に戸袋取込。第三間、板戸片開。第四間、戸袋。第五間、雨戸5枚引。第六間、板戸片引。第七間、便所内部に戸袋取込。北端間、雨戸3枚引。カッテ突出部(南より一間分)、板戸片引、内法上真壁鼠漆喰仕上。

**北面** 西より第一間、板戸片引。第二間、戸袋。第三間、雨戸4枚引。第四間、雨戸3枚引、東端はカッテ内部に戸袋取込。第五間、開放。第六間開放、内法上大壁黒漆喰仕上。東端間海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。

**東面** 南より第一間、ミセ内壁を兼ねる真壁中塗仕上。第二間、ミセ側板戸2枚引、主屋側腰付障子2枚引連。第三間、外側雨戸2枚引、内側腰付障子2枚引連、内法上大壁黒漆喰仕上。第四間、板壁及び戸袋、内法上大壁黒漆喰仕上。第五間、板壁、内法上大壁黒漆喰仕上。第六間、板戸2枚引連、内法上釜屋内壁を兼ねる真壁中塗仕上、釜屋上方大壁黒漆喰仕上。第七間、釜屋内壁を兼ねる真壁中塗仕上、釜屋上方大壁黒漆喰仕上。第八・九間、海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。カッテ突出部(南より一間分)、板戸2枚引、内法上大壁黒漆喰仕上。

### (1) 隅内部及び間仕切

**ワキゲンカン** 東面・西面・北面東端間・北面西端間、真壁黄大津仕上。北面中央間、外側板戸2枚引、内側腰付障子2枚引、内法上真壁黄大津仕上。

**南東ドマ** 南面東端・西端間・中央間内法上・東面内法上・真壁漆喰仕上。北面東半、格子戸4枚引連、内法上板壁。同西半、腰下及び内法上板壁、中段模様入りガラス窓嵌め殺し。

**北東ドマ** 南面内法上板壁。東面南より第一・二間箱階段周囲・第三間内法上・第四・五間、真壁漆喰仕上、同第三間内法上神棚付き。西面北半、通り土間取合開放。北面東より第一間、押入、上下段各板戸2枚引連、内法上及び押入内部真壁漆喰仕上。同第二間、出入口、板戸2枚引連、内法上真壁漆喰仕上。同出入口踏込内部、東面・南面内法上・北面内法上真壁漆喰仕上、西面板壁。通り土間北面、板戸片開。東面、北より第一間、外側雨戸2枚引、内側腰付障子2枚引連。同第二間、板壁。

**ヒロマ** 東面、戸袋4枚引連、内法上真壁漆喰仕上。北面東より第一間、障子入板戸4枚引連、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、障子入換片開、内法上真壁漆喰仕上。西面、戸袋4枚引連、内法上神棚。南面東より第一間、腰付障子2枚引連、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、開放・内法上真壁漆喰仕上。ヒロマ南方縁及び張出し1疊東面・西面、真壁鼠漆喰仕上。

**式台** 東面・西面、真壁鼠漆喰仕上。

**ホンゲンカン** 南面、外側腰良戸4枚引連、内側腰付障子2枚引連。北面東より第一・二間、各押入、戸袋2枚引連、同押入内部真壁漆喰仕上、間仕切板壁。

**オザシキ** 南面東より第一・二間、各腰付障子 2 枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。同西端間、障子窓付き金散らし和紙張付壁、垂れ壁金散らし和紙張付壁。西面南半明書院、障子 4 枚引違、内法上欄間障子嵌め殺し、垂れ壁及び腰下金散らし和紙張付壁、同北側袖壁・垂れ壁及び内法金散らし和紙張付壁。西面北半、トコ、落掛上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部 3 方金散らし和紙張付壁。北面・東面、各襖 4 枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。

**南縁** 東面、真壁鼠漆喰仕上。北面東より第一・二間、内法上・東より第三間・西矩折部北面・西矩折部東面内法上及び腰下真壁鼠漆喰仕上。

**ジョウダンノマ** 東面南半、押入、襖 2 枚引違、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上。同北半丁字棚、天袋・地袋各襖 2 枚引違、地袋上 3 方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上。北面東半、トコ、落掛け上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部 3 方金散らし和紙張付壁。同西半達棚及び天袋、襖 2 枚引違、達棚 3 方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋内部真壁漆喰仕上。西面北半火燈枠付き明書院、書院障子 4 枚引違、内法上・腰下及び明書院内部 3 方金散らし和紙張付壁。同南半、腰付障子 2 枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。南面内法上金散らし和紙張付壁。

**西縁** 北面及び南面、各舞良戸片開、袖壁真壁漆喰仕上。東面北より第一間、真壁漆喰仕上、第二間、明書院外側 3 方真壁漆喰仕上、火燈枠周囲漆喰刷刻「竹に雀」。西縁南奥、東面・南面真壁漆喰仕上。西縁北奥、東面北より第一間、開放、内法上真壁漆喰仕上、第二間、真壁漆喰仕上。北面板壁。南面出入口開口、袖壁板張り縁側押え。同オクナンド踏込、北面・南面、真壁漆喰仕上、東面内法上真壁漆喰仕上。

**ナカノマ** 東面、帯戸 5 枚引違、内法上南より第一・二間、各障子窓 2 枚引違、同内法上北端間真壁漆喰仕上。北面東半、帯戸 4 枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同西半、廻階段取合開放、内法上真壁漆喰仕上。西面北半、障子入板戸 2 枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同南半、障子入板戸 3 枚引違、内法上真壁漆喰仕上。南面東半、腰下及び模様入りガラス窓上板壁、内法上真壁漆喰仕上。

**マエナンド** 南面東半矩折部、真壁漆喰仕上、障子窓嵌め殺し、内法上真壁漆喰仕上。同西半、押入、上段襖 2 枚引違、下段板戸 2 枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上。西面北半、襖 3 枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同南半、押入、襖 3 枚引



南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

図 1-3-3-3 主屋説明図 3

連、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上。北面東より第一・二間、各腰付障子2枚引違、欄間障子1枚嵌め殺し及び欄間障子2枚引違、垂れ壁真壁漆喰仕上。東面北半、押入、換3枚引違、内法上廻階段西半の構造区画張り出し、真壁漆喰仕上、同押入内部板壁。

**オクナンド** 東面、内法上真壁漆喰仕上。北面東より第一・二間、各腰付障子2枚引違、欄間障子2枚引違、垂れ壁真壁漆喰仕上。西面北半、トコ、落掛上壁真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆塗喰、トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同西半、襖片開、内法上真壁漆喰仕上。南面西半丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方金散らし和紙張付壁、内法上真壁漆喰仕上、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上。同東半、押入、換2枚引違、内法上及び押入内部真壁漆喰仕上。

**ツツマ** 開口部及び嵌め殺し障子窓以外、内法上とも真壁漆喰仕上。

**北縁** 東面、板戸片開、内法上真壁漆喰仕上。南面西端間、内法上とも真壁漆喰仕上。西面矩折部境開放、内法上裏表とも板壁、同矩折部東面北より第二間、内法上とも真壁漆喰仕上、同南面板壁、内法上真壁漆喰仕上。

**カッテ** 北面西より第一間、内法上とも真壁漆喰仕上。第二間、板戸4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。西面北より第一間、板戸片引、内法上真壁漆喰仕上。第二間、内法上真壁漆喰仕上。南端間、廻階段下押入、上下段とも各板戸2枚引違、同廻階段下押入内部板壁。南面西より第一間、廻階段境開放。

## (2) 隅外周)

**南面** 東より第一間、石積風漆喰塗大壁。第二・三間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。第四間、石積風漆喰塗大壁。第五・六間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。第七間、石積風漆喰塗大壁。第八・九間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。西端間石積風漆喰塗大壁。

**西面** 石積風漆喰塗大壁、南寄りに外側體窓開き、内側ガラス入上げ下げ窓、中程及び北寄りに各漆喰窓附付き。

**北面** 西より第一間、石積風漆喰塗大壁。第二～五間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び各間境漆喰塗オーダー柱、そのうち第二・三間を通して鉄板張雨戸4枚引、第四・五間を通して鉄板張雨戸4枚引。第六間、

石積風漆喰塗大壁。第七・八間を通して漆喰蛇腹付き大窓枠、上部漆喰影刻「唐草」、中央漆喰塗角柱。東端間、石積風漆喰塗大壁。

**東面** 石積風漆喰塗大壁、中央二間通して漆喰蛇腹付き窓枠及び間に漆喰塗角柱、外側體窓兩開き、内側各ガラス入格子窓嵌め殺し、さら内側板戸2枚引。

## (2) 隅内部及び間仕切)

**南西八疊間** 南面西より第一・二間、各腰付ガラス障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。西面南半、開放張出し1疊、内法上各金散らし和紙張付壁、同張出し西方火燈枠付き金散らし和紙張付壁、両袖壁金散らし和紙張付壁、同奥宝室風漆喰塗、ガラス入上げ下げ窓枠ベンキ塗。同北半、トコ、落掛け金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。北面、子持ち式太鼓張換枠嵌め殺し、2箇所小襖片引き、内法上全長に金散らし和紙張付壁、壁抜き欄間風。東面、換4枚引違、内法上全長に金散らし和紙張付壁、壁抜き欄間風。

**北西十疊間** 西面南半丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上、丁字棚裏側「隠し仏」。同北半、トコ、落掛け金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。北面西より第一・二間、各腰付障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面、換4枚引違、内法上全長に金散らし和紙張付壁、壁抜き欄間風。

**前の間** 南面、子持ち式太鼓張換枠嵌め殺し、中央小襖2枚引違、内法上全長に金散らし和紙張付壁、壁抜き欄間風。北面西半、腰付障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。同東半廻階段張出し、腰付障子2枚引違、内法上各金散らし和紙張付壁。東面北より第一間、廻階段張出し、金散らし和紙張付壁・火燈枠付き、明障子4枚引違。同北より第二間、押入、換1枚片引、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同北より第三間、張出し1疊及び天袋、内法上金散らし和紙張付壁、同天袋襖2枚引違、内部真壁漆喰仕上。

**応接間** 南面西より第一・二間、各腰付ガラス障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面北より第一・二間、各押入、換2枚引違、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。

**南廊下** 南面、腰下窓敷居・嵌板・幅木及び内法上

板鶴居ベンキ塗り。同西より第三間内法のみ漆喰影刻「雨中の虎」。東・西面、各ベンキ塗り板戸片開、内法上真壁漆喰仕上、内部戸袋兼用物入れ。北面西より第一～四間、各内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上、柱頭斗形飾。同東端間内法、漆喰影刻「竹林」、内法上真壁漆喰仕上。

**北廊下** 北面西より第一～三間、腰下窓敷居・嵌板・幅木及び内法上板鶴居ベンキ塗り。同第四間、腰下窓敷居及び内法上板鶴居ベンキ塗り。東・西面、各ベンキ塗り板戸片開、内法上真壁漆喰仕上、内部戸袋兼用物入れ。南面、西より第一～三間、各内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上、柱頭斗形飾。同東端間内法、箱状雜作及び嵌殺し障子棒周囲真壁鼠漆喰仕上、内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上。

**廻階段及び階段室** 北面、中段板壁ベンキ塗・アーチ形板戸片開周囲枠付き、同2階部分金散らし和紙張付壁、円窓枠付き明障子嵌め殺し、内法上金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面、下段板壁ベンキ塗、同中段天井裏収納、板戸2枚引違、同上段影刻付き手摺、同2階部分、帯戸2枚引違、同内法上小壁金散らし和紙張付壁。南面、下段開放、同中段真壁漆喰仕上、同上段影刻付き手摺、同2階部分、内法上金散らし和紙張付壁。西面、下段板壁ベンキ塗、同中・上段影刻付き手摺及び板壁ベンキ塗、同2階部分、内法上上下及び火燈窓周開金散らし和紙張付壁。

**廻階段東脇廊下** 北面、大壁漆喰仕上・幅木付き。西面内法上、大壁漆喰仕上。南面、大壁漆喰仕上・幅木付き、中段に前の間押入換片開周囲枠付き。東面、大壁漆喰仕上・幅木付き、出入口洞床風剣抜開放。

**龍の間** 北面、大壁漆喰仕上・疊寄兼用幅木付き、東方窓額縁ベンキ塗、同内法上2箇所通気用丸孔鋼線亀甲網付き。東面、大壁漆喰仕上・腰付障子4枚引違。南面、大壁漆喰仕上・疊寄兼用幅木付き。西面、大壁漆喰仕上・幅木付き、出入口洞床風剣抜開放。

**次の間** 北面西より第一間、障子窓2枚引違、地袋板戸2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同地袋内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二間、戸袋換片開、腰下嵌め殺し板戸風板壁、内法上真壁漆喰仕上、同戸袋内部板壁及び外壁裏面漆喰砂撒き放し。東面北半、押入、襖2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同南半床室、落掛上真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰、同トコ内部鼠漆喰絞り風紋様付き。南面西より第一間、腰付障子2枚引違・夏用戸袋交換式、内法上真壁漆喰仕上、同第二間、内法上とも真壁漆喰仕上。西面、内法上真壁漆喰仕上。

**板間(中二階)** 北面西より第一間、下段床下収納、板戸2枚引違、同手前板階段・掛外し式。同第二間、下段床下収納、板戸2枚引違、中段及び内法上真壁漆喰仕上。東面北より第一・二間、各下段及び内法上真壁漆喰仕上、同第三間、皿戸袋付き、下段・中段・内法上各真壁漆喰仕上。南面西より第一間、下段階段取付、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、下段床下裏収納、板戸2枚引違、中段及び内法上各真壁漆喰仕上。西面北より第一・二間、各下段ナカノマ内法上障子窓2枚引違、各中段・内法上各真壁漆喰仕上。

**南東六疊間** 北面西より第一間、真壁鼠漆喰仕上、内法上真壁淡赤色漆喰仕上。同第二間、腰付障子2枚引違・夏用戸袋交換式、内法上真壁淡赤色漆喰仕上。東面北より第一間、押入、襖2枚引違、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二間、押入、襖片開、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。南面第一・二間通してガラス入格子窓4枚引違、同第一・二各間、地袋襖2枚引違、内法上板壁、ガラス入欄間嵌め殺し、同地袋内部板壁。西面北より第一間、トコ、落掛上真壁淡赤色漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同第二間、丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方金散らし和紙張付壁、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上及び板壁。

## 床・天井・その他

### (1階)

ドマ(南東・北東)、土間三和土、根太天井。ナカノマ、縁付疊12疊敷・半間四方圍炉裏付き、棹縁天井・围炉裏上部棚抜目透板張り。箱階段、弁柄漆塗。ワキゲンカン、土間三和土、漆喰揚げ裏天井・漆喰影刻中心飾「ランプ掛けの牡丹」(別称「牡丹」)。北出入口踏込、土間三和土、棹縁天井。カッテ、上床試板張り、取外式疊寄せ、縁付置疊3疊、根太天井。マエンド、縁付疊11疊敷、漆喰揚げ裏天井・漆喰影刻中心飾「ランプ掛けの果実」(別称「秋の実」)。東面内法上、廻階段構造区画張出し・鏡天井風。オクナンド、縁付疊6疊敷・トコ疊1疊、棹縁天井。ヒロマ、縁付疊11疊敷、南方東半樽縁、棹縁天井。ホンゲンカン、縁付疊8疊敷、棹縁天井。式台、切目縁形式、棹縁天井。オザシキ、縁付疊9疊敷、框トコ、棹縁天井。ジョウダンノマ、縁付疊8疊敷、框トコ及び連棚下押板、金散らし和紙張付天井。ブツマ、縁付疊1疊敷・拭板張り併用、棹縁天井。南縁、切目縁、棹縁天井。

西縁、切目縁、棹縁天井。北縁、博縁、棹縁天井。

## (2階)

前の間、縁無疊 9 叠敷、模様印刷洋紙張付天井。応接間、縁無疊 8 叠敷、模様印刷洋紙張付天井。南西八疊間、縁無疊 9 叠敷・框トコ、模様印刷洋紙張付天井。北西十疊間、縁無疊 10 叠敷・トコ板疊、模様印刷洋紙張付天井。南廊下、博縁、漆喰掲げ裏天井。北廊下、博縁、漆喰掲げ裏天井。廻階段及び階段室、階段材及び床板うるみ漆塗、手摺弁柄漆塗。妻出し部漆喰掲げ裏天井、階段室模様印刷洋紙張付天井。廻階段東脇廊下、拭板張り、漆喰掲げ裏天井。龍の間、縁無疊 6 叠敷、漆喰掲げ裏天井・漆喰影刻中心飾「ランブ掛けの龍」(別称「龍」)。次の間、縁無疊 6 叠敷・宝床押板、漆喰掲げ裏天井・漆喰影刻中心飾「松竹梅」。板間(中二階)、荒床板葺敷、棹縁天井。南東六疊間、縁付疊 6 叠敷・框トコ、棹縁天井。バルコニー、博縁形式・手摺格子付きベンキ塗。

## 【主屋付属棟（釜屋・便所・風呂）】

### 平 面

#### （釜屋）

東西に棟を配し、大棟中央付近に越屋根を設け、南面全体及び東面南半を外からの出入口とし、西面南半を主屋への出入口とする。東半北寄りに大・中・小 3 連の竈を配し、このうち大・中のものには石組を地下に掘り据えた焚口を設ける。

#### （便所）

東西に棟を配し、北面西端には木戸が取り付く。内部は南側及び北側にそれぞれ廊下及び、西端壁付の小便器を設ける。棟下桁行方向に、東より物入れ及び大便用個室 3 室を並べる。東面は主屋取合い通りに板戸または雨戸兼用板戸を配し、北廊下及び、南廊下への出入口とする。個室及び、主屋西縁内東西方向に設けた板壁により、上手からの使用には南廊下。付属小便器及び西端大便用個室をあて、下手からの使用には、北廊下、付属小便器、東端物入れ及び大便用個室 2 室をあて、動線を区画する。

#### （風呂）

東西に棟を配し、南側に廊下及び、西端壁付の小便器を設け、そこから北へ続く大便用個室を設ける。北東隅 2 間四方を風呂、北西 1 間四方を踏込とし、西面北端を外からの出入口とする。東面は主屋取合い通りに雨戸兼用板戸または開き戸を配し、それぞれ風呂棟内便所及び、風呂棟内風呂への出入口とする。間仕切及び、主屋西縁内東西方向に設けた板壁により、オザ



図 1-3-3-4 釜屋説明図

シキから南縁を介した風呂棟内便所の使用と、ジョウダンノマから西縁を介した風呂棟内風呂の使用動線を区画する。

## 基礎

### (釜屋)

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の礎石地業の上、根石据付。根石上に安山岩切石布敷。釜屋外部南方井戸屋根部分は、飼石調整の上、凝灰岩切石敷。

### (便所・風呂)

建物側通り及び間仕切通りは、根石据付の上、砂岩切石布敷または安山岩沓石及び砂岩地覆石据付。風呂洗い場内部は、飼石調整の上、凝灰岩切石敷。

## 軸部

### (釜屋)

柱は土台に柄建ち、側桁を組み、妻梁・小屋梁を架けて固める。開口部には差鶴居を入れ、壁部には貫を差し渡し楔締めとする。

### (便所・風呂)

柱は土台に柄建ち・沓石に柄建ち併用。側桁・妻梁・小屋梁を高さを揃えて組み、壁部には貫を差し渡し楔締めとする。

## 床組

### (便所・風呂)

大引は用いせず、足固めまたは上り樋、根太掛を直接根太で固める。

## 小屋組・軒

### (釜屋)

化粧屋根裏の和小屋とし、側桁に小屋梁を架け、その上に棟通りの桁行梁を渡し、それぞれ小屋束を建てて棟木・母屋を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、外壁上部大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。越屋根は、大屋根垂木上に受け材を渡して柱を建て、頭繫ぎを組み棟木を受ける。軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、軒廻り・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

### (便所・風呂)

和小屋とし、側桁・妻梁及び間仕切頭繫ぎを同高に廻してそれぞれ小屋束を建て、棟木・母屋を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で



図 1-3-3-5 便所説明図

軒瓦を受け、蟻羽枝外部分のみ揚げ裏漆喰仕上とし、棟木・側桁それぞれの木口と破風板表面に瓦片を張り付け海鼠壁風に仕上げる。

## 屋根

全て小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺とする。

### (金屋)

切妻屋根とし、蟻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰巻盛・鬼台及び拌巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

越屋根は切妻屋根とし、大屋根取合い際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とする。越屋根棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、鬼瓦と黒漆喰巻盛・鬼台及び拌巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とし、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。

### (便所・風呂)

切妻屋根とし、蟻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰巻盛・鬼台及び拌巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

## 壁・柱間装置

### (金屋)

**南面** 西より第一～三間通して外側雨戸5枚引、西端戸袋付き、内法上大壁黒漆喰仕上。同第一～三各間、内側腰付障子2枚引違。

**西面** 海鼠壁、南端内法部分、板戸2枚引違。

**北面** 海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。

### 内部及び間仕切

開口部以外真壁中塗仕上、北面西より第一・二間～西面北より半間にかけて垣折棚3段、北面西より第三～六間通して竈上方棚1段。

### (便所)

**南面** 西より第一間、真壁砂漆喰変り塗スタッコ風仕上、桃形剥抜窓付き、腰下杉皮網代張額縁押え、内法上透欄間嵌め殺し。第二間、開放・高欄付き、床下換氣式羽目板堅胸縁枠、内法上透欄間嵌め殺し。

**西面** 海鼠壁水切付き、同中央上部松葉形下地窓漆喰仕上、腰下板枠・堅胸縁押え、上部大壁砂漆喰仕上石積風浅目地入。

**北面** 西より第一間、腰下板壁、上部開放。第二間、床下とも開放、腰部架木付き。東端間、床下とも



図1-3-3-6 風呂説明図

開放。

#### 内部及び間仕切

**南廊下** 南面西より第一間、真壁鼠塗喰仕上・桃形窓開口、腰下板壁。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁塗喰仕上。北面西より第一間、板戸片開、方立付き袖板壁。第二～四間、各真壁塗喰仕上。東面、出入口開口。

**北廊下** 南面西より第一間、真壁塗喰仕上。第二・三間、各板戸片開、方立付き袖板壁。第四間、板戸片開。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁塗喰仕上。北面、西より第一間、腰下板壁。東面、出入口開口。

**西端個室** 西・北・東面、各真壁塗喰仕上・黒漆塗幅木付き、西面のみ松葉形窓開口。

**中・東個室** 西・南・東面、各真壁塗喰仕上・黒漆塗幅木付き。

**東端物入** 西・南面、各真壁塗喰仕上、東面戸袋。

#### (風呂)

**南面** 西より第一間、真壁砂塗喰変り塗鑿波調仕上・松葉形剝抜窓付き、腰下板壁名栗仕上・竹押え、内法上透欄間嵌め殺し。第二間、床下とも開放。

**西面** 三間通して上部大壁砂塗喰仕上石積風浅目地入。北より第一間、板戸片開・水切付き。第二・三間、通して腰海鼠塗水切付き、腰下板枠・堅桐縁押え、同第二間部分、腰上部格子窓、障子窓2枚引違。

**北面** 三間通して腰下簾子下見板張り、西より第一間、腰上真壁塗喰仕上。第二・三各間、腰上部格子窓、障子窓2枚引違、上方真壁塗喰仕上。

#### 内部及び間仕切

**南廊下** 南面西より第一間、真壁塗喰仕上・松葉形窓開口、腰下板壁。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁塗喰仕上。北面西より第一間、板戸片開、方立付き袖板壁。第二・三間、各真壁塗喰仕上。東面、出入口開口。

**西端個室** 西・北・東面、真壁塗喰仕上・黒漆塗幅木付き、西面窓開口。

**洗い場** 西面北より第一間、板戸片開、内法上真壁塗喰仕上。第二間、腰部堅板張り・目板打ち、腰上真壁塗喰仕上。北面西より第一・二間、腰部各堅板張り・目板打ち、腰上各窓開口、上方各真壁塗喰仕上。東面北より第一間、出入口開口・階段取付。第二間、戸袋。南面西より第一・二間、腰部各堅板張り・目板打ち、腰上各真壁塗喰仕上。

**北東踏込** 各面、開口部以外真壁塗喰仕上。

#### 床・天井・その他

##### (釜屋)

土間三和土、北東寄り三連竈、黒漆喰仕上、大・中竈地下切下げ切石積焚口付き、化粧屋根裏。

##### (便所)

南廊下・北廊下、博縁・小便器下素焼龜埋込、棹縁天井。西端個室、板床・黒漆塗桶箱付き、桶箱下素焼龜埋込、棹縁天井。中・東各個室、板床・桶箱付き、桶箱下素焼龜埋込、棹縁天井。東端物入、板床・主屋下屋軒裏現し。

##### (風呂)

南廊下、博縁・小便器下素焼龜埋込、棹縁天井。西端個室、板床・黒漆塗桶箱付き、桶箱下素焼龜埋込、棹縁天井。洗い場西半、切石敷、同東半、浜床式脱衣台・棹縁天井。北東踏込、切石敷、棹縁天井。

#### 【ミセ】

##### 概要

桁行5.8m、梁間5.5m、2階建、切妻造、平入、桟瓦葺、南面下屋付き。西面北端主屋に接続、東面南端木戸取付。

##### 平面

##### (1階)

宅地南東寄りに南面して建ち、南面下屋を土間として外部からの主たる出入口とし、主体部西面北端に主屋南東ドマと通じる内部出入口を設け、さらに主体部東面掃出口から地上に通じる。土間は東西ひと続きとするが、主体部は建具により東・西2室に分け、それぞれ北面に押入を設ける。東室北面・西面には箱階段を設け2階に通じる。

##### (2階)

箱階段を上がった南側を踏込とする前室を置き、南西小部屋と東側八疊室にそれぞれ繋がる。東側八疊室北面には押入を設け、南東隅には1階神棚上部結界とする箱状造作を取り付け天板で塞ぐ。

##### 基礎

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。柱礎石または土台基礎は、建物外周は根石上に安山岩切石敷、内部土間境は、根石上に安山岩沓石及び地覆石据付。床下は、根石上に安山岩自然石礎石または東石据付。

## 軸部

全て角柱とし、主体部西面北半は主屋側柱がこれを兼ね、同南半へ下屋西面は独立柱とする。1階柱は主体部桁行方向北より第二通り東より第二・四柱を除き2階小屋組まで通し柱とする。側柱は土台に納建ち、その他柱は礎石建ちまたは沓石に柄建ち。主体部は、足固め・差敷居・胴差・2階床梁（桁）・差鶴居・側桁・妻梁で固め、下屋柱は側桁及び繩梁で固める。主体部・下屋柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

## 床組

1階は、間仕切通りに足固めを入れ、これと天端を同高に揃えて大引を入れて床束で受け、さらに天端を揃えて根太を掛けける。北側押入床下は北側通り根太掛と大引とで根太を受ける。

2階は、1階の縦横天井梁を床梁とし、根太掛（1階天井縦継）を天端に乗せて根太を掛け、1階天井板が2階床板を兼ねる。北側押入は南北方向柱通りの繋ぎ板と北側通り根太掛とで根太を受ける。

## 小屋組・軒

下屋・主体部とも化粧屋根裏の和小屋とし、下屋は側桁と重木掛を垂木で固め、直接野地を受けて広小舞・裏甲・瓦座で軒瓦を受ける。下屋蟻羽は破風板で納め、破風板背面木口は柄振板で納める。

主体部は、側桁に小屋梁を架けて小屋束を建て、1段目の小屋梁を架ける。その上に棟通りの桁行梁及び母屋を渡し、桁行梁にはさらに小屋束を建てて棟木を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、南面は外壁頂部長押形蛇腹より軒瓦まで、北面は外壁上部より軒瓦まで揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とするが、東面東端及び西面は南面より延長して外壁頂部に長押形蛇腹を回し、同様に黒漆喰仕上とする。

1階東面窓底は、腕木で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて蟻羽は破風板で納める。2階東面窓底も同様とするが、軒裏・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

## 屋根

大屋根及び下屋屋根は小舞野地の上、杉皮下地、桟瓦葺とし、1・2階窓底はベタ野地の上に直接桟瓦を葺く。

大屋根は切妻屋根とし、蟻羽は目地漆喰巻の風切丸



図1-3-3-7 ミセ説明図1

瓦を南面では2列、北面では1列を入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦5段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び押巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

下屋は片流屋根とし、蟻羽瓦は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は熨斗瓦2段、目地漆喰巻とし、両端小口を影盛・鬼台黒漆喰で塞ぐ。

1・2階窓底は片流屋根とし、際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺に棒漆喰を付ける。

### 壁・柱間装置

#### (外周)

**南面** 子持ち式格子枠嵌入し、中央小型格子戸1枚引、内側雨戸5枚引。西縁柱及び側桁西蟻羽部分鋼板巻。

**東面** 1階部分、廊子下見板張り、中央付近鉄口庇、雨戸2枚引、北脇戸袋付き、内側腰付障子2枚引、南端木戸取付。2階部分、大壁黒漆喰仕上、中央付近黒漆喰塗窓底、雨戸2枚引、内側障子窓2枚引違。

**北面** 1階部分、西より第一間、東寄りに主屋東下屋南端柱を巻き込み、腰海鼠壁水切付き、内法上真壁黒漆喰仕上、同西端、真壁黒漆喰仕上。同第二間、真壁黒漆喰仕上。同第三・四間（当初井戸屋根取付、際垂木及び棚板掛以外復原または再用せず）、腰堅板張り、腰上真壁黒漆喰仕上。

2階部分、絶間通して大壁黒漆喰仕上水切付き。

**西面** 主体部下屋とも石積風漆喰塗大壁、下屋南端柱及び側桁木口・破風板鋼板巻。

#### (1階内部及び間仕切)

**下屋** 南面、格子枠開口、東端戸袋付き。東・西面、真壁中塗仕上。北面西より第一・二間、差敷居下、各斗形化粧束間飼線亀甲網張り、内法上真壁中塗仕上。

**東室** 南面、腰付障子4枚引違。東面南より第一間、真壁中塗仕上、内法上神棚付き、第二間、掲出口開口、第三間、真壁中塗仕上。北面西より第一・二間、各上下2段押入、各板襖2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面、襖4枚引違。

**西室** 南面、腰付障子4枚引違。東面、東室境開口。北面西より第一間、箱階段、箱階段周囲真壁中塗仕上、第二間、上下2段押入、各板襖2枚引違、同押

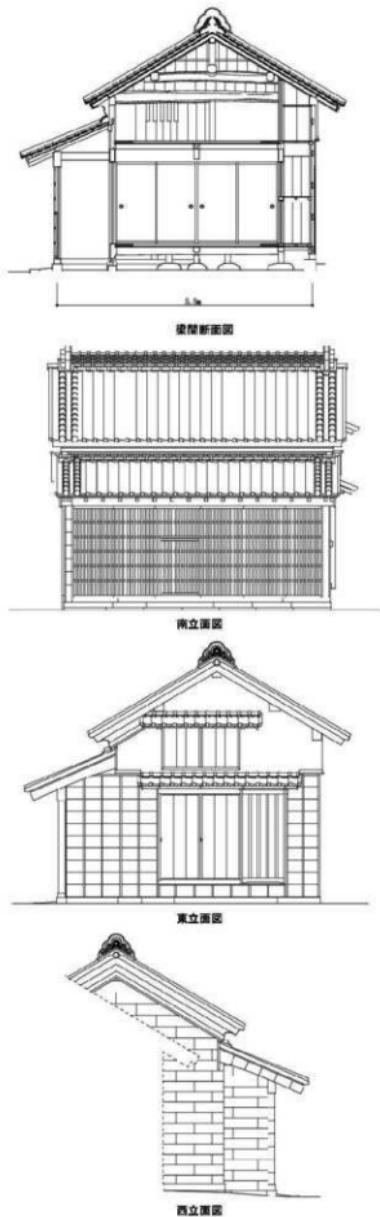


図1-3-3-8 ミセ説明図2

内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面北より第一間、板戸2枚引違、外（主屋土間）側腰付障子2枚引違、第二間、主屋側壁裏・ミセ内壁とも真壁中塗仕上、南端間、真壁中塗仕上。

#### (2階内部及び間仕切)

**東側八疊室** 南面各間、真壁中塗仕上、東端箱状造作付き。東面、南より第一間、箱状造作上真壁中塗仕上、第二・三間、開口以外真壁中塗仕上、第三間に皿戸袋付き。北面西より第一間、押入、襖片開、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁、第二間、押入、襖2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面北半、開放、小屋組材間各板壁、同南半、柱・小屋組材間各板壁、南北小部屋取合い板壁内法部分に無双窓。

**南西小部屋** 南・西面、各真壁中塗仕上。東面、柱・小屋組材間各板壁、東側八疊室取合い板壁内法部分に無双窓。北面、板戸2枚引違、内法上小屋組材間各板壁。

**前室** 南面、南北小部屋開口以外、柱・小屋組材間各板壁。東面内法上、柱・小屋組材間各板壁。北面、真壁中塗仕上。西面、真壁中塗仕上、主屋南下屋小屋組材張板隠し。

### 床・天井・その他

#### (1階)

下屋、土間三和土黒漆喰仕上、化粧屋根裏。東室、縁付2畳敷、根太天井、南東隅神棚上部堅穴区画。西室、縁付2畳敷、北西踏込板敷1畳、根太天井。

#### (2階)

東側八疊室、縁付2畳敷、南東疊東端及び同位置床板を切り替箱状造作取付、化粧屋根裏、垂木下端に野地隠し板取付。南西小部屋、荒床板窪敷、化粧屋根裏。前室、荒床板窪敷、化粧屋根裏、垂木下端に野地隠し板取付。

### 【文庫蔵】

#### 概要

土蔵造、桁行4.5m、梁間3.6m、2階建、切妻造、平入、棟瓦葺。東面下屋（蔵前）付き、桁行4.5m、梁間1.8m、さらに東に銅板葺下屋付き、桁行4.3m、梁間0.9m。蔵前南面主屋北縁に接続、主体部南面西端木戸取付。

### 平面

#### (1階)

宅地北西寄りに東西して建ち、蔵前を内蔵空間として、出入口を主屋西縁北端に限る。蔵前内部は北面に書棚を設け、東面を開放として一段上がった博絵を張り出し、その北端に金庫を置く。主体部は北面西矩折に押入を配し、南東隅に箱階段を設け2階に通じる。

#### (2階)

南面を箱階段上り口とし、西面北端をトコ、それより南方を押入とし、東面北半も押入とする。

### 基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周は根石上に江戸切土仕上の安山岩基礎石1段を据え、その上に安山岩切石2段を布敷に回し基壇とする。出入口扉位置にはさらに安山岩煙返石を乗せる。床下は上段切石基礎下端まで砂利混じりの土を突き固め、転ばし根太を受ける安山岩自然石据付。上段切石は要所矩形に刺抜き、鋼線亀甲網張りの通気口とする。

蔵前は、根石上に安山岩脊石及び地覆石据付、銅板葺下屋は、北端を花崗岩切石3段組基壇、南端を安山岩脊石据付とする。

### 軸部

全て角柱とし、主体部は、外周を2階桁まで通し柱とする。側柱は土台に納建ち、間柱は大引または2階床梁に納建ち。大引、2階床梁（桁）、側桁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

蔵前は、主体部側張付柱基壇建ち、北面間柱のみ土台に納建ち、それ以外の柱は杏石に納建ち。根太・上り樋（転用前差敷居）、側桁・差鶴居・繩梁で柱脚、柱頭を固め、柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

銅板葺下屋柱は、北方を基壇石に納建ち、それ以外を杏石に納建ちとし、足固め兼用差敷居、側桁兼用差鶴居・繩梁で固める。

### 床組

主体部1階は、土台と天端を同高に揃えて転ばし大引を入れ、さらに根太まで天端を揃えて掛ける。2階は、1階の天井梁（桁）を床梁（桁）とし、根太掛（1階天井廻縁）とともに全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

蔵前は、主体部東面床下に設けた版築土壁と蔵前側通り根太掛とを直接根太で繋ぐ。

銅板葺下屋柱は、蔵前側通り根太掛と足固め兼用差

敷居とを直接根木で繋ぎ、池上へ張出す床とする。

### 小屋組・軒

主体部は、側桁に小屋梁を架けてその上に棟通りの桁行梁を架け、それぞれに小屋束を建てて、母屋・棟木を受ける。母屋・棟木に垂木を渡して側桁から棟木まで固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。2階南面窓底は、腕木・持送板で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて蟻羽は破風板で納め、軒裏・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

蔵前は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて軒先広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。蟻羽は破風板で納め、蟻羽を一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

銅板葺下屋は、側桁と垂木掛に直接野地板を渡す板軒とし、蟻羽は破風板で納め、銅板巻とする。

### 屋根

大屋根は切妻屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、さらに二重野地（当初は土居塗り）を設けて桟瓦葺とする。蟻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、輪連風瓦入り漆喰胴塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拌巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。拌巴には円形ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

2階窓底は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接桟瓦を葺き、際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺には棒漆喰を付ける。

蔵前は片流屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、桟瓦葺とし、蟻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦2列を入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、目地漆喰巻とし、南北小口を影盛風漆喰で塞ぎ、北端にはさらに軒丸瓦を付ける。

銅板葺下屋は銅板一字葺とし、軒裏まで銅板で包み込む。

### 壁・柱間装置

（主体部外周）

**南面** 1階部分、海鼠壁水切付き、西端木戸取付、2階部分、大壁黒漆喰仕上、中・上段水切付き、中央西寄り窓底、兜栂・実柱枠とも黒漆喰塗仕上、掛け式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側帶鉄格子及び銅線亀甲網

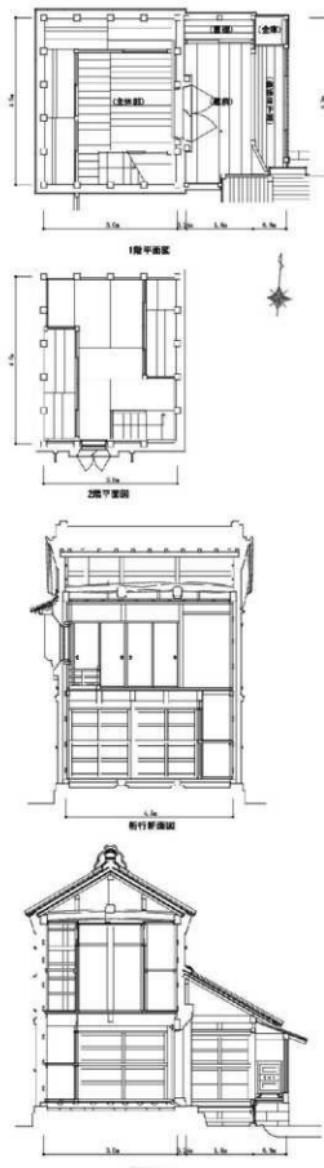


図1-3-3-9 文庫蔵説明図

張り、さらに内側ガラス入格子窓片引。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

**東面** 蔵前上方、大壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。藏前取合い、大壁漆喰仕上、中央南寄り出入口、兜桁・実柱黒漆喰塗仕上、掛子式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子網戸片引。

**北面** 1階部分、海鼠壁水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上。中・上段水切付き。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

**西面** 1階部分、海鼠壁水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上、中段水切付き。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

#### (主体部内部及び間仕切)

**1階** 南面、箱階段、同周囲真壁漆喰仕上。東面北より第一・二・四・五間、内法上とも真壁漆喰仕上。同第三間、出入口開口。西・北面、矩折に各上下2段押入、各板戸2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上。

**2階** 南面東より第一・二間、内法上とも真壁漆喰仕上。同第三間、窓開口、腰下・内法上とも真壁漆喰仕上。西面北より第一間、トコ、落掛上真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同第二間、押入、襖4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。北面、内法上とも真壁漆喰仕上。東面北より第一間、押入、襖4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二・三間、内法上とも真壁漆喰仕上。

#### (蔵前)

**南面** 海鼠壁(破れ目地張り)、上部明り窓、帯鉄格子付き、ガラス窓嵌め殺し。

**北面** 腰海鼠壁(破れ目地張り)水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。

**東面** 銅板葺下屋取合い開放、床下簾子下見板張り。

#### 内部及び間仕切

北面、上下2段書棚、各板戸2枚引違、同書棚内部真壁漆喰仕上及び板壁。南面東半、北縁出入口開口、主屋北下屋部端部取り込み、西半、真壁漆喰仕上、内法上明り窓開口。東面、上り樋(転用前差敷居)～差鶴居内法開放、垂れ壁板張り。

#### (銅板葺下屋)

**東面** 北より第一間、板壁銅板張り。第二間、鉄筋連子窓、内側ガラス入格子窓4枚引違、足固め兼用差敷居、側桁兼用差鶴居、側柱化粧部銅板包み。

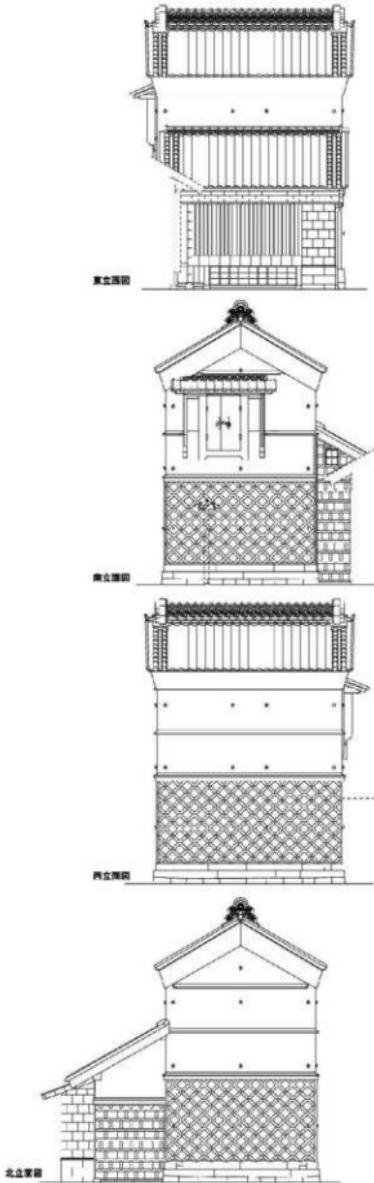


図 1-3-3-10 文庫蔵説明図

**北面** 板壁銅板張り。

#### 内部及び間仕切

北端間、東・北・西3方板壁。東面北より第二間、鉄筋通子窓開口、同南端間、袖壁板張り胴縁押えとして主屋北下屋戸袋に取合う。

#### 床・天井・その他

##### (1階)

主体部、拭板張り。根太天井。藏前、拭板張り、化粧屋根裏。銅板葺下屋、轉縁及び北端間金庫下厚板、化粧屋根裏。

##### (2階)

縁付登5段敷・トコ畳1畳、トコ内部とも漆喰掲げ裏天井。箱階段上り口高欄手摺付き。

### 【東土蔵】

#### 概要

土蔵造、桁行7.3m、梁間5.1m、2階建、切妻造、平入、棗瓦葺。北面下屋付き、桁行4.2m、梁間1.3m。西面出入口土庇、桁行3.6m、梁間1.4m。北面東端及び西南端石擣取付。西面北端木戸取付。

#### 平面

##### (1階)

宅地南東隅に西面して建ち、内部は全体に石敷きとした上で、ほぼ南半を板張りの置床とする。南面には奥行のある収納棚を取り付け、南西隅の側折階段より2階に通じる。北面下屋は、北面西半を開放として外部からの使用に限る。

##### (2階)

北面に奥行のある収納棚を取り付け、東面・西面にそれぞれ壁付棚、室中央に独立棚を2列設ける。

#### 基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周西面は根石上に安山岩切石2段、南面は江戸切仕上の安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、安山岩切石2段、東面は江戸切仕上の安山岩基礎石2段の上、安山岩切石2段、北面は安山岩切石1段とし、それぞれ最上段の切石上端を同高に回し布敷とする。出入口扉位置にはさらに安山岩煙返石を乗せ。内部は凝灰岩切石敷。

北面下屋及び西面上土庇は、根石上に安山岩切石1段を布敷に回すが、土庇柱位置ではさらに安山岩脊石を

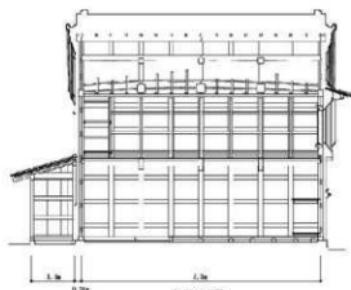
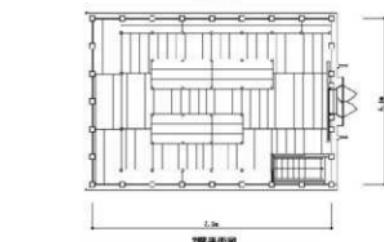
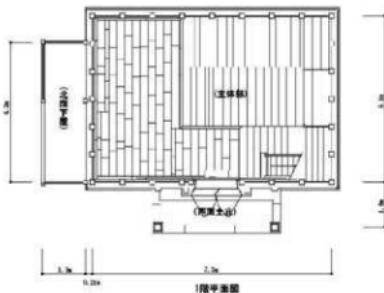


図1-3-3-11 東土蔵説明図1

乗せ礎石とし、出入口には安山岩切石1段を据えて段石とする。

### 軸部

全て角柱とし、主体部は、外周を2階桁まで通し柱とする。側柱は土台に納建ち、2階間柱は床梁に納建ち。2階床梁（桁）、側桁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

西面土庇は、柱は各石に納建ち、柱頭を桁で固めさらに主体部柱と繋梁で固める。

北面下屋は、柱は土台に納建ち、側桁と主体部側張付柱を繋梁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

### 床組

主体部1階は、石敷に床框と大引を軸ばし、根太天端が土台天端と同高になるよう根太を掛ける。2階は、1階の天井梁（桁）を床梁（桁）とし、根太掛（1階天井廻縁）とともに全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

### 小屋組・軒

主体部は、側桁に小屋梁を架けてその上に2列の桁行梁を架け、それぞれに小屋東を建てる。西方と東方の小屋東は直接端母屋を受け、中2本の小屋東には二重梁を架けてその上に母屋及び棟通りの桁行梁を架け、さらに棟東を建てて棟木を受ける。母屋・棟木に垂木を渡して側桁から棟木まで固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。2階南面恵庇は、腕木・持送板で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて蟻羽は破風板で納め、軒裏・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

西面土庇は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。蟻羽は破風板で納め、軒裏・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

北面下屋は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。同側桁は両蟻羽は破風板で納める。

### 屋根

大屋根は切妻屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、桟瓦葺、蟻羽は目地黒漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、蟻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1

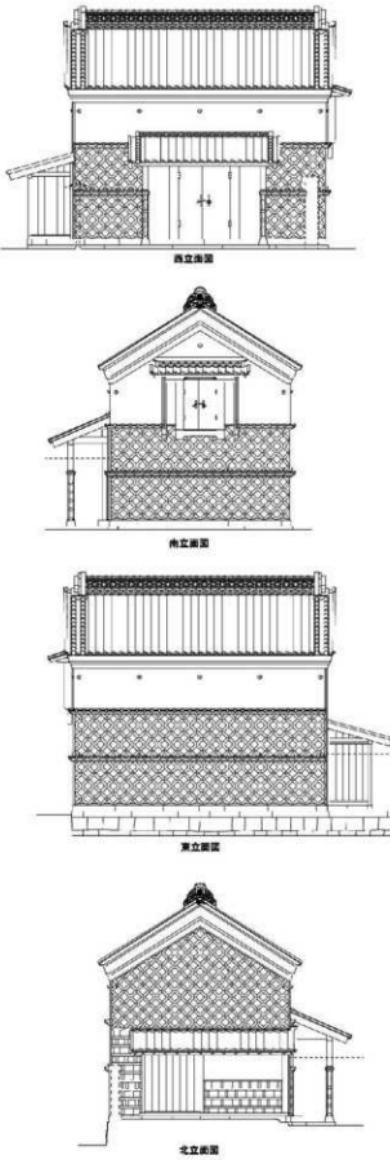


図 1-3-3-12 東土蔵説明図 2

段、熨斗瓦2段、輪連板瓦入り黒漆喰刷塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、楕円丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰刷塗、鬼台及び拝巴で納め、雁振紐黒漆喰刷塗及び熨斗目地黒漆喰刷塗とする。拝巴には鬼面ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

西面土庇は片流屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、棟瓦葺、蟻羽は目地黒漆喰刷塗の楕円丸瓦を1列入れ、蟻羽瓦には黒漆喰刷塗で袖を作る。際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、目地黒漆喰刷塗とし、南北小口を影盛風黒漆喰刷塗で塞ぐ。

2階窓庇は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接棟瓦を葺き、際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、目地黒漆喰刷塗とし、蟻羽瓦には黒漆喰刷塗で袖を作るほか、平葺に棒黒漆喰を付ける。

北面下屋は片流屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、棟瓦葺、際熨斗は熨斗瓦1段、蟻羽瓦には黒漆喰刷塗で袖を作る。

## 壁・柱間装置

### (主体部外周)

**南面** 1階部分、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上、上段水切付き、中央窓庇、兜桁・実柱枠とも黒漆喰刷塗仕上、掛子式黒漆喰刷塗土扉2枚観音開、内側帯鉄格子及び銅線亀甲網張り、さらに内側一筋に裏白戸及びガラス入格子窓引。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツヅ黒漆喰仕上。

**東面** 1階部分、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツヅ黒漆喰仕上。

**北面** 1階部分下屋東脇、海鼠壁（破れ目地張り）、東端石垣取付、下屋内部、2間とも腰海鼠壁（破れ目地張り）、腰上真壁黒漆喰仕上。2階部分、海鼠壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツヅ黒漆喰仕上。

**西面** 1階部分両端間、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、北端木戸取付。中央出入口、兜桁・実柱黒漆喰刷塗仕上、掛子式黒漆喰刷塗土扉2枚観音開、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子網戸片引。実柱脇、大壁黒漆喰仕上、端間境張付柱、腰海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。2階部分、大壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツヅ黒漆喰仕上。

### (主体部内部及び間仕切)

**1階** 南面、各間真壁黒漆喰仕上、西より第一間、側桁階段取付、第二～六間、上下2段収納棚取付。東面、出入口開口以外真壁黒漆喰仕上、北・西面、各間真

壁黒漆喰仕上。

**2階** 南面、窓開口以外真壁黒漆喰仕上、東面、各間真壁黒漆喰仕上、北より第二～八間通して3段棚取付。北面、各間真壁黒漆喰仕上、全間通して上下2段収納棚取付。西面、各間真壁黒漆喰仕上、北より第二～六間通して3段棚取付。

### (西面土庇)

庇柱2本、四周とも腰海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。

### (北面下屋)

東・西面、板壁。北面西半、板壁、同東半、開放。

## 床・天井・その他

### (1階)

主体部、全体切石敷の上、南半を置床板張り、根太天井。西面土庇、切石縁石の内側土間三和土、化粧掲げ裏。北面下屋、土間三和土、化粧屋根裏。

### (2階)

總板床、階段上り口高欄手摺付き、同床開口蓋扉付き、室中央3段棚2列独立、総漆喰掲げ裏天井。

## 【北土蔵】

### 概要

土蔵造、桁行9.1m、梁間3.5m、2階建、切妻造、平入、棟瓦葺。西面北端石垣取付、東面北端石垣取付。

## 平面

### (1階)

宅地北方に南面して建ち、間仕切壁で東西2室に分け、それぞれ南面に出入口を設ける。内部はいずれも四周に切石を敷き回し、中程を土間三和土とする。東室は東面に取外し式の棚を設け、南西隅の側桁階段より2階に通じる。西室は南東隅の側桁階段より2階に通じる。

### (2階)

間仕切壁で東西2室に分ける。東室は東・北面曲折に、西室は西面にそれぞれ棚を設ける。

## 基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周北面は石垣を築き、東・南・西面は根石上に江戸切仕上の安山岩基礎石1段を石垣天端と同高に据え、その上に安山岩切

石1段を四周布敷に回して基壇をつくる。2箇所の出入口扉位置にはさらに安山岩煙透石を乗せ、外側には安山岩切石3段を据えて階段とする。東西2室内部はそれぞれ四周を凝灰岩切石敷とする。

### 軸部

全て角柱とし外周及び間仕切柱を2階桁または小屋組材まで通し柱とする。柱は土台に柄建ち、2階床梁・胴差・側桁・繩梁及び天秤梁で固め、壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

### 床組

1階の縦横天井梁を2階床梁とし、根太掛（1階天井廻縁）とともに原則として全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

### 小屋組・軒

東・西面側通りは、内側柱2本に天秤梁を架けて棟木を受け、側桁と内側柱は繩梁で固める。間仕切通は、側柱に折置で小屋梁を架げてその上に小屋束を建てて天秤梁を受け、棟木を受ける。側桁から棟木まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。嬢羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

1階南面底は東・西室出入口にまたがって通し、腕木と頬杖で持ち出した出桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。嬢羽は破風板で納め、軒裏・嬢羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

2階南面窓底は、腕木・持送板で出桁を受ける板底とし、瓦座で軒瓦を受けて嬢羽は破風板で納め、軒裏・嬢羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

### 屋根

大屋根は切妻屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、桟瓦葺、嬢羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、嬢羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、漆喰胴塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影臺・鬼台及び拌巴で納め、雁振組漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。拌巴には円形ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

1階南面底は片流屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、桟瓦葺、嬢羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を1列入

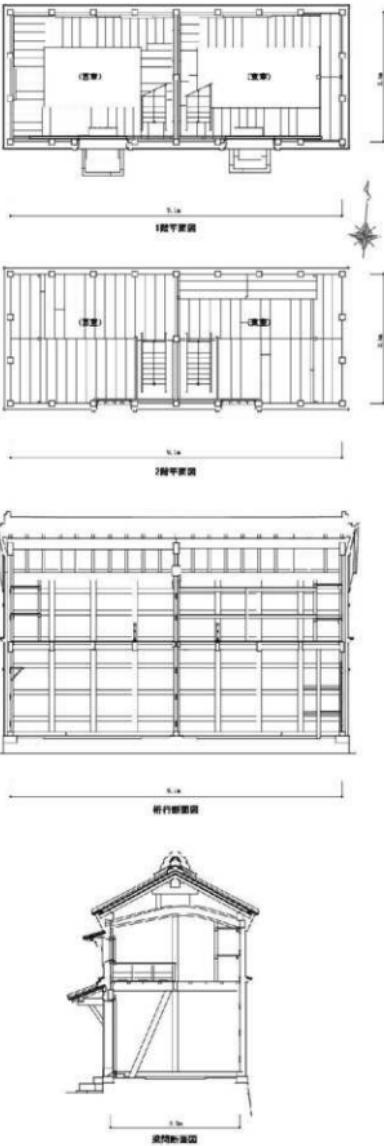


図1-3-3-13 北土蔵説明図1

れ、縁羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際戸は台戸瓦1段、戸瓦2段、目地漆喰巻とし、東西小口を影盛風漆喰で塞ぐ。

2階窓庇は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接桟瓦を葺き、縁羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺に棒漆喰を付ける。

### 壁・柱間装置

#### (主体部外周)

**南面** 1階部分、海鼠壁水切付き。庇下、東・西室出入口3方枠黒漆喰塗仕上、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子戸戸引。同庇下、腰海鼠壁、腰上大壁黒漆喰仕上。2階部分、腰海鼠壁、腰上大壁黒漆喰仕上、窓庇、虫籠窓黒漆喰塗仕上、内側鋼線亀甲網張り、さらに内側一筋に裏白戸戸引。

**東・西面** 1階部分、海鼠壁水切付き。2階部分、海鼠壁。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち。東面北端石垣取付、西面北端石垣取付。

**北面** 1階部分、海鼠壁水切付き。2階部分、大壁黒漆喰仕上。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち。

#### (主体部内部及び間仕切)

**東室1階** 南面西より第一・三・四間、真壁中塗藁筋縫押え仕上、第二間、出入口開口。東・北・西面、各間真壁中塗藁筋縫押え仕上、東面総間通して取外し式2段棚付き、西面南端間、側桁階段付き。

**西室1階** 南面西より第一・二・四間、真壁中塗藁筋縫押え仕上、第三間、出入口開口。東・北・西面、各間真壁中塗藁筋縫押え仕上、東面南端間、側桁階段付き、西面北より第一・二間通して内法上棚付き。

**東室2階** 南面西より第一・三・四間、真壁中塗藁筋縫押え仕上、第二間、窓開口、腰下、窓上とも真壁中塗藁筋縫押え仕上。東・北・西面、各間真壁中塗藁筋縫押え仕上、東・北面総間通して短折2段棚付き。

**西室2階** 南面西より第一・二・四間、真壁中塗藁筋縫押え仕上、第三間、窓開口、腰下、窓上とも真壁中塗藁筋縫押え仕上。東・北・西面、各間真壁中塗藁筋縫押え仕上、西面総間通して2段棚付き。

### 床・天井・その他

#### (1階)

東・西室とも四周凝灰岩切石敷き回し、中程土間三和土。根太天井。

#### (2階)

東・西室とも縦板床、階段上り口高欄手摺付き、化粧屋根裏。

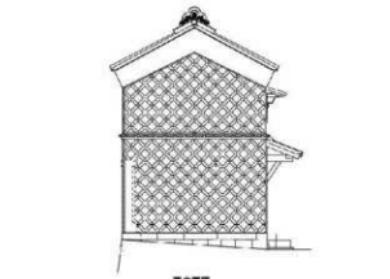
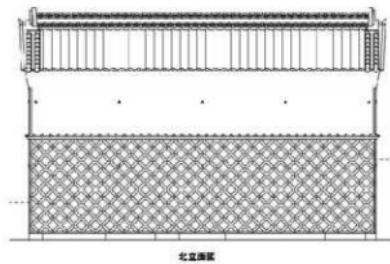
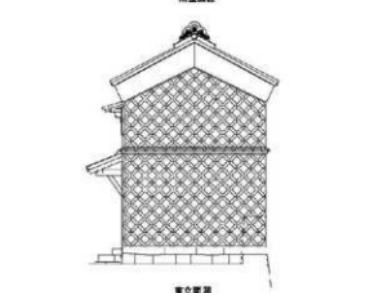
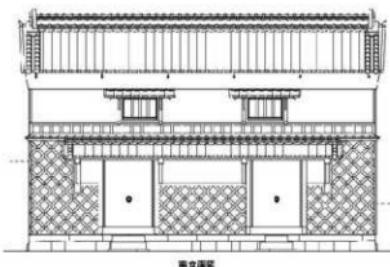


図1-3-3-14 北土蔵説明図2

## 【門及び塀】

### 門柱及び外堀 概要

**門柱** 安山岩1石造り出し、幅0.31m、厚0.28m、成2.7m、安山岩礎石に柄建ち。鉄骨製添柱に溶接した肘臺で扉を吊る（当初は門柱上下2箇所に肘臺金具打ち込み）。

**外堀** 全て整層切石積とし、凝灰岩基礎石に凝灰岩壁石を積み、安山岩笠石を乗せ、隅部は算木積とする。

（南堀東半） 外側折れ曲り延長5.8m、成2.1m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、東端、東土蔵取付、西端、門柱取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。

（南堀西半） 外側折れ曲り延長30.7m、成2.1m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、東端、門柱取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。西端のみ基礎石2段、壁石9段、笠石1段。

（西堀） 外側21.0m、成2.5m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、北端、板塀（当初は西土蔵）取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石9段、笠石1段。

（北堀） 外側10.8m、成1.9m（北面石垣天端基準）、厚0.25m、西端、板塀（当初は西土蔵）取付、東端、北土蔵取付、基礎石1段、壁石7段、笠石1段。

### 庭門及び塀 概要

**庭門** 開口部積層アーチ造、成2.3m（柱石礎石天端基準）、柱石・追石・要石とも安山岩造り出し。柱石、安山岩礎石に柄建ち、受け臺金具でアーチ扉を吊り、頂部に変則形笠石を乗せる。

**塀** 外堀と同仕様とし、長8.0m、成2.1m（柱石礎石天端基準）、厚0.27m、南端、南堀西半取付、北端、主屋式台取付、根石の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。庭門アーチ取合い、各段壁石を追石にひかり付け。

### 【その他外構】（指定範囲外、当初、現状修理）

#### 南東木戸

木造、長さ3.2m、高さ2.0m、板軒、鉄板葺、板戸片引。西端ミセ取付、東端東土蔵取付。

#### 北西木戸

木造、長さ（内法幅）1.0m、高さ2.0m、板軒、鉄板葺、板戸片開。南端便所取付、北端文庫蔵取付。

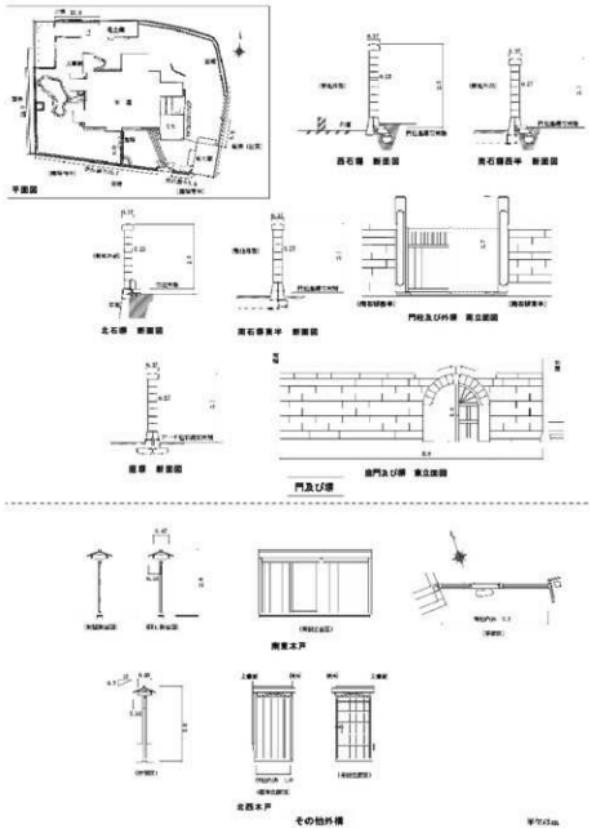


図1-3-3-15 門及び塀、その他外構説明図

## 第2章 事業の概要

### 第1節 事業に至るまでの経緯

松城家住宅は、平成11年に登録有形文化財（建造物）に登録、平成18年に重要文化財（建造物）に指定され、平成19年に沼津市の所有となった。重要文化財指定時には松城氏が所有者として居住しており当該名称は沼津市所有となった現在も「旧松城家」とはならず「松城家」とする。

指定前には自費で各建物の随時修理・改変が行われてきたり、指定後の国庫補助事業としては防災施設事業（平成19年度自動火災報知設備新設、20年度消防設備新設）、平成21年御前崎沖の駿河湾で発生した地震被害により22年度に災害復旧工事として、主屋やミセ、東土蔵などの応急修理が実施された。

平成16年の台風による北土蔵屋根大破のほか、西側石垣・東側石垣の倒壊が生じ、本格的な耐震診断と構造補強が必要性とする機運は指定前から高まりつつあった。

近年に至りさらに老朽化が深刻なものとなつたため、関係機関による調査の末、平成28年度6月よりこの度の保存修理事業に着手し、同12月に工事を着工した。

### 第2節 事業の運営

事業の運営は文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文化庁文化財補助金交付規則、その他沼津市関係規則に準拠して、文化庁、静岡県教育委員会の指導のもとに行つた。

事業主体は沼津市として事務局を沼津市教育委員会文化振興課に置き、沼津市が組織する沼津市文化財保護審議会により補助金等予算執行の適正化を図った。

設計監理は公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、主任技術者はあらかじめ文化庁の承認を受けた者を駐在させ執務にあつた。工事施工は条件付き一般競争入札による請負工事とした。

### 第3節 工事関係者

#### 【沼津市文化財保護審議会】

(委員長)	静岡文化芸術大学名誉教授 川口 宗敏
(副委員長)	前伊豆市嘱託学芸員 井上 悅子
武藏野美術大学名誉教授	神野 善治
筑波大学人文社会系准教授	流沢 誠
淡島マリンパーク顧問	白井 芳弘
静岡大学人文社会科学部社会学科准教授 貴田 潔	
沼津市都市計画部長	真野 正実

#### 【前委員】

県立富士宮東高等学校教諭	山本 玄珠
沼津市都市計画部長	松下 薫彦
"	杉本 一也
"	間宮 一壽

#### 【事務局】(事業主体)

沼津市長	賴重 秀一
沼津市教育委員会	
教育長	奥村 篤

#### 沼津市教育委員会事務局

教育次長	山本 貴史
"	(前) 芹澤 一男
"	(前) 山田 昭裕
"	(前) 井原 正利

#### 文化振興課

課長	林 敬博
"	(前) 森 刚彦
"	(前) 原 将史
"	(前) 中島 康司

#### 課長補佐

鶴田 晴徳
"
齋藤 大輔
"
板倉 広子

(前) 杉山 好永
"
山内 良太
"
主幹兼文化財管理係長 (前) 高尾 好之

文化財企画係長 青木 一修
"
文化財管理係長 (前) 依田 貴芳
"
主査 筒井 久美子

主任学芸員 木村 憲
"
主任 (前) 岡村 和人
"
山崎 崇徳

副主任 小笠原南都子
"
学芸員 (前) 高尾 好之
"
主事 (前) 野田 昂平

事務一般 (古文書担当) 金子 知世
"
臨時嘱託 (前) 高橋 真紀
"
沼津市建設部

#### 建設部

建設部長 杉山 泰彦
"
村上 浩昭
"
鈴木 文男

#### 住宅営繕課

課長 町田 真示
"

(前) 長橋 恵一

(前) 榎本 博

課長補佐

蓮池 紀行

主幹

(前) 新井 英樹

常務係長

(前) 工藤 仁

主任

小河 優

副主任

(前) 鈴木 秀典

技師

(前) 前田 将宏

野毛 雅人

(前) 杉山 秀之

(前) 梅原 由

(前) 菅野 公尊

(前) 松本 爰子

石川 大夢

(前) 大瀧 侑磨

**【工事請負】**

〔(第Ⅰ期) 工事～(第Ⅲ期) 工事その1〕

株式会社魚津社寺工務店 (名古屋市中川区)

代表取締役

魚津 忠弘

現場代理人

(第Ⅰ期) 工事 野口 英一朗

(第Ⅰ期) 工事その2 水谷 壮寿

(第Ⅱ期) 工事 千田 卓弥

(第Ⅱ期) 工事その2 野口 英一朗

(第Ⅲ期) 工事その1 清水 智行

大工棟梁 水谷 壮寿

副棟梁 千田 卓弥

大工 橋本 蔡伸

同 河田 規男

同 岡田 嶋志

同 水口 高夫

同 岩崎 啓輔

同 小山 健一郎

**【設計監理】**

公益財団法人文化財建造物保存技術協会

(東京都荒川区西日暮里2-32-15)

理事長

高塙 至

(前) 佐々木 正峰

工事監督 常務理事 (技術担当)

稲葉 敦

工事主任

西澤 正浩

技術職員

鹿取 奈央

臨時職員 (事務)

(前) 猪狩 優介

(前) 飯山 鮎平

(前) 土屋 安美

(前) 濑木 雅子

(前) 高田 勝枝

**【構造補強設計監理協力】**

有限会社金箱構造設計事務所 (東京都品川区)

代表取締役 金箱 温春

担当 (前) 白橋 祐二

**【地盤調査】**

株式会社東京ソイルリサーチ東京支店

(東京都目黒区)

常務取締役支店長 木村 茂

**【蛍光X線分析】**

東京藝術大学大学院美術研究科

文化財保存学専攻特任准教授 (前) 山田 修

担当 宮木 茜月

**【構造軸組図作成協力】**

株式会社アイチケン (愛知県江南市)

会長 中島 正雄

担当 林 久恵

**【(第Ⅲ期) 工事その2】**

清水建設株式会社 名古屋支店 静岡営業所

(静岡県三島市)

営業所長 田和 英夫

営業部副所長 寺西 彰

工事長 竹洞 雄二

現場代理人 樋口 尚志

**【協力業者】****【仮設工事】**

株式会社青木組 (神奈川県海老名市)

代表取締役 東島 燐

(前) 青木 茂久

職長 長野 智

株式会社石原組 (静岡県沼津市)

代表取締役 石原 貴志

原田 充

**【仮設小屋】**

テクノハウス株式会社東京支店 (東京都稻城市)

代表取締役 小泉 秀明

(前) 茂木 章

職長 小林 幸男

**【基礎工事・雑工事】**

株式会社金田工務店 (静岡県沼津市)

代表取締役 金田 法三

高橋 孝

職人 佐藤 雅宣

山田 義実

## [揚屋工事]

株式会社宇津野組 (名古屋市南区)

代表取締役 宇津野 真平  
 職長 宇津野 友貴  
 職人 吉村 晃

早稲田大学理工学部院総合研究所

嘱託研究員 斎藤 金次郎

## [木工事]

有限公司異構築 (静岡県島田市)

代表取締役・大工 杉本 信夫  
 株式会社安田工務店 (千葉県市原市)  
 代表取締役 渡邊 正之  
 大工 中川 正吉  
 同 飯田 剛

## [石工事]

株式会社小林石材工業 (東京都港区)

代表取締役 佐藤 哲夫  
 (前) 小林 美知

梁裕建築 (静岡市葵区)

大工 小田 裕介

## [擬石補修 (石碑・基礎)]

(一社) 文化遺産修復技術協会 (愛知県瀬戸市)  
 理事長 海老澤 孝雄

## [屋根工事]

橋本瓦葺工業株式会社 (奈良県奈良市)

代表取締役 橋本 浩至  
 職長 橋本 浩至  
 瓦作製 橋本 貴至  
 職人 西田 義男  
 同 栗本 英雄  
 同 田中 隆宏

代表取締役 北村 齊

職長 山下 昌男

職人 鍛地 哲男

## [木製建具工事]

日進木工株式会社 (岐阜県高山市)

代表取締役 中嶋 英貴  
 職長 木戸脇 貴志  
 職人 奥田 好一  
 同 松本 国史

## [左官工事]

中島左官株式会社 (愛知県江南市)

取締役社長 中島 正雄  
 取締役 高木 明  
 職長 高橋 徳光  
 職人 渡邊 正義  
 同 内田 良朋  
 同 長崎 厚  
 同 杉坂 健  
 同 阪本 涌太  
 同 ドー・ゴック・チュオン  
 同 ブイ・バン・ファン

## [経師工事]

株式会社松井春峰堂 (大阪府富田林市)

代表取締役 松井 芳文  
 (前) 松井 利夫  
 職長 橋本 松男  
 職人 庄下 裕仁  
 同 藤井 淳平

天池左官 (岐阜県加茂郡)

職人 天池 三郎

## (金散らし和紙)

富岡泰雅堂 (広島市中区)  
 職長 富岡 真典  
 職人 原本 久士

## [右官工事] (塗喰影刻補修)

山口巧芸舎 (神奈川県都筑区)

取締役 山口 明

## [板金工事]

有限会社村上板金工業 (宮城県気仙沼市)

代表取締役・職長 村上 美智也

職人 小松 正

有限会社東海林左官 (山形県東置賜郡)

取締役社長・職人 東海林 良一

有限会社梅原左官工業 (静岡県伊豆の国市)

代表取締役社長 梅原 克巳

## [疊工事]

株式会社長谷川疊店 (静岡市駿河区)

代表取締役・職長 長谷川 俊介

吉永疊店 (静岡市葵区)

職人 吉永 卓裕

R e 漆

(東京都足立区)

取締役 編引 広孝

有限会社柳井疊店 (東京都大田区)

代表取締役	柳井 博	長田製紙所 (福井県越前市)
[飾金具・鉄金工具事]		代表取締役 長田 和也
株式会社後藤鍛金具製作所 (京都市山科区)	代表取締役 後藤 正嗣	[自火報復旧工事]
職長	後藤 正太	広伸防災株式会社 (静岡県富士市)
[鉄金工具事]		代表取締役 飯塚 史洋
株式会社大谷相模桟鑄造所 (大阪市東成区)	代表取締役 大谷 哲秀	職長 池尻 計三
[塗工事]		職人 金指 才一
有限公司塗工芸 (神奈川県足柄下郡)	代表取締役 斎藤 敏彦	同 陣在 久志
職長 吉成 光臣		[避雷設備復旧工事]
職人 山城 修		大阪避雷針株式会社静岡営業所 (静岡市駿河区)
[彩色工事]		所長 辻原 佳祐
株式会社さわの道玄 (京都市中京区)	代表取締役 長屋 進	職長 石垣 伸武
職長 藤原 二朗		[消防栓復旧工事]
職人 河原多 純佳		ホーチキ株式会社静岡支社 (静岡市駿河区)
職人 高井 みいる		支社長 佛木 貴之
[ベンキ工事]		職長 江上 文矩
監直建築 (静岡県沼津市)	代表・職長 監物 直明	株式会社カンセイ (静岡県富士市)
鈴木建設 (静岡県田方郡)	代表・職長 鈴木 正人	代表取締役・職長 野澤 萬
株式会社望月塗工 (静岡県御前崎市)	代表取締役 増田 樹	[電気設備復旧工事]
[鉄骨工事]		株式会社たかせ電設 (静岡県静岡市)
株式会社クボタP・G (静岡県裾野市)	代表取締役 座田 猛	代表取締役・職長 高瀬 健
職長 座田 伸一郎		職人 今村 良和
設計 不破 英一		[防蟻土壤処理工事]
株式会社カワグチ鉄工 (静岡県沼津市)	代表取締役 日吉 康博	株式会社雨宮 (名古屋市北区)
製作管理 金 重煥		代表取締役 雨宮 秀寿
有限公司井上建設興業 (静岡県裾野市)	代表取締役・職長 井上 匠貴	職長 外山 章浩
[模様印刷洋紙 (天井) 作製]		[木材納入]
株式会社東京松屋 (東京都台東区)	代表取締役 伴 利兵衛	株式会社いちい (愛知県江南市)
営業部長 川嶋 利行		代表取締役 為保 隆義
[同上シルクスクリーン印刷]		株式会社カジウラ西部営業所 (愛知県弥富市)
宮川紙工株式会社 (埼玉県比企郡)	代表取締役 宮川 健一	代表取締役 梶浦 好弘
職長 野内 俊司		[衛生陶器製作]
[泰平紙作成]		有限会社美山 (愛知県瀬戸市)
		代表取締役 寺田 鉄平
		担当 寺田 康雄
		[仮設構工事・台所外壁]
		橋本ブリキ店 (静岡県沼津市)
		代表・職長 橋本 堅一
		[台所内装]
		高砂建設株式会社 (静岡県沼津市)
		代表取締役 滝野 晴二

## 第4節 事業費

### 第1項 事業費収支内訳

事業費収入内訳

単位：(円)

収入額	
	合計 1,007,290,750
所有者（沼津市）負担額	計 235,036,750
平成28年度	3,883,000
平成29年度	23,334,000
平成30年度	35,600,000
令和元年度	59,500,000
令和2年度	59,500,000
令和3年度	55,219,750
静岡県補助額	計 117,516,000
平成28年度	1,941,000
平成29年度	11,666,000
平成30年度	16,800,000
令和元年度	29,750,000
令和2年度	29,750,000
令和3年度	27,609,000
国庫補助額	計 654,738,000
平成28年度	10,816,000
平成29年度	65,000,000
平成30年度	93,600,000
令和元年度	165,750,000
令和2年度	165,750,000
令和3年度	153,822,000
雑収入額	計 0
平成28年度	0
平成29年度	0
平成30年度	0
令和元年度	0
令和2年度	0
令和3年度	0

## 事業費支出内訳 単位：(円)

総事業費	1,007,290,750	
主たる事業費	1,006,266,940	
修理工事経費	784,848,880	
主屋工事費	280,734,815	
直接仮設工事	やりかた、下屋等軒足場、素組、内部足場、屋根シート養生、裏組木解体・復旧、井戸壁解体、北側突出部解体・復旧	22,518,804
解体工事	調査、解体（大工、普通作業員、屋根葺工、鷺工、器具損料、その他）、発生材等運搬	17,436,276
基礎工事	補足石材、基礎石板直し、土間叩き、敷石鋪直し、土台アンカー	6,271,614
木工事	補足木材（化粧材、野物材）、金属資材、雜資材、器具損料、その他、大工、普通作業員、鷺工、防雨・防蟻処理剤塗布	54,875,666

屋根工事	瓦屋別・清掃、補足瓦、土居葺、瓦瓦葺、大棟積、隅棟積、際足斗積、面戸御破坡、雀口添喰、櫛・際足斗目地添喰、瓦拂吹き、縁瓦拂吹喰、谷鋼板葺、窓台水切り、植工事	58,081,866
左官工事	大壁、真壁、漆屋壁、掻引裏、胸蛇腹、木打、舞踏き、荒打、斑直し、中塗、砂押、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、土上塗（漆喰、黒漆喰、黄大津、臥漆喰、外壁噴石金、海鼠瓦地漆喰）、漆喰剥離剤補修、電作製	26,001,024
建具工事	板戸、障子、襖、欄間障子、ガラス入り建具、鍵替及び新規作成、建具金具等修繕・新調、建村調整、仮装設し	36,699,022
構造補強工事	主屋鉄骨支柱、鋼管壁設置、鉄骨梁小屋組接合及びプレース設置、焼空鉄骨下地補強、小屋裏合板補強、ミセ取合、鉄骨補強	10,871,841
塗工事	塗瓦貼、天井紙貼、塗装工事（漆、ペンキ）、鈍金具修繕、新調、錆表替え、新規作成、防蟻・土木処理、自動火災報知設備撤去・復旧、電灯、コシセト設備撤去・復旧、給排水、ガス設備等撤去・避雷設備撤去・復旧、屋内消火栓蓋替え、地印製作、修理路盤	46,070,448
発生材処分費	木材、がれき、コンクリート、廃土、金属くず、プラスチック、石膏ボード、混合廢棄物	1,908,254
ミセ工具費		35,570,616
直接仮設工事	やりかた、軒足場、素組、内部足場、屋根シート養生、解体跡地整備	2,410,484
解体工事	調査、解体（大工、普通作業員、屋根葺工、鷺工、器具損料、その他）、発生材等運搬	2,406,543
基礎工事	土間叩き、土台アンカー	583,692
木工事	補足木材（化粧材、野物材）、金属資材、雜資材、器具損料、その他、大工、普通作業員、鷺工、防雨・防蟻処理剤塗布	9,063,770
屋根工事	瓦屋別・清掃、補足瓦、土居葺、瓦瓦葺、大棟積、隅棟積、際足斗積、面戸御破坡、雀口添喰、櫛・際足斗目地添喰、瓦拂吹き、縁瓦拂吹喰、植工事	8,791,599
左官工事	大壁、真壁、漆屋壁、掻引裏、胸蛇腹、木打、舞踏き及び木堵下地、荒打、斑直し、中塗、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、土上塗（漆喰、黒漆喰、黄大津、臥漆喰、外壁噴石金、海鼠瓦地漆喰）	4,479,119
建具工事	板戸、障子、襖、格子戸、鍵替及び新規作成、建具金具等修繕・新調、建村調整	5,258,500
塗工事	塗瓦板包み、錆新規作成、金物補修、新調、防蟻・土木処理、自動火災報知設備撤去・復旧、電灯・コシセト設備撤去・復旧、修理路盤	2,526,645
発生材処分費	木材、がれき、コンクリート、廃土	51,364
文庫庫工事費		36,012,862
直接仮設工事	やりかた、軒足場、素組、内部足場	3,145,911
解体工事	調査、解体（大工、普通作業員、屋根葺工、鷺工、器具損料、その他）、発生材等運搬	1,481,042

木工事	補足木材(化粧材、野物材)、金具資材、雑資材、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、防腐・防蟻処理剤溶布	5,904,571	左官工事	大壁(木舞塗き、荒打、斑直し、中塗)、難壁(木舞塗き、荒壁、斑直し、中塗)、軒、戸口脣(木舞塗き、荒打、斑直し、中塗)、海鼠壁(海鼠瓦選別消掃、補足瓦、下地)、黒漆塗壁(漆喰塗、黒漆喰塗)、仕上塗(漆喰、黒漆喰、海鼠目地漆喰塗)	19,775,680
屋根工事	瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、瓦瓦葺、大排積、鋼製瓦斗積、戸口漆喰塗、漆・糊・膜別等目地漆喰塗、免漆喰巻き、難羽材漆喰塗、鋼板葺、繕工事	8,368,452	建具工事	格子戸、戸戸、補修及び新規作成、建付調整、床の間開替(木製)	1,949,800
左官工事	大型・真壁、海鼠壁、揚げ戸、脚踏板、木舞塗き、荒打、斑直し、中塗、砂摺補強、海鼠瓦選別消掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、海鼠目地漆喰塗)	9,834,939	構造補強工事	土台アンカー	81,880
建具工事	板戸、移戸戸、戸戸、ガラス戸、補修及び新規作成、建付調整、床の間開替(木製)	4,475,495	塗工事	金物補修・新調、防蟻土塗処理、自動火災報知設備撤去・復旧、避雷設備撤去・復旧、修理詰札	1,346,011
発生材処分費	木材、がれき、残土、金属くず	34,400	発生材処分費	木材、がれき、残土、金属くず	68,850
東工事費		63,782,208	床・門工事費		66,334,753
直接仮設工事	やりかた、素屋根、軒足場、内部足場、北面下層解体・復旧、捲脚	5,316,783	直接仮設工事	やりかた、外部足場、脚立足場、解体跡地整備	601,548
解体工事	調査、解体(大工、普用作業員、屋根葺工、戸工、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、防腐・防蟻処理剤溶布)	5,081,755	解体工事	調査、解体(石工、普通作業員、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、発生材等運搬)	14,101,564
基礎工事	土間叩き、基礎石積直し	575,610	組積工事	補足石材、基礎石積直し、割石積直し、石荷積直し、東石壁整備、板張全面	42,956,730
木工事	補足木材(化粧材、野物材)、金具資材、雑資材、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、防腐・防蟻処理剤溶布	14,558,981	構造補強工事	鉄骨支柱、RC基礎、補強金具	8,087,483
屋根工事	瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、瓦瓦葺、大排積、鋼製瓦斗積、戸口漆喰塗、漆・糊・膜別等目地漆喰塗、免漆喰巻き、難羽材漆喰塗、繕工事	13,633,767	塗工事	跡片付、清掃、石垣補強、修理詰札	394,980
左官工事	大型・真壁、海鼠壁、揚げ戸、脚踏板、木舞塗き、荒打、斑直し、中塗、砂摺補強、海鼠瓦選別消掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、海鼠目地漆喰塗)	21,967,776	発生材処分費	木材、がれき ほか	172,448
建具工事	移戸戸、戸戸、ガラス戸、階段戸、補修及び新規作成、建付調整	1,435,929	其共通		188,401,745
発生材処分費	木材、がれき、残土	58,200	共通仮設費 (半計算)	監理事務所、作業員休憩所、簡易トイレ、電気設備等	22,693,682
北土工事費		59,798,601	共通仮設費 (横上り)	保存小屋、シート、コンテナ、通用口、假囲い、砂石敷均、敷板戸、荷物納棚、南東木戸撤去・復旧、看板撤去・復旧、樹木伐採等	19,791,882
直接仮設工事	やりかた、素屋根、内部足場、解体跡地整備	4,868,651	現場管理費		69,770,009
解体工事	調査、解体(大工、普用作業員、屋根葺工、戸工、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、防腐・防蟻処理剤溶布)	2,548,408	一般管理費		76,236,172
基礎工事	補足石材、段石積直し、基礎石積直し、土間叩き復旧	5,116,453	上記修理工事設計価格合計		230,635,000
木工事	補足木材(化粧材、野物材)、金具資材、器具損耗料・その他の大工、普用作業員、防腐・防蟻処理剤溶布	13,621,579	入札後の請負工事本体価格		718,508,000
屋根工事	瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、瓦瓦葺、大排積、鋼製瓦斗積(2段)、戸口漆喰塗、漆口漆喰塗、漆・糊・膜別等目地漆喰塗、免漆喰巻き、難羽材漆喰塗、繕工事	10,420,689	消費税		66,340,880

## 第2項 契約事務

### ①請負工事

※工期・金額等は各工事の最終契約変更のもの

契約区分	金額（税込）	工 期	工事内容
平成28年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅰ期）工事	7,635,600 円	平成28年12月9日 ～ 平成29年5月25日	主 屋：仮設・解体一部 ミ セ：仮設・解体一部 北土蔵：仮設・解体・選別一部 廊・門：仮設・解体・選別一部 共通仮設一部設置
契約日 平成28年12月9日			
第1回変更 平成29年3月27日			
平成29年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅰ期）工事その2	146,412,700 円	平成29年5月26日 ～ 令和4年3月28日	主 屋：仮設・解体・選別、設備撤去 ミ セ：仮設・解体・選別、設備撤去 文庫蔵：仮設・解体・選別、木一部、設備撤去 東土蔵：仮設・解体・選別、木一部、設備撤去 北土蔵：仮設・解体・選別、木一部、設備撤去 廊・門：仮設・解体・選別 共通仮設増設・撤去、各種収材処分
契約日 平成29年5月26日			
第1回変更 平成30年3月14日			
第2回変更 平成31年3月25日			
第3回変更 令和2年3月27日			
第4回変更 令和3年3月29日			
第5回変更 令和4年2月28日			
平成30年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅱ期）工事	143,624,880 円	平成30年12月14日 ～ 令和4年2月28日	ミ セ：木・屋根一部 文庫蔵：仮設、木、屋根、左官一部、建具、雜 東土蔵：基礎、木、屋根、左官一部、建具、雜 北土蔵：仮設、基礎、木、屋根、左官、建具、構造補強、雜
契約日 平成30年12月14日			
第1回変更 平成31年3月25日			
第2回変更 令和2年3月27日			
第3回変更 令和3年3月29日			
第4回変更 令和3年11月26日			
平成31年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅱ期）工事その2	418,000,000 円	令和元年6月29日 ～ 令和3年12月14日	主 屋：仮設、基礎、木、屋根、左官、建具、雜 ミ セ：仮設、基礎、木一部、屋根、左官、建具、雜 文庫蔵：仮設、屋根一部、左官、建具一部、雜一部 東土蔵：仮設、屋根一部、左官、雜一部 北土蔵：雜一部 廊・門：仮設、解体、組積（整備部分） 共通仮設一部
契約日 令和元年6月28日			
第1回変更 令和2年3月27日			
第2回変更 令和3年3月29日			
第3回変更 令和3年12月13日			
令和3年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅲ期）工事その1	7,392,000 円	令和3年10月18日 ～ 令和4年3月16日	廊・門：仮設（板棚）、組立（板棚）
契約日 令和3年10月15日			
第1回変更 令和4年3月16日			
令和3年度 重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅲ期）工事その2	61,783,700 円	令和4年3月22日 ～ 令和4年9月30日	主 屋：雜一部、建具一部 廊・門：仮設、組積（指定部分）、構造補強、雜 共通仮設、収材処分
契約日 令和4年3月18日			
第1回変更 令和4年8月24日			

## ②設計監理業務委託

※期間・金額等は各委託の最終契約変更のもの

契約区分	金額（税込）	期間	委託内容
平成28年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 平成28年7月1日 第1回変更 平成29年3月30日	10,047,240円	平成28年7月1日～平成29年3月31日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、大型写真撮影費一部、地盤調査費、耐震診断費一部、備品費
平成29年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 平成29年4月1日 第1回変更 平成30年3月30日	26,950,320円	平成29年4月1日～平成30年3月31日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、大型写真撮影費一部、耐震診断費一部、補強案策定費一部、備品費
平成30年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 平成30年4月1日 第1回変更 平成31年3月29日	34,036,200円	平成30年4月1日～平成31年3月31日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、補強案策定費一部、構造補強実施設計費一部、備品費
平成31年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 平成31年4月1日 第1回変更 令和2年3月31日	47,394,600円	平成31年4月1日～令和2年3月31日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、構造補強実施設計費一部、構造補強工事監理費一部、備品費
令和2年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 令和2年4月1日 第1回変更 令和3年3月31日	49,306,400円	令和2年4月1日～令和3年6月30日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、備品費 ※令和3年4月1日～6月30日は明許縫越し期間
令和3年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 契約日 令和3年4月1日 第1回変更 令和4年3月31日 第2回変更 令和4年9月30日	53,683,300円	令和3年4月1日～令和4年12月28日	技術者人件費と本部経費等、事務経費、構造補強工事監理費一部、大型写真撮影費、修理工事報告書印刷・製本費、備品費 ※令和4年4月1日～12月31日は明許縫越し期間

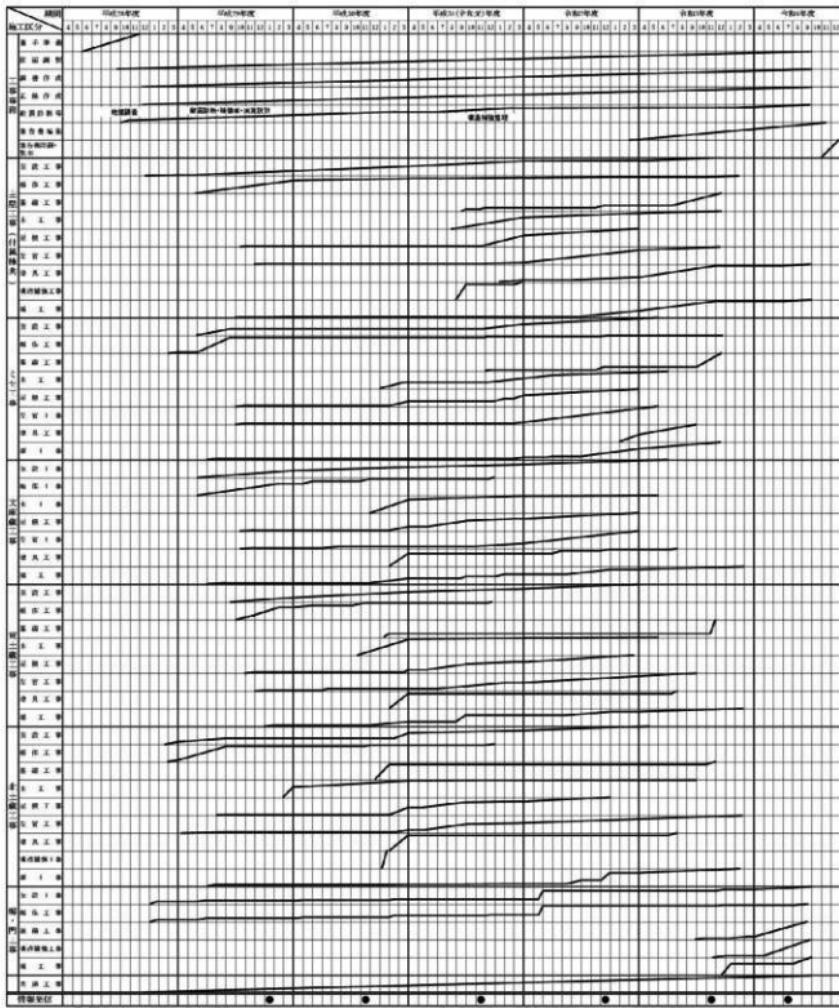
※令和2年度は事業期間・工事期間ともに3カ月間の縫越し、令和3年度は事業期間9カ月間・工事期間6カ月間の縫越し。

## 第5節 実施工程

事業期間：79カ月（平成28年6月1日～令和4年12月31日）

着工：平成28年12月1日～竣工：令和4年9月30日

工事期間：70カ月



## 第3章 保存修理工事の内容

### 第1節 修理方針

#### 主屋：半解体修理

現状変更手続きを経て、指定部分に関しては建立当初である明治初期の姿に復原した<sup>1</sup>。雨漏りによる腐朽や蟻害の大きかった下屋は、軸部または側桁より上の部分を解体修理とし、破損・改造の著しい付属棟（釜屋・便所・カッテ北突出部）はいずれも軸部から解体修理とし、失われていた風呂は復原整備とした。

全体的に地盤沈下による不陸は軽少であったため、主体部柱足は局部的な礎石据直しや調整盤の挿入程度にとどめ、便所・風呂の基礎石のうち破損の著しいものは取り替え、または据え直しを行った。また、便所・風呂において小便器・大便器室の床下地にはいずれも汲み取り用の甕が割削した状態で残っていたが、修理後に使用することもないため掘り起こさず置存した。

屋根は東面下屋を除き全て後補既製品瓦に葺き替えられていたため、当初の大きさ・形状の瓦を作成して全面的に葺き直し。大屋根には漆喰塗の煙突を復原した。

内外の土壁は後世の補修箇所や破損の大きな箇所は塗り直し、亀裂部はVカット補修を行ったが、当初壁にはできるだけ手を加えず、ノロ掛け補修の箇所も当初仕上げを極力掻き落とさずにその上に塗り重ねるよう留意した。特に左宮彫刻に関しては、1階土間入口（ワキゲンカン）上部にある牡丹の天井中心飾において脱落する連珠の補足をした以外は手を加えず消掃のみとした。

土間や軒下叩きは、ほぼ全て後補のセメント入り叩きに替えられていたが、噴砂や陥没が見られたため下地より全てやり直し、当初の可能性を残すカッテ東軒下叩きのみ部分的に置存した。

建具、漆・ベンキ塗り、壁・天井紙貼りは完全に破損するものは新規にやり替えたが、雨染みや経年の摩耗・汚れ・変色について建物の保存に影響がないと判断した部分では当初仕様を残す重要な部位として極力手を加えず、ある程度の見栄えの悪さは容認した。

平成19～20年度国庫補助による防災施設事業で取り付

けられた自動火災報知設備や消火設備などは、保存修理工事に支障のある部分を一旦取り外し、建物修理後に復旧した。

#### ミセ：解体修理

現状変更手続きを経て、建立当初である明治初期の姿に復原した。建物は全解体を行い、雨漏りによる腐朽や蟻害により破損する柱、土台、梁などの部材を取り替え、土壁も全面的に塗り替えた。

地盤沈下による不陸は軽少であったため基礎石はさわらず、主に取り替えた土台の厚み調整やひかり付けにより不陸を是正した。

屋根は下屋が全て後補既製品瓦に葺き替えられていたため、当初の大きさ・形状の瓦に取り替え、上屋も含め全面的に葺き直した。

土間は戸袋直下のみ当初の叩きが残っていたが、残りは後補のセメント入り叩きであり、周囲の陥没が著しかったため、当初部分を下地ごと切り取り資料保管とした上で全面的にやり直した。

建具は完全に破損するものは解体修理としたが、軽微な蟻害、経年の摩耗・変色について建物の保存に影響がないと判断した部分では、極力手を加えずある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の保存を優先した。

平成19～20年度国庫補助による防災施設事業で取り付けられた自動火災報知設備は、一旦取り外し、建物修理後に復旧した。

#### 文庫蔵：半解体修理

現状変更手続きを経て、建立当初である明治初期の姿に復原した<sup>2</sup>。東廻廊付近の地盤に不同沈下が見られ、雨漏りによる腐朽が生じていた蔵前・銅板葺下屋のみを解体修理とし、礎石据え直しにより不陸を是正した。

屋根は主体部・蔵前の瓦葺及び下屋の銅板葺を在来の工法に倣い全面的に葺き直した。  
破損や後世の改変が目立つ外部の土壁は黒漆喰仕上げ及び海鼠壁を全て塗り直し、中塗以下下地までは一部を除き手を加えなかった。内部の土壁は漆喰上塗の破損する箇所のみの補修とし、2階漆喰揚げ裏天井は一部塗り直し、亀裂部はVカット補修にとどめ、当初部分にはできるだけ手を加えなかつた。

<sup>1</sup> 式台彫りは平成4年に行なれた新築に近い大修理で造られたものであるが、彫刻以外の部材が全て座換され正確な復原ができない。痕跡と古写真の様子から規模・構造形式は概ね旧規を踏襲していると見られ、主要部材も全て再用できるため今回は現状修理としている。

<sup>2</sup> 文庫蔵主体部と蔵前部分は、主屋・その他棟と同時期の建設（明治6～9年頃）と見られるが、銅板葺である下屋部分は少し間をおいた明治15年（1882年）頃の増築である。当時の当主松城兵作（熊三郎）の祖父（一俊）が没した明治13年を工事の中斷期間と捉え、文庫蔵に際してはこの増築まで建築当初の一連の工事に含めている（第3章 第3節「現状変更」参照）。文庫蔵以外の棟ではいずれも明治15年頃までに増改築はなく、仮に松城家全体的な復原設定年代を明治15年頃まで降って「当初」に設定しても矛盾を生じない。

建具、漆塗り、トコ彫りの張付壁は、経年の摩耗・汚れ・変色について建物の保存に影響がないと判断した部分では極力手を加えず、ある程度の見栄えの悪さは容認したが、トコ框の漆変り塗りは表面劣化が目立ったため、表面全体に生漆を薄く塗り重ねた。

平成19~20年度国庫補助による防災施設事業で取り付けられた自動火災報知設備は、保存修理工事に支障のある部分を一旦取り外し、建物修理後に復旧した。

### 東土蔵：半解体修理

現状変更手続きを経て、建立当初である明治初期の姿に復原した。正面（西）土底及び北下屋は解体修理とし、主体部は約50cm揚屋を行い腐朽や蟻害により破損する柱の高根縦、土台の取り替えを行った。

地盤沈下による不陸は軽少であったため主体部基礎石・敷石はさわららず、取り替えた土台の厚み調整やひかり付けにより不陸を是正し、北下屋の基礎石は一部据え直した。

屋根は全面的に葺き直し、正面（西）土底及び北下屋の後補のセメント入り叩きを解体しやり直した。

土壁は破損の目立った1階四周については揚屋に伴い、内法高さの半分程度までは木舞下地を残して解体修理とし、残りは中塗以下下地までは一部を除き手を加えず、内部は剥離の目立った漆喰上塗を全面的に塗り直した。当初の仕上げとしては外部で破損の少なかった西面出入口廻り・付柱、南面窓廻り及びその周辺の海鼠壁は部分的に存置し、その上にノロを塗り重ねる程度にとどめた。2階漆喰揚げ裏天井は一部上塗り直し、亀裂部はVカット補修にとどめ、当初部分にはできるだけ手を加えなかつた。

建具は完全に破損するものは解体修理としたが、軽微な蟻害、経年の摩耗・変色について建物の保存に影響がないと判断した部分では、極力手を加えずある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の保存を優先した。

平成19~20年度国庫補助による防災施設事業で取り付けられた自動火災報知設備は、保存修理工事に支障のある部分を一旦取り外し、建物修理後に復旧した。

### 北土蔵：解体修理

現状変更手続きを経て、建立当初である明治初期の姿に復原した。雨漏りによる腐朽や蟻害により破損する柱、土台、梁などが多く、経年の沈下が生じた石垣上に

乗る北辺の不陸が著しく、建物が全体に北側へ傾斜していたため、基壇石を含む全てを解体し据え直した。

屋根は最近の応急修理で葺かれていた鉄板葺を撤去し、建物内に保管されていた在来の瓦を再用し、当初の大きさ・形状の瓦を増補した上で全面的に葺き直した。

内外の土壁は解体に伴い全て引き落とし、回収した荒壁・中塗土に補足土を足して練り直し、下地から全て新規にやり直した。

建具は完全に破損するものは解体修理としたが、軽微な蟻害、経年の摩耗・変色について建物の保存に影響がないと判断した部分では、極力手を加えずある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の保存を優先した。

平成19~20年度国庫補助による防災施設事業で取り付けられた自動火災報知設備は、保存修理工事に支障のある部分を一旦取り外し、建物修理後に復旧した。

### 門及び扉：解体修理

指定範囲部分の石塀は改造などの痕がなく現状修理を原則とした。石塀は石材の破損と乱れが多く、耐震診断結果からも全面的な補強が必要となったため、正面2本の門柱を除き全解体とした。補強した石材は当初笠石に用いられていた安山岩と近いものに統一し、表面加工は外観上重要な箇所は当初の仕上げを再現したが、それ以外は風化した再用石材の風合いに合わせ荒ビシャンの仕上げとした。

建具は現状変更手続きを経て、門柱及び庭門に両開き板戸を復原した。

また、西土蔵跡の後補石塀を撤去し板塀を整備した。

### 宅地及び畠：復旧または整備

現状変更手続きを経て、東土蔵から醤油蔵跡までの後補石垣を撤去し、石塀と板塀に復旧または整備した<sup>3</sup>。

この石塀は当初が残らず詳細不明であるが、東土蔵に残る取り付け跡などから大体の高さを推定し、他の当初石塀の組積形態に倣って組み上げた。

### その他、外構

ミセ北面から井戸にかかる簡素な差し掛け屋根は後世のものものであるが、痕跡や基礎石により当初の形態が概ね判明した。但し指定範囲外であり、復原を行っても構造的に不安定なものであるため撤去のみとし、ミセ北面外壁には際垂木のみ取り付け、名残を残した。南東木

<sup>3</sup> 西土蔵跡と醤油蔵跡は当初これらの中の外壁が宅地の境界線を兼ねており、板塀はいつの時代にも存在しなかつたものであるが、竣工後に宅地を区画するものとして必要であった。今回整備した板塀は、便所と文庫蔵の間に設けられ庭とを区画する北東木戸構えの意匠・工法に倣って整備した。

戸及び北西木戸は解体修理とした。

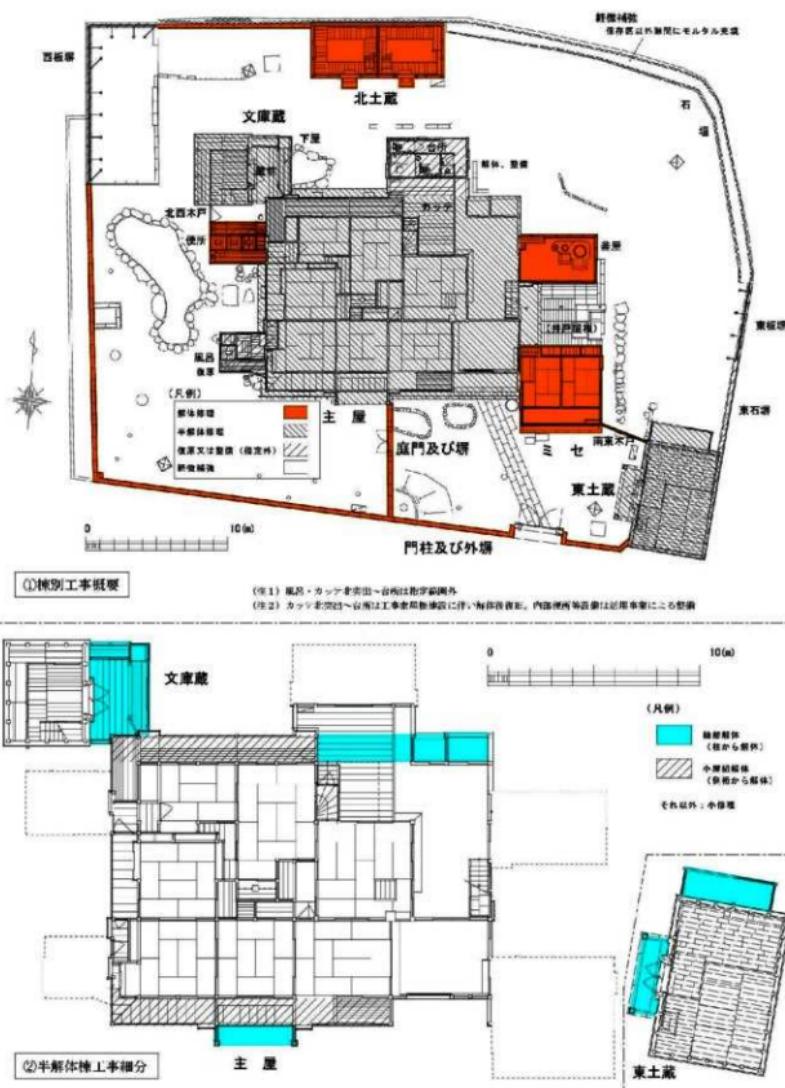


図3-1-1 修理方針配置図（竣工）

## 第2節 工事実施仕様

### 第1項 通 則

#### ①總則

本仕様書に記載されていない事項は、沼津市の定める工事仕様書、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」・「公共建築工事標準仕様書」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修(建築工事編)最新版によった。上記及び設計図書に記載のない事項でも、工事完成のために必要と認めるものについては、施工者の責任において施工した。工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図った。

#### ②発生材の処理

工事の施工に伴い生じた発生材のうち、古材などで資料として保管するものは指定する場所に引き渡し、それ以外は全て場外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理した。

#### ③住民に対する広報等

施工の方法等が周辺住民や歩行者に影響を及ぼすおそれがある場合には、協力を求めるためその都度広報・回覧板などの措置を講じた。

#### ④工事施工監理等

着工に先立ち、工事実施に必要な工程表及び、仮設物、足場、工事用機械器具設備、資材置場、廃材置場等についての施工計画書、必要に応じて施工図、原寸図等を作成し、沼津市監督員及び委託係員(主任技術者)の承諾を得た。

使用する材料は、仮設材料および特に記載されたもののほかは、全て日本産の新品とし、特注品は在来仕様の見本品または図面により作製した。各種材料についても、検査を受けて、合格したものを使用した。

工事の施工済み部分、既存部分、未使用機器、材料等で施工中汚損し、または損傷するおそれのあるものは、適切な方法で養生を行った。

衛生管理としては、新型コロナウィルス感染拡大防止のために、現場作業員及び関係者一同は、日々の体温検査や体調管理報告、マスク着用、アルコール消毒などをを行うとともに、県をまたいで往来する者には健康状態の確認や、行動履歴の記録を義務付けた。

## 第2項 仮設工事

#### ①概要

各建物の周囲には、建物柱真を示すために造形を設置し、外壁及び庭壁などの要所には縦造形を設置した。

主屋工事に先行して全解体とするミセ、釜屋、カッテ・台所突出部、便所、文庫蔵の蔵前・銅板葺下屋それぞれの周囲には解体用軒足場を建設し、屋根はシート養生とした。上記突出部などの解体後、主屋・文庫蔵周囲には一連の本足場に仮屋根を架けた素屋根を建設し、登り棟橋や荷受け構造などを設置した。先行解体した棟及び、現状変更によって復原することになった風呂の組立時には、主屋の素屋根からそれぞれ軒足場の張張を行い、個別に仮屋根を架けた。東土蔵、北土蔵にはそれぞれ独立した素屋根を建設したが、北土蔵は基礎廻りまで全面的に解体修理とする必要が生じたため、軸部解体後に素屋根を一旦撤去し、基礎補修完了後に再度組立用素屋根を建設した。

また、仮設物の設置にあたり障害となるミセ北側の井戸屋根、ミセ南東木戸、便所北西木戸、東土蔵北面下屋は、仮設物の設置前に一旦解体して格納し、素屋根撤去後に井戸屋根以外を復旧した。各足場は保存修理工事に合わせて随時必要な代替えを行うとともに建物の内部にはステージ状の内部足場などを設置した。

尚、主屋の素屋根は足場高さが10mを超えるため、求め労働基準監督署に構造計算書とともに仮設の設置届を提出し許可を受けた。

#### ②造形(共通)

建物周囲には、通り芯と高さを設定するため隅造形と平造形を設置した。地杭には末口7cm内外の杉丸太材もしくは1辺6cm内外の角材を用い、安定するまで地中に打ち込み、これに内側面と上端を鉛で仕上げた水貫(杉材、厚1.5cm、幅9cm程度)を水平になるよう釘止めした。工程に合わせて造形を撤去する際や、工事期間中にレベル確認を行なう際のために、造形設置時のレベルポイントを建物に近接し、且つ、十分に固定された工作物へマーキングした。このほか、石壙廻りの隅角部などには、縦造形を設置した。

#### ③構造(共通)

原則として本足場、軒足場は枠組もしくは枠組・単管組併用とし、宅地の制約などに応じてくさび式足場も併用し、棚足場・仮屋根は単管組とした。

#### ④仮設資材(共通)

仮設工事の主材は下記を標準とした。

単管…外径48.6mm×内厚2.4mm×長1.0~5.5m  
(STK500)

同上付属品…直交・自在クランプ、固定ベース、単管ジョイント(STK500用)、ジャッキベースほか  
足場板…厚2.5cm×長3.6m以上の杉板、もしくは足場用鋼製布板、合板(JIS規格品)

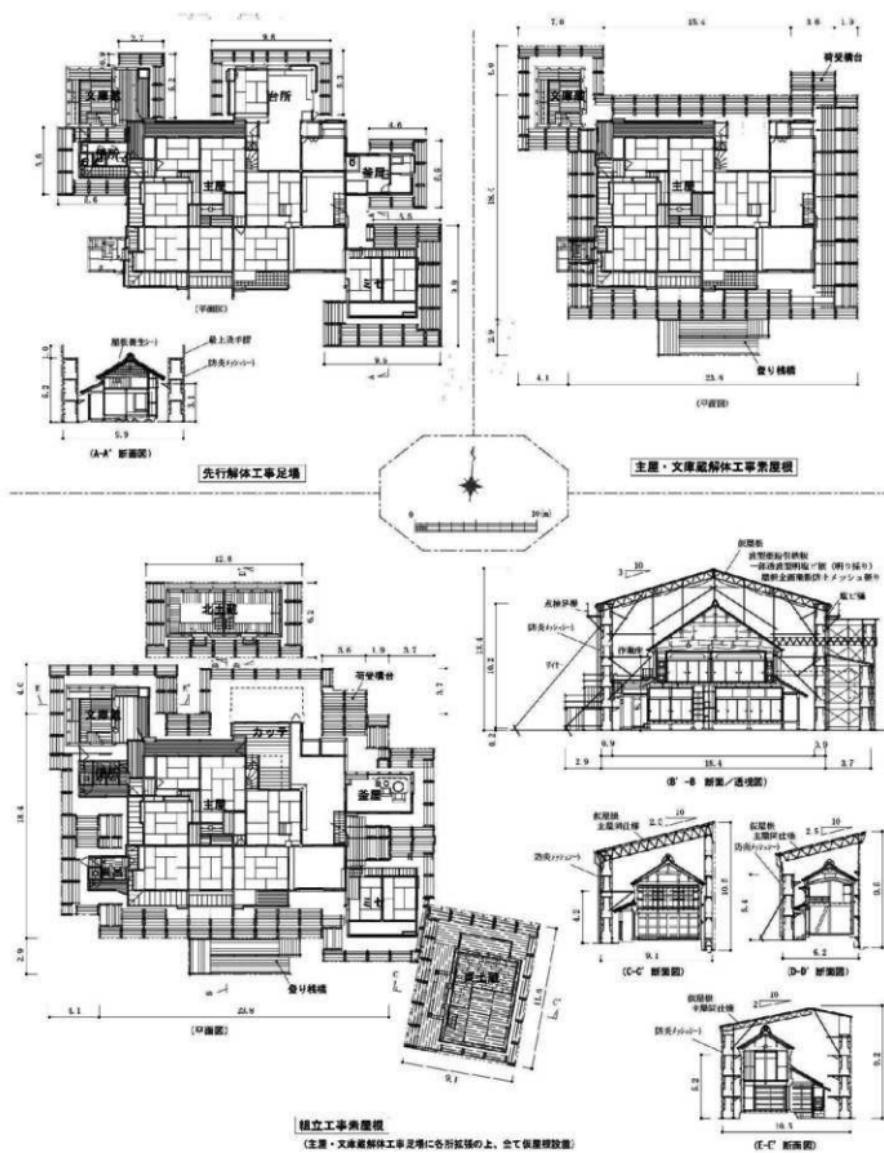


図 3-2-2-1 工事足場概要図（単位：m）

鉄板…亜鉛引波形鉄板 厚 0.19 mm  
 合成樹脂板…塩ビ板（波形） 厚 0.8 mm（透明）  
 養生シート…ポリエチレン製（防炎 1類シート）もしくは防炎メッシュシート（強度 180 kg）  
 安全ネット…ナイロンネット 網糸径 5.0 mm  
 鉄線、釘等…10#、18#なまし鉄線  
 柵組足場等…仮設工業会認定基準に合格したもの。

#### ⑤本足場・安全手摺り・垂直養生（共通）

柵組本足場は敷板上端にジャッキベースを載せて釘止めし、各建枠をプレースやアームロックで繋結した。足場際は原則として軒先より 30 cm 以内に建て、所定の高さまで組み上げた。建枠は各段、各列ともに入りや不陸などが生じぬよう組み建て、要所には昇降路として階段枠を設置した。足場の周囲には要所に控えを取り付けて補強を図り、最上段には規定の高さで安全手摺りを備え、本足場の周囲には垂直養生（防炎メッシュシート張り）を施した。

#### ⑥柵足場（共通）

本足場の建設後、その内側から屋根の軒先にかけて柵足場を設置した。柵足場は単管組・プラケット等を用い、屋根の軒先に庇がある場合には、その屋根面もしくは同野地面に敷板を置いて養生を施し、飼物で調整した固定ベースを載せて建地を立てた。各建地は軒足場と布地で繋ぎ、その上に腕木を組み、不陸や隙間などが生じぬよう足場板もしくはコンペネを全面に敷き込み作業床とした。

#### ⑦仮屋根組（共通）

軒桁高さは、最上段の作業床より 1.5~1.7 m の範囲とし、合掌トラスやビーム式水平支保梁部材を要所建枠ごとに架け、その上端に母屋単管を 0.9 m 内外の間隔で桁行方向に取り付け、杉角材を添え付けて番線で固定した。合掌トラスの要所には、筋違や方杖などの補強材を取り付けクランプで堅固に締め付けた。屋根葺材は波形亜鉛引鉄板葺とし、要所を明り取りとして波形塗ビ板葺とした。各屋根葺材とも十分な重ね長さを確保して下地材へ傴釘で止め付け、上には飛散防止用の養生ネットを張り、軒先には雨樋を取り付けた。

#### ⑧脚立足場（共通）

脚立足場は設置する室内の広さに応じて、直列及び並列組で設置した。一定間隔で脚立を設置した後、この間に不陸や基準以上の隙間が生じぬよう通りをよくし足場板を配置し、ゴムバンドなどを用いて足場板を脚立へ固定した。作業内容や用途に応じて四脚調整式足場台も適宜使用した。

#### ⑨内部足場（共通）

柵組柵足場もしくは単管組柵足場とし、敷板の上端にジャッキベースを載せて、各建枠をプレースおよびアームロックで繋結した。建枠は各段、各列共に入りや不陸などがないように組み立て、各列の建枠を単管パイプで繋ぎ、最上段には足場板を敷き詰めた。このほか、昇降路には階段枠を設置した。

#### ⑩石擣足場

状況に応じ、脚立足場と柵組足場（2段組程度）を併用した。

#### ⑪諸設備

柵足場や素屋根の内部には工事用分電盤を設置し、延長コードを要所に配置した。また、工事期間中は目立つ位置に消火設備を備えた。

#### ⑫危害防止

工事実施にあたり、法律上必要な危害防止および衛生上のことに関しては、適当な施設を設けかつ防火対策を講じた。また、すべての仮設物は工事期間を通して、強度上必要な補修や補強を行い、安全を確保した。



写真 3-2-2-1 行先解体工事足場（主屋北東より）



写真 3-2-2-2 主屋素屋根内部（主屋北西より）

### 第3項 解体工事

#### ①解体範囲

- (1) 主屋：半解体修理（屋根、木部（野地・下屋小屋組・軸部（一部）・床組・天井・造作（一部）、壁（一部）、建具、土間、基礎（一部）、疊、各設備ほか）  
釜屋・便所・北面突出部：解体修理（一部基礎を含む）  
(2) ミセ：解体修理（基礎以外）  
(3) 文庫蔵：半解体修理（屋根、木部（野地・床板・造作）、壁（一部）、建具、設備ほか）  
蔵前：解体修理（基礎以外）  
銅板葺下屋：解体修理（一部基礎を含む）  
(4) 東土蔵：半解体修理（屋根、木部（野地・小屋組・軸部（一部）・床組（1疊）・造作）、壁（一部）、建具、設備ほか）  
西面土庇・北面下屋：解体修理（一部基礎を含む）  
(5) 北土蔵：解体修理（基礎を含め全部）  
(6) 門柱及び外縛：解体修理（門柱以外）  
(7) 庭門及び扉：解体修理（基礎以外）

#### ②準備（共通）

解体前にそれぞれの建物の柱位置をもとにした平面解体番付を定め、解体する全ての部材に位置、名称などを記した番号札を付し（石材には水性塗料で番付書き・アルミテープ貼り付けの上番付書き併用）、必要な調査、実測、写真撮影などを実施した。

#### ③養生（共通）

柱材、造作材、建具類、そのほかの運搬に際して破損の生じ易い部材は、エアキャップのほか、養生マット、布、紙、コモまたは添板などで養生を施した。解体作業によって破損及び汚損する恐れのある周辺部材にも養生を施した。

#### ④解体および調査

建物の解体に先立ち、電気設備や自動火災報知設備、給排水設備など各種設備を取り外した。準備完了後、順序よく丁寧に各部材を解体し、その間必要な部材寸法、材種、時代区分、破損程度、仕上げ寸法、各部仕様、痕跡、転用古材などの諸記録をとった。

解体にあたり各部材は丁寧に扱い、解体作業中の仕口の損傷、板材の割れ、工具による損傷などが生じぬよう注意し、止釘を抜く際などは部材表面に傷をつけぬよう添板などを施した。また、建物の変形が著しく解体時に部材を損傷させる恐れがある場合には、事前に建て起しなどの措置を講じて作業にあたった。

このほか櫻や桟なども全て保管し、現用および現在使われていない止釘穴や仕口にはチョークによる色別表示を行った。

#### ⑤運搬および古材整理

解体した部材は再用、繕い、取替予定などに区分し、部材ごとに整理して損傷や汚損などが生じぬよう養生を施した。各古材の取扱いにはとくに注意し、保存小屋などへ運搬して整理格納した。

また、解体した壁土は一部を再用するため沼津市の提供する場外敷地を仮開いて区画した部分に左官土ネタ場を設けて集積し、シートで養生を施した。釘や金物など解体中に採取した資料保存材は、部品ごとに使用されていた場所や時代別に分類して、保管箱などに収納した。

#### ⑥発見物の処置

解体中に墨書や刻印、転用された古材、未使用的仕口や旧釘穴などが発見された場合には、主任技術者が調査し記録及び別途保管などの措置を講じた。

#### ⑦重要な保存材

墨書や刻印などが確認された部材で、とくに重要な資料と判断されたものは、現場事務所や保存小屋などの施錠できる室内で厳重に保管し、保存修理完了後に再度選別を行って、収納や展示の別を定めた。

#### ⑧揚家（東土蔵）

東土蔵は柱下部～土台廻りで腐朽が著しかったため、西面土庇・北面下屋を解体後、主体部の屋根瓦を降し、1階部分の所定の範囲の壁を解体した後に揚家を行った。

根継をする柱3本を除き、全ての柱を箱型ボルト（φ16程度のC字型ネジボルト）と長門（200×120以上の堅木長材）で固定した。その後油圧式ジャッキアップを用い、軸部に局的な負荷が発生しないよう一定量ずつ複数回揚げた。鉄骨を受けるサンドルは、荷重のバランスを考慮した適切な位置に設け、石敷の上に敷いた合板上に設置した。揚程高さは50cm以内とし、2カ月以内に足元の補修を完了し下げ方を行った。

揚家の最中に変形・破損を生じそうになった場合は直ちに近接部材にも養生と支保を行った。

揚家の軸部修理は以下の通りとした。

- 柱切断部に支障のある根継み貫と經貫を解体した。
- 3箇所の柱には金輪継で高根継を施した。
- 取り替える土台天端で不陸を是正し、基礎石に対するひかり付を行った後、貫とともに柱に取り付けた。

#### ⑨解体番付

主に柱通りを基準とした解体番付を定め解体を行った。今回の修理で建物内外に残した不再用古材や発見物など、あるいは工事野帳・データなどの記録として保管した資料に関する後世の照合に寄与できるよう、図を掲載する（図3-2-3-1）。

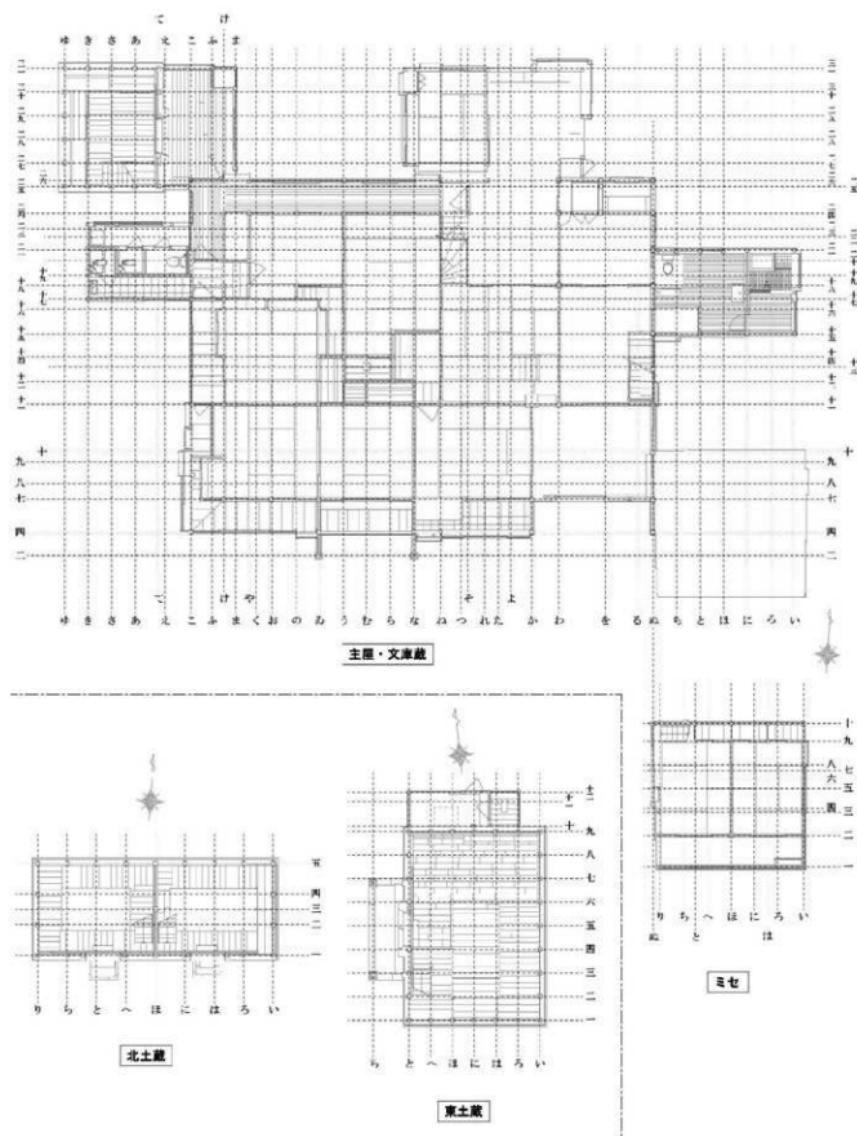


図3-2-3-1 解体番付図

- ・主屋は2階柱通りも含めて定めたが、通り真が15cm以上離れたものは分け、それ以内のものは間近の1階通り真を2階にも用いた。
- ・棟木や母屋などで柱通り真にないものは又番に分岐させた。

## 第4項 基礎工事

### ①概要

各棟とも共通して建物直下及び周囲は、柱礎石根石以深で人頭大～拳大的玉石層をもった地盤が施されており、全般的に基礎石の不陸は少なかったが、主には地盤の悪い西側付近に建つ便所と風呂、北側石垣の上に建つ北土蔵は沈下が顕著であったため基礎石を部分的に解体して不陸を是正し据え直した。便所と風呂に関しては取り付く主屋西下屋の基礎高さに上げ、北土蔵は北辺の石垣高さに合わせて南方を下げた。

破損・欠失している石は在来に倣って補足し、各建物内外にある既存の土間セメント叩きやモルタルは撤去し、新たに叩き直した。ミセ南面下屋のうち、南東隅戸袋下のみ当初の叩きが残っていたため、叩き断片を切り取り別途資料保管とした。

金屋の地には竈焚口～竈内部の石組が残っていたが、構築上支障のないものは再用し、取替材は在来に倣って補足した。

### ②工法・補足石材

基礎工事工法表の通り。(石材代表寸法は図3-2-4-1) 在来工法に関して、風化・損耗により判別が難しいものは「不明」とし、解体せざる存置したため未確認である部分は記載を行わなかった。また当初及び後補石材の仕上げに関して、見え隠れ部分はいずれも割削・ヨキ・荒鑿切またはその混用によるもので、化粧面の仕上げを記載した。当初の工法が判然としない箇所や、使用上考慮すべき部位の取替材は荒ビシャンで風化調に仕上げた。

据え付けは原則として在来工法に倣ったが、構造上重要な部分では古材・新材ともずれ止めにφ6～12mm×L60mmステンレス製ダボピンを打った他、据え土にはセメント粉末をまぶして固定強度を高めた。

### ③石材補修 (石壙石材共通)

#### (1)清掃

汚損の著しい石材は、高圧水洗で表面の付着汚れを除去し、石本来の色合い、風合いを出した。水圧力は、家庭用水道圧の30～40倍程度とし、石の損傷程度に合わせて調整した。水洗で除去しきれなかった地衣類などは、家庭用弱アルカリ洗剤でのブラッシング、又はウスニン酸系微生物除去剤を塗布して除去した。

#### (2)表面補修

主屋フキゲンカン(南面土間入口)の敷石上端など、経年劣化により仕上げ表面が劣化して層状に剥離または浮いている箇所は、石材を一旦取り外して、劣化部を搔き落とした上でビシャンを用いて風

化調に均し、成形面を旧位置に合わせて据え直した。

#### (3)擬石モルタル補修

以下を標準工程とした。

第1工程：強度確保用とし、エポキシ樹脂をバインダーとし珪砂を混合した有機系擬石モルタルを作成し、石形状の下地成形を行う。

第2工程：耐紫外線劣化防止に、消石灰を主体とし、同質石膏・石粒・顔料(無機系色調整材)・水を混練して粘土状にした無機系擬石モルタルを作成し、下地に盛り付ける。

第3工程：盛り付け後、さらにその上に同質石膏・石粒を貼り付けるように盛り付け、在来と違和感のないよう調整を行う。

#### (材料)

エポキシ樹脂：高粘度タイプ、ボンドE-208(コニシ㈱)

乾燥珪砂：メッシュ5、6号(一般市販品)

消石灰：特号(吉澤石灰工業㈱)

石粉：不再用石材や同質石材を粉碎

#### (4)割れ補修

割断部材を接合面の塵埃や劣化部を除去し、接合の位置、密着度を確認し、断面中央部にダボ挿入用の穴を開け、切粉清掃後、穴にダボを仮挿入し、両断面が完全に密着する事を確認し、接合面及び穴内部に、エポキシ樹脂を塗布・充填して、ダボを挿入し、両断面を接合させた。完全に硬化した後、化粧面の割れ口は擬石モルタルによって成形した。

割断部接着及びダボ挿入にはエポキシ樹脂(高粘度タイプ、ボンドE-208、コニシ㈱)を用い、ダボは全ネジ型ステンレス製とし、補修する石材の大きさに合わせてφ6～12mmのものを適当な長さに切って1～3本用いた。

#### (5)角欠け肉盛り補修

切石の角部が欠失しているものは、成形部分の大きさに合わせて、φ6mmステンレス製ダボ1本を骨とするか、もしくは使用せずに、擬石モルタル補修の要領で肉を付け、既存部と馴染むようにヘラで成形した。

#### (6)亀裂部樹脂注入

微細な亀裂であっても今後割損を招く恐れのある箇所には、シリケート系強化剤・アクリル顆粒の混合溶液を注射器で注入し補強した。

#### (4)土間叩き(軒下叩き共通)

#### (材料)

叩き土：真砂土、砂、石灰を混練りしたもの

雜資材：にがり、むしろ（養生材）

（調合）

叩き土 1m<sup>3</sup>につき、石灰 100～160kg を標準とし、詳細は土の質や施工当日の湿度状況等にて決定した。

（工法）

下地の状態を確認しながら現状セメント叩きを撤去後、床付けを行い 15 cm 程度（主屋では 10 cm）の厚さに土間叩きを復旧した。一定量の叩き土を敷き詰め、プレートランマーやタコを用いて十分に突き

固め、その後、小槌や手板を用いて表面を叩いて仕上げた。自然石との取り合いは、金槌などを用いて細かく叩き丁寧に仕上げた。水は特に加えず土の湿気をもってこれに代えたが、縮まり具合に応じてにがりの水溶液量を加減した。なお、凍結による破損が生じないよう、材料・調合に十分考慮し、施工後は急入りに養生を行った。石材取り合い散際は薄い叩きを施してもすぐに破損を生じるため、厚みを持たせた摺り付き形状で処理した。

#### 基礎工事法表（主屋主体部）

時代 当初：明治 6～9 年頃、A：明治 15 年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
柱礎石	当	自然石、安山岩・花崗岩混用。玉石地業の上、根石に飼石据え。	主屋中央部構造補強鉄骨支柱 RC 基礎折衝部分のみ撤去。一部床下残置。
礎石上調整石	D 以降 転用材あり	安山岩切石、盤切り仕上。後世修理で柱・床東足元露塗り除。調整盤として当初礎石上端に挿入。	存置
布石 (主に土台下)	当	安山岩切石、盤切り仕上、ヒロマ南縁～式台東面にかけては側面にシボつづき仕上・上端小叩仕上、ワキダンカン（背面土間入口）及び式台残りにかけては小叩き仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	一部取替。主屋北東隅構造補強鉄骨支柱 RC 基礎折衝部分解体・据え直し。据え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
上段布石 (ヒロマ南縁)	当	安山岩切石。水磨き仕上。	存置
番石	当	安山岩台形加工、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	存置
地覆石	当	砂岩切石、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	存置
東石	当	自然石、安山岩。玉石地業の上、根石に飼石据え。	一部据え直し。据え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
	D 以降 転用材あり	自然石、安山岩・切石延灰岩混用。土据え飼石調整。	一部据え直し。据え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
ワキダンカン 縁石	当	安山岩切石、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	一部補修・据え直し。施工は「表面補修」に準じた他は在来の工法通り。
# 敷石	当	安山岩切石、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	全て補修・据え直し。施工は「表面補修」に準じた他は在来の工法通り。
雨落石	当	砂岩切石、小叩き仕上。土据え飼石調整。	一部補修・据え直し。施工は「表面補修」に準じた他は在来の工法通り。
土間叩き	C～D	セメント叩き	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。
軒下叩き	C～D	セメント叩き	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。
南側歩道敷石	当	花崗岩切石、荒盤切り仕上。土据え飼石調整。	一部取替。 在来の工法通り。

#### 基礎工事法表（主屋付属部）

時代 当初：明治 6～9 年頃、A：明治 15 年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
<b>釜屋</b>			
布石 (土台下)	当	安山岩切石、盤切り仕上。玉石地業の上、根石に飼石据え。	一部取替及び付着モルタルはつり。据え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
	C	安山岩切石、盤切り仕上。土据え飼石調整。	撤去

外部南側敷石	当	凝灰岩切石、風化により仕上不明。土擱え鋼石調整。	一部取替。 補足材を荒ビシャン仕上とした他は在来の工法通り。
竈焚口石積み	当	凝灰岩切石、ヨキ・荒鑿切り仕上混用?。土擱え鋼石調整。	最上段欠失により新規補足、地下部分存置。 補足材を角落とし荒ビシャン仕上とした他は在来の工法通り。
竈焚口鳥居石 (マグサ石・堅柱石)	当	凝灰岩切石、ヨキ・荒鑿切り仕上混用?。土擱え鋼石調整。	全て取替または欠失部補足、資料保管。 補足材を荒ビシャン仕上とした他は在来の工法通り。
竈内部壁石	当	凝灰岩切石、割肌・ヨキ仕上混用。小端建・土擱え鋼石調整。	一部取替、残りは存置。 在来の工法通り。

**便所・風呂※**

布石 (土台下)	当	砂岩切石、小叩き仕上(建物内化粧部は盤切り)。玉石地業の上、根石に鋼石振え。西側池付近、土擱え鋼石調整。	一部取替及び搬え直し。振え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
青石	当	安山岩台形加工、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	一部搬え直し。振え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
地覆石	当	砂岩切石、小叩き仕上。土擱え鋼石調整。	全て搬え直し。振え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
敷石 (風呂内部)	当	凝灰岩切石、損耗・風化により仕上不明土擱え鋼石調整。	存置

※風呂は平成4年に撤去されたが、基礎石は存置された。

**基礎工事工法表 (ミセ)**

時代 当初:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、E:平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
布石 (土台下)	当	安山岩切石、側面鑿切り仕上・上端ビシャン仕上。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	存置
青石	当	安山岩台形加工、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	存置
東石	当	自然石、安山岩。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	一部搬え直し。振え土にセメント粉末をまぶした他は在来の工法通り。
雨落石	当	砂岩切石、小叩き仕上。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	一部搬え直し。在来の工法通り。
土間叩き (下屋)	当 (戸袋下のみ残存)	三合土、表面黒漆喰仕上。玉石地業の上、目潰し砂利混じり締め固め、粒砂利混じり山土・石灰、叩き厚10cm程度。	資料保管の上、打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。
	C~D	セメント叩き	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。
軒下叩き	C~D	セメント叩き	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。

**基礎工事工法表 (土蔵)**

時代 当初:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、E:平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
<b>文庫蔵</b>			
基礎壁石	当	安山岩切石、鑿切りによる江戸切り・脚部突出し削肌仕上。玉石地業の上、根石に鋼石振え。	存置
布石 (土台下)	当	安山岩切石2段、鑿切り仕上。基壇壁石に乗る。	存置
煙草石 (出入口)	当	安山岩切石、小叩き仕上。後下角と実柱当たりを欠き、土台と布石に乗せる。	存置
基礎内部詰込土	不明	上段布石下端付近まで砂利混じり土締固め。	存置

東石	当?	自然石、安山岩。基壇内部詰込土上に土搦え 飼石調整。	存置
布石 (鐵前土台下)	当	安山岩切石、鑿切り仕上。基壇壁石に乗る。	存置
青石 (鐵前土台下)	当	安山岩台形加工。小叩き仕上。玉石地業の上、 根石に飼石搦え。	一部搦え直し。搦え土にセメント粉末をまぶした他 は在来の工法通り。
地覆石 (鐵前土台下)	当	砂利切石。小叩き仕上。 土搦え飼石調整。	全て搦え直し。搦え土にセメント粉末をまぶした他 は在来の工法通り。
切石積み (鋼板葺下層内 金庫台下)	A	安山岩切石、水磨き仕上、面取り部分及び上 段石上端のみ小叩き仕上。 玉石地業の上、根石に飼石搦え。 整層切石積 3段・空隙を調整するが、要所 鉄製錠や漆喰を詰め合端調整。中詰に安山岩 切石 7段を入れ漆喰調整。	全て積み直し。 石材上下ずれ止めとして 1石ごとに $\phi 12 \times L60$ ス テンレス製ダボ植えの他は在来の工法通り。
青石 (鋼板葺下層)	A	安山岩台形加工。小叩き仕上。 主張北下層雨落石に寶太乗せ。	搦え直し。モルタル搦え。
<b>東土蔵</b>			
基壇壁石 (南・東面の み)	当	安山岩切石 2段(南面 1段)、鑿切りによる 江戸切り・脚部露出し割肌仕上。※南面は埋 め立てられており古写真判断による。 玉石地業の上、根石に飼石搦え。	存置
下段布石	当	安山岩切石。東・北面及び北面下履西面鑿切 り仕上。南・西面トンボつつき仕上、上面化 粧部(?)で彫りもビシャン仕上。 南・東面は基壇壁石に乗る。他は玉石地業の 上、根石に飼石搦え。	存置
上段布石 (土台下)	当	安山岩切石。東・北面鑿切り仕上、南・西面 ビシャン仕上。要所漆喰挿え。	存置
北面下履布石 (土台下)	当	砂利切石。小叩き仕上げ。玉石地業の上、根 石に飼石搦え。	一部搦え直し。石材下面ずれ止めとして $\phi 6 \times L60$ ス テンレス製ダボ植えの他は在来の工法通り。
敷石 (内部)	当	凝灰岩切石。ヨキ・荒鑿切り仕上混用。	存置
煙返石 (出入口)	当	安山岩切石。小叩き仕上。後下角と実柱当 たりを欠き、土台と布石に乗せる。	搦え直し。在来の工法通り。
段石 (出入口)	当	安山岩切石。側面ビシャン・上端小叩き仕上。 土搦え飼石調整。要所漆喰挿え。	飼石調整のみ。
縁石 (出入口土庇)	当	安山岩切石。側面鑿切り仕上、上面ビシャン 仕上。玉石地業の上、根石に飼石搦え。	搦え直し。据え土にセメント粉末をまぶした他は在 来の工法通り。
青石 (出入口土庇)	当	安山岩台形加工。小叩き仕上。 縁石に乗る。	搦え直し。石材下面ずれ止めとして $\phi 6 \times L60$ ステン レス製ダボ植えの他は在来の工法通り。
土間叩き (北面下層、出 入口土庇)	C~D	セメント叩き	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。
<b>北土蔵</b>			
基壇壁石 (南・東・西面 のみ)	当	安山岩切石、鑿切りによる江戸切り・脚部露 出し割肌仕上。玉石地業の上、根石に飼石搦 え。	南過半格石調整の上搦え直し。 一部角欠け肉盛り補修。据え土にセメント粉末をま ぶした他は在来の工法通り。
布石 (土台下)	当	安山岩切石、鑿切り仕上。 北面は石垣にひかり付け。他面は基壇壁石に 乗り要所漆喰挿え。	南過半振え直し。在来の工法通り。 構造補強として要所に後施工アンカー(ネジ型スチ ンレス製、M12×450)を打ち込み土台と繋結。
敷石 (内部)	当	凝灰岩切石。ヨキ・荒鑿切り仕上混用。 土搦え飼石調整。	南過半振え直し。一部取替、一部割れ補修。 補足材荒ビシャン仕上の他は在来の工法通り。
煙返石 (出入口)	当	安山岩切石。小叩き仕上。後下角と実柱当 たりを欠き、土台と布石に乗せる。	搦え直し。在来の工法通り。
基壇内部詰込土	当	砂利混じり土締固め。	南半詰め直し。在来の工法通り。 北半下層は保存区とし、土木シートで縁切り
階段石	下段は当、 一部転用 材、補修時 期は不明	安山岩切石、側面鑿切り仕上、上面荒ビシャ ン仕上。玉石地業の上、根石に飼石搦え。	搦え直し。一部新規補足。 補足材を荒ビシャン仕上の他は在来の工法通り。
土間叩き	当	玉石・砂利混じり土締め固めの上、砂利混 じり土 15 cm程度に叩く。表層付近は土化に より不明。	全て打ち替え。 施工は「土間叩き」に準じた。

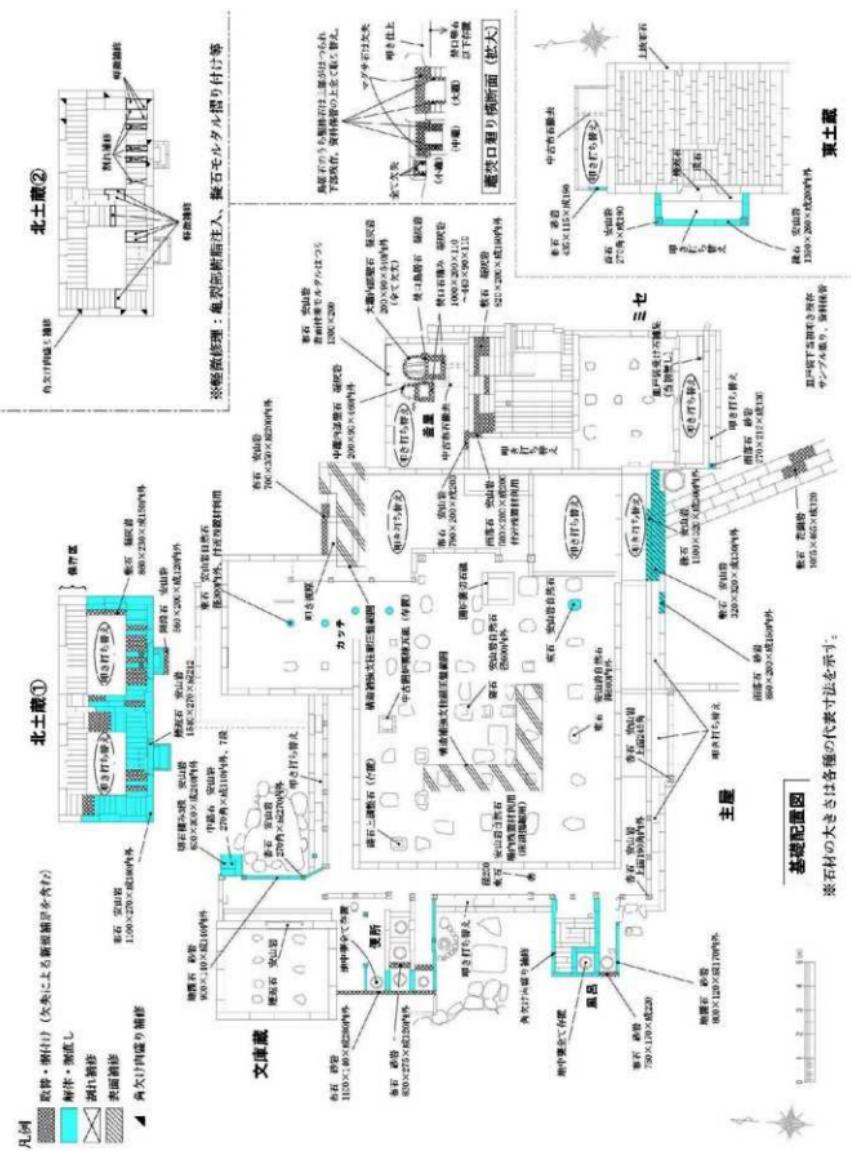


図 3-2-4-1 基礎工事実施概要

## 第5項 木工事

### ①概要

現状変更方針及び解体調査結果に従い、解体部材で確認された破損箇所のうち、特にその度合いが著しい部材は新材に取り替え、再用できると判断した部材には、程度に応じて縦木や矧木、埋木などの補修を施した。

- ・**修理**：主屋主体部、釜屋、便所、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵
- ・**復原整備**：風呂、カッテ（主屋北突出部のうち南半）
- ・**整備**：台所（主屋北突出部のうち北半）
- ・**撤去**：井戸屋根

### ②再用材

当初材は将来的な保存に支障のない限り努めて再用し、後補材についても形状や技法などが不適でないものは再用した。再用できなかった部材に関しては、資料的価値の高いものを選び別途保管とした。

### ③取替材

部材の取り替えや補修のために補足する木材は、原則として在来の材種や品質と同等のものとし、年輪の密度、耐久性からみた赤身の度合などを考慮したもので、十分に乾燥したものを用いた。木材の等級は原則として日本農林規格品に準じたが、化粧材については見え掛り面においてこれを適用した。尚、主屋2階南面に復原したバルコニーは、当初材が不明であり、雨掛かりであることを考慮して耐久性の高いイペ材を用いた。

### ④古材繕い

腐朽や削損などの破損箇所、部材に残る不用な穴（古い釘穴や仕口穴）などは、埋木や矧木、縦木などで繕った。繕いに際しては、構造上の強度を損なわないよう注意し、見え掛かりに取り付ける補足材は、既存の古材と木目が合うよう努めた。

補修箇所のうち、構造的に強度が必要とされる部分や雨水・湿気の影響を受けやすい部分には、エポキシ樹脂系接着剤、その他の部分には、酢酸ビニル樹脂系（木工用ボンド）を使用した。また、接着剤の経年劣化で補修材が将来的に外れることを防ぐため、接着剤を用いた補修箇所では必要に応じ忍釘打ちなどを併用した。

### ⑤新材加工

縦手や仕口、曲線、表面加工などは在来に倣い加工を施したが、見え隠れ材（部分）の仕上げは機械製材のままとした。復原部材は、古写真の確認や松城家宅地内の類似棟・類似箇所を参考にして定めた。

### ⑥古色塗

補足した部材の化粧面は、漆やベンキ塗りとする箇所

以外は全て古色塗を施して周囲の古材と調和させた。古色塗は松煙墨、柿渋、油煙、弁柄などを用いて薄めに調合して塗りたて、ウェスで拭き取る方法を数度繰り返して仕上げた。また、使用部位の場所によっては、複数色の製品があるキシラデコール（日本エンバイロミクス株式会社）を混合して調整したものを使用した。

### ⑦焼印押し

補足材には全て見え隠れ部分ごとに、施工年度を刻した焼印を押した。

### ⑧鉄材

見え掛かりに使用する釘類は再用可能なものはそれを用い、使用部位に応じてJIS規格のステンレス製丸釘の頭を潰したものか、鍛鉄製の角釘（和釘）を用いた。また、見え隠れに使用する釘類は、全てJIS規格品などのステンレス製丸釘や鍼を用いた。

部分的な補強に伴い補足する建築金物は、JIS規格品やZ規格品などの既製品、または特注品を用い、取り付け位置は見え隠れとした。

### ⑨防腐防蟻処理

新規補足する部材のうち、地盤・基礎に近い部材（柱、土台、置床等）、土足で踏まれる部材（梯子段踏板等）、湿気を帯びやすい1階大引・根太等床組材、破風板、広小舞、軒桁、野地板などの軒・屋根廻り材、外壁を構成する板材の外部側、漆喰胴蛇腹（水切）など左官塗籠め下地、その他必要とする箇所を中心に油性の薬剤を全面に塗布した。

薬剤はキシラモントラッド（（公財）文化財虫害研究会認定薬剤（登録番号第17号）、（社）日本しらおり対策協会認定薬剤（認定番号 第7271号）を用いた。

塗布は2回以上行い、薬剤は1m<sup>2</sup>あたりに0.2リットル以上を原則とした。

### ⑩組立及び補強

古材補修や新材加工後、在来の仕様により順次組み立てた。当初材の柱石口や縫手手綱付など、特に建物の基幹寸法の要点となる箇所は極力切削を行わないよう注意を払い、構造上不完全と認められる部分は添木、金物補強の措置を講じた。尚、硬質木材であるイペを用いた主屋2階原バルコニーは縫手仕口を複数なものとせず、ステンレス製ボルト締めなどを併用して組み立てた。

### ⑪各部工法

今回の工事で解体または復原した部位の主要部材、あるいは未解体であっても重要な部材に限定して、以下木工事工法表に示す。原則として、上記③～⑩以外を旧規の仕様通りにした場合は「在来の工法通り」と示し、解体しなかったものは「存置」と示した。

## 木工事工法表（主屋）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法				実施の工法
	時代	材種	表面加工	取付・取合	
<b>下屋</b>					
柱	当	桧、杉	台鉋	香石に納建ち、縁樋（差敷居）を大入納差し込栓打ち、側析に長納差し	存置、一部埋木及び大型側ツタ掛け代用パッキン打ち付け
# 北面側柱東より3	E	桧	機械鉋	台所建替え時、RC布基礎に後補土台を介して納建ち	撤去の上、当初の工法に嵌い復原
縁束	当	杉	台鉋	香石に納建ち、縁樋（差敷居）を納差しで受ける	在来の工法通り
縁樋（差敷居）	当	桧	台鉋、ヨキ、手鋸曳	柱に納差し込栓打ち、縁束より納差しで受ける	在来の工法通り
側桁	当	松	台鉋	柱より納差し、天井板溝切り、上端当たりを欠いて垂木を釘止め、目達縫掛継ぎ	在来の工法通り
類柱（東面のみ）	当	杉	手鋸曳	柱側面及び側桁下端に納差し釘止め、目達縫掛継ぎ	存置
繩垂	当	松	台鉋	側桁・入側柱に大入蟻落し	在来の工法通り
隅木	当	松	台鉋	蟻落掛かりに架け、尻は2階隅柱に納差し釘止め、配付け重木下端傾納差し釘止め	在来の工法通り
谷木（カッテ取合い）	当	松	台鉋	桁落掛かり及び母屋に架け、尻は垂木掛に釘止め、配付け垂木大入釘止め	在来の工法通り
# (式台取合い)	E	桧	台鉋	桁落掛かりに架け、尻は主体部側桁に納差し釘止め、配付け垂木なし	存置
化粧垂木	当	松	台鉋、手鋸曳	母屋上で殺継、側桁・入側桁・垂木掛に釘止め、野地板・広小舞を釘止め。	在来の工法通り
	D	松	台鉋、帯鉋	当初垂木を母屋上で切断し突付。その他初垂木と同じ	支障ない部分は存置、取替材は当初の工法に嵌う
	E	松	台鉋、機械鉋	当初垂木を切断し突付の上、両脇添板補付もしくは当初垂木側面に添える。その他初垂木と同じ	支障ない部分は存置、取替材は当初の工法に嵌う
野垂木（掲げ裏部分のみ）	当	松	手鋸曳	母屋上で殺継。側桁・入側桁に釘止め、野地板・広小舞を釘止め、軒先下端・木口木擡釘止め。	在来の工法通り
化粧裏板	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍厚みをそいで羽重ね、化粧垂木に釘止め、広小舞に決り溝大入	藏前取合い内部のみ残存。在来の工法通り。
	E	杉	台鉋、機械鉋	板傍厚みをそいで羽重ね、化粧垂木に釘止め、広小舞に決り溝大入	当初の工法に嵌う
野地板	当	杉	手鋸曳	小間底に垂木へ釘止め	在来の工法通り
	E	杉	機械鉋	突付べタ野地とし垂木へ釘止め	当初の工法に嵌う
面戸板	当	杉	台鉋、手鋸曳	垂木側面に決り溝大入、釘止め	在来の工法通り
	E	杉	台鉋、機械鉋	側桁上端に釘止め	当初の工法に嵌う
広小舞	当	杉	台鉋、手鋸曳	垂木に釘止め	藏前取合い内部のみ残存。在来の工法通り。
	E	杉	台鉋、機械鉋	垂木に釘止め	当初の工法に嵌う
裏甲	当	杉	台鉋、手鋸曳	広小舞に釘止め	藏前取合い内部のみ残存。在来の工法通り。
	E	杉	台鉋、機械鉋	広小舞に釘止め	当初の工法に嵌う
天井彫り 南・西隣・北隣	D	化粧ベニヤ	—	当初棹縁・縁締に野縁釘止めの上接着剤・プラスチック押錠取付	新材料を撤去し、裏に残っていた当初材(桧)を表し、破損箇所は当初の工法に嵌い補修
棹縁(※)	当	杉	台鉋	縁締に大入釘止め、野縁と縫引き	在来の工法通り
縁締(※)	当	松	台鉋、手鋸曳	構造輪留め、柱に棹縁欠き釘止め	在来の工法通り
天井板(※)	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍厚みをそいで羽重ね、縁締及び縁縫に釘止め	在来の工法通り
切目縫 緑縫ぎ	当	松	ヨキ、手鋸曳	縁樋に片納差し櫻締め、入側柱または足固めに納差し釘止め	在来の工法通り
縄根太	当	松	ヨキ、手鋸曳	縄縫ぎに渡瀬掛け釘止め、縁板と手縫い縫引き	在来の工法通り
縁板	当	桧	台鉋、手鋸曳	縁樋・縁根太と手縫い縫引き、入側通りに足固めに釘止め。板傍垂サネ、板裏狂い止め吸付残り入。	在来の工法通り
樽縁 縱根太	当	松	ヨキ、手鋸曳	入側通り足固めまたは柱に短納差し釘止め	在来の工法通り

縁板	当	桧	台鉋、手鋸曳	縁板太に斜め釘打ち。板傍突付、竹ダボ入れ	在来の工法通り
側桁付鶴居	D	桧	台鉋	側桁に釘止め	現状変更により撤去の上、仮設として取付（ガラス建具用）
側桁下戸當たり	D	桧	台鉋	柱・床板に釘止め	現状変更により撤去の上、仮設として取付（ガラス建具用）
<b>1階</b>					
土台	当	栗	台鉋	隅部目進入平柄差し割楔、基礎石にひかり付け、柱を納差しで受ける。	在来の工法通り
大黒柱	当	松	台鉋	礎石建ち、天井梁まで延び差鶴居・敷居・上り樋が挿さる。	存置（塗装補修のみ）
柱	当	桧、杉	台鉋	礎石建ちまたは土台に納建ち。天井梁まで延び差鶴居・敷居・上り樋取付。足固め大入納差し。	存置、一部埋木
床束	D	桧、杉	台鉋、帯鉋	礎石建ちまたは土台に納建ち。足固めを納差しで受ける。	存置
入側桁	当	松	台鉋、手鋸曳	目進腰掛縫継ぎ、柱より柄差し、隅部相欠捺じ組、下層重木を釘止め、下層隅木を落掛りに架てる。	存置、一部埋木
天井梁 (2階床梁)	当	松	台鉋、手鋸曳、新	腰掛縫継ぎ、交錯部相欠き、入側桁に兜懸掛け	存置
足固め	当	松	ヨキ、手鋸曳	柱に大入納差し楔締め、縁束より柄差し	在来の工法通り
根太	当	松	ヨキ、手鋸曳、皮むき丸、太半割	足固めに筋柄差し、要所横掛で引き付け。床板より釘止め	在来の工法通り
上り樋（差敷居）	当	松	台鉋	柱に大入納差し込栓打ち、縁束より柄差し	在来の工法通り
差鶴居	当	松	台鉋	柱に目進入平柄差し要所込栓打ち、吊束を受ける	存置
鶴居	当	松	台鉋	柱に大入やり越し。吊束で引き、長押より釘止め	存置
敷居	C	桧	台鉋	柱に大入やり越し、吊束で引き、長押より釘止め	（マエナンド一部）、存置（塗装補修のみ）
	当	松	台鉋	柱に目進柄差し及び横栓打ち	在来の工法通り
長押	C	桧	台鉋	柱に目進柄差し及び横栓打ち	（マエナンド一部・オクナンド一部）、存置（塗装補修のみ）
	当	松	台鉋	柱横輪欠き正面釘止め、出隅留め、入隅横輪留め、釘彫りの上鶴居釘止め	存置、一部埋木
荒板床	当	松	手鋸曳、一部台鉋	板傍合決り、根太に脇天釘打ち	在来の工法通り
	E	合板	機械鉋	板傍突付、根太に脇天釘打ち	（ジョウダンノマ一部）。当初の工法に倣い復旧
天井廻り 側縁 棹縁	当	松	台鉋、手鋸曳	隅構輪留め、柱に構輪欠き釘止め	存置
	当	杉	台鉋	廻縁に大入釘止め、野縁と認引き	存置
	D	杉	台鉋	廻縁に短納差し釘止め、野縁と釘止め	（ヒロマ）、撤去の上、当初の工法に倣い復原
天井板	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍厚みをそいで羽重ね、棹縁及び廻縁に釘止め	在来の工法通り
	D	杉	台鉋、帯鉋	板傍厚みをそいで羽重ね、棹縁及び廻縁に釘止め	（ヒロマ）、撤去の上、当初の工法に倣い復原
北東土間開化粧天井 天井根太	当	松	台鉋、手鋸曳	天井梁に大入釘止め	在来の工法通り
天井板	当	松	台鉋、手鋸曳	板傍厚みをそいで羽重ね、天井梁・天井根太に脇天釘打ち	在来の工法通り
北東土間上り段	当	栗	台鉋、手鋸曳	布石に転ばし	在来の工法通り
東	当	桧	台鉋、手鋸曳	土台・段板に納差し、腰板溝決り	在来の工法通り
腰板	当	桧	台鉋、手鋸曳	東に大入	在来の工法通り
段板	当	松	台鉋、手鋸曳	東より納差し、上り樋（差敷居）に目進大入。上端に後補板接着剤張り	上端の後補板接着剤張りは在来の工法通り
ミセ塊上り段 差敷居	当	松	台鉋、ヨキ	柱に大入納差し、東より納差し	在来の工法通り
土台	当	栗	台鉋、手鋸曳	布石に転ばし	在来の工法通り
東	当	杉	台鉋、手鋸曳	土台・段板に納差し、腰板溝決り	在来の工法通り
腰板	当	杉	台鉋、手鋸曳	東に大入、正面は引出し状蓋板嵌込み	在来の工法通り

段板	当	松	台鉋、手鋸曳	柱に埋込み欠き、東より納差し、差敷居に目進大入	在来の工法通り
棚階段 段板	当	松	台鉋、手鋸曳	下地枠に釘止め、職込板と目進大入、四分一押さえ	在来の工法通り
職込板	当	松	台鉋、手鋸曳	下地枠に釘止め、段板と目進大入、四分一押さえ	在来の工法通り
上り口床板	当	化粧べニヤ	—	置き根太に釘止め接着剤併用	痕跡等により復原、実矧、根太へ斜め釘打ち
箱階段 踏版	当	松	台鉋、手鋸曳	廊枠・職込板に目進大入、根太と吸付板引き。上端に後補板接着剤張り	上端の後補板張り撤去の他は在来の工法通り
職込板	当	杉、松	台鉋、手鋸曳	廊枠・踏版に相欠き、職込板に目進大入、根太に釘止め。正面に後補板接着剤張り	正面の後補板張り撤去の他は在来の工法通り
トコ彫り 地板	当	黒柿、桧	台鉋	未解体のため不明	存置
床框	当	黒柿、桧	台鉋	矩折目進大入やり越し	一部解体修理の他は存置
落掛	当	エノキ、桧、杉	台鉋	大入やり越し	一部解体修理の他は存置
無目	当	松	台鉋	未解体のため不明	存置
職込	当	杉	台鉋	未解体のため不明	存置
寄せ	当	松	台鉋	未解体のため不明	存置
達棚 棚板	当	桧	台鉋	未解体のため不明	存置
海老束	当	桧	台鉋	未解体のため不明	存置
雀返	当	桧	台鉋	未解体のため不明	存置
板四分一	当	黒柿、桧	台鉋	未解体のため不明	存置
天袋 受板	当	桧	台鉋	未解体のため不明	存置
地袋 土板	当	桧	台鉋	未解体のため不明	存置
明書院 地板	当	黒柿、桧	台鉋	未解体のため不明	存置
<b>2階</b>					
柱	当	桧、杉	台鉋	床梁（1階天井梁）・小屋梁に納差し、軒居・敷戸取付。	存置、一部埋木
側析	当	松	手鋸曳、ヨキ、薪	腰掛縫繙ぎ、側柱・小屋梁鼻に折置に架け、隅部相欠捺じ組、隅木を落掛りに架ける。	存置
小屋梁、桁行梁	当	松	手鋸曳、ヨキ、薪	腰掛縫繙ぎ、交錯部相欠きまたは渡脛、側柱折置に架け側析を受け。小屋束及び各段母屋を受ける。	存置、一部構造補強合板パネル取付
繩梁	当	松	ヨキ、薪	小屋束に乗り当たりを欠いて母屋を受ける。尻は小屋束に納差し鼻栓打ち	存置
小屋束	当	松	ヨキ、薪	各段小屋梁・桁行梁に寄棟建ち、上部小屋組材に長納差し、一部繩梁より納差し鼻栓打ち。	存置、一部構造補強合板パネル取付
樺木	当	松	手鋸曳、薪	東より納差し、小波を取り野垂木を釘止め	存置
楓木	当	松	台鉋	楓・母屋落掛かりに架け、尻は樺木に相欠き下端傾斜差し鍼止め、配付け垂木下端傾斜差し鍼止め	存置
母屋	当	松	ヨキ、薪	腰掛縫繙ぎ、交錯部相欠き、各段梁桁鼻に架け、野垂木を受ける。	存置
野垂木	当	松	手鋸曳、薪	母屋上で設置。側析・母屋に釘止め、野地板・広小舞を釘止め、軒先部分揚げ裏下地材釘止め。	在来の工法通り
野地板	当	杉	手鋸曳	小間収しに垂木へ釘止め	在来の工法通り
根太	当	松	ヨキ、手鋸曳、皮むき丸太平剤	床梁に短納差し、床板より釘止め	在来の工法通り
荒板床	当	松	手鋸曳、一部台鉋	板傍合決り、根太に脳天釘打ち	在来の工法通り
	E	杉	機械鉋	板傍突付、根太に脳天釘打ち	(籠の間・次の間一部) 撤去の上、当初の工法に徹底的復原
板床	E	化粧べニヤ	—	置き根太に釘止め接着剤併用	(前の間) 脱落込撤去
貫(1階共)	当	杉	手鋸曳	柱貫き通し及び端部柱小根納、楔締め	在来の工法通り

軸居	当	松	台鉋	柱に大入やり越し、吊東で引き、長押より釘止め	存置
敷居	当	松	台鉋	柱に目蓮柄差し及び横栓打ちまたは払い込み	在来の工法通り
	E	松	台鉋	柱に目蓮柄差し及びF横栓打ち	龍の間取替、他所の在来工法に倣う
長押	当	松	台鉋	柱襟輪欠き正面釘止め、隅襟輪留め、釘彫りの上鶴居釘止め	存置
天井廻り 棹縁	当	松	台鉋	隅襟輪留め、柱に襟輪欠き釘止め	存置
棹縁	当	杉	台鉋	廻縁に大入釘止め、野縁と縫引き	存置
	D~E	杉	台鉋、機械鉋	廻縁に大入釘止め、吊木より野縁釘止めで吊る	(板間のみ)、寸法が大きく変えられ痕跡より南東六疊間に同じに復原
天井板	当	杉	台鉋、手鋼曳	板傍厚みをそいで羽重ね、棹縁及び廻縁に釘止め	在来の工法通り
	D~E	杉	台鉋、機械鉋	羽重ね、棹縁及び廻縁に釘止め	(板間のみ)、南東六疊間に倣い復原
トコ廻り 地板	当	黒柿、桧	台鉋	未解体のため不明	南西八疊間のみ抜節理木、他は存置
床框	当	黒柿、桧	台鉋	未解体のため不明	存置
落掛	当	エゾシラカバ、 黒柿、松	台鉋	大入やり越し	南東六疊間のみ付け直し、他は存置
無目	当	松	台鉋	未解体のため不明	存置
鍼込	当	杉	台鉋	未解体のため不明	存置
寄せ	当	松	台鉋	柱に目蓮柄差し及び払い込み	存置
式台					
隅柱	E	桧	台鉋、背割入り	杏石に納建ら、側桁・檼を受ける	在来の工法通り
妻梁	E	桧	台鉋、背割入り	側桁に蝶落し、東を受ける	在来の工法通り
檼	E	桧	台鉋、背割入り	隅柱に大入柄差し	在来の工法通り
側桁	E	桧	台鉋	柱より納差し、主屋入側柱と雁竿車知引き。口脇下駄欠き輪垂木釘止め	在来の工法通り
野棟木	E	桧	機械鉋	棟束より納差し、主屋野地板に突付釘止め	在来の工法通り
棟束	E	桧	機械鉋	鳴蒲棟に納建ち	在来の工法通り
高蒲棟	E	桧	台鉋	化粧束より納差し。主屋入側桁に納差し釘止め	在来の工法通り
化粧束	E	桧	台鉋	妻梁に納建ち、鳴蒲棟及び母屋を納差しで受ける	在来の工法通り
母屋	E	松	台鉋	東(化粧・野物)より納差しで乗る	在来の工法通り
輪垂木	E	桧	台鉋	鳴蒲棟・側桁・化粧母屋に釘止め	在来の工法通り
化粧裏板	E	杉	台鉋、機械鉋	輪垂木に釘止め	
野垂木	E	杉	機械鉋	細材をしならせ母屋・野棟木・広小舞後角に釘止め	在来の工法通り
起り破風板	E	杉	台鉋	側桁鼻隠柄に落とし込み、鳴蒲棟より納差し釘止め、輪垂木に釘止め	在来の工法通り
棹縁	E	杉	台鉋	廻縁に大入釘止め	在来の工法通り
天井板	E	化粧ベニヤ	—	廻縁・棹縁に釘打ち・接着剤併用	杉板でやり替え
削縁	E	杉	台鉋	側桁・妻梁溝決り、目蓮釘止め	在来の工法通り
広小舞	E	桧	台鉋、機械鉋	垂木に釘止め	在来の工法通り
裏甲	E	桧	台鉋、機械鉋	広小舞に釘止め	在来の工法通り
妻影刹	E	椿	—	上段は起り破風板に釘止め、下段は樋に釘止め	在来の工法通り
バルコニー(復原)	※全てイペ材、台鉋仕上、化粧部ベンキ塗り				
笠木、手摺子、上 下柱、化粧束、幕 板、土台、床板、 根太掛、根太、床 下繋ぎ	—	—	—	—	笠木は主屋 2 階隅柱とボルト引き、根太掛は同側柱襟輪欠き仕口に襟輪止め・プレート金具埋込ボルト締めとし、他材は相互に突合・舶欠き・納差し釘止め、要所金具補強

カッタ（復原整備）				
上り樋	-	-	-	-
地覆	-	-	-	-
東	-	-	-	-
根太	-	-	-	-
大引	-	-	-	-
腰板	-	-	-	-
床板	-	-	-	-
豊寄（仮設）	-	-	-	-
				松、台鉗。ナカノマ北差敷居、床束及び台所塊柱に大入納差し、束で受ける。
				栗、台鉗。布石にひかり付け桿、台鉗。青石に納建ち、上り樋を梢差しで受ける。
				桿、機械製材。大引に短納差し松、皮むき丸太半割、柱に大入納差し桿、台鉗、土台及び束に構溝り大入
				桿、台鉗。板傍突付ダボ入れ、根太に脇天釘打ち松、台鉗。柱に短納差し、要所床板に釘止め

## 木工事工法表（主屋付属棟）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戰前、D：戰後～昭和後期、E：平成以降

区分	在來の工法				実施の工法
	時代	材種	表面加工	取付・取合	
<b>釜屋</b>					
土台	当	栗	台鉗	基礎石にひかり付け、額部目進入平納差し割模、柱を納差しで受ける。	在來の工法通り
	C	栗	台鉗	基礎石にひかり付け、平納差し、間仕切柱を納差しで受ける。	間仕切土台、現状変更により撤去
柱	当	杉	台鉗、ヨキ、大壁側ツタ掛け刺み	土台に納建ち、側桁及び妻梁に長納差し（一部二枚納）、差鶴居を受ける。	在來の工法通り
	C	杉	台鉗	土台に納建ち、小屋梁下端を傷め短納払込み	間仕切柱、現状変更により撤去
貫	当	杉	台鉗、手綱曳	柱貫き通し及び腰部柱小根納、楔締め	在來の工法通り
側桁	当	松	台鉗、ヨキ	腰掛鍵繩、主屋側柱より屢々竿車知引き、柱より長納差し（一部二枚納）、垂木を釘止め	在來の工法通り
妻梁	当	松	台鉗、ヨキ	側桁に大入蟻落し、桁行梁に渡懸掛け、小屋束を受ける。	在來の工法通り
小屋梁	当	松	曲がり丸太、太鼓落とし	側桁に兜蟻掛け、桁行梁・小屋束を受ける。	在來の工法通り
桁行梁	当	松	曲がり丸太、太鼓落とし	腰掛鍵繩、小屋梁に渡懸掛け、主屋側小屋束に大入納差し、小屋束を受ける。	在來の工法通り
飛梁	C	松	曲がり丸太、太鼓落とし	側桁～桁行梁に釘け釘止め、母屋を直接受けける。	小屋梁破損の補強、撤去
樁木	当	松	台鉗、ヨキ	腰掛鍵繩、小屋束に乗り、主屋側小屋束に大入納差し、垂木を釘止め	在來の工法通り
母屋	当	松	台鉗、ヨキ	腰掛鍵繩、小屋束に乗り、主屋側束または堅縫に納差し、垂木を釘止め	在來の工法通り
差鶴居	当	松	台鉗、ヨキ	柱を介し隣の差鶴居と大入竿車知繩。建物邊部は大入・小根納差し、束を受ける。	在來の工法通り
小屋束	当	杉	台鉗、ヨキ	小屋梁・桁行梁・妻梁に納建ち（一部二枚納）、母屋を納差しで受ける。	在來の工法通り
束柱	当	杉	台鉗	差鶴居に納建ち、側桁及び妻梁を納差しで受ける。	在來の工法通り
垂木	当	松	台鉗、手綱曳、ヨキ、新丸頭	樁木・母屋・桁に釘止め、拌突付、鼻先・軒外掲げ裏部分木摺釘止め	在來の工法通り
	C	松、杉	丸頭	樁木・母屋・桁に釘止め、拌突付、鼻先・軒外掲げ裏部分木摺釘止め	在來の工法通り
	昭和末	杉	帯綱	樁木・母屋・桁に釘止め、拌突付	取替の上、当初の工法に倣い復原
広小舞	昭和末	杉	帯綱	垂木に釘止め	取替の上、他樁当初の工法に倣い復原
	E	杉	帯綱	垂木にビス止め	取替の上、他樁当初の工法に倣い復原
垂木鼻隠板	C	杉	丸頭	垂木本口に釘止め	在來の工法通り

破風板	昭和末	杉	台鉋、手鋸曳	支外垂木に釘止め	在来の工法通り
野地板	当	杉	台鉋、手鋸曳	垂木に脳天釘打ち、化粧屋根裏部分は板傍厚みをそいで羽重ね、軒外揚げ裏部分は小間返し	在来の工法通り
面戸板	当	杉	台鉋、手鋸曳	垂木側面決り構大入	在来の工法通り
下見板張り 影子・水切り・ 下見板・胴縁	C・E	杉	台鉋、丸鋸、 帯鋸	柱に胴縁釘止め、胴縁に下見板及び影子釘止め	C：南面、E：東・北面 現状変更により撤去
付庇 檼木・出桁・ 板掛	C	杉	台鉋、丸鋸	柱及び差鰐間に垂木大入、柱に板掛釘止め、檼木に出桁相欠き釘止め	庇板は欠矢、現状トタン葺 現状変更により撤去
内部板壁 堅板・目板・ 胴縁	C	杉	台鉋、丸鋸、 帯鋸	柱に胴縁釘止め、胴縁に堅板及び目板釘止め	内装新材下残存部分。現状変更により撤去
一筋鶴居	当	杉	台鉋	柱に釘止め	在来の工法通り
越屋根（復原） 土台・桁・梁・ 棟木・垂木・ 柱・水切・破風 板・野地板	—	—	—	—	化粧部は台鉋。野物は機械鉋、漆喰塗り込み部は継目蓋らし。 土台・桁・梁・棟木・垂木は松、 柱・水切・破風板・野地板は杉。 仕上げ、納まりは釜屋ほか当初の工法に倣う。
北西櫛（復原） 棚・棚受け・棚 板・根太・付柱	—	—	—	—	全て杉・台鉋。付柱は土台・主屋堅間に釘止め、棚受け及び棚を受ける。棚受けは柱当初欠き痕跡に大入釘止め、根太を大入で受ける。棚を棚受け及び付柱に納差し釘止め、根太鼻先に相欠き釘止め。棚板は棚後角欠きに嵌め込み根太に釘止め
北衝上棚（復原） 棚受け・棚板・ 根太・吊木板	—	—	—	—	全て杉・台鉋。棚受けを柱当初欠き痕跡に大入釘止め、根太を大入釘止めで受ける。吊木板は上下棚と相欠き釘止め。棚板は柱当たりを欠き、根太に釘止め、吊木板前下角から棚板を介し根太まで釘止め。
<b>便所</b>					
土台	当	栗	台鉋	基礎石にひかり付け、隅部目進入平納差し割模、柱を納差しして受ける。	在来の工法通り
	D	杉	台鉋	北面一部、杏石間飼石調整の上に転ばし	(柱の転用材) 現状変更により撤去
柱	当	杉	台鉋	土台に納建ち、側桁・桁行梁・梁に長枘差し	在来の工法通り
側桁	当	杉	台鉋	柱より長枘差し、天端を揃えて妻梁及び頭繋ぎを受け、垂木を釘止め	在来の工法通り
妻梁	当	松	台鉋	柱より長枘差し、天端を揃えて側桁に腰掛轆落し、天端を揃えて梁及び小屋束を受ける	在来の工法通り
桁行梁	当	松	台鉋	柱より長枘差し、天端を揃えて妻梁に腰掛轆落し、頭繋ぎ及び小屋束を受ける	在来の工法通り
頭繋ぎ	当	松	台鉋	天端を揃えて側桁及び桁行梁に腰掛轆落し	在来の工法通り
貫	当	杉	台鉋、手鋸曳	柱貫き通し及び腰部柱小根納、複縫め	在来の工法通り
棟木	当	杉	台鉋	小屋束より納差し、相欠き継、主屋下屋野地板に突穴釘止め、垂木を釘止め	本来1本もの、檜木材を腰掛継とする者は在来の工法通り
	E	杉	台鉋	相欠き継、主屋下屋野地板に突穴釘止め、垂木を釘止め	当初木継木材に交換
母屋桁	当	杉	ヨキ、台鉋	小屋束より納差し、主屋下屋野地板に突穴釘止め、垂木を釘止め	在来の工法通り
小屋束	当	杉	ヨキ、皮むき	妻梁・桁行梁・頭繋ぎに納建ち、主屋・棟木に納差し	在来の工法通り、1本E材(台鉋)混じるが再用
破風板	E	杉	台鉋	側桁及び棟木鼻に釘止め	在来の工法通り
垂木	E	松	台鉋	棟木・母屋・桁に釘止め	在来の工法通り
広小舞	E	杉	台鉋	垂木に釘止め	在来の工法通り
淀	E	杉	台鉋	広小舞に釘止め	復原に伴い撤去
面戸板	E	杉	台鉋	垂木側面決り構大入	在来の工法通り
野地板	E	杉	帯鋸	垂木に釘止め(ベタ野地)	他種当初工法に倣い、小間返しに垂木へ釘止め
根太掛	当	杉	手鋸曳、皮むき丸太半割	柱に大入もしくは突穴釘止め	在来の工法通り

根太	当	杉、松	手彫曳、皮むき丸太、太鼓落とし	根太掛に突付釘止めまたは短柄差し釘止め	在来の工法通り
床板	当	杉	台鉋、手彫曳	南縁は板傍突付、根太へ斜め釘打ち。北縁は突付、根太へ脇天釘打ち。	在来の工法通り
巾木	当	杉、松	台鉋	柱に突付釘止め	在来の工法通り
框	当	松	台鉋	柱に大入、床板溝決り・釘止め	在来の工法通り
欄間板（透欄間）	当	杉	台鉋	柱・側板・窓無目鶴居に大入	在来の工法通り
窓無目鶴居	当	杉	台鉋	柱に大入やり越し、欄間板を受ける。	在来の工法通り
窓無目敷居	当	杉	台鉋	柱に大入やり越し	在来の工法通り
棹跡	-	-	-	-	杉、台鉋。痕跡より妻梁及び頭笠ぎに大入釘止め
天井板	-	-	-	-	杉、台鉋。痕跡より妻梁・桁行梁・頭笠ぎ釘止め
建具構え（復原） 方立	-	-	-	-	杉、台鉋。板に納建ち、無目鶴居を受け、脇壁板溝決り大入
無目鶴居	-	-	-	-	杉、台鉋。柱に大入やり越し、方立及び脇壁板で受け、垂壁板を受ける。
戸当たり	-	-	-	-	杉、台鉋。柱に突付釘止め
脇壁板	-	-	-	-	杉、台鉋。柱・方立・板・無目鶴居に溝決り大入
垂壁板	-	-	-	-	杉、台鉋。柱・桁行梁・無目鶴居に溝決り大入
脇壁胴様	-	-	-	-	(西側個室) 杉、台鉋。痕跡より柱及び方立に大入、脇壁板より釘止め
高欄（復原） 架木・上下束・化粧貫・平桁・地覆	-	-	-	-	全て杉、台鉋。地覆は柱に大入。下束は地覆及び平行に納差し、化粧貫を大入。上束は架木及び平行に納差し。平桁及び化粧貫端部は柱に大入。
杉皮張り 類縁	-	-	-	-	杉、台鉋。杉皮網代張り四周を押さえ下地板に釘止め
水切	D	杉	台鉋	柱に襟輪欠き釘止め、窓無目敷居に突付	撤去
下地板	当	杉	手彫曳	胴縁に突付釘止め、杉皮網代張りを受ける。	在来の工法通り
両面俊純式羽目板 両際枠	当	杉	台鉋	柱に突付釘止め	在来の工法通り
堅棟	当	杉	台鉋	板より釘止め	在来の工法通り
板	当	杉	台鉋、手彫曳	板傍突付、堅棟へ釘止め、両際枠間に嵌め込み	在来の工法通り
西面下見板張り 水切	当	杉	台鉋	柱当たりを欠き突付釘止め	在来の工法通り
廊子・上下枠・下見板・胴様	-	-	-	-	杉、台鉋。一体型下見板張り枠として復原整備。
北面板壁 羽目板	当	杉	台鉋	胴縁及び貫に釘止め、手摺決り溝に大入	在来の工法通り
手摺	当	杉	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	柱に大入やり越し、下端溝決り、板大入	在来の工法通り
胴様	当	杉	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	柱に大入、板大入より釘止め	在来の工法通り
内部腰壁 小便器腰板	当	杉	台鉋、手彫曳	見切縁及び巾木で押さえ、貫及び胴縁に釘止め	在来の工法通り
見切縁	当	松	台鉋	柱に突付釘止め	在来の工法通り
窓下腰板	当	杉	台鉋、手彫曳	胴縁に釘止め	在来の工法通り
個室腰板	当	杉	台鉋、手彫曳	柱に突付釘止め、表面黒漆塗り	在来の工法通り
桶箱	-	-	-	-	杉、台鉋。目隠突付釘止め、表面黒漆塗り。
内外装新建材	D	杉、合板ほか	-	壁サイディング・下地胴様、アルミサッシ・付け敷居・鶴居、置き根太・フローリング、天井ボード・薄縁	現状変更により撤去の上、旧規を表す。または復原整備。
風呂（復原整備）					
各部材の材種・仕様ほか、原則として便所に倣い新築。					

## 木工事工法表（ミセ）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法				実施の工法
	時代	材種	表面加工	取付・取合	
<b>1階</b>					
土台（下層共通）	当	栗	台鉋	腰掛目溝縫、基礎石にひかり付け、隅部目溝入平納差し削模、柱を納差し（隅柱は留柄）で受ける。	在来の工法通り
地盤（土間境）	当	栗	台鉋	切石基礎に乗り柱または土台に納差し、上り板を受ける。	在来の工法通り
柱（通し柱）	当	杉、松	台鉋	礎石建ちまたは土台に納建ち、側析または小屋梁に長納差し。差鶴居（敷居）・2階床架梁ほか取付、足固め大入納差し	在来の工法通り
管柱（2階共通）	当	杉	台鉋	足固めまたは2階床梁に納建ち、差鶴居または小屋梁に納差し	在来の工法通り
床東	当	杉	皮むき丸太	礎石建ち、足固め及び大引を納差しで受ける。	在来の工法通り
足固め	当	松	台鉋、皮むき丸太	床東で受け、柱に納差し、天端を揃えて大引を腰掛横落しで受ける。	在来の工法通り
大引	当	杉、松	台鉋、ヨキ	床東で受け、柱に納差しまたは足固めに腰掛横落し。	在来の工法通り
根太掛	当	杉	手鋸曳、ヨキ	柱に釘止め、当たりを欠いて根太より釘止め	在来の工法通り
根太	当	杉	台鉋、皮むき丸太	大引に天端を揃えて短納差し	在来の工法通り
荒床板	当	松	手鋸曳	根太に釘止め、南端のみ上り板決り溝に目溝入れ	在来の工法通り。（平成15上貼り合板は撤去）
繫梁	当	松	台鉋、ヨキ	柱に納差し込栓打ち。軒に腰掛横落し	在来の工法通り
側析	当	松	台鉋、ヨキ	腰掛縫縫、柱より長納差し、小屋梁・繫梁を受け、垂木を釘止め	在来の工法通り
貫（2階共通）	当	松	手鋸曳、ヨキ	柱貫き通し及び端部柱小根納、楔締め	在来の工法通り
上り板（土間境差鶴居）	当	松	台鉋、ヨキ	柱に納差し、地盤に乗る。	在来の工法通り
差鶴居	当	松	台鉋	柱に目溝大入納差しを所要込栓打ち、天井梁（桁）・廻縁を受ける。	在来の工法通り
1階天井梁	当	松	台鉋	柱に大入納差しを所要込栓打ち、差鶴居に腰掛横落し、天井桁・管柱・廻縁を受ける。	在来の工法通り
1階天井桁	当	松	台鉋	柱に大入納差し込栓打ち。天井梁または差鶴居に腰掛横落し、廻縁を受ける。	在来の工法通り
1階天井根太（床根太掛）	当	松	台鉋、手鋸曳	長押挽き、1階天井梁（桁）に突穴釘止め、床根太を欠き釘止め	在来の工法通り
1階天井根太（2階床根太）	当	松	台鉋	1階廻縁に天端を揃えて短納差し	在来の工法通り
1階天井板（2階床板）	当	松	台鉋、手鋸曳	板傍合決り、天井根太に脳天釘打ち	在来の工法通り
敷居（押入共通）	当	松	台鉋	柱に目溝納差し及び横栓打ち	在来の工法通り
	D	桧	台鉋	真輪レール付き、上り樋または当初敷居上端に釘止め	（後補ガラス入り建具用）撤去上端溝決りに鍵込板大入
	E	桧	台鉋	柱を傷め大入及び払い込み	取替の上、当初の工法に倣い復原
鶴居（押入）	当	松	台鉋	柱に大入やり越し	在来の工法通り
主屋土間境式台	E	桧	台鉋	柱間に厚敷居大入、踏板を受ける。側板及び鍵込板突穴釘止め	現状変更により復原。松・杉、台鉋。柱間に上り樋（差鶴居）大入やり越し。相欠きに一筋敷居釘止め、踏板相欠き釘止め。踏板下端溝決りに鍵込板大入
一筋鶴居	-	-	-	-	現状変更により復原。主屋土間境復原板戸用。松、台鉋。差鶴居に釘止め
戸当たり	当	松	台鉋	柱に釘止め	在来の工法通り
板敷き（復原）	-	-	-	-	杉、台鉋、機械鉋。框上角欠きに嵌み込み、釘止め
踏込板	-	-	-	-	松、台鉋。柱及び箱階段無目に短納差し、隅離留め、床板に斜め釘打ち。踏込板を受ける。

転ばし板太	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、機械鉋。床板に釘止め
神棚板（南東隅）	—	—	—	—	欠失箇所復原。杉、台鉋。柱及び差鶴居足り溝に大入
東面下見板張り 堅枠・廊子・水切り・下見板・脇縫	昭和末 以降	集成 材、杉	サイディング 、機械鉋	柱に野縫取付、サイディングボード釘打ち、堅枠縫釘打ち下見板風	古写真及び他箇所転用材より復原整備。杉、台鉋。水切り・堅枠・下見板・廊子一体型枠を本体に釘止め。
北面下見板張り 堅枠・廊子・水切り・下見板	再加工 転用材	杉	台鉋、手鋸曳	水切り・堅枠・下見板・廊子一体型枠として本体柱に釘止め。	現状変更により撤去。材はA以前、一部資料保管
北面腰板張り 堅板	当	杉	台鉋、手鋸曳	壁土を介し堅貫に釘止め	在来の工法通り
見切縫	当	松	台鉋	柱に目進納差し、釘止め。腰板上部を押さえ。	在来の工法通り
内法上東・ ・垂木形・ 堅板押さえ	—	—	—	—	北面完結のため当初井戸屋根（本工事では復原せず）取合い部材を一部復原整備。杉、台鉋。内法上東は見切縫及び水切り下地に短納差し。垂木形を柱及び内法上東に突付釘止め、堅板押さえを柱に相欠き釘止め
<b>下屋</b>					
下屋柱	当	桧	台鉋	土台に構築し、側析に崩落差し。西側のものは鋼板包み。	在来の工法通り
側析	当	松	台鉋、鋸	下屜柱より崩落差し、繩梁を大入頭落し、西端先部分のみ鋼板包み	在来の工法通り
繩梁	当	桧、松	台鉋、ヨキ	側析に腰掛蠍落し、柱に大入納差し込栓打ち。	在来の工法通り
破風板	当	杉	台鉋	垂木、側析に釘止め、裏甲より釘止め、西側のものは鋼板包み	在来の工法通り
垂木	当	松	台鉋、手鋸曳	垂木掛に大入釘止め、側析に釘止め	在来の工法通り
化粧裏板	E	松	台鉋	垂木掛に大入釘止め、側析に釘止め	在来の工法通り（再用）
	E	杉	台鉋、機械鉋	板傍厚みをそいで羽重ね、垂木に釘止め	痕跡より板幅変更の他は在来の工法通り
広小舞	E	杉	台鉋、機械鉋	垂木に釘止め	痕跡より幅変更の他は在来の工法通り
登裏甲	E	杉	台鉋、機械鉋	破風板に釘止め	在来の工法通り
絵版板	昭和末 以降	杉	台鉋	破風板後本口に釘止め	在来の工法通り（当初はないが雨仕舞を考慮して存置）
戸戸袋 土台	当	栗	台鉋	当たりを欠いて基礎石に乗り、下屜土台に短納差し、隅目進留め、下板を受ける。	在来の工法通り
下框	当	杉	台鉋	下屜土台に目進入れ釘止め、隅目進留め、皿板を受ける。	在来の工法通り
皿板	当	杉	台鉋	板傍ぞぎ継。下框上角欠きに嵌め込み、釘止め。	在来の工法通り
上框	当	杉	台鉋	差鶴居に目進大入れ釘止め、隅目進留め	在来の工法通り
南面持ち式格子 枠	当	杉	台鉋	四周格子棒納差し、堅格子上下納差しの上、格子貫を通し所要釘止め。付け駒戸引、鶴居釘止め、格子戸引。	嵌殺し建具扱い。在来の工法通り
<b>2階</b>					
敷居（押入共通）	当	松	台鉋	柱に目進納差し及び横栓打ち	在来の工法通り
隅居（押入共通）	当	松	台鉋	柱に大入やり越し	在来の工法通り
意敷居	当	松	台鉋	柱に相欠き釘止め、戸当たりを受ける。	在来の工法通り
意敷居	当	松	台鉋	柱に相欠き釘止め、戸当たりに乗る。	在来の工法通り
戸戸当たり	当	松	台鉋	意敷居に相欠き短納差建ち、意鶴居に相欠き釘止め	在来の工法通り
疊寄せ	当	松	台鉋	柱に目進納差し及び払い込み	在来の工法通り
壁板（簡仕切共）	当	杉	台鉋、手鋸曳	貫及び鋼線に釘止め	在来の工法通り
箱状造作（1階 棚上）	当	松、杉	台鉋	1階天井板に束柱建ち、地檻・脇縫を束柱及びミセ柱に大入または目進納差しに組み、内部四周壁板を釘止め。上部框を留めに廻し束柱を進納差し、端部はミセ柱・側析・繩梁に大入進納差し。天板を上部框上角欠きに嵌め込み、釘止め。	建物解体に伴い大外し、天板欠失箇所補足以外は存置
垂木（南面）	当	松	手鋸曳	棟木・側析・母屋に釘止め、上端小舞野地及び広小舞釘止め、下端野地隠し板釘止め、鼻先蛇腹骨板釘止め	在来の工法通り

垂木(北面)	当	松	手継曳	檜木・側析・母屋に釘止め、上端小舞野地及び広小舞釘止め、下端野地隠し板釘止め、鼻隠板釘止め	在来の工法通り
野地隠し板	当	杉	台鉋、手継曳	垂木下端に釘止め	在来の工法通り
蛇腹骨板	当	杉	手継曳、新	垂木に釘止め	在来の工法通り
鼻隠し板	当	杉	手継曳	垂木木口に釘止め	在来の工法通り
面戸板	当	杉	手継曳	垂木側面決り溝大入	在来の工法通り
野地板	当	杉	手継曳	小間返しに垂木へ釘止め	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手継曳	垂木に釘止め	在来の工法通り
棟木	当	杉	ヨキ	腰掛縄締、棟束より納差し。垂木を釘止め。三面化粧板(杉・台鉋)張り付け釘止め。	在来の工法通り
棟束	当	杉	皮むき丸太四方ヨキ	地脚及び棟木に納差し。四面化粧板(杉・台鉋)張り付け釘止め。	在来の工法通り
地脚	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	二重梁に渡懸掛け、棟束を受ける。	在来の工法通り
小屋束	当	杉	台鉋、ヨキ	小屋梁及び母屋に納差し	在来の工法通り
小屋梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新	腰掛縄締、側析に兜轍または轔掛け、小屋束を受ける。	在来の工法通り
妻梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋、新	柱または小屋束より納差し、母屋・地脚を渡懸で受ける。	在来の工法通り
母屋	当	松	台鉋、新	腰掛縄締、または腰掛縄締、二重梁または小屋束で受け、垂木を釘止め。	在来の工法通り

木工事工法表(文庫版)

※軸組部材構成は本章第4節 図3-4-2-9 参照

時代 当初:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、E:平成以降

区分	在来の工法				実施の工法
	時代	材種	表面加工	取付・取合	
土台	当	栗	台鉋、新	未解体のため詳細不明。基礎石にひかり付け、柱を受ける。	存置
柱	当	杉	台鉋、ヨキ、大壁側ツタ掛け刻み?	未解体のため詳細不明。側析・土台に納差し? 天井梁及び出入口樋を大入納差し丸込栓打ち、開口側刀刃突付釘止め	存置
間柱	当	杉	台鉋	未解体のため詳細不明。土台・出入口樋に納差し、開口側刀刃突付釘止め	存置
実柱・兜桁	当	—	—	周囲土壁未解体のため不明。実柱は本体柱と貫で繋ぎ丸込栓打ち、肘金具を打ち込んで土層を吊り、上部兜桁を組む。	存置
1押入柱	当	杉	台鉋	根太・天井梁に短納差し、敷居・鶴居取付	在来の工法通り
2階押入柱・トコ柱	当	杉	台鉋	天井梁または力板に乗り、小屋梁に突付釘止め、敷居・鶴居取付	存置
出入口樋	当	松	台鉋、鋸目荒らし	未解体のため詳細不明。柱に大入納差し丸込栓打ち、間柱より納差し? 一部天井梁を受け、付鶴居引鉛鉤、開口側刀刃突付釘止め	存置
刀刃(開口棒)	当	杉	台鉋、鋸目荒らし、手継曳	未解体のため詳細不明。柱・間柱・出入口樋に釘止め	存置
根太	当	杉	皮むき丸太半割、台鉋	大引に短納差し。床板を乗せる。	在来の工法通り
大引	当	松	皮むき丸太半割、台鉋	礎石にねじはし、布石及び土台に腰掛け大入、根太を受ける。	在来の工法通り
床板	当	杉	台鉋、手継曳、新	板榜突付、根太に突付乗せ(釘止めなし)	在来の工法通り
貫	当	杉	台鉋、手継曳	未解体のため詳細不明。柱貫き通し楔締め・貫き通し丸込栓打ち楔締めを段ごとに分けて使用。	存置
天井梁(2階床梁)	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。側柱に押し、一部出入口樋に架け、天井桁及び2階床板を受ける。	存置
天井桁(2階床桁)	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。天井梁に相欠きで乗り、2階床板を受ける。	存置

2階床板(1階天井板)	当	松	台脚(下面)、手継曳(上面)	板傍垂実彌、天井梁(桁)に脇天釘打ち	在来の工法通り
2階天井(漆喰揚げ裏)	当	杉	手継曳、継目荒らし	野縁に木板下釘止め、板傍目明き6mm内外、食い付き用板割れ誘発	南方一部を除いて存置、補修部は在来の工法通り
側析	当	松	手継曳	未解体のため詳細不明。側柱より長納差し、小屋梁及び妻梁を受け、垂木より釘止め	存置
小屋梁・妻梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。側析に兜蟻掛け、桁行梁を渡鷲掛け?、小屋束を受ける。	小屋梁1本鼻先補修、鋼材抱合せ補強。その他存置
桁行梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。小屋梁・妻梁に渡鷲掛け?、棟束を受ける。	存置
小屋束・棟束	当	松	皮むき丸太、ヨキ	未解体のため詳細不明。小屋梁及び桁行梁に柄建ち、母屋及び棟木を柄差しで受ける?	存置
棟木	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台脚	未解体のため詳細不明。棟束より納差し、下駄欠きに垂木を釘止め	存置
母屋	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台脚	未解体のため詳細不明。腰掛掛繩、小屋束より納差し、小返を取り垂木を釘止め	存置
垂木	当	松	手継曳	側析・棟木・母屋に釘止め、拌蟻組、広小舞・野地板を釘止め	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手継曳	垂木に釘止め	在来の工法通り
野地板	当	杉	台脚、手継曳	小間返しに垂木へ釘止め	在来の工法通り
二重野地	-	-	-	-	杉、機械鉗。屋根重量軽減策として野地上土居塗りを撤去の上、棟木を野地に釘止め、棟木にベタ野地板釘止め
1階付鶴居	当	杉	台脚	出入口端に引込鉛片螺旋締め、締鉛端部鼻栓打ちにて引付	在来の工法通り
1階付敷居	当	栗	台脚	大引き及び木束に乗せ釘止め	在来の工法通り
2階付鶴居	当	松	台脚	柱に突穴釘止め	在来の工法通り
2階付敷居	当	松	台脚	柱に突穴釘止め	在来の工法通り
2階骨寄せ	当	松	台脚	柱に目滝納差し及び払い込み	在来の工法通り
2階無目鶴居	当	松	台脚	柱に大入及び突穴釘止め	在来の工法通り
<b>階段上高欄</b>					
栄木	当	松	台脚	柱に大入、親柱より柄差し	在来の工法通り
親柱	当	松	台脚	土台を介し天井梁に柄建ち、栄木及び化粧貫を大入	在来の工法通り
化粧貫	当	松	台脚	柱・親柱に大入	在来の工法通り
土台	当	松	台脚	柱に大入、天井析相欠き、天井梁に突付	在来の工法通り
箱階段	当	松、杉	台脚	未解体のため詳細不明	存置
<b>1階押入 敷居</b>					
鶴居	当	松	台脚、新	柱に大入やり越し、吊東で引き、垂れ壁板突穴	在来の工法通り
垂れ壁板	当	杉	台脚、手継曳	押入柱に決り構大入、鶴居突穴、天井梁または力板に突付・四分一打ちまたは直打ち	在来の工法通り
中敷居	当	松	台脚	柱に大入やり越し、中段根太及び棚板を受ける。	在来の工法通り
中段根太掛	当	杉	台脚、手継曳	柱を欠き込み大入釘止め	在来の工法通り
中段根太	当	杉	台脚、手継曳	中敷居と中段根太掛に納差し	在来の工法通り
根太	当	杉	手継曳	本体床板に転ばし釘止め、床板を釘止め	在来の工法通り
床板	当	杉	台脚、手継曳	板傍垂実彌、柱に決り構大入、敷居後角欠きに嵌め込み、根太に釘止め	在来の工法通り
棚板	当	杉	台脚	中敷居後角欠きに嵌め込み、中段根太に釘止め	在来の工法通り
枕檻(2階押入共通)	D	杉	台脚	柱に前後樋・棚板釘止め	撤去
2階押入 敷居	当	松	台脚、新	柱に目滝納差し及び横栓打ち	在来の工法通り
鶴居	当	松	台脚、新	柱に大入やり越し、吊東で引き、垂れ壁板突穴	在来の工法通り
中段前樋	当	杉	台脚	柱後角当たり欠きに大入釘止め	在来の工法通り

中段根太掛け	当	杉	台鉋、手鋸曳	柱を欠き込み大入釘止め	在来の工法通り
中段根太	当	杉	台鉋、手鋸曳	中敷居と中段根太掛けに納差し	在来の工法通り
根太	当	杉	手鋸曳	本体床板に輪ばし釘止め、床板を釘止め	在来の工法通り
床板	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍雁実焼、柱に決り構大入、敷居後角欠きに嵌め込み、根太に釘止め	在来の工法通り
棚板	当	杉	台鉋	中敷居後角欠きに嵌め込み、中段根太に釘止め	在来の工法通り
<b>2 隅庇 (揚げ裏下地)</b> 主要部材				周囲土蔵未解体のため不明。実柱は本体柱と貫で繋ぎ丸込栓打ち、肘臺金具を打ち込んで土層を吊り、兜析・出析・持送板・板掛・破風板を組む。	存置
野地板	当	杉	手鋸曳、綱目荒らし	板傍突合。板掛け出析に脇天釘打ち	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手鋸曳	野地板上角に突付釘止め	在来の工法通り
<b>蔵前</b>					
土台(北面)	当	杉	皮むき丸太、台鉋	布石及び磐石にひかり付け、柱を納差しで受ける。	在来の工法通り
柱	当	杉、松	台鉋、ヨキ、大壁側ツタ掛け刺み	土台または磐石に納建ら、側析に長納差し	在来の工法通り
張付柱	当	杉	台鉋、手鋸曳	根太掛けに納建ら、垂木掛けに納差し	在来の工法通り
貫	当	杉	手鋸曳	柱に大入釘止め、端部小根太接縫止め	在来の工法通り
側析	当	松	台鉋	主壁側析に大入蟻落し、腰掛縫ぎ、側柱より長納差し、下転欠きに垂木釘止め	在来の工法通り
蟻梁	当	松	台鉋	張付柱に大入納差し丸込栓打ち、側析に大入蟻落し	在来の工法通り
破風板(揚げ裏下地)(南)	当	杉	手鋸曳	際垂木及び側析木口に突付釘止め	在来の工法通り
" (北)	E	杉	機械鉋	際垂木及び側析木口に突付釘止め	現寸作製の上、推定復原。杉、機械鉋。際垂木及び側析木口に突付釘止め
垂木	当	松	台鉋	垂木掛け・側析に釘止め、広小舞を釘止め、裏板より釘止め。鼻先下端を削いで鋼板葺下屋野地板に突付(A増築時改造)	在来の工法通り
	E	松	台鉋	垂木掛け・側析に釘止め、二重野地板より釘止め	(破風際垂木のみ) 初当垂木の仕様に倣い復旧
面戸板	当	松	台鉋	垂木側面決り構大入	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手鋸曳	野地板上角に突付釘止め	在来の工法通り
裏板	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍突合、垂木に釘止め	在来の工法通り
二重野地板	E	合板		裏板に乗せ釘止め	撤去
厚鶴居	当	桧	台鉋	柱に大入やり越し、吊束より寄蟻引き	在来の工法通り
一筋鶴居	当	桧	台鉋	柱に大入やり越し	在来の工法通り
無目鶴居	当	杉	台鉋	柱及び主屋北端差鶴居に大入やり越し	在来の工法通り
厚鶴居上壁板	当	杉	台鉋	柱及び沿東側面決り構に大入、上下突付	在来の工法通り
吊束	当	杉	台鉋	側析・厚鶴居を寄蟻	在来の工法通り
上り樋 (組窓差敷居)	A	桧	台鉋	柱に大入やり越し・待ち柄、鋼板葺下屋根太を受ける。	当初材再加工か。在来の工法通り
樋	A	桧	台鉋	柱に大入やり越し	在来の工法通り
根太	当	杉	皮むき丸太、台鉋	西側木に乗せ、東根太掛けに釘掛け及び貫に突付、貫裏から根太木口に釘止め、床板を受ける。	在来の工法通り
根太掛	当	松	台鉋、手鋸曳	柱に突付釘止め、根太を受ける。	在来の工法通り
床板	D	米松	台鉋、機械鉋	板傍殺縫、斜め釘打ち・接着剤併用	撤去の上、痕跡より板張り復原。杉、台鉋、機械鉋。板傍突付脇天釘打ち
壁板(当初東面北端間)	当	杉	台鉋、手鋸曳	壁胴縫内外より釘止め	在来の工法通り
・壁胴縫	当	杉	手鋸曳	柱に大入、内外より壁板を釘止め	在来の工法通り
下見板張り 影子・水切り・下見板・胴縫	当	杉	台鉋、手鋸曳	上枠を柱に相欠き釘止め。影子を上枠及び地縁に短納差し、下見板を釘止め	A時代改造により当初材の上部を切縮め。当初復原せず。在来の工法通り
<b>蔵前書櫛</b>					
棚柱	当	杉	台鉋、新	根太掛けまたは文庫蔵木檜に突付建ち、胴縫・鶴居を大入、決り構に小型壁板大入	在来の工法通り
縫縫	当	杉	台鉋、新、ノタ	柱に賢太止め釘打ち、縫縫及び天井板を受ける。	在来の工法通り
棹縫	当	杉	台鉋、ノタ	縫縫に大入釘止め	在来の工法通り
天井板	当	杉	台鉋、手鋸曳	板傍厚みをそいで羽重ね、縫縫・棹縫に釘止め	在来の工法通り

垂れ壁板	当	杉	台鉋、手鋸曳	押入柱に決り構大入、鶴居突付。天井梁または力板に突付・四分一打ちまたは直打ち	在来の工法通り
鶴居	当	松	台鉋	棚柱に目淮柄差し	在来の工法通り
敷居	—	—	—	—	現状変更により復原。松、台鉋。棚柱に目淮柄差し、蹴込板に乗り根太を受ける。
蹴込板	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。棚柱に大入り越し、敷居に乗り根太を受ける。
無目敷居	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。棚柱に目淮柄差し、蹴込板を受ける。
中段前框	D	杉	台鉋	棚柱に突付釘止め、根太を受ける。	現状変更により撤去の上、中敷居として復原。松、台鉋。棚柱に大入り越し
中段根太掛	D	杉	台鉋	柱に相欠き釘止め、根太を受ける。	現状変更により撤去の上、痕跡復原。松、台鉋。柱に相欠き釘止め
際根太	当	杉	台鉋、手鋸曳	柱及び棚柱に突付または大入釘止め、棚板を受ける。	在来の工法通り
根太	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。根太掛・中段前框・敷居下駄欠きに大入、棚板を受ける。
根太掛	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。柱に突付釘止め、根太・際根太・枕根太を受ける。
棚板	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。中段及び下段の前框・敷居・根太・際根太に胸天釘打ち
枕棚束	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。中段及び下段棚板を介し根太に納差し
枕棚根太	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。枕棚束より納差し、尻は柱に納差しまたは根太掛に相欠き乗り
枕棚板	—	—	—	—	現状変更により復原。杉、台鉋。枕棚根太及び際根太に乗せる(取り外し式)。

## 鋼板葺下屋

地檻	A	桧	台鉋、鋸	金庫台切石積基礎に乗り、蔵前柱に大入柄差し、下屋柱に納差し	在来の工法通り
柱	A	桧	台鉋	金庫台切石積基礎及び各石に納建ち、桁に納差し、側板釘止め、外周鋼板包み	在来の工法通り
貫	A	桧	台鉋、手鋸曳	柱に大入下げ兼横縫め	在来の工法通り
胴縁	A	桧	台鉋	柱に大入釘止め	在来の工法通り
側桁(空鶴居兼用)	A	桧	台鉋	縦掛繩ぎ、側柱より長柄差し、垂木より釘止め、外周鋼板包み、鉄筋連子格子を大入	在来の工法通り
繩梁	A	桧	台鉋	蔵前柱に大入柄差し賢太付、側桁に蟻落し、外周鋼板包み	在来の工法通り
屋根板(板軒)	A	杉	台鉋、手鋸曳	板傍合決、板掛及び側桁に釘止め、外周鋼板包み	在来の工法通り
広小舞(軒付板)	A	杉	台鉋	屋根板鼻先に挿え釘止め、板軒一連の鋼板包み、応急修理時(E)に部分補修	在来の工法通り
壁板	A	桧	台鉋	板傍設置、柱・地檻外上角を欠いて外面つらいちに納め胴縁に釘止め、外周鋼板包み	在来の工法通り
破風板	A	杉	台鉋、手鋸曳	側桁木口欠きに乘せ際垂木に釘止め、外周鋼板包み	在来の工法通り
縁板(窓敷居兼用)	A	桧	台鉋	柱に大入柄差し賢太付、外周鋼板包み、鉄筋連子格子を大入	在来の工法通り
付敷居	B	杉	台鉋	縫棚上端に突付釘止め	撤去
縁根太	A	松	台鉋、ノタ	縁根太掛相欠き釘止め、上り樋に腰掛、縫棚に短柄差し釘止め、縁板を受ける。	在来の工法通り
補強縁根太	B	松	台鉋、ノタ	縁根太脇及び縁板・柱に突付釘止め、補強縁板を受ける。	撤去の上、Aの工法に倣う。

縁根太掛	A	杉	台鉋、ノタ	柱に突付釘止め。相欠きに縁根太を受けて釘止め	在来の工法通り
縁板	A	松	台鉋、手鋸曳	西上り樋側面決り構に大入埋縁。板傍突付・要所竹柄入、縁根太に板榜から斜め釘打ち	在来の工法通り
	B	杉	台鉋	幅広板に目地決り埋縁風、縁板に脳天釘打ち	撤去の上、下の縁板（A）を現す。 縁板B施工時の下地補修材。撤去
補強縁板	B（転用材）	杉	台鉋	補強縁根太に脳天釘打ち	
金庫台置き根太	A	杉	ヨキ、手鋸曳、ノタ	金庫台切石積基礎に転ばし。当たりを欠いて繋ぎ材大入、地板を受ける。	在来の工法通り
金庫台地板	A	桧	台鉋	置き根太に乗せ、金庫を受ける。	在来の工法通り

## 木工事工法表（東土蔵）

※軸組部材構成は本章第4節 図3-4-2-9参照

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

土台	当	栗	台鉋、新	縁掛目連継、基礎石にひかり付け、隅部目進入平納差し割模、柱を納差し（隅柱は崩壊）で受ける。	在来の工法通り
柱	当	杉	台鉋、ヨキ、大壁側ツタ掛け刺み	側桁・土台に納差し。天井梁及び出入口樋に大入枘差し丸込栓打ち、開口側刀刃突付釘止め	在来の工法通り
間柱	当	杉	台鉋	土台・出入口樋に納差し、開口側刀刃突付釘止め	在来の工法通り
実柱・兜桁	当	桧？	台鉋、新？	周囲土壁は部分解体のため詳細不明。実柱は本体柱と貫で繋ぎ丸込栓打ち、肘並金具を打ち込んで土屨を吊る。上部兜桁に納差し？。	存置
出入口樋	当	松	台鉋、鋸目荒らし	未解体のため詳細不明。柱に大入枘差し丸込栓打ち。間柱より納差し？。一部天井梁を受け、付鴨居引抜鉤、開口側刀刃突付釘止め	存置
刀刃（開口枠）	当	杉	台鉋、鋸目荒らし、手鋸曳	未解体のため詳細不明。柱・間柱・出入口樋に釘止め	存置
床樋	当	松	台鉋、ノタ	敷石に転ばし、一筋敷居に輪薙込み・土台に短納差し釘止め、隅櫛留め・突付併用、大引及・根太・床板を受ける。	在来の工法通り
転ばし大引	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、手鋸曳、新	敷石に転ばし、床樋に大入または突付釘止め、根太を受ける。	在来の工法通り
根太	当	杉	手鋸曳、新、ノタ	大引に顎掛けまたは突付釘止め、床板を受ける。	在来の工法通り
床板	当	松	台鉋、手鋸曳、新	板傍突付、床樋後角欠きに嵌め、根太に脳天釘打ち	在来の工法通り
貫	当	杉	台鉋、手鋸曳	柱貫き通し楔締め・貫き通し丸込栓打ち 楔締めを段ごとに分けて使用。	在来の工法通り
天井梁（2階床梁）	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。側柱に挿し。一部出入口樋より受け。天井桁及び2階床板を受ける。	存置
天井桁（2階床桁）	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。天井梁に相欠きで乗り、2階床板を受ける。	存置
1階天井根太（2階床根太）	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。天井梁・根太掛に大入釘止め、2階床板を受ける。	存置
根太掛	当	松	台鉋	未解体のため詳細不明。柱に横輪欠き蟹太付釘止め？、根太を受ける。	存置
2階床板（1階天井板）	当	松	台鉋（下面）、手鋸曳（上面）	板傍厚みをそいで羽重ね、根太に脳天釘打ち	在来の工法通り
2階天井（漆喰揚げ裏）	当	杉	手鋸曳、鋸目荒らし	野縁に木槽板釘止め、板傍目明き6mm内外、食い付き用板割れ誘発	一部を除いて存置、補修部は在来の工法通り
側桁	当	松	ヨキ、手鋸曳、ノタ	未解体のため詳細不明。側柱より長納差し、小屋梁及び妻梁を受け、垂木より釘止め	存置
小屋梁・妻梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。側桁に兜鉤掛け、桁行梁を渡縁掛け？、小屋束を受ける。	小屋梁：本鼻先補修、鋼材抱合せ補強。その他存置
桁行梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。腰掛蟻繼。小屋梁・妻梁に渡縁掛け？、小屋束を受ける。	存置

地棟	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。二重梁に渡懸掛け？、棟束を受ける。	存置
二重梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、新、ヨキ	未解体のため詳細不明。小屋梁・妻梁に渡懸掛け？、棟束を受ける。	存置
小屋束	当	松	皮むき丸太、ヨキ	未解体のため詳細不明。小屋梁及び桁行梁に構建ち、母屋及び二重梁を納差しで受ける？。	存置
棟束	当	松	皮むき丸太、ヨキ	未解体のため詳細不明。地棟に構建ち、樺木を納差しで受ける？。	存置
樺木	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	未解体のため詳細不明。腰掛鍵組、樺束より納差し、小返を取り垂木を釘止め	存置
母屋	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	未解体のため詳細不明。腰掛鍵組・鍵組併用、小屋束より納差しまたは二重梁で受け、小返を取り垂木を釘止め	存置
垂木	当	松	手綱曳	側桁・樺木・母屋に釘止め、抨鍵組、広小舞・野地板を釘止め	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手綱曳	垂木に釘止め	在来の工法通り
野地板	当	杉	手綱曳	小間返しに垂木へ釘止め	在来の工法通り
1階付鰐居	当	杉	台鉋	当たりを欠いて天井梁に突け、出入口櫛に引強鉄片蝶板締め、独點端部鼻栓打ちにて引付	在来の工法通り
1階付敷居	当	栗	台鉋	出入口土台に引強鉄片蝶板締め、独點端部割板引付	在来の工法通り
2階付鰐居	当	松	台鉋	柱に釘止め	在来の工法通り
2階付敷居	当	松	台鉋	柱に突け釘止め	在来の工法通り
側桁階段	当	杉	台鉋	側板に踏板を納差し割櫻、裏板を釘止め	在来の工法通り
箱筋脚	当	松、杉	台鉋	未解体のため詳細不明	存置
<b>階段上高欄</b>					
栗木	当	松	台鉋	柱に大入、親柱より納差し、隅上端留め納差し割櫻	在来の工法通り
親柱	当	松	台鉋	土台を介し天井梁及び天井根太に構建ち、栗木に納差し、化粧貫を大入	在来の工法通り
化粧貫	当	杉、松	台鉋	欄柱・親柱に大入	在来の工法通り
<b>1階南押入</b>					
押入柱	当	杉	台鉋	床板を介し根太に構建ち、天井析に納差し蟹太、当たりを欠いて前板及び鍵込板を大入釘止め	在来の工法通り
押入東	当	杉	台鉋	床板を介し根太に構建ち、当たりを欠いて前板及び鍵込板を大入釘止め	在来の工法通り
鍵込板、板掛	当	杉	台鉋、手綱曳	本体柱突け釘止め、押入柱・押入東後欠きに大入釘止め、押入床板を受ける。	在来の工法通り
押入根太	当	杉	手綱曳	鍵込板及び板掛下駄欠きに大入釘止め、押入床板を受ける。	在来の工法通り
押入床板	当	杉	台鉋、手綱曳	本体柱突け釘止め、押入柱・押入東後欠きに大入釘止め、棚板を受ける。	在来の工法通り
前板、棚板掛	当	杉	台鉋、手綱曳	本体柱突け釘止め、押入柱・押入東後欠きに大入釘止め、棚板を受ける。	在来の工法通り
中段根太	当	杉	手綱曳	前板及び棚板掛下駄欠きに大入釘止め、棚板を受ける。	在来の工法通り
棚板	当	杉	台鉋、手綱曳	中段根太に釘止め	在来の工法通り
側板	当	杉	台鉋、手綱曳	板傍突け、隣根太（押入根太・中段根太）に釘止め	在来の工法通り
鍵込板、板掛	当	杉	台鉋、手綱曳	本体柱突け釘止め、押入柱・押入東後欠きに大入釘止め、押入床板を受ける。	在来の工法通り
<b>1階北物置・吊り棚</b>					
B～C	杉	手綱曳、皮むき丸太半削	軸材・受け材・繩ぎ材相互に突け釘止め	撤去	
<b>2階北櫛</b>					
棚柱	当	杉	台鉋	床板を介し天井析・根太に構建ち、前框を受け、頭繋ぎで本体柱と繋ぐ。	在来の工法通り
頭繋ぎ	当	松	台鉋	柱に下げ鍵板締め、棚柱に短柄差し櫻締め	在来の工法通り
前框（上下）	当	杉	台鉋	棚柱に大入または貫き通し櫻締め、根太を受ける。	在来の工法通り
根太掛（上下）	当	杉	台鉋、手綱曳	柱に突け釘止め、根太を受ける。	在来の工法通り
根太（上下）	当	松	台鉋、ノタ	棚柱に短柄差し櫻締め、根太掛に相欠き釘止め	在来の工法通り
棚板（上下）	当	松	台鉋、手綱曳	根太に突け乗せ（釘止めなし）	在来の工法通り
敷居	B	松	台鉋、新	床板に転ばし、柱に納差し釘止め、棚柱突付	現状変更により撤去
鰐居	B	松	台鉋、新	柱に目滌納差し蟹太付釘止め	現状変更により撤去

妻子柱	B	杉	台鉋、手鋸曳	柱形（板材張り合わせ釘止め）を敷居帽居内法に突付	現状変更により撤去
壁板	B	杉	台鉋	根太に突付釘止め	現状変更により撤去
<b>2階西・東棚 棚柱</b>	当	松、杉	台鉋	床板を介し天井桁・根太に納建ち、前框を大入で受け、頭繋ぎで本体柱と繋ぐ。	一部残存、残りは現状変更により復原。在来の工法通り
頭繋ぎ	当	松	台鉋	柱に下げ縦襤縫め、棚柱に短納差し襤縫め	一部残存、残りは現状変更により復原。在来の工法通り
前框（上中下）	-	-	-	-	端部横断片以外全て欠失、現状変更により復原。北棚の在来の工法に倣う。
根太掛 (上中下)	-	-	-	-	全て欠失、現状変更により復原。北棚の在来の工法に倣う。
根太（上中下）	当	松	台鉋、ノタ	棚柱に短納差し襤縫め、根太掛けに相欠き釘止め	階段木のみ残存、残りは現状変更により復原。在来の工法通り
棚板（上中下）	-	-	-	-	鼻先断片以外全て欠失、現状変更により復原。北棚の在来の工法に倣う。
板壁 (西棚南端)	当	壁板は 杉、ほ か松	台鉋	棚柱は高欄架木と相欠き、化粧貫を大入で受ける。壁板を頭繋ぎ及び際根太に釘止め、高欄架木に突付	在来の工法通り
<b>2階中央棚 (復原)</b>	-	-	-	-	現状変更により北棚・西棚の在来の工法に倣い復原。棚柱相互を頭繋ぎ・前後框（3段）・根太で繋ぎ、棚板を置く。
<b>2階底 (揚げ蔵下地) 主要部材</b>	当	不明	不明	周囲土壁木解体のため不明。実柱は本体柱と貫で繋ぎ丸込栓打ち、討産金具を打ち込んで土扉を吊り、兜桁・出桁・持送板・板掛・破風板を組む。	存置
野地板	当	杉	手鋸曳、鋸目荒らし	板傍突付、板掛及び出桁に脇天釘打ち（広小舞を打たない板軒）	在来の工法通り
<b>北面中段板壁 水切り</b>	C	杉	手鋸曳	本体土壁外法を落とし、当たりを欠いて柱に突付釘止め	現状変更により撤去、海鼠壁に復す。
壁板	C	杉	手鋸曳	下地板に突付釘止め、板押さえを突付釘止め	現状変更により撤去、海鼠壁に復す。
板押さえ	C	杉	手鋸曳	壁板に突付釘止め	現状変更により撤去、海鼠壁に復す。
下地板	C（転用材）	杉	手鋸曳	本体土壁外法を落とし、柱に突付釘止め、壁板を受ける。	現状変更により撤去、海鼠壁に復す。
<b>西面出入口土庇（後補素木造りを漆喰塗込め下地材に復原整備）</b>					
柱	D	杉	台鉋	青石に納建ち、折に長納差し	寸法変更及び機械鉋とする他の在来の工法通り
桁	D	松	台鉋、帯鉋	柱より長納差し、小返を取り垂木を釘止め	寸法変更及び機械鉋とする他の在来の工法通り
繩梁	D	松	台鉋、帯鉋	桁に大入蟻落し、尻は大型に大入	尻に補強繩ぎ受け材を釘止めし、機械鉋とする他の在来の工法通り
破風板	D	杉	台鉋	垂木掛及び桁鼻に架け際垂木に突付釘止め	寸法変更及び機械鉋・頭目荒らしとする他の在来の工法通り
垂木掛	当	杉	手鋸曳	壁土を介し本体柱に釘止め、垂木掛貼り板を突付釘止め	切縮の分を復原、復原垂木を相欠き釘止め
垂木掛貼り板	D	杉	台鉋、帯鉋	当初垂木掛つらに突付釘止め、垂木を相欠き釘止め	撤去
垂木	D	杉	台鉋	垂木掛貼り板に相欠き釘止め、桁小返を取り突付釘止め	寸法・数量変更及び機械鉋とする他の在来の工法通り
広小舞	D	杉	台鉋	垂木に突付釘止め	機械鉋とする他の在来の工法通り
野地板	D	杉	台鉋、帯鉋	垂木に突付釘止め	杉、機械鉋。上層当初工法に倣い小間返しに垂木へ釘止め
<b>北面下屋（後補構えを撤去の上復原整備）</b>					
土台	C	栗	台鉋	基礎石にひかり付け、隅部平柄差し、柱を納差しで受ける。	寸法変更の他の在来の工法通り
柱	C	杉（転用材）	台鉋	土台に納建ち、側桁に長納差し	寸法・数量変更の他の在来の工法通り
張付柱	C	杉（転用材）	台鉋	土台または礎石に納建ち、壁土を介し本体柱に釘止め、垂木掛を納差しで受ける。	寸法変更の他の在来の工法通り

側板	C	松	台鉋	柱より長柄差し、小返を取り垂木を釘止め	寸法変更の他は在来の工法通り
繩梁	-	-	-	-	松、台鉋、張付柱に大入納差し丸込栓打ち、側板に大入納落し
垂木掛	C	杉(軸用材)	台鉋	柱より納差し、小返を取り垂木を釘止め	寸法・位置変更の他は在来の工法通り
垂木	C	杉	台鉋	垂木掛け及び側板に釘止め、広小舞・野地板を釘止め	寸法・数量変更の他は在来の工法通り
化粧裏板	C	杉	手鋸曳、ヨキ	小間返しに垂木へ釘止め	杉、台鉋。板縫埋みをそいで羽重ね、垂木へ釘止め
面戸板	-	-	-	-	杉、台鉋、垂木側面決り溝大入
広小舞	C	杉	手鋸曳、ヨキ	垂木に突付釘止め	台鉋の他は在来の工法通り
壁板	C	杉	台鉋	壁貫または脚縁に突付釘止め	寸法・数量・配置変更の他は在来の工法通り
壁貫	C	杉	台鉋、手鋸曳	柱または張付柱に下げ縁(一部上げ縁)または大入楔締め、壁板を受ける。	寸法・数量・配置変更の他は在来の工法通り
脚縁	C	杉	台鉋、手鋸曳	柱または張付柱大入釘止め、壁板を受ける。	寸法・数量・配置変更の他は在来の工法通り
便所廻り等内部造作材	C	杉	台鉋	無目・間柱・根太・床板・段板・脚縁・壁板相互に突付または大入釘止め	撤去
破風板	C	杉	台鉋	垂木掛け及び軒鼻に架け際垂木に突付釘止め	寸法変更及び尻を梢振板納めとする他は在来の工法通り

## 木工事工法表（北土蔵）

棟軸組部材構成は本章第4節 図3-4-2-9 参照

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

土台	当	栗	台鉋、新	腰掛目溝縫（箇所腰掛縫継）、基礎石にひかり付け、隅部目進入平納差し割楔、柱を納差し（隅柱は肩附）で受ける。	在来の工法通り
柱	当	杉	台鉋、ヨキ、大壁側ツタ掛け鉤込み	側板・柱に納差し（隅柱は肩附）、小屋梁受け合意重納差し。天井梁及び出入口樋を大入納差し丸込栓打ち	在来の工法通り
大側柱（東西妻面）	当	杉	台鉋、ヨキ、大壁側ツタ掛け鉤込み	土台に納建ら、天柱棟に納差し、繩梁を大入納差し丸込栓打ち	在来の工法通り
間柱	当	杉	台鉋	土台・出入口樋に納差し、開口側刀刃突付釘止め	在来の工法通り
添柱	当	杉	台鉋	柱に突付釘止め、開口側刀刃釘止め	在来の工法通り
埋込柱（南東隅）	当	杉	台鉋	柱に突付釘止め、堅強受け金具を受ける。	在来の工法通り
2階床柱	当	杉	台鉋	出入口樋に納建ら、側板に納差し、天井梁を大入納差し丸込栓打ち	在来の工法通り
出入口樋	当	松	台鉋、綱目荒らし	柱に大入納差し丸込栓打ち、間柱より納差し、付鶴居引鉤結、開口側刀刃突付釘止め	在来の工法通り
刀刃（開口棒）	当	杉	台鉋、手鋸曳、綱目荒らし	間柱・添柱・出入口樋に釘止め、隅千切留め	在来の工法通り
貫	当	杉	台鉋、手鋸曳	継手略縫、柱貫き通し楔締め・貫き通し丸込栓打ち楔締めを段ごとに分けて使用、端部小根納、楔締め	在来の工法通り
2階床板（1階天井板）	当	松	台鉋（下面）、手鋸曳（上面）	板傍厚みをそいで羽重ね、根太に脳天釘打ち	在来の工法通り
天井梁（2階床梁）	当	松	台鉋	側柱（一部管柱）に大入納差し丸込栓打ち、天井桁及び天井根太を受ける。	在来の工法通り
天井桁（2階床桁）	当	松	台鉋	天井梁に相次ぎで乗り、天井桁受けに大入蟻落し	在来の工法通り
天井桁受け	当	松	台鉋	入側柱に大入納差し丸込栓打ち、天井桁を受ける。	在来の工法通り
1階天井根太（2階床根太）	当	松	台鉋	天井梁・天井桁受け・根太掛に大入（一部腰掛）釘止め、2階床板を受ける。	在来の工法通り
根太掛	当	松	台鉋	柱に襟輪欠き賢太付釘止め、根太を受けれる。	在来の工法通り
側板	当	松	台鉋、ヨキ	目進腰掛縫継ぎ、側板より長柄差しまたは小屋笠鼻に折置に架け側板より重納差し、垂木より釘止め。東西端部は繩梁を受ける。	在来の工法通り

小屋梁	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	側柱頭折置に架け側桁を受け、小屋束を受ける。	在来の工法通り
繩梁	当	松	台鉋	入側柱に大入柄差し丸込栓打ち、側桁に大入螺旋落し	在来の工法通り
小屋束	当	松	台鉋	小屋梁に柄建ち、天秤梁を納差しで受けする。	在来の工法通り
天秤梁	当	松	台鉋	入側柱または小屋束に乗り、樺木を受ける。	在来の工法通り
樺木	当	松	皮むき丸太、太鼓落とし、台鉋	腰掛鍤繰ぎ、天秤梁に渡肥掛けもしくは兜蟻、下駄欠きに垂木を釘止め。	在来の工法通り
垂木	当	松	台鉋、手綱曳	側桁・樺木に釘止め、抨蟻組、広小舞・化粧裏板を釘止め	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手綱曳	垂木に釘止め	在来の工法通り
化粧裏板	当	杉	台鉋、手綱曳	板榜突付、垂木に脇天釘打ち	在来の工法通り
鍤羽裏板	当	杉	手綱曳	板幅・目明き不定形、鍤羽垂木に脇天釘打ち	在来の工法通り
東面板壁 胴縁 壁板	C	杉	丸鋼	大壁の土物を落とし柱に釘止め	現状変更により撤去、海鼠壁に復原
無目鶴居	当	松	台鉋、ノタ	柱に目進納払い込み、釘止め	在来の工法通り
付彌縁	当	松	台鉋、ノタ	土台に釘止め	在来の工法通り
1階付鶴居	当	杉	台鉋	出入口欄に引強鉛片蝶板締め、強鉛端部鼻栓打ちにて引付	在来の工法通り
1階付敷居	当	栗	台鉋	出入口土台に引強鉛片蝶板締め、強鉛端部割板楔引付	在来の工法通り
2階付鶴居	当	松	台鉋、ノタ	柱に突付釘止め	在来の工法通り
2階付敷居	当	松	台鉋、ノタ	柱に突付釘止め、高欄架本に大入釘止め	在来の工法通り
階段上高欄 架木	当	松	台鉋	柱に大入、親柱より納差し	在来の工法通り
親柱	当	松	台鉋	土台を介し天井梁に柄建ち、架木に柄差し、化粧貫を大入	在来の工法通り
化粧貫	当	松	台鉋	柱・親柱に大入	在来の工法通り
土台	当	松	台鉋	柱に大入、天井桁相欠き、天井梁に突付	在来の工法通り
側桁階段	当	松、杉	台鉋	側板に踏板を柄差し割楔、天井桁相欠きに架ける。	在来の工法通り
1階庇 腕木	D	松	台鉋	柱に大入楔締め、出桁を受ける。	現状変更により掲げ裏下地として復原、松、機械鉗、鋸目荒らし。柱に長柄差し楔締め、出桁を受ける。
出桁	D	松	台鉋、丸鋼	追掛大栓締、腕木に相欠き釘止め、両端破風板釘止め、トタンを牽引釘止め	現状変更により掲げ裏下地として復原、松、機械鉗、腕木に相欠き釘止め、両端破風板釘止め、野地板を釘止め
方杖	当	松	手綱曳、鋸目荒らし	柱に短納差し釘止め、出桁取合いは不明	(断片のみ残存) 現状変更により掲げ裏下地として消失。柱に相欠き釘止め、両端破風板釘止め、野地板を釘止め。
板掛	D	松	台鉋	壁土を介し本体柱に釘止め、さらに受枠を釘止め、トタンを板掛・受枠に牽引釘止め	現状変更により掲げ裏下地として復原、松、機械鉗、鋸目荒らし。壁土を介し本体柱に釘止め、野地板を釘止め。
破風板	D	杉	台鉋、丸鋼	板掛及び出桁端部に相欠き釘止め	現状変更により掲げ裏下地として復原、杉、機械鉗、鋸目荒らし。板掛及び出桁端部に相欠き釘止め
広小舞	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、機械鉗。野地板上角に突付釘止め
野地板	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、機械鉗、鋸目荒らし。板掛及び出桁端部に相欠き釘止め
2階庇 (掲げ裏下地) 腕木	当	松	手綱曳、鋸目荒らし	実柱に納差し釘止め、持送板に乗り出桁を受ける。	在来の工法通り
出桁	当	松	手綱曳、鋸目荒らし	腕木鼻を欠いて突付釘止め、両端破風板突付釘止め、野地板を脇天釘打ち	在来の工法通り

実柱	当	松	手彫曳、彫目 荒らし	壁土を介し本体柱に釘止め、腕木を挿し持送板を釘止め、板掛に納差し	在来の工法通り
持送板	当	杉	手彫曳、彫目 荒らし	腕木及び実柱に突付釘止め	在来の工法通り
板掛	当	松	手彫曳、彫目 荒らし	壁土を介し本体柱に釘止め、実柱より納差し	在来の工法通り
破風板	当	杉	手彫曳、彫目 荒らし	板掛及び出板木口に突付釘止め	在来の工法通り
野地板	当	杉	手彫曳、彫目 荒らし	板掛及び出板に脇天釘打ち	在来の工法通り
広小舞	当	杉	手彫曳	野地板上角に突付釘止め	在来の工法通り
1 隅東室棚 棚柱	当	杉	皮むき丸太、 台鉋、ヨキ	土間叩きに突付建ち、天井根太に納差し、 板掛を短納差し	在来の工法通り
付柱	当	杉	台鉋、ヨキ	土台に突付建ち、貫に釘止め、板掛を短納差し	在来の工法通り
棚板	-	-	-	-	全て欠失。杉、台鉋で復旧、板掛に釘止めなく取り外し式。
棚板掛	当	杉	台鉋、手彫曳	棚柱及び付柱に短納差し、本体柱に目進納差し及び大入払い込み	在来の工法通り
1 隅西室棚 板受け	当	杉	手彫曳	頬杖と相欠き釘止め、本体柱に釘止め	在来の工法通り
頬杖	当	杉	手彫曳	板受けと相欠き釘止め、本体柱に釘止め	在来の工法通り
棚板	-	-	-	-	欠失。杉、台鉋で復旧、板受けに釘止め
2 隅東室棚 (復原) 棚柱	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。床板に短納建ち、樋を受ける。
付柱	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。床板に突付建ち、貫側面及び小屋梁または側桁下端に突付、根太掛より相欠き釘止め、一部樋を納差しして受ける。
東	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。上下樋に納差し
根太掛	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。本体柱及び一部付柱に相欠き釘止め、根太を受ける。
根太	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。根太掛上端に突付釘止め、樋に大入、棚板を受ける。
樋	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。柱及び付柱に短納差し、根太を受ける。
棚板	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。樋後角欠きに嵌め込み、根太に釘止め
2 隅西室棚 (復原) 棚柱	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。床板に短納建ち、樋を納差しして受ける。
付柱	当	松	台鉋、手彫曳	床板に納建ち、貫側面及び側桁下端に突付、樋を納差しして受ける。	在来の工法通り
根太掛	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。本体柱に相欠き釘止め、根太を受ける。
根太	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。根太掛け下駄欠きの上釘止め、樋に大入、棚板を受ける。
樋	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。棚柱及び付柱に短納差し、根太を受ける。
棚板	-	-	-	-	現状変更により復原。杉、台鉋。樋後角欠きに嵌め込み、根太に釘止め

## 第6項 屋根工事

### ①概要

全ての瓦葺屋根及び銅板葺屋根（文庫・銅板葺下屋）を全面葺替工事とした。各棟の棟瓦葺を構成する瓦のうち破損が著しい瓦や欠損しているものは、当初の形状に倣って新たに製作して葺き直し、改造などにより棟瓦葺が全て残っていない箇所については、その他棟の当初仕様を参考とした。主屋及び付属棟の鬼瓦（大棟・隅棟共）は式台のものを除き全て欠失していたため、古写真をもとに現寸図を作成して復原した。

各棟大屋根は、耐震性能向上の一環で葺土をベタ置きとせず、瓦柱による空葺工法を採用して座り調整の筋置き土のみとしたが、雨仕舞性能の低下を補うため、防水紙を合わせて敷き込んだ。但し、文庫蔵・東土蔵・北土蔵の2階窓庇は、野地板上に直接土を置いて瓦を据える工法が採用されており、懷もありないため防水紙を入れずに在来工法のまま実施した。

また、解体調査や古写真判断の結果、松城家の建物は全ての棟において屋根・庇（窓庇を含む）・棟など、瓦葺とする部分はことごとく目地塗喰巻、棒漆喰、袖漆喰巻が施されていたことが判明したが、松崎町をはじめとする近隣地区類似建物の劣化状況と管理者への聞き取り、松城家住宅の今後の維持管理上の実情を勘案し、今回の工事では屋根漆喰の施工範囲を以下の通りに限定して補修または復旧する方針とした。

#### （屋根漆喰施工範囲）

- ・大棟の目地塗喰巻、雁振瓦の紐漆喰巻
- ・際熨斗の目地塗喰巻
- ・大屋根あるいは庇の袖漆喰巻
- ・風切丸瓦の日地塗喰巻、棒漆喰
- ・小範囲である窓庇の平葺棒漆喰
- ・全ての鬼瓦影盛・鬼瓦、雀口・面戸漆喰
- （屋根漆喰施をやめた範囲）
  - ・隅棟の目地塗喰巻、雁振瓦の紐漆喰巻
  - ・ほぼ全ての平葺棒漆喰

### ②調査及び解体

解体に伴って破損調査を行い、工法のほか各瓦または葺き材の年代区分、形状、寸法、葺足、割付などを調べて記録した。屋根瓦は、各棟積み際熨斗積を取り外し、統いて上方から平葺を順序よく解体し、葺土も全て解体した。鬼瓦など役物の瓦には番付を付して取り外し、諸記録をとった。

### ③瓦選別・清掃

取り外した全ての瓦は、形状、破損度、耐久性などを考慮し、打音検査や吸水状況（表面の摩耗・劣化）など

によって良否を判定し、再用もしくは不再用に選別した。再用する瓦は、タワシやブラシなどを用いて表面を水洗い、その後、十分な乾燥を図った。尚、北土蔵1階室内には、近年の修理で葺き替えられた式台や庇急修修理でトタンに葺き替えられた北土蔵などの旧瓦が保管されており、これらに關しても同様に選別を行った。

### ④補足瓦

#### （1）寸法

以下を代表寸法とし、詳細は解体した当初瓦に準じた。

#### （2）材料・品質

原料粘土（三河粘土 23.3%、三好系山土 3.94%、水築粘土 29.8%、その他）を用い、大量に作製する平瓦などには金型を作製し、鬼瓦など役物は個別に成形して、生型検査を行った後に焼成した。

焼成温度は 1,000°C 以上とし、いぶしをかけた後、自然冷却をして窯出しを行ったが、再用瓦の濃い色合いに近付けることと強固な焼き締めを目的とし、焼成工程は2回行った。

焼き窯は計画寸法の土 4% 以内とし、サンプルの強度検査（JIS A 5208 5.3 に規定された試験方法により曲げ荷重破壊試験、1,500N 以上の強度）及び、吸水検査

（JIS A 5208 5.4 に規定された試験方法により吸水率が 15% 以下）などを満たすものを合格とした。

### ⑤土居葺

#### （1）材料

#### 補足瓦寸法表

瓦種類	幅(直径)cm	長 cm	厚 cm
拌巴	14	30	1.6
荀丸(風切)	14	26	1.6
軒巴	14	30	1.6
熨斗(大)	23	21	1.6
熨斗(小)	21.5	21	1.6
棟平	26.5	26	1.6
軒唐草	26.5	26.5	1.6
袖唐草	23	26.5	1.6
袖棟平	23	26.5	1.6
掛唐草	23	26.5	1.6
掛棟平	23	26.5	1.6
隅唐草	23	26.5	1.6
隅巴	14	43	1.6
敷平	21	18.5	1.6
本平	23	26.5	1.6
本唐草	23	26.5	1.6
雁振(紐付)	21.5	22	1.6
軒先台瓦	23	28	1.6
鬼瓦(頭、ヒレ)	個別に当初材に倣う、または現寸作製による		
海鼠瓦	26.5	26.5	1.6
その他の役物	個別に当初材に倣う、または現寸作製による		

\*割熨斗は上記熨斗寸法を半割使い

\*「軒先台瓦」は東土蔵のみに用いられている垂れ付き板瓦

以下を標準とした。

土居材：杉皮、長90cm内外、平均幅25cm、厚4~6mm、抜筋、割れ、腐れなどのないもの（再用材を含む）

瓦 株：杉材、幅36mm、成15mm、赤身、1等材

釘 類：ステンレス釘

## (2) 工法

野地上に葺足は6cm（重ね24cm）、棟の重ねを6cm程度で葺き上げ、瓦株（杉皮押さえ兼用）を所定のピッチに打ち付けた。棟の頂部は、杉皮を馬乗せに被せて増し張りを行い、両脇に瓦株を打ち付けて杉皮を止め付けた。

## (3) 防腐剤塗布

土居葺表面には防腐剤（ファーストガードWR、大阪ガスケミカル株式会社）を用い、1m<sup>2</sup>当たりに0.2L以上噴霧した。

## ⑤防水紙敷き込み

### (1) 材料

用いる部位の納まりや屋根勾配などを勘案し、以下を標準とした。

文庫蔵：ハイグレードルーフィングREVO（突起付、亀山社中株式会社）

東土蔵北下屋：エコタック（改質アスファルト系、亀七王工業株式会社）

上記以外：エコルーフ（透湿防水・遮熱、亀七王工業株式会社）

## (2) 工法

防水紙は、張りしろ10cmを原則とし、土居葺を施す前に野地板全面に敷き込んだ。雨水が侵入した場合の排水口として軒先では防水紙を土居葺の上面に出し、軒唐草と二の平瓦との隙間から僅かに突出させた（図3-2-6-1、土蔵の納まりは本章第4節、図3-4-2-8参照）。

土居葺を施さないミセや土蔵2階庇窓は施工対象外とした。

## ⑥棟瓦葺

### (1) 瓦合わせ

再用する古材は寸法班があるため、噛み合わせを考慮し、大きさ・形状ごとに複数のグループに再選別を行い、葺工事前に軒唐草は軒の形状・所定の瓦割に合わせて、適した瓦を配置した。

### (2) 瓦割り

瓦割りは当初に倣い、平均葺足17.6cm、瓦割23.0cmとし、欠き合わせに隙間が生じないよう軒先より順序よく葺き登った。穴の開いていない古瓦には必要に応じて予め穴を開け、原則として登り2枚毎（@35.2cm内

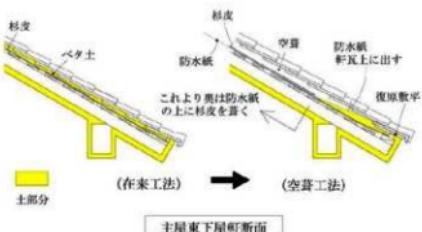


図3-2-6-1 空葺工法と防水紙納まり



写真3-2-6-1 土居葺と防水紙施工状況（主屋南下屋南東より）

在來の杉皮土居葺仕様を踏襲し、水掛けを考慮しながら一連の防水紙を入れるため、軒先では杉皮葺との上下関係を入れ替えた。上記は軒先に出した防水紙を捲り上げた状態。

外）、掛瓦やその他注意すべき箇所では全数に下地瓦棟より絡めた鋼線にて引き付け、必要に応じてステンレス釘止め補強を行った。瓦座は在来に準じて瓦ぐりを施さない平棟を用い、雀口は漆喰で塗り込んだ。

### (3) 軒唐草葺

敷平瓦、および軒唐草を瓦座より指定の寸法の出とし、座り土をなじみよく置き、軒唐草は鋼線で瓦棟に緊結した。改造により当初の敷平瓦の有無が不明な箇所は現寸を引き付けて、瓦座からの軒唐草の出が大きく、強度的に懸念がある箇所では、敷平を復原または整備した。また、在来で敷平を用いる棟のうち掲げ裏の軒先では、軒唐草裏の方に入れて雀口には出さない工法も見られたが、今回の工事では、強度の確保が必要と判断した箇所では、軒唐草瓦後面まで敷平を引き出し、有効に軒瓦を受けられる工法とした（修理前・竣工図参照）。

尚、鋼線は⑥～⑧においてφ1.0～2.0mmのものを使用部位に応じて選び、2条撚り程度に用いた。

### (4) 平瓦葺

規定の瓦割りにより、一通りごとに水糸を引通し、座り用葺土は平瓦中央部に筋置きとし、なじみよく棟峰まで葺き詰めた。

## ⑦風切丸瓦伏

焼羽寄り所定の位置に丸瓦・軒丸瓦を伏せた。軒丸瓦は全部を予め瓦棟に繋結した鋼線をもって玉縁に繋ぎ、葺土は硬めの葺土や砂漆喰で幅狭に盛り上げ、玉縁よりはみ出さないように注意しながら葺き上げた。尚、風切丸列を伏せる下の平葺は、通常の軒唐草及び棟平瓦の瓦当や山部分を割り取って納めるものと、本唐草及び本平瓦を用いるものの2種類あったが、採用工法は原則として在来に倣い、棟瓦を用いる際にはサンダーで不要部分を切断した。

## ⑧棟積み・際熨斗積み

大棟積みに先立ち、現寸型板を作成して据え付け位置などの確認をした後、所定の位置に鬼瓦（獅子口）を据え付け、熨斗積みを所定の段数割り付けた。鬼瓦は燃り鋼線を用い野地板頂部を介し野垂木、野棟木等に繋結した。棟積は葺土及び屋根用砂漆喰を用い、各段の熨斗瓦を目違いに積み上げ、一段ごとに鋼線で結束した。胴塗りは在来もしくは古写真に倣い、文庫蔵及び東土蔵では棟平瓦を輪違いに積み、北土蔵では瓦片積みを塗り隠した無地のものを漆喰据えとした。

雁振瓦は瓦頂において、全て鋼線繋結とし、際熨斗積みは所定の段数を大棟に準じて据え付けた。

## ⑨屋根漆喰塗

### (1) 大棟

鬼台は、主屋式台では当初の役物瓦を用いて塗り込み、それ以外の棟の鬼台と鬼漆喰巻（影盛）は在来または古写真に倣って、瓦片を練り込んだ左官土及び砂漆喰で形成し、修理前の厚みと断面形状となるよう、数回に分けて下塗と中塗を施した後、漆喰仕上げの上墨ノロ掛けを3回～5回施した。

影盛は、解体時に大外ししたもので強度的に再用可能であったミセ東西面の2個と東土蔵北面西半のものは再用とし、鋼線引きなどで元の位置に固定した後に欠け部を砂漆喰肉盛り及び黒ノロ掛け調整を行った。尚、再用できなかった影盛は全て資料保管とした。

ハナブカは、文庫蔵は円形のもので南北2箇所とも欠け部を砂漆喰で肉盛りした上で再用した。東土蔵は鬼面のもので、南側は拌み巴ごと取り外して資料保管の上、在来に倣って作り直し、北面のものは再用した。北土蔵東西2箇所は平成の屋根応急修理の際に欠失しており、古写真及び文庫蔵を参考にして今回作り直した。尚、再用したハナブカの当初黒ノロは極力搔き落とさず、新たに黒ノロ掛けを行い外観を整えた。

### (2) 面戸・雀口漆喰塗

棟積み、際熨斗積みの台熨斗瓦下には、面戸漆喰塗り

を復旧または整備した。平瓦の形状に合わせ砂漆喰を用いて下地塗りを施し、最後に白漆喰上塗材を用いて鏡で仕上げたが、東土蔵のみさらに黒ノロ掛けを3回～5回施して仕上げとした。大屋根及び底の軒唐草下には、雀口漆喰塗りを施工した。施工は面戸漆喰塗に準じ、黒漆喰（ノロ掛け）仕上げによる軒揚げ裏部分ではその仕上げを雀口まで一連塗りに行った。

### (3) 棟・際熨斗目地漆喰塗

棟や際熨斗積みの各熨斗瓦目地には、修理前あるいは古写真に倣い、白漆喰を海鼠状に盛り上げた目地漆喰を復旧または整備した。各棟各部位ごとに残りの良い当初目地漆喰の断面現寸をとって型板を作成して施工し、当初が残らず不明な部位については、他箇所の型板を適切に選択しこれに倣った。代表工程として、瓦地には砂漆喰擦り付けの後、粗塗りにより瓦固定を兼ねた厚2cmの目地下地を形成した後、漆喰中塗り、白漆喰上塗りを経て、幅4.5cm×平均厚3cmの目地塗として仕上げた。雁振の紐部分は上記手順によって1.5cm程度の厚みで覆うように漆喰巻きを施した。また、東土蔵は雁振紐漆喰を除き、目地漆喰は幅6cm×平均厚4cm、小口印彫形とした他、仕上げは全て黒ノロ掛け（3回～5回塗）とした。尚、際熨斗端部小口の漆喰塞ぎで欠失する箇所は、古写真あるいは類例を元に、適度なバランスとなるよう影盛風漆喰を復原または整備した。

### (4) 風切丸目地漆喰塗

軒巴と丸瓦の各目地巻き及び、丸瓦と屋根平葺との取合棒塗りとして、(3)に準じ、目地漆喰塗を復旧または整備した。東土蔵は黒ノロ掛けを3回～5回施して仕上げとした。

### (5) 平葺棒漆喰塗

ミセ東面1・2階庇、文庫蔵・東土蔵・北土蔵のそれぞれ2階庇のみ平葺棒漆喰塗を復旧整備した。工法は

(3)に準じ、棟瓦葺きの部分には海鼠目地を盛り上げて連続させた棒目地を形成した。

### (6) 蝶羽漆喰袖巻

各棟の屋根や底の蝶羽では、全て棟樑から軒先まで瓦袖部分に直線状の黒漆喰巻を復旧または整備した。各棟各部位ごとに残りの良い当初袖巻漆喰の現寸をとて型板を作成して施工し、当初が残らず不明な部位については、他箇所の型板を適切に選択しこれに倣った。代表工程として、瓦地には砂漆喰粗塗り（幅7cm厚4cm程度）により瓦固定を兼ねた下地を形成した後、漆喰中塗り、白漆喰上塗りを経て、幅7.5cm厚4.5cm角の棒漆喰巻を形成し、仕上げは全て黒ノロ掛けを3回～5回とした。

## ⑩谷鋼板葺（主屋）

### (1) 計画

全ての谷葺は後世の鉄板葺に替えられており、今回の工事では全て鋼板を用いた他は概ね在来の工法に倣い、下葺と併せて全面的に葺き直した。

### (2) 材料

下葺：防水紙（⑤に準じた）

鋼板：厚 0.35 mm （山内金属株式会社）

吊子：平葺板共板

釘：銅釘、長さ 24 mm 内外

桟木：45×45 内外、桧、特 1 等

### (3) 工法

主屋と各附属棟の屋根が接続する谷隅は、既存に合わせて谷幅（概ね系 250 内外）を割り出し、桟木を流れ方向に野地へ釘止めして、野地板上に下葺を縱横共に重ね

を 10 cm 以上確保して敷込み、約 30 cm 間隔にステーブルで止め付けた。桟木の上端要所に吊り子を取り付け、桟木上端の谷外角まで葺き上げて吊り子で止め付けた。谷鋼板は雨仕舞を考慮して縫手を減らせるよう流れ 90 cm 以上の葺足を確保できるよう割り付けた。

## ⑪鋼板葺

文庫蔵鋼板葺下屋（明治 15 年頃増築）は今回全解体とし、全て葺き替えた。

### (1) 材料

鋼板：平葺用（葺足 336×276）、厚（0.35）mm

防水紙：タイベックルーフライナー

銅釘：長さ（12～24 mm）

### (2) 工法

屋根鋼板葺は原則として割付などは在来工法に倣つたが、従来の雨仕舞悪さを改善するため、軒先ハゼ掛

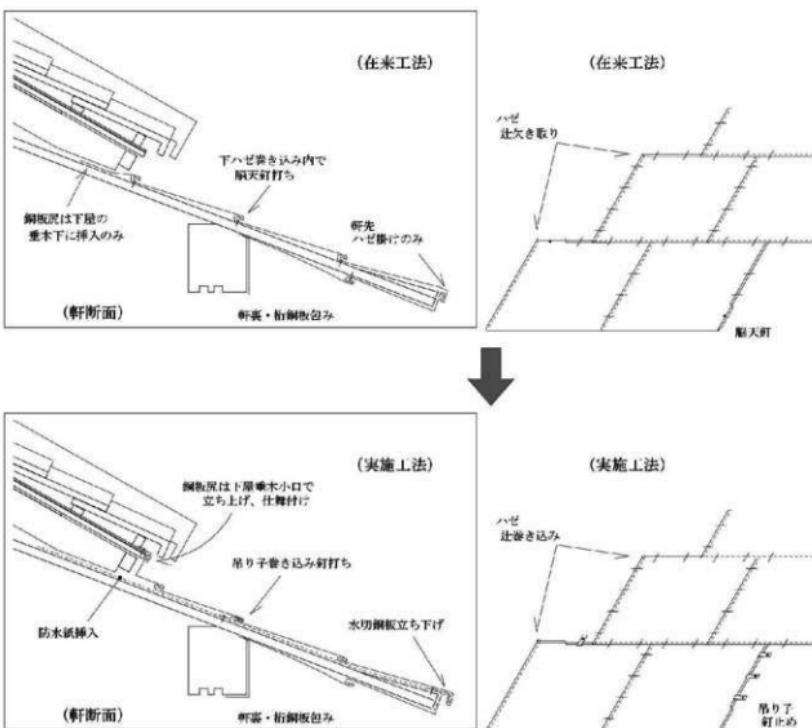


図 3-2-6-2 文庫蔵鋼板葺下屋の屋根工法模式図

けを水切り形状とし、ハゼ内の釘打ちを吊り子打ちに変更し、四辻の盛り上がりを許容して切り込みハゼを巻きハゼに変更するなどの改良を施した（図3-2-6-2）。

## ⑫鉄板葺（木戸・板塀）

### （1）計画

重文指定範囲外である南東及び北西の板塀は、構えは明治当時のものであるが、調査の結果、旧は棟瓦葺であったと見られた。今回の解体に伴う復旧では構造の脆弱性及び、今後の維持管理を鑑み、現状の通り鉄板葺で全面を葺き直した。また、現状変更により新築整備を行った板塀（東・北西）も本仕様に準じて鉄板葺とした。

### （2）材料（いずれもJIS認定製品）

葺鉄板：亜鉛合金めつき鋼板、厚0.4mm、茶褐色

釘：ステンレス釘 スクリング丸頭、#16、L=25mm

下地葺：タイベックルーフライナー、（株）デュポン

### （3）工法

在來の工法に倣い、解体した鉄板葺きを全て葺き直した。防水紙は、張りしろ10cmを原則とし、土居葺を施工前に野地板全面に敷き込んだ。平葺は堅ハゼを組んだ流葺きとし、横の割付は45cm程度とし、軒・棟も同様に包み直した。但し、北東木戸は屋根面積が狭小であることから、在來は大判鉄板一枚で流れ屋根を包んでおり、今回の工事でも踏襲した。

## 屋根工事工法表（主屋主体部）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戰前、D：戰後～昭和後期、E：平成以降

区分	在來の工法			実施の工法
	時代	仕様		
<b>大屋根</b> (D2: 昭和41年頃、E2: 平成14～16年頃)				
平葺	材料	D2 （規格品瓦）棟平、軒唐草、隅唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備	
		E2	同上	
	工法	D2 平均葺足225、瓦割260、棟平・軒唐草は瓦座及び瓦棟と鋼線絡み（2段に1箇所）	施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。	
大棟	材料	D2 （規格品瓦）鬼瓦・鬼瓦台、細付熨斗、細付雁振	部分修理、差し込みまたは戻釘止め	同上
		D2	「補足瓦」に準じて全て取替	
	工法	鬼瓦・鬼台、台熨斗1段、熨斗6段、細付雁振、土据え・砂漆喰据え併用及び鋼線絡み	鬼瓦・台熨斗1段、熨斗7段、細付雁振。施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じてやり替え	
隅棟	材料	D2 （規格品瓦）鬼瓦・鬼台、隅巴、細付熨斗、細付雁振	細付雁振など部分応急修理、モルタル据え	同上
		D2	「補足瓦」に準じて全て取替	
	工法	鬼瓦・鬼台、隅巴、台熨斗1段、熨斗2段、細付雁振、土据え・砂漆喰据え併用及び鋼線絡み	隅鬼瓦・隅巴・台熨斗1段、熨斗3段、細付雁振。施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じてやり替え	
葺土	材工	D2	杉皮土居葺上にベタ置き、藁・新聞紙混入	空葺（要所換染土筋置き）
	材工	当	杉皮：3尺皮、葺足2.2尺、幅8寸内外、瓦棟：杉、45×25内外釘止め、平均@380	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
		D2	同上	
屋根漆喰	材工	—	平葺砂漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、大棟際熨斗目地・雁振縫、大鬼・隣鬼各影響と鬼台、全ての面戸、雀口を復原整備	
<b>下屋</b> (E1: 平成4年頃、E2: 平成14～16年頃)				
平葺 (南面)	材料	E1 （規格品瓦）棟平、軒唐草、隅唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備	
	工法	E1 平均葺足235、瓦割265、棟平・軒唐草は全て瓦座及び瓦棟に尻を釘止め	施工は「棟瓦葺」に準じてやり替え	
平葺 (西・北面)	材料	E2 （規格品瓦）棟平、軒唐草、隅唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備	
	工法	E2 平均葺足235、瓦割265、軒唐草は鋼線絡みと尻釘止め併用、棟平は全て瓦棟に尻を釘止め	施工は「棟瓦葺」に準じてやり替え	
平葺 (東面)	材料	当、他軒用材？ 棟平、軒唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備	
	工法	D2 古材を用いて葺き直し、平均葺足176、瓦割230、軒唐草のみ瓦棟と鋼線絡み	施工は「棟瓦葺」に準じてやり替え	
隅棟	材料	E2 （規格品瓦）鬼瓦・鬼台、隅巴、熨斗、細付雁振	「補足瓦」に準じて全て取替	
	工法	E2 台熨斗1段、熨斗2段（北西隅は1段）、細付雁振、隅鬼瓦・隅巴、モルタル据え	隅鬼瓦・隅巴・台熨斗1段、熨斗3段、雁振、大棟に倣い施工	

間賢斗 (東面)	材工	当	2階壁面取合い賢斗1段、土據え	原則として在来に倣い、施工は「棟積み・間賢斗積み」に準じた。
#(西面)	材工	E2	なし	東面に倣い復原。施工は「棟積み・間賢斗積み」に準じた。
#(南・北面)	材工	—	なし	同上
#(ミセ取合い)	材工	E2	台賢斗1段、賢斗2段、モルタル据え	台賢斗1段、賢斗1段、施工は「棟積み・間賢斗積み」に準じた。
葺土 (南・西・北面)	材工	—	—	空葺(要所調染土筋置き)
#(東面)	材工	当、D?	杉皮土居葺上にベタ置き。瓦棟上端より上方が替えられる。	同上
下葺 (南面)	材工	E1	野地板にアスファルトルーフィング貼りの上、薄ベニヤ(厚2)張り。瓦棟: 杉、18角、瓦葺足ごとに釘止め	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
#(西・北面)	材工	E2	アスファルトルーフィング貼り、瓦棟: 杉、23×18釘止め、#235。同一材を堅括としても入れる。	同上
#(東面)	材工	当、D?	杉皮及び瓦棟は当初材再用、一部取替・打ち直し。杉皮: 3寸皮尺、葺足: 2.2尺、幅8寸内外。瓦棟: 杉、36×18内外釘止め、平均@340	同上
屋根漆喰	材工	—	—	平葺漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、棟賢斗目地、隅鬼影盛・鬼台、面戸、雀口を復原整備

## 式台 (E1: 平成4年頃)

平葺 (起り付き)	材料	E1	(規格品瓦) 棟平・軒唐草、隅巴、隅唐草、軒巴・素丸(いずれも紐付)、掛唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備。棟平・軒唐草、隅巴、隅唐草、軒巴・素丸、本平・本唐草、掛唐草
	工法	E1	平均葺足 235、瓦割 265、棟平・軒唐草は全て瓦座及び瓦棟に尻を釘止め	施工は「棟瓦葺」に準じてやり替え
大棟	材料	E1	鬼瓦、台賢斗、賢斗、紐付雁振、拌巴	鬼瓦・鬼台瓦は北土蔵内に保管されていた当初材を使用。その他は「補足瓦」に準じて全て取替
	工法	E1	鬼瓦、台賢斗1段、賢斗5段、紐付雁振、モルタル据え	鬼瓦・鬼台瓦(要り込み仕様)、台賢斗1段、賢斗2段、紐付雁振、施工は「棟積み・間賢斗積み」に準じてやり替え
葺土	材工	—	空葺(葺土なし)	空葺(要所調染土筋置き)
下葺	材工	E1	野地板にアスファルトルーフィング貼りの上、薄ベニヤ(厚2)張り、瓦棟: 杉、18角、瓦葺足ごとに釘止め	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	—	—	平葺漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、棟目地、雁振組、風切丸目地、鬼瓦影盛・鬼台、面戸、雀口を復原整備

## カッテ(北突出部南面) (E1: 平成4年頃)

平葺	材料	E1	(規格品瓦) 棟平・軒唐草	「補足瓦」に準じて全て取替、敷平を追加整備
	工法	E1	平均葺足 235、瓦割 265、棟平・軒唐草は全て瓦座及び瓦棟に尻を釘止め	施工は「棟瓦葺」に準じてやり替え
大棟	材料	E1	(規格品瓦) 台賢斗、賢斗、紐付雁振	「補足瓦」に準じて全て取替
	工法	E1	台賢斗1段、賢斗2段、紐付雁振、いずれも、南竈盡塗喰据え、要所錆鋼引き	台賢斗1段、賢斗2段、紐付雁振、施工は「棟積み・間賢斗積み」に準じてやり替え
葺土	材工	E1	空葺(葺土なし)	空葺(要所調染土筋置き)
下葺	材工	E1	野地板にアスファルトルーフィング貼りの上、薄ベニヤ(厚2)張り、瓦棟: 杉、18角、瓦葺足ごとに釘止め	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	—	—	平葺漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、棟目地、雁振組、風切丸目地、鬼瓦影盛・鬼台、面戸、雀口を復原整備

## 屋根工事工法表(主屋付属棟)

時代 当初: 明治6~9年頃、A: 明治15年頃、B: 明治後~末期、C: 大正~戰前、D: 戰後~昭和後期、E: 平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	

## 釜屋

平葺	材料	E	トタン、帯綱加工下地板・棟	撤去の上、「補足瓦」に準じて新規作製。棟平・軒唐草、袖付(棟平・唐草)、軒巴・素丸、本平・本唐草、敷平
----	----	---	---------------	---

	工法	E	既存野地板に下地を釘及びビス止め (前身も別のタン葺、昭和後期か)	東寄りに鬼切丸瓦1列ザつ復原。施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
大棟	材料	E	応急修理時棟包カラー鉄板(※1)	撤去の上、「補足瓦」に準じて新規作製。鬼瓦、台熨斗、熨斗、紐付雁振、拌巴。(越屋根棟共通)
	工法	E	トタン板拌み取合い金具引き	鬼瓦、台熨斗1段、熨斗1段、紐付雁振、拌巴。施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じた。(越屋根棟共通)
隣熨斗	材工	—	—	「補足瓦」に準じて新規作製。施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	—	—	空葺(要所翻側染土筋置き)
下葺	材工	—	—	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じた。(越屋根共通)
屋根漆喰	材工	—	—	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、棟目地、雁振縫、風切丸目地、鬼瓦影盛、鬼瓦、蝶羽袖巻、面戸、雀口を復原整備
<b>便所 (E2: 平成14年頃)</b>				
平葺	材料	E2	(規格品瓦) 棟平、軒唐草、袖付(棟平・唐草)	「補足瓦」に準じて全て取替及び復原。棟平、軒唐草、袖付(棟平・唐草)、軒巴、素丸、本平・本唐草、敷平
	工法	E2	平均葺足 235、瓦割 265、軒唐草は鋼線絡みと尻釘止め併用、棟平は全て瓦棟に尻を釘止め	風切丸瓦寄り1列ザつ復原。施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
大棟	材料	E2	(規格品瓦) 鬼瓦、台熨斗、熨斗、紐付雁振、拌巴	「補足瓦」に準じて全て取替
	工法	E2	鬼瓦、台熨斗1段、熨斗2段、紐付雁振、拌巴、いざれも、南塗漆喰据え、要所鋼線引き	鬼瓦、台熨斗1段、熨斗1段、紐付雁振、拌巴。施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じてやり替え
葺土	材工	E2	空葺(葺土なし)	空葺(要所翻側染土筋置き)
下葺	材工	E2	アスファルトルーフィング貼り。瓦棟: 稲、23×18釘止め、@235。同一材を堅括としても入れる。	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	—	—	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、棟目地、雁振縫、風切丸目地、鬼瓦影盛、鬼瓦、蝶羽袖巻、面戸、雀口を復原整備
<b>風呂 (復原整備)</b>				
各仕様全て便所に既い新規 棟平、軒唐草、袖付(棟平・唐草)、軒巴・素丸、本平・本唐草、敷平、鬼瓦、台熨斗、熨斗、紐付雁振、拌巴 「補足瓦」に準じて全て新調、「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」「棟積み・隣熨斗積み」「土居葺」「防水紙敷き込み」「屋根漆喰」に準じて施工				

**屋根工事工法表 (ミセ)**

時代 当初: 明治6~9年頃、A: 明治15年頃、B: 明治後~末期、C: 大正~戰前、D: 戰後~昭和後期、E: 平成以降

区分	在來の工法		実施の工法
	時代	仕様	
<b>大量棟</b>			
平葺	材料	当 棟平、軒唐草、袖付(棟平・唐草)、軒巴・素丸、本平・本唐草、敷平(南面のみ)	北面にも敷平を追加整備。取替材は「補足瓦」に準じた。
	D~E	(北面主屋際応急修理) トタン	撤去
	工法	当 平均葺足 176、瓦割 230、風切丸瓦: 南面は左右2列ザつ、北面は左右1列ザつ、棟平・軒唐草は瓦棟と鋼線絡み(3段に1箇所)、敷平は南面のみ入れ、揚げ戸裏に塗り込め	原則として在來に既い、施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
	C~D	(南面) 古瓦を再用もしくは他所から転用して葺き直し。工法は旧規をえでいい。	同上
大棟	D~E	(北面主屋際応急修理) 旧瓦棟にトタン板を釘打ち	「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
	材料	当 鬼瓦、台熨斗、熨斗、紐付雁振、拌巴	取替材は「補足瓦」に準じた。
	D~E	応急修理で、台熨斗を流用した紐付雁振及び袖薙入り熨斗が一部に入る。	「補足瓦」に準じて全て取替
	工法	当 鬼瓦、台熨斗1段、熨斗5段、紐付雁振、拌巴、いざれも土据え、要所鋼線引き	原則として在來に既い、施工は「棟積み・隣熨斗積み」に準じた。
	D~E	東側鬼瓦、影盛など要所を持ち上げ、漆喰による座り調整及び嵌付	同上

葺土	材工	当	杉皮土居葺上にベタ置き、南面は後世葺き直しの際に瓦片・コンクリートガラを混入	空葺（要所調染土筋置き）
下葺	材工	当	杉皮：3尺皮、葺足2.2尺、幅8寸内外、瓦棟：杉、33×18 内外釘止め、@560～590、南面は後世葺き直しの際に当初瓦棟に補強釘増し打ち	施工は「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じた。
屋根漆喰	材工	当	棟目地、雁振紐、鬼瓦影盛、鬼戸、蝶羽袖巻、風切丸目地、平葺棒漆喰、面戸、雀口（但し平葺棒漆喰は殆ど欠失）	平葺棒漆喰は復旧せず、それ以外は「屋根漆喰」に準じて施工。鬼瓦影盛は古材再用の上、上黒ノロ掛け
		D～E	蝶羽袖巻、風切丸目地など一部補修（白漆喰）	同上

## 下量 (E2: 平成14年頃)

平葺	材料	E2	(規格品瓦) 棟平、軒唐草、袖付(棟平・唐草)	「補足瓦」に準じて全て取替。敷平を復原整備
	工法	E2	平均葺足235、瓦割265、軒唐草は鋼線絡みと尻釘止め併用、棟平は全て瓦棟に尻を釘止め	風切丸瓦左右2列ずつ復原。施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
際契斗	材工	E2	台契斗1段、契斗1段、南面漆喰据え	台契斗1段、契斗1段。施工は「棟積み・際契斗積み」に準じた。
葺土	材工	E2	空葺(葺土なし)	空葺（要所調染土筋置き）
下葺	材工	E2	アスファルトルーフィング貼り、瓦棟：杉、23×18 釘止め、@235。同一材を堅接としても入れる。	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	—	—	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、際契斗目地、両端小口影盛、蝶羽袖巻、風切丸目地、面戸、雀口を復原整備

## 1階庇

平葺	材料	当	棟平、軒唐草	敷平を追加整備。取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	当	平均葺足176、瓦割230、軒唐草のみ土留棟と鋼線絡み	原則として在来に倣うが北面にも敷平を整備。施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
際契斗	材工	当	契斗1段、土据え	「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・際契斗積み」に準じた。
葺土	材工	当	野地板上端に土留釘止め、土を筋置き	野地板腐朽改善のため野地板上端杉皮葺層を新設。その他の在来の工法通り
屋根漆喰	材工	当	際契斗目地、蝶羽袖巻、平葺棒漆喰、面戸、雀口（但し平葺棒漆喰は殆ど欠失）	原則として在来に倣い、施工は「屋根漆喰」に準じた。

## 2階庇

平葺	材料	当	棟平、軒唐草	敷平を追加整備。取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	当	平均葺足176、瓦割230、軒唐草のみ土留棟と鋼線絡み	原則として在来に倣い、施工は「棟瓦葺」に準じた。
際契斗	材工	当	契斗1段、土据え	「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・際契斗積み」に準じた。
葺土	材工	当	野地板上端に土留釘止め、土を筋置き	野地板腐朽改善のため野地板上端杉皮葺層を新設。その他の在来の工法通り
屋根漆喰	材工	当	際契斗目地、蝶羽袖巻、平葺棒漆喰、面戸、雀口	原則として在来に倣い、施工は「屋根漆喰」に準じた。

## 屋根工事工法表 (文庫版)

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戰前、D：戰後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法			実施の工法
	時代	仕様		

## 大屋根

平葺	材料	当	棟平、軒唐草、敷平、軒巴・素丸、本平・本唐草	取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	当	平均葺足176、瓦割230、風切丸瓦；左右2列ずつ、軒唐草は土居歛りに銅製瓦釘打ち、棟平は噛み合わせのみで葺き登り、敷平は掘り裏に塗り込める。	敷平は全て存廃。原則として在来に倣い、施工は「棟瓦葺」に準じた。
大棟	材料	当	鬼瓦、台契斗、契斗、拌巴（円形ハナブカ付き）、輪違い（棟平）	取替材は「補足瓦」に準じた。ハナブカは古材再用の上、黒ノロ掛け
		E	繩付雁振、契斗	「補足瓦」に準じて全て取替
	工法	当	鬼瓦、台契斗1段、契斗1段、胴塗り（輪違い2段、海鼠瓦1段・輪違い2段）、契斗2段、紐付雁振、拌巴、いずれも土据え、要所鋼線引き	原則として在来に倣い、施工は「棟積み・際契斗積み」に準じた。

	E	中詰み材と鋼線絡み、南塗漆喰拘え。一部コーキング	撤去の上、施工は「棟積み・廊駆斗積み」に準じてやり替え
苔土	材工	当	土居駆の上にベタ置き
下葺	材工	当	杉皮 : 3皮足、葺足 2.2 尺、幅 8 寸内外。 瓦棧 : 杉、4尺×18 内外釘止め、@480 内外。土居塗厚平均 60、塗り上面に葺土刷染用荒らし。
屋根漆喰	材工	当	平葺 平葺漆喰は復原せず、それ以外は「屋根漆喰」に準じて施工 雀口 (但し平葺漆喰は殆ど欠失)

## 2階庇

平葺	材料	当	棟平、軒唐草、袖瓦 (棟平・唐草)	取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	当	平均葺足 176、瓦割 230、軒唐草のみ野地板と鋼線絡み	原則として在来に倣い、施工は「棟瓦葺」に準じた。
廊駆斗	材工	当	台駆斗 1 段、駆斗 1 段、土据え	「補足瓦」に準じて全て取替。原則として在来に倣い、施工は「棟積み・廊駆斗積み」に準じた。
苔土	材工	当	野地板上端に、土を筋置き	在来の工法通り
屋根漆喰	材工	当	廊駆斗目地、蝶羽袖巻、平葺棒漆喰、面戸、雀口	原則として在来に倣い、施工は「屋根漆喰」に準じた。

## 蔵前 (E3: 平成 20 年頃)

平葺	材料	当?他軒用材	棟平、軒唐草、袖瓦 (棟平・唐草)、軒巴・肅丸	取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	E3	平均葺足 176、瓦割 230、風切丸瓦 : 左右 2 列 4 つ。軒唐草及び棟平は古材に穴を開け瓦棧に尻を釘止め、所々鋼線絡み。軒唐草のみ据付に砂漆喰調整	原則として在来に倣い、施工は「棟瓦葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
廊駆斗	材工	E3	古材 (時代不明) を用いて葺き直し。台駆斗 1 段、駆斗 2 段、雨駆斗に穴を開けステンレス釘脇天釘打ち	台駆斗 1 段、駆斗 2 段、「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・廊駆斗積み」に準じた。
苔土	材工	E3	空葺 (葺土なし)	空葺 (要所調染土筋置き)
下葺	材工	E3	アスファルトルーフィング貼りの上、押さえ板 : ベニヤ、葺足 276、横歩み 336、巻きハゼ 9、ハゼは辺角き取り、巻ハゼ内部で屋根板に鋼脇天釘打ち	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	—	なし。(古瓦には廊駆斗目地、風切丸目地痕跡あり)	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、廊駆斗目地、両端小口影盛風、蝶羽袖巻、風切丸目地、面戸を復原整備

## 鋼板葺下屋 (A: 明治 15 年頃、E3: 平成 20 年頃)

平葺	材料	A	機械延鋼板、1 枚当たり 364×303、厚 0.3 mm、鋼釘 : 長 12×φ 0.9、頭 φ 2	全て取替。鋼板厚 0.35 mm、鋼釘 : 既製品、長 12 ~ 24 mm とする他は在来の通り
		E3	機械延鋼板、厚 0.35 mm	撤去
	工法	当	一文字葺、葺足 276、横歩み 336、巻きハゼ 9、ハゼは辺角き取り、巻ハゼ内部で屋根板に鋼脇天釘打ち	削付けは在来に倣い、「鋼板葺」に準じて雨仕舞の改善を図り全てやり替え
		E3	応急的に不定形鋼板差し込み、ハゼ掛け	同上

## 屋根工事工法表 (東土蔵)

時代 当初: 明治 6~9 年頃、A: 明治 15 年頃、B: 明治後~末期、C: 大正~戰前、D: 戰後~昭和後期、E: 平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
<b>大量根</b> (D1: 戰後、E2: 平成 14~15 年頃)			
平葺	材料	当	棟平、軒唐草、袖瓦 (棟平・唐草)、軒先台瓦、軒巴・肅丸、本平・本唐草
		E2	(規格品) 棟平 (葺足 6 寸、瓦割 7 寸用)
	工法	当	平均葺足 173、瓦割 230、風切丸瓦 : 左右 2 列 4 つ。軒唐草は軒先台瓦と鋼線絡み、棟平は瓦棧と鋼線絡み (段に 1箇所)。軒先台瓦は揚げ裏に塗り込み、穴に鋼線を詰めて出す。後世平葺は 1 度部分葺替? (古材利用のため素性不明)
		D1	古材再用して部分補修、モルタル据え
		E2	部分補修として所々差し込み、屋根面全体に隙間コーキング処理
			同上

大棟	材料	当	鬼瓦。台熨斗、熨斗、拌巴（裏面ハナブカ付き）、輪違い（熨斗利用）、紐付雁振	取替材は「補足瓦」に準じた。ハナブカは北面は古材再用の上、黒ノロ掛け、南面は資料保管の上、在来に嵌いやり直し。 「補足瓦」に準じて全て取替
		D1	紐付雁振、熨斗	原則として在来に嵌い、施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
工法	当	鬼瓦、台熨斗1段、熨斗2段、胴垂り（海鼠瓦1段、輪違い1段、海鼠瓦1段）、熨斗2段、紐付雁振、拌巴、いずれも土据え、要所鋼線引き	原則として在来に嵌い、施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。	
		D1	部分補修、モルタル据え	撤去の上、施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じてやり替え
		E2	全体に隙間コーティング処理	除去
葺土	材工	当	土居塗の上にベタ置き	空葺（要所鋼染土筋置き）
		D1	部分補修、瓦片混じり、モルタル混入（平葺部分に混じる。）	撤去の上、空葺（要所鋼染土筋置き）
下葺	材工	当	移皮 : 3尺皮、葺足 2.2 尺、幅 8 寸内外、瓦棧 : 梁、42×21 内外釘止め、@450 内外、瓦棧上端高さまで薄く土居塗（厚 21）、塗り上面に膏土飼染用荒らし	土居塗撤去、「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	当	以下全て黒ノロ仕上げ。棟目地・胴垂り、雁振組、瓦鬼瓦・鬼瓦、瓦鬼瓦・瓦台、縫羽袖巻、風切丸目地、平葺棒漆喰、面戸、雀口（但し平葺棒漆喰は殆ど欠失）	平葺棒漆喰は復旧せず、それ以外は「屋根漆喰」に準じ。かつ黒ノロ掛け仕様で施工

## 2階庇

平葺	材料	当	棟平、軒唐草	取替材は「補足瓦」に準じた。
		工法	平均葺足 176、瓦割 230、軒唐草のみ野地板と鋼線絡み	原則として在来に嵌い、施工は「棟平葺」に準じた。
際熨斗	材工	当	台熨斗1段、熨斗1段、土据え	「補足瓦」に準じて全て取替。原則として在来に嵌い、施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	当	野地板上端に、土を筋置き	在来の工法通り
屋根漆喰	材工	当	際熨斗目地、縫羽袖巻、平葺棒漆喰、面戸、雀口（一部を除き黒ノロ剥げ落ち）	原則として在来に嵌い、施工は「屋根漆喰」に準じ、かつ黒ノロ掛け仕様で施工

## 西面土庇 (D1: 昭和戦前後、E2: 平成 14~15 年頃)

平葺	材料	当?他転用材	棟平、軒唐草、軒巴・素丸	取替材は「補足瓦」に準じた。
		E2	(規格品瓦) 棟平(葺足 6 寸・瓦割 7 寸用)	「補足瓦」に準じて全て取替
		工法	(古材再用した葺き直し) 平均葺足 176、瓦割 230、風切丸瓦 : 左右 1 列ずつ、軒唐草は瓦座及び瓦棧に鋼線絡み、棟平共にモルタル据え	施工は「棟平葺」「風切丸瓦伏」に準じた。
		D1	全体に隙間コーティング処理	除去
際熨斗	材工	当?他転用材	古材を用いて葺き直し。台熨斗1段、熨斗1段、モルタル据え	台熨斗1段、熨斗1段。「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	D1	空葺（葺土なし）	空葺（要所鋼染土筋置き）
下葺	材工	E2	全体に隙間コーティング処理	除去
		D1	アスファルトフェルト貼りの上、押さえ棧 : 梁、40×8 斧止め、#387	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	D1	際熨斗小口影風漆喰、縫羽袖巻、面戸はいずれもモルタル下地に仕上げ漆喰（一部さらに近年の漆喰補修。古瓦には際熨斗目地、風切丸目地、平葺棒漆喰も痕跡あり）	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、際熨斗目地、両端小口影風、縫羽袖巻、風切丸目地、面戸、雀口を復原整備。いずれも黒ノロ掛け仕様

## 北面下屜

平葺	材料	当?他転用材	棟平、軒唐草	取替材は「補足瓦」に準じた。
		D~E	(北西一部応急修理) トタン	撤去
		工法	C 平均葺足 176、瓦割 230、軒唐草は瓦棧に鋼線絡み、棟平は噛み合せのみで葺く。	施工は「棟平葺」に準じた。
		D~E	(北西一部応急修理) 旧瓦棧にトタン板を牽引打ち	同上
際熨斗	材工	当?他転用材	古材を用いて葺き直し。熨斗1段	熨斗1段。「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	C	杉皮土居葺上にベタ置き	空葺（要所鋼染土筋置き）
下葺	材工	C	移皮(軸材用あり) : 3 尺 ~ 2 尺薄皮、葺足不定、幅 8 寸内外、瓦棧 : 梁、85×15 内外釘止め、#500 外枠	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
屋根漆喰	材工	C	際熨斗目地、縫羽袖巻、平葺棒漆喰（いずれも一部のみ残存）、面戸、雀口	平葺棒漆喰は復原せず、「屋根漆喰」に準じて、際熨斗目地、両端小口影風、縫羽袖巻、面戸、雀口を復原整備

## 屋根工事工法表（北土蔵）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、E：平成以降

区分	在来の工法			実施の工法
	時代	仕様		
<b>大屋根 (E2: 平成17年頃)</b>				
平葺	材料	E2	応急修理時全面トタン、桟木（※1）	撤去
	当?他古材		（応急修理時、北土蔵1階内部保管材。但し他棟の瓦混入）桟平、軒唐草、敷平、軒巴、素丸、袖瓦（桟平・唐草）	素性不明の保管瓦含め、再用可能なものは全て使用、取替材は「補足瓦」に準じた。
大棟	工法	E2	旧瓦葺及び葺土撤去、当初杉皮葺を残し、新規桟木釘止め、トタン板を桟木に牽引打ち	風切丸瓦；左右2列ずつ復原。施工は「桟瓦葺」に準じた。
	材料	E2	応急修理時縦包カラー鉄板（※1）	撤去
	当?他古材		（応急修理時、北土蔵1階内部保管材。但し他棟の瓦混じり）鬼瓦、台熨斗、熨斗	桝巴（円形ハナブカ付き）復原。素性不明の保管瓦含め、再用可能なものは全て使用、取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	E2	トタン板拌み取合い金具引き	鬼瓦、台熨斗1段、熨斗1段、胴彫り、熨斗2段、組付扉振、桝巴を復原。いずれも土据え、要所鋼線引き。施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	—	なし。（元は杉皮土居葺上にベタ置き、E2で撤去される。）	空葺（要所鋼線土筋置き）
下葺	材工	当	杉皮：3尺皮、葺足2.2尺、幅8寸内外、瓦葺は撤去され不明	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて全てやり替え
<b>1階庇 (E2: 平成17年頃)</b>				
平葺	材料	E2	応急修理時全面トタン、桟木（※1）	「補足瓦」に準じて新規作製。桟平、軒唐草、軒巴、素丸
	工法	E2	出桁と板掛けにトタンを渡し牽引打ち	風切丸瓦；左右1列ずつ復原。施工は「桟瓦葺」「風切丸瓦葺」に準じた。
際熨斗	材工	当	葺上段熨斗1段のみ残存、土据え	台熨斗1段、熨斗2段に復原。「補足瓦」に準じて全て取替。施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	—	—	空葺（要所鋼線土筋置き）
下葺	材工	—	—	「土居葺」「防水紙敷き込み」に準じて復原整備
屋根漆喰	材工	—	—	「屋根漆喰」に準じて、闇熨斗小口影盛風、蝶羽袖巻、面戸、雀口を復原整備
<b>2階庇</b>				
平葺	材料	当	桟平、軒唐草、袖瓦（桟平・唐草）	取替材は「補足瓦」に準じた。
	工法	当	平均葺足176、瓦割230、軒唐草のみ野地板と鋼線絡み	原則として在来に倣い、施工は「桟瓦葺」に準じた。
際熨斗	材工	当	台熨斗1段、熨斗1段、土据え	「補足瓦」に準じて全て取替。原則として在来に倣い、施工は「棟積み・際熨斗積み」に準じた。
葺土	材工	当	野地板上端に、土を筋置き	在来の工法通り
屋根漆喰	材工	当	際熨斗目地、蝶羽袖巻、平葺棒漆喰、面戸、雀口	原則として在来に倣い、施工は「屋根漆喰」に準じた。
(※1) 大屋根のトタン葺は、平成18年重文指定直前の平成16年台風被害による応急修理。但し、登録文化財当時の桟瓦葺の状態を受けて文重指定となっており、「修理前画面」は旧規の桟瓦葺で表現しているが、本設の「在来の工法」は事実であるトタン葺を示している。尚、1階庇は登録文化財当時も既に「崩身の」トタン葺に変更されているため、修理前画面もトタン葺である。				
				
(平成15年12月) 桟瓦葺の状態 「修理前画面」、現状変更の「現状」			(平成16年12月) 指定前 台風被害 1階庇は崩身のトタン葺	
				
(平成17年～) トタン葺 (大屋根・1階庇) 「在来工法」(=現実)			写真3-2-6-2 北土蔵「修理前」と「在来」の解釈 (左・中の写真是株式会社ユー・エス・シー兼弘彰氏提供)	

## 第7項 左官工事

### ①概要

解体した各壁は、明治初期の復原年代の仕様で、原則として在来に倣い復旧した。但し木下地を再用する際に、在来で施されてあった食い付き用の絞目荒らしに入り込んだ漆喰は綺麗に除去できなかったため、今回の食い付きを確保するために、下げ苧や繩巻きなどの補強材を追加した。下地を取り替えた箇所についても、コーナーなど肌別れが懸念される場所については伝統工法を用いた補強を随時行った。解体した荒壁土及び中塗土は、沼津市所有の敷地に場外ネタ場を設け、新土と練り合わせ必要量を確保した後、半年以上寝かせたものを使用した。取り外した海鼠瓦は選別を行い、再用可能な瓦は再用した。大きな修理方針は以下の通りとした。

**主屋主体部**…極力当初壁の保存を図ることとした。劣化や改造の激しい1階北東外壁、式台突出部は下地よりやり直し、北東外壁は現状変更により海鼠壁を復した。その他、構造補強工事のため北東押入廻りと、ホンゲンカン及びジョウダンノマ押入境の壁を下地より部分解体した。南縁の鼠漆喰は肌別れが著しいため中塗りより塗り直しとし、式台及び2階南東六疊間に保存区を設けた。2階南東六疊間の色漆喰、各部屋の天井は破損部の補修と清掃のみとし、当初の上塗りを保存した。白漆喰塗や玄関の黄大津壁は部分補修の後、適宜ノロを掛け仕上げた。

外壁擬石塗（石積風漆喰塗大堂）、オーダー柱などの特殊塗、軒揚塗は過去に修理されたり劣化の著しい箇所を中心に、破損度に応じて下地よりやり直した。東下屋の軒揚塗は破損が著しいため大部分を下地より塗り直し、小壁は破損部のみ上塗り直しを行った後、全面に黒ノロを掛け仕上げた。漆喰剥落は、玄闇『牡丹』のみ欠落部材を取り付けその他は清掃のみとした。

**金屋**…解体により下地から塗り直しを行った。外壁は現状変更により、黒漆喰塗、海鼠壁、軒揚塗を復した。

**便所**…解体により下地から塗り直しを行った。南面の桃型剝抜窓は大外ししたものを再度取り付け、西面の松形剝抜窓は大外して資料保管し、新たに塗り直した。

**風呂**…復原により古写真及び便所等の在来の工法に倣い施工した。

**ミセ**…解体により全て下地より塗り直しを行った。西面外壁擬石塗は、当初は竹木舞下地の土壁に海鼠瓦を竹釘止めとする工法であったようだが、他棟と異なり真壁の薄い壁厚で施工するため、固着が弱く数次に渡って脱落と補修が繰り返されており、今回は当初工法を復原せず、在来の通り木摺下地工法を踏襲した。

**文庫蔵**…主体部の外壁は、破損や後世の応急修理が目立ち、原則として一部の中塗り～上塗りまでの修理とし、内壁は部分上塗り補修とした。下屋は解体により下地から塗り直しを行った。主体部外壁の斑直しと中塗りの間に施工された砂摺は、生漆喰と土を練った刷毛引きの薄塗り層で、多くの部分で肌別れの要因となっていたため、浮きの生じていない保存箇所を除き、実施しない方針とした。外壁海鼠瓦は破損が著しいため全面やり直しとし、扉は足元廻りを中心に、庇は軒廻りを中心に部分補修を行い全面に黒ノロを掛け仕上げた。

内壁は2階押入内を上塗り直しとし、2階天井は亀裂部をVカット補修とした。その他内部の健全な部分は清掃にとどめた。

**東土蔵**…掲揚に伴い、下から3段目の通し貫より下を腐荒壁まで解体し、その他破損に応じて適宜掲き落し補修を行った。外壁海鼠瓦は南面の一部を保存区として黒ノロ掛け補修のみとし、その他は中塗より上をやり直した。東面付柱、出入口構え、扉は足元廻りを中心に、軒揚塗は軒先を中心補修を行い全面に黒ノロを掛け仕上げた。内壁は、足元を荒壁より塗り直しとし、それより上部は上塗り直しとした。2階天井は文庫蔵と同様亀裂部を補修した。西下屋は現状変更により、下地より既存の工法に倣い施工した。また、文庫蔵と同様の傾向が見られた砂摺層は、同じく保存箇所を除き、実施しない方針とした。

北土蔵…解体により全て下地から塗り直しを行った。

### ②材料・工法

左官工法表の通り。（補修を行った箇所のみ記載）

### ③調合

調合比は下記を標準としたが、随時現場調整した。

**荒壁土**…粘土 1.2 m<sup>3</sup>に対し、薦芯 35 kg程度を加えて水練りし、水張りをして十分に寝かせたもので、途中数回切り返しを行い、使用前に薦芯を適量入れ練り合わせた。

**中塗土**…荒壁土を篩漉した土 1 m<sup>3</sup>に対し、川砂を 0.3 m<sup>3</sup>程度、揉み芯を 20 kg程度加え水練りし、十分に寝かせたうえ混練りした。

**上塗(下付)**…石灰 12 kg、貝灰 8 kg、砂 0.05 m<sup>3</sup>、角又 1.3 kg、マニラ芯 1 kg

**上塗(上付)**…石灰 10 kg、貝灰 10 kg、角又 1 kg、晒し芯 1.0 kg

**色漆喰**…在来の色調に合わせるために上塗漆喰に種々の色粉（顔料粉や化学染料）を合わせて調合した。

**黒漆喰**…上塗漆喰に松煙墨・左官墨などを適宜混ぜ合わせて調合し寝かせた。

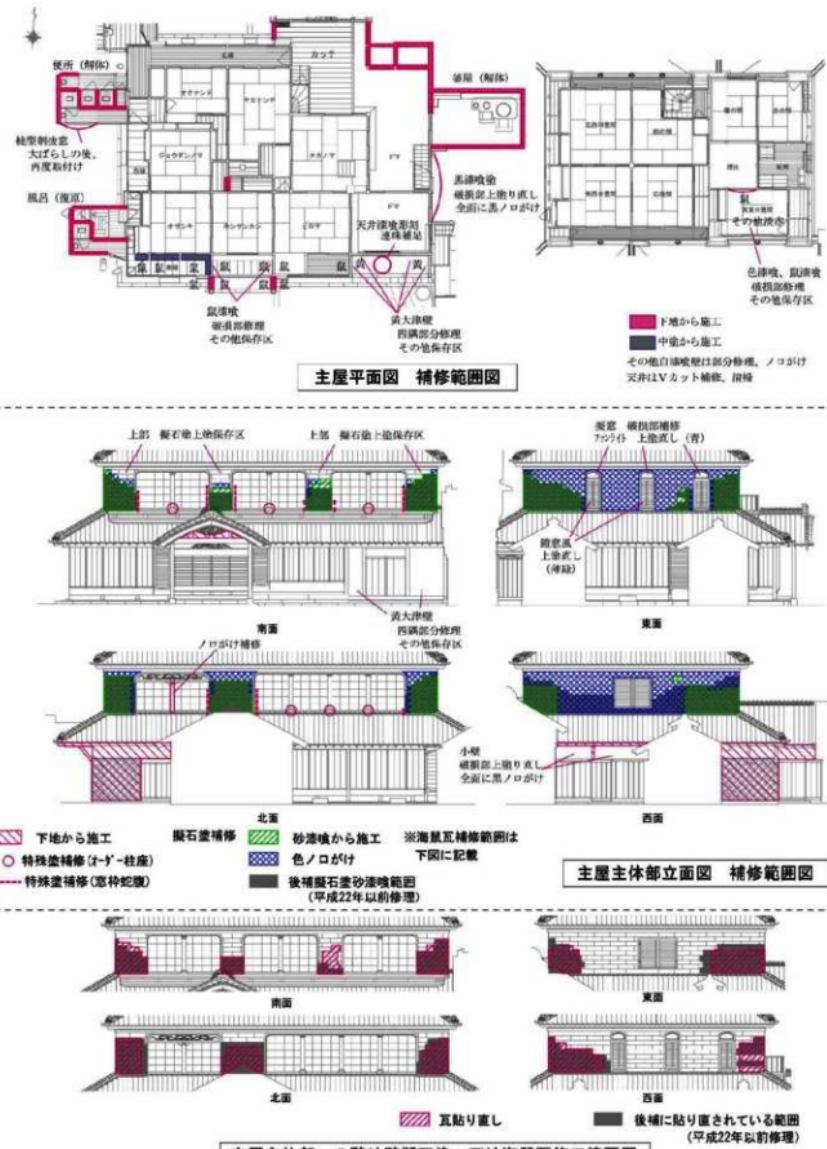


圖 3-2-7-1 主題：補修第四回

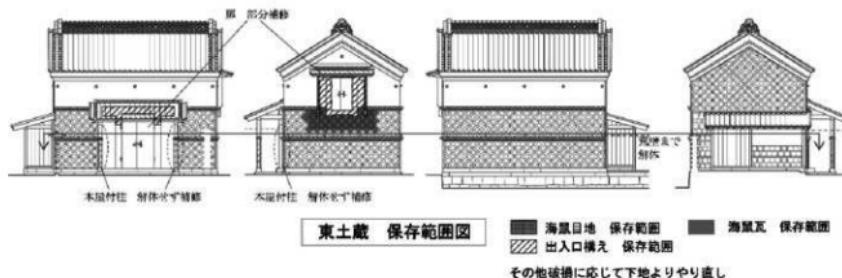


図 3-2-7-2 東土蔵 左官壁保存範囲図



写真 3-2-7-1 「ランプ掛けの牡丹」(修理前)



写真 3-2-7-2 『牡丹』連珠取付き状況



①二液性シリコンの樹脂型

②製作した連珠



③漆喰ノロ塗り付け



④連珠貼付



(天井面には海藻のりを塗り付ける。)



⑤古色付

⑥完了（修理後）

写真 3-2-7-3 「ランプ掛けの牡丹」修理状況

#### ④漆喰彫刻中心飾「ランプ掛けの牡丹」修理

漆喰彫刻の輪郭部には連珠が取り付けられており、そのうち 12 個が欠失していた。欠落部には張り付け用の漆喰が残っており、別で製作したものを下から張りつけたと考えられる。当初は棒状のものを輪切りにして製作した可能性も考えられるが、今回の修理では同一寸法の連珠が多数製作できる二液性シリコンを用いた樹脂型取り工法を用いて製作した。

##### (1) 材料

連珠…石灰、貝灰、角又、銀杏草、紙莎

取付用漆喰ノロ…石灰、角又、銀杏草、にかわ、胡粉

##### (2) 工法

既存の連珠の寸法は直径 18~19mm 高さは 8mm~11mm 程度、新規に製作する連珠は隣接するもの寸法に倣つた。型は二液性シリコンを用いた樹脂型とした。同寸法の木製連珠模型から油土で原型（凹型）を造り、焼き石膏の原型（凸型）を製作した後、二液性シリコンを流し込み母型（凹型）を製作した。母型に固練りした漆喰を隙間なく詰め込み、硬化後抜き取った。天井取付面は清掃を行い、海藻のりを刷毛で塗り付けた。製作した連珠には漆喰ノロを塗りすべやく天井面に張り付けた。その後水引きの加減をみて、周囲にはみ出したノロを取り除いた。周囲との調和を見て、墨とほこりを水で溶き、刷毛で塗り付け古色を施した。

## 左官工法表（主屋及び付属棟）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

区分	在来の工法			実施の工法 (補修内容に応じた層からやり替え)	
	時代	仕様			
<b>真壁用下地・下塗</b>					
主体部押入、式台袖壁、南縁、便所、風呂(復原)	下地	材料	当	間渡竹、木舞竹…幅1.3cm程度の割竹 木舞繩…径4.5mm内外の裏繩	
			E	新建材(式台袖壁)	
	工法	当	間渡竹を縱横木舞竹5～8本毎に入れて縱横に千鳥又は螺旋状に搔き付ける。間渡竹は柱と柱の間渡穴に差し込み、要所は貫へ釘止め	在来の工法に準じた。	
		荒壁 斑直し	粘土、薬草、砂漆噴	荒壁…灰雜物のない良質粘土 打薬を4～7cmに切削したもの 斑直し…荒壁土で5mmの隙間したものを、砂 揉み苟、薬草	
	中塗	工法	当	荒打ち、裏返しの上、貫・柱歌り廻りを砂漆 噴で伏せ、中塗土を塗る。	荒壁土を十分摺り込み、水引後に裏なでを行な い、裏返しは生乾きの狀態で塗り付けた。荒壁 乾燥後、大斑直しと小斑直し、薬で伏せ
			当	荒壁・斑直し後、所定の厚みを塗る。 便所西面海鼠壁下地は柱面を仕上げ面とする 他の柱散りを設ける。	斑直しと同様。
釜屋	下地	材料	C	(釜屋内後扉間仕切壁) 間渡竹、木舞竹…径7～9mm程度の女竹 木舞繩…径4.5mm内外の裏繩	撤去
			C	女竹を使用し、裏繩で螺旋状に搔き付ける。	
	荒壁 斑直し 中塗	材工	C	總厚48mm、貫伏せに寒冷紗(麻網)を用い、 中塗仕上げとする。	同上
<b>ツタ掛け下地・下塗 (E2: 平成22年災害復旧)</b>					
2階外壁	下地	材料	当	間渡竹、木舞竹…径3～5cmの真竹 ツタ掛け半剖竹…径3.3cm内外の半剖竹 木舞繩…径9mm内外の裏繩	間渡竹、木舞竹…径3cm程度の真竹(秋刈材) ツタ掛け半剖竹…幅3～5cm程度の半剖竹 木舞繩…径9mm内外の裏繩、 径4.5mm内外の棕櫚繩
			E2	間渡竹、木舞竹…径2～3cmの真竹 ツタ掛け半剖竹…径2～3cm内外の半剖竹 木舞繩…棕櫚繩	
		工法	当	下地は木舞竹、間渡竹とも真竹をそのまま使 用し、横間渡竹は縱間渡しに裏繩で締め付け る。半剖竹をツタ掛け割竹に沿わせ、縱間渡 し竹に裏繩で搔き付ける。	過去の修理箇所を中心に、腐朽下地除去、ツタ 掛け半剖竹を適宜搔き付け、補強としてツタ掛け 半剖竹を柱に釘止め
			E2	木舞竹、間渡竹とも真竹をそのまま使用し、 横間渡竹は縱間渡しに棕櫚繩で締め付け、外 部を柱外側に釘止め	
	荒壁 斑直し	材工	当	粘土、薬草	過去の修理箇所を中心に補修。
		E2	同上		
	中塗	材工	当	粘土、薬草	過去の修理箇所を中心に補修。
		E2	同上		
1階北東外壁、釜屋	下地	材料	E一部当	門柱・胴縫(サイディングなど新建材改造) 釜屋北面壁は貫外が塗き落とされ、貫内真壁 部分が一部残存、南面内法上は新建材の下に 当初壁(中塗まで)が残存 北東外壁は改造時に全て塗き落とされ残らな い。	間渡竹…径3cm程度の真竹(秋刈材) 木舞竹…幅3～5cm程度の割竹 木舞繩…径9mm内外の裏繩、径4.5mm内外の棕 櫚繩 北土等の在来の工法に準じた。
			E一部当		真壁用下地・下塗と同じ
	荒壁	材料	E一部当		荒打ちは、荒壁土を木舞の裏側に充分はみ出る よう押し込み、下げ繩をなでつけた。水引を見 て裏なでを行い、裏返しは荒打ちが十分に乾燥 してから行った。
			E一部当		真壁用下地・下塗と同じ
	斑直し	材料	E一部当		1工程毎に乾燥させながら数回に分けて行い、 徐々に不陸を直した。
			E一部当		

中塗	材料	E 一部当		真壁用下地・下塗と同じ。
	工法	E 一部当		斑直し乾燥後、不陸のないよう定規標を行いながら塗り付けた。
木摺下地・下塗				
木摺下地	材料	当	繩巻木摺…幅 95~110mm×18mm、杉 径 4.5mm の茎綱	木摺板は再用し、径 4.5mm の茎綱を巻き直した。
便所西妻壁 風呂西妻壁 (復原)	工法	当	小屋東、垂木に釘止め	在来の工法に準じた。
中塗	材料	当	粘土、藁筋	真壁用下地・下塗と同じ
斑直し 上記と同じ	工法	当	塗厚 10mm 程度	1 工程毎に乾燥させながら数回に分けて行い、徐々に不陸を直した。
仕上塗 (E2 : 平成 22 年災害復旧)				
白漆喰箇 主体部内壁 押入内部	材料	当	晒し透入り。	石灰…上塗用石灰 貝灰…規格品 のり…角又 筋…晒し透
	工法	当	塗厚 3mm 程度	中塗が十分に乾燥した後に砂漆喰で下付、追いかけて上塗漆喰を上付。上付塗りの際には、鍛燒きや鍛斑などが生じぬよう丁寧に塗り上げ、水引を見ながら数回にわたり表面を鍛で磨き上げた。 補修する壁は破損部を砂漆喰等で補修後、全面ノロ掛けとした。
黄大塗 ワキゲンカン (南土間 人口) 外壁	材工	当	解体せず存置	破損部分は漆喰等で補修後、色粉に吸水調整剤を配合し色合わせ。
		後補	(時代不明) 散り透き部分補修	劣化の目立つ箇所を上記に準じて色合わせ。
黒漆喰箇 1 防東外壁 北東外壁	材工	当	塗厚 3mm 程度の上塗漆喰に黒ノロ仕上げ	1 防東外壁は破損部を上塗直し、全面に黒ノロ掛け。北東外壁は在来の工法に準じた。
鼠漆喰箇 南縁 式台 ヒロマ縁 北東土間出 入口踏込 2 防南東六疊	材工	当	塗厚 3~4mm 程度	南縁、式台南半間、北東土間出入口踏込は調色した鼠漆喰を全面塗り直し。式台北半間及びヒロマ南縁は残存する上塗を保存の上、破損部を漆喰で補修後、色粉等で調色したノロ掛け。2 防南東六疊は塗り後、隅部の補修にとどめはぼ存置
	後補		(南縁、時代不明) 当初鼠漆喰の上に白漆喰 1~2.5mm、黒漆喰 0.5~1.2mm を塗り重ねる。	同上
色漆喰箇 2 防南東六疊	材工	当	淡赤色。解体せず存置	清掃後、雨染み等の汚れは色粉に吸水調整材を配合し色合わせ
海鼠耳 北東外壁 釜屋 便所西面 風呂西面 (復原)	材料	当	(便所西面のみ残存) 海鼠耳 (265mm 角、厚 16mm)、竹釘	海鼠耳 (265mm 角、厚 16mm)、竹釘
	D~E		新建材に変更されている。(北東外壁、釜屋) 釜屋西面の中塗面に当初海鼠耳瓦着底	
	工法	当	(便所西面のみ残存) 四半張り、竹釘 4 箇所打ち、中塗面に海鼠耳瓦を中塗土團子 1 つで圧着。海鼠耳目地は後世やり替え: 幅 74mm×厚 9mm (白砂漆喰下塗 6mm+漆喰上塗 3mm) 中塗面は、北東外壁・釜屋ではツタ掛け下地・下塗により構成される面だが、便所西面では柱面にからいちじに仕上げられる。	四半張り、竹釘 4 箇所打ち 中塗面に、海鼠耳瓦に接着用中塗土團子 1 つを置いて瓦表面が揃うよう圧着。目地に砂漆喰をつめ、さらに砂漆喰の下塗 2 回で海鼠耳形を形成。乾燥後、海鼠耳型の鍛にて白漆喰を塗り上げた。海鼠耳目地は幅 75mm×厚 13mm (砂漆喰下塗 6mm+4mm+漆喰上塗り 3mm) に統一
擬石塗① 主屋 2 防外壁	材工	当	ツタ掛け下地で中塗まで行い、海鼠耳 (265mm 角、厚 16mm) を中塗土團子 1 つで圧着、破れ目地で張り込む。瓦は四辺中央を竹釘で止め付け、全面に 2mm 程度の下摺。砂漆喰で下塗、付け透りを行い化粧地成形。砂漆喰 (灰) で中塗をし、厚 1.5mm 程度の砂漆喰 (淡青灰色) を用いて仕上げる。	過去の修理箇所を中心に下地より補修。 ツタ掛け下地で中塗まで塗直し。定規標りで平滑に整えた表面に合わせ、中塗土を接着に用いて海鼠耳を張り込み、四辺を竹釘止め。瓦の全面に下摺を施し、乾燥後從来通りに目地割りの闇出し、在来目地と同断面の目地棒を取り付け、砂漆喰を用いて中塗。乾燥後目地棒を取り外し、仕上げ用の色粉入り砂漆喰で上塗を行ない、化粧目地は通りよく從来の幅と同じ深さによる塗り上げた。
	C 昭和 30 代以前		海鼠耳瓦を中塗土團子 4 つで圧着 (平成 22 年災害復旧工事の際、破損した面で確認)	当初仕上げは南面上部 (保存区) を存置、その他存置部分を中心に色粉に吸水調整材を配合したノロを塗った。
	E2		下地瓦は古材 (海鼠耳) 再用、四辺を竹釘止め。漆喰、砂漆喰を塗り付け。上塗用砂漆喰を塗り重ねる。色ノロで周囲と色合わせ。	

擬石塗② 便所西面 風呂西面 (復原)		当	妻部：中塗まで「木摺下地・下塗」参照 下部：中塗まで「真壁用下地・下塗」参照 下部は海鼠瓦を張り込み、妻部の木摺下地に巻した中塗と面を合わせせる。漆喰、砂漆喰を塗り重ね。仕上げの砂漆喰（厚8mm程度）を全面に塗り付けた後、乾燥前に定規をあて錐等で深さ3mm、幅4mmの石積み風目地を引く。	在来の工法に準じた。
<b>その他</b>				
主体部軒揚塗	材料	当	繩巻割竹…幅2.4cm程度の割竹 径4.5mm内外の茎繩 繩巻木摺…40×6mm、杉 径4.5mm内外の茎繩 中塗土、白漆喰	在来の工法に準じた。
	工法	当	重木側面に骨板を打ち付け、茎繩木摺を釘止め。 垂木口には鼻隠し板を打ち付ける。鼻隠し板、広小舞、瓦座は表面を顛目で荒らし、さらに鼻隠し板、瓦座は繩巻割竹を釘打ち。中塗土、厚3mm程度の上塗漆喰で仕上げる。	健全な部分は存置し、破損に応じて下地より補修。軒先は繩巻割竹を釘止め、中塗土、上塗漆喰を塗り重ねた。存置する中塗は促進化剤を塗布し、補強を行った。東西面は全面にノロ掛け。
		後補	(C～Dか) 厚2mmの上塗漆喰部分補修	同上
下屋拘塗 東下屋、 北東下屋	材料	当	繩巻割竹…幅2.4～3.0cm程度の割竹 径4.5mm内外の茎繩 繩巻木摺…80×15mm、杉 径6mm内外の茎繩 茎繩…径6mm内外の茎繩 その他大壁（荒堅～中堅）、黒漆塗塗に同じ。	繩巻割竹…径2.4～3.0cm程度の割竹 径4.5mmの茎繩 繩巻木摺…80×15mm、杉 径4.5mmの茎繩 茎繩…径4.5mmの茎繩 その他大壁（荒堅～中堅）、黒漆塗塗に同じ
	工法	当	垂木下端には繩巻木摺を打ち付け、外桁は茎繩を直接巻いて上に繩巻割竹を釘打ち。頭材には頭目をつけ、茎繩を巻き付ける。中塗土を6～27mm程度塗り、塗厚3mm程度の上塗漆喰に黒ノロ掛け	在来の工法に準じた。
天井 ナカノマ 龍の間 次の間 2階南北縁	材料	当	木摺下地…195×225mm×6～9mm、杉	亀裂部は鋭削刀で深いVカットで溝取りし、漆喰を下地に塗り込んで平滑に均し、ノロを掛け仕上げた。その他は消掃のみで存置
	工法	当	木摺下地は杉板1枚につき2～3条の割れを入れ、野練に下から打ち付ける。砂漆喰、上塗漆喰で仕上げる。塗り終厚6～9mm	
津波塗オーダー <sup>一往及び円座</sup> 2階外壁	材工	当	オーダー柱は下地の丸太に頭目荒らし、砂漆喰を張りつけ、上塗漆喰で鍛押さえ。円座は骨材として瓦片を入れ、砂漆喰、上塗漆喰で仕上げる。	柱脚等破損箇所は砂漆喰で下塗から塗り直した。
		D～E	柱脚最下層円座のみコンクリート下地形成の上白漆喰仕上げ	撤去の上、現寸型を作成し、砂漆喰、上塗漆喰で仕上げた。
繩形窓枠蛇腹 2階外壁	材工	当	繩巻木摺を打ち付け、中塗土で肉盛り、引型を用いて砂漆喰で整形し、白漆喰で仕上げる。	ほぼ存置、一部修理。破損箇所は新たに繩巻割竹を打ち付け、砂漆喰等で補修した。
津波擬意 2階外壁西面	材工	当	繩巻風作り出し（緑色痕跡）、ファンライト（=欄間部分、青色、見込み部分（焦げ茶））は色漆喰ノロ仕上げ	解体せず、上塗直し。 鋲戸風作り出し（北側2箇所）は漆喰上塗り直し。ファンライト（全3箇所）は取り外し可能な北側1箇所に残存する当初仕上げ面を剥がし分離、一部砂漆喰で中塗より補修。その他の上塗り直し。窓枠作り出しは破損度に応じて砂漆喰で中塗より補修。その他の部分はケレンした後ノロ掛けを行い、色粉に水引調整剤を加えたものを刷毛で3～5回程度塗り重ね。最後に顔料入色漆喰ノロ掛け直し。窓枠見込み部分のうち上面（焦げ茶）のみ存置。
		後補	(時代不明) ファンライト 一部当初仕上げを残し、漆喰を上に塗り、さらに青色顔料入漆喰で上塗り直し	
桃形及び 松形剖抜窓 桃形 便所南面 松形 便所西面 風呂南面 (復原)	材工	当	桃形：堅板二重張り下地に砂漆喰を塗り付ける。内側（北面）は上塗漆喰で仕上げ、外側面（南面）は砂漆喰塗り蜜スッタコ風引摺り仕上げ 松形下地窓（便所西面）：真壁を松形に割り抜き、砂漆喰で周囲を整形する。中塗、白上塗漆喰で仕上げる。開口部にはヨシを縦に3本ずつ計3箇所取り付ける。	桃形：大外し・再用、チリ刷りのみ砂漆喰補修 松形（便所西面）：型枠を用い下地から製作し、当初材は大外し・資料保管 松形（風呂南面、復原）：桃形に倣い、堅板二重張り。堅板は頭目荒らし、補強として下げ竿を打ち付けた。砂漆喰を所定の厚さまで塗り付け、古写真を参考に砂漆喰変り蜜蝋波調仕上を復原
			松形（風呂南面）：現存せず	

水切り 釜屋 北東下層	材工	E	新建材に変更されている。	ミセに嵌い、引型を用いて施工した。
水切り 便所西面 風呂西面 (復原)	材工	当	鋸目荒らしの下地板及び瓦片を骨材とした下角を巻き込んで砂漆喰で肉盛り成形。漆喰上塗仕上げの上、見付面のみ黒ノロ仕上げ	在來の工法に準じた。
窓(復原) 釜屋	材料	—	—	荒壁土、中塗土、上塗漆喰、黒漆喰(磨仕上)
	工法	—	—	数次に分けて栗石を骨材として團子状の荒壁土を詰め、乾燥を待って所定の厚さまで中塗土で成形。上塗は白漆喰後、水引の加減をみて黒漆喰ノロを塗り、磨きあげた。
煙突(復原)	材料	—	—	木摺下地…杉、厚30mm 漆喰、砂漆喰、黒漆喰
	工法	—	—	目荒らしした木摺に叢の下げ竿を釘打ちし、漆喰で伏せ込んだ。所定の厚さまで砂漆喰を塗り重ね、黒漆喰で仕上げた。(維持管理措置として、漆喰仕上げの後、屋根部分に鉄板巻き)

解体で判明した部位のみ記載。風呂は復原整備につき便所の実施の工法に準じた。

## 左官工法表(ミセ)

時代 当初:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、現状:E

区分	在來の工法			実施の工法 (全解体のため全てやり替え)
	時代	仕様		
<b>真壁用下地・下塗</b>				
下地	材料	当	間渡竹…径1.6~2.1cm程度の女竹 木舞竹…幅1.3cm程度の割竹 木舞網…径4.5mm内外の裏網	主屋真壁用下地・下塗参照
	工法	当	間渡竹を縱横木舞竹5~9本毎に入れて縱横に手島又は螺旋状に締き付ける。間渡竹は柱等の間渡穴に差し込み、要所は貫へ釘止め	在來の工法に準じた。
荒壁 斑直し 中塗	材料	当	主屋真壁用下地・下塗と同じ	主屋真壁用下地・下塗参照。
	工法	当	室内側は押入を除き、中塗が最終仕上げ面。 (1階東側代表、總塗厚72mm) 内側塗厚:荒壁を貴内面までとし砂漆喰で貫伏せ・散り刷り。底直し10mm、中塗7mm、後補塗3mm。外側塗厚:荒壁を貴外面~24mm、底直し5mm、中塗5mm	在來の工法に準じた。
<b>木摺下地・下塗</b>				
下地 2階外壁 (西面擬石塗り部分を除く)	材料	当	繩巻木摺…80×15mm、杉 径6mm内外の裏網 繩巻真竹…幅2.5~3cm、径4.5mm内外の裏網	繩巻木摺…80×15mm、杉 径4.5mm内外の裏網 繩巻真竹…幅2.5~3cm、径4.5mm内外の裏網
	工法	当	繩巻木摺を柱等に釘止め。開口部彫り及び妻梁、桁側面は木口及び側面に繩巻削竹を釘止め(室内側真壁用下地と併用)	在來の工法に準じた。
荒壁 斑直し 中塗 同上	材工	当	粘土、藁苔 繩巻木摺に開が見えなくなる程度(10mm内外)に荒打ち、斑直し2回(計15mm)、中塗5~6mm厚	在來の工法に準じた。
<b>仕上塗 (E2:平成22年災害復旧)</b>				
漆喰上塗 押入内壁	材工	当	塗厚3mm程度	在來の工法に準じた。
漆喰上塗 内壁	材工	C?	中塗仕上げ面へ塗り足し、黒く焼ける。	現状変更により撤去
黒漆喰塗 外部	材工	当	漆喰上塗3mmの上に黒ノロ仕上げ	在來の工法に準じた。
海鼠壁 外壁北面西	材工	当	四半振り。四邊中央部を竹釘4箇所打ち。中塗後、接着用中塗土團子を置いて海鼠瓦を圧着。砂漆喰は瓦表面より盛り上げて海鼠目地の粗盛りを形成し、漆喰で肉盛りを庭し、仕上時の白漆喰で海鼠目地の形を整える。 (海鼠目地幅75mm×厚13mm、北土塗と同仕様)	在來の工法に準じた。

擬石塗③ 外壁西面	材工	当	柱面に揃えられた中塗下地面に、海鼠瓦を竹釘止め。その他主屋擬石塗①と同じ（主体部上部、下屋上部）	木摺…80×15mm、杉 その他主屋と同じ 当初の仕様は下地張りの海鼠瓦の固定が弱く、数次に渡って修理を繰り返されていたため、在来工法（戦後）の木摺下地に統一。主体部は海鼠瓦を木摺下地にステンレス釘止め。下屋は塗厚が薄いため、海鼠瓦の施工を省いた。その他主屋擬石塗①と同じ
	材工	戦後	木摺を洋釘で柱に固定し、海鼠瓦を木摺に鋼釘止め。海鼠瓦は化粧で使用していた当初の瓦を再用（主体部下部）	
	材工	D～E	木摺をビスで柱に固定。フェルト、ラスマルタル下地にセルタル、ベンキ塗仕上げ（下屋下部）	
	材工	E2	木摺を柱にビス止め、海鼠瓦を木摺にビス止め。海鼠瓦は四辺に溝を付け、砂漆塗で下塗～上塗直し、色ノロで周囲と調整	
<b>その他</b>				
軒揚塗・蛇腹 主体部南面、主体部東面	材料	当	繩巻木摺…40×15mm、80×15mm、杉 径 6mm 内外の裏繩	繩巻木摺…40×15mm、80×15mm、杉 径 4.5mm 内外の裏繩
	工法	当	繩巻木摺を垂木及び椽板に釘止め。中塗土を塗り込み、漆喰上塗黒ノロ仕上げ。 平均塗厚は、木摺つまり荒打ち 19mm、斑直し 13mm、中塗り 13mm、仕上げ漆喰 3mm	在来の工法に準じた。
軒揚塗	材工	当	主屋（下屋揚塗）の軒先部と同様。但し中塗厚 13mm に仕上げ漆喰 3mm	在来の工法に準じた。
軒揚塗・開口部廻り 1・2階窓庇	材工	当	鋼目荒らし木下地、砂漆喰下塗 3mm×2回、漆喰上塗り 3mm、黒ノロ仕上げ。開口廻り（刀刃取付部一一部）は、下地に繩巻削竹釘止め併用。荒打厚 18mm、斑直し 10mm、中塗り 10mm、漆喰上塗り 3mm、黒ノロ仕上げ	補強として下げ手を使用。その他の在来の工法に準じた。
水切り 外壁北面	材工	当	鋼目荒らしの木下地に砂漆喰を引き型で整形、漆喰上塗り 3mm、黒ノロ仕上げ	在来の工法に準じた。

**左官工法表（文庫蔵）**

時代 当初：明治 6～9 年頃、A：明治 15 年頃、B：明治後～末期、C：大正～戰前、D：戰後～昭和後期、現状：E

区分	在来の工法		実施の工法 (補修内容に応じた層からやり替え)
	時代	仕様	

**ツタ掛下地・下塗**

下地（※1） 藏前北面	材工	当	北土蔵と同じ	在来の工法に準じた。
荒壁 斑直し 藏前北面 主体部外壁	材工	当	藏前室内側は砂漆喰で貫付け・散り廻り、幅 6cm、厚み 1～2mm その他北土蔵と同じ	在来の工法に準じた。
砂摺 主体部外壁	材工	当	生漆喰と土を練ったものを刷毛引き、平均厚 3mm	肌別れ要因、新規は実施せず。主体部（北面、南面、西面）健全箇所存置、含浸強化剤塗布
中塗 藏前北面 主体部外壁	材工	当	北土蔵と同じ	在来の工法に準じた。

**真壁用下地・下塗**

下地 藏前南面	材料	当	間漆竹…径 1.6～2.1cm 程度の女竹 木姫竹…幅 0.8～1.3cm 程度の割竹 木舞箇…径 13mm 内外の裏繩	主屋真壁用下地・下塗参照。
	工法	当	間漆竹を縱横木舞竹 4～5 本毎に入れて縄付けする。間漆竹は柱、桁の間漆穴に差しあみ、要所は貫へ釘止め。木舞竹は 4.5cm 内外の間隔で縱横に木舞箇で螺旋状又は千鳥に縛き付け	在来の工法に準じた。
荒壁 斑直し 中塗 藏前内部	材工	当	粘土、蘆葦。柱外は海鼠壁または大壁漆喰仕上げ。柱外面を基準とし、内側へ絶壁厚 90mm、荒打ち・裏返し計 67mm、斑直し 10mm、中塗 10mm、漆喰 3mm	在来の工法に準じた。

**仕上塗（D2：昭和末～平成 5 年、E1：平成 6 年以降）**

漆喰上塗 主体部内壁 藏前内壁	材工	当	主屋と同じ	2 階押入内部を上塗直し。その他は解体仕上げ存置。
黒漆喰塗 主体部外壁 上半、藏前 北外壁上半	材工	当	主屋と同じ	当初の工法に準じた。
		D～E1	白漆喰で上塗直し、複数回。（東面、西面南側、南面）	
		D2	リシン吹付、白（北面、西面北側）	

海鼠壁① 主体部外壁	材工	当	四半張り、四辺中央部を竹釘4箇所打ち。砂漆喰で目地塞ぎ。海鼠目地幅75mm×厚21mm (砂漆喰下塗り5mm+淡い鼠砂漆喰中塗13mm+漆喰上塗り3mm)	砂漆喰の下塗・中塗と同じものを用いる他の工法に準じた。
	材工	D?	海鼠瓦はステンレス釘、漆喰団子4つで張り付ける。(北面・西面北半)	
	材工	E1	海鼠瓦は古瓦・場内既設瓦を使用し、ステンレス釘、中塗土団子(大)で止め付ける。(北面東半)	
海鼠壁② 蔵前外壁	材工	当	破れ目地張り、四辺中央部を竹釘4箇所打ち。海鼠目地は白漆喰仕上げ。	在来の工法に準じた。
<b>その他 (D2: 昭和末～平成5年、E1: 平成6年以降)</b>				
天井 2階	材料	当	木構下地…杉、厚9mm 砂漆喰、上塗白漆喰	亀裂部を彫刻刀等で浅いVカットに彫削りし、漆喰を下地に塗り込み、平滑にノロを掛け仕上げた。それ以外存置
	工法	当	木構下地幅広の板材を鋸目荒らし、されに割れ目を説き。下塗砂漆喰3mm、厚3mmの上塗漆喰仕上げる。	
軒付・蛇腹	材工	当	底面直し以下は解体せず存置のため下地等詳細不明。斑直しには漆喰を伏せ込んだ。主体部外壁同様に、斑直し上には砂撒、中塗、上塗漆喰、黒ノロ掛け。砂撒以外北土藏と同仕様	破損度に応じて補強。妻部は補強として棕櫚繩をやり回し中塗土で伏せ込んだ。 砂撒は肌別れ要因のため新規は実施せず、健全箇所存置、含浸強化剤塗布
	材工	E1	砂撒の上に板をビス止めし、板鉄を被せる。(北側妻東側) その他、最近の部分上塗漆喰補修(白)あり	当初の工法に準じた。
軒揚塗・開口 部廻り 南面窓庇	材工	当	部分的な上塗漆喰修のため詳細不明。北土藏と同様か	破損部を上塗直し。存置する当初仕上げ面を含め、上から全面黒ノロ掛け
水切り	材工	当	中塗面に竹釘を打ち割竹を掛け骨とする。砂漆喰、鼠砂漆喰で整形し、上塗漆喰、黒ノロ掛け。下段、最前は割竹の骨の下に纏巻木材を釘止め、中塗土、上塗漆喰、黒ノロ掛け	南面上段(窓庇上)、南面中段東側(窓庇東)、南面下段(海鼠壁上)を保存範囲とし、ステンレスビス等で補強の上、砂漆喰で緊ぎ調整、黒ノロ掛け。その他の在来の工法に準じてやり直した。
	材工	D2	白漆喰、長方形断面。(西面下段、北面下段)	塵去の上、当初の工法に準じた。
土戸 (裏白戸) (旁2)	材工	当	下地板は表面を細目荒らし、藁巻巻割竹(9mm×厚3mm程度)を根取合いで4辺に釘止め、内高高六割にて構へも入れる。板の刃刀状さざ面に絆縫の下け手を釘止め、取り廻りは砂漆喰で伏せ、中塗土10mm程度、厚2mm程度の白漆喰で仕上げる。	後漆が薄く、引き続き今後の破損が懸念されるため、藁巻割竹を打たず、下げ手を砂漆喰で伏せ込み、中塗土を所定厚に塗り付け、白漆喰で仕上げた。 2階戸戸は清掃のみ
(※1) 主体部壁の下地はそこまで解体していないため不明。(※2) 土戸は今回ノロ掛け調整のみ。				

**左官工法表 (東土藏)**

時代 当初: 明治6~9年頃、A: 明治15年頃、B: 明治後~末期、C: 大正~戰前、D: 戰後~昭和後期、現状: E

区分	在来の工法			実施の工法 (補修内容に応じた層からやり替え)
	時代	仕様		
<b>ツタ掛下地・下塗 (E2: 平成22年災害復旧)</b>				
下地 主体部	材工	当	北土藏と同じ	足元廻りは開渡しと縦竹を残し小舞からやり直し、その他のは破損に応じて適宜補修。
荒壁 斑直し 土記と同じ	材工	当	北土藏と同じ	足元廻りは新規斑直し、その他のは破損に応じて当初の工法に準じ補修
	材工	D~E2	複数回修理 木構・ルーピングやラスベニヤを用いて補修(南面東上)、竹下地をそのままに、瓦片をコーナーに詰め込み荒壁補修(南面腰上西半～西面腰上南半)、東面腰部亀裂補修	
砂撒 土記と同じ	材工	当	文庫藏と同じ	文庫藏と同じ
中塗 土記と同じ	材工	当	北土藏と同じ	足元廻りは新規斑直し、その他のは破損に応じて適宜補修。その他当初の工法に準じた。
	材工	D~E2	白茶色	
<b>仕上塗 (E2: 平成22年災害復旧)</b>				
漆喰上塗 内部	材工	当	主屋と同じ	在来の工法に準じた。
黒漆喰上塗 外壁	材工	当	主屋と同じ	在来の工法に準じた。
	材工	D~E2	南面東上、南面腰上西半～西面腰上南半は後補白漆喰仕上げ	当初の工法に準じた。

海鼠壁① 主体部東、西、南面、北面上部	材工	当	四半張り、四邊中央部を竹筋4箇所打ち。砂漆喰で目地刷ぎ、海鼠目地幅90 mm×厚29 mm(砂漆喰下塗り13 mm+中塗13 mm+漆喰上塗り3 mm+黒ノロ)	砂漆喰の下塗・中塗を同じ白のものを用いる他の当初の工法に準じた。保存範囲は南面窓下中程とし、海鼠目地は当初仕上げを残したまま上から全体に黒ノロ掛け
		C	四周に溝付の海鼠瓦(255mm角)を中塗土团子4つで張り付け(東面上部)	現状変更により大壁黒漆喰塗に復した。
		E2	西周に溝付の海鼠瓦(260mm角、厚21mm)を漆喰团子4つで張り付け。(東面下段)	当初の工法に準じた。
海鼠壁② 主体部北面下部	材工	当	破れ目地張り、文庫藏海鼠壁②と同じ	在来の工法に準じた。
板壁 主体部北面中段	材工	C	海鼠壁を中塗り表層より搔き落として板壁に変更(北面中段)	現状変更により海鼠壁①に復した。
リシン壁 主体部東面中段	材工	D	海鼠壁を搔き落として、中塗にセメントを使用し、リシン吹付(白)仕上げ	現状変更により海鼠壁①に復した。
<b>その他 (D1 : 昭和戦前後)</b>				
天井 2階	材工	当	文庫藏と同じ	文庫藏と同じ
軒付・蛇腹	材工	当	北土蔵と同じか。黒ノロ仕上げ。数回修理されている。	破損度に応じて斑直しより補修。妻部は補強で縦欄網を張り回し中塗土で伏せ込んだ。
軒揚塗、塗籠 西面土庇柱	材工	D1	素木に取り替えられる。	現状変更により旧規に復した。主屋下屋等に做り、揚裏は繩巻木摺を垂木下端に打ち付け、中塗土、漆喰、黒ノロ掛け。柱、桁、梁ぎは繩巻割竹を釘止めし、砂漆喰、漆喰黒ノロ掛け。主体部付柱及び例似に嵌い、柱下半は海鼠壁で復原
軒揚塗 南面窓庇	材工	当	小修理のため詳細不明。北土蔵と同様か	破損部を補修し、全面に黒ノロ掛け。補強として下げ竿等を用いた。
水切り	材工	当	中塗の上に調を卷いた木部を釘止め。上端には水切り瓦を据え、中塗土、漆喰上塗、黒ノロ掛け(背面)	在来の工法に準じた。
	材工	C~E	木部を設げず溝付の海鼠瓦片を骨材とする。(東面上段) 上端に瓦を用いずセメントで整形。(東面下段)	当初の工法に準じた。
土戸 (裏白戸)	材工	当	板は断面荒らし、板の刃方斜そぎ面に棕櫚の下げ学を釘止め。取扱いは砂漆喰で伏せ、砂漆喰中塗6 mm程度、厚3mmの白漆喰で仕上げる。	在来の工法に準じた。 2階土戸は清掃のみ
土扉	材工	当	下辺補修のみのため詳細不明。時代不明の表袖補修あり。横筋に繩巻割竹を堅に縫き付けて骨とし、荒壁・斑直し・中塗・漆喰上塗・黒ノロ仕上げ	既存下地に補強繩巻割竹を縫ぎ足し棕櫚繩格み、要所ステンレスビス等補強金具、その後在来の工法に準じた。 2階土扉も上記に準じて部分修理

**左官工法表 (北土蔵)**

時代 当初:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、現状:E

区分	在来の工法			実施の工法 (全解体のため全てやり替え)
	時代	仕様	仕様	
<b>真壁用下地・下塗</b>				
下地 間仕切壁	材料	当	間渡竹…径1.2~1.8 cmの割竹 木舞竹…同上 木舞箆…径6 mm内外の糸調	主屋参照
	工法	当	間渡竹を総木舞竹11~12本毎、横木舞竹7~8本毎に入れて釘付ける(壁貢西からに合わせて縱横木舞を組む)。間渡竹は柱、桁の間渡穴に差しこみ、要所は貫へ釘止め。総木舞竹は、間渡し竹に木舞箆で千鳥に搔き付け、横木舞竹は螺旋状に搔き付ける。	在来の工法に準じた。
荒壁 斑直し 土記と同じ	材工	当	粘土、藁苗 荒壁・斑直しは總厚34 mm(壁貢西からより西側厚10 mm程度)	在来の工法に準じた。
中塗 土記と同じ	材工	当	粘土、藁苗、塗厚10 mm程度、当初の仕上げ面とする。	在来の工法に準じた。

ツタ掛け下地・下塗（第4章第4節第4項「左官」図4-4-4-3 北土藏海鼠壁断面図参照）				
下地 主体部外壁	材料	当	間渡竹…径3cm内外の真竹、径5cm内外の割竹 ツタ掛け半削竹…径4~5cm内外の半削竹 木舞繩…径9mm内外の茎繩	主屋参照
	工法	当	櫛間渡竹は柱えつり穴に大入やり越し、外部は柱のツタ掛け孔に引掛け、柱・縦間渡しとともに茎繩で締め付け、縦木舞竹・間渡竹には茎の下げ繩を引掛けける。軒揚部分は屋根野上面から釘に止め付けた茎繩と棕櫚繩を張り廻し、軒付面形成の末、壁面の間渡し竹に巻き付ける。垂木・広小舞は巻巻木材とする。妻部分も同様とする。枝外垂木には直接繩を巻き付ける。軒付部分は横構の垂下防止のための引掛け釘（竹釘）を打ち付ける。	蝶羽軒付下角の強化のため、要所竹釘を打って棕櫚繩を張り下地補強とした他は在来の工法に準じた。
荒壁 上記と同じ	材工	当	粘土、茎繩 茎の下げ繩を伏せ込む。	在来の工法に準じた。
斑直し 上記と同じ	材工	当	粘土、茎繩。木舞竹下地に取り付けた棕櫚繩に茎の下げ繩を取り付け伏せ込む。	在来の工法に準じた。
中塗 上記と同じ	材工	当	粘土、茎繩 直径6mmの茎繩を縱横に配し伏せ込む。	在来の工法に準じた。但し茎繩を棕櫚繩に変更。材料は主屋参照
<b>仕上げ</b>				
黒漆吹塗 外壁	材工	当	塗厚3mm程度の漆喰上塗の上に黒ノロ仕上げ	在来の工法に準じた。
漆喰上塗 内壁	材工	C?	塗厚3mm程度を基本とするが、下地不陸等の塗り廻しのため不規則。中塗の乾燥収縮と経年垂下により生じた隙間にも塗り込まれ、漆喰後は柱や貫へのみ出しがある姑息な仕事。中塗面との肌触りが顕著	現状変更により撤去
海鼠壁	材工	当	四半張り、四辺中央部を竹釘4箇所打ち。砂漆喰で目地塞ぎ、海鼠目地幅幅75mm×厚13mm（砂漆喰下塗り6mm+濃い鼠砂漆喰上塗4mm+漆喰上塗り3mm）	当初の工法に準じた。
		C	海鼠瓦を白漆喰で接着（南面東端）、東面板壁改造	
		D	（併し昭和30年代前半以前）海鼠瓦を鼠漆喰で接着（南面一部）	
		?	四周に構付の海鼠瓦（255mm角）を鉄丸釘で張り付け（西面下部）。残材利用？	
		D~E	古瓦使用してビス止め（東面上部）	
<b>その他</b>				
軒付・蛇腹	材工	当	荒壁土を十分に擦り込み、斑直し、中塗土を塗りつける。妻面押み部の中塗土には棕櫚繩繩を割れ止めに塗り込む。漆喰上塗厚3mm程度、黒ノロ仕上げ	在来の工法に準じた。
軒揚塗 2階庇庇	材工	当	網目荒らし木下地、砂漆喰下塗3~6mm、漆喰上塗り3mm、黒ノロ仕上げ。開口彫り（刀刃取付テバーパー部）は、下地に縞巻割竹釘止め併用、荒壁厚10mm内外、斑直し10mm、中塗10~12mm、漆喰上塗り3mm、黒ノロ仕上げ	補強として木下地に下げ字や棕櫚繩を張り回した。その他在来の工法に準じた。
軒揚塗 入口庇	材工	C	素面に取り替えられる。開口彫り（刀刃取付テバーパー部）は、下地に縞巻割竹釘止め併用、荒壁厚10mm内外、斑直し10mm、中塗10~12mm、中塗斑直し6~10mm、漆喰上塗り3mm、黒ノロ仕上げ	現状変更により塗籠の底に変更。上記と同じ。
水切	材工	当	中塗の上に縞巻木下地を釘止め、上端には水切り瓦を設え、中塗土、砂漆喰、鼠砂漆喰で成形、漆喰上塗、黒ノロ掛け	中塗土による下角造り出しの際、要所竹釘を打って棕櫚繩を張り下地補強とした他は在来の工法に準じた。
土戸 (裏白戸)	材料	当	縞巻割竹…径9mm内外の割竹、径6mm内外の茎繩	縞巻割竹…径9mm内外の割竹、直径2mmの棕櫚繩
	工法	当	下地板は表面を網目荒らし、茎繩巻割竹（9mm×厚3mm程度）を縦使い、9cm（裏戸戸口は7cm）程度の間隔で釘止め。楕の刀刃状そぎ面に棕櫚の下げ字を釘止め。散り割りは砂漆喰で伏せ、中塗土15mm程度、厚3mm程度の白漆喰で仕上げる。	肌別れ改善のため当初縞巻割竹の間にさらに2本追加して密に止め付けた。その他在来の工法に準じた。

## 第8項 建具工事

## ① 概要

破損の程度に応じて解体修理へ清掃まで修理程度を数段階に設定し、欠失しているものは新調した。木製建具の補修または新調は本館 第5項「木工事」に準じ、材料は当初材と同種・同品質のものを用いたが、障子組子などには油分の少ない白太を選んで用いた。障子紙は全て平成以降に張り替えられたものであったが、汚損・破れが目立つため今回の修理で全て張り替えた。ホンゲンカン押入桟やナカノマ-土間境板戸のように中古のものであっても、当初形式が不明かつ再用可能なものは全て再用した。

鈴木香峰<sup>1</sup>の山水画を張り付けた主屋天袋襖のうち、破れや穴の目立つオカナンドのものは解体して本紙に同系色である裏打ち紙を張り付けるのみとし、補筆・補彩は行わなかつた。それ以外の香峰作画の天袋襖及び、その他天袋は全て清掃のみとし、鼠などにかじられた框の繕い・黒漆喰上塗り直し程度にとどめた。

換紙では、劣化や雨染みなどの汚損を隠すように戦後～昭和後期に新しい化粧紙が張り直されたものが複数あったが、当初表張りの上に袋張りとされていたため、湿らせて後補紙を除去して当初仕上げを現し、部分的に補修・補彩を行った。化粧面で色のくすみや雨染み、繕い痕なども直しきれなかったが、ある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の顯示を優先させた。

当初ガラス入り建具のうち、ガラスの破損や欠失するものは、当初と同じ 2 mm 厚で空気層を合わせた気泡混入ガラスの調達が困難であったため、新規補足材は全て現在工業製品のクリアガラスを用いた。

開き板戸に関しては、後世の補修が入るものが多く、蝶番や握り玉の当初仕様が判然としないもののが多かったため、付属物は部位により中古のものに合わせたり、おとなしめの既製品を採用するなどした。

マエンド北面の腰付障子や、ナカノマ内法上障子窓など後世にガラス入りに改造されたものや、1階西線雨戸のように無双窓入りに改造された建具の復原修理に関しては、部材強度の懸念がある粗子や薄板などは再用せずに別途保管の上、新材に取り替えた。

土蔵出入口に用いられている裏白戸（白漆喰塗板戸）及び腰板張格子戸は重量の大きな引戸で、当初の陶器製戸車を堅木の軸栓で固定する構造であったが、潰れや破損が著しかったため、旧材は別途保存の上、ステンレス製の戸車に交換した。

文庫蔵及び東土蔵の腰板張格子戸には、銅線φ1.2 mm、網目明き寸法16 mmの当初亀甲網が張られていたが、同様のものを入手することが困難であったため、補足は既製品の銅線亀甲網の中で近いものを選び、人工絹青緑色で、金具を付けて用いた（第11項②参照）。

全般的に当初の塗装である黒漆や弁柄透漆などの補修は、原則として部分修理にとどめ、補修箇所との色斑は許容して旧塗膜をそのまま残した。

## ②補條

### (1) 板戸など木製建具

使用部材の破損程度に合わせて、大修理（解体）、中修理（部分解体）、小修理（木部や塗装の小補）、清掃の4段階に分けた。塗装は大部分が剥げ落ちていたため、繙ぎはぎや取り替えによる新規木材には漆を用いず、周囲に合わせた古色塗とした。主屋2階雨戸は防水紙を張った上で鉄板を張り直した。但し、痕跡や古写真より当初鉄板は重ね張り脳天釘止めであったと見られるが、雨水の侵入により下地板盤の腐朽や雨染みが多く見られたため、防水紙（タイプック）を挿入し、鉄板はハゼ掛けとした（図3-2-8-1）。

## (2) 捜類

補修する襖紙は、既存の上張りを丁寧に剥がし、裏打ちを行った上で、破損程度により③「新調」の要領で下張り込みを行い復旧した。見え隠れ面に古文書の反古紙を上張りとしていたものは、慎重に剥がして別途保管とし、新しい紙を張り直した。

模紙の再用部分（泰平紙など）は、綺麗な水で全体を湿らせた和紙等を当てて浮いた塵埃を吸着させ、染みにならないよう十分に注意した。破損で小穴があいた部分や、框際で虫歟の目立つ部分に同色の化粧紙を補い目立たなくした。葛布はケバ取・ほつれ部分の切取り補修、微小部分の切張り補修を行った。模様型押しは薄い膠溶液により剥落止めを行った。

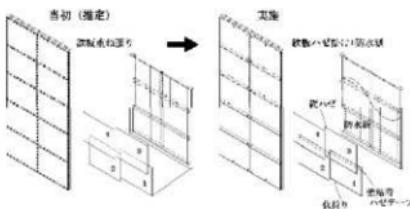


図 3-2-8-1 主屋 2 階鉄板張り雨戸 当初推定工法と実施工法

\* 文化5年（1808）～明治18年（1885）。江戸四谷生まれ。間屋役であったが、晩年には画家としても名を成した。

間似合紙の型押模様の補筆は、材料は三千本膠（濃度0.5~5.0%程度）、明礬（礬水液濃度0.5%程度）、顔料（岩絵具・雲母・水干絵具・墨・胡粉）を用いた。工法は、礬水引き→顔料と膠水による補紙面の地色下塗り→上塗り→模様下描き（作成型紙による転写）→模様上塗り（顔料と膠水による筆書き）の手順によった。

#### ②新調

破損が著しいものは当初仕様に倣って新調したが、一式全て欠失しているものは可能な限り周囲や近接室より類型的に推定して作製した。文庫蔵前書棚板戸は、1階押入の板戸を参考に塗装まで復原したが、それ以外で新調した板戸は周間に合わせた古色塗とした。

ミセ1階襖のように、一式欠失して当初仕様を類推できない襖は、以下の工法に統一し、新調整備した。

#### （1）一般襖の新調整備仕様

##### （材料）

下地骨組 …杉材、組子6尺×3尺

下張り紙 …生漉き和紙、美濃紙

上張り紙 …並紗織（白無地）/上級鳥の子紙

糊 …生麁糊

引手 …既製品、銅鉄製

框 …杉、黒漆塗

##### （工法）

襖紙は下張りを6遍張りとし、組子側に糊をつけて骨縫りとし、打ち付け張り、糞張り、べた張り、袋張りと下張り紙を重ね張りした。最後に本石州紙で清張りを行い上張り紙に薄く糊を塗り付け仕上げた。

#### （2）泰平紙の復原作製

材料は三極紙100%も用い、三極繊維の漉く方向の加減、叩きの加減をして製作し、膠と明礬を混ぜた礬水液により真輪筋を付着させ、当初紙の再現を目指した。第4章 第4節 第5項「建具」で述べるように、現在では製造が途絶え工法が不明であったため、試行錯誤して試作を繰り返したもの、当初の細かく鋭い織の再現までは至らなかった、製作工法の今後の究明・開発に期待したい（写真3-2-8-1）。

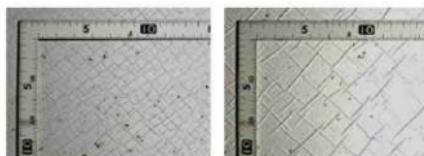


写真3-2-8-1 当初泰平紙と今回模造品

#### ④機修理区分

襖の当初仕様・補修程度に合わせ、修理は以下の類型に分けた。押入などの片面化粧襖で、解体修理としたものについて、裏面当初反古紙張りは可能な限り外しとして別途保管し、新規に下張り～上張りを施工した。

##### [1]：片面泰平紙張り

下張り補修、裏打ち補強、泰平紙部分張り足し、框小縫・黒漆部分補修、清掃・塵埃吸収、染み抜き

##### [2]：片面葛布張り

下張り補修、裏打ち補強、葛布ケバ取り・部分補修・膠固着、框小縫・黒漆部分補修、清掃・塵埃吸収

##### [3]：葛布張り/型押模様間似合紙張り

下張り補修、裏打ち補強、剥落止め、框小縫・黒漆部分補修、清掃・塵埃吸収、部分補彩

##### [4]：両面葛布張り

下張り補修、裏打ち補強、葛布ケバ取り・部分補修・膠固着、框小縫・黒漆部分補修、清掃・塵埃吸収

##### [5]：両面型押模様間似合紙張り

下張り補修、裏打ち補強、框小縫・黒漆部分補修、染み抜き・部分補彩

##### [6]：片面型押模様間似合紙張り

下張り補修、裏打ち補強、框小縫・黒漆部分補修、染み抜き・部分補彩

##### [7]：泰平紙太鼓張り

下張り・上張り解体、張り直し

##### [8]：片面型押模様間似合紙張り

下張り補修、裏打ち補強、剥落止め、框小縫・黒漆部分補修、染み抜き・部分補彩

##### [9]：片面金箔張り

部分下張り補修、部分裏打ち補強、剥落止め、金箔部分補修、框小縫・黒漆部分補修、染み抜き

##### [10]：片面山水画

部分下張り補修、穴を同色紙で部分裏打ち、剥落止め、框小縫・黒漆部分補修

##### [11]：文様入網織張り

部分下張り補修、穴を同色紙で部分裏打ち、ほつれ切取・部分補修・膠固着、框小縫・黒漆部分補修

##### [12]：金散らし和紙張り直し/復原

後補上張り解体、旧下張りは強度を有する箇所を存置、全面張り替え（本節 第12項 経師工事 ③のうち建具部分）

道具記号	概要	建具記号	概要	道具記号	概要
板	板戸	断符	断符建具枠	高	高在漆戸
玄関	玄板戸	天	天戸	鳥/輪	鳥在/輪柄戸
板扉	板扉戸	地	地戸	米輪枠	米輪戸枠(壁扶綱間)
人	人戸(引戸)	桟	木脚椅子(脚板なし)	芭脚枠	芭脚脚枠
乗	乗戸	下降	樓下椅子(腰長脚)	脚踏	脚踏椅子
脱/脱	脱板/脱板戸	高降	梯烏椅子	脚ガ	ガラス脚間
無	無戸引戸	脚踏	脚八椅子	ガ芝	ガラス室
難開	難自戸	高升	高椅子	脚踏間	脚踏椅子入脚間
難改	民西海良戸	脚踏	脚踏椅子入脚	芭格	芭格椅子枠
企脚間	企脚脚間	ガ	ガラス戸	脚板	脚板脚格子戸
紹移	紹移戸	下ガ	樓下ガラス戸	脚架	脚架脚格子戸
白替	白板脚格子	武ガ	脚踏ガラス戸	脚白	脚白脚格子戸
白替間	白板脚間	格	格子戸	美白室	美白脚格子戸

※第1章 第3節 第3項「構造形式」に用いた専用呼称は簡略表現のため上記に必ずしも一致しない。

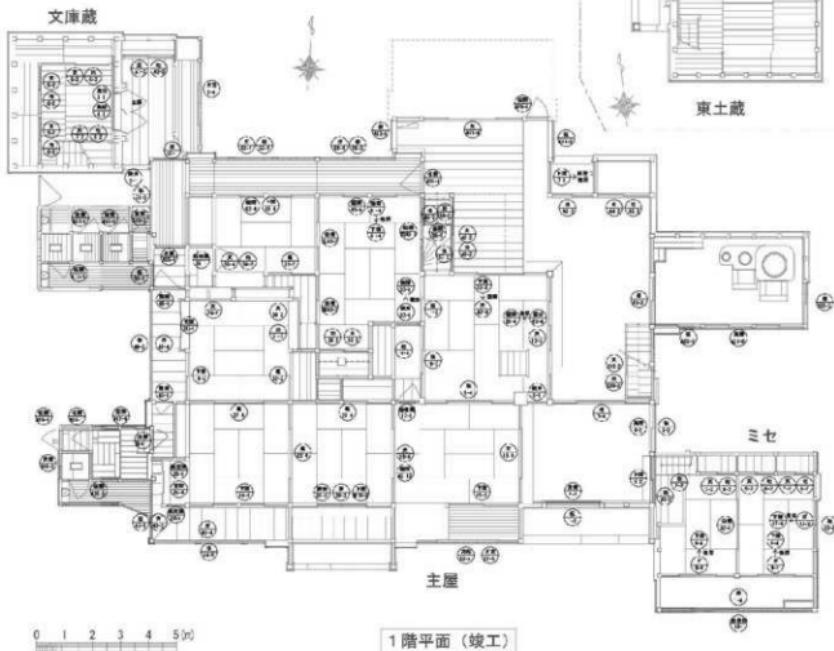
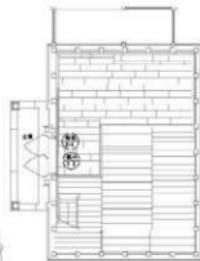


図3-2-8-2 1階建具配置図

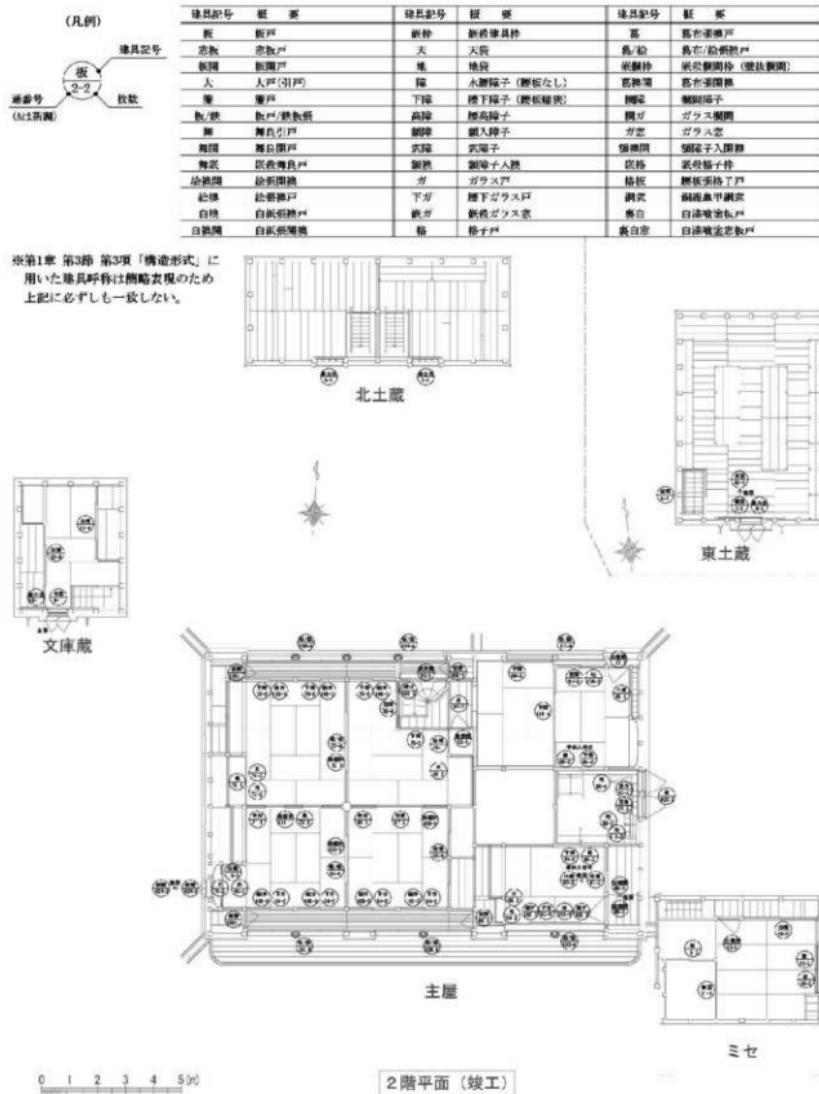


図 3-2-8-3 2階建具配置図

## 建具修理分類表（主屋及び付属棟）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

番号及び数量：前に「図3-2-8-2、図3-2-8-3」の「番号」及び「枚数」（組数ではなく正味員数）に対応する。

木製建具修理区分は、大：解体、中：部分解体、小：小破、無表記：清掃のみ。 梱は、前に「修理区分」による。

塗装仕上げ区分は「備考」欄に特記のない限り、板戸・格子戸・障子・腰板：弁柄透漆、襖（太鼓張除く）・障子框：黒漆。

番号	所在	建具種別	数量	時代	修理区分	備考
1	ワキゲンカン	板戸	2	当	大	南東ドマ出入口
2	ワキゲンカン	腰高障子	2	当	大	南東ドマ出入口、框も弁柄透漆
3	南東ドマ	格子戸	4	当	中	細目格子
4	南東ドマ	腰高障子	2	当	大・中	框も弁柄透漆
5	南東ドマ	板戸	2	当	大・中	
6	南東ドマ	腰下障子	2	当	大・中	ミセ連絡口、框も弁柄透漆
7	北東ドマ出入口踏込	腰高障子（嵌殺）	1	—	—	現状新建材板戸、中古腰高障子残置（当初転用？）、板壁に復原
8	ナカノマ	嵌殺ガラス窓	1	時代不明		模様崩蝕、框弁柄透漆
9	ナカノマ	板戸（障子入）	4	当	中	
10	ナカノマ	板戸（障子入）	3	当	大・中	框は黒漆
11	ナカノマ	板戸（障子入）	2	当	中	框は黒漆
12	ナカノマ	腰下障子	4	E	—	当初不明、大戸（幕戸）に整備
13	ナカノマ	大戸（幕戸）	5	E		当初不明、再用
14	ブツマ	地袋（板戸）	4	当	小	框は黒漆
15	ヒロマ	腰高障子	2	当	大・中	框も弁柄透漆
16	ヒロマ	大戸（幕戸）	4	当	中	
17	ヒロマ	額障子入開窓	1	当、上張りD	襖[1]/襖[11]、大	逆開き形式に復原、後世上張りの模様入麻布を撤去し、当初刺繡入網織張りを現す
18	ヒロマ	大戸（幕戸）	4	当	中	
本19	ホンゲンカン	腰下障子	2	時代不明	中	
19	オザシキ、ジョウダンノマ、オクナンド	腰下障子	10	当	中	
20	ホンゲンカン	舞良戸	2	当	中	4枚引違形式の中2枚、框・舞良子は黒漆
21	ホンゲンカン	舞良戸（嵌殺）	2	当	中	4枚引違形式の外2枚、框・舞良子は黒漆
22	ホンゲンカン	襖戸	4	当	襖[4]、大	
23	ホンゲンカン	襖戸	4	D	襖[2]、大・小	当初不明、再用
24	オザシキ	嵌殺窓障子	1	当	中	
25	オザシキ	窓障子（明書院）	4	当	中	
26	オザシキ	嵌殺窓障子（差額間）	1	当	中・小	
27	オザシキ	襖戸	4	当	襖[4]、大	
28	ジョウダンノマ	窓障子（明書院）	4	当	中	
29	ジョウダンノマ	天袋（襖戸）	2	当	襖[11]、小	文様網織、裏面当初反古紙張り存置
30	ジョウダンノマ	天袋（襖戸）	2	当	襖[11]、小	文様網織、裏面当初反古紙張り存置
31	ジョウダンノマ	地袋（襖戸）	2	当	襖[9]、大	
32	ジョウダンノマ	襖戸	2	当	襖[2]、大	
33	オクナンド	襖戸	2	当	襖[2]、大	
34	オクナンド	地袋（襖戸）	2	当	襖[6]、大	裏面当初反古紙張り存置
35	オクナンド	天袋（襖戸）	4	当	襖[10]、大	鈴木香峰の山水画、裏面当初反古紙張り存置
36	オクナンド	開窓	1	当	襖[5]、大	
37	マエナンド	嵌殺ガラス窓	1	当、ガラスはD?	大	後世改造によるガラスを撤去、嵌殺障子窓に復原、框の黒漆存置
38	マエナンド	天袋（襖戸）	2	当、上張りD?	襖[11]、中	上張りは後世の更紗張りを存置、裏面当初反古紙張り存置
39	マエナンド	地袋（板戸）	2	D?	小	当初不明、再用
前40	マエナンド	襖戸	3	当、上張りD?	襖[6]、大、真鍮泥補筆	後世上張りの絵入紙を撤去し、当初型1枚を南40位置に戻す 押紋様似合紙を現す

北 40	マエナンド	澳戸	3	当、上張りD?	襖[5]、大、真輪泥補筆	後世上張りの絵入紙を撤去し、当初型押絵様間似合紙を現す
南 40	マエナンド	澳戸	3	当、上張りD?	襖[6]、大、真輪泥補筆 一枚を前40位置に戻す	後世上張りの絵入紙を撤去し、当初型押絵様間似合紙を現す
41	マエナンド	額入障子	4	当	大	後世見跡ガラス撤去。腰下障子に復原
42	南縁	ガラス戸	4	D		現状変更撤去、仮設として再設置
43	南縁	ガラス戸	2	D		後世改造による無双窓を撤去、板戸に復原
44	南縁	板戸 (雨戸)	5	当	大・中、戸車設置	
45	南縁	板戸 (雨戸、出入口)	3	当 (板は部分的に後補)	大・中、戸車設置	
46	西縁	舞良開戸	1	当	中	框・舞良子は黒漆
47	西縁	ガラス戸	4	D		現状変更撤去、仮設として再設置
48	西縁	舞良開戸	1	当	中	框・舞良子は黒漆
49	西縁	板戸 (雨戸)	5	当	大、戸車設置	後世改造による無双窓を撤去、板戸に復原
50	便所	板戸 (雨戸、出入口)	1	当	中	
51	北縁	板戸 (雨戸、出入口)	3	当	大・中、戸車設置	
52	北縁	板戸	1	当	中	
53	北縁	ガラス戸	4	D		現状変更撤去、仮設として再設置
54	北縁	ガラス戸	4	D		現状変更撤去、仮設として再設置
55	北縁	板戸 (雨戸)	4	当	大・中	
56	北縁	板戸 (雨戸)	3	当	中	
57	側階段	板戸 (壁収納)	2	当		
58	側階段	板戸	1	当?	中	弁柄透漆、南面ニス? (存置)
59	側階段	板戸 (壁収納)	2	当		
60	側階段	板戸 (壁収納)	2	当		
61	ナカノマ (中二階足元)	ガラス欄間	4	当	大	後世改造によるガラスを撤去、欄間障子に復原、框の黒漆存置
62	ヒロマ神棚	欄間障子 (小組)	12	当	小	
63	オクナンド、マエナンド	欄間障子	8	当	中	
64	2階南西八疊間、応接間	腰下ガラス戸	8	当	中	框・格子黒漆、腰板枠変り塗り、腰鏡板弁柄透漆。廊下側の腰板枠変り塗りのみ生漆補修
65	2階南西八疊間	襖戸	4	当	襖[3]、大	
66	2階応接間	板戸 (太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
67	2階応接間	襖戸	2	当	襖[5]、大	
68	2階応接間	襖戸	4	当	襖[6]、大	
69	2階南西八疊間	地袋 (澳戸)	2	当	襖[6]、小	
70	2階南西八疊間	ガラス窓 (上下式)	2	当、後世補修	小	上窓1枚、下窓1枚。框・格子弁柄透漆
71	2階南西八疊間	底段襖 (太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
72	2階南西八疊間	襖戸	2	当	襖[4]、大	
73	2階北西十疊間	地袋 (澳戸)	1	当、上張りD	襖[11]、大	後世上張りの襖様入麻布を撤去し、当初刺繡入網織物を現す
74	2階北西十疊間	天袋 (澳戸)	2	当	襖[9]、小	裏面当初反古紙張り存置
75	2階北西十疊間	襖 (上スライド式)	1	当、上張りD?	襖[12]	隠し仏、後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原、黒漆四分一取付
76	2階北西十疊間、前の間	腰下障子	8	当	大・中	
77	2階北西十疊間	襖戸	4	当	襖[3]、大	
78	2階前の間	窓障子 (火燭窓)	4	当	中	
79	2階前の間	襖戸	1	当	襖[8]、大	
80	2階前の間	天袋 (澳戸)	2	当	襖[10]、小	鈴木香峰の山水画・金箔張り混ぜ、裏面当初反古紙張り存置
81	2階前の間	板戸窓障子 (丸窓)	1	当	大	

82	2階前の間	大戸(幕戸)	2	当	中	
83	2階前の間	開襖	1	当、上張りD?	襖[4]、中	上張り中古葛布存置、框弁柄透漆
84	2階龍の間	腰下障子	2	D~E	—	現状変更撤去
85	2階次の間、南東六畳間	腰下障子	4	当	中	
86	2階次の間	腰戸	2	当	大	夏用建具、塗装なし?
87	2階次の間	窓障子	2	当	中	框も弁柄透漆
88	2階次の間	襖戸	2	当、上張りD?	襖[1]、大	後世並紗織張りを秦平紙張りに復原
89	中二階	地袋(板戸)	2	当	中	中二階
90	中二階	地袋(板戸)	4	当	中	中二階
91	中二階	窓板戸	2	当		
92	中二階	ガラス窓(嵌役)		D?		再用、塗装不明
93	2階南東六畳間	ガラス窓	4	当	中	框・格子黒漆
94	2階南東六畳間	地袋(襖戸)	2	当	襖[6]、小	
95	2階南東六畳間	天袋(襖戸)	2	当	襖[6]、小	
96	2階南東六畳間	腰戸	2	当		夏用建具、塗装なし?
97	2階南東六畳間	襖戸	2	当、上張りD~E	襖[1]、大	後世上張りを秦平紙張りに復原
98	2階南東六畳間	開襖	1	当、上張りD~E	襖[1]、大	後世上張りを秦平紙張りに復原
99	2階南廊下	板開戸	1	当	大	鏡板塗装不明。それ以外後世白ベンキ塗落し、色ベニキ塗替
100	2階南廊下	板開戸	1	当	大	#
101	2階北廊下	板開戸	1	当	大	#
102	2階北廊下	板開戸	1	当	大	#
103	2階南面東半	板戸(鉄板張雨戸)	4	当	大、戸車取替	後世5段割トタン張りを2列×5段通し目地鉄板張りに復原
104	2階南面西半	板戸(鉄板張雨戸)	8	当	大、戸車取替	後世5段割トタン張りを2列×5段通し目地鉄板張りに復原
105	2階南東六畳間	ガラス欄間	6	当		1間3枚構成、内側梨地漆、外側変り塗り
106	2階北面西半	板戸(鉄板張雨戸)	8	当	大、戸車取替	後世大判トタン張りを2列×5段通し目地鉄板張りに復原
107	2階北面東半	板戸(鉄板張雨戸)	4	当	大、戸車取替	後世大判トタン張りを2列×4段通し目地鉄板張りに復原
108	2階北西十畳間、前の間	ガラス欄間	24	当	小	1間3枚構成、内側梨地漆、外側変り塗り
109	2階S接間	底板襖枠(太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
110	2階南西八畳間	底板襖枠(太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
111	2階北西十畳間	底板襖枠(太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
112	2階前の間	底板襖枠(太鼓張)	1	当、上張りD?	襖[12]	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
113	2階南東六畳間	地袋(襖戸)	4	当、上張りD	襖[1]、大	後世上張りを秦平紙張りに復原
114	2階次の間	地袋(板戸)	3	当	小	2枚引違、1枚振役。框は黒漆
115	中二階	地袋(板戸)	2	当	中	箱階段上り口
116	2階南西八畳間	底板襖戸	1	当、上張りD?	襖[12]、大	後世上張りを撤去し、金散らし和紙張り復原
117	2階次の間	開襖	1	当、上張りD?	襖[7]、大	後世並紗織張りを秦平紙太鼓張りに復原
118	2階龍の間	腰下障子	4	当	大、1枚新規	框も弁柄透漆。現状の不明建具を撤去の上、場内残置当初建具3枚を戻す
119	ドマ箱階段	箱階段収納上段板戸	2	当	小	
120	ドマ箱階段	箱階段収納下段板戸	2	当		
A1	ヒロマ	ガラス窓	5	—	新調	復原
A2	ヒロマ	窓板戸(雨戸)	5	—	新調(戸車付)	復原
A3	北東ドマ	板戸(釜屋出入口)	2	—	新調(戸車付)	復原

A4	北東ドマ	押入上段板戸	2	—	新調	復原
A5	北東ドマ	押入下段板戸	2	—	新調	復原
A6	北東ドマ北出入口	板戸	2	—	新調(戸車付)	復原
A7	ナカノマ	腰下障子	4	E	—	板戸(帯戸4枚)に整備
A8	カッテ	天袋(板戸)	2	—	新調	復原
A9	カッテ	天袋(薄良戸)	2	—	新調	復原
A10	便所	板開戸(物入)	1	—	新調	復原
A11	便所	板開戸(個室東)	1	—	新調	復原
A12	便所	板開戸(個室中)	1	—	新調	復原
A13	便所	板開戸(個室西)	1	—	新調	復原
A14	風呂	板開戸(西縁側)	1	—	新調	復原
A15	風呂	板開戸(便所個室)	1	—	新調	復原
A16	風呂	障子窓(便所個室)	2	—	新調	復原
A17	風呂	障子窓(北側)	4	—	新調	復原
A18	風呂	板開戸(内扉)	1	—	新調	復原
A19	風呂	板開戸(西出入口)	1	—	新調	復原
A20	釜屋	板戸(雨戸)	5	—	新調(戸車付)	復原
A21	釜屋	腰高障子	6	—	新調(戸車付)	復原
A22	釜屋	板戸(東出入口)	2	—	新調(戸車付)	復原
A23	2階東西	板開戸(鎧戸)	2	—	新調	復原、ベンキ
A24	2階西面	板開戸(鎧戸)	1	E(平成4年)	—	後世片開形式を両開きに復原、ベンキ
A25	西縁北縁境	板開戸	1	D	—	現状変更により板壁に復原、板壁全体を板壁風戸に整備
A26	カッテ北半	開戸(北縁連絡)	1	—	新調	整備
A27	カッテ北半	東板戸	2	—	新調	整備
A28	カッテ北半	板開戸(通り土間)	1	—	新調	整備
A29	カッテ北半	北側大戸(帯戸)	4	—	新調	整備
A30	カッテ北半	西板戸	1	—	新調	整備

## 建具修理分類表(ミセ)

時代 初当:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戰前、D:戰後~昭和後期、現状:E

番号及び数量:前出 図3-2-8-2、図3-2-8-3の「番通号」及び「枚数」(組数でなく正味員数)に対応する。

木製建具修理区分は、大:解体、中:部分解体、小:小継、無表記:清掃のみ。 漆は、前出「漆修理区分」による。

漆塗仕上げ区分は「備考」欄に特記のない限り、板戸:弁柄透漆、襖扉:黒漆ぶつけ塗。

番号	所在	建具種別	数量	時代	修理区分	備考
1	土間	板戸(雨戸)	6	当	大	雨戸5枚、蓋戸1枚
2	1階西室	箱階段収納下段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
3	1階西室	押入上段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
4	1階西室	押入下段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
5	1階東室	押入上段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
6	1階東室	押入下段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
7	1階東室	押入上段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
8	1階東室	押入下段板戸	2	当、鏡板D	小	後世化粧ベニヤ鏡板存置
9	1階西室、東室	ガラス戸	8	D?	—	腰下障子に復原整備、全て古色塗
10	1階東室	板戸(雨戸)	2	当	大	
11	2階南西小部屋	無双窓	1	—	—	欠失、詳細不明。仮塞ぎ板整備
12	2階東側八疊室	恋障子	2	当	大	板弁柄透漆
13	2階東側八疊室	開襖	1	当、上張りD?	襖[1]、大	後世上張りを撤去し、秦平紙張り復原
14	2階東側八疊室	襖戸	2	当、上張りD?	襖[1]、大	後世上張りを撤去し、秦平紙張り復原
15	2階南西小部屋	板戸	2	当	大	板弁柄透漆、板手鏡挽肌生漆
16	2階東側八疊室	恋板戸	2	当	大	
17	1階東室	ガラス戸	2	D?	—	腰下障子に復原整備
18	土間	嵌段格子棒	1	当	大	子持ち格子戸付き、塗装不明
A1	1階西室	板戸	2	—	新調	主屋当初板戸に倣い復原
A2	1階西室	襖戸	4	—	新調	復原整備

## 建具修理分類表（文庫蔵）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

※番号及び数量：前出 図3-2-8-2、図3-2-8-3の「通番号」及び「枚数」（組数でなく正味員数）に対応する。

※木製建具修理区分は、大：解体、中：部分解体、小：小継、無表記：清掃のみ。 漆は、前出「漆修理区分」による。

※塗装仕上げ区分は「備考」欄に特記のない限り、板戸・格子戸：弁柄透漆、襖：黒漆。

番号	所在	建具種別	数量	時代	修理区分	備考
1	鋼板葺下屋	ガラス窓	4	A	大	生漆？。後世改造による切り縮めを元に戻す
2	蔵前	ガラス窓（紙役）	1	当	大	板戸柄透漆？
3	主体部1階	白漆喰塗板戸	1	当	大、戸車取替	生漆？
4	主体部1階	腰板張格子戸	1	当	中、戸車取替	銅線亀甲網入り、弁柄透漆
5	主体部1階	押入上段板戸	6	当	小	框は黒漆、難板は弁柄透漆
6	主体部1階	押入下段板戸	6	当	小	框は黒漆、難板は弁柄透漆
7	主体部1階	箱階段収納上段板戸	2	当	小	
8	主体部1階	箱階段収納下段板戸	2	当	小	
9	主体部2階	ガラス窓（片引）	1	当	大	板戸黒漆
10	主体部2階	白漆喰塗板戸	1	当	小、戸車取替	塗装なし？
11	主体部2階	襖戸	4	当	襖[1]、大	
12	主体部2階	襖戸	4	当	襖[1]、大	
A1	蔵前	書棚上段板戸	2	—	新調	復原、塗装は5に倣い作成
A2	蔵前	書棚下段板戸	2	—	新調	復原、塗装は6に倣い作成

## 建具修理分類表（東土蔵）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

※番号及び数量：前出 図3-2-8-2、図3-2-8-3の「通番号」及び「枚数」（組数でなく正味員数）に対応する。

※木製建具修理区分は、大：解体、中：部分解体、小：小継、無表記：清掃のみ。 漆は、前出「漆修理区分」による。

※塗装仕上げ区分は「備考」欄に特記のない限り、板戸・格子戸：弁柄透漆。

番号	所在	建具種別	数量	時代	修理区分	備考
1	1階	白漆喰塗板戸	1	当	大、戸車取替	生漆？
2	1階	腰板張格子戸	1	当	大、戸車取替	銅線亀甲網入り、生漆？
3	2階	銅線亀甲網窓	1	当の転用？	撤去	当初のどこかの網戸を改造して再利用（西土蔵や醤油蔵？）
4	2階	白漆喰塗板戸	1	当	小、戸車取替	
5	2階	板開戸（階段上蓋扉）	1	当		
A1	2階	ガラス窓（片引）	1	欠失	新調	文庫蔵に倣い復原、古色塗

## 建具修理分類表（北土蔵）

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

※番号及び数量：前出 図3-2-8-2、図3-2-8-3の「通番号」及び「枚数」（組数でなく正味員数）に対応する。

※木製建具修理区分は、大：解体、中：部分解体、小：小継、無表記：清掃のみ。 漆は、前出「漆修理区分」による。

※塗装仕上げ区分は「備考」欄に特記のない限り、板戸・格子戸：生漆。

番号	所在	建具種別	数量	時代	修理区分	備考
1	1階東室	白漆喰塗板戸	1	当	大、戸車取替	
2	1階東室	腰板張格子戸	1	欠失	新調	西室に倣い復原
3	1階西室	白漆喰塗板戸	1	当	大、戸車取替	
4	1階西室	腰板張格子戸	1	欠失	大、戸車取替	細目格子
5	2階東室	白漆喰塗板戸	1	当	小、戸車取替	
6	2階西室	白漆喰塗板戸	1	当	中、戸車取替	

## 第9項 疊工事

### ①概要

主屋に敷き込まれた各部屋の疊は新規作製または表替え、ミセと文庫蔵の疊は新規作成とし、主屋及びミセのござ（庭敷）は既製品を二次加工して用いた。疊表の種別は、主屋2階は南東六畳間を除いて琉球疊（縁無）とし、それ以外の各棟・各室は縁付（黒無地）とした。

### ②材料・仕様

材料は下記を標準とした。

寸法：在来に倣い間戸間（5.8尺×2.9尺）相当とし、各

室単位で柱間などを採寸の上、割付を定めた。

疊床：JIS A 5901で規定する稻藁疊、特級品、含水率

15%以下。新規作製疊床に使

用する裏面材は、稻藁で編み  
だ蓆とし、縁付及び琉球疊と  
もに機械縫い床とした。

縫糸：上糸は、クレモナ疊糸#20と  
し、下糸は、セキスイリーレ  
ン疊糸 3000Sとした。

疊表：縁付疊用の蘭草は熊本県産、  
JASで規定する1種表の特  
等、乾燥率13%以下とした。  
琉球表はJASでの規定がな  
く、縁付疊用と同等以上の品  
質のものとした。

疊縁：光輝縁 ダイヤ縁1号（双糸  
縁）黒。

疊下地：日乃出印疊縁下紙 #20。

四方板：頃板…桧、幅45mm、厚さ5  
mm～3mm  
　　幅板…桧、幅30mm、厚さ5  
mm～3mm。

防虫処理：新規の疊床は、ダニ、そ  
のほかの害虫が発生しないよ  
う加熱乾燥処理をしてから使  
用し、薬品マルカタキノンが  
塗布された防虫布を使用し  
た。再用する疊床は天日干し  
を行った。

### ③工法

新規作成：役物は柱形に切り欠いて  
作製した。

表替え：当初の手縫い床・後補の機  
械床を再用した。手縫い床に  
残る四方板（補強板）は必要

な補修を施した上で可能な限り再用し、寄せ藁等  
も再用に努めた。主屋2階北西十畳間のトコ板疊  
は、当初下地板を再用し表替えとした。

その他：現場で採寸を行い、各部屋の疊表により正しく  
切り合せ疊を作製し、敷き込みに際しては段違い  
いや下陸、隙間などが生じぬよう納めた。特に主  
屋2階西半4室では、再用する手縫い床に経年の  
潰れが見られたため、建具の建付調整に伴い、敷  
き藁などで疊厚及び高さ調整を行った。取り替えた  
旧手縫い床2枚は資料保管とした。



図3-2-9-1 疊工事概要図

## 第10項 塗装工事

### ① 漆工事

#### (1) 概要

本項目で示す施工範囲は、第8項「建具」の襖などの黒漆塗り・弁柄透塗りを除いた建築部位全般を対象とし、主屋の1・2階室内及び階段廻り、文庫蔵2階トコ廻りが該当する。主屋トコ廻りの透塗や2階ガラス欄間枠の梨地塗など、劣化は見られるものの比較的良好に当初の様態を残すものは何も手を加えず、劣化や破損の酷い箇所、塗装された木材の繊維はぎや取り替え箇所に限定して部分塗り直しを行った。

今回工事の塗り種類は大きく分けて、弁柄透塗塗り、うるみ漆塗り（黒漆と弁柄混合）、変り塗り（黒漆、縮緬状凹凸仕上げ）、黒漆塗りの4種類で、弁柄透塗とうるみ漆は該当部材ごとに周囲当初材の色味に合わせて調色を行った。

主屋ドマ箱階段段板のように、活用区でなく目に触れにくい部位の交換部材は、本来の塗装仕様の保存は周囲当初材に委ね、今回の修理では古色塗りで済ませる箇所を設けた。古色塗りは主に柿渋に油漆、弁柄などを適量混ぜて調色したものを用い、松の大黒柱など小さな虫喰穴が大量にある化粧材においていちいち刻芋削いを行わない場合の穴部塗装にも使用した。

今回の修理で実施した補修範囲は以下である。

#### ・弁柄透塗（主屋柱、敷鴨居・柵など造作材）

ア) 下地から塗り直しまたは新規塗り : 13.2 m<sup>2</sup>

イ) 上塗り直しのみ : 2.1 m<sup>2</sup>

#### ・うるみ漆（主屋廻階段のみ）

ア) 下地から塗り直しまたは新規塗り : 1.7 m<sup>2</sup>

イ) 繰合補修 : 2.9 m<sup>2</sup>

#### ・変り塗り

ア) 主屋オクナンドのトコ框 : 幅 13.2 cm × 長 14.1 cm

× 長 168 cm

イ) 主屋2階南西八疊間・応接間の南側腰下ガラス戸

の腰枠（廊下側のみ）の生漆補修 : 1.1 m<sup>2</sup>

ウ) ジョウダンノマ、オザシキ、マエナンドの火燈窓  
など嵌め枠の生漆軽微補修 : 1.6 m<sup>2</sup>

エ) 文庫蔵2階トコ框 : 幅 10.5 cm × 長 10.3 cm × 長 127

cm

#### ・黒漆

新規塗り（四分一補足分、便所櫛箱）

#### (2) 材料

漆は日本産漆 100%とし、透塗に使用する生漆は特に透明度が高いものとした。顔料は、松煙墨・弁柄を用いた。布は本麻布、下地材料は、地粉（京都府砥之粉工業協同組合製品）、砥粉（京都府砥之粉工業協同組合製品）、糊（上新粉を煮たもの）とした。その他、刻芋綿、麦粉、テレピン油、荏油、アルコールなどを用いた。

#### (3) 工法

塗装修理工法表に示す通り。

塗装修理工法表 1

弁柄透塗 / うるみ漆（主屋造作材 / 主屋廻階段段板・蹴込、修理または新規）			
番号	工程	資材・工具	摘要
1	古漆層剥落	溶剤用手斧・平のみ等	古漆装の全面又は一部
2	素地整備	金剛砥・サンドベーパー	刃物剥落し疵、本地の荒れを整える
3	防腐処理	防腐剤（ホルマリン原液等）	虫害、腐食等防止、2回以上
4	脱脂処理	焼こて、火力	節部その他樹脂凝結部を除去
5	刻芋彫り	丸のみ他	節部、乾燥剤割れ部分、溝溝 5 mm程度
6	木地固め	生漆	直接生漆浸透補強
7	飼込刻芋	麻布・麦粉・生漆等	刻芋彫り部分麻布張込み
8	刻芋	糊・麦粉・穀物砥・木粉・生漆	同上に充填する
9	引込地	地の粉・砥の粉・生漆・水	同上の隙溝を防ぐ
10	地付	細め地の粉・生漆・水	塗装全面の肌の均整
11	布着	麻布・麦粉・糊・生漆	全面または主要部分布張り
12	布目揃え	小刀・地の粉	布筋を裁ち布境は研粉で均す
13	布荒し	大斑砥その他	布のケバを立て下地の密着図る
14	下地付	地の粉・生漆・水・糊少々	第1回は布目充填
15	下地研ぎ	金剛砥・大斑砥・水	地肌の平坦
16	切粉付	細め地の粉・砥の粉・水・生漆	下地の中間層
17	切粉研ぎ	大斑砥・水	地肌の平坦
18	切粉固め	生漆	補強
19	荒し	サンドベーパー	次回塗の密着をはかる
20	詰付け	砥の粉・水・生漆	切粉肌の目を密にする
21	詰地研ぎ	白砥・水	地肌の仕上平滑を期す
22	生漆固め	生漆	詰肌補強・色付

23	研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	艶を消し次回の密着をはかる
24	継い綺	砥の粉・生漆	鏡面の不陸凹凸を補し均一とする
25	研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	鏡面のザラつきを除去
26	中塗	中塗装、弁柄漆/うるみ漆(黒・弁柄・朱漆)	上塗下の補強
27	中塗研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	平滑・密着
28	衣中塗	中塗装、弁柄漆/うるみ漆(黒・弁柄・朱漆)	同上
29	衣中塗研ぎ	朴炭・水	同上
30	上塗	上塗装、透漆/うるみ漆(黒・弁柄・朱漆)	仕上り

(弁柄透漆補修)  
下地からの場合: 3~4・11~15 を除く全工程  
上塗補修の場合: 1~4・11~15 を除く全工程。さらに5~9・16~22は必要に応じて  
(うるみ漆補修)  
下地からの場合: 3~4・11~15 を除く全工程  
塗合補修の場合: 3~4・11~19 を除く全工程

塗装修理工法表 2

黒漆 (四分一・便所幅木・樋箱、いすれも新規)			
番号	工程	資材・工具	摘要
3	防腐處理	防腐剤(ホルマリン原液等)	虫害、腐食等防止。2回以上
6	本地固め	生漆	直接生漆浸透補強
19	荒し	サンドペーパー	次回鏡の密着をはかる
20	継付け	砥の粉・水・生漆	切粉肌の目を密にする
21	継地研ぎ	白砥・水	地肌の仕上平滑を期す
22	生漆固め	油煙炭・生漆	鏡肌補強・色付
23	研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	艶を消し次回の密着をはかる
24	継い綺	砥の粉・生漆	鏡面の不陸凹凸を補し均一とする
25	研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	鏡面のザラつきを除去
26	中塗	中塗装、黒漆	上塗下の補強
27	中塗研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	平滑・密着
28	衣中塗	中塗装、黒漆	同上
29	衣中塗研ぎ	朴炭・水	同上
30	上塗	中塗装、黒漆	仕上り

※番号は「塗装修理工法表 1」を一式工程とした場合に該当する工種。

塗装修理工法表 3

変り塗り (オクナンド・文庫蔵2階トコ框ほか、修理)			
番号	番号	番号	番号
1	清掃	刷毛・筆	凹部分の塵埃を柔らかい刷毛等で除去
1	古塗層剥落	塗装用手斧・平のみ等	浮きのある箇所最小限
2	素地整備	金剛砥・サンドペーパー	刃物剥落し疵、本地の荒れを整える
	接着	友漆	ひび割れ、浮きのある箇所の隙間に友漆を注入して接着
6	本地固め	生漆	直接生漆浸透補強
16	切粉付	細め地の粉・砥の粉・水・生漆	下地の中間層
17	切粉研ぎ	大班砥・水	地肌の平滑
18	切粉固め	生漆	補強
19	荒し	サンドペーパー	次回鏡の密着をはかる
20	継付け	砥の粉・水・生漆	切粉肌の目を密にする
21	継地研ぎ	白砥・水	地肌の仕上平滑を期す
22	生漆固め	油煙炭・生漆	鏡肌補強・色付
23	研ぎ	朴炭・水・耐水ペーパー	艶を消し次回の密着をはかる
	しきけ塗	黒漆・醇白など・油煙少々・面相筆	塗膜(文様)が欠損している箇所を在来に合わせて立体的に補筆
	漆拭	生漆	在来塗装の保護と艶出し

※番号は「塗装修理工法表 1」を一式工程とした場合に該当する工種。  
※塗下地でのたたき文様は、砥の粉と水と漆を混ぜ合わせた鏡下地を使用した。  
※主屋2階南西八疊間・応接間の南側腰下ガラス戸の腰枠板及び火焔窓など嵌み枠の生漆補修は、塗膜の欠損が少なかったため、筆による表面生漆塗りのみとした。

## ②ベンキ工事

### (1) 概要

在来のベンキ塗りが残っていた箇所は主屋屋内本部に限られ、蛍光X線分析の結果、残存塗料は下塗りの白は亜鉛を主成分としたものであることが分かったが、上塗りは日本伝統彩色材料に用いるような鷺物顔料ではなく、油性ベンキと判断できた。SOP塗りを採用した。

今回の修理では、建物内部のベンキ塗りは、塗膜が浮いている後塗の白ベンキを搔き落とした上で、下地がしつかりしている箇所では当初の塗り層を残したまま、上から新規に合成樹脂調合ペイント（SOP）を塗った。屋外のベンキはバルコニーや扉関係の本部に限られ、全て復原整備部材であることから油性ベンキの中でも対候性を優先して弱溶剤型シリコン樹脂塗料を塗った。

#### （ベンキ使用部位と色）

部位	色	マンセルの色相・明度・彩度
主屋 2階バルコニー	弱青灰がかかった白	5P9/0.5
# 西面南端窓窓（外部）	緑	10G16/6
# # （内部）	白	N9.5
# 横階段板壁、2階南・北廊下及び両端板戸門、2階南西八疊間及び廊の間窓額縁	淡黄土	10YR7/6
門柱扉、庭廊アーチ扉	淡青灰	5B8/2

### (2) 材料と工法

材料は下記を標準とした。

#### ・合成樹脂調合ペイント（SOP）

下塗料：ホルス下塗白（F4）、合成樹脂調合ペイント

用下塗料、F☆☆☆☆、関西ペイント㈱

上塗料：SDホルスF4、合成樹脂調合ペイント、F☆☆☆☆、関西ペイント㈱

希釈剤：塗料用シンナーA

バテ：合成樹脂エマルジョンバテ（耐水型）

工法は、塗膜剥離（下地調整）、研磨紙すり（1回目）、下塗、バテかくし、研磨紙すり（2回目）、中塗、上塗。

#### ・弱溶剤型シリコン樹脂塗料

下塗料：カシベ1液M本部用下塗HG、速乾型1液弱

溶剤本部用下塗料、F☆☆☆☆、関西ペイント㈱

上塗料：カシベ1液MシリコンHG、ターベン可溶形

アクリルシリコン

樹脂塗料：F☆☆☆☆、関西ペイント㈱

希釈剤：塗料用シンナーA

節止め：セラミックニス

バテ：合成樹脂エマルジョンバテ（耐水型）

研磨紙・サンドペーパーは、120番～240番

工法は、素地調整、節止め、バテかくし、下塗、中塗、上塗。

- 凡例
- 後剥ベンキを残さずし、SOP仕上げ
  - 後剥ベンキを残さずし、漆喰仕上げ復原
  - 後剥ベンキを残さずし、半弱溶剤仕上げ復原

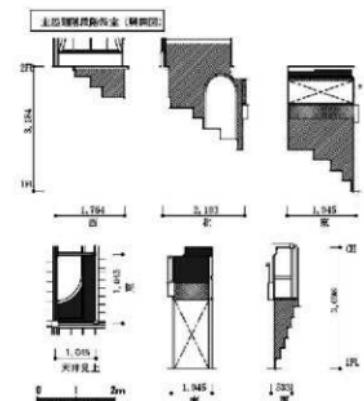
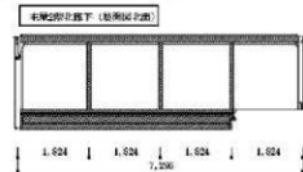
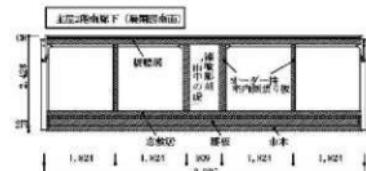


図3-2-10-1 主屋内部ベンキ塗り範囲

## 第11項 飾金具工事

### ①概要

長押金具は、主屋ジョウダンノマの「六葉」金具は全て取り付いたまでの清掃にとどめた。ホンゲンカン・オザシキの「鶴」金具はオザシキのものを中心に、南北棟の「茶の実」金具は北縁東端のものを、それぞれ取り付いたまでの清掃にとどめ、補修を必要とするものは一旦取り外して修理を行った。

襷の引手金具は、襷自体の破損修理のため大部分は一旦取り外したが、小修理とした一部の天袋などの引手は取り付いたまでの清掃にとどめた。

今回の工事では、蛍光X線分析の結果、当初の着色顔料としてヒ素(As)を成分とする「石黄」類と思われた黄～赤系色の仕上げには、現代の環境基準などを考慮して、伝統工法の1つである「煮色仕上げ」による着色を代替として採用した。また、当初の金具部品が揃い、かつ破損の程度が少ないものは、たとえ着色に劣化があってもそのまま付け直し、旧状のまま存置するものを各種別ごとに設けた。

その他、破損が著しいものや欠失している金具は、当初材の仕様に倣い新規に製作した。

### ②補修・新規作成要領

原則として在来の仕様に倣ったが、長押金具の「鶴」は、鑄型流し込みで概形作製したものと見られ、新規作成分1個のために型を起こすことはせず、厚い素地銅板を成形した上で、彫金・着色から在来の仕様で行った。

補修した金具の取り付けの際は、原則として金具に受けられた当初釘穴を二度使いするため、木下地の釘穴に埋木を施した上で金具を旧来の位置に釘止めした。

不再用となった金具は全て資料保管とした。

塗装直しの採用工法に関しては、調査・分析結果及び目視より総合的に判断し、黒色は銅に対する煮黒漆と、銅・真鍮・鉄に対する焼付黒漆とし、金具地色を仕上げに見せたと考えられる一部の真鍮材料に関しては試験施工を伴った酸洗い(希硫酸)を採用した(写真3-2-11-1)。また、飾金具ではないが、当初の土蔵の折釘・鉄格子、文庫蔵銅板葺下屋の窓廻り鉄筋格子、戸戸蝶番、ランプ掛けのフックなど、赤錆の浮いた鉄材はケレンの上、防錆黒色塗装とした。同じく、主屋・ミセ・文庫蔵床下通気口、土蔵の建具や窓廻りに用いられていた当初の鋼網亀甲網に対する補修または交換材は、既製品の鋼網(φ0.8 mm鋼線、目明き16 mm)を用い、周囲と馴染ませるために人工経青錆付けを行った。塗装に関しては、馴染みのある煮黒漆・焼付黒漆以外の仕様について、以下に示すものを用いた。



写真3-2-11-1 引手金具酸洗い試験施工

引手の手掛底板(上段: 経年(くすみ)がついた真鍮板、下段左半: 24%苛性ソーダによる洗い、下段右半: 5%希硫酸による洗い)

苛性ソーダによる洗いは、濃度と漬け置き時間の違いによりある程度の色が落ちるが、赤銅色に近付くようであり除外した。今回修理では金具の厚みが減らないよう注意しながら、希硫酸を用いて当時の色を発現させた。



写真3-2-11-2 ミセ箱階段引出しの引手

大小あるが、主屋・文庫蔵の箱階段でも同仕様の引手が用いられていた。座金・割ピンを含めて銅製。今回は一部新規、他清掃

#### ・煮色仕上げ

緑青(硫酸銅)溶液に漬けて煮た。濃度や煮る時間を段階的に管理し、試験施工を行なながら黄味勝へ赤身勝の仕上げ色を出した。

#### ・鉄材の防錆黒色塗装

赤錆をケレンにより掻き落とし、黒錆転換剤を塗布後にフッ素脂系塗料(五分艶消し)を塗布した。

#### ・人工経青錆付け

六一〇ハップ(むとうはっぷ)原液を50倍程度に希釈、45℃程度で銅製品に下地付けを行い、経青付けとして硫酸銅2 g・塩化アンモニウム2 g・水200 ccの混合液を表面に塗布して緩く加熱し(20回程度繰り返す)、発色後、艶消しクリアー剤を塗布した。

#### ・腐蝕調仕上げ

文庫蔵2階襷の引手(M)の欠失するものを新規作製した。当初仕様は、手掛縁は真鍮板打ち出し成形、手掛底板鉄板加工錫メッキ(ブリキ)とし、いずれも表面を腐蝕調の縮締状仕上げとされていたが、製法詳細は不明であったため、それぞれの素地板金を盤により縮締状に影金し、見かけを模倣した上で、仕込板の方は錫引きを行い、共に黒墨焼き付け仕上げとした。

#### ③実施工法

飾金具工事表に示す通り。

## 飾金具工法表

時代 当初：明治6～9年頃、A：明治15年頃、B：明治後～末期、C：大正～戦前、D：戦後～昭和後期、現状：E

番号	室名 種類のないものは主屋	名称	建具番号 第8項に同	寸法 (mm) 幅×高	員数 (組)	時代	当初仕様	修理種別	備考	写真 新規作製または補修後
1	マエナンド (内法上張出)	呼び鈴	—	長370	1	当	鈴：青銅 せんまい／冬吊り金具： 鉄製黒焼付 吊元：鉄金具に銅板打出 飾取付・梅花紋打ち出し 金箔押	座と輪受分解・亀 裂内盛り補修、吊 り金具のみ防錆 黒色塗装		
2	ジョウダンノマ	長押 六葉	—	対角61	5	当	銅板打ち出し成形 柄の口、円底、菊瓣、六 葉 彰金：毛彫・型鑄・魚子 打ち 黄色着色（カリヤス？）	解体せず取り付 いたまま清掃	微量ヒ素検出のた め、石英使用の可 能性もある。	
3	ホンゲンカン オザシキ	長押 鰯	—	52×100	9	当	鋳流込鋼製・鑄成形 鰯身軒肩鋲附け 彰金：毛彫・型鑄・魚子 打ち 煮黒味？	新規補足（煮黒 味） 部分修理（鰯身半 田付け直し） 清掃	鰯身（4mm角）	
4	南緑 北緑	長押 茶の実	—	50×82	8	当	銅板打ち出し成形 右座、葉、実 美部分に銅角釘銀鍍付 彰金：毛彫・型鑄 石黄着色？	一式補足（煮色） 部分補足（煮色） 清掃	銅板厚1mm、鰯身4 mm角 煮色仕上げ（台座： 黄味鰯、葉：中間、 実：赤味鰯）	
5	オクナンド	引手A	33	97×86	2	当	真鍮打ち出し成形 座、櫛座、手掛 彰金：毛彫・鍛鉄・型 鑄・魚子打ち 着色不明	一部煮洗い 清掃	建具33以外にも存 在し、1個は前40に 転用され、1個は前 40に転用されてい た。但し転用前の使 用位置は不明	
6	マエナンド	引手B	南40	97×85	1	D?	銅製既製品 黒色塗装	撤去	痕跡より引手Cに復 原取替	
7	マエナンド	引手C	北40 東面 南40 前40 79	102×86	10	当	銅板打ち出し成形 座、櫛座、手掛 彰金：毛彫・鍛鉄・型 鑄・魚子打ち 煮黒味	新規補足 一部塗装直し 清掃		
8	オクナンド	引手D	北40 西面	91×78	3	当	銅板打ち出し成形 座、櫛座、手掛、裏板 彰金：毛彫・型鑄 煮黒味	部分補足 一部塗み直し 一部塗装直し 清掃	手掛底板透かし入 り、裏板重ね	
9	2階前の間	引手E	77 東面 南40	98×83	4	当	銅板打ち出し成形 座、櫛座、手掛 彰金：鍛鉄・型鑄 座と手掛け底板は真鍮色、 それ以外焼付黒漆	一部塗装直し（煮 洗い、煮黒味） 清掃	南40に転用されて いた1個を元位置に 戻した。	
10	オザシキ	引手F	22 西面 27 南面	96×67	8	当	真鍮打ち出し成形 座、櫛座、手掛 彰金：鍛鉄・型鑄 座と手掛け底板は真鍮色、 それ以外焼付黒漆	部分補足 一部塗み直し 一部塗装直し 清掃	座と手掛け底板に開 設された塗装直しは、酸 洗いによる真鍮色 復旧。それ以外の塗 装直しは煮黒味	

11	ジョウダンノマ	引手G	27 北面 32	97×84	6	当	底・手掛は真輪打ち出し成形、底鍍調 檻底は鋼板製、メッキ 彫金：鶴鹿・毛彫 底・手掛は焼付漆（焦げ茶）	一部塗装直し 清掃		
12	ホンゲンカン	引手H	22 東面	104×75	4	当	鋼板打ち出し成形 底、檻底、手掛 煮黒味	一部塗装直し 清掃		
13	ホンゲンカン	引手I	23	85×72	4	D	鋼板打ち出し成形 底、檻底、手掛 彫金：鶴鹿 着色不明（ほほ鋼地金色 露出）	塗装直し（焼付漆 （焦げ茶））		
14	2階南西八基間 2階北西十基間	引手J	65 西面 77 西面	88×75	8	当	鍼度は真輪、手掛底板は 鋼板成形 鍼度・手掛一体 煮黒味？	建具修理のため 解体・付け直しのみ 真輪は鋼割合の高いもの		
15	2階応接間	引手K	65 東面 68	65×85	8	当	鍼度は真輪、手掛底板は 鋼板成形 鍼度・手掛一体 煮黒味？	建具修理のため 解体・付け直しのみ 真輪は鋼割合の高いもの		
16	2階前の間	引手L	67 南北面 72 南北面	90×78	8	当	鋼板打ち出し成形 手掛單独型 煮黒味・絵錆染	建具修理のため 解体・付け直しのみ		
17	2階次の間 文庫蔵 2階	引手M	88 文庫蔵 11～ 12	69×52	10	当	手掛底板は真輪打ち出し成形、底鍍調 手掛底板鋼板加工鋼メッキ（ブリキ）、底鍍調 手掛単独型 焼付黒漆	一部新規作製 (但し文庫蔵) 一部塗装直し 清掃		
18	ジョウダンノマ	引手N	31	78×59	2	当	台座は真輪成形 底は鋼板成形 手掛は鋼板打ち出し成形 彫金：毛彫・龍龜・型 鑿・鶴鹿 台座は真輪色、それ以外 煮黒味	建具修理のため 解体・付け直しのみ		
19	オクナンド	引手O	34	50×36	2	当	鋼板打ち出し成形 台座、底、檻底、手掛、 裏板 台座・檻底は金箔押し、 それ以外は煮黒味	一部塗装直し 清掃	手掛底板透かし入り、裏板重ね	
20	オクナンド	引手P	35	46×42	4	当	鋼板打ち出し成形 台座、底、檻底、手掛 彫金：毛彫・型鑿・鶴鹿 煮黒味	建具修理のため 解体・付け直しのみ		

21	マエナンド	引手Q	38	68×68	2	D?	銅板打ち出し成形座、摺座、手掛 黒色塗装	存置	当初不明、手掛底板 セルロイド	
22	2階北西十畳間	引手R	73	65×55	2	当	銅板打ち出し成形 手掛單袖型 銅板着色不明、それ以外 は煮黒味	部分補足 一部塗装直し 清掃	手掛底板透かし入り、裏板重ね	
23	2階南東六畳間	引手S	113	ø47	4	時代 不明	銅板打ち出し成形 座、摺座付手掛 手掛の底板断熱鋼 圓座部分着色不明、それ 以外は煮黒味	建具修理のため 解体・付け直しの み		
24	2階南東六畳間	引手T	97	90×78	2	時代 不明	銅型鍛込鉄製 座・摺座・手掛一体型 黒色塗装	建具修理のため 解体・付け直しの み		
25	ミセ2階	引手U	ミセ14	80×68	2	当	銅板打ち出し成形 座、摺座、手掛 彰金：型鰐・魚子打ち 煮黒味	一部歪み直し 一部塗装直し 清掃		
26	ジョウダンノマ 2階北西十畳間	引手V	29 30 74	48×37	6	当	銅板打ち出し成形 座、手掛 銅紋泥七宝、煮黒味	存置	未解体、詳細不明	
27	2階南西八畳間	引手W	69	60×58	2	当	引手Jと同じか	存置	未解体、詳細不明 引手Jのミニチュア	
28	2階前の間	引手X	80	65×56	2	当	真鍮打ち出し成形 座、摺座、手掛 彰金：毛彫・鐵彫 座と手掛は幾付無漆	存置	未解体、詳細不明	
29	2階南東六畳間	引手Y	94	ø47	2	当	銅板打ち出し成形 座、摺座、手掛 透かし入り 煮黒味	存置	未解体、詳細不明	
30	2階南東六畳間	引手Z	95	57×48	2	当	引手Cと同じか	存置	未解体、詳細不明 引手Cのミニチュア	

※数量は欠失するものも数えた総構成数

※引手銅板等厚みは、座：0.5～0.7 mm、摺座：0.4 mm、手掛立上り：0.4 mm、手掛底板：0.3～0.7 mm

## 第12項 経師工事

### ①概要

本節第8項 建具工事に示した換などを除き、壁・天井に関する経師工事について示す。松城家建物に用いられている仕様は限られており、主屋の模様印刷洋紙張付天井と、金散らし和紙張付壁（天井）のみである。

主屋2階において階段室を含む田の字形4室の張付天井に用いられていた模様印刷洋紙は、下地の剥離や破損が殆どの箇所で見られたため全ての面を一旦剥がし、破損程度に合わせ清掃、補修、新規補足を行い、全ての再用化粧紙（本紙）には裏打ち補強を行った上で張り直した。新規補足の本紙は、古材に最も近い鳥の子紙にシルクスクリーン印刷によって模様を施したものを使いた。

主屋1・2階座敷及び、文庫蔵2階のトコなどに多用されて張られていた金散らし和紙についても、残存する部位は下地の剥離により浮きが著しかったため全ての面を一旦剥がし、破損程度に合わせ清掃、補修、新規補足を行い、全ての再用化粧紙（本紙）には裏打ち補強を行った上で張り直した。

模様印刷洋紙、金散らし和紙とも不再用のものは廃棄せずに別途資料保管とした。

### ②模様印刷洋紙張付天井

#### (1) 材料

下張紙：石州紙（厚口）、美濃紙（露張り用）

再用本紙裏打ち：石州紙（薄口1回、中口1回）

糊：生麸糊（防虫・防腐処理を施したもの）

新規補足本紙：鳥の子紙（3号）、紙幅506mm×長さ

2,000mm

新規補足本紙シルクスクリーン印刷：5色・5版刷、模様幅470mm（重ねしろ18mm）×長さ1,848mm

同顔料：スクリーニングインキ（株式会社セイコーアドバンス製）、標準色No.120ホワイト、No.210レモンイエロー、No.440ブルー、No.510アメリカンレッド、No.710ブラックによる5色混合調色

#### (2) 工法

##### (解体)

当初の下張り和紙（日記などの反古紙）と本紙、後世上張り補修は相互にペタ張りされており、多くの部分で不可分であったため、ヘラなどを用いて下地袋張り部分から大外しとした。付きが良い当初の下張り（反古紙）は木摺表面、本紙裏ともそのまま残した。まとまって剥がれた旧下張りは保管資料として沼津市へ提出した。

##### (本紙補修)

全ての解体紙は石州紙による裏打ち補強を行い、湿らせた和紙を軽く押し付け塵埃を吸着する清掃を数回行つ

#### （凡例）

##### A 再用

・外しの状態を保ち同位置に復元

##### B 植付古材再用

・ビース単位で剥離部は切り取り、再利用可能な部分のみを繕ひはぎ

##### C 新規作製

・この部分にあつた当初紙のうち部分利用可能な部位のみ切り取って新たに板張

車上部はいずれ裏打ち補強・部分補修とも

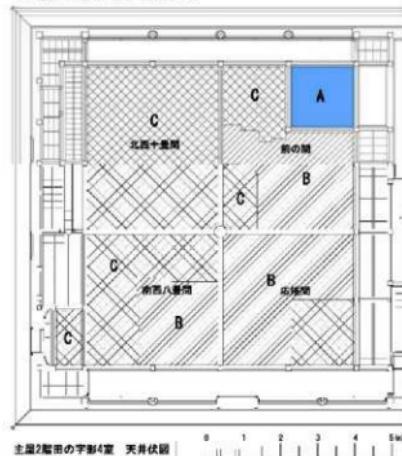


図3-2-12-1 模様印刷洋紙張付天井補修区分

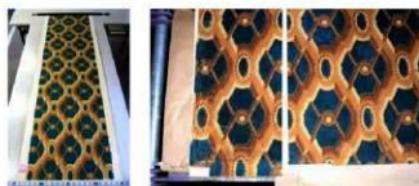


写真3-2-12-1 新規補足化粧紙（左）と補修・裏打ち補強古材（右）



写真3-2-12-2 張り直し状況（左手前1/3ほどが古材）

た。経年の雨染みなどが取れない箇所も多くあったが、ある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の保存を優先した。穴あき箇所には岩絵の具による補筆を最小限度行ない、薄い膠溶液を全体的に塗布して剥落止めを施した。階段室など外しした紙をそのまま張り付ける部分ではそれ以上の手を加えず、部分再用する紙については本紙の幅を保って継ぎ目で裁断し、再用に耐え得る部分を詰めて張り直した。

#### (下地処理)

天井木枠下地の状況を確認し、糊や紙屑を綿撚に取り除き表面を清掃してから、木枠の止釘は再度打ち込んで接着面を整え、釘頭に防錆処理としてニスを塗布して継ぎの滲み出しを抑制した。

#### (下張り)

在来の下張り工法は木枠下地に反古紙を場所により2~3回ペタ張りし、それに反古紙を2回張りした上にさらに反古紙をペタ張りしていたが、今回の工事では紙質以外は概ね在来の工法に倣い、以下を標準工程とした。

1. 隙張り 美濃紙
2. ペタ張り 2×3判の半分 石州紙
3. 下受け (袋張り) 2×3判の半分
4. 上受け (袋張り) 2×3判の1/4
5. 清張り (上受けをペタでしばる) 2×3判の1/4

#### (上張り)

室内を適正な温度と湿度に管理して、仮張りによって位置を定めてから模様の縱横の繋がりが合うように入念にペタ張りし、在来の工法通り四周を塗装四分一で脳天釘止めにて固定した。四分一の釘は原則として当初のものを再度同じ位置に打ち込んだが、欠失するものは在来に倣って作成したほか、効きの悪い箇所ではステンレス製目釘(黒色塗装)を新たに打った。

#### (シルクスクリーン印刷)

当初本紙の残りのよい部分を複写しパソコン上に移植して補正を加え、色ごとの重ね合わせ原版フィルムを5版作製した。色の濃淡・グラデーションはドット表現とし、フィルムを感光させて版を起こした。

四分一の下で褐色の少ない箇所や、昭和にスペア紙を用いて上張り補修された箇所を総合的に判断して色味を決定し、試し刷りを行った後、紙位置を正確に合わせて5回<sup>5</sup>の色寄せを行った。その際にはインクが詰まらない可能な限りの細かさとして網点50線(1pi)、濃度50%程度を使用した。

#### ③金散らし和紙張付壁(天井)

##### (1) 材料

下張紙・再用本紙裏打ち: 純楮紙(五匁 未晒)

受け張り紙: 純楮紙(三匁 未晒・古代色)

糊: 小麦純正でん粉 正魅煮糊

新規補足本紙: 雅皮・三極混合紙(920mm×620mm、本金一号金箔散らし、膠接着)

##### (2) 工法

###### (解体)

主屋2階では殆どの部分が後世の修理で剥がされ、別の化粧紙が張られていたが、解体は模様印刷洋紙張付天井に準じた。

###### (本紙補修)

再用紙は楮紙による裏打ち補強を行い、湿らせた和紙を軽く押し付け塵埃を吸着する清掃を数回行った。その際、ジョウダンノマ天井のものは補修と張り直し工程を見据えて、所々継ぎ目を剥がした。経年の色焼け・雨染みなどが取れない箇所も多くあったが、ある程度の見栄えの悪さは容認して当初仕様の保存を優先した。また散り際を中心とする穴あき箇所は大きなもの以外はそのままとし、同系色である裏打ち紙を化粧で見せた。大きな穴は不再用古材から切り取ったものを継ぎはぎした。

###### (本紙新規補足)

四分一の下などで変色の少ない箇所を参考に紙の色を決定し、全面に膠溶液を塗布し、在来に倣って金箔層を撒いた。紙の調色には夜叉を主体とし、化学染料で微調整した。

当初紙は経年の焼けなどによって濃い茶褐色となっていたが、新規補足紙は古色とせず灰黄色に復原したため色の違いが顕著であったが、隣り合う壁面同士の使い分けまでは許容し、同一壁面内での混用を避けた。

###### (写真3-2-12-3)

##### (下地処理)

主屋1階ジョウダンノマ天井の木枠下地処理は模様印刷洋紙張付天井に準じた。座敷飾り張付壁のうち、土壁に直接下張りを張る部位では、散り廻りの砂漆喰の剥がれた箇所は再度砂漆喰を平滑に塗り廻し、板壁に張る部位では凹凸のある箇所に捨て張りを施してそれぞれ平滑に調整した。

##### (下張り)

紙質以外は概ね在来の工法に倣った。在来の工法では土壁に直接下張りを張る部位で袋張りとされていたが、

<sup>5</sup> 当初材は黄土色の本紙に、茶・焦茶・クリーム色・緑青の4色を乗せ結果的に5つの色調構成となるが、今回の補足紙は全く同色の本紙が入手できなかったため、5色とも顔料インクによる再現とした。

付着が頗る殆どが剥離して浮いていたために今回の工事では以下を標準工程とした。また、主屋2階北西室のトコは、土壁と受け張り重ね代との色調差が透けて本紙に写るため、受け張りを3回行った。

1. 純張り（下地凹凸のある箇所に限る）純橋紙

2. ベタ張り 2×3判の半分

3. 下受け（袋張り）2×3判の1/4

4. 上受け（袋張り）2×3判の1/4

#### （上張り）

室内を適正な温度と湿度に管理して、再用紙はそれぞれ元の位置に張り付け、改変箇所に復原する新規補足紙も痕跡などにより当初の割付を推定して張り付けた。在来の工法通り、模様印刷洋紙張付天井と同様に四周を塗装四分一で固定した<sup>6</sup>。四分一の工法は模様印刷洋紙張付天井に準じた。



写真 3-2-12-3 当初本紙と補足紙の併用 (竣工ジョウダンノマ)

左側火焔窓周りが補足紙、右側梁棚が古紙

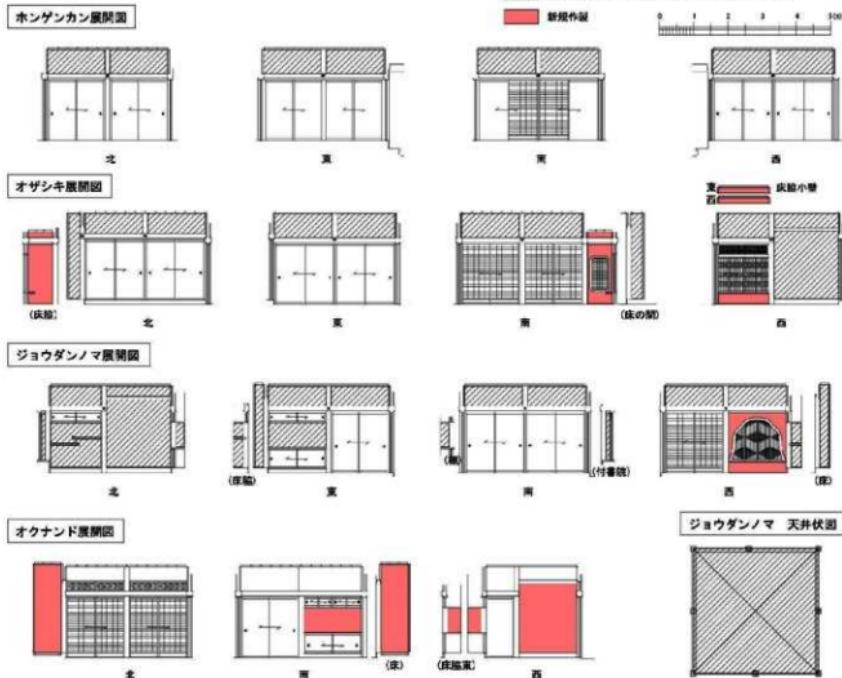


図 3-2-12-2 金散らし和紙張付壁(天井)補修区分1 (主屋1階)

\* オクナンド南面丁字棚の張付壁だけは当初より四分一が取り付けられず張り放しであったが、散り際からの剥離が懸念されるため、今回の修理で四分一を補す整備した。

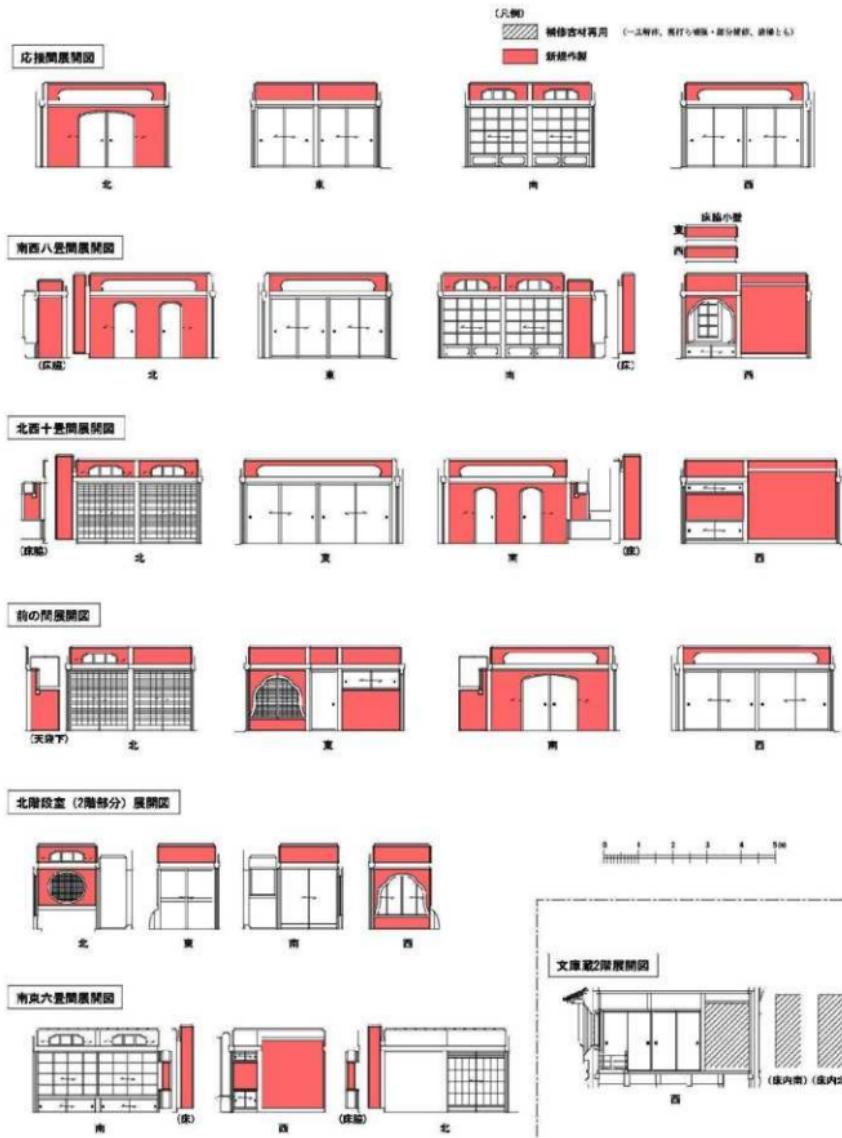


図3-2-12-3 金散らし和紙張付壁（天井）補修区分2（主屋2階、文庫蔵）

## 第13項 その他雑工事

### ①雨樋ほか板金

#### (1) 雨樋

補修再用した北土蔵軒樋受金具（首直角式）一式（6本）を除く全てをステンレス製のもので新規作成し、黒色塗装を施した。北土蔵の樋受金具は赤錆をケレンにより掻き落とし、腐食して寸足らずとなっていた受け部に肉盛り溶接した後、黒色防錆塗装を施し再用した。文庫

蔵西面南端に唯一残っていた長首式の軒樋受金具は再用せず保管資料とした。

首一胸直角式の軒樋受け金具（Aタイプ）は、再用した北土蔵のものを除き、垂木木口の現状及び将来の損傷を避けるため、垂木側面に釘止めとする仕様に変更して作製し、取り付けた。その際にはステンレス製の釘と木ネジを併用した。その他、雨樋工法表に示す通り。

雨樋工法表

呼称	位置	時代	在来の工法	実施の工法
<b>軒樋受金具</b>				
A	北土蔵南面	当	一式6本、鍛鉄製、首一胸直角式（首は投げ勾配なり）、受け部と首カシメ、腕尖頭部垂木木口打込。受け部両端の穴に通した鋼線で軒樋固定	受け部に肉盛り溶接補修再用。その他在来工法通り
B	# 南面・北面	-	存在しない	南面では当初樋受金具のスパンが大きいため間に挿入する補強とし、北面は維持管理上の必要性から本来設けられていなかった軒樋整備による。ステンレス製既製品及び加工材溶接、首一胸直角式（首は鉛直）、腕部尻は垂木側面に釘止め
C	東土蔵西面	-	一式5本、但し全て欠失。Fと概ね同様か（古写真に写る）	長さ・角度等を除きFと同様
D	# 西面・東面	-	存在しない	西面では当初樋受金具のスパンが大きいため間に挿入する補強とし、東面は維持管理上の必要性から本来設けられていなかった軒樋整備による。長さ・角度等を除きBと同様
E	# 西面土庇	-	下彫造り替えのため当初不明。Aと同様か	ステンレス部材でAタイプ形態複数。但し腕は垂木木口打込とせず、垂木側面に釘止め仕様
F	文庫蔵西面・東面	当	一式4本、西面南端を除き欠失 鍛鉄製、S字溝曲長首式。受け部と首カシメ、尻股縁りは折釘に馬乗りり・角縫状帶鉄で拘束。受け部両端の穴に通した鋼線で軒樋固定	ステンレス部材で形態復原。但し尻股縁りは3材溶接成形、折釘に馬乗りり・針金締め、補強として首固定金具を追加（軒揚げ塗りを介し側桁に打ち込み、頭は本体首部とネジ締め）
G	# 西面・東面	-	存在しない	当初樋受金具のスパンが大きいため間に挿入する補強。長さ・角度等を除きBと同様
H	# 蔵前	昭和後期	首一胸鋸角式、垂木側面に洋钉打ちの既製品。垂木端腐朽により当初は詳細不明。Aと同様か	長さ・角度等を除きEと同様
I	主屋上屋	昭和後期	首一胸鋸角式、垂木鼻隠板に突弾式既製品。当初はAタイプ、所々腕の断片が軒付に残存する以外全て欠失	長さ・角度等を除きEと同様
J	#	-	存在しない	スパンが大きいため間に挿入する補強。長さ・角度等を除きBと同様
K	主屋下屋	昭和後期	首一胸鋸角式、垂木側面に洋钉打ちの既製品。当初はAタイプ、所々腕の断片が垂木木口に残存する以外全て欠失	長さ・角度等を除きEと同様
L	#	-	存在しない	スパンが大きいため間に挿入する補強。長さ・角度等を除きBと同様
M	釜屋	昭和後期	首一胸鋸角式。鼻隠板に突弾式既製品。当初はAタイプ、全て欠失	長さ・角度等を除きEと同様
N	#	-	存在しない	スパンが大きいため間に挿入する補強。長さ・角度等を除きBと同様
O	便所（風呂）	平成	首一胸鋸角式、垂木側面に洋钉打ちの既製品。垂木も交換され当初は不明（古写真に前身樋（中古か）が写る）	位置・スパンとも都合よく整備。長さ・角度等を除きBと同様（風呂共）
P	ミセ上屋北面・下屋	昭和後期	首一胸鋸角式、垂木木口に突弾式既製品。当初はAタイプ、全て欠失	長さ・角度等を除きEと同様
Q	上記+上屋南面	-	存在しない	当初樋受金具のスパンが大きいため間に挿入する補強とし、上屋南面は維持管理上の必要性から本来設けられていなかった軒樋整備による。長さ・角度等を除きBと同様

堅縛受金具				
主屋・ミセ	共通	昭和後期～平成	柱または外壁に突挿式既製品デンデン。当初は外壁に打ち込んだ皆折和釘と堅縛を鋼線縛り。所々和釘や和釘穴が残存する以外当初は全て欠失。	ステンレス製既製品デンデンに胸を溶接加工。、突挿式
土蔵3棟	共通	—	柱または外壁に突挿式既製品デンデン。文庫蔵1箇所の折釘に絡み鋼線縛る以外当初は全て欠失。当初は主体部折釘または庇柱に打った和釘と堅縛をそれぞれ鋼線縛り。	上記と同じものを整備
構				
軒樋	共通	—	塗ビ製既製品。当初は鉄板製?。北土蔵内に一部保管材(時代・使用位置不明。トタン製φ100 内外半割・耳巻き)	ステンレス製、φ105 mm半割
堅縛	共通	—	塗ビ製既製品。当初は鉄板製?。北土蔵内に一部保管材(時代・使用位置不明。トタン製φ55、溶接)	ステンレス製、φ60 mm及びφ75 mm、ハゼ組。軸継続位置は維持管理を考慮し、漏斗状加工として舷底尻を受ける。
舷				
海老型	主屋主体部・土蔵	—	塗ビ製既製品。当初は鉄板製?。全て欠失	厚0.4 mmステンレス板金加工。ハゼ組
丸型	主屋突出部・付属棟	—	塗ビ製既製品。当初は鉄板製?。北土蔵内に一部保管材(時代・使用位置不明。トタン製溶接)	厚0.4 mmステンレス板金加工。ハゼ組

※上記は再用材・新規補足材・材質に関わらず(防錆) 黒色塗装を施して使用。

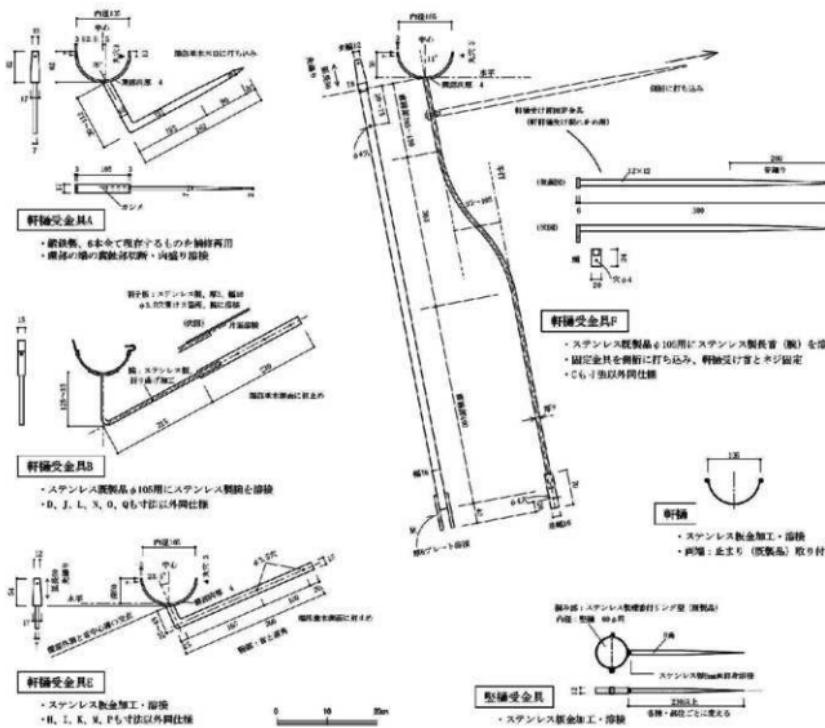


図3-2-13-1 構施工部材概要図 (本図のアルファベットは便宜上の区分名称であり、他項のような時代区分の意味はない。)

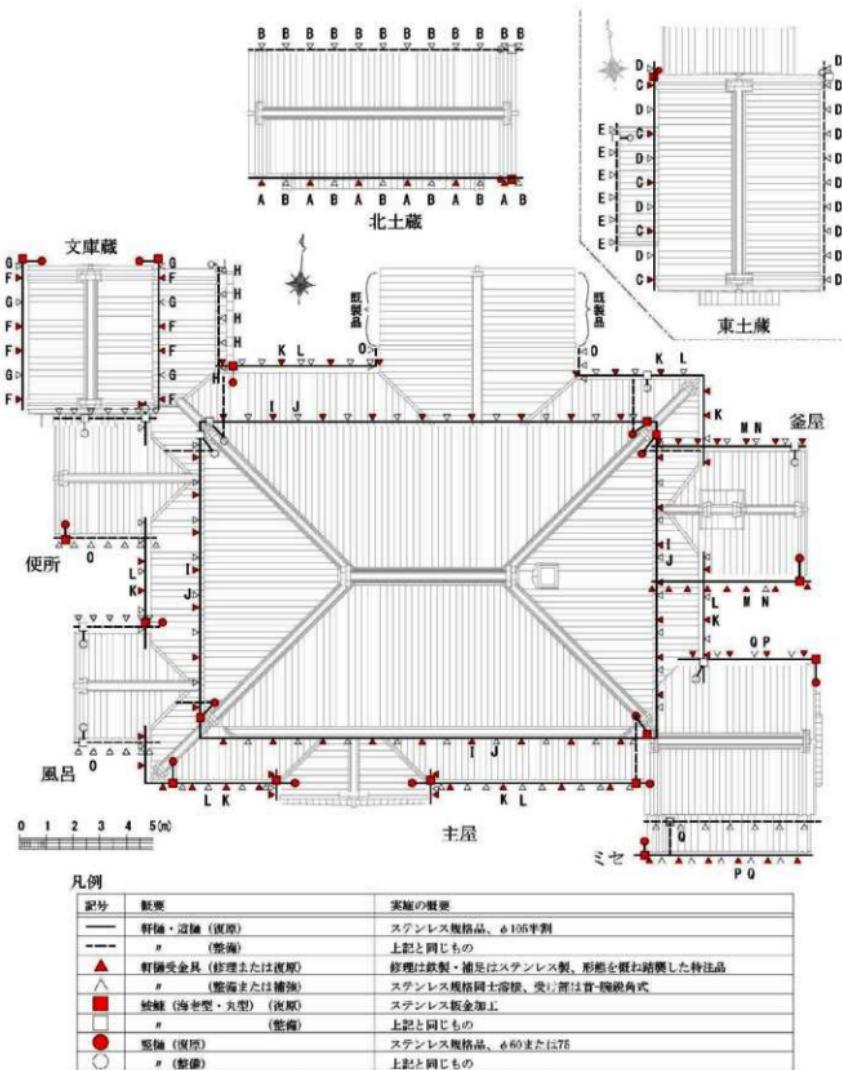


図 3-2-13-2 建施工配置図（本図のアルファベットは便宜上の区分名称であり、他項のような時代区分の意味はない。）

## (2) その他鋼板包み

主屋2階窓水切鋼板包みに関して、南面窓水切りは昭和以降の長尺鋼板に替えられていたが、木下地の補修に際して当初の割付（張り足 297 mm、ハゼ 6 mm）に戻した。本来の鋼板包みは、当初の状態を残す北面窓のものと同じく脳天釘打ちであったことが痕跡より分かったが、北面は今回の工事では手をつけなかったため旧規はそこで保存することとし、南面では雨仕舞を考慮して吊子を併用する鋼釘止めとし、脳天釘止めとしなかった。

また、文庫蔵鋼板葺下屋の壁鋼板包み（明治15年頃増築）は、在来は葺足葺き足 297 mm×245mm、ハゼ 6 mm、見え隠れ鋼釘打ちで施工されていたが、下部は基礎石組に載せた木部下端につらいちで鋼板切り離しとされていてことにより雨水を呼び込み、木部の腐朽を招いていたため、今回は鋼板包み下部の仕舞を水切り付きに加工し、基礎石組上角を包み込むように変更した（写真3-2-13-1）。

## ②防蟻土壤処理

主屋・ミセ・文庫蔵・東土蔵・北土蔵において、1階床下全面に、グレネードMC（日本農薬株式会社）を用法に従い125倍希釈したものを、1m<sup>2</sup>当たり3リットル以上噴霧した。東土蔵のように敷石を解体しなかった部位でも石目地から十分浸透するよう留意しながら全面噴霧を行った。

## ③修理銘板・銘札

修理銘板は幅27cm×長87cm×厚1.5mm、修理銘札は幅2.5cm×長18cm×厚1.5mmの伸銅磨板とし、修理年月、完了年度、工事種別などを陰刻（墨差し共）し、見やすい位置へ銅鋸釘で止め付けた。

## ④防災施設ほか設備復旧

平成19～20年度の防災施設事業（国庫補助事業）により設置された自火報などは、原則として今回の保存修理事業の支障範囲に当たるものを見落とし、修理の完成に合わせて復旧するため、防災施設事業の立ち上げは行わなかった。保存修理の復原整備に伴い修理前の空間構成が変わったことにより新たに必要となった機器の増設や代替えは保存修理事業内で行った。

また、既設の照明・コンセント設備なども同様に、原則として今回の保存修理事業の支障範囲に当たるものを一旦撤去し、修理の完成に合わせて復旧したが、今後の維持活用に合わせて新たに必要となった照明など設備機器の更新や増設などは、令和2～3年度で別途立ち上げた保存活用事業の工事範囲で実施した。

## (1) 自動火災報知設備復旧（図3-2-13-3）

解体工事と平行して既設の自動火災報知設備を取り外し、組立工事の進捗と合わせて、原則として同設備を同機器・同仕様にて復旧した。但し、解体して使えなくなった空気管は新しいものに替え、熱感知式スポットで取替が必要となったものは、文化庁指導を経て煙感知式のものを補足するなど、より望ましい性能の機器で更新するよう留意した。

## (2) 避雷設備復旧

各建物の既存の避雷設備は一旦取り外し、屋根工事の途中及び完了後に復旧した。各棟の大棟は、修理の際に雁振瓦の紐巻き漆喰を復原したため、避雷導体を取り付ける際の既製品取付金具が使用できなくなつたため、雁振瓦天に瓦質の受台を置いてこれに胴体を結わえ付けた（写真3-2-13-2）。

## (3) 屋内消火栓整備

釜屋の解体修理・内部復原に伴い、既設の屋内消火栓（1階用）1基をカッテ位置へ整備した。主屋板間（中二階）の同消火栓（2階用）1基は現状位置のままとしたが、1階消火栓の移設により変更した配管ルートに合わせ、管の配置換えのみ行った。

## ⑤旧台所棟復旧

主屋北突出部である旧台所棟（指定範囲外、平成4年木造・新材で改修）は、保存修理工事における素屋根建設及び主屋主体部修理の支障となつたため解体撤去し、痕跡よりうかがえる当初台所の骨格に合わせ、規模・グレードが在来のものを超えない範囲で復旧した。復旧棟は梁間5.545m×桁行4.181m、平家建（RC独立基礎）、桟瓦葺とし、活用で用いる便所など便益施設・その他の内部工事は保存活用事業の工事範囲で実施した。



写真3-2-13-1 文庫蔵鋼板葺下屋壁鋼板包みの仕様  
(修理前) (修理後)



写真3-2-13-2 大棟避雷導体取付仕様（東土蔵）

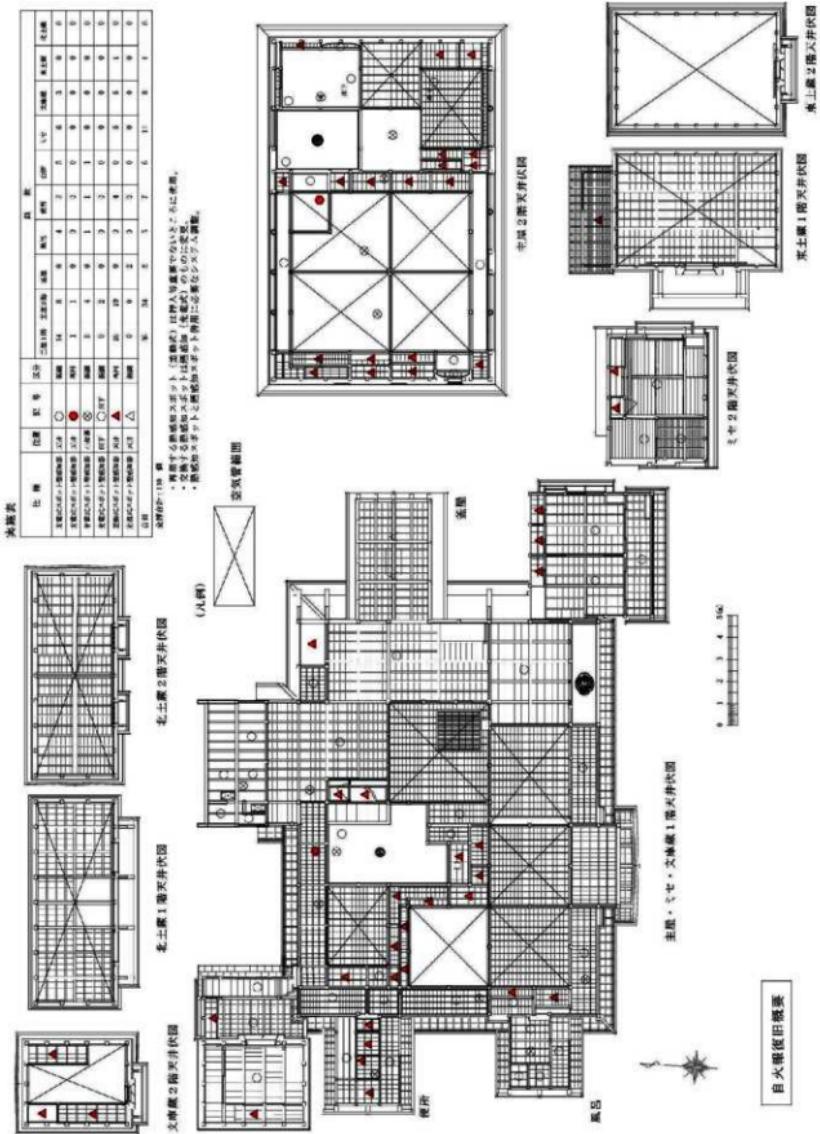


図 3-2-13-3 自火報設備復旧図

## 第14項 石塀工事

### ①概要

2本の正面門柱以外は解体修理とした。解体石材の内、再用に耐えないものは取り替え、割損するものはステンレス製ダボ及び樹脂による接着修理をして所定の位置に積み直した。石材の角や表面が一定以上欠落している部分には擬石モルタルで内盛りを行い周囲と馴染ませた。基礎石は所定の範囲を解体し、後施工アンカーを設置し根石や地盤との定着を図った。石塀の積み方は、在来に倣って砂漆喰を挿入して圧着させる工法を採用了。但し、在来の砂漆喰は雨水の侵入により溶出する箇所が多かったため、今回の修理では砂漆喰に無機固化安定剤を加え硬化後に溶けにくいものとした。

基礎石と壁石には凝灰岩が用いられていたが、軟石であり風化・割損するものが多く、積層構造の重量物にはあまり適さないと判断したため、今回の取り替え石材は笠石に倣り全て安山岩とした。

尚、全ての石塀は耐震診断の結果、構造補強が必要と判断されたため、組積の際には各石材の一体化を図るために、壁石上下面と笠石下面には全てにステンレスダボピンを挿入してずれ止めを行い要所に補強用鉄骨支柱を挿入した。(本章第4節「耐震診断と構造補強」参照)

#### (施工範囲)

- ・南塀、庭塀…笠石、壁石、上段基礎石(一部地中に埋まっている範囲を除く)
- ・西塀…笠石、壁石
- ・北塀…笠石、壁石、上段基礎石、下段基礎石
- ・東塀…笠石、壁石、基礎石(現状変更により全て新材で施工)
- ・庭門…笠石、壁石、アーチ部追石・要石・柱石

### 石塀工事工法表(石塀)

時代 初当:明治6~9年頃、A:明治15年頃、B:明治後~末期、C:大正~戦前、D:戦後~昭和後期、E:平成以降

区分	在来の工法		実施の工法
	時代	仕様	
笠石	当	安山岩切石、上面仕上不明、側面目縁つき仕上、鉢場仕上、下面化粧部サシバ叩き仕上(南塀西門柱付近の外下面のみ水切り溝付)。代表寸法:366×成191×833。コーナー付近上端にずれ止め鉄錆打ち込み、左右合端砂漆喰調整	一部取替。上面ビシャン仕上、内側面・内側下面化粧部荒ビシャン仕上。外側面・外側下端化粧部は在来の加工に準じた。(砂漆喰据え) 下面壁石とステンレスダボピン、砂漆喰で固定
	E	西塀一部積み直し	
壁石	当	凝灰岩切石整石7~9段積み、サシバ叩き仕上、化粧面四周切面取り。代表寸法:265×成229×833。コーナー付近上端にずれ止め鉄錆打ち込み、上下左右合端砂漆喰調整	一部取替。補足材は安山岩切石、内側面荒ビシャン仕上、その他の在来の加工に準じた。 各石上下面2箇所ずつステンレスダボピン、砂漆喰で固定。構造補強支柱通りで2箇所ガセットプレートを挿入。庭塀は両端に2箇所ずつ繋ぎ鋼材挿入
	E	西塀、南塀隣石モルタル補修。西塀一部積み直し、据付にセメントモルタル使用	



写真3-2-14-1 壁石旧材(上)と新材(下)仕上加工確認状況

上段基礎石	当	2石抱き合わせ。凝灰岩切石、仕上不明（外側割肌瘤出しし？） 代表寸法 180×成 260×833。コーナー付近（庭廊は全面）上端に開き止め鉄鍵打ち込み、下段基礎石に砂漆喰据え	一部取替、補足材は安山岩切石、外側外側面化粧部玄能削肌瘤出し仕上、内側外側面化粧部風化調観ビシャン仕上。 要所上端に開き止めステンレス鍵打ち込み、セメントモルタルで固定。構造補強支柱通りで2石中央に後施工アンカー打ち込み、抱合せ面セメントモルタル注入。下段基礎石にセメントモルタル据え。
下段基礎石 (現状は北側を除き過平地中)	当	上段基礎石に同じ。ただし、南側西半北側（庭廊～西端区間）安山岩自然石φ300内外（一部上端平らに成形）。北側内側安山岩切石及び凝灰岩切石（上段基礎石に同じ）、北側外側は石垣	北側内側のみ積み直し。その際、石垣の不陸に合わせてなじんだ石材は安定のため、上部に調整モルタルを入れ上段基礎石を据付。北側外側石垣は、中央部がはらみ出していたため、最上部の石のみ一部是正。その他存置
最下段基礎石 (現状は埋立、一部発掘確認)	当	安山岩切石、サシバ叩き仕上、成240内外。 根石に飼石据え	存置
門柱	当	安山岩切石、赤目。南・北・内側面中程つつき仕上、額縁（上下くり型）磨き仕上。上面仕上不明。構築ら。地上部寸法315×283×2724。鉄製肘坪金具各2箇所付。（西門肘坪金物は欠失）	存置。本項⑤「門柱補修」参照
庭門	当	安山岩切石。アーチ部泊石・要石・柱石磨き仕上。笠石面済・下面化粧部ビシャン仕上。柱石は礎石に構築	全て再用。アーチ柱石及び泊石同士はステンレスダボ固定
(※)補足石材の加工は、外側見え掛かりの部分は在来工法に依り、内側（敷地側）などの目に付きにくい箇所は周囲の風化に合わせ荒ビシャン仕上げとした。			
(※)西廊は、平成16年の台風で倒壊して積み直されており、壁石が不足し一部壁石8段積となっていた。当初は全て9段積であること		は古写真から明らかで、今回の工事では全て壁石9段積に復旧した。	

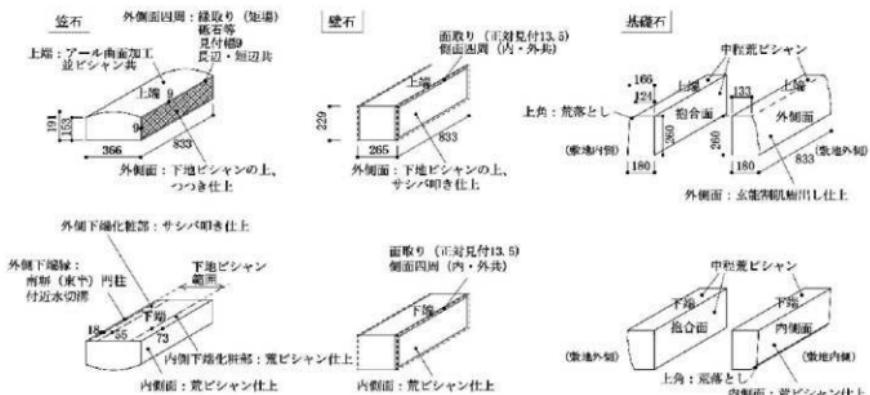


図3-2-14-1 石塀補足石材加工概要

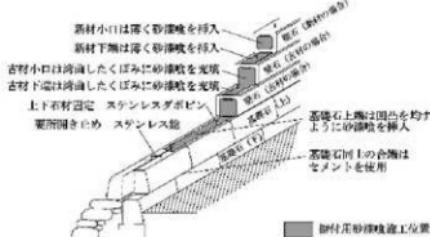


図3-2-14-2 石塀組積工事概要

## ④古材補修

## (1) 接着修理

割裂した古材同士、または不採用となった別材同士を接着した。接着面は整形・清掃等行い塵埃を除去して所定の位置にドリルで下穴をあけ、樹脂を充填した後にステンレス製ネジ型ダボ1~2本を插入し、さらに石材接着面にも樹脂を塗布して固着を行った。硬化するまでパンード等で締め付け、硬化後には化粧面に現れる割れ目に擬石モルタルを擦り込み馴染ませた。

## (2) 表面肉盛補修

組積終了後、石材表面・角等で風化の目立つ古化石化粧面は、擬石モルタルで薄く肉付けを行った。標準工程、材料は、本節第4項「基礎工事 ③石材補修」に準じた。但し、欠損が大きい箇所は補足石材の破片を骨材として挿入し、欠損が小さい箇所は第1工程を省略した。

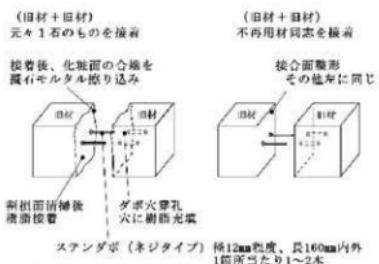


図3-2-14-3 接着修理概要図



写真3-2-14-2 表面肉盛補修 捲修前(左)と捲修後(右)

## ⑤ 門柱補修

### (1) 清掃

表面の付着汚れは高圧洗浄で除去し、地衣類に対しては、地衣類・藍藻類除去剤(コレトレール)を塗布した。尚、門柱背面に設けられた後補鉄筋コンクリート控えは、構造補強工事で支障となるため解体撤去した。

### (2) 肘坪金具取り外し、後補モルタルの除去、肉盛り補修

門柱には鉄製の肘坪金具が打ち込まれていたが、錆びて周囲の石を割裂させ、応急的にモルタルで補修がなされていていた。今回の工事では別に鉄骨の吊り柱を建て、それに肘坪金具を取り付けることで、門柱への負担をなくす方針とした。残存する肘坪金具(東門柱2箇所)は、周囲のモルタルを除去した上で、丁寧に取り外し保管した。欠損部は肉盛り補修を行い、工程、材料は本節第4項「基礎工事 ③石材補修」に準じた。仕上げは在来の工法に倣いつつき仕上げとし、色合わせにアクリル樹脂、珪砂、色粉を用いた。

## ⑥ 積層柱

南堀と西堀の取合い内側に、壁石、笠石と同種の石を積層した柱が建っていた<sup>7</sup>。積層柱は石碑にもたれかかる構造で、内部には小石が詰め込まれていた。積層柱内に隠れていた石碑に、当初の風化していない表面加工が確認できることから、積層柱は当初から設置されていたと考えられる。石碑本体とは縁が切れており、目地も繋がらず金具による一体化補強も難しかったため、構造的に不利な要素である積層柱は復旧せず、記録保存とした。



写真3-2-14-3 門柱 修理前(左)と肩吊り柱設置後(右)



写真3-2-14-4 門柱肘坪金具 取り外し前(左)と取り外し、肉盛り補修後(右)



写真3-2-14-5 積層柱全景

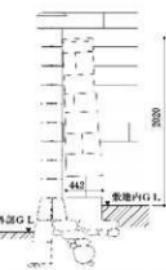


図3-2-14-4 積層柱東側面図

<sup>7</sup> 西堀内側中央部にも石積の台が建っていた。西石碑とは独立しており、内部には壁石と同種の石や土が詰め込まれていた。用途は不明だが、小型の鎮守社の基壇かもしれない。今回の工事では、支障がないため存置した。

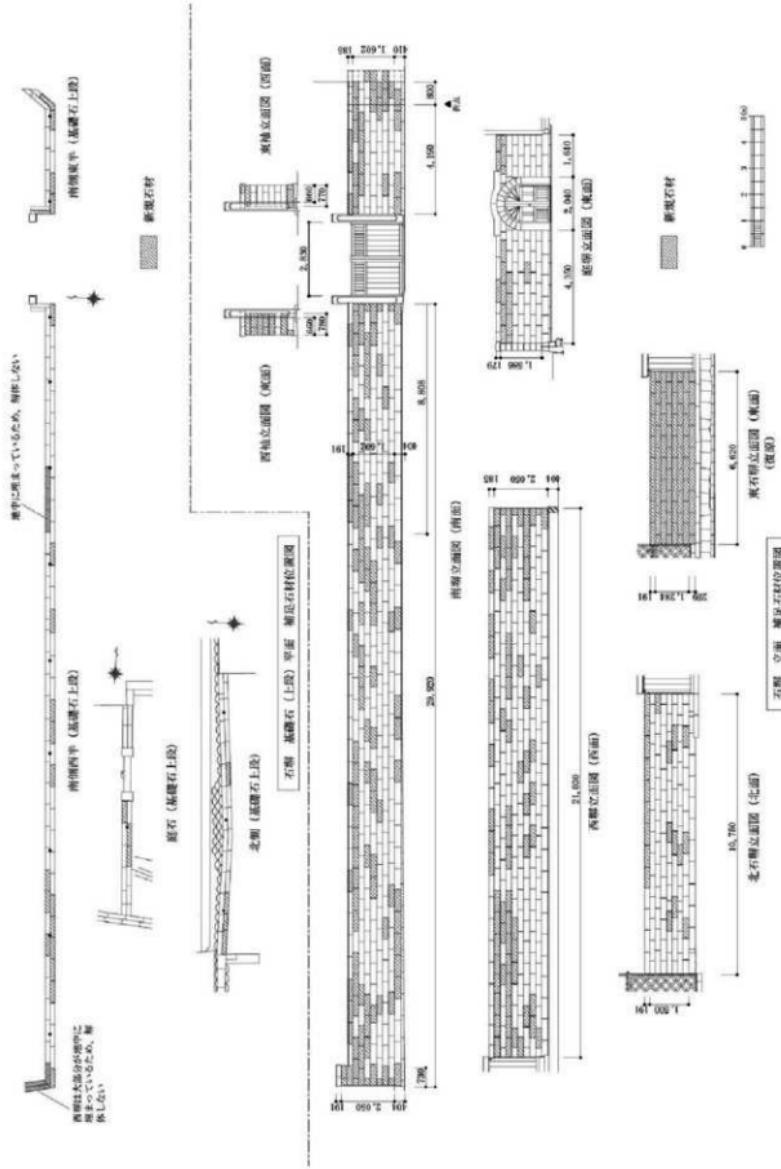


図 3-2-14-5 石塀補足石材配置図

## 第15項 共通工事

### ①概要

保存修理工事に着手した後、宅地境界に近接して建てられている看板を解体し、工事完了後に一部を復旧した。宅地内で工事に支障となる樹木は随時伐採もしくは剪定を行った。宅地外南側の空地から宅地西側駐車場の西側～北側にかけて仮囲いを設置し、駐車場へ2箇所のシートゲート、南側の空地へ1箇所のバネルゲートを設置し、駐車場北側のポンプ室付近には通用口を設置して第三者の立ち入りを制限した。南側の空地には地盤面へ養生シートを敷き込み、その上に砂利を敷き均して全面に敷設板を設置した。保存工作小屋は3棟建設して、宅地西側駐車場には監理事務支所を建設するとともに仮設トイレも設置した。

石塀組立工事（第III期）工事その2）以降では、仮囲いを一部変更し、シートゲート及びバネルゲートをクロスゲートに変更するとともに、保存工作小屋は撤去して石材を仮置きするスペースを十分に確保した。

上記仮囲いなど共通仮設は、それぞれ工事の進捗に合わせて随時盛替え・拡張などの変更を加え、工事完了後に撤去した。

### ②保存工作小屋

解体部材などを格納して木工事などの工作場とするため、組立式仮設ハウスを建設した。基礎はコンクリートブロック置とし、各内部には単管組で奥行0.9m、高さ1.8mの規模で、2段組の格納棚を設置した。

- ・保存工作小屋（1）：4×6間、2階建、宅地西側
- ・保存工作小屋（2）：3×8間、平屋建、宅地南側
- ・保存工作小屋（3）：3×7間、2階建、宅地東側

### ③監理事務所

宅地西側駐車場に、設計監理者及び施工元請業者の駐在監理・打ち合わせ・休憩などに用いる組立式仮設ハウス（4×3.5間、2階建）を建設した。

### ④シートゲート等

- ・シートゲート：巾3.6m、高さ4.5m
- ・バネルゲート：巾5.4m、高さ4.5m
- ・クロスゲート：巾6.0m、高さ1.8m

各ゲートの両脇は仮囲いに接続し、必要に応じて転倒防止用の控え单管を設けた。石塀組立工事の際にはシートゲート及びバネルゲートはクロスゲート（キャスターゲート）に変更した。

### ⑤通用口

駐車場の周囲に設置した仮囲いのうち、ポンプ室上家付近の1ヶ所に幅0.9m、高さ2.0mの鋼製片開きドアを設置し、施錠できるようにした。

### ⑥仮囲い

工事区域内に第三者が立ち入ることを防止するため、仮囲いを建設した。建地の単管は転倒を防止するため、地中へ十分に打ち込み強度を確保し、各建地には控えの筋達等を設け、壁面には単管を下地に成型鋼板（白色、H=2.0m）を固定した。また、成型鋼板の要所には工事関係標識を取付けるとともに、情報発信の一環として工事説明版を取付けた。

### ⑦碎石敷均、敷設板

宅地外南側の空地には、地盤面に養生シートを敷き込んだ上で碎石を敷き均して転圧をかけ、上に厚さ22mmの仮設鉄板を敷き込み、要所を鍛錆治にて固定した。

### ⑧樹木伐採等

北土蔵・北側石塀付近において外部足場などの建設やそのほかの工事に支障となる樹木を伐採し、その他樹木は工事に支障となる枝葉を随時剪定した。

### ⑨看判撤去

作業通路を確保するため、宅地境界に近接して立つ看板（3箇所）を解体格納し、主屋等組立工事完了後に南側の観光案内看板のみ復旧した。

### ⑩仮設トイレ

宅地西側駐車場には、汲み取り式の仮設トイレ（大・小・手洗付）を設置した。

### ⑪諸設備

保存小屋や素屋根内部などには電気設備や給排水設備を設け、それぞれに消火器などの消防設備を設置した。

### ⑫危害防止

工事実施にあたり、法律上必要な危害防止および安全衛生上のことに關しては、適当な施設を設け、かつ防火対策を講じた。また、各仮設物は工事期間を通じて、强度上必要な補修や補強を行い、安全を確保した。

### ⑬場外土置き場

松城家宅地の空地では十分なスペースが確保できず、練り返した時の臭気も考慮して、宅地より3.7km離れた沼津市所有の土地を利用して左官土置き場を設けた。外部とは仮囲い・バネルゲートで区画し、コンクリートブロック2段積みで土置き場を作製し練り場とした。



仮囲い・バネルゲート



左官土ネタ場

写真3-2-15-1 場外土置き場

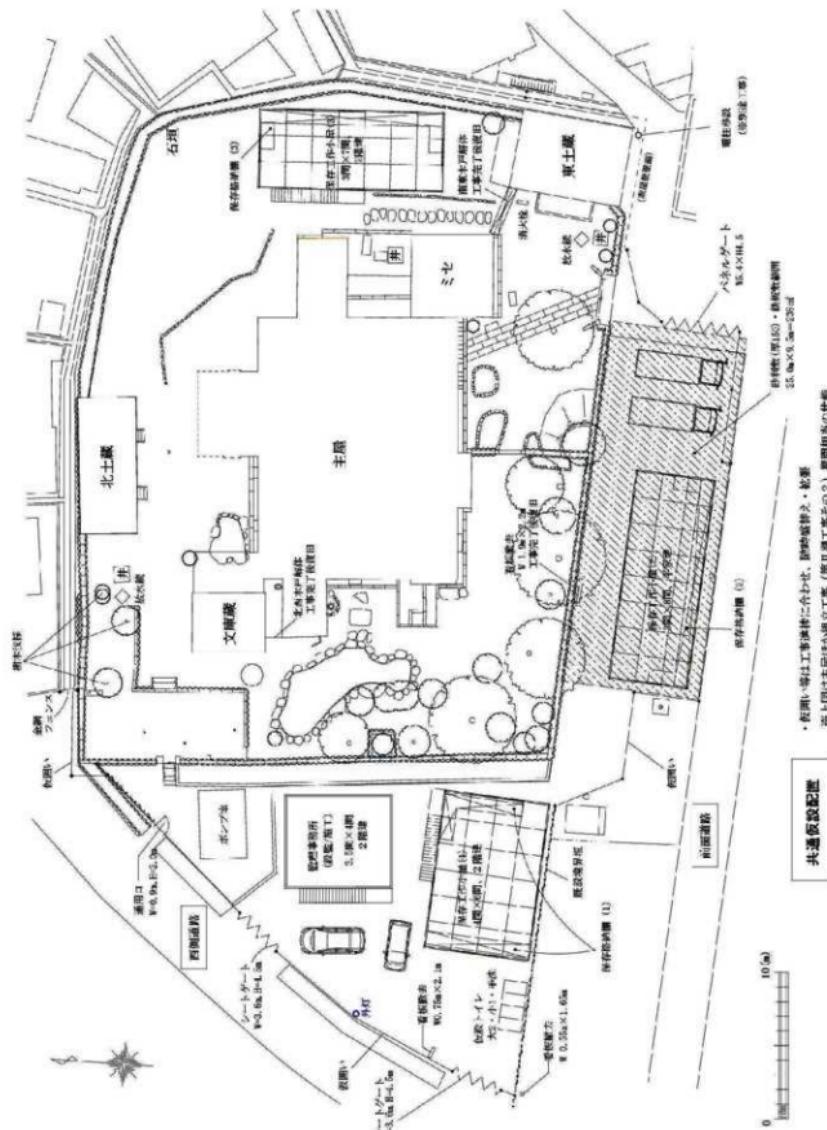


図 3-2-15-1 共通仮設概要図

### 第3節 現状変更

解体工事に伴う各種調査により、松城家各建物とも当初の形式とその後の変遷がほぼ明らかとなった。その成果をもとに沼津市、文化庁、静岡県と協議を重ねた結果、各建物の明治初期の姿に復旧整備することとなった。本事業では、修理対象となる建物が複数に及んだうえ、建物の立地や工程の都合上、周囲の建物から工事に着手した。これに伴い、建物の現状変更手続きについても2度に分けて申請を行った。

第1回目の手続きは、文庫蔵・東土蔵・北土蔵・宅地及び畑を対象とし、平成30年5月に現状変更許可申請書を提出し、同年7月20日、30受付第878号をもって許可を得た。

また、第2回目として、主屋・ミセ・門及び塀について平成30年9月に現状変更許可申請書を提出し、同年11月16日、30受付第377号をもって許可を得た。

#### 第1項 第1回現状変更 要旨・説明 (文庫蔵、北土蔵、東土蔵、宅地及び畑)

松城家住宅は<sup>注一</sup>、西伊豆の良港として栄えた戸田を流れる戸田川の右岸に所在する。松城家は、江戸後期から廻船業を営んで財をなし、戸田村の取締役も務め、明治五年までに現在の土地を得ていた<sup>注二</sup>。

宅地の中央には南面して主屋が建ち、主屋の東面南寄りにミセ、北面西端に文庫蔵を接続する。宅地南東隅には東土蔵、北辺中央に北土蔵を配し、南面東寄りに門を構え、南辺から西辺及び北土蔵まで石垣を廻し、北土蔵から東土蔵の間に石垣を築く。宅地の西側は旧菜園で、西北辺に石垣を築く。敷地の東辺と北辺には水路がある<sup>注三</sup>。

建築年代は、主屋が棟札から明治六年の上棟、大工は上田儀兵衛であることが明らかで<sup>注四</sup>、ほかは主屋と同時期に整えられたと考えられる<sup>注五</sup>。

文庫蔵は桁行四・五メートル、梁間三・六メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造、桟瓦葺である。外壁は漆喰塗に海鼠壁とする。一階東面の戸口前には下屋で藏前を設けて書棚を造り付け<sup>注六</sup>、さらに銅板葺の下屋を池の上に張り出し金庫を置く<sup>注七</sup>。一階は板敷で北面と西面に押入を設け、二階は疊敷に漆喰塗天井で西面北端を床とし、東面と西面に押入を設ける。部材の劣化に伴い、明治末頃と昭和末頃に藏前の床板を張り替えた。昭和末頃には藏前書棚も改造され、平成一五年までに破損が進んでいた外壁の水切を撤去して応急修理が行われた。

北土蔵は桁行九・一メートル、梁間三・五メートルの土蔵造二階建、東西棟の切妻造、桟瓦葺である。外壁は漆喰塗に

海鼠壁で、南面二箇所に石段と戸口を設ける。内部は中央で間仕切り、東室を味噌蔵、西室を米蔵とし、一階の床は石敷一部土間とする<sup>注八</sup>。大正時代から昭和戦争頃までの間に、内部壁面の中塗仕上げに漆喰を塗り重ね、東面外壁の海鼠壁を板張に変更している。これ以降、二階の棚の撤去や庇の応急修理が行われた。

東土蔵は桁行七・三メートル、梁間五・〇メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造、桟瓦葺で、質藏とも呼ばれた。外壁は漆喰塗に海鼠壁で、西面に戸口を設けて庇をつけ、北面には下屋を設ける。一階は北半を切石敷、南半を板敷とする。二階は北面を押入とし、天井は押入内を含めて漆喰塗とする。明治末頃に二階の棚を撤去して、北側に押入を設けている。大正時代から昭和戦争頃までの間に、東面外壁上段の漆喰壁を海鼠壁に変更し、北面下屋が改造されて便所が設けられ、西面出入口の庇が現状の簡易なものに替えられた。

外周の石塀は、整層切石積、谷切の目地として笠石を載せ、高さ二・〇～二・七メートルである。北土蔵と東土蔵の間の石垣は、野面積で高さ一・五～二・〇メートルである。東土蔵の北側には蓄油蔵が建っていたが、昭和二一年頃に戸田の他所に移築され、現存している<sup>注九</sup>。

今回の修理に伴う調査により、文庫蔵、北土蔵、東土蔵、宅地及び畑のうち石垣について、建築当初の姿とその後の変遷が概ね明らかになった。松城家住宅は、当初の建物配置、構造形式や平面構成のほとんどは、今まで保たれている一方、明治末頃から、風水害や関東大震災などの度重なる災害による破損に対応して、応急修理や改造が行われてきた。よってこれを機に、建築年代の明確な擬洋風住宅の外廻りの構えとして、明治初期の姿に復旧または整備する。

注一 松城家住宅七棟は、平成一一年に登録有形文化財（建造物）に登録。平成一八年七月五日付で重要文化財（建造物）に指定され、平成一九年に公有化された。

注二 松城家は、文化年間から船を所有し、江戸や瀬戸内海方面の廻船を運行した。文政年間に旗本小笠原氏の戸田村取締役を務め、松城姓を与えられた。嘉永七年（一八五四）のロシア船ディアナ号沈没事故の際、代船「ヘダ号」の造船御用掛（八名）を勤めるなど、造船も手がけた。田方郡戸田村は平成一七年に沼津市と合併した。

注三 明治五年作成の附指定の家相図と現状を比較すると、主屋南の土蔵は建設されていないなど、家相図を原計画として再検討の上、各土蔵が建設されたと思われる。

注四 棟札に「上田儀兵衛」とあるが、「日記出入証帳」（沼津市所蔵）で「植田」とある。大行寺（沼津市戸田）の過去帳には「植田宗吉父儀兵衛事」として、戸田小中島の大工で本堂再建の棟梁でもあった「植田儀兵衛」（文

政一二年（一八二九）～大正三年）がある。「日記出入  
請帳」には「懸物」も認められる。

**注五** 「日記出入請帳」に、明治六年一一月から同八年一一月までの上田儀兵衛開連の支払記録があり、これ以降も明治一一年までの別の大工や諸職への支払記録があることから、主屋はじめ主要な建物は明治九年頃までに整えられたが、その後もしばらく工事が続いたものと思われる。

**注六** 旧所有者（松城みどり氏）の兄（大正八年生まれ）が、戦時に書き残した平面図に「書棚」と記されている。実際の用途は不明。

**注七** 鋼板葺の下屋部分は、「明治一五年松城兵作日記」（沼津市所蔵）から明治一五年の増築であることが判明し、それ以前の蔵前側廻りの構えも判明する。ただし、当時の当主松城兵作（熊三郎・天保一〇年（一八三九）～明治二五年）の祖父（一叟・寛政八年（一七九六）生）が没した明治一三年を、工事の中断期間と捉えれば、明治一五年の増築までを建築当初の一連の工事と判断できる。その後、明治時代は補修程度の工事だけが確認出来る。

**注八** 家相図には北土蔵の位置に対応する建物に「味噌香ノ物大吉」とある。旧所有者の兄が戦時に書き残した平面図にも「味噌倉」とある。戦前に撤去された西土蔵が元々の米蔵だったと伝わるので、撤去に伴って北土蔵の用途が変化したと判断できる。

**注九** 松城家住宅から一・五キロメートル上流側に移築され、他家で使用されている。桁行四・五メートル、梁間三・六メートル、土蔵造二階建、切妻造、棧瓦葺、出入口廻りに庇を設け、一部を部屋とする。家相図と現状の配置を比較すると、東土蔵と醤油蔵は入れ替えて建設されたことがわかる。松城家屋号（丸に千）の鬼瓦はじめ、海鼠瓦や屋根瓦は移築時に再利用されている。

### 【文庫蔵】

#### 一 外壁に水切を復する。

外壁は平成一五年に修理が行われ、当時の精算書や工事写真が残る。平成五年の古写真では南面と西面に水切があったことが判明する。外壁の大部分は中塗まで残存しており、水切下地の当たりと打ち付けた角釘痕跡が確認できる。

以上により、外壁に水切を復する。

#### 二 蔵前北面の中段棚を撤去し、四段の書棚を復して建具を整備する。

現在の蔵前北面には幅一間の棚が設けられている。このうち中段棚の棚板と框が、互いにビス止めであることから後補

材と判断される。柱には、敷居、中敷居の痕跡が確認できるとともに、壁に棚板掛や棚板の当たり痕跡が確認出来ることから、当初は四段に区画する書棚であったことがわかる。

以上により、北面の中段棚を撤去し、四段の書棚を復して建具を整備する<sup>注一</sup>。

**注一** 建具は撤去されて不明であるため、文庫蔵一階押入の建具を参考に整備する。

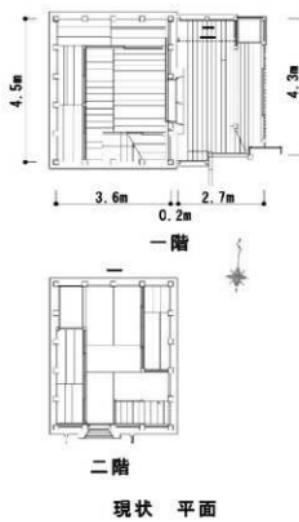


図3-3-1-1 文庫蔵 要旨位置図

### 【北土蔵】

#### 一 南面出入口の庇を旧規に復する。

現在の南面出入口の庇は、腕木で出桁を受ける片持ち式で、トタン葺とし、南面の東西二箇所の出入口に一連で架かる。この庇は平成一五年の台風被害によるトタン葺の応急修理を受けているが、昭和三〇年代の古写真でも既に鉄板葺であった。また、現状の庇取付の上部には瓦葺の熨斗積を示す溝みが確認できる<sup>注二</sup>。解体したところ、出入口両脇の柱四本に旧の垂木掛を打ち付けた角釘穴と<sup>注三</sup>、腕木取付箇所よりも下方に仕口が確認出来た。仕口のうち一箇所（西出入口東柱）では鋸目付方杖の断片が取り付いたまま残していた。これにより当初の庇は棟瓦葺<sup>注三</sup>、方杖と腕木で出桁を受け、木部を塗り込めていたことが判明した。また、熨斗積、垂木掛の位置と方杖の取付角度から庇の規模もおおよそ

推定できる。

以上により、南面出入口の庇を旧規に復する。

注一 瓦葺の熨斗積を示す僅みの仕上は、荒壁の上に漆喰を粗く塗ったもので意匠に配慮しておらず、古写真の鉄板葺の庇も応急的な庇であったと判断できる。

注二 現状の垂木掛は洋釘で打ち付けられているが、旧垂木掛けは、角釘穴の位置はほとんど変わらないが、現状よりもやや大きい。

注三 敷地内の瓦葺は全て桟瓦であるため。

## 二 東面外壁の板張を撤去し、海鼠壁に復する。

現在の板張の東面外壁は、昭和三〇年代の古写真で既に板張になっており、板張の材は桐縁等含めて全て丸鋸挽きで、洋釘止めである。また、東面外壁はほかの面と異なり、基礎石を基準に五センチメートルほど薄く、東面外壁を板張に改造したことで壁厚が薄くなったことがわかる。柱外面には刻みがあるため大壁であり、水切下地を止めると思われる角釘痕跡も確認できた。これらの痕跡から、西面外壁と同様の海鼠壁に水切を設けた仕様であったことが推定できる。

以上により、東面外壁の板張を撤去し、海鼠壁に復する。

## 三 内部土壁の漆喰塗を撤去し、中塗仕上を現す。

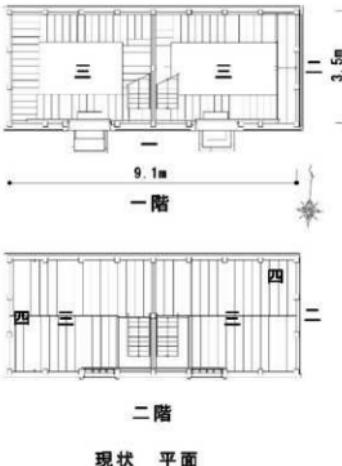
現状の内部土壁の仕上である漆喰塗は、全体に中塗面との肌別れが顕著で、中塗の乾燥収縮と経年垂下により生じた隙間にも塗り込まれている。漆喰塗は柱や貫へのみ出しが確認できる粗い仕事であり、後補の改修であることが明らかである。米蔵、味噌蔵という用途を加味すれば、当初は中塗仕上であったと考えられる。

以上により、内部土壁の漆喰塗を撤去し、中塗仕上を現す。

## 四 二階の西側と北東側に棚を復する。

二階は西室、東室ともに収蔵設備がない。しかし、床には柱の枘穴と桐付住痕、壁と貫には付け柱の当たりと角釘痕跡、同じく壁には棚板の当たり痕跡、柱に根太掛の欠き込みと角釘痕跡が確認できる。これらにより、二階西側（西室）と短折いで北東側（東室）に棚が取り付けられていたと考えられる。

以上により、二階の西側と北東側に棚を復する。



## 二 東面外壁の上段海鼠壁を漆喰壁に復し、中段漆喰壁を海鼠壁に復する。

現在の東面外壁は、上段を海鼠壁、中段を漆喰壁、下段を海鼠壁としている<sup>注一</sup>。解体の結果、上段は鉢巻下端に当初の漆喰塗面を示す痕跡があり、中段では中塗面に当初と思われる海鼠瓦の目地痕跡が確認できた<sup>注二</sup>。大正一二年の古写真では、上段を漆喰壁、中段及び下段を海鼠壁としていたことが判明する<sup>注三</sup>。

以上により、東面外壁の上段海鼠壁を漆喰壁に復し、中段漆喰壁を海鼠壁に復する。

**注一** 現在の中段漆喰壁は古写真から昭和三二年以降の仕事で、リシン吹付壁の可能性がある。

**注二** 上段の海鼠瓦は一辺二五・五センチメートルであるのに対して、中段痕跡及び下段の海鼠瓦は一辺二六・五センチメートルである。中段では海鼠瓦留め釘（竹釘）が一部残存している。

**注三** 大正一二年へ 戦前頃の古写真では上段から下段まで海鼠壁であり、平成五年の古写真では現状の構成になっている。

## 三 北面外壁の中段板張を撤去し、海鼠壁に復する。

現在の北面外壁は、下屋の上方一・四メートルを堅板張としている。この板張は洋釘止めであり、東面外壁上段の海鼠壁と同時期の施工である<sup>注四</sup>。解体の結果、板張下端胴縫から北面下屋垂木掛までの間の中塗に、海鼠瓦の付着痕跡が確認できた。

以上により、北面外壁の中段板張を撤去し、海鼠壁に復する。

**注一** 板張東端の堅板に、東面外壁上段の海鼠壁目地漆喰が被さる納まりによる。

## 四 北面下屋の便所及び柱間装置を撤去し、外壁を整備する。

現在の北面下屋は、棟瓦葺屋根で、一部を間仕切って便所としている。外周と間仕切り位置の礎石（布基礎）及び本体側中央付近に礎石を配して柱を立てる。便所は、間仕切りの扉や壁、便所窓等が設けられているが、これらに間仕切る部材や納まりは椎袖で、間仕切りの基礎石も転倒しており、後世の改造であることが明らかである。下屋の東土蔵北面壁付きの柱のうち、外周と中央付近の礎石に立つ柱については、位置を揃える東土蔵本体の柱に大ぶりの角釘痕跡がある。また、北面外壁漆喰壁は当初から柱部分を塗り残している。

柱や梁の部材は転用材や洋釘が用いられ、軸部の全てが取

り替えられている。しかし、北面外壁漆喰壁の状況から、建設当初には既に下屋があり、外周礎石及び本体側中央付近礎石は当初の部分だと見られるため、下屋は現在と同規模であったと考えられる。

以上により、北面下屋の便所及び柱間装置を撤去し、外壁を整備する<sup>注五</sup>。

**注一** 下屋の北面西寄りは開口部として、残る外廻りに板壁を整備する。

## 五 二階窓の金網戸を撤去し、ガラス戸に復する。

現在の二階南面の窓は、一本溝の敷鶴居に土戸と金網戸を建て込み、防火と通風に供している。このうち、金網戸は框の上下に洋釘で板を打ち増して納めてあり、窓の開口部には鉄格子の他に亀甲編み金網が破損して存在している。したがって、現状の金網戸は、当初の亀甲編み金網が破損したのも、他所から転用した建具と判断できる。文庫蔵二階南面の窓には、土戸とガラス戸が一本溝の敷鶴居に納まっている、鉄格子と亀甲編み金網の構成である。東土蔵の南面は屋敷正面側の道路に面することから、文庫蔵と同等の機能的な配慮があったとみられる<sup>注六</sup>。

以上により、二階窓の金網戸を撤去し、ガラス戸を復する。

**注一** 米蔵及び味噌蔵であった北土蔵の窓は、虫籠窓でその裏に金網を張り、建具は土戸一枚のみ納める。窓の位置が北土蔵南面で、家人にのみ目につく場所であるため、簡易な構成にしたと考えられる。一方、文庫蔵と東土蔵は二階天井を漆喰仕上にする共通点がある。

## 六 二階北側の押入を棚に復し、東西棚及び中央棚を復する。

現在、二階の北側には押入が設けられている。この押入の敷鶴居、戸当たりの間柱、袖壁の堅板は、洋釘止めで後補の改造であることが判明した。これらの後補材を撤去すると二段の棚が現れる。また、押入袖壁には棚柱と三段の棚板根太が残存しており、西側では南北側階段の手摺りに接して棚の端部が残存している。床には残存棚柱と列を描えて納穴、胴付圧痕があり、東西面の柱には三段の棚板根太と、上部繫材の差し込み穴が確認できた。他に中央にも四列の棚柱の納穴と胴付圧痕がある。これらより、二階北側に二段の棚、東西面それぞれに三段の棚、中央に三段の棚が二列設けられていたことがわかる<sup>注七</sup>。

以上により、二階北側の押入を棚に復し、東西棚及び中央棚を復する。

注一 中央の棚は奥行から見て、一体の棚ではなく二列の棚で、棚柱を上部の天井等に固定していないため、構造的に見て三段の棚であったと推定する。

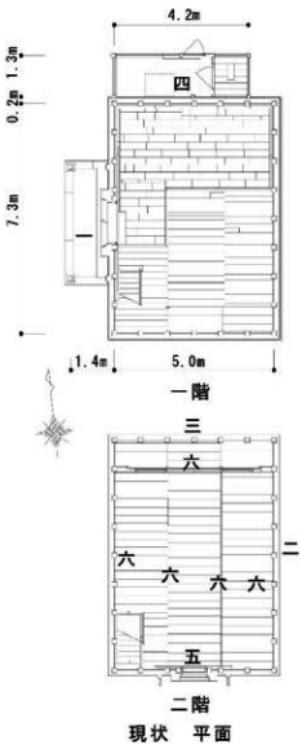


図 3-3-1-3 東土藏 要旨位置図

### 【宅地及ひ畠】

東土蔵から醤油蔵跡までの石垣を撤去し、石塀と板塀に復旧または整備する。

東土蔵から北土蔵まで敷地を区画する石垣は野面積で、その上部には敷地斜辺の石垣に用いるような切石が乱雜に置かれている。東土蔵の北方には、昭和二年まで醤油蔵が存在していた。醤油蔵跡の北側に北土蔵から続く石垣の端部棟線が確認でき、当初の石垣の範囲が判明する。一方、醤油蔵跡から東土蔵まで、敷地塊は基部に切石が積まれ、その上に東土蔵と石垣が載っている。醤油蔵も切石に載っていたので、敷地内外周の切石積は建物や石垣の基礎石と判断することができる。

また、東土蔵外壁の納まりは、南西隅の敷地南辺石垣取付部分では、海鼠壁と石垣でわずかに隙間を設けているのに対し、石垣取付部分は、石垣によって貼り瓦が乱され、失われた貼り瓦もある<sup>13)</sup>。現在の石垣が改造によるものであることが明らかで、この貼り瓦が失われている範囲と切石の規格から、石垣の高さを推定することができる。現状の東土蔵から醤油蔵跡までの石垣は、北土蔵から醤油蔵跡北側までの石垣と異なり、乱雜に積まれて一部崩壊しており、構造補強の必要がある。そこで、東土蔵から醤油蔵跡南端まで石垣に復旧し、醤油蔵跡については板扉に整備した上で、構造補強を行う。

以上により、東土蔵から醤油蔵跡までの石垣を撤去し、石塀と板塀に復旧または整備する。

注一 北土蔵東面の石垣取付部分は、醤油蔵跡北側に見られるように石垣端部稜線が明らかで、整然とした納まりを見せ、東土蔵と石垣の納まりと明らかに異なる。



图 3-3-1-4 宅地及丘陵 要旨位置图 (现状)

## 第2項 第2回現状変更 要旨・説明

### (主屋、ミセ、門及び堀)

松城家住宅は<sup>注1</sup>、西伊豆の良港として栄えた戸田を流れ戸田大川の右岸に所在する。松城家は、江戸後期から廻船業を営んで財をなし、戸田村の取締役も務め、明治五年までに現在の土地を得ていた<sup>注2</sup>。

宅地中央には南面して主屋が建ち、主屋の東面南寄りにミセ、北面西端に文庫蔵を接続する。宅地東南隅には東土蔵、北辺中央に北土蔵を配し、南面東寄りに門を構え、南辺から西<sup>注3</sup>及び北土蔵まで外堀を廻し、主屋式台から外堀にかけて庭堀を設けて庭門を開ける。宅地西北隅には西土蔵があつた<sup>注4</sup>。

建築年代は、主屋が棟札から明治六年の上棟、大工は上田<sup>注5</sup>兵衛であることが明らかで<sup>注6</sup>、ほかは主屋と同時期に整えられたと考えられる<sup>注7</sup>。

主屋は桁行一七・八メートル、梁間一三・五メートル、二階建、寄棟造、桟瓦葺で、四周に下屋をつける。東面北寄りに釜屋、北面に台所、西面北寄りに便所を設け、南面中央には切妻造、起り破風の庇を設けて式台構えとする。外壁は、二階を目地を切って石積風漆喰塗に仕上げる。二階は四面に腰高窓を開き、北面と南面では額縁上角を円弧につけ、中柱に洋風の円柱を立てる。西面三箇所の窓は、櫛形欄間付とする<sup>注8</sup>。

当初は、西面南寄りに賓客用風呂を設け、二階南面にはバルコニー、屋根東流れに煙突があった。

一階は、南面と北面の東側に出入口をもつドマとし、床上部は南側に一〇畳ヒロマ、八畳ホンゲンカン、八畳サシキの表向きの三室が並び、北に折れて八畳ジョウダンノマが続く。北側は内向きで、東からカッテ<sup>注9</sup>、一二疊半ナカノマ、ブツマ、一疊マエナンド、六畳オクナンドが食い違いに並ぶ。二階は、西側に座敷を田の字に四室を配し、中央に円柱を立て、輸入壁紙の貼付天井とし、天井継縫と内法長押に繩形を施す。南北室境はアーチ開口として引戸を建て込む。南西八畳の西面には腰高窓を見せる書院と床、北西一〇疊の西面には隠し仏をもつ棚と床を設ける。二階東側は南東に六畳、階段踊り場を介して北側に六疊二室を並べる<sup>注10</sup>。壁や天井の各所には、左宮の入江長八とその一門の手になる漆油絵を飾る<sup>注11</sup>。釜屋は瓦葺の東西棟で、北面から東面北半にかけて海鼠壁、東面南半から南面にかけて引違い戸を建て、内部には三連竈と棚が設けられていた<sup>注12</sup>。便所は東西棟で、北側と南側に廊下を設け、中央通りに個室三室と物入を配し、西端一室を南側の廊下に扉を開いて客用とし、残る二室と物入は北側廊下に扉を開いて家人用とする。

建築後は、二階南面のバルコニーを明治末頃に縮小し、大正頃に再び元の規模で鉄製飾り格子の手摺に変更した<sup>注13</sup>。

大正から昭和戦前までに、ヒロマ南縁の大罫を戸と板張に改めた<sup>注14</sup>。同時に釜屋は、北面東半から東面にかけての海鼠壁を引違い戸の窓と下見板張腰壁に、南面東間の障子戸を壁に改め<sup>注15</sup>、内部は竈を縮小して間仕切を設け、五右衛門風呂を設置して天井を張り<sup>注16</sup>、棚を撤去した。

昭和戦後は、バルコニーを再び縮小し、煙突を撤去した<sup>注17</sup>。内部ではカッテの板敷を根太から改め、西縁の間仕切壁を片開き戸に改め、オクナンド床脇の貼付壁に壁紙を貼重ねた<sup>注18</sup>。釜屋では五右衛門風呂を撤去して鉄砲風呂を設置した<sup>注19</sup>。昭和五〇年頃には便所の水洗化に伴い、便器等設備と内外装を改め、物入を撤去した<sup>注20</sup>。昭和末以降にはオクナンドの床を押入に改め、釜屋の瓦葺をトタン葺に替え、越屋根と海鼠壁を撤去し、開口を大きくとって洗面浴室を整え、建具を木製からアルミサッシに取替えた。平成四年には台所の建替に伴い、ドマ北側に床を張って出入口を塞ぎ、建具を建てて玄関ホールとして整え、外壁の海鼠壁を撤去して台所と一連で新材張のリシン吹付壁とした。また、この頃に賓客用の風呂を撤去して取付部に建具を建て、三方の縁の天井にも新材を張り、ヒロマ南縁にアルミサッシを建てて内装を取替えた。

ミセは桁行五・五メートル、梁間五・八メートルの二階建、東西棟の切妻造、桟瓦葺で、南面に下屋をつける。外壁は大壁造漆仕上げで、主屋側の西面は主屋と同様の漆喰仕上げとし、一階を押縫下見板張とする。正面は全面に格子を建て込み、潜戸を設け、内側に一本溝で雨戸を建てて。内部は下屋部分を土間、一階を六畳の二室、二階を八畳の一室とする。昭和戦前に内壁を漆喰塗として、昭和三六年頃にはその上に新材を張った<sup>注21</sup>。この頃に東面及び土間と居室境の障子戸をガラス戸に替え、北面外壁に下見板とトタンを取り付けた<sup>注22</sup>。平成一五年頃に主屋との出入口の踏込板敷を撤去して疊を敷き込み、板戸を撤去した。

外堀は伊豆石の整層切石積、笠石を載せ、高さ二・〇～二・七メートルである。宅地北西隅は西土蔵で閉塞されていた。大正から昭和戦前までに西土蔵が撤去され、外堀を延長して閉塞した。宅地南面東側の門柱は一本の高さ二・七メートルで、当初は格子付両開き板戸を取付けたが、昭和戦後に引分け板戸に取替え、昭和三二年以降に引違い戸に変更した。庭堀は外堀と同様の石堀で、中央部にアーチを構え、当初は放射状に桟を配した扉を建てて庭門とした。昭和四〇年頃には庭門の扉を縱板張りの扉に取替えた<sup>注23</sup>。

以上のように、今回の修理に伴う調査によって、建築当初の姿とその後の変遷が概ね明らかになった。松城家住宅は、和洋混在した特徴的な意匠と賓客を迎えるための接客空間を、熟練した伝統的建築技術にもとづいて実現した明治初期の実業家の住宅であり、これら当初の建物配置、構造形式や

平面構成のほとんどは、現在まで保たれている。よってこれを機に、建築年代の明確な擬洋風住宅として、明治初期の姿に復旧または整備する。

注一 松城家住宅七棟は、平成一年に登録有形文化財（建造物）に登録、平成一八年七月五日付で重要文化財（建造物）に指定され、平成一九年に沼津市の所有となった。

注二 松城家は、文化年間から船を所有し、江戸や瀬戸内海方面の廻船を運行した。文政年間に旗本小笠原氏の戸田村取締役を務め、松城姓を与えられた。嘉永七年（一八五四）のロシア船ディアナ号沈没事故の際、代船「ヘダ号」の造船御用掛（八名）を勤めるなど、造船も手がけた。明治一四年頃には廻船を増やして塩の買入を盛んに行っている。明治一五年にはロシア軍艦が戸田を訪れ、艦長と士官を松城家住宅の二階で歓待している（『松城兵作日記』沼津市所蔵）。文庫蔵に金庫を設置した翌年の明治一六年には、西伊豆銀行頭取となつた。明治二〇年には、ディアナ号を率いていたロシア水軍提督ブチャーチンの娘オリガが返礼に訪れて宿泊した（『戸田村史』）。

なお、田方郡戸田村は平成一七年に沼津市と合併した。

注三 松城家住宅の文庫蔵、北土蔵、東土蔵、宅地及び畠は、今回と同様の方針に基づく現状変更が平成三〇年七月二〇日付けで許可されている。

注四 棟札に「上田儀兵衛」とあるが、「日記出入請帳」（沼津市所蔵）で「植田」とある。大行寺（沼津市戸田）の過去帳には「植田宗吉父儀兵衛事」として、戸田小中島の大工で本堂再建の棟梁でもあった「植田儀兵衛」（文政一二年（一八二九）～大正三年）がある。「日記出入請帳」には「懇意」も認められる。

注五 「日記出入請帳」に、明治六年一月から同八年一月までの上田儀兵衛関連の支払記録があり、これ以降も明治一五年までの別の大工や諸職への支払記録があることから、主屋はじめ主要な建物は明治九年頃までに整えられたが、その後もしばらく工事が続いたものと思われる。主屋一階の床板には庭師アーチの原寸図が描かれ、石垣まで一連の工事であったことがわかる。

注六 鎌戸の内側に上げ下げガラス戸を建て込む南端窓を除き、左官仕事による模造である。

注七 「カッテ」の呼称は、旧所有者（松城みどり氏）の兄（大正八年生まれ）が、戦時に書き残した平面図によると。二階の室名は、旧所有者による戦後の呼称である。

注八 階段は平成一年の登録有形文化財に登録の後、見学用に整備したものである。

注九 通称伊豆長八（文化一二年（一八一五）～明治二二年）。伊豆国加茂郡松崎村明地の生まれ。弘化四年（一八四七）から江戸深川で左官業を営む。当家の漆喰繪には入江長八の号である「天佑」「乾道」の落款が確認できる。「日記出入請帳」で明治六年から八年まで大工の植田儀兵衛への支払いが行われ、左官の入江長八は作品の銘から明治八年から九年まで滞在したことが判明する。ドマ入口外側天井のランプ釣元に「牡丹」（天佑）、二階南面の外壁内面に「雨中の虎」（乾道）、漆喰繪があり、その他にマエナンド天井ランプ釣元に「秋の実り」、ジョウダンノマ附書院外壁に「竹に雀」、二階の東側北東六疊（次の間）の天井ランプ釣元に「松竹梅」、同北西六疊（龍の間）のランプ釣元に「龍」、同二室の外壁欄間に「唐草」、二階南面縁の外壁中央に「竹林」がある。

注一〇 三連竈は発掘調査により地下部分の遺構を確認した。

注一一 大正一二年八月の写真等による。鉄製飾り格子は取り外されたものが北土蔵内に保管されており、痕跡により薄緑色ペイント塗とわかる。

注一二 前掲注七の戦時中の図面による。

注一三 南面東間の内側板壁に、明治三八年開設した丸石製材所（現丸石鋸木、秋田県能代市）深井工場の初期の型抜き印字がある。

注一四 五右衛門風呂が存在したことについては、昭和四〇年代に鉄砲風呂をガス式に改造した業者が、旧所有者（故松城林三氏）と出入りの大工から聞いたという。三連竈の大（東）の焚き口を利用し、背面（北側）から煙を排出した。

注一五 昭和三二年の写真等による。

注一六 旧所有者（松城みどり氏）からの聞き取りによる。昭和末までの間取り等については、「東海の近代和風建築松代林三邸について」（畔柳武司、日本建築学会東海支部研究報告、平成二年二月）にある。

注一七 前掲注一四参照。

注一八 昭和五〇年頃以降については、旧所有者（松城みどり氏）からの聞き取り及び多数の古写真による。

注一九 新建材の下貼りに昭和三六年の新聞が確認できる。

注二〇 昭和四〇年代までミセに居住していた使用人からの聞き取りによる。

注二一 変遷は古写真による。

注二二 外廻りの改造の多くは、明治三六年の洪水、大正八、九年の暴風雨、同一二年の相模湾震源の関東大震災

など（「戸田村史」）、度重なる災害による破損に対して行われてきたと思われる。なお、明治四五年にはこの時の当主が衆議院議員になり、別の住まいを村外に構えている。

### 【主屋】

#### 一 外廻りを次のように復する。

##### (一) 煙突を復する。

現在、主屋の屋根は寄棟造で桟瓦を葺くが、屋根裏に、ナカノマ天井から寄棟屋根軒下地板まで至る木製檼道が残る。煙道部分の屋根下地には、煙道を閉塞した板張が確認できる。また、昭和三〇年代までの写真には煙突があったことが確認でき、昭和四一年の屋根の補修に伴って撤去したことか判明した<sup>注一</sup>。煙突部分の垂木や野地板に固定の痕跡はなく、漆喰を塗り込んで固定する装飾的な仕様であったと考えられる<sup>注二</sup>。

以上により、煙突を復する。

**注一 屋根補修部分の葺土と残置瓦の捆绑に、昭和四一年の新聞紙が確認できる。**

**注二 煙道の煤け具合は少なく、左官仕事で装飾的な意味合いで設けたと推察される。この点は、後掲一(二)のバルコニーと共に通る性格と思われる。今回の復旧では金具補強を行って設置する。**

##### (二) 二階南面にバルコニーを復する。

現在の主屋南面の下屋は桟瓦を葺くが<sup>注三</sup>、古写真よりバルコニーの設置と、その変遷が判明する。まず、明治期の写真によれば、南面全体に網格子の手摺が確認できることから、バルコニーの設置は明らかである。明治末から大正初期にかけての写真では、南面全体にバルコニーが確認できるが、手摺は二階南西八疋の部分だけに縮めている。次に大正一二年の写真では飾り格子の手摺が南面全体に確認できるが、昭和三二年頃の写真では二階東側部分のバルコニーと手摺を撤去して、二階西側部分に縮めている<sup>注四</sup>。そして、昭和三九年の写真ですべてを撤去したことがわかる。

下屋の当時の垂木等にはバルコニーを固定した痕跡が確認できない。桟瓦葺の上にはバルコニーの土台を載せていましたことになり、漆喰を塗り込んで固定する装飾的な仕様であったと考えられる<sup>注五</sup>。したがって、当初は軽量の木製手摺と思われる<sup>注六</sup>。

以上により、二階南面にバルコニーを復する。

**注一 現在の主屋南面下屋の桟瓦は、平成一四年に葺き替えたものである。**

**注二 飾り格子は鉄製で、北土蔵に二階西側部分に縮めた段階の数量が残る。今回この格子で復旧しないため引き続き宅地内に保管する。**

**注三 主屋の軒部にも手摺の取り付けた痕跡は確認できず、手摺の主屋取り付けは壁に埋め込む程度の納まりであつたと考えられる。主屋二階の窓台部分で銅板破片が残存するため、バルコニー取付部の雨仕舞いに銅板を用い、明治末から大正初期の写真によれば、瓦の谷を水抜き穴として目地滑潤を盛り付けていた。**

今回の復旧では補強を加えて設置する。

**注四 明治末から大正初期の写真により、軒先から十一枚目の桟瓦の位置にバルコニー土台前面が載っていることがわかる。残存する当初桟瓦によれば、宅地内の瓦すべてが同じ規格であるため、バルコニーの寸法も推定が可能である。**

### (三) 一階北東隅リシン吹付壁と窓を海鼠壁に復し、軒と小壁を漆喰塗籠に復する。

現在の主屋北東隅の外壁は、平成四年の台所建替に併せて、新材下張にリシンを吹付けたものである。軒と小壁も同じ仕様で覆い、アルミサッシの窓を北面と東面に一箇所ずつ設けている。

柱には外面に土の付着、間渡穴、薦掛刻みの痕跡が確認でき、当初は外側を大壁で、垂木には木摺を止めた和釘<sup>注七</sup>、桁と方材に繩や綿巻竹を止めた鋸目が確認でき、当初は軒を塗籠としていたとわかる。また、昭和三〇年代の写真と平成四年の工事写真から、内法までは海鼠壁であったことが判明する。

以上により、一階北東隅リシン吹付壁と窓を海鼠壁に復し、軒と小壁を漆喰塗籠に復する。

**注一 明治六年頃の建築時には和釘が用いられ、明治一五年に設置された文庫蔵金庫周りの改造で和釘と洋釘が併用されている。明治後期以降の改造では洋釘のみが用いられている。**

### 二 一階を次のように復する。

#### (一) ドマ北側の造作を撤去し、ナカノマ側に上り段、北面に押入及び出入口を復し、土間と根太天井を現す。

現在のドマ北側の板間は、平成四年の台所建替に併せて、全面を玄関ホールとして整えたものである。これらの造作を撤去すると、ドマとナカノマ境の上り段の基礎石と土台が矩折れでカッテまで続いており、ドマと上り段の痕跡と思われ

る<sup>11</sup>。また、北面東半の地袋を構える柱間にには、建具溝付の土台と差鶴居が現存し、中敷居の痕跡があり、押入となる。北面西半の収納開き戸を設ける柱間は、建具溝付の土台と差鶴居により引き違い戸とわかる。収納の柱には収納内部側に風食が認められ、収納北面の壁は新材で後補であるから旧は開放で、半間引き込んだ出入口であったことがわかる。また、板間の後補の天井新材を撤去すると根太天井が現存する。

以上により、ドマ北側の造作を撤去し、ナカノマ側に上り段、北面に押入及び出入口を復し、土間と根太天井を現す。

**注一 旧所有者（松城みどり氏）の兄（大正八年生まれ）が、戦時に書き残した平面図と一致する。土間たたきはセメントが混ぜてあり、昭和戦前に補修されたものであることを旧所有者が聞き覚えている。**

## （二）カッテに板敷を復すとともに、東半間を通り土間、西面に建具を復する。

現在のカッテは、平成四年に北側の建替部分と一緒に、全面を台所として整えたものである。これらの造作を撤去すると、ナカノマ北東隅から半間西の東に、北に延びる樋の痕跡があり、基礎石も現存し、カッテ東半間に角屋の台所へ続く通り土間があったとわかる。ナカノマ北面の足固めには、ナカノマ床高から一段落ちた位置に、床板溝と南北方向根太の根太掛の痕跡があり、板敷であったとわかる<sup>12</sup>。

カッテの西面は新材張の壁で背面側の階段を区画する。壁を撤去すると、敷居痕跡と改造時に削られた鶴居と中敷居が確認できる。台所建替直前の写真では上下段に引き違い板戸が確認できる<sup>13</sup>。

以上により、カッテに板敷を復すとともに、東半間を通り土間、西面に建具を復する。

**注一 南北方向の根太掛けから、床板は東西に張られていたと考えられる。前文注七の戦時の図面と一致する。板敷はこの図面を参照する。また、家相図に一部疊敷が描かれ、樋痕跡から仮設の疊敷をも備える。**

**注二 下段は階段下を利用した押入の建具であるが、上段は階段側の目隠しのための建具である。**

## （三）ヒロマ南縁の造作を撤去し、東半の博縁を現し、西半の大疊敷を復する。

現在のヒロマ南縁は化粧ベニヤ張の床で、ヒロマの疊敷が南縁西半で一部分が突出する。化粧ベニヤを撤去すると、東半に博縁が現存し、中間に無目框の痕跡があり、西半は荒床が敷かず、当初から疊敷であったことがわかる。荒床は南縁

の幅一杯に張らず、現在の疊の幅分だけ現存して荒く切削している<sup>14</sup>。

家相図では南縁の幅で西半に大疊が、東半に博縁が描かれている。戦時中の図面では平面は現状と同じで、東半は博縁、中間を無目框で区切り、西半を大疊敷とし<sup>15</sup>、その後、昭和前期までに荒床を切断して通常の疊に取替え<sup>16</sup>、余りに博縁を敷いたと思われる。

以上により、ヒロマ南縁の造作を撤去し、東半の博縁を現し、西半の大疊敷を復する。

**注一 床高は、東半の博縁が無目框の天端より一段低く、無目相は疊敷と揃う。**

**注二 ヒロマと南縁境の柱間装置は、博縁側が引き違い戸、大疊側は差鶴居と敷居に建具溝等は無く、開放である。家業に関わる特異な構えであったと思われるが、使用方法は不明である。**

**注三 疊寄せの樋は西側式台の足固に、荒い仕事で取り付けていた。中間の無目框と疊寄せの樋はベニヤを敷いた際に撤去したと考えられ、戦時中の図面は表現を省略したと思われる。**

## （四）西縁南端部の雨戸と戸袋廻りを旧規に復し、風呂を復する。

現在の西縁南端部は、主屋西面の柱筋から約三〇センチメートル西側に床を張出し、ガラス戸と雨戸を建てて戸袋を設ける。西縁外側には、基礎石と敷石が現存しており、平成四年まで客用の風呂があった。

当初の縁板西端には建具レールの痕跡が残り、これは昭和中頃にガラス戸を付けたものである<sup>17</sup>。床の張出しは、風呂を撤去した際に行なわれたもので、ガラス戸と雨戸を移設し、併せて戸袋が整えられた。風呂への出入口は塞いで、ガラス窓を建てた。これらを撤去すると、当初の西縁南端部は溝縁で雨戸と戸袋を備えてと判明する。

風呂は、古写真によって、切妻造、桟瓦葺、東西棟と判明する。基礎石からは桁行三・二メートル、梁間二・七メートルの規模と、間取り及び柱位置が判明する。間取りは、南側に廊下を通し、その北側東寄り一間四方を区画し、残る西寄り桁行半間を南北に分けて南室、北室とする。南室と廊下西端位置には襖が埋められ、大小用の便所とわかる。敷石は一間四方の区画西半と北室に敷き詰められ、一間四方の区画は浴室で西半を浴槽、北室を勝手口としたと考えられる<sup>18</sup>。

浴室東半は主屋西縁の柱に樋、蹴込、板掛の痕跡が確認でき、主屋からの出入口階段であったと思われる<sup>19</sup>。

風呂の外側廻りは、古写真によって判明する。南面東側の

主屋西縁と風呂南側廊下の接続部は漆緑で、主屋西縁足固め外面の木板構、樅仕口、根太掛の痕跡より、南縁側に広がった平面であったとわかる。南面西側は、破風を貼瓦で塗り込み、松紋の削抜き窓を開けた鱗紋引摺りの漆食仕上げの壁に、目地を竹で押された名栗仕上げの腰板とする。西面は、妻壁を主屋と同様の石積風喫食仕上げとし、水切を介して海鼠壁とする。便所個室には格子窓を開け、足元を下見板張とする。勝手口は片開き板戸とする。北面壁は漆喰仕上げ腰板付として、浴室一間分には格子窓を開けるが、主屋西縁の柱には敷鶴居の痕跡がある<sup>注1</sup>。また、便所個室の片開き戸と浴室廊下境の漆塗りの壁も古写真より判明する。

以上により、西縁南端部の雨戸及び戸袋廻りを旧規に復し、風呂を復する<sup>注2</sup>。

注一 旧所有者からの聞き取りによる。

注二 浴室の勝手口に接する部分の敷石に排水口があり、西側庭園に暗渠で続いている。排水口がある。

注三 浴室東半の階段を除く範囲は、家相図に描かれるように、浜床状にして脱衣場等に用いたと思われる。

整備にあたって床板の仕様は家相図に倣う。家相図では石敷部分は、水垂付の板敷で計画している。

注四 腰板と窓の格子の仕様は西面に倣う。

注五 風呂の小屋組については規模や仕様が類似する便所に倣う。

天井となっている。これらを撤去すると、当初の棹縁天井が現存している。

以上により、各縁の天井新建材を撤去し、棹縁天井を現す。

### 三 中二階の南側階段を旧規に復し、床板を現す。

主屋東側の中二階踏間は、南北の座敷に上がる階段が設けられ、フローリングが敷かれているが、これは平成一年の改修である<sup>注3</sup>。このフローリングを撤去すると、荒床の床が現存し<sup>注4</sup>、南階段を撤去すると、荒床に階段底枠の痕跡、柱に根太と段板掛の痕跡、西側で接する梁に段板の痕跡が確認できる。これにより、踏面二五センチメートル、蹴上三三センチメートル、二段の階段であったことが判明する。以上により、中二階の南側階段を復し、床板を現す<sup>注5</sup>。

注一 平成一年八月二三日に、主屋を含む七件が登録有形文化財（建造物）に登録された際に整備した。

注二 荒床に墨寄せがなく、細かな筋状の痕跡が床に確認できる。西側梁下に窓を開く都合からも、薄縁等を敷いていたと思われる。

注三 北側階段も平成一年に整備したもので、取り外しが可能な形式である。以前の形式が不明なので、現状のまま使用する。

### 四 各室の柱間装置を復旧または整備する。

柱間装置を別表一のように復旧または整備する。

#### (五) 各縁の天井新建材を撤去し、棹縁天井を現す。

主屋の三方の縁は、すべて平成四年頃に付加した新建材の

別表一)

番号	部 屋	位 置	現 状	変 更	備 考
一	ヒロマ	北面仏間境	襖戸片開き（北面泰平紙貼、南面布貼）	襖戸片開き（北面金箔敷らし柄布貼、南面泰平紙貼）	「上」墨書、ラッチ穴位置より上下裏表邊に改造が判明。布貼の下に金箔敷らし布貼が現存。
二	ヒロマ南縁	南面	ガラス戸四枚引連、雨戸四枚片引	ガラス戸五枚引連、雨戸五枚片引	大正頃写真
三	マエナンド	西面北半・南半、東面北第一間	襖戸三枚引連（白襖）	襖戸三枚引連襖棒付間似合紙	表紙の下に、中古葛布貼、当初開似合紙が現存。
四	マエナンド	北面東半・西半	額入腰障戸二枚引連	腰障戸二枚引連	組子切断痕、額を後入れ。
五	オクナンド	西面北半	上下段襖戸二枚引連	床の間	黒漆変わり塗床框、金箔敷らし貼付壁、棹縁天井、墨寄せ現存。平成四年頃の改造。
六	オクナンド	南面床跡	和紙貼付壁	金箔敷らし和紙貼付壁	現状貼付和紙の下に現存。
七	西縁	西面北第一間	ガラス戸二枚引連窓	開放（雨戸付）	敷鶴居後補
八	西縁	西面南第一間	ガラス戸二枚引連（雨戸付）	開放（雨戸付）	敷鶴居後補

九	西縁	便所東	板戸片開き	板壁	柱に壁板溝、崩縫穴。崩縫は正面（家人側）に設ける。
一〇	北縁	北面西第三・四間	ガラス戸四枚引違（雨戸付）	開放（雨戸付）	敷鴨居後補
一一	南縁	南面西第一間	ガラス戸四枚引違（雨戸付）	開放（雨戸付）	敷鴨居後補
一二	ドマ（板間）	北面東第一間	内法開放	上下段板戸二枚引違	要旨二（一）
一三	ドマ（板間）	北面東第二間	襖戸両開き	腰障子戸二枚引違	要旨二（一）
一四	ドマ（板間）	東面北第一間	ガラス戸二枚引違窓	漆喰塗真壁	柱に間渡穴、土の付着。
一五	ドマ（板間）	東面北第二間	ガラス戸片開き	漆喰塗真壁	柱に間渡穴、土の付着。
一六	ドマ（板間）	南面	ガラス戸二枚引違、両袖壁ガラス戸嵌段し	開放	要旨二（一）
一七	ドマ（板間）	西面	ガラス戸二枚引違	開放	要旨二（一）
一八	カッテ	西面北縁塊	新建材張壁	開放	要旨二（二）
一九	カッテ	西面階段側	新建材張壁	上段鏡板戸二枚引違、下段縦舞良戸二枚引違	要旨二（二）
二〇	釜屋	南面東第一間	漆喰塗真壁、下見板腰板張	腰障子戸二枚引違（雨戸付）	敷居、差鴨居現存
二一	釜屋	南面東第二間	ガラス戸二枚引違窓、下見板腰板張	腰障子戸二枚引違（雨戸付）	敷居、差鴨居現存
二二	釜屋	南面東第三間	ガラス戸二枚引違	腰障子戸二枚引違（雨戸付）、戸袋	敷居、差鴨居現存、戸袋側板痕跡
二三	釜屋	東面北第一間	ガラス戸二枚引違窓、下見板腰板張	海鼠壁	中間柱北半土壁痕跡
二四	釜屋	東面北第二間	ガラス戸二枚引違窓、下見板張壁	板戸二枚引違	中間柱南半戸当たり仕上げ
二五	釜屋	北面	下見板張壁、ガラス戸二枚引違窓二箇所	海鼠壁	柱外面萬掛割、窓部分貫間渡痕跡と柱切断痕
二六	便所	南面東第一間	ガラス戸二枚引違窓、ベニヤ張腰壁	開放、高欄、床下候鈍板戸	柱風食、高欄手摺痕跡、候鈍板戸取付痕跡
二七	便所	南面東第二間	ガラス戸二枚引違窓、トラン張腰壁	開放窓、杉皮張腰壁	ガラス戸はアルミサッシ、杉皮一部現存、昭和四〇年頃写真。
二八	便所	北面東第一・二間	ガラス戸二枚引違窓、ベニヤ張大壁	開放、高欄	高欄手摺痕跡
二九	便所	北面東第三間	ガラス戸二枚引違窓、ベニヤ張大壁	開放窓、手摺付板張腰壁	手摺と板張腰壁現存
<b>二階</b>					
三〇	中二階板間	東面北第一・二間	開放	鍾戸片開き	蝶番現存、古写真
三一	中二階板間	西面北半・南半	ガラス戸二枚引違窓	格子戸二枚引違	ガラス戸框に格子仕口
三二	南西八疊間	西面南	鍾戸片開き	鍾戸両開き	蝶番現存、古写真
三三	東側北西六疊（龍の間）	北面	障子戸二枚引違	開放	敷鴨居、方立後補

## 五 釜屋を次のように復する。

### (一) 間仕切と内部造作を撤去し、土間、中塗壁及び小屋を現す。

現在の内部は、東一間の北半を浴室、南半を脱衣場、西二間を洗面所として使用し、洗面所の北西隅に便所個室を間仕切る。間仕切等の内部造作を撤去すると、コンクリート叩き土間、側廻りの壁が中塗仕上げ、小屋を現し、東一間筋を間仕切った空間となる。この間仕切壁の煉瓦積は大正頃のもので<sup>注一</sup>、これに合わせて土間コンクリート叩きとしている。この煉瓦積間仕切とコンクリート叩きを撤去すると、土間の一室となる。

以上により、間仕切と内部造作を撤去し、土間、中塗壁及び小屋を現す。

**注一 煉瓦に「〇」にT」の刻印がある。同じ刻印の煉瓦は、近隣で、沼津御用邸洋館（明治三三年築、焼失）、菊川赤れんが倉庫（明治後期築、国登録有形文化財）等にあり、東京煉瓦株式会社（明治三一年～昭和初期まで操業）のものと推定されている。煉瓦の平均寸法は大正一四年の日本標準規格より大きい。間仕切の間柱は頭部と足元は短柄で、払い込みで後入れしている。**

### (二) 三連竈を復する。

発掘調査を行った結果、釜屋東半北寄りの位置に竈の遺構が確認できた。遺構は、位置を斜めにずらして石組の焚き口二基、さらに北西側にかけて分布する焼土と灰を確認した。さらに、東側南寄りの焚き口から北に竈底石、西側北寄りの焚き口から北に円弧状に並ぶ小端立て石列が伴う。これらから遺構は半地下式の三連竈であったと推定される。

煉瓦積の間仕切の設置で三連竈地上部分を撤去したと考えられ、以後は地上式の竈が釜屋中央北寄りにあったという。釜屋としての利用は床を張った平成四年頃まで続いたと考えられる。

以上により、三連竈を復する<sup>注二</sup>。

**注一 地上部分は類例として、旧太田監本陣林家住宅主屋（明和六年（一七六九）、岐阜県）等があり、これらに倣う。**

### (三) 北面東側に棚を復し、西側に矩折れ三段棚を復する。

現在の内部北面と西面は、新材の壁である。これを撤去すると、内部北面東二間では、三連竈を避けるように高い位置で、横材を和釘止めした痕跡が二段あり、神

棚状の吊り棚であったと考えられる。

また、北面西第一、二間では柱に三段の樋納穴と板掛痕跡が確認できる。また、北西隅の柱南面にも同様の痕跡があり、西面北第一間の中央南寄りで土台に束柱を和釘止めした痕跡が確認できる。これらにより、三連竈を設置した時期は、北面西側に矩折れ三段棚を設けていたと考えられる。

以上により、北面東側に棚を復し、西側に矩折れ三段棚を復す。

### (四) 軒を塗籠に復し、東面妻壁を海鼠壁に復する。

現在の軒は木本地現しで、東面妻壁は新材が張られている。垂木軒先の下面には角釘穴があり、繩巻竹を打ち付けた痕跡と思われる。妻壁の新材を撤去すると、海鼠壁の貼瓦痕跡が確認できる。昭和三〇年代の写真では、破風の塗籠と、妻壁の海鼠壁が確認できる。

以上により、軒を塗籠に復し、東面妻壁を海鼠壁に復す。

### (五) 屋根の鉄板葺を桟瓦葺に復し、越屋根を復する。

現在の屋根は鉄板葺である。旧所有者からの聞き取りによれば、昭和末に桟瓦葺から改めたとされる。釜屋との取合いとなる主屋外壁には瓦の当たりが確認でき、旧は桟瓦葺であったと思われる。昭和三〇年代の写真では、宅地内の他の建物と同様に、釜屋の桟瓦葺が確認できる。

また、垂木のうち、中央付近四本が取り替わっている<sup>注三</sup>。雨仕舞いの悪さから取り替えられたとみられ<sup>注四</sup>、越屋根の大きさを示すと思われる。昭和三〇年代の写真では、棟に煙出しの越屋根が確認できる。

以上より、屋根の鉄板葺を桟瓦葺に復し、越屋根を復す<sup>注五</sup>。

**注一 初当の野地板は一部を除き撤去され、現在は垂木に横材を打ち付けて下地としている。**

**注二 初当の釜屋には、三連竈を据えていたので、煙出しが必要であった。竈が五右衛門風呂、その後、鉄砲風呂に替わり、昭和四〇年代にはガス式鉄砲風呂に改造となり、煙出しの必要がなくなった。**

**注三 昭和四〇年代の写真によれば、戸田村の隣村であった井田地区には、桟瓦葺に小振りの越屋根を載せた家が多く残っていた。越屋根の幅以外の形式は、この写真に倣う。**

## 六 便所を次のように復する。

### (一) 東個室に間仕切を復して、物入を区画する。

現在の東個室は、西側の二室に比べて広く、洋式水洗便器を設置しているが、水洗化は昭和五〇年頃に行われた。東個室北側扉の東方立位置には切断した柱が残っていた。これに向かい合う南側の柱には貫と壁木舞の痕跡があり、現在の東個室は土壁で大小二室に分かれていたことが判明する。大きい個室床下には甕が埋められ、床下を喰食板戸で塞ぐ等、西側二室と同様の便所個室になり、広さも同じとなる。小さい個室は、甕も喰食板戸なく、物入であったと思われる。

以上により、東個室に間仕切を復して、物入を区画する。

### (二) 各個室に袖壁付片開き戸を復する。

現在の各個室は、間柱を立てて開き戸を設けている。各個室の柱上部には鶴居、貫穴、壁板溝、樋に方立納穴があった。これらにより、樋に方立を建て込み、板張り袖壁と片開き戸の構成であったとわかる。昭和四〇年代の写真でも、西個室の片開き板戸が判明する。

以上により、各個室に袖壁付片開き戸を復する。

### (三) 内部造作を撤去し、棹縁天井を復し、漆喰塗真壁と板敷を現す。

現在の便所内部は、全面が新材に覆われている。これらを撤去すると、南・北廊下、各個室の梁に棹縁の痕があり、東西に架かる棹縁天井であったことがわかる。また、当初の漆喰塗真壁と、床板は現存しており、北廊下は一度修理されて、根太が部分的に取り替えられていた。

以上により、内部造作を撤去し、棹縁天井を復し、漆喰塗真壁と板敷を現す。

### (四) 便器を旧規に復する。

現在の便器はいずれも水洗式で、東個室が洋式便器、残る二室は和式便器を設置している。床板は取り替えているが、根太は当初のものが残っていた。西個室の根太には木製桶箱を設置する欠き取り痕があり、その大きさが判明する。また、北廊下と南廊下の西端床下に小便器用甕、各個室に大便器用甕、計五箇所の甕を埋めている。

北廊下の床下には、当時のものと思われる陶器製の青竹朝顔形小便器が保管されていた。

以上により、便器を撤去し、旧規に復旧または整備する。

### (五) 西面蠟羽を塗籠に復し、足元を下見板張に復する。

現在の便所西面は、蠟羽を木地現し、足元を新材張としている。蠟羽廻りの部材は取り替わっているが、平成五年の写真には、破風、桁、蠟羽軒裏の貼り瓦塗籠が確認でき、昭和四〇年代の写真では、足元を塞ぐ木製の枠が見える。木製の枠は、便所西側にある甕の汲み取りのために、取り外しが効く形式で、枠の内側は風呂の足元と同様の下見板張であったと思われる。

以上により、西面蠟羽を塗籠に復し、足元を下見板張に復す。

## 【ミセ】

### 一 一階西面北側の戸口に板敷踏込と板戸を復する。

主屋ドマとの出入口である一階西面北側の戸口は、ミセの床面から一段高い位置に、上がり樋状に敷居を置いて腰障子戸を建て、ミセ側には箱段を置いている。この敷居と箱段は材質から見てごく最近のものであることが明らかである。これを撤去すると、当初の敷居が削られて現存し、元の段板の仕口が柱に残る<sup>注1</sup>。敷居と段板の間に戸当たりと柱に欠き取り及び釘痕が確認でき、一筋の敷鶴居があったとわかる。この一筋は主屋とミセの間に設けられた戸締まり用板戸のものと思われる。

また、ミセの疊敷を撤去すると、戸口前一疊分の板敷が取り替わっている。この範囲を囲む無目の旗が、柱と箱段階下樋に確認できることから、板敷の踏込であったと考えられる。

以上により、一階西面北側の戸口に板敷踏込と板戸を復す。

注一 段板は床下に残存している。

### 二 一階土間境と東面のガラス戸を撤去し、障子戸を復する。

現在の居室の土間境と東面にはガラス戸を入れる。これらの敷居は、主屋縁側と同様の金属レールで<sup>注2</sup>、これを撤去すると当初の二本構の敷居が現存している。聞き取りによれば、昭和四〇年代に障子戸を取り替えたものとされる。

以上により、一階土間境と東面のガラス戸を撤去し、障子戸を復す。

### 三 内壁の新材と漆喰塗を撤去し、中塗仕上げを現す。

ミセ内部の壁は新材張で、これを撤去すると漆喰塗真壁が現れる。この漆喰塗は、中塗の乾燥収縮と経年垂下により生じた隙間に漆喰が詰り込まれており、後世の改造と判断される<sup>注一</sup>。漆喰塗を除去すると、スサを見せた中塗仕上げの土壁となる。

以上により、内壁の新材と漆喰塗を撤去し、中塗仕上げを現す。

注一 漆喰塗の上に、昭和三六年のカレンダーを貼っているため、改修の時期は漆喰塗が昭和三六年以前、新材張はそれ以降である。

#### 四 北面外壁の下見板張とトタン張を撤去し、漆喰塗真壁と板壁を現す。

現在のミセ北面は、内法に波型トタン、上部には下見板を張る。これらを撤去すると、東一・二間の内法に板壁、これ以外は漆喰塗真壁が現存する。昭和五九年の写真では、既に現状のトタン張となっていることが確認でき、昭和末頃の改修とわかる。

以上により、北面外壁の下見板とトタン張を撤去し、漆喰塗真壁と板壁を現す。

#### 【門及び堀】

##### 一 門柱に両開き板戸を整備する。

正門となる敷地南面の石造門柱には、横格子欄間と袖壁の構えに上部を縦格子にした引き違い板戸を建てて開閉している。門柱には肘坪金具が残存しており<sup>注二</sup>、旧は両開き戸であったことがわかる。戦前の写真からは、上部縦格子の両開き板戸と判明し、戦後から昭和三二年の写真では、幕板欄間付きの構えに引分け板戸としていた。

以上により、門柱に両開き板戸を整備する。

注一 石造門柱には背面側にコンクリート造控え壁があるが、これは経年から昭和期のものと思われる。残存する肘坪金具は取付部分の破損により、再利用は困難である。以上から、開き戸の門柱として復する際、控え壁を存置し、構造補強を行う。

##### 二 庭門の両開き板戸を旧規に復する。

主屋南面で土間側と座敷側を隔てる切石積の庭堀には、縱板張の両開き扉を建てる。石堀には円形の彫り込みがあり、当初はドアノブが彫り込みに納まる丁寧な作

りとしていたことがわかる。昭和三九年の写真からは、アーチに合わせた枠に放射状に桟を配し、ドアノブで開閉する水色塗装の両開き扉とわかる。昭和四五年の写真では現状の扉が確認でき、昭和四〇年頃に扉を取り替えたことが判明する。昭和一三年の戸田村内を写した写真には別の家の同様の桟を配した扉が確認できることから<sup>注三</sup>、昭和三九年の写真の扉が当時の扉と考えられる。

以上により、庭門の両開き板戸を旧規に復する。

注一 『戸田村一〇〇年』(戸田村平成元年) 所収。

#### 三 西土蔵跡の石堀を撤去し、板堀を整備する。

現状の切石積の堀は、敷地南面から西面を経て、北面の北土蔵まで連なっている。このうち、北西隅の矩折れ延長一五・二メートルの範囲は、明治時代の写真から西土蔵が建っていたことが明らかである。昭和三〇年代の写真では、西土蔵はすでに撤去しており、その後に石堀で閉塞したことがわかる。切石の質も当初の石堀部分と異り、劣化も著しい<sup>注四</sup>。

以上により、西土蔵跡の石堀を撤去し、板堀を整備する。

注一 西土蔵跡の石堀は倒壊の危険があるため、醤油蔵跡と同様に板堀で整備する（前掲前文注九の宅地及び畠）。



図3-3-2-1 門及び堀 要旨位置図（現状）

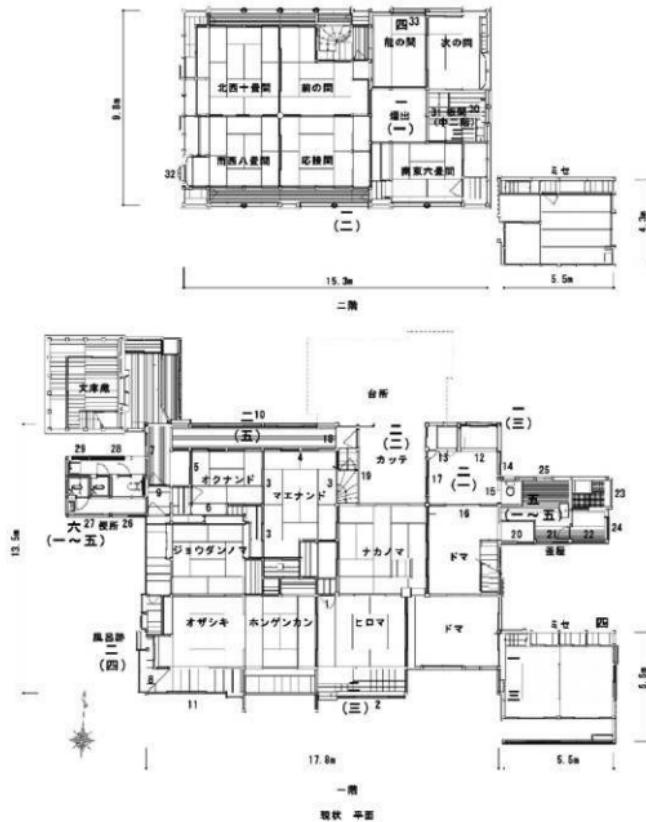


図 3-3-2-2 主屋・ミセ 要旨位置図<sup>8</sup>

※アラビア数字は別表一の漢数字番号に対応する。

<sup>8</sup> 本節の「現状」とは、必ずしも保存修理事業着手時の建物の状態を指さない。復原調査の過程で、改造や意図した撤去でなく使用上の錯誤や粉飾による近年の相違（引違い建具の左右入れ間あるいは、壁の裏返し箇所など）と判断したものは是正して現状図を作成している。

## 第4節 耐震診断と構造補強

### 第1項 地盤調査

#### ①概要

松城家の所在する戸田は静岡県の伊豆半島北西側に位置する。伊豆半島は海岸線まで山地が迫り、低地は河川沿いに小規模に分布しており、そこに市街地が立地している。伊豆半島東側の伊東市や南側の河津町、下田市、西側の松崎町、伊豆市土肥などは小河川沿いの低地に広がっており、沼津市戸田も戸田大川沿いの低地に位置する。戸田大川沿いの低地は河口部で幅700m程度、河川方向に長さ2.5km程度の大きさである。低地の幅は東側の山間部では狭く、西側の河口付近で急に広がっている。調査地は戸田大川の北側の低地に位置し、標高はおよそ2mである。調査地の北側およそ50mには山地が迫り、南側およそ50mには戸田大川が西に向かって流れる。戸田大川の河床には玉石・礫が堆積している。

第4章 調査事項 述べる通り、松城家は敷地造成の際に建物主体部直下、一部その周囲において柱礎石根石以深で人頭大～拳大の石が全面的にびっしり詰め込まれた地中玉石層をもった地盤が施されている。各建物の耐震診断を行ううえで、地盤構成、工学的特性を明らかにするため調査を実施した。調査は、株式会社東京ソイ ルリサーチ東京支店（東京都目黒区）に委託して行い、当社は同社が作成した報告書の抜粋または要約である。

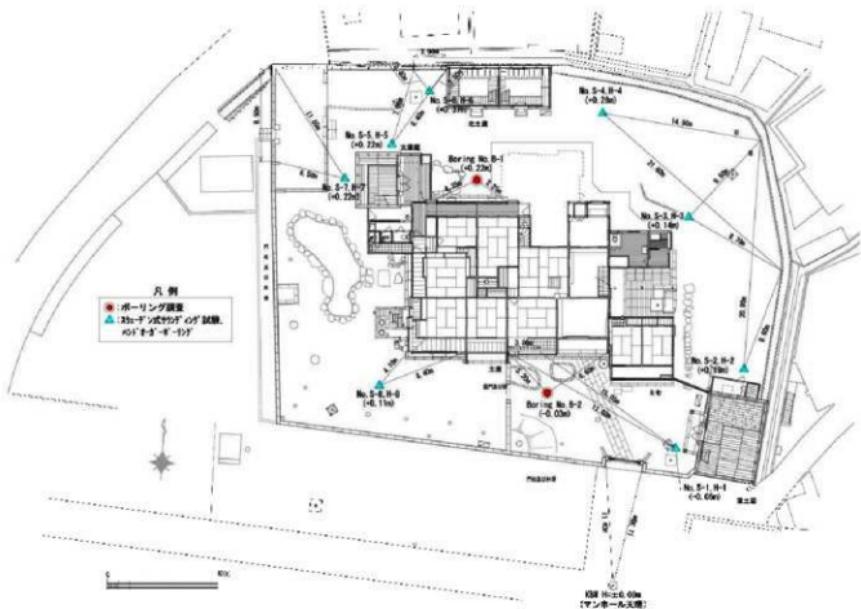
れた地中玉石層をもった地盤が施されている。各建物の耐震診断を行ううえで、地盤構成、工学的特性を明らかにするため調査を実施した。調査は、株式会社東京ソイ ルリサーチ東京支店（東京都目黒区）に委託して行い、当社は同社が作成した報告書の抜粋または要約である。

#### ②準拠諸規・基準

「地盤調査の方法と解説」、地盤工学会、2013年  
 「地盤材料試験の方法と解説」、地盤工学会、2009年  
 日本工業規格（JIS）

#### ③調査内容

- ・機械ボーリング 2箇所 計54m
- ・標準貫入試験 2箇所 計54回
- ・水位観測孔設置 1箇所
- ・スウェーデン式サウンディング  
 (スクリューウェイト貫入試験) 8箇所 計10m
- ・ハンドオーガーボーリング 8箇所 計5.85m
- ・室内土質試験 (密度・含水比・粒度試験)  
 各6試料・調査ボーリング



#### ④調査結果

地盤に関係する埋土層(F層)については主に暗茶褐色の玉石混じり砂礫、ローム混じり玉石などからなる。表層部には礫・玉石が少なくロームを主体とする部分があり、スウェーデン式サウンディング試験、ハンドオーガーポーリングにより掘削できたが、その下位は礫・玉石が多く混じており、スウェーデン式サウンディング試験、ハンドオーガーポーリングでは掘削が不能であった。

埋土層に含まれる玉石は、径200~250mmの大きさのものが普通に混在しており、礫質は硬質であった。マトリックスは少量でロームや細砂からなり、玉石や礫が積み重なったような状態にあった。

埋土層より下位の沖積層(A層)は礫質土・砂質土・粘性土層などからなっていた。

孔内水位は、主屋北縁北側(No. B-1地点)は深度0.95m、主屋ヒロマ南側(No. B-2地点)は深度0.50mであり、両地点とも孔内水位を確認した地層はAg1層であった。Ag1層は透水性が良いと考えられる砂礫層を主体とする土層であり、含水量が高い。また、調査地は地下水位が比較的浅く分布する沖積低地に該当し、調査地の南側100m付近には戸田大川が流れていることから、調査地の地下水位は無水掘りで確認した孔内水位付近にあるもの

と考えられる。継続して地下水位を観察すると、降雨など気象条件や河川の水位変動の影響により上下し、過去に主屋やミセ床下・土間部で噴砂痕や陥没が散見されるのは元々地下水位が高いことに由来すると考えられる。

ハンドオーガーポーリングで掘削できた深度1m程度までは、玉石・礫は比較的少なく瓦礫や玉石・礫を含む粘土や砂質粘土などがみられるが、これより深いと玉石・礫が多い地盤状態であることを示すものと考えられる。スウェーデン式サウンディングによれば、ハンドオーガーポーリングで掘削できた深度1.00m程度までの範囲では、貫入1mあたりの半回転数N<sub>60</sub>はおおむね25以下であった。目視観察では、試料には砂分が多いが所々シルトを多量に混入し不均質な土層と判断された。

室内土質試験結果を表3-4-1-1に示す。No. B-2地点で採取した乱した試料(計6試料)を対象に物理試験を実施したが、As1層(試料番号B-2-P1~P5)は主に「細粒分質砂(SF)」であった。土粒子の密度ρ<sub>s</sub>は沖積層の砂質土として一般的な値である。自然含水比W<sub>n</sub>はおよそ21~52%を示し、細粒分を多く含むことから砂質土としてはやや高い値であった。As2層(試料番号B-2-P6)は「砂質細粒土(FS)」となる。土粒子の密度ρ<sub>s</sub>、自然含水比W<sub>n</sub>は細粒土として一般的な値であった。

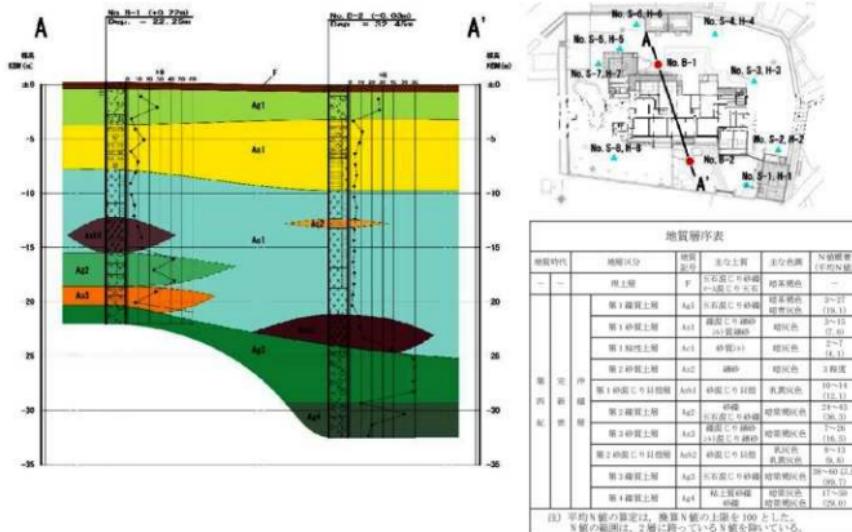


図3-4-1-2 土層断面推定図

## ⑤液状化について

過去の地震による液状化の履歴について、「日本の液状化履歴マップ745-2008」、若松寿江著によれば、調査地付近の戸田大川流域の低地では液状化の発生履歴はない。また、沼津市が公表している液状化ハザードマップでは液状化危険度を大・中・小に分けて色分けして表示しているが、「液状化危険度がないあるいは対象外」の地域に該当している。

表3-4-1-1 土質試験結果一覧

地層区分	試料番号 (深さ)	As1				As2			
		B-2-P1 (3.15m 3.45m)	B-2-P2 (4.15m 4.47m)	B-2-P3 (5.15m 5.46m)	B-2-P4 (6.25m 6.68m)	B-2-P5 (8.15m 8.45m)	B-2-P6 (12.35m 12.49m)		
一般	土粒子の密度 $\rho_s$ g/cm <sup>3</sup>	2.718	2.791	2.794	2.729	2.704	2.710		
	自然含水比 $W_o$ %	41.8	21.0	32.8	47.1	52.3	53.3		
粒度	石 分(75mm以上) %								
	礫 分(2~5mm) %	0.0	41.6	1.8	0.0	0.0	0.0		
	砂 分(0.075~2mm) %	68.8	43.4	75.7	78.5	96.5	98.7		
	シルト分(0.005~0.075mm) %	23.0	10.1	15.4	15.2	33.3	59.8		
	粘土分(0.005mm未満) %	8.2	4.9	7.1	6.3	10.2	11.5		
	最大粒径 mm	2	19	4.75	2	0.950	0.425		
分類	均等係数 $C_e$	18.65	56.97	31.11	21.12	25.96	17.58		
	地盤材料の分類名	細粒分質 砂	細粒分質 砂	細粒分質 砂	細粒分質 砂	細粒分質 砂	砂質細粒 土		
	分類記号	(SP)	(SPG)	(SP)	(SP)	(SP)	(SP)		

今回の地盤調査結果をもとに、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」のN値・粒度による簡易判定方法に基づき液状化の判定を行った。

### (1) 判定条件

- ・検討地点：No. B-2 地点 深度 3.30m～12.42m 間 6 深度
- ・対象土層：As1 層、As2 層
- ・地下水位：No. B-2 地点の無水掘り水位(GL-0.50m)採用
- ・地表面における水平加速度： $\alpha_{max}=150, 200, 350$ cm/s<sup>2</sup>を想定する。
- ・マグニチュード：地震の規模は、M=7.5 とする。

### (2) 液状化の判定

上記条件による各地点深度の安全値 (FL 値) を算定し、地点地盤全体としての評価について液状化危険度を示す液状化指数 (PL 値)、地表変位 (Dey) による液状化の程度予測の各方法による液状化判定結果の評価を行な

った。

### 《PL 値と Dey の算定》

各地点土質試験結果より PL 値と液状化危険度の判定区分を表3-4-1-2 に示した。

PL 値は、FL 値に主に深さ方向の重み係数をかけて深度方向に積分したもので、「地表面付近の FL 値が小さいほど」、また「FL≤1.0 となる層厚が厚いほど」PL 値は大きくなり、危険性が高いと判断される。

地震動におけるレベルは、地震動強さのレベルを直接指すものではないが、計測地点では「地震動レベル 2」として最大規模の地震が発生した場合に、液状化による影響が「高い」という結果が出た。

地表変位による液状化の程度の予測は、「建築基礎構造設計指針」から求め、各地点地表変位 (Dey) の計算結果を表3-4-1-3 に示した。

表3-4-1-2 「No. B-2」PL 値算定結果

判定深度 (m)	層 厚 (m)	W(z)	レベル 1 地震動						レベル 2 地震動							
			$\alpha_{max} 150 \text{ cm/s}^2$		$\alpha_{max} 200 \text{ cm/s}^2$		$\alpha_{max} 350 \text{ cm/s}^2$		F		PL 値		F		PL 値	
			FL 値	F	FL 値	F	FL 值	F	FL 值	F	FL 值	F	FL 值	F	FL 値	F
3.30	0.65	8.35	0.960	0.04	0.22	0.720	0.28	1.52	0.410	0.59	3.20					
4.31	1.00	7.85	2.060	0.00	0.00	1.550	0.00	0.00	0.880	0.12	0.94					
5.30	1.55	7.35	1.350	0.00	0.00	1.010	0.00	0.00	0.580	0.42	4.78					
6.42	0.35	6.79	0.900	0.10	0.24	0.670	0.33	0.78	0.390	0.61	1.45					
8.30	3.00	5.85	<対象外>	0.00	0.00	<対象外>	0.00	0.00	<対象外>	0.00	0.00					
12.42	0.80	3.79	<対象外>	0.00	0.00	<対象外>	0.00	0.00	<対象外>	0.00	0.00					
合 計			—	—	0.45	—	—	2.30	—	—	—	10.38				
液状化による影響			低	い	低	い	低	い	高	い	高	い				

$\alpha_{max}$  : 地表面水平加速度、W(z) :  $10-0.5z$ 、z : 深さ (判定深度)、F : 1-FL (ただし、FL≥1 のときは F=0)、PL 値 :  $F \times W(z) \times 層厚$   
PL 値による液状化危険度の判定<sup>9</sup>

PL = 0 : 「かなり低い」、5 以下 : 「低い」、5 を超え 15 以下 : 「高い」、15 を超える : 「きわめて高い」

<sup>9</sup> 地震時地盤液状化の程度の予測について、岩崎敏男、龍岡文夫、常田賢一、安田進 : 「土と基礎」 Vol. 28 No. 4, 1980 年

表3-4-1-3 「No. B-2」液状化による地表変位 Dcy と液状化の程度

判定深度 (m)	層 (m)	厚 (m)	補正N値 Na	レベル1 地震動						レベル2 地震動		
				$\alpha_{max} 150 \text{ cm/g2}$			$\alpha_{max} 200 \text{ cm/g2}$			$\alpha_{max} 350 \text{ cm/g2}$		
				$\tau d/\sigma z'$	$\gamma_{cy}, \varepsilon v$ (%)	Dcy (cm)	$\tau d/\sigma z'$	$\gamma_{cy}, \varepsilon v$ (%)	Dcy (cm)	$\tau d/\sigma z'$	$\gamma_{cy}, \varepsilon v$ (%)	Dcy (cm)
3.30	0.65	14.0		0.16	0.6	0.39	0.22	1.5	0.98	0.38	2.2	1.43
4.31	1.00	23.6		0.17	0.0	0.00	0.23	0.0	0.00	0.40	0.6	0.60
5.30	1.55	20.1		0.17	0.0	0.00	0.23	0.0	0.00	0.40	1.0	1.55
6.42	0.35	14.0		0.17	0.8	0.28	0.23	1.6	0.56	0.41	2.2	0.77
8.30	3.00	17.2		0.17	0.0	0.00	0.23	0.0	0.00	0.41	0.0	0.00
12.42	0.80	19.0		0.17	0.0	0.00	0.23	0.0	0.00	0.40	0.0	0.00
合 計				—	—	0.67	—	—	1.54	—	—	4.35
液状化の程度				軽 微			軽 微			軽 微		

$\alpha_{max}$  : 地表面水平加速度、  $\tau d/\sigma z'$  : 繰返せん断応力比、  $\gamma_{cy}$  : 繰返せん断ひずみ、  $\varepsilon v$  : 体積ひずみ、 Dcy : 地表変位  
Dcy と液状化の程度の関係<sup>10</sup>

Dcy = 0 : 「なし」、 -05 : 「軽微」、 05-10 : 「小」、 10-20 : 「中」、 20-40 : 「大」、 40- : 「甚大」

既存資料である液状化履歴、液状化マップから判断すると調査地付近の低地は全体的には液状化の危険度はない地域ではあるが、今回の地盤調査では松城家敷地地盤には緩い砂質土が分布することを確認し、液状化の判定結果からも大地震時には「液状化の可能性がある」との判定となった。

但し、地表変位 (Dcy) による液状化の程度予測は5段階のうち少ない方から2番目である「軽微」と評価でき、第4章 調査事項 で述べる通り、地業で施された地中玉石層が効を奏していると思われ、石垣上に建つ北土蔵以外は建物の不同沈下も軽少であったため、今回の修理工事では地盤改良などの大掛かりな地業工事は行わなかつた。



写真3-4-1-1 高い地下水 (主屋北縁北側地点)



写真3-4-1-2 主屋オクナンド下玉石地業

柱礎石下以外の周辺部にも及ぶ。主屋に限らず今回掘削した箇所では全て同様な地業を確認した。



写真3-4-1-3 主屋中央押入下地業断面

<sup>10</sup> 日本建築学会「建築基礎構造設計指針」、2001年

なお、Dcy算定は同指針による補正N値と繰返せん断ひずみの関係図から各層の繰返せん断ひずみ $\gamma_{cy}$ を推定し、これが同一方向に発生すると仮定して、鉛直方向に積分し振動中の最大水平変位分布とした。

## 第2項 耐震診断と構造補強

### ①概要

ディアナ号沈没の原因となった安政元年（1854）安政東海地震以降の大地震で、戸田地内にも多少の影響があつたものは、大正12年（1923）関東大震災、昭和5年（1930）北伊豆地震、昭和19年（1944）東南海地震、平成21年駿河湾地震である。松城家各建物は過去の地震では甚大な損壊を受けていないが、平成16年に発生した台風第22号では、西側の石垣が倒壊するなどの被害を受けた。本工事では、各建物の現状耐震性能（現状変更により構造・仕様に変更が生じたものは変更後の性能）を診断し、必要な構造補強設計のための基礎資料とした。診断は、有限会社金箱構造設計事務所（東京都品川区）に委託して行い、以下、整備板等以外は同事務所が作成した診断及び構造補強設計の報告書の抜粋または要約を掲載する。



写真3-4-2-1 平成21年地震による東側石垣の倒壊



写真3-4-2-2 平成21年地震による東土蔵海鼠壁の崩落



写真3-4-2-3 平成16年台風による西側石垣の倒壊

（株式会社ユー・エス・シー兼弘彰氏所蔵）

### ② 準拠諸規・基準

- 「重要文化財（建造物）耐震診断に係る指針・要領」、文化庁文化財部、2012年改正
- 「木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2017年版）」、日本住宅・木材技術センター、2017年
- 「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル」、木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会、2004年
- 「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」、国土交通省国土技術政策総合研究所、2015年
- 「2001年版 限界耐力計算法の計算例とその解説」、日本建築センター、2001年

### ③ 検討内容・方針

#### ① 地盤環境

文献資料及び地盤調査の結果を用いて、本建物所在地で予想される地震動の大きさを算定した<sup>11</sup>。

#### ② 等価線形化法による耐震性能の検討

等価線形化法（限界耐力計算）は、文化庁文化財部「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」（以下、「基礎診断要領」とする）に従って行った。

#### ① 建物のモデル化

- ・主屋、文庫蔵、東土蔵、北土蔵は2層のモデルと考へて検討を行った<sup>12</sup>。
- ・建物の耐震要素の復元力特性は「基礎診断要領」に準じて設定した。

<sup>11</sup>N値50以上の強固な地盤である深度24.6m以深の地層を工学的基盤と判断した。（図3-4-1-2 土解断面推定図）

<sup>12</sup>主屋には付属棟として、ミセ、便所、風呂、釜屋、台所、文庫蔵の下屋が接続している。そのうち文庫蔵の下屋以外は、地震力の一部を主屋に負担させる計画とし、主屋を中心に評価を行っている。

- 主屋の建物モデル化において、屋根面は剛床であると仮定したが、補強設計の段階で水平構面の検討を行う。東土蔵、北土蔵、文庫蔵については剛床と仮定した。

## 2) 検討用の地震動

当該敷地において想定される最大級の地震動である「大地震動時」と、当該敷地において建物の耐用年限中に一度以上受ける可能性の高い「中地震動時」の二つに対して行った。

- 建設地の表層地盤における加速度応答スペクトルは、令86条の5に示される地震力を算定する上で想定される解放工学的基本基盤における加速度応答スペクトルに、表層地盤による增幅率を乗じて算定した。
- 表層地盤の加速度増幅率は、平12建告第1457号の第10により地盤のせん波速度から算出する精算法により算定した。

## 3) 必要耐震性能の設定

本建物の必要耐震性能は、建物の規模・用途及び人の安全を考慮して「安全確保水準」とした。「安全確保水準」は大地震動時に倒壊しない<sup>13)</sup>こととし、建物の被害状況の目安は以下の通りとした<sup>14)</sup>。

尚、今回設定時における中地震時の安全確保水準の想定も参考として表中に示した。

(主屋および付属棟部分)

- 大地震動時の応答変位 ≦ 非倒壊の限界変位  
(層間変形角 1/30 以下)

表3-4-2-1 主屋必要耐震性能設定の目安

性能目標	安全確保水準
活用内容	通常の用途に供しているもの
中地震動時	軸組 变形が生じる (層間変形角 1/60 以下)。 造作 破損・落する恐れがあるが、再用して復旧可能。 土壁 龟裂が生じ、塗り替えが必要となることがある。 安全 安全に退避できる。 機能 機能維持。
	軸組 大きな変形が生じるが倒壊しない (層間変形角 1/20 以下)。 安全 生命に重大な影響を及ぼさない。 機能 機能損失

主屋付属棟のうち、修理または復原範囲である釜屋・便所・風呂・台所南半(カッテ部)・ミセは在来工法による建物であり、地震力の一部を主屋に負担させる計画とした。このときの地震力はIGと設定し、X方向・Y方向の土壌構成状況を検討の上、不足分は主屋に力を伝達させる手段として、取り合いの桁・棟木・母屋などの主要軸組材に関して金具補強を行う計画とした。

また、整備部分である台所北半(台所部、重要文化財指定範囲外)は、建築基準法に規定される性能と同等以上になるよう、RC基礎とホールダウン金具や構造用合板壁を用いる工法を選択することとした。

(文庫蔵、東土蔵、北土蔵)

- 大地震動時の応答変位 ≦ 非倒壊の限界変位

(層間変形角 1/20 以下)

表3-4-2-2 土蔵3棟必要耐震性能設定の目安

性能目標	安全確保水準
活用内容	通常の用途に供しているもの
中地震動時	軸組 变形が生じる (層間変形角 1/60 以下)。 造作 破損・落する恐れがあるが、再用して復旧可能。 土壁 龟裂が生じ、塗り替えが必要となることがある。 安全 安全に退避できる。 機能 機能維持。
	軸組 大きな変形が生じるが倒壊しない (層間変形角 1/20 以下)。 安全 生命に重大な影響を及ぼさない。 機能 機能損失

(石塀・門柱)

日本建築学会「壁式構造関係設計基準集・同解説」の「ブロック壁解説基準」の解説に準拠し、上部構造では設計用水平震度を0.5、基礎の転倒検討用には0.3を設定し、石塀・門柱の転倒防止に必要な補強を検討することとした。

(板構)

整備部分である板構は、石塀と異なり作用する地震力より風圧力の方が大きいため、建築基準法に規定される速度圧の算定を元に転倒防止に必要な補強を検討することとした。

<sup>13)</sup> 「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き」(文化庁)に基づいて設計を行っているが、本指針における「大地震動」と「中地震動」は建築基準法に示されている、「極めて稀に起る地震」、「稀に起る地震」に相当するものとして定義している。上記の地震と震度階は直接的な位置づけはないが、単純な仮定を踏まえると大地震動が震度6強以上、中地震動は震度5程度に相当する。

<sup>14)</sup> 東土蔵、北土蔵、文庫蔵については施工後も當時は人が入らず、土蔵は脆性的な変形性能を有していることも評価し、大地震動時層間変形角1/20以下を安全確保水準とした。1/30以下に設定すると補強支柱設置や壁量または壁仕様変更を必要とする診断結果が出ている。文化庁「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き」によれば、「柱の折損等による急激な抵抗力の低下が生じない場合には、伝統的木造建築の非倒壊限界変形角を1/15程度まで大きく設定することもある。」とされている。

#### ④ 診断結果と補強方法の決定

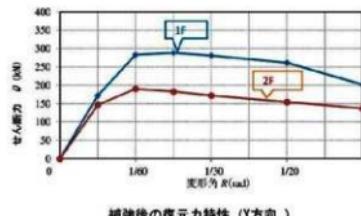
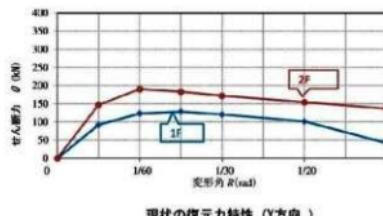
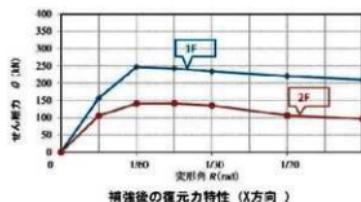
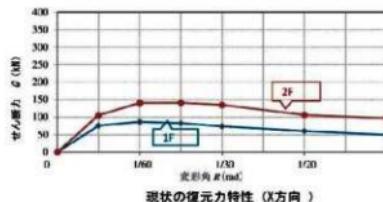
##### (1) 主屋

諸条件<sup>15)</sup>による診断の結果は、X、Y方向ともに1階部 分が大地震動時に安全限界（1/30）を満たさないため構造補強が必要となった。2階についてはX、Y方向ともに十分な土壁・垂壁を有しており安全性を満たしている。尚、X方向・Y方向はそれぞれ桁行方向・梁間方向を指し、以下同じとする。

主屋の補強案として、A. 構造用合板案、B. 鉄骨フレーム補強案をそれぞれ検討したが、A案については、復原プランから配置箇所に制約が多く、既存土壁内部に合板を仕込み、また合板壁位置で土台・基礎石を介して地

中に打設するRC基礎と繋結が必要など、在来工法を根本的に変えなければならず、多くの部材を傷める必要があるため不採用とした。Bの鉄骨フレーム案はA案の構造用合板に比べ少ない配置ですみ、建物中央部及び北東隅の押し入れ内部に概ね配置できる<sup>16)</sup>ため、こちらを採用することとした。

以上の経緯より主屋の補強は鉄骨フレーム案とし、それに合わせた支柱基礎および2階床・小屋裏の水平構面の補強を行うこととした。3次元応力解析ソフトウェアにはSTAN/3Dを用いた。これら補強実施により、X、Y方向とも安全限界（1/30）を満たすことが可能となった。



現状の応答層間変形角

方向	階	中地震動時	大地震動時
X	2階	1/562	1/36
	1階	1/101	1/13
Y	2階	1/699	1/132
	1階	1/112	1/20

補強後の応答層間変形角

方向	階	中地震動時	大地震動時
X	2階	1/204	1/34
	1階	1/223	1/38
Y	2階	1/225	1/43
	1階	1/221	1/37

図3-4-2-1 主屋 復元力特性と層間変形角（現状・補強後）

<sup>15)</sup> 耐震要素の選定：本建物の耐震要素は主に土壁および垂壁付き独立柱とする。土壁(実測により厚60mm～)

・耐震要素の単位フレームの復元力特性は、文化庁「基礎診断要領」に従って設定する。

・各階の復元力特性は、方向別にすべての耐震要素の復元力特性を加算して作成する。

「重要文化財(建造物)耐震診断に係る指針・要領(H24)」に基づく設計荷重

主屋固定荷重(N/m2)…棟瓦葺(葺土なし・屋根勾配補正前)1300、軸体300、天井面300、床600

土蔵固定荷重(N/m2)…棟瓦葺(葺土あり・屋根勾配補正前)1300、軸体500、床400

<sup>16)</sup> 鉄骨支柱計6本の内、北東エリアの1本は押入に收まらず、北側通用口内で見え掛かりとなる。この出入口は復原によるものであるが活用上は竣工後も使用することはなく、土間處の板戸を開けなければ室内からは見えない。主屋北側通りには建具がなく開放構造であるため、主屋の北立面としては踏込土間へ天井までの内法空間で支柱が露出する。

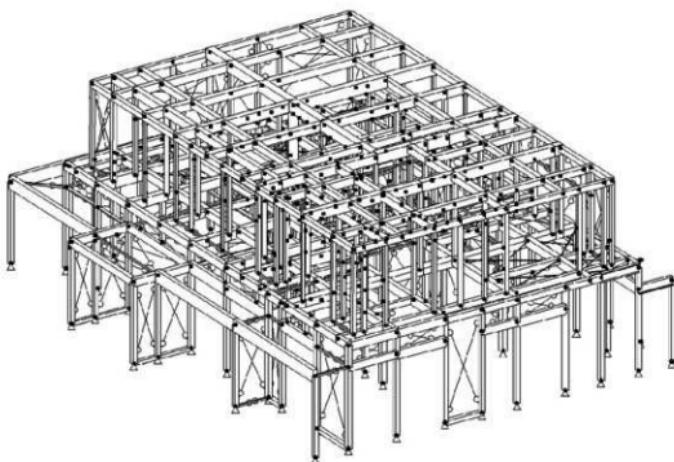


図 3-4-2-2 主屋解析モデル

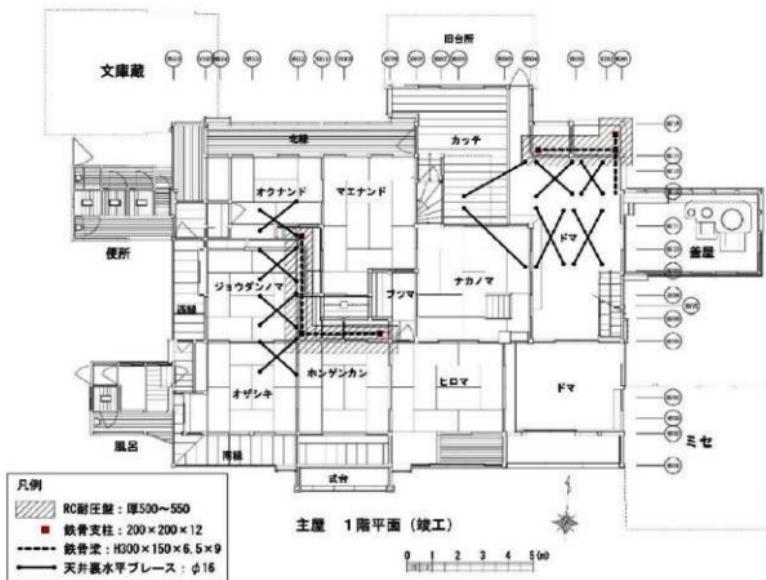


図 3-4-2-3 主屋 1階構造補強概要

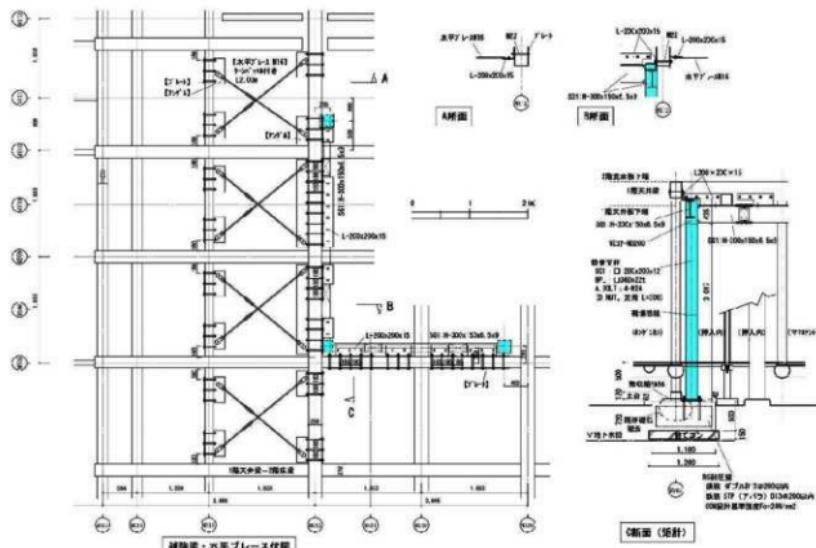


図 3-4-2-4 主屋 1 階中央押入内鉄骨補強伏詳細図（1 階天井裏）

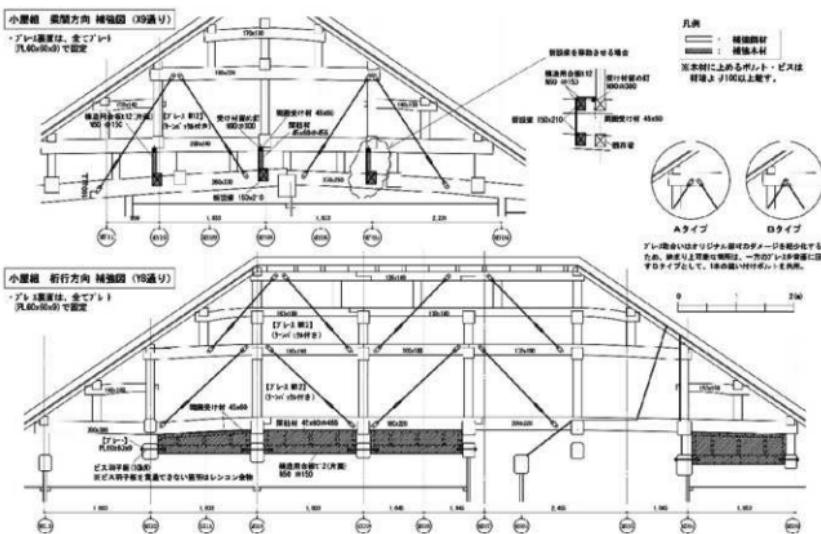


図 3-4-2-5 主屋 2 階小屋組補強図

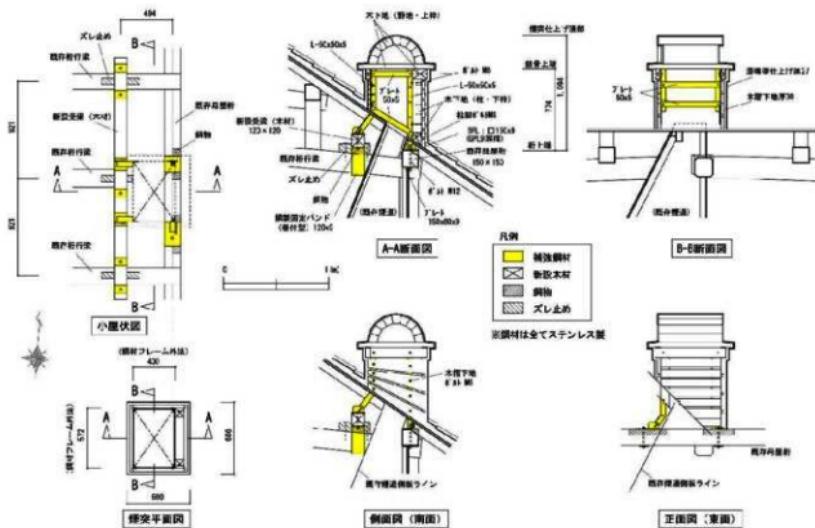


図 3-4-2-6 主屋煙突補強図

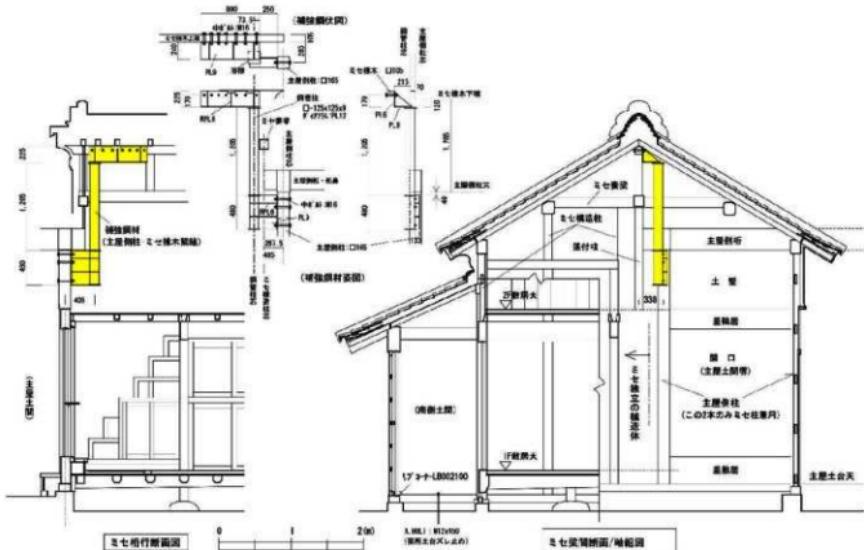


図 3-4-2-7 ミヤ-主屋取扱い捕獲図

主屋付属棟はミセを代表して掲載する。全解体とした釜屋・便所・風呂・台所南半とも要所ずれ止め土台アンカー及び、主屋構造材との取合い金具(特注及び既製品)による一体化を図った。

## (2) 文庫蔵、東土蔵、北土蔵

土蔵3棟は厚い土壁で囲まれた大型構造であるがいずれも2階建てで建ちが高く、特にY方向(梁間方向)では耐震要素が不足していた。屋根荷重軽減のため来の葺土ベタ置きを廃し空葺を採用することでいずれも変形角1/20以内を満たすことを確認し、特別な補強は行わないとした<sup>17)</sup>。

表3-4-2-3 土蔵3棟の大地震時応答変形角

棟	葺土あり(在来)		葺土なし	
	X方向	Y方向	X方向	Y方向
文庫蔵	1/20	1/19	1/24	1/22
東土蔵	1/23	1/20	1/25	1/23
北土蔵	1/28	1/19	1/30	1/22

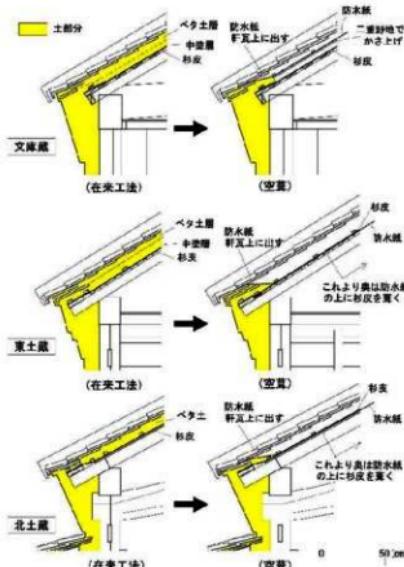


図3-4-2-6 土蔵3棟空葺図

土蔵は軒付へニノ平瓦までを在来の塗り籠めとし、奥を空葺とした。ベタ土がなくなり雨漏りがしやすくなることを防ぐため、在來の杉皮葺と合わせて通気性を有する防水紙を野地全面に敷き込んだ。(主屋ほか同じ)

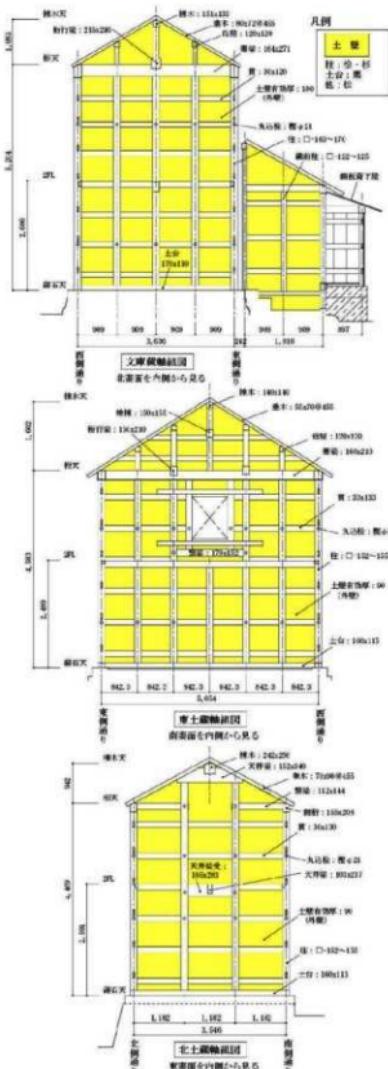


図3-4-2-7 土蔵3棟輪組図

<sup>17)</sup> 現行の土壁耐震要素としては、柱構面間に挟まれた壁厚によっている。土蔵は大型造で柱より外側に付着する壁土の強度も多少は有効と思われるが、将来的に実験を交えた検証がなされた場合にはもっと安全側に出るものと思われる。

## (石塀・門柱)

いずれも想定する地震力から受けける転倒モーメントが自重による傾斜復元力による抵抗モーメントを上回り NG が出るため、鋼材支柱による補強が必要となった<sup>18</sup>。

石塀に関しては、鋼材支柱を効かせ上で石塀の面的一体化を図るために全ての壁石・笠石について 1 石当たり 2 本のステンレスダボビン（φ12 mm）を挿入し、上下の石材とずれ止めを行い、基礎には後施工アンカー（M16、定着長 300 以上）を設置することとした。支柱は敷地内部側で壁面に沿わして垂直なものを設置する案も検討したが、直立した支柱の剛性で転倒を防止するためには太い鋼材が必要なほか、支柱 RC 基礎を石塀足元に挿入する際に根石など基礎構造を大きく傷めることになるため今回の工事では斜め支柱を採用し、離れた箇所に設置した RC 基礎をカウンターウェイトとして外方転倒モーメントに抵抗することとした。外方転倒には RC 基礎重量による抵抗モーメント及び石塀自重による傾斜復元力の和が地震力を上回るよう、内方転倒には斜め支柱の座屈を考慮した許容圧縮応力を検討した。石塀の高さは各場所によって数種類あるため、パターンごとに計算を行い、支柱を φ60.5 × 3.2t 円形鋼管 2 本組に定め、支柱ピッチと石塀からの離れ、RC 基礎のボリュームを個別に定めた。RC 基礎は敷地内の木桿や既設埋設管などによる障害物を可能な限り回避するため配置や形状を調整した。

門柱は礎石に構築して自立する構造であるが、今回の工事では解体をせず建ったまま掘込み金具で拘束し、これに鋼材の繋ぎ梁と補強支柱を溶接またはボルト締めとして、支柱は同じく RC 基礎と一体化することにより転倒防止を行うこととした。門柱の補強支柱は、門柱と平面振れ角を持つため、基礎及び各鋼材は門柱に作用する地震力から到達する曲げと回転に耐え得るものと計算によって定めた。また、復原開戸は門柱に打ち込んだ肘金具で吊るべきであるが取付箇所の石材がいずれも破損しているため補強支柱に扉吊り柱（鉄骨製、新補修兼溶接）を併設し、これに扉吊重を預けることとした（図 3-4-2-12）。この扉吊り柱は門柱の礎石に直接乗せるが、2 本の繋ぎ梁とボルト接合して、一本足である門柱用支柱と相互に安定性を向上させるようにした。

## (板塀)

板塀は新築整備であるが、風圧<sup>19</sup>による転倒を防ぐため控え柱 RC 基礎のボリュームを計算し、柱及び控え柱の柱脚には埋め込み型のパイプホールダウン金具を設置する設計とした。

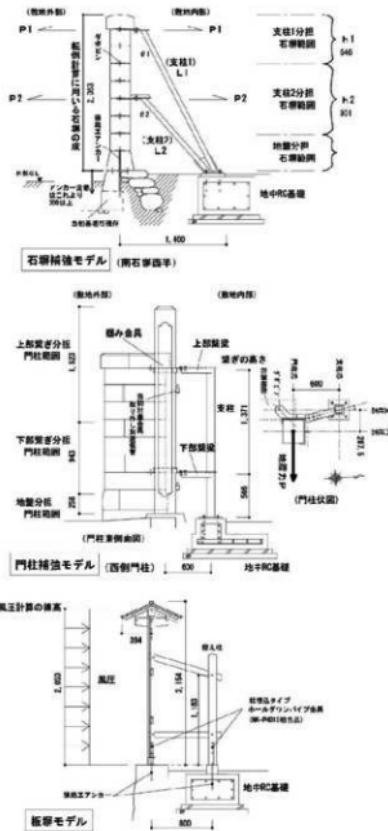


図 3-4-2-10 石塀・門柱補強支柱及び板塀モデル

<sup>18</sup> 石塀・門柱は伊豆石として安山岩・凝灰岩質砂岩で構成されており、このうち石塀の礎石として用いられている凝灰岩質砂岩はもろく風蝕も激しいものがある。修理では極力再用に努めたが、大地震の際は補強鋼材よりもずっと早く石材が先行降伏するため個々の石材強度に頼らざるを得ない。補強後に遭遇する大地震の際は鋼材取合い位置の石材を中心に剪断破壊することが予想されるが、石塀広域面に渡る転倒は避けられるものと考えられる。

<sup>19</sup> 速度圧を求める上で式や地域による基準風速等は、建築基準法施行令に定められたものを用いた。これに規定されない地表面粗度区分は沼津市が個別に定める「II」を用いた。

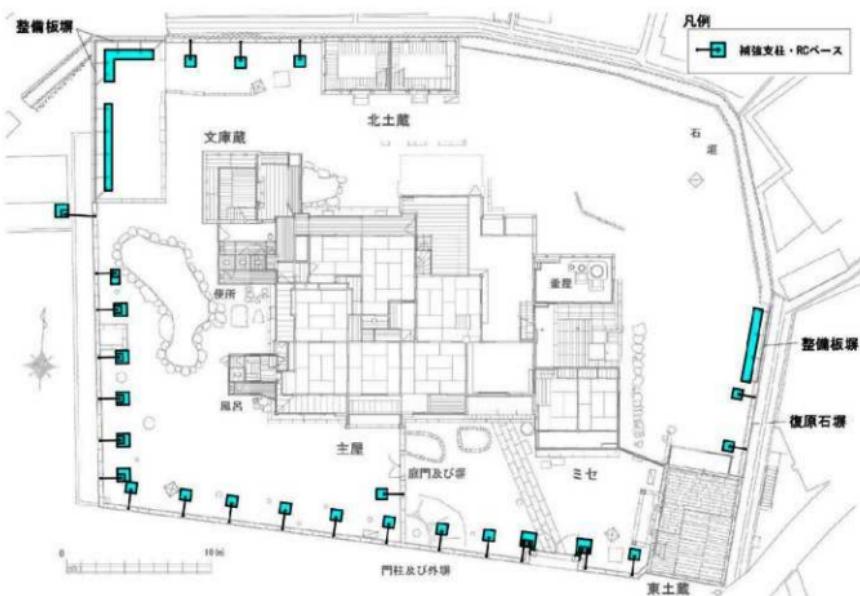


図 3-4-2-11 石塀・門柱・板塀支柱及び RC 基礎配置図（竣工）

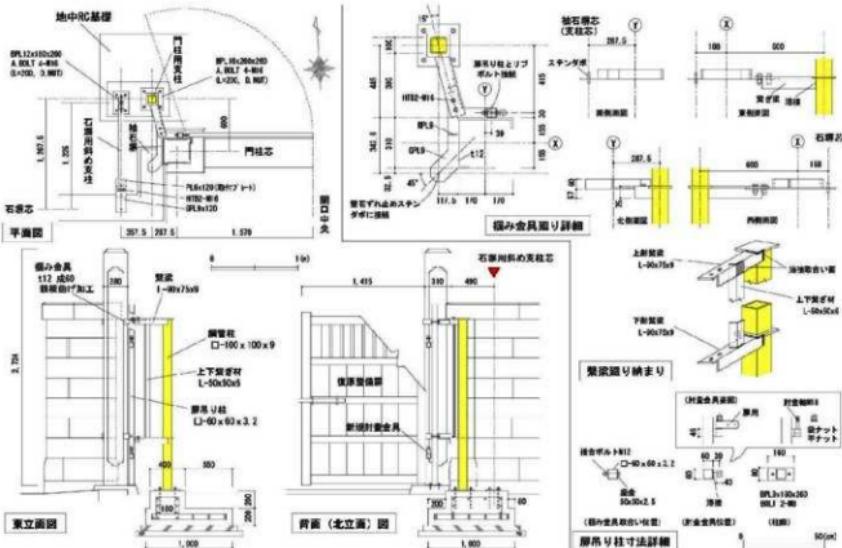


図 3-4-2-12 門柱補強詳細図（西側門柱）

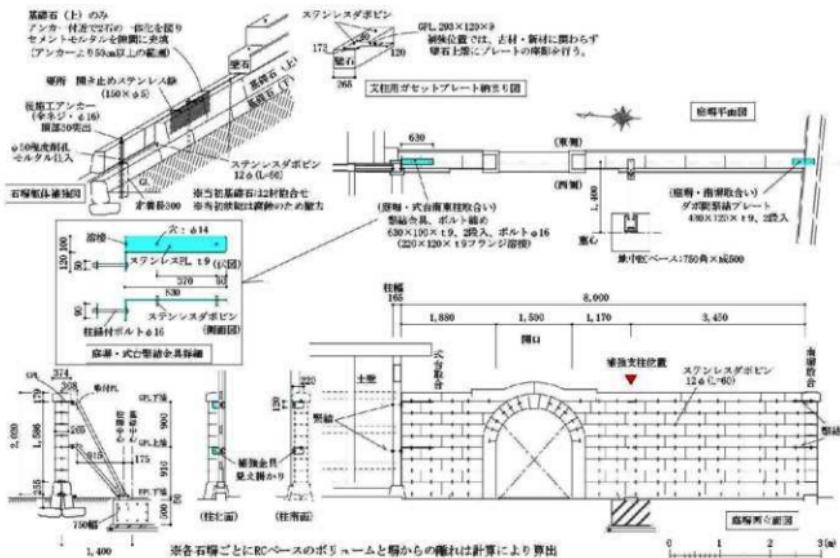


図 3-4-2-13 石塀補強概要図（代表庭塀）

## 構造補強工事 実施工法表

区分	部位	工種	規格・寸法	取扱・その他
主屋	耐震盤 (石墨鉄骨支柱 基礎共通)	捨てコンクリート及び 基礎コンクリート	調合：JIS 認定工場製品 Fe-24N/mm <sup>2</sup> , スランプ 18 cm 構造コンクリート…F-Fc+S S=3, 単位水量 175 kg/m <sup>3</sup> 以下 塗化物オシ量：0.30 kg/m <sup>2</sup> 以下	一般的な施工方法は JASS5による。 地下水影響・当初地業との区画のため防水シート設置（土屋のみ）
		鉄筋	異形鉄筋 SD295S D13 (JIS G 3112) かぶり厚さ 70、@200 以内	あばら筋とも
	支柱関係	STK-R400・SNV90C (溶接必要箇所) SC1:□-200x200x12 BPL_360x360x22、A.BOLT : 4-M24 (D.NUT L=300) DF_PL16 全て溶融亜鉛メッキ	中央押入内支柱 3 本は鋼管 2 材を現場 突合せ溶接。 東鳴鹿支柱 3 本の内化粧部のみ溶融亜 鉛メッキ・下地・中塗処理の上、黒色塗 装	
		鉄骨梁	SS400 SG1:H-300x150x6, 5x9 全て溶融亜鉛メッキ	鉄骨梁は大きく 3 パーツとし、両端材は 予め鉄骨支柱と工場溶接の上、現場で一 体的に高力ボルト接合。 但し、中央押入内支柱 3 本のうち中央支 柱頭部は ND (ノンダイアフラム) 工法に より予め工場溶接
		アングル (ガセットプレート)	SS400 L-200x200x15、または:L-250x150x15 (GPL-16) 全て溶融亜鉛メッキ	木造部材-鉄骨梁介在用 (ガセットプレートは繋結する 2 材間 距離が離れている箇所に用いる曲げ加 工プレート)
		スプライスプレート	SS400 ウェブ:PL-6、フランジ:PL-9 全て溶融亜鉛メッキ	鉄骨梁握手用
		高力ボルト	HTB-M20	鉄骨間
		中ボルト	M22	アングル用
		中ボルト	M16	プレース羽子板用
	水平構面補強	水平プレース	M16、ターンバッフル付、両端羽子板 全て溶融亜鉛メッキ	2 階床梁廻り（1 階天井裏）に設置

	小屋組補強	水平・垂直プレース	M12, ターンバックル付、両端羽子板 全て溶融亜鉛メッキ	2階小屋裏に設置
		構造用合板	構造用合板 t12, N50@150、新設梁(木材)150x210、 間柱材及び周囲受け材 45x60、受け材止め釘 N50 @300	小屋梁等で変形性能を伝達する 2 材間 距離が離れ同一構面内にない箇所の介在用
ミセ	主屋取合い補強	立体フレーム鋼材	SUS304 柱 : L-50x50x5(一部曲げ加工) 梁 : PL-150x150x9 + 100x60x9 を溶接 座金 : PL-80x120x9 + 150x150x9 + 150x125x9 剛製固定バンド : PL-120x9(既存梁に合わせ曲げ 加工) 受梁(木材) 120x120	溶接必要箇所は全て工場溶接、現場ボルト接合
		中ボルト	M12・M8・M6	脚緊結・フレーム固定用
		立体フレーム鋼材	STK400・SN490C(溶接必要箇所) 母材: □-125x125x9, DF, PL12 取合: 金物: (主屋柱) PL-9/480x120 + 480x270 + 395x110, PL-6/390x110、各材溶接 (ミセ 檻木) PL-9/800x280 + 800x190, PL- 6/270x190、各材溶接 座金 : PL-60x60x9 全て溶融亜鉛メッキの上、黒色塗装	溶接必要箇所は全て工場溶接、現場ボルト接合
石廊	基礎石	後施工アンカー	SUS304, M16xL650, 定着 300	主に基礎ずれ止め用、斜め支柱通りに挿入
	軸体補強	ダボビン	SUS304, 12φ x L=60	原則として 1 石に 2 本、上下間の横ずれ 防止用
		ガセットプレート	SUS304, GPL-293x120x9, 黒色塗装 当該石材上端座面の上、軸体補強ダボビンに引 掛け	支柱と緊結用
	斜め支柱関係	鉄骨支柱	パイプ : STK400, 60. 5φ x3. 2 t BPL-260x180x12 SN400B, A.BOLT : 4-M16(D. NUT L=200) 柱脚リブ PL-250x250x9, SN400B 取付 PL-250x120x6, SN400B, 支柱頭に溶接、同 リブ PL-110x40x6, SN400B 全て溶融亜鉛メッキの上、黒色塗装	ピッチは概ね 4m 以内、石廊端部は自由 端 4m 以内、基礎後施工アンカー通り に合わせて設置。地中コンクリート基礎 (カウンターウェイト) にアンカーボル トを介し自立
		高力ボルト	SUS304, HTB-M16x55, 黒色塗装	ガセットプレート-支柱取付プレート緊 結用
南廊-庭廊取合 い補強	取合いプレート	SUS304, 430x120x 9 当該石材上端座面の上、軸体補強ダボビンに引 掛け (石廊内縦埋込)	突付 T 字取合いのため接合補強 (2段)	
	主屋式台柱-庭 廊取合い補強	プレート加工、柱鍵付 ボルト	SUS304 緊結プレート : PL-630x100x + PL-220x120x9, 溶 接 裏面プレート : PL-50x90x 6 柱鍵付ボルト : 16φL230、ナット、座金 化粧部黑色塗装	式台南東隅柱-庭廊緊結 (上下 2 箇所)
		支柱関係	STK400・SN490C(溶接必要箇所) 柱: □-100x100x9 BPL-260x260x16, A.BOLT : 4-M16(D. NUT L=200) DF, PL16 緊梁: SS400, L-90x75x9 不等辺山形鋼、柱と溶接 上下緊梁緊材: SS400、L-50x50x6 等辺山形鋼、緊 梁と溶接 全て溶融亜鉛メッキの上、黒色塗装	地中コンクリート基礎にアンカーボル トを介し自立、地震力による曲げと回転 防止用
門柱	支柱関係	組み金具	帯金具: SN400B, 成 60 t12, 折り曲げ加工、内法 316x286、リブ: PL9, ガセットプレート: SN400B, GPL9 全て溶融亜鉛メッキの上、黒色塗装	C型帯鉄による門柱拘束 (上下 2 箇所)
		高力ボルト	SUS304, HTB2-M16, 黒色塗装	鉄骨支柱緊梁と組み金具緊結
		扉吊り柱	柱: STK400, □-60x60x3, 2 肘坪金具(受け部): SUS304、ボルト溶接、袋ナ ット+平ナット M18、座金(ワッシャー) φ40 BPL-160x80x9, A.BOLT : 2-M・袋ナット M8, 締込 長さ 50 組み金具接合: SUS304、ボルト・ナット M12, 座 金 鉄骨部: 溶融亜鉛メッキの上、黒色塗装、SUS 部: 黒色塗装	扉吊り仕様を、門柱への肘坪金具打込型 から鉄骨添柱溶接型に変えて、門柱の局 部破損を解消

## 第4章 調査事項

### 第1節 破損状況

#### ①主屋

##### 基礎

宅地は海岸にはほど近く海拔も低いため地下水位が高く、建物周囲の雨水排水設備が整っていないことから、降雨時及び潮位の高い時は湿潤な状態にあった。礎石の不陸は、ミセ境となる南東で最大35mm、式台の抽壁礎石に33mmの沈下が見られ、西側の池付近では地盤が緩く、便所の基礎は西方へ向かって沈下が見られたが、その他極端な不同沈下は見られなかつた。

基礎石の破損・欠失は少なかつたが、便所の西側布石は後世の下水配管設置時に中央部が割り取られていた。釜屋は当初の軒石組が地上部分を撤去され、数次の改造の末、現状はセメント入り叩きに変更されていた。カッテから旧台所の突出部にかけては平成4年の建て替えの際、当初基礎石を概ね残したままにコンクリートブ基礎及び雨落コンクリート入り叩きが設置されていた。土間・軒下の叩きはほぼセメント入りのものに変更されており、その叩き下は地下水の浸透により砂礫が流され一部で陥没していた。土間入口の敷石は表面剥離が進行し、雨落石は地盤の弛みにより一部に不陸が生じていた。

##### 軸部

床下の一部では柱根が腐朽により切断され、礎石上に鉄筋が挿入されていた。足元は湿気や過去の水害の影響による変色が見られ、ミセ境の差敷居は大きく腐朽して

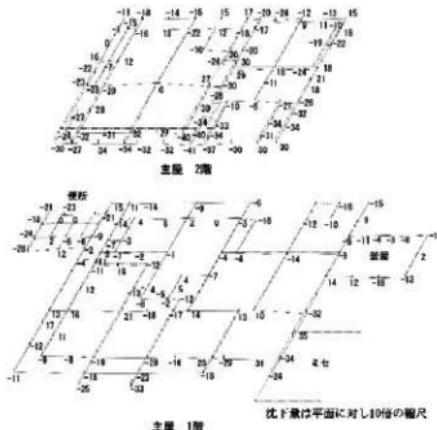


図 4-1-1-1 主屋基礎周りの不同沈下

いた。基礎の不同沈下により1階では若干の、2階では南中央付近で最大41mmの不陸が見られた。2階は1階と柱通り筋が異なるため、1階に柱のない箇所での沈下が大きい傾向にあつた。1階軒廻りでは松材を使った軒桁に虫害が見られ、これと接続する柱にも同様の被害が見られた。またヒロマ南縁の側桁が式台手前で切断され、支柱が挿入されていた。式台は平成4年の新築に近い大修理で軸部から上が全て新材に取り替えられていた。釜屋は後世の改造で、一部の柱内法部分を切り取り、差鶴居の室内側を研り取るなどの変更が加えられていたほか、小屋梁の1本は腐朽による折損箇所を添板ではさみ、ボルトで締め付けるなどの補強措置も見られた。また、南側の桁、差鶴居は大きく腐朽していた。便所は土台と柱の足元に虫害が見られた。風呂は基礎石を残しそれより上が全て失われており、旧台所は基礎石を残しそれより上が全て新建材になっていた。

##### 床・天井・造作

ヒロマ南縁や廊階段上り口では仕上げの床板が化粧ペニヤ板に変更されており、荒床板にも割れや欠失が所々みられた。2階の荒床でも割れが生じていた。

1階陸の天井や造作材は過去の雨漏りなどによる汚損や虫害が目立ち、欠失箇所もあった。



写真 4-1-1-1 主屋東下屋軒裏 漆喰塗崩落状況



写真 4-1-1-2 主屋釜屋 桁及び差鶴居腐朽状況

2階南東六提間では、床の間の落掛が脱落していた。また、外部に面した敷居は雨掛かりとなるため劣化が目立ち、内部の敷居も構の摩耗が進行していた。マエナンドでは後世に開炉裏を設けた際に床根太の一部を切断していたが、使わなくなつてからは開炉裏枠に床板を架け渡して塞いでいた。

#### 小屋組・野地

過去に雨漏りが生じていた旧煙突廻りの小屋梁で腐朽が生じており、一部の部材は虫害を受けていた。下屋庇の屋根で雨漏りが生じている部分は、野地板と垂木に腐朽が生じていた。釜屋は中央付近の垂木がまとまって新材料に変わっていたほか、腐朽も随所に見られ、一部の野地板を残しトタン屋根に変えられていた。便所は母屋や頭廻ぎに雨漏りによる腐朽がみられ、垂木より上を全て新材料に取り替えていた。

#### 屋根

2階大屋根の桟瓦葺は、昭和41年頃に土居葺（杉皮葺・瓦葺）を残し、既製品瓦に葺き替えられ、煙突も撤去されていた。土居葺には過去の雨漏りによる腐朽が所々に見られた。下屋根もその後新しく葺き替えられていたが、このうち古瓦が再用された東面については全般的に劣化が進行して割損した瓦も見られ、軒先に不陸も生じていた。さらに屋根瓦が脱落した部分はトタン板で仮葺きされた状態で、際駆斗積には不陸が生じ、目地漆喰の多くが欠失していた。

#### 壁

2階外壁の擬石塗は過去の修理で一部が塗り直されていてが、汚損や浮き、ひび割れが随所に見られた。漆喰擬石は色漆喰がほとんどどの箇所で剥落していた。オーダー柱の漆喰塗り、縁形窓枠蛇腹では一部が下塗まで崩落していた。東面下屋庇の揚げ裏は、屋根からの漏水や変形などにより漆喰塗が浮いたり崩落する箇所が多く見られ、部分的に下塗りも崩落していた。便所の海鼠壁は、浮きが生じ目地漆喰も劣化しており、浅目地入り漆喰壁は経年劣化による汚損がみられた。

内部は軸部の変形に伴い、一部の散際で漆喰壁に剥損が見られ、南縁の鼠漆喰は中塗り層から肌別れがみられ、後後に塗り直された箇所もあった。また、マエナンド、2階龍の間、次の間においては、漏水などの影響で内法壁や天井の漆喰面に汚損が見られ、天井漆喰についてはひび割れも発生していた。同様の破損は2階南北廊下の天井面でも生じていた。戸袋内的一部分の漆喰壁にも亀裂・剥落が見られた。

#### 建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、外部に面した建具

は下框や戸板の下方を中心に摩耗やカビの繁殖が目立つた。戸板・横には欠失するものもあり、障子紙や襖紙には経年による変色や汚損、摩耗が目立つた。襖紙は後世の改造で上に新しい化粧紙を張り重ねられているものがあり、一部の襖紙は上張りが剥けていた。その他、建具に施された漆塗りは、全般的に劣化や剥落が進行しており、特に2階腰付ガラス障子では日光があたる面で漆の変り塗の劣化が進行していた。

#### その他

座敷廻りの金散らし和紙張付壁・天井や2階模様印刷洋紙張付天井の化粧紙は全般的に退色や変色、あるいは摩耗・破れが進行しており、散際では剥落や虫害による穴が多く見られた。特に雨漏りが生じた範囲では、紙の汚損や劣化が進行しており、下張りから剥がれ落ちている箇所も随所にあった。2階南北廊下や廻り階段のベンキ塗装や漆塗りは劣化や剥落が目立ち、床框や火燈壇に施された漆にも劣化が見られた。この他、各部屋に敷き込まれた畳は疊表や疊縁が摩耗し、一部は薙床も破損していた。また、釘隠しなどの飾金具は全般的に変色や腐食が見られ、一部では部材が欠失していた。

#### ②ミセ

##### 基礎

基礎石は南側に最大20mmの沈下が見られ、土間叩きは一部を残しセメント入り叩きに変更されていた。その叩き下は地下水の浸透により砂礫が流され一部で陥没していた。

##### 軸部・小屋組

土台や1階の床組には腐朽が見られ、蟻害も発生しており、同様の破損は主屋との接続部の柱や桁にも見られた。化粧裏板や母屋には旧雨漏りの跡が多く残り、野地板や野垂木には腐朽が見られた。また、化粧裏板の柱・梁、裏板の一部には白ペンキが塗られていた。

##### 屋根

下屋庇の屋根は近年に葺き替えられていたが、野地の修正がなされておらず屋根面が全体的に傾いた状態となっていた。大屋根の大部分は過去の修理や改造が入って

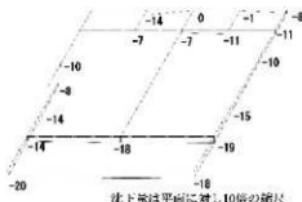


図4-1-1-2 ミセ基礎廻りの不同沈下

おらず、北面主屋取合い位置では応急修理によってトタン屋根が葺かれていたほか、全体的に古瓦には割損や劣化が見られ、不陸や乱れが生じ、大棟も中央付近で大きく沈み込んでいた。この他、各部の目地塗喰や鷲羽棒塗喰塗、雀口漆喰塗などは劣化や欠損が見られ、軒付の一部が後世に修理されていた。

### 建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、一部は脱落しており閉間に支障をきたしていた。1階では主屋ドマ境の板戸が欠失しており、南面下屋土間境と東面の建具は後世のガラス戸に改造されていた。押入の板襖も板が後世の化粧ペニヤに張り替えられていたほか、2階の建具は障子紙や襖紙に汚損・破が目立ち、框塗装面も劣化していた。

### 壁

西面外部の石積風塗喰塗大壁は後世数次に渡って塗り替えられていた。さらに雨掛かりとなる表面部分は汚損と浮きが目立ち、一部でひび割れが生じていた。外部の黒漆塗喰塗大壁は全体的に破損が目立ち、各所で汚損、浮き、亀裂、崩落が生じ、残っていた漆喰仕上げも表面の黒ノロが剥げ落ち広範囲に渡って白くなっていた。北面西寄りに残る海鼠壁も一部が崩落していた。軒蛇腹や揚げ裏も漆喰面から下塗に至る崩落が目立ち、露出した下地が腐朽していた。

### ③文庫蔵

#### 基礎

基礎石の沈下は主体部で最大14mm程度であったが、藏前は東に池があることによる地盤の弛みによって最大28mmの沈下が生じていた。

#### 輪部・小屋組

床組は藏前部分の一部で湿気による腐朽が見られた。2階の木部は、柱、造作ともに雨漏りの影響でカビの繁殖や腐朽が生じ、天井縁廻には蟻害も見られ、周囲の柱にも破損が広がっていた。小屋組は雨漏りにより垂木と小屋梁が一部腐朽しており、そのうち1本は側桁への掛け



写真 4-1-1-3 ミセ南面 大屋根大棟不陸状況

り部分の肉が殆ど残っておらず、小屋組の不陸を招いていた。下屋の野地板、垂木も雨漏りによる腐朽と蟻害が見られた。

#### 屋根

大屋根と下屋、窓庇の桟瓦葺は全般的に瓦の劣化や割損が目立ち、大屋根では所々で雨漏りが生じていた。また、各部の目地塗喰や鷲羽棒塗喰塗、窓庇の雀口漆喰塗は多くが欠損していた。さらに大棟鬼瓦の影盛も菌類や藻類の付着が目立った。大屋根は今までに解体を伴う修理がなされていなかったが、藏前は古瓦を再用して葺き直されており、下地には近年のルーフィングが敷かれていた。

#### 建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、出入口の土扉や窓の土戸は肘金具の銷びで閉間に支障をきたしていた。2階南側開口部銅線亀甲網張りは撤去され、藏前正面の書棚は開放棚に作り替えられ、建具が欠失していた。明治15年頃の増築である鋼板葺下屋は、東面ガラス戸が後世の修理で付敷居の挿入とともに下部が切縮められ、鉄筋連子格子は赤錆が進行していた。

2階の襖は雨漏りの影響を受け、襖紙には雨漏りによる汚損やカビの付着、破が多数見られた。また、框類では塗装の剥離や木部の腐朽が散見され、一部は獣害により框が削られていた。

#### 壁・天井

西面と南面の外壁は全般的に破損が進行しており、特に風当りが強い西面の海鼠壁は半分近くが崩落していた。また西面と南面の海鼠壁は、海鼠瓦を再用した部分補修も過去になされており、水切りも造り替えられていた。上方の黒漆喰塗大壁や軒蛇腹では浮きや亀裂が随所で見られ、一部は圧壊した状態で壁が崩落して下地が露出し、残っていた漆喰仕上げも表面の黒ノロが剥げ落ち白くなっていた。

内部は1、2階とも雨漏り箇所の周囲で汚損や浮きが

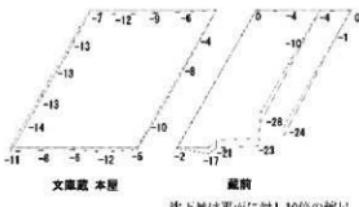


図 4-1-1-3 文庫蔵基礎囲いの不同沈下

見られ、2階の漆喰揚げ裏天井には亀裂が見られた。

その他

2階の畳は撤去されており、床樋の漆変わり塗りは退色していた。床の間通りの金散らし和紙張付壁には汚損が見られ、一部虫害による穴が見られた。銅板葺下屋の壁板剥きみは、全体的に腐食や変形が見られた。

④ 二十歲

基础

礫石は最大で32mm、南側に沈下していた。

軸部・小脣網

土台の一部が大きく腐朽していたほか、接続する柱も足元で腐朽と虫害が見られた。1階床の転ばし大引も腐朽が甚大で、根太、床板も同様の被害を受けていた。また同床板は湿気や寒暖の影響で全般的に反りや狂ひが大きく、止釘が抜けて外れていた。2階の床板は蟻害により所々で床板が抜け落ち、側桁階段にも腐朽する部材が見られた。野地、垂木、小屋梁は雨漏りにより端部が一部腐朽していた。また小屋梁の1本は端部が虫害により過半の肉が残っておらず、側桁への掛かりが不十分で、小屋組の不陸を招いていた。西面出入口土庇、北面下屋は後世の改造で基礎石を残し、それより上は全ての部材が取り替えられていた。

星根

大屋根は今までに解体を伴う修理がなされていなかつたが、西面出入口土庇、北面下屋は古瓦を使って全面的に葺き替えられていた。大屋根及び西面出入口土庇の瓦は平成以降、隙間をコーキングで塞ぐ応急修理がなされ、北面下屋は近年大半をトタン葺でふさいでいた。現存する瓦は全般的に劣化や割損が目立つ上、不陸や乱れが生じ、大棟も不陸と捻れが見られた。各部の目地塗喰や鶴羽棒塗喰塗、鶴口漆喰塗などは黒ノロが殆ど剥げて劣化、欠損していた。

建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、出入口の土扉や窓

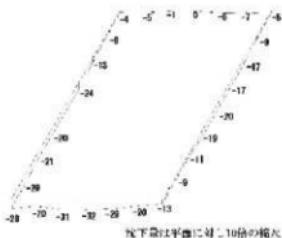


図 4-1-1-4 東土蔵基礎廻りの不同沈下

の土戸は財壇金具の腐食で閉開できず、一部の漆喰塗も崩落し、腐朽した下地が露出していた。また、出入口の格子戸は戸板が破損しており、格子に張り込まれた銅線亀甲網の腐食も進行していた。同じ並びに建て込まれた土戸は、框類に蠶害を受けていた。この他、2階南側のガラス窓が欠失し、開口部銅線亀甲網張りが撤去され、他所から転用した亀甲網戸が改造されて入れられていた。

歌・天井

現存する各面の海鼠壁は、いずれも目地漆喰の汚損や劣化が目立ち、東面上段漆喰壁は海鼠壁に変更され、中段海鼠壁はリン青吹付け仕上げに変更されていた。また、北面も下屋の上方を堅板張りに変更されていた。その他黒漆喰塗仕上げの漆喰面は大部分が剥げ落ち、所々で亀裂と浮きが見られた。また、二段に設けられた水切りは削損したものが目立ち、目地漆喰の多くが欠失していた。軒蛇腹や揚げ裏、開口部側面の漆喰壁は、黒漆喰仕上げの経年劣化に加え、亀裂や浮きが見られ、一部は下塗ごと崩落していた。さらに後年に改築された北面下屋内部は、北面海鼠壁の殆どが崩落または浮き上がっており、壁の漆喰仕上げも失われ、ほぼ全面に下塗の壁土が露呈していた。この他、2階の漆喰天井では所々亀裂が生じていた。



写真 4-1-1-4 文庫蔵西面 海賊壁及び駒蛇腹崩落状況



写真 4-1-1-5 東土蔵北面 土台腐朽状況

## ⑤北土蔵 基礎

建物北側の基礎布石は、はらみ出しや不陸を伴う石垣に乗るため、北方へ傾斜し、最大43mm沈下していた。1階の敷石は所々不陸・割損が見られ、出入口に据えられた2基の石階段は、最下段を残して後世の改造でセメント据えのものに変えられ、段石にも不陸が生じていた。土間叩きも表層が摩耗・風化により土化していた。

### 輪部

過去の雨漏りや外壁の崩落などにより、土台や竿などの軸部や造作材、2階の床板などは腐朽や蟻害が甚大であり、大屋根の棟木は西端で天井梁が脱落しており、棟木の端部も腐朽して崩落寸前の状態であった。また、1階南面庇は後世に造り替えられた素木のものであるが、持送りや出桁、破風板など木部の腐朽が進行しており、現状はトタン葺とされていた。

### 屋根

屋根は2階庇底を除き、平成15年の台風被害を受け、現状はトタン葺きとされていた。このため、大棟や各部の目地漆喰、蝶羽棒漆喰塗なども失われており、葺き替えの際に建物の内部へ保管された瓦類は全体的に劣化が目立ち、鬼瓦もヒレの部分などが欠失していた。

### 建具

1階東室の腰板張格子戸が失われていた。同じ一筋に建て込まれている土戸は、建て付けが悪く開閉に支障をきたしていた。また、西寄りの出入口に建て込まれた格子戸と土戸は虫害が甚大で、開閉にも支障をきたしていた。

### 壁

外部の壁は全面的に破損が甚大で、北面の海鼠壁と漆喰壁は大部分が下地ごと崩落しており現状は応急修理による鉄板張りとなっていた。東面は昭和30年代以前に板張りに変更され、残る西面の海鼠壁は目地漆喰の劣化が進行しており、海鼠瓦も浮きが随所に見られ、蝶羽軒付も崩落し応急修理による鉄板で覆わっていた。南面の海鼠壁は小底の上部や東寄りの壁面で崩落しており、上方の漆喰塗りも浮きや亀裂が見られた。



図4-1-1-5 北土蔵基礎盛りの不同段下

この他、中段に設けられた水切・胴蛇腹は大半が失われており、水切り瓦が残る西面でも瓦や目地漆喰の劣化が進行し、大半が崩落していた。また、開口部廻りの漆喰塗りや2階小庇の揚げ裏などは、雨当たりとなる部分を中心に部分的な浮きやひび割れが見られた。

## ⑥門及び堀

各外堀の石は、表面の風蝕が進行し、ひび割れや割損が随所に見られた。基礎石および地表付近の壁石は地面からの水吸い上げにより表面剥離が著しく、笠石も一部剥離をおこしていた。堀は全体的に不陸が見られ、波打った状態となっていた。北堀は石垣に乗るため、傾斜と波打ちの破損が著しかった。また西堀は平成16年の台風で一部が倒壊して応急的に積み直されていたが、割れや欠けが顕著で欠失部材もあり、北端は本来の高さまで復旧されていなかった。庭堀は中央にアーチを組むが、全体的に弛みが見られ、表面の風化も激しかった。また、アーチ上の笠石の目地には大きな隙間が生じており、追出石も面外方向へずれ出していた。

門柱は、旧射坪金具が錆びて石材を割裂させモタルで応急的に補修されており、錆による汚損もみられた。また倒れ止めとして、裏側にコンクリート擁土を設置され、門扉はアーチ扉も含め、全て近年に別形式のものに変えられていた。



写真4-1-1-6 北土蔵2階西半堀及び西面 漆喰壁崩落状況



写真4-1-1-7 南堀 傾斜及び波打ち状況

## 第2節 当初形式と後世の修理・変遷

### 第1項 全体概要

本節では宅地及び各建物に關し、改造を伴った修理を中心に大きな変遷をまとめ、痕跡調査などによる主だった根拠資料の図版は本章第5節に集約して掲載する。

明治5年（1872）の家相図には現状にはぼ近い宅地が描かれており、今回の工事範囲では西土蔵・醤油蔵を除く前身建物の存在を示す礎石など地下構造も見当たらず、主要建物直下と軒下周辺部には現建物に対応する栗石地業による造成が見られるのみであった。松城兵作が土地を手に入れてから全面的な地業造成をしたとみられるが、祈祷社より明治5年4月に地鎮祭、その後建物の普請に取り掛かり、翌年には主屋上棟まで進んでいた。

基礎の繋がりを含め建築の使用材料、加工道具、釘、構造手法の共通性により、いずれの棟も主屋と同時に一連の工事で建てられたと見られるが、第3章 第3節「現状変更」で示す通り、明治9年頃までは少なくとも漆喰影刻など内装工事が行われ、その後も軽微な造作などの工事が続いた可能性が指摘できる。

#### 建築当初の特徴

- 明治当初工事の主な材料・技法的特徴を列記すると、
- ①釘はほぼ全て同製法の鍛鉄製皆折釘（切頭角釘）を用いており、丸釘はまだ用いられていない（巻頭和釘も僅かに混じるが、在庫残りのものか）。
- ②木材加工道具は化粧部台鉋、野物部分には手曳鋸やヨキ・鉈、直刀鋸といった江戸時代の一般工具を引き継ぎ用いている。
- ③煉瓦やセメントはまだ用いられておらず、石工事・屋根工事・左官工事には砂漆喰を多用する。
- ④外部左官仕上げには、下格である北土蔵も分け隔てなく黒漆喰を多用するが、薄い黒ノロ仕上げが多いため、経年で剥げ落ち白漆喰が浮き出ている。
- ⑤当初と思われるガラス窓に使われているガラス、主屋2階天井紙など、廻船業という職業柄を活かしてか、輸入品が用いられている。
- ⑥押人に用いる襖の内部側は古帳簿などの反故紙を張った下張りの状態でとどめるなど、半見え掛け部分の見栄えには気を遣わない傾向が強い。

⑦主屋北面窓水切などで確認できる当初鋼板は機械伸銅製品で手打ちの鋼鉄を用いている。

⑧近年の設備・防災施設工事などにより、地中は乱されている箇所が多く詳細は不明だが、所々素焼きの土管が埋まっており、埋設排水管を入れていた。

⑨水は井戸を利用し、ガスもなかったため照明は置き型オイルランプか行灯の利用と見られる。

⑩便所は地中に龜を埋める落丁式のもの。風呂は客風呂として當時使用するものではなかったようだが、湯浴みの排水は洗い場石敷から外部踏込石敷下を潜らせ地表に出し、西側池に向けて垂れ流していた。

という事項が挙げられる。風土・気候的には、沿岸につき、潮風の影響で外部に露出した鉄材はすぐ錆びること、頻繁に強風が吹く地域であること、地下水位が高いことなど、良好な環境にあるとは言いがたく、大小の修理が頻繁に行われてきた形跡がうかがえる。

今回の工事中調査によって判明した松城家宅地内建物の主だった修理・改造履歴を表4-2-1-1に示す。

#### 明治中・後期（A期・B期）

第1章「松城家住宅の概要」に示す通り、松城家が台頭し、権勢の保持や商売によって最も栄えた時期といえ、文庫蔵拡張<sup>1</sup>（鋼板葺下屋増築・金庫設置）がこれを端的に示す。大きな修理を伴うような改造はまだ見られず、雨仕舞による小修理や押入内枕棚の増設程度であり、時代に特徴的な丸釘の存在で区別できる。

#### 大正～戦前（C期）

建設後40年ほど経過した大正頃は、破損に対するまとまった修理または改造、使い勝手など利便性の向上を意図した改造が見られるようになり、松城家宅地構成や建物に最も変化をきたした時期である。古写真を追っていくと主屋のバルコニー手摺が腐朽などでなくなつてゆき、大正12年（1923）までには全て鉄製飾格子のものに変更、これも縮小されていて昭和39年までには全て撤去された経緯が分かる。東土蔵東面・北土蔵北面の上段漆喰大壁は風雨を受けやすい条件にありながら軒樋が設けられなかつたため傷みやすかつたのか、いずれも海鼠壁に変更するなど、土蔵も傷み始め、あいついで修理・改造がなされている。

<sup>1</sup>『明治一五年松城兵作日記』には、「三月廿三日 午酉 晴風、本日演蔵東分建築」とあり、文庫蔵鋼板葺下屋の増築を示すものと判断した。兵作が別宅に構えていた全く無関係の蔵（存在したとしても現存せず）のことを指している可能性もゼロではないが、1日程度で建築（増築）がなせる程度の簡単な規矩形式であること、解体調査の結果、鋼板葺下屋には明治10~20年代に見られる特徴を有する丸釘を用いていること、「東分」という方位の一致などを根拠とした。文庫蔵は家財・証文などを保管した最も重要な蔵であり、松城家の蔵の代表ともいえるが、海岸に近い立地のため「演蔵」と呼んでいたのか、文庫蔵東側に設けられた小さな池上に張り出すよう建てたことを「演」に見立てているのかなど詳細は不明であり、今後の検討を要する。

表 4-2-1-1 松城家建物の主な修理・改修履歴

区分		A 明治 15 頃	B 明治後～末期	C 大正～戦前	D 戦後～昭和後期	E 平成以降
主屋	主体部 ・下屋			正面バルコニー堅格子から鉄製飾り格子に変更。マエナンドに開か戸設置(使用期間短い)。ロマ南縁に一部板張り増設。一部の雨戸に無双窓を入れる。 2階外壁擬石塗り部分補修。2階庇接間にオイルランプ	正面バルコニー撤去(S32～39の間)。上屋原木葺と同時に煙突撤去(S41頃)。雨戸の内側にガラス戸入れる。便所前板壁を開き戸に改修。カッテを和室と板敷きに区画。北東ドマ出入口外側筋に板戸を入れ玄関室に。 2階北側階段板壁修理、2階西半4室替表替え。2階階段廻りおよびロマ南縁下方をフローリングに。	北東ドマ～カッテをイヤマに改修。2階龍の間窓の内側に建具を入れる。下屋屋根部分葺替。式台全面造り替え。当初妻形刻のみ保管(HB)。 2階外壁擬石塗り部分補修(H22)。他小補修多數
	釜屋			間仕切って、釜屋と浴室に分割(浴室には天井と窓設置)。竈上槽を撤去。大竈を五右衛門風呂に改修	風呂は薪式鉄砲風呂にされ、その後ガス式鉄砲風呂に変更(S40代後半)。竈は実質使わなくなり、その後屋根トタン葺に変更とともに越屋根撤去	屋根トタン葺やり替え。式台新材でやり替え(主屋北東隅壁まで一連)。浴槽は現代のガス湯沸かしに(H4)
	便所				戦後東個室を小使用に改修。S50頃水洗化、内外装変更	屋根葺替(H14)
	風呂		(現存せず詳細不明)			基礎石を残し撤去される(H4)
	台所				これ以降の様子しか分からぬ(古写真、一部痕跡)。	基礎石を部分的に残し撤去、新建材で新築(H4)
ミセ				この頃1階・2階内部中塗仕上げから漆喰仕上げに変更か。またこの時期以前に東面下見板やり替え。北面井戸屋根取合(周囲下見板設置か)(詳細不明)	1階床間に開か戸設置(昭和中期まで)。化粧小屋梁等白ペンキ塗り。井戸屋根改修に合わせ北面改修。1階間仕切建具撤去、1室に。外装一部鉄板張り補修。内装模様替え(化粧合板多用)。西面擬石塗り部分補修	下屋屋根葺替(H4) 1階合板床に変更(H15頃)。 西面擬石塗り部分補修(H22)
文庫蔵		銅板葺下屋増築・金庫設置	銅板葺下屋窓櫓敷居に付敷居を乗せ、ガラス入り窓を切り縮め、床板の上に新たに床板張り。2階窓金網撤去?		蔵前の床板を張り替え、書棚を開放棚に改修(S50前後)。外壁補修(大陸・海鼠壁)	外壁水切・折釘鶴頭形撤去 押入一部改修 海鼠壁部分修理(H15) 蔵前屋根葺替・銅板部分修理(H20)。旧瓦再用、H15台風被害
東土蔵			2階北側改修・脇棚撤去。中央棚も撤去?、窓金網を廃し、ガラス窓を網戸に変更?	東面上段漆喰壁を海鼠壁に変更。同時に北下屋改修、便所設け。主体部外壁北面のうち下屋上部を板張りとする。	西面出口土佐木造りにやり替え(昭和戦前後)。東面中段海鼠壁をリシン壁に変更(S59までに)	屋根瓦コーティング補修 H14～15年 海鼠壁部分補修(H22)
北土蔵				北面上段漆喰壁を海鼠壁に変更。この頃1階2階内部中塗仕上げから漆喰仕上げに変更か。東面板張りに変更	南面庇を縮小。この頃2階内蔵棚撤去か(戦後～S30代前半)。海鼠壁部分補修	海鼠壁部分補修 蔵前応急修理でトタン葺に。北面壁も全面鉄板張りに(H16)
堀・門				西土蔵撤去後、跡地西辺と北辺を切石積み石垣で塞ぐ(終戦前後)	正面門構えの開き板戸を引戸構えに変更(戦後～S32の間)。庭門アーチの開戸造り替え(S39～45の間)	H16台風で西面石割倒壊。積み直し
他	西土蔵	(現存せず詳細不明)		朽ちて S19以前に撤去。基礎石組・石階段は残存		
	石垣				東土蔵・苔油蔵間にあった石碑を撤去。苔油蔵跡地(東辺)を含み自然石面石組に変更	H21地震で東辺一部倒壊。積み直し・セメント補強(H22)
	苔油蔵			破損進行放置	解体移築(S21頃、現存。規模縮小の可能性もある)	

※上記建物及び構築物は全て当初(明治6～9年頃)より存在

釜屋では大改造によって大竈を五右衛門風呂に変更し、このCの時期に初めて日常使用できる自家製風呂が設けられる<sup>2</sup>など、生活の仕方にも変化がみられる。また、図版4-2-1-1に示される通り、戦中頃には西土蔵がなくなり、醤油蔵（倉）はまだ存在している。

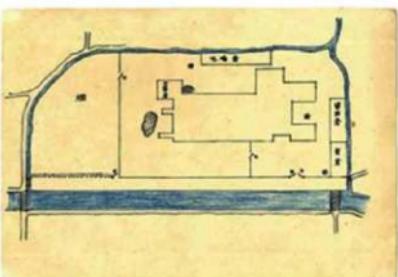
西土蔵の用途は家相図からは判断できないが、文庫蔵のように渡り廊下を介し内蔵形式のように描かかれていることから、原設計時は重要な位置付けの蔵であったことがうかがえる。昭和戦墳配置図には醤油蔵の他は、文庫蔵=「文庫倉」、東土蔵=「質倉」、北土蔵=「味噌倉」と記入されており、松城みどり氏は「北土蔵には米も保管されていた」と聞き及んでいたため、西土蔵=「米食」であったものが戦中頃撤去された後、北土蔵は米の保管用にも機能をゆだねられた<sup>3</sup>との可能性もある。西土蔵がなくなると宅地北西隅では外部との区画をなす構築物がなくなるため、西土蔵撤去後おそらくすぐに後補石塀が設置され、これが現在まで残っていた。

少なくともこのCの時期までは松城家各棟・室には天井照明が取り付いていなかったと思われ、主屋2階西半4室のうち応接間にオイルランプ1基が吊り灯具として初めて設置された。但し、このランプは寄贈されたものであり、契機は天井照明を欲したためとも言い切れない。煤受けに少し煤が付いているため実際に使用されたようであるが、天井ほか内装の具合を見ると、客が来た時など限定的な使用であったと思われる。修理・改造に際して松城家の建築材料としてセメントや煉瓦が使われ始めたのもこの時期である<sup>4</sup>。

ミセ及び北土蔵の室内壁の中塗仕上げの上に漆喰上塗りを施した時期は厳密には特定できないが、中塗仕上げがある一定期間以上外気に曝され、沈下や破損を生じてから荒廃しを兼ねた傾向が見られたため、土蔵に目立つた破損修理が現れ出したCの時期に分類した。

### 戦後～昭和後期（D期）

建設から70年ほど経過した時期となり、第1章 第2節「参考年表」にも示す通り、記録に残る暴風・水害などの自然災害が頻発し、ここに示す以外の軽微修繕も多くなされた。南側正門の木製間扉や庭門アーチ扉もこの



図版4-2-1-1 昭和戦墳配置図 (第5章 図版5-2-1)



西土蔵（明治、古写真1切抜） 醤油蔵（戦後解体移築、現存）  
醤油蔵は右上写真のうち左半が該当、右半は移築後の増築

写真4-2-1-1 当初宅地内にあった土蔵2棟

時期に別形態・構造のものに取り替えられた。聞き取りによると、主屋は雨漏りも複数回発生し、1・2階張付壁、張付天井、襖などの雨染みの殆どはこの時期についたもので、主屋床下では柱根が水に浸かり、腐朽の末切縮められたりしたのもこの時期とみられる。手間をかけた修繕もありなされず、屋根が傷んだ箇所はトタンでの応急修理、東土蔵・北土蔵の塗り込め庇は見劣りする素木造での応急的造替とされた。屋根瓦葺き替えの際にには、規格品三州瓦が利用され始め、古瓦の寸法・瓦割と異なるため部分葺替ができずに、面単位で屋根瓦が新しくされるといった結果を招いた。一方、世の進歩や生活様式や利便性への追従により、便所の水洗化工事、浴槽の更新とともに、主屋1階南・西・北縁の雨戸内側にガラス戸が設置され、採光・通気の調整がしやすくなった<sup>5</sup>。便所の開放された窓や縁にガラスサッシや新建材を入れ、風雨・粉塵の吹き込みや虫・小動物の侵入を防げるようになったのもこのDの時期であった。

<sup>2</sup> 主屋西面にあった風呂は客風呂としてのもので、松城家では昔は鉄湯を利用していたことを松城みどり氏が伝え聞いている。

<sup>3</sup> 北土蔵は、家相図には「味噌香ノ物／大吉」と書込みがあり、戦中頃までは当初からの用途を変えていなかつと思われる。

<sup>4</sup> 釜屋に設けられた間仕切扉に墨刻印の煉瓦。目地セメントト、ミセ北側井戸石敷改造などにも同煉瓦が用いられている。西土蔵跡の後補石塀にもセメントが用いられ、控え壁との取合いには既製品の鉄筋アンカーを曲げて手造縫のようにしたものを補強に入れていた。

<sup>5</sup> 側廊りは、ヒロマ南隣の窓及び南東ドマ東出入口（井戸戸根用）を除き、内外を区画する建具は雨戸（板戸）一重しか入らないため、ガラス戸が設置されるまでは、採光や通気のために雨戸を開ければ流れ縁のように風雨・粉塵・虫・小動物が容易に侵入し、閉めれば採光ができないという状態であった。

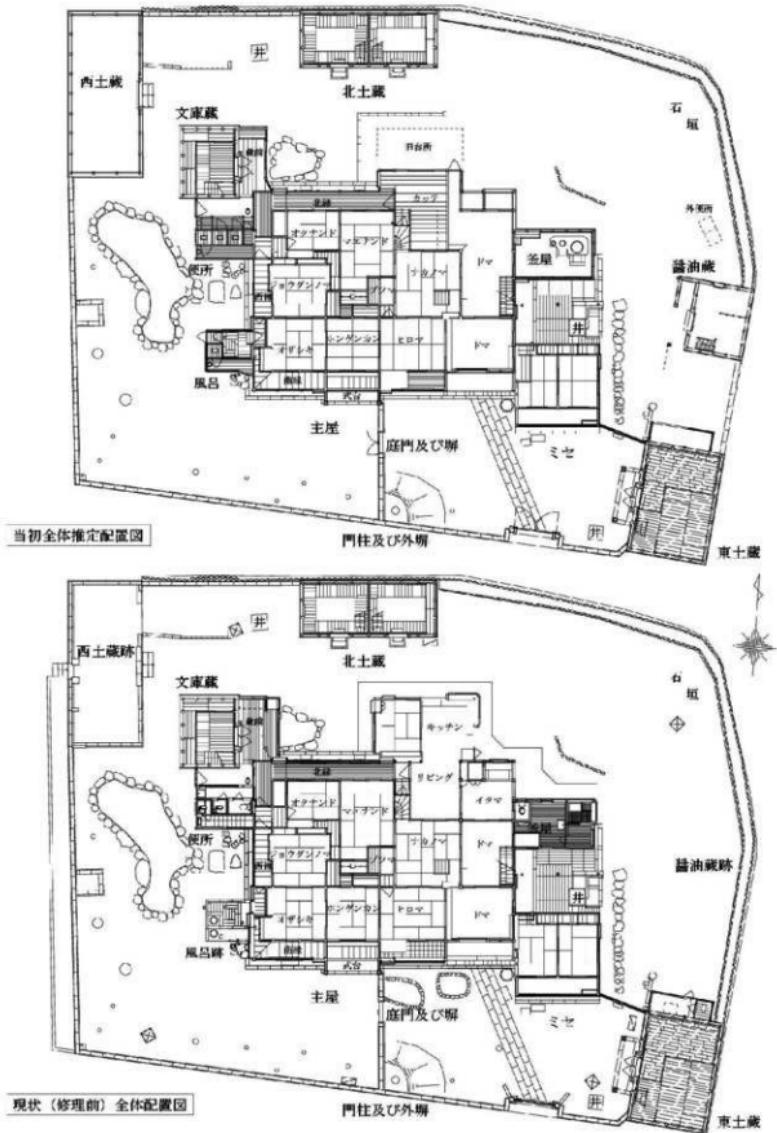


図 4-2-1-1 当初と現状全体配置比較図

- ・当初の配置図で不明な室は家相図に倣っている。
  - ・今回工事対象範囲外の旧礎石・花壇など外構は詳細不明のためある程度類推できるもの以外は現状の状態を図示する。

醤油蔵は終戦直後に解体移築され戸田地内の平戸区に現存するが、聞き取りによると<sup>6</sup>、西土蔵と同時期から破損などで朽ち始めていたようである。家相図や昭和戦頃配置図から連想されるより大分小さいものであるため、桁行を切り縮めて再建されたものかも知れないが、今回の工事範囲での発掘調査からは規模の特定には至らず、醤油蔵の今後の修理時調査などによる判断に期待する。

内装は壁や建具に新材や模様紙を張り、主屋2階廊下・廻廊段壁のベニキ塗り替えなど、内装修理も多くなされたが、劣化した旧仕上げの上からの張り替え・塗り替えが大部分であった。聞き取りによれば醤油蔵のすぐ北側には外使いの便所棟があったというが、宅地北東隅は荒れ放題となり、醤油蔵と同様、家人も使用人も寄り付かない一角になっていたという。ミセは戦後しばらくまでは住み込みの人が居て、東土蔵北下屋を改造した便所を設け、ミセから使っていた。松城家に残っていた照明は主屋2階応接間のオイルランプ1基を除き、全てこの戦後以降のものである。

### 平成以降（E期）

建設から100年以上が経過し、老朽化とともに台風・地震による被害で中・小修理が相次ぎ、石塀も西側が倒壊するなど、平成になって初めて大きく修理の手が入れられた部位も出る。生活スタイルとしては、大人が使用することもなく、頻繁な補修とともに広大な屋敷の維持管理も難しくなり、各土蔵も物置的な使用に限られるようになって、登録文化財となる以前の平成4年には、風呂棟を撤去、カッテ・台所棟は撤去の上、リビング・キッチンとして新築された。松城氏はこの新築棟を多く使用し、新材で一新した釜屋内部を洗面所・浴室として使用するスタイルになった。

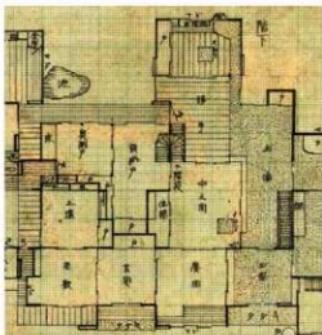
## 第2項 主屋の変遷

### ①主体部の変遷

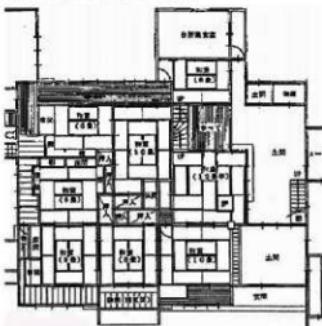
本章第3節「松城家住宅の建築計画」で示す通り、家相図に示される原設計からは細かな変更をいくつも加えて建設されたが、概ねその平面計画・家相論を大きく逸脱していない。意匠に洋風が混じる箇所があるが、ジョウダンノマの存在や、後述する便所の使用者格付けによる動線区分など封建的な造りとそれに合わせた生活スタイルから始まったと考えられる。



家相図（その1切抜）



戦中頃 (第5章図版5-2-2切抜)



昭和59年 (第5章図版5-2-3切抜)

図版4-2-2-1 主体部の図面史料比較

<sup>6</sup> 戸田地在住の元左官職人である小沢初男氏によれば、終戦当時小学生であったが、職人であった祖父の手伝いとして、松城家より醤油蔵の解体材（木材・瓦など）をリヤカーで運び、移築先での組立工事まで手伝いをしたという。解体され部材の集合体になっていた時点からしか見ておらず、建っていた状態（規模）は把握していない。西土蔵はそれまでに朽ちて廃棄され、移築はされなかつたという。

便所や楓呂への出入りや、採光・通風の調整は殆ど雨戸のみの操作で行われ、各居室の暖取りには火鉢、夜間の灯りには置き型の洋灯もしくは行灯などを使用していたと思われる。突出部において平成にカッテへ台所、式台の造り替えがなされるまで、当初の骨格を変更するような改造は一度も加えられなかつたことが今回の調査で分かった。

改造の変遷については釘や建材、木材の製材痕の様子により概ね判明するが、C期（大正期以降）で頻繁に確認できる。1階南縁・西縁で既存の雨戸を改造し、上方に無双窓を設けたのは、側通りの区画が雨戸1重のみによることの不便さを少しでも解消することが動機と考えられる。また、マエナンド床下からはモルタル据えの煉瓦組による中古圍炉裏が見つかったが、図版4-2-2-1に示す戦中頃のスケッチには描かれず、松城みどり氏の記憶にもない事、室内煤け具合の状況などから、比較的短い期間の使用であったとみられる。尚、このスケッチでは、式台の床板張りや西縁北半の板張りの向きが当初から一度も存在しない状態で描かれるなど、一部の錯誤が見られるが、北東土間の北出入口や、カッテ板敷き（置き疊はなくなっている）の様子などを含め、戦中頃では当初の平面形態をあまり改造せず使用してきたことがうかがえる。

D期（戦後～昭和後期）の様子を示す昭和59年の図面を見ると、もう現状と大きく変わらない状態になつてゐるが、カッテにおいて板敷きの改造とともに北半を疊室としたり、北東土間の北出入口に外側建具を入れたりと、主屋北西エリアの内向き空間を生活しやすいように部分改造した事が分かる。第1項に示した通り、生活の利便性を求め、新規材を多用しながら便所の水洗化や、1階縁側雨戸内側へのガラス戸設置などが相次いだが、戦後の高度経済成長も背景にあってのことと考えられる。昭和41年頃の屋根葺替と共に煙突が撤去されたが、少なくともこの時にはナカノマの圍炉裏を使用するような生活ではなくつていたことになる。現状で設置されていた照明・コンセントなどの電気設備は全てこの時期以降のものであるが、古そうなノップがいしや旧取付き痕もあり、第1章「参考年表」に示す通り大正期に戸田地方に送電が開始されたことを考えると、前のC期から松城家でも電気の使用があつたものと思われる。

E期（平成以降）は主屋主体部・付属棟に最も骨格的変更を加えられた時期であり、平成11年の登録文化財登録を待たず、雨漏り・老朽化により平成4年に北突出部（カッテへ台所）、南突出部（式台）が相次いで新材で造

り替えられた。式台は細部などが多少異なるが、在来の工法・様態が概ね踏襲された一方で、カッテへ台所は現代工法による新規材で新しくされてしまつたため、重要文化財の指定範囲から外れる結果となつた。所有者が沼津市に変わる平成19年までの間、松城家住宅の住居的使用は主屋1階の北東部にほぼ限られ、とりわけ生活の場となつたのは建て替えられた北突出部であるキッチン棟であり、主体部残りは風水害で被害が出たたびに応急的修理・一部改造が行われながら現在に至つた。



疊下の状況

床組と圍炉裏の関係

写真4-2-2-1 マエナンドの中古圍炉裏（工事中）

床板は圍炉裏近接部のみ一度外して切り欠き、再度打ち直している。1本の根太も該当部を切削し、煉瓦とセメントモルタルで構築した圍炉裏組に端部を架げている。



マエナンド囲炉裏組（時代C）

ナカノマ囲炉裏組（当初）

写真4-2-2-2 围炉裏の基礎組比較（工事中）

マエナンドの中古圍炉裏は切石基礎を石割え、煉瓦（代表寸法：230×110×60）6段・セメントモルタル据え（目地）。当初圍炉裏はナカノマのものが唯一で、根石の上、切石組・砂漬喰据え（目地）。



写真4-2-2-3 使用形態に合わせた旧規の改修（修理前）

雨戸は、閉めた状態でも採光・通気ができるよう一部無双窓に改修され、その後さらに内側ガラス戸が入れられた。下屋北東隅は周囲や内部の改修に合わせ、外装をリシン吹付で変更されたが、軒部や軒廻りへ類似部材などの骨格を残して行われた。写真右端のカッテへ台所は骨格も残らない造替とされた。

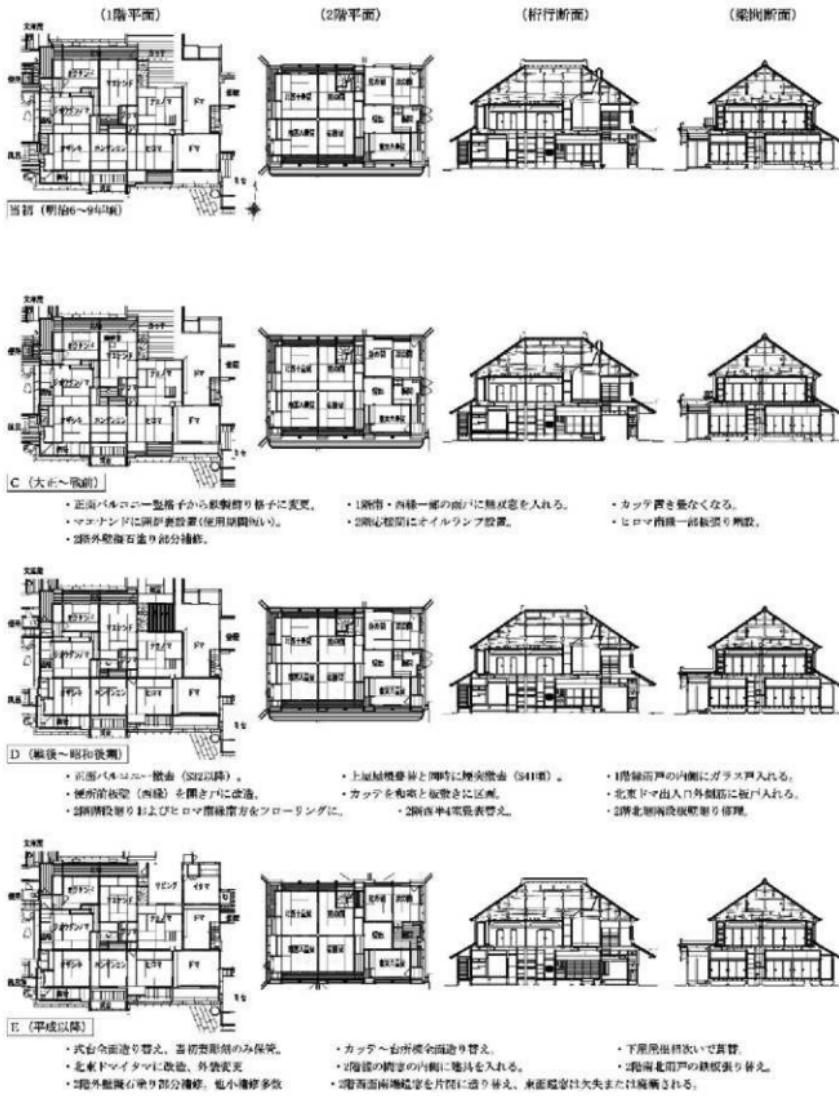


図 4-2-2-1① 主屋主体部変遷図（平面・断面）

・当初の収配置が不明な室は便宜上家相図に合わせており、本図の収の方は変遷を示す対象としていない。

(南立面)



(西立面)



(北立面)



(東平面)



当初(明治6~9年頃)



C(大正~昭和)



D(戦後~昭和後期)



E(平成以降)

図4-2-2-1② 主屋主体部変遷図(立面)

・常時閉いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

## ②釜屋の変遷

発掘調査の結果確認された竈跡は、大・中・小の3基分で、北西隅には当初は矩折3段の棚が復原できることから、少なくとも家相図のような配置の5連竈が当初に据えられたことはなかった。柱間数や、南西隅に描かれた格子付き開口が実現されなかつたことなどにも家相図との違いがみられる。後世のセメント叩き改造のため、地表付近から上は不明な点が多く地上式竈が他にもあつた可能性も定かではない。焚口に残る積み石状況から推定できる土間レベルと、建物基礎石から推定する土間レベルには高低差が6cmあり、焚口付近で鉢に土間叩きを下げたようであるが、太田家住宅炊事場（広島、18世紀末、重文）などでもこのような納まり例がある。釜径が2尺6寸もある大竈は日常使用には不向きで、恐らく儀式祭礼用に多量の湯を沸かしたり、あるいは1年分の味噌や醤油を作るために設けられたものかと思われる。

竈後方となる北面にも上方一段の棚が痕跡復原できたが、使い勝手がよくない位置のため、神棚か、お札などを置くために設けられたものかも知れない。

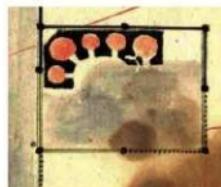
釜屋の建具は全て欠失していたが、当初差鶴居の様子から平面計画としては、主屋焼は引違い板戸で区画され、東出入口も同様として当時存在していた醤油蔵との往来に用いたものと思われる。南面3間は、外側一筋及び戸袋を付けて戸縛り用板戸（雨戸）を入れたことが分かり、差鶴居には明障子のようなものを入れていたと思われるが、賣戸・格子戸のようなものであったかも知れない。南面は、井戸廻りの石敷きエリアに面し、作人の頻繁な出入や竈使用時の必要通気なども考えると、釜屋を使う際は大きく開放状態として利用されたものと推察できる。切妻屋根の棟は建物軒先に位置するが、南面の垂木が長く軒の出が深い構造になっており、水廻り空間の使用上の繋がりに要因があると思われる。化粧小屋組は古材が全て残っていたが、中央付近の垂木が全て取り替えており、越屋根の詳細は不明であった。

先述の通りC期（大正頃）で大きな改造がなされたが、釜屋を2室に区画するために設けられた間仕切壁には、松城家建物の歴史では初出の建材である煉瓦とセメントが使用されている。大竈だけを切り分けるような配置で、東室は大竈を五右衛門風呂に変更し、内には天井と腰板が張られた。煙突なども付けず、浴室東・北面に開口いっぱいの窓を設けて自然排煙とし、風呂焚きには大竈用の焚口が引き続き使用されたとみられる。

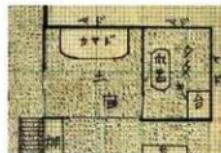
戦中～昭和後期（D期）の様子は、痕跡や聞き取りによ

り図版4-2-2-2 中図の様子が概ね立証できるが、区画後の西室に描かれた竈配置や窓入れの状態になつた時期はかつてない。五右衛門風呂を撤去して焚口を埋めて薪式の鉄砲風呂（写真4-2-2-4）を置き、間仕切壁天井付近に穴をあけ煙突を通して越屋根まで這わせて排煙したとみられる。

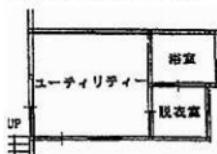
続いて昭和40年代には同じ鉄砲風呂でも、使いやすいガス式のものに更新されたことが、当時の施工者の証言で判明した。昭和末頃には、現代のガス式浴槽に替えられ、釜屋西半では竈を廃して北面に窓を設けた上で洗面所に用途変更され、内外装を新材で一新。平成4年には最新水洗便所も設置された。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）



写真4-2-2-4 中古鉄砲風呂



昭和30年台（古写真10切抜）



昭和59年（古写真43切抜）

写真4-2-2-5 釜屋の中古写真

昭和30年代にはまだ屋根が瓦葺で、鬼瓦・越屋根などが見える。昭和50年には手前の井戸屋根と共にトタン屋根に変えられ、越屋根が撤去されている。

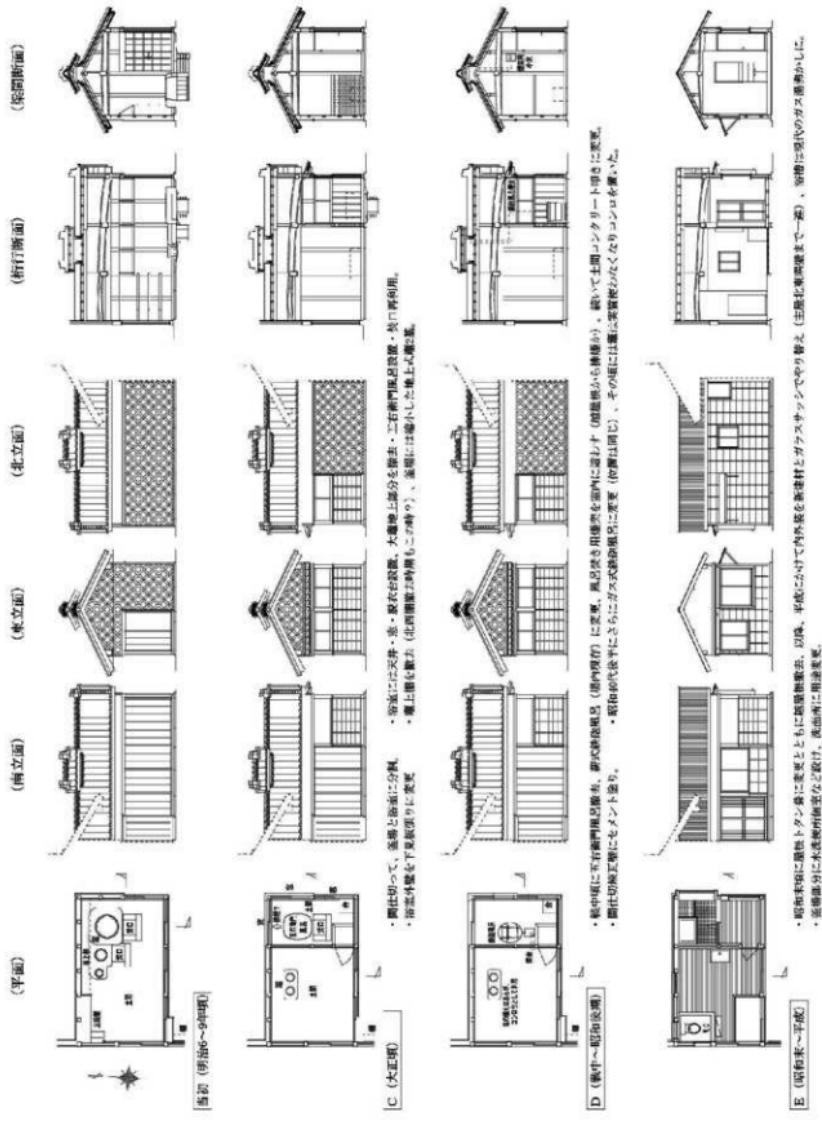


図 4-2-2-2 三星変遷図

### ③便所の変遷

家相図に描かれた便所は、現実に建てられた当初のものとは平面的にも大分異なり、家相図の図様は原設計と捉えるより、家相学者宍戸頼母の便所設計の體形表現といった意味の方が妥当かも知れない。1棟が2ブロックの便所に区画され、これもまた南北に区画した西縁からそれぞれの出入口よりアプローチする計画は家相図の時点で練られており、ある程度施主の要望を聞きながら現設計として反映した可能性もある一方で、使用者格付けによる動線区分自体が宍戸頼母のアイデアであった可能性もあり、特定できない<sup>7</sup>。

当初便所の動線計画的なものは第3節で述べるが、建築手法としては小便・大便とも地中に埋め込んだ彫<sup>8</sup>に温める落水式の形態で、床下要所の便所板壁を外し、窮屈な姿勢で柄杓などで排泄物を汲み取る方式であったと考えられる。当時のものとみられる小便器は、釉薬で焼いた青竹朝顔形小便器1個が北西床下に残っていたが、大便器（桶箱）は残っておらず、痕跡や開取りにより復原した。臭氣対策のためか、南北面は廊下外側を大きく開放構造としており、主屋西縁との区画は片引板戸または雨戸の1枚を充ててそれぞれ上げ猿で施錠する仕様であり、便所出入口板戸は主屋としての戸締り用道具も兼ねる。南北の廊下の高欄または手摺より身を乗り出して手を洗うために蹲踞・手水鉢を据え付けており、現在まで残っていた。

戦中頃の様子は図版4-2-2-3中に示されるが、痕跡より北西隅が平面的に1つの個室となった時期はかつて一度もなく、スケッチに錯誤がみられる。板壁で南北に区画した西縁からそれぞれ出入りする様子や、開放の多い状態で便所を使用していた様子はよくうかがえ、当時はまだ大きな改造も加えられていなかったことが分かる。

長らく不便な使用形態を続けたと思われるが、昭和50年頃（D期）の水洗化工事（家庭用浄化槽設置）とともに、開放構造である必要もなくなつて内外装が一新され、サイディングやサッシ窓による開口塞ぎがなされた。この水洗化工事による床下配管の設置では、一部の布石基礎や土台が切り取られた。

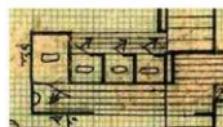
平成4年（E期）にカッテヘ台所棟の建て替え、さらに釜屋の一角に最新式の水洗トイレが設置され、いよいよ

よ松城氏の生活が主屋1階北西エリアに主に限られてくること、本来の便所棟もめったに使用されることがなくなった。

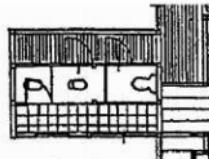
尚、風呂棟にも当初から南側廊下西奥に小便器・さらには大便個室があつて使用されていたことが発掘によつても確認できたが、配置的にはオザシキを使う家長専用として設けられたものである。風呂棟は平成に撤去されたが、昭和50年頃の水洗化工事の際にここは手を入れられずそこで使用生命を終えた。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和50年（第5章図版5-2-3切抜）

図版4-2-2-3 便所の図面史料比較



写真4-2-2-6 昭和中頃の便所と風呂（手前）（古写真21切抜）  
便所が水洗化される前、便所も風呂も開口部が開放のままで、風呂棟内便所の外には手洗器が吊るされており、こちらも使用されていたことが分かる。風呂北西角に立てかけられている柄杓は肥え取り用のもの。

<sup>7</sup> 宍戸頼母ゆかりの家相図で現存するものは限られ傾向を判断するデータが乏しいが、例えば日比谷家家相図（明治4年（1871）作）では、このようなブロック分けの便所とはなっていない。

<sup>8</sup> 沼津市の発掘調査により地中から5個の甕が発見され、いずれも当初からのものであることと使用した形跡もあることが確認された。風呂棟内の便所区画からも2個の甕が発見されたが、同様であった。

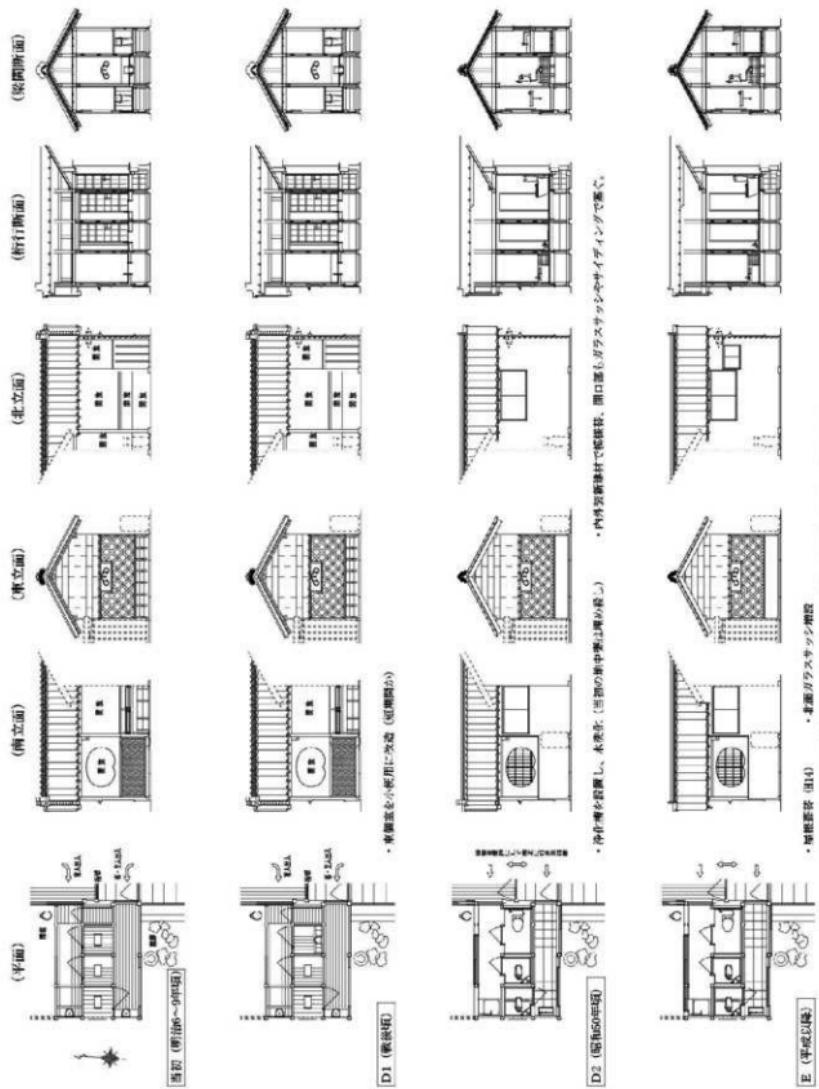


図 4-2-2-3 便所変遷図

### 第3項 ミセの変遷

家相図に描かれたミセからは、階段ひいては2階の存在を確認できないが<sup>9</sup>、実際に建設されたミセは北側半間を箱階段及び押入とし、それと別に6畳規模2つ分の確保、南側下屋を土間とするプランとなっている。東室に描かれた1畳分の戸棚は造られず、代わりに西室において主屋取合いの踏込み1畳分を板敷に変えて建てられた。これには本草 第3節で後述する通り、1階東西室の続き間戸数の関係において、6畳-6畳という家相論上の因を回避するため6畳-5畳の続き間計画さえ守ればそれぞれの室の戸数を入れ替える問題ないという応用観念により、使い勝手上も比較的実用的なこの実施案が採用されたものと思われる。

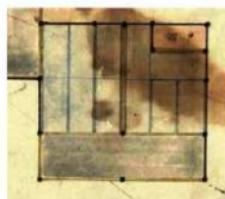
ミセは「帳場」として番頭が詰めた専用の建物であり、2階の屋根裏部屋には使用人が寝起きたと伝わるが、質屋としても使われたといわれる。図版4-2-5-1に示す通り、戦中頃の東土蔵が「貯倉」とよばれていたこともこれを傍証する。主屋間との通用口において、主屋側には腰付障子が残存し、ミセ内部側には今回の工事で板戸が復原できたが、東室東面に残る雨戸(=掛け窓、室内側明障子)及び、南土間側通りの子持式格子枠の内側に残る雨戸は上げ窓付きで、夜にはこのミセ単独で内締まりの施錠ができる構造である。ミセの執務時間は雨戸を全て開け、客は嵌入し格子枠中央の小型格子戸から身を屈めて1人ずつ出入りするようなつくりであり、建設当初から金品を取り扱うような建物として用心を意識した構えに造られたとみられる。

解体調査の結果、ミセは骨格の変更を伴うような改造は過去に一度もなく、建物の使い方の変化を契機とした内外装改造などが主であることが分かった。図版4-2-3-1中図からは戦中頃も概ね当初の状態が保たれていたことが分かるが、下図(昭和59年)のような間取りになったことはかつてなく、単に当時の調査が十分できず、家相図になぞらえて作図された想定図であったものと思われる。

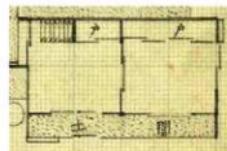
多くの時代でミセの常駐者は松城家の血縁者ではなく、使用者は東面掛け窓からバックヤードに出て、古くは蓄油蔵北脇にあった外便所を使用したようであるが、戦前頃には外便所を廃し、東土蔵北下屋内を改造して新

設した便所(落丁式)を使用した<sup>10</sup>。

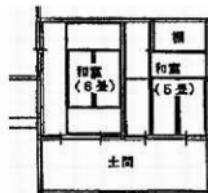
その頃に1階・2階内壁の中塗仕上げの上に漆喰塗を施し、戦後(D期)には、東室に開炉裏が短期間設けられたが、神棚上部の窓穴区画を煙抜きにしたかったのか、2階箱状造作の天板が一枚外され、万が一の火の粉を避けるためか、2階東窓障子の脇で界壁として再利用されたものが残っている。1階神棚の棚板もこの時に撤去されたのかも知れないが定かではない。昭和後期へ平成にかけても、建具を含め内外装が定期的に改修または撤去され、現在に至った。



家相図(その1切抜)



戦中頃(第5章図版 5-2-2 切抜)



昭和59年(第5章図版 5-2-3 切抜)  
図版4-2-3-1 ミセの図面史料比較



小屋梁等白ペンキ塗り



床下発見の中古開炉裏



2階箱状作



同左天板の界壁転用

写真4-2-3-1 戦後以降の小改修(工事中)

<sup>9</sup> 主屋1階家相図でも階段が描かれていたが、2階の存在を示す家相図が同時に残っており、図示の表現のみでは2階の存在を特定する決め手にならない。階段を描いた別の紙片を貼り付けていたものが失失したという可能性もある。

<sup>10</sup> 松城みどり氏や、近隣居住者・ミセ使用経験者への聞き取りにより、昭和戦頃以降の使われ方・便所の利用手段などが概ね分かる。一時期は数名の兵隊が暮らし、戦後落ち着いてくると間借り人の居住、昭和後期には教室塾(便所は主屋西側のもの使用)のような使われ方もなされた。戦後に2階化粧小屋裏の梁・桁が白ペンキで塗り覆われたのも、明るく清潔な感じにしたかったという動機のようである。

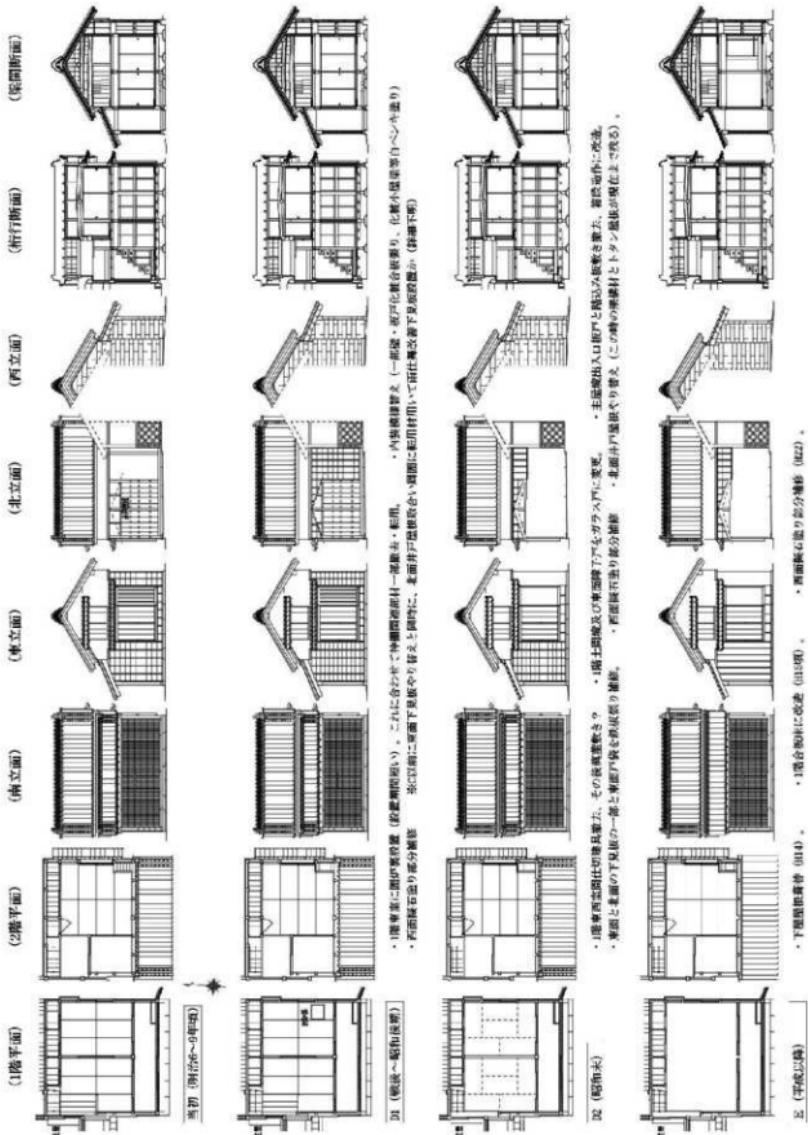


図 4-2-3-1 ミセ変遷図

・当初の配置が不明な室は便宜上家相図に合わせており、本図の畠の敷き方は変遷を示す対象としていない。

## 第4項 文庫蔵の変遷

文庫蔵は家相図の平面計画とは大きく異なって建設されたが、主屋の廊下から出入りする内蔵的な形式を守っている点からみても土蔵の中では上格ものと意図されていたことに変わりない。重要な商談にでも使われたと思われる2階は、松城家に現存する蔵の室としては唯一の疊敷きとし、漆塗り塗りの瀟洒な框と金散らし和紙張付壁を入れたトコを配置している。当初の蔵前（下屋）については、北面は文庫蔵主体部北面からの繋がりを意識してか、海鼠壁（但し破れ目地）とするが、東面は主屋北下屋の延長的に木造で仕上げられ、小さな池に面していた<sup>11</sup>。

2階室はあまり類例には使用されなかつたようで、畳が全て消失していた以外は現状まで殆どそのまま残っていた。2階南面の当初窓は、掛子式黒漆喰塗土戸を觀音開きとし、内側土壁に帶鉄格子と銅線亀甲網を張り込み、室内側一筋にガラス入格子窓と窓戸戸（裏白戸）を入れていた。2階窓は室内からの操作で、

- ①通風可能な金網だけの状態
- ②金網にガラス窓を合わせ採光可能な状態
- ③金網に窓戸戸を合わせた堅固な状態

の3形態を任意に設定できる仕様であるが、金網は四周塗り込めにより常時張られた状態であるため、觀音開きの土戸だけは内部からの開閉操作ができず、常時全閉した状態である。これは本章 第3節で後述する家相論上の「吉窓」へのこだわりとみられるが、外部から閉めようとすればビタリと合わさり、表打掛け金具で固定・戸締りできるよう本式のものが造られている。

明治15年頃（A期）には蔵前の東側に鋼板葺下屋が増築されたが、大きさはその状態のまま図版4-2-4-1中図の時期（C期→戦中頃）に至っており、全期を通じてもこの増築以外に大した改造がなかったという解体調査結果を裏付ける。輸入品と見られる丸釘を松城家工事に用いたのもこの時期が初めてである。この増築下屋は、屋根だけでなく軸部・壁も外部を鋼板で包む形式で、蔵前東池をうまく避けて基礎石（組）を置き、池上に張り出すような構えとされた。この時に設置され現存する金庫<sup>12</sup>は、後入れができる向き・スペースで納まつており、切石を基壇状に組んだ基礎を構築してからはじめに

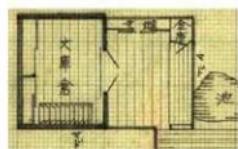
金庫を置き、それから下屋の軸部を組み立てていったものと推察できる。

明治後期～末頃（B期）には銅板葺下屋の窓廻り雨仕舞の悪さによる部分修理がなされたが、見え隠れに使用する丸釘は頭を潰して一見和釘に見せかけるような事も行われた。

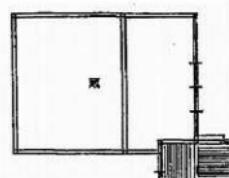
その後は戦後に蔵前の床板を張り替え、書棚を開放棚に改造するなどされ、平成期に至るまで、主体部ほか外壁・軒廻り修理や屋根の葺き替えが繰り返され、外観の細部も所々変更された。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）  
図版4-2-4-1 文庫蔵の図面史料比較



金庫の設置状況

写真4-2-4-1 文庫蔵銅板葺下屋内の金庫



金庫エンブレムのローマ字

「東京尾張町2丁目ハヤセソウ」  
「尾張町」は東京都中央区銀座5丁目と6丁目付近の旧地名で、江戸時代～昭和5年まで使われた。

<sup>11</sup> 蔵前東脇の池はセメントによる後世の補修が入っているが、家相図にも「泉水吉」との示唆的な書き込みもあって当初からのものと考えられる。現状では降雨後に一定時間水が溜まるものの平素は空堀状態である。今回の工事では手を付けなかったが、構築手法など今後の調査成果に期待する。

<sup>12</sup> あまり類例が報告されていない型で詳細不明であるが、エンブレムの内容より国産のものと思われる。工事中に小型重機で吊り上げた際の簡易重量計は800kgを示した。

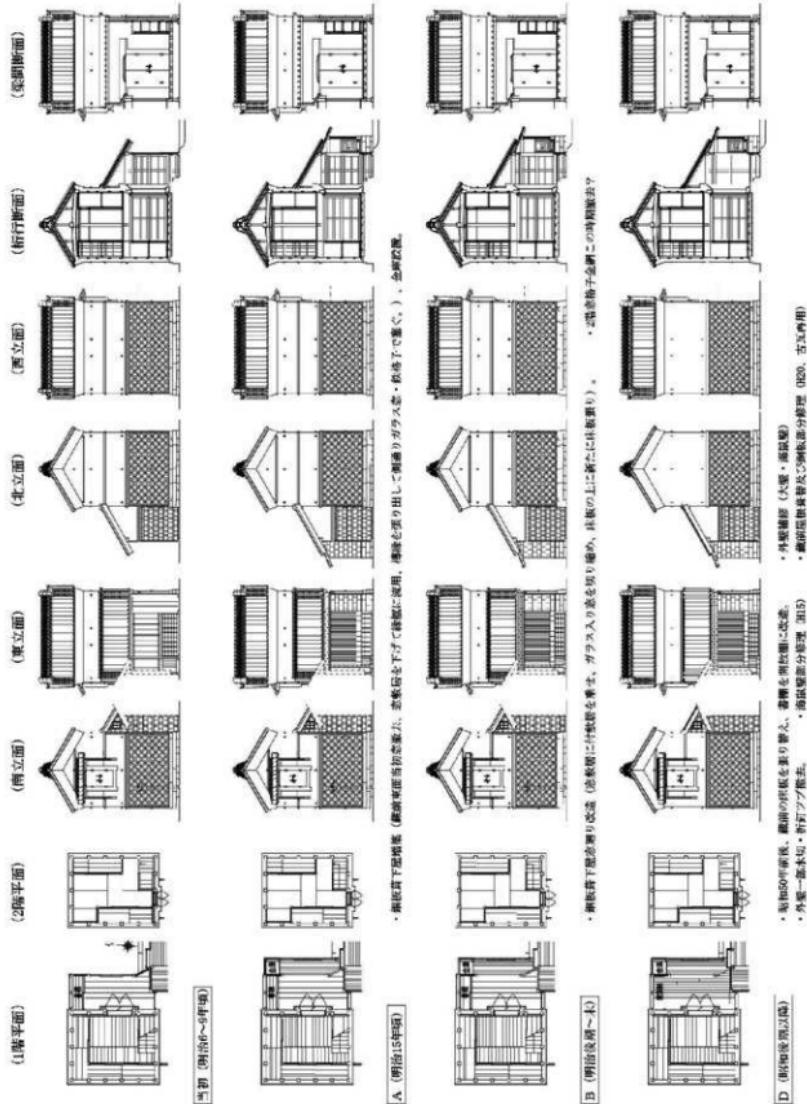


図4-2-4-1 文庫藏変遷図

・常時開いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

## 第5項 東土蔵・醤油蔵の変遷

東土蔵の平面配置計画は本章 第3節 第2項でも後述するが、家相図の表現する平面形態と構造を比較すると、敷地南東隅の図が醤油蔵、その北隣の図が東土蔵を示すものであったが、実際には2つの蔵を入れ替えて建設したと解釈した方が矛盾が少ない。但しそれでも、家相図に表現される2棟の蔵西側全体にかかる通り庇が実現されなかつたことなど、原計画をかなり変更して建設された。今回の工事中に一部発掘調査が行われたが、醤油蔵が本来もっと南に延びて長いものであった可能性は捨てきれないものの、地中に残存する根石の状況、東土蔵北面の解体調査結果などにより、図版4-2-5-1下図のように東土蔵（質蔵）接続するほど巨大であった可能性は否定された<sup>13</sup>。

東土蔵2階の当初期には、質草の品物をびっしり収納したと思われる質棚が復原できた。図版4-2-5-1上図（家相図）南東隅（辰巳）の蔵内に朱書きされた「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」も、第3節 第2項で明らかに通り、家相論上「建物」ではなく「南東隅」を限定するものであるため、現状の東土蔵が対象となるが、1・2階ともこの位置は神像を祀る設えにない。従て弁財天を祀る位置として、家相図の計画では「宅地南東隅の建物の内部でさらに南東隅」となっていたところ、実施では「主屋及び付属棟の中で最も南東隅」として、先述のようにミセに振り替えられたものと推定できる。

東土蔵の1回目の改造は、他棟も交えた使用丸釘や木材製材痕などの比定により、明治後期～末頃（B期）に2階北棚を板戸付き押入に改造すると同時に東西脇棚を撤去したことが分かる。2階中央2列の質棚は床に自立する独立棚であり、これが撤去された時期は床板以外に間連部材がないため不明である。図版4-2-5-1下図で、戦中頃の呼称「質倉」が呼び名だけでなく機能まで存続されていたとすると、中央2列の質棚の撤去は、戦後辺りまで降ることになるが特定もできないため、2階北棚の改造及び東西脇棚の撤去がなされ、蔵の使用形態が大きく変わったと考えられるB期に分類した。2階南面窓格子金網を廃し、ガラス窓を網戸（どこかの転用材）に変更されたのも時期を特定する根拠が乏しいため、同様の理由でこの時代に分類した。

古写真によると大正前半（C期）に東面上段が海鼠壁

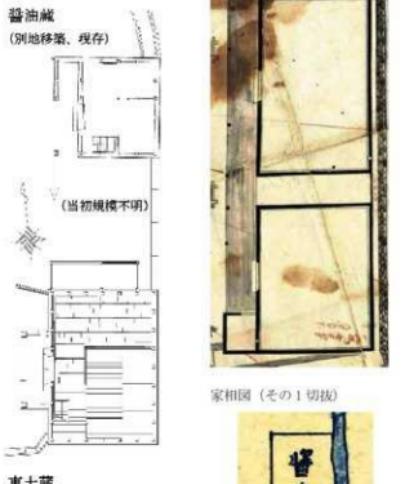


図4-2-5-1 当初推定配面図

であることが分かるが、解体調査の結果元は漆喰壁であり、軒樋がないことにより傷みの進行に繋がり、雨仕舞に有利な海鼠壁に改変された可能性が指摘できる（写真4-2-5-1）。

同時に北下屋改築（便所設置）などが行われ、昭和戦前後には西面出入口土庇の造り替え、戦後以降（D～E期）には外壁や屋根が応急修理に近い補修を受け、現在に至っている。

戦中頃（第5章図版5-2-1切抜）  
図版4-2-5-1 東土蔵の図面史料比較



写真4-2-5-1 大正～戦前頃  
(古写真 5切抜)

<sup>13</sup> 移築され現存する 醤油蔵は、松城家の商号である⑩のマークを入れた錐子口を乗せ、材料・工法も松城家に現存する3棟の土蔵と類似性が強い。移築と同時に持つて行かれたものの使い切らなかつた可能性がある古瓦が多量に保管されている。目視では梁間の規模・形式は移築前と変更がなさうであるが、桁行長さは適度な柱筋で切り離された可能性もある。今回の工事では全面発掘を行はず。乱されている箇所もあったため不明な部分を残す。

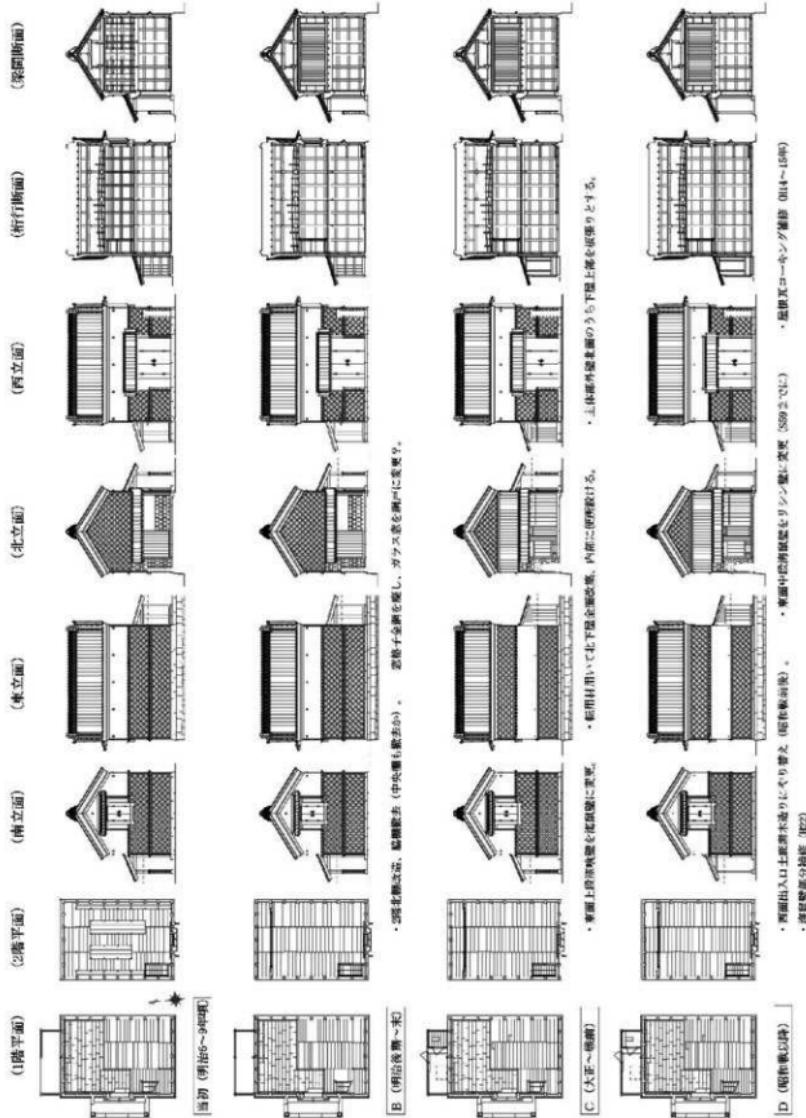


図 4-2-5-2 東土蔵変遷図

・常時開いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

## 第6項 北土蔵の変遷

当初からの骨格を残す北土蔵について、家相図では柱間数などが異なるが、東西2室に区画されそれぞれ中央から出入りできる平面形態は反映され、文庫蔵や東土蔵よりは原計画の反映性が高い。また、家相図には「味噌香ノ物/大吉」との朱書きがあり、戦中頃のスケッチ（図版4-2-6-1下図）でも「味噌倉」とされており、少なくとも味噌程度の物を貯蔵するような使われ方が長い間続いていたものと思われる。当初は1・2階とも内壁を中塗り仕上げとしていた。

改造を伴う修理の変遷は、屋根・壁などを除けば2階の棚が撤去されたり、當初中塗り仕上げの壁に上塗り漆喰が塗り足された程度で、軸体は現在まで旧規を比較的よく残していたといえる。戦中頃のスケッチは配置図的なもので間仕切が描かれていないが、当初から現在まで存在している真壁である。北土蔵は現状の破損程度が著しく、土蔵の中では今回唯一の解体修理としたため当初の左官工法を下地から確認でき、他棟の左官工法調査における編年指標とできた。

### （内部の改造）

内部真壁の後補白漆喰上塗りは厚2~3mmの荒仕上げで、當初は中塗りで仕上げた後に相当期間が経って壁が乾燥収縮・荷重による垂下・一部剥離を起こしてから塗り足されたものと判明した。後補漆喰の施工の質は悪く、化粧の貫や折つらに大きくはみ出して付着している箇所もあり、中塗壁との接着性が悪いため少し引っ張ると面的に剥離する状態であった。2階東西室造り付けの棚痕跡との取合いにより、この漆喰が塗られた時期はまだ當初の棚が残っている状態の時と判明した。棚が撤去された時期は不明であるが、敷地西北隅にあった西土蔵（米蔵）が終戦直前に撤去されたため、味噌などを保管していた北土蔵の使い方も影響を受け、それ以降で変更された可能性が高いことを考えると、内壁の白漆喰塗り改造は外壁も傷んで修理されだした戦前（C期）、棚の撤去時期は西土蔵の撤去時期より後として終戦頃あるいはその後落ち着いた時期（D期）と判断した。

### （外壁の改造）

現状は東面外壁の1階・2階部分を堅板張りとし、上部妻面には当初海鼠壁が残っていたが、板張りを解体すると柱の外側にはツタ掛刻みが施され、元は大壁であつた痕跡が見られた。昭和30年台の古写真（写真4-2-6-1）では既に板張りとなっている様子が伺えるが、柱への胴縁・水切り、胴縁への堅板は全て同種の丸釘で止められ、それが現在まで残っていたことが分かった。後補板



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-1切抜）

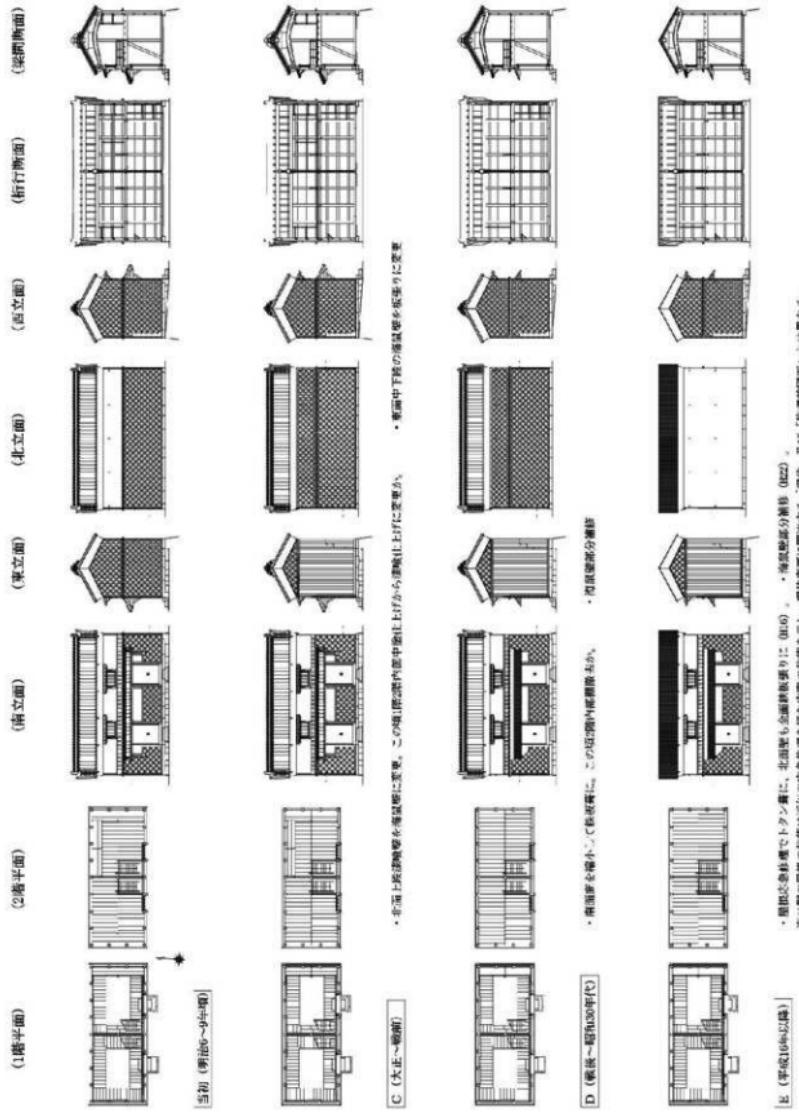
図版4-2-6-1 北土蔵の図面史料比較

壁に用いられていた丸釘は現在のものとさして変わらないが、製材は丸継ぎきであり、県内では天竜川流域を中心として昭和初期頃まで水車による丸継製材が主流であったことや、釜屋など他棟の後補材で同様な仕様箇所を含め

て総合的に考えると、板張りに変更されたのは大正～昭和初期頃（C期）と判断できた。また、北面壁は近年の応急修理で海鼠壁など仕上げ層を全て搔き落として鐵板張りとされていたが、上段壁は当初漆喰仕上げであった壁を海鼠壁に改造した時期があることが判明した。痕跡より判断できる中古海鼠瓦の割付けや接着仕様より、東土蔵東面上段が海鼠壁に変更された大正期（C期）と同時期であり、改造理由も東土蔵と同様の状況、即ち当初軒樋が設置されなかつたことにより外部からの風雨などで先行して傷みやすかつた壁面上部の1回目の修補時期に達し、防水性の高い海鼠壁への変更を意図したものと判断した。

1階南面の通庇には、現状は平成16年台風被害時の応急修理によるトタンが葺かれていたが、解体調査や古写真判断により、それ以前（但し戦後）に既に本来の瓦葺庇から規模を縮小した鐵板葺（初代）へ改造されていたことが分かった。それ以後（D～E期）にも外壁や屋根が応急修理に近い補修を受け、現在に至っていた。

写真4-2-6-1 昭和30年台  
(古写真10切抜)



## 第3節 松城家住宅の建築計画

### 第1項 様式と意匠（竣工）

#### ①概要

松城家は、南東にミセ、北西に文庫蔵を接続する主屋を中心に配置し、東土蔵・北土蔵に接続する石垣及び石垣によって囲まれ、これらが敷地（宅地）区画を兼ねていて。かつては石垣の一角に醤油蔵（移築され現存）と西土蔵（戦前に撤去）が存在したが、これらを含み上記の主要建物は全て2階建で、宅地規模に対して建物群は全般的に建物の高い印象を与える。主屋は明治6年。

(1873) 上棟で、それ以外の棟も同じ頃に建設されたと考えられるが、明らかな洋風を模した意匠が見られるのが主屋で、現存する擬洋風の住宅としては最初期のものに分類される。大工棟梁は近所に住んでいた上田儀兵衛で、松城家文書として残る『日記出入請帳』のうち建設時期のものに記された職人などの名前を見ても外国人建築家や日本人建築家などの関与は確認できない。

明治13年（1880）10月6日付け『函南日報』（新聞のひとつ）では松城家主屋に関して、「…洋風を模した住居の家は二階造にして、其構造極めて美麗を竭したるは…」と評しており、当時既に擬洋風という概念がある程度存在していたことを示している。

#### ②主屋

外観について、大別すれば1階を前近代の伝統的な和風、2階壁面を洋風としており、階で様式を変えていく。宅地周囲に廻る石垣は高さ2mを超える。場外から主屋はほぼ2階部分しか見えないため、外観意匠としては2階部分に重点をおいたものと思われる。松城家主屋と外観構成上、比較的似ている擬洋風建築の類例としては、旧中村家住宅（神奈川県相模原市、慶応年間、登録有形文化財）が挙げられるが、その当初は3階建てであったことが分かっており、2階以上の外壁を四半張りの海鼠壁としている点などが異なる。

2階は壁面を漆喰で塗り籠め、目地を深く刻んだ石積風の大壁とし、南北面には漆喰蛇腹の枠を回した窓を配し、このうち南面の窓には、柱頭・柱脚に漆喰装飾を施したトスカーナ式オーダーの円柱を建てる。またあまり部外者が見る機会のない北面東側の窓上にも漆喰で造ったレリーフ状唐草模様をあしらうなどしている。

2階南面全体には、当時の洋風または擬洋風建築によく見られるペランダ・コロニアルの影響を受けたのか、堅格子の木製バルコニーが取り付く。但し洋風を意識した大屋根の軒の出が短いため、バルコニーは殆ど雨曝しの状態で傷みやすく、耐久上の欠点をもつ。



写真 4-3-1-1 明治期敷地 南西全景 (古写真切り抜き)



写真 4-3-1-2 主屋 南西全景と暖窓



便所（左奥）・風呂（手前） 南西全景 便所北側内観

写真 4-3-1-3 主屋付属棟の意匠 (風呂・便所)

2階東西面には両開の鎧窓を開き、内側にガラス窓を入れるが、東面のガラス窓は閉鎖操作ができず常に鎧窓は開いた状態として鋸歯金具で外壁面に固定するものである。また西面の鎧窓は3つ配置され、漆喰で枠やファンライトを模した本格的な造形をとるが、このうち実際に閉鎖できるのは南端のもののみで、残り2つは漆喰で模造したもの（本事業では「擬窓」と呼称）である。

付属棟としては主屋西側に配される便所と風呂に対する外観意匠の配慮が強い。平家建であり、宅地外部からは双方屋根と妻壁の一部しか見えないため、西方の庭に足を踏み入れた際の一体的な景観が意識されたものと思われる。風呂にも便所設備が設置され、両棟とも小便器の箇所では窓を大きく開放している。便所・風呂とも南面はスタッコまたは鍛鉄調砂漆塗の意匠窓とし、西面は海鼠壁と下見板、上部を浅い目地による石積風漆喰塗大壁とするなど、この2面で特に趣向を凝らしている。

内観については、平面的には1・2階とも疊敷きまたは板敷きとする和風が基調である。1階は室の格式による差をつけ、ユニークな変り塗り漆で仕上げる造作材も一部あるものの全体的に落ち着いた和風の造作・意匠でまとめる一方で、例外的にマエナンドのみ天井は漆喰揚げ裏として漆喰影刻付き中心飾りをつけ、長押下端に曲線状の縁型をつけるなど洋風の要素が一部入っている。このマエナンドは女中部屋と伝わり、内法上に廻階段西半の構造区画を張り出すなど変化に富んだ空間であるが、伝統和風の格調を求めず奇抜さを楽しんだものとも思われる（写真4-3-1-5）。

2階への廻階段は、段板・蹴込板ともうるみ漆で仕上げ、伝統的な意匠の八双金具を付ける一方で、縁型付きの手摺格子やアカンサスをモチーフとした影刻を付けるなど折衷の様式となっている。（写真4-3-1-6）

2階西半エリアでは田の字形平面をなす4室が主要の座敷となっているが、天井一面にボルトガル製と伝わる顔料印刷洋紙を張り、ガラス入り建具を多用し、南北縁は本部をベンキ塗りとするなど、新しい仕様・材料を伝統工法と合わせて用いる部位が多く見られる。この4室は1階マエナンドに見られる縁型付長押を廻し、欄間は吊東などを入れず大きく割り貫いた開放構造として、隣室の天井仕上げも一連に見ることができるようになってしまっており、2階意匠の見せどころのひとつとして計画されたようである。また室境は換もしくは子持ち式太鼓張換枠嵌殺しとして、全て取り外せば4室中央に絞り丸太柱があるのみの大空間として利用できるようになっている。床は疊敷きであるが縁なし疊を用いている。当時も一般には縁付きの方が格式高いものとされていたと考えられるが、縁なし疊であれば絨毯などを敷かなくても一様な印象を与えやすく、天井の洋風と雰囲気を近付ける目的もあったように思われる。

2階東半エリアの龍の間は壁から天井まで漆喰で塗り籠め、漆喰影刻付き中心飾りを付けるなど、松城家の建物各室の中でも洋風色が強い室となっているが、床は疊敷きで室境には腰戸障子などを用い完全な洋風とはなっていない。龍の間と腰障子で隔てられる隣室の次の間は、天井のみ漆喰で塗り籠めた揚げ裏として、漆喰影刻付き中心飾りを付けるが、表面をつまみ上げたような絞り模様のつく漆喰塗り室床を備えるなど、左官の技巧を見せる室ともなっている。

その他、主屋には入江長八の落款が残る作品を含め数点の漆喰影刻が壁や天井に施され、主屋意匠の大きな特徴のひとつとなっているが、本章第4節第6項で詳述する。



写真4-3-1-4 ヒロマ内観（西方続間を見る）



写真4-3-1-5 マエナンド内観と縁型付き長押（北東を見る）

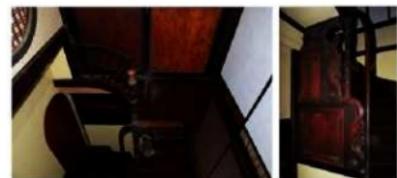


写真4-3-1-6 廻階段の意匠



写真4-3-1-7 2階南西八疊間内観（北東を見る）と当初天井紙



龍の間より西方次の間を見る  
次の間 室床の仕上げ

写真4-3-1-8 2階龍の間・次の間の内観意匠

### ⑤ミセ

番頭が詰める帳場として用いられたとされ、外觀について大別すれば、1階を真壁造、2階壁面を大壁黒漆喰仕上げとして軒裏も一連の揚げ裏としている。洋風の要素は外觀の一部に限って取り入れられ、主屋と取合う西壁面全体を主屋2階外壁と同仕様の石積風漆喰塗大壁とし、上屋の短い軒の出部分も主屋同様長押形蛇腹付きアル状の揚げ裏とする。南面は主屋側のみ柱や析木口及び破風板を銅板重ね張りで包んで変化をもたせ、北壁面は主屋東下屋に取り込まれる部分のみ腰に海鼠壁が施されている。これらは主屋付属棟に共通して用いられる海鼠壁意匠の一環を意識したものと思われるが、主屋ワキゲンカンが真壁造であるため、そこから南へ延びるミセ西面外壁の大壁が主屋側に出張らないための処理として、ミセ南半では構造柱を主屋側柱筋より東に若干ずらして桁行總間を少し短くする周到な配慮もみられる。

内觀は質素な中塗仕上げの真壁造であるが、調湿・防虫効果を狙ってか、押入内部のみ漆喰仕上げとする。

### ⑥土蔵

文庫蔵・東土蔵・北土蔵とも主体部は四半張り海鼠壁もしくは黒漆喰で仕上げる大壁とし、いずれも主体部に取り付く下屋庇及び窓庇も黒漆喰で塗り籠める。このうち、外部意匠に最も手をかけて建設されたのは質蔵として用いられたとされる東土蔵で、海鼠壁や棟・屋根の目地漆喰なども全て黒漆喰で仕上げ、鬼瓦影盛のうち主屋側となる西側のもののみ裏面にレリーフ状の唐草彫刻を施し（写真4-3-1-12右）、両妻押み巴に取り付くハナブカ<sup>14</sup>には鬼面の漆喰彫刻を盛り付ける（写真4-3-1-12左）。これらは屋敷の正面性を意識し、目に付きやすい東土蔵を重要視したものと思われる。一方で、内部意匠や平面・構造格式に最も手がかけられたのは家財などの保管に用いられたとされる文庫蔵で、主屋と蔵前が接続した内蔵形式とし、屋根瓦葺きの下に堅固な土居塗りを設け、1階は拭床板張り、2階は畳敷きにトコを設けるなど、他の2蔵にはみられない上格の仕事をしている。東面の下屋には、屋根及び軸部・壁面を銅板で重ね葺いた孫庇（明治15年（1882）頃増築）が取り付き様相を異にしている。北土蔵は味噌や穀物の保管に用いられたとされ、最も簡素なつくりとなっており、他の2棟が内部を漆喰塗で仕上げ、掛子塗りの重厚な親音開き土戸が付くのに対し、室内中塗仕上げ、片引土戸を採用している。



写真4-3-1-9 ミセ南西外観と1階内観



写真4-3-1-10 文庫蔵北東外観と2階内観



写真4-3-1-11 東土蔵南西外観と1階内観



写真4-3-1-12 東土蔵の漆喰彫刻（大棟北端）



写真4-3-1-13 北土蔵南西外観と1階西室内観

<sup>14</sup> 現代ではあまり馴染みのない用語であるが、土蔵の妻面押み巴の瓦当部分の装飾。瓦として一体的に焼く場合もあれば、本件のように漆喰で盛り付ける場合もある。『左官雑形 初心手引 上』（柴井重次著、明治9年（1876）には「ハナブカ」の割付寸法などが示されている。

## 第2項 家相図の検証と平面計画

### ①概要

宮内貴久氏の研究<sup>15</sup>によれば、天皇を中心とする国民国家の確立を目指した明治政府は民衆強化策の一環として生活細部に渡る禁令・民族宗教の制限を加えた。明治5年（1872）には教部省によって家相は淫祠邪教の類として禁止されたという。松城家には建物の附指定となっている家相図2枚が残る。これは幕末期の仙台藩士で易学者かつ家相学者である宍戸頼母（？～1882頃）が作成したもので、このうち1階配置のものには、

「豆州戸田松城氏吉家相圖／以曲尺一寸二分換竪間而／造家圖定方位辨吉／凶也」

「維時／明治五壬申歲／仲春吉晨 東易館 貞勤  
宍戸頼母 繁富鄰 摂圖」

の書き込みがあり、奇しくもこの明治5年に作成されたことが分かる。

作成者である宍戸頼母の家相図は他に、重要文化財黒田家住宅（静岡県小笠原郡、文久元年（1861）作）や、日比谷家（現在の東京都足立区に存在した、明治4年（1871）作）などの実物が残っている<sup>16</sup>。

松城家家相図は遺構と照合して多少の異なる点はあるが、建設当時の宅地配置・建物構成などの原計画（当初設計）を示す史料である。増改築でなく新築の際に描かれたものであることは年紀からも明らかで、それも建設時にかなり意識して具現化された様子が認められる以上、その建築計画を考察するには家相図中に記載された僅かな説明や指示の解説を補強する上で、宍戸頼母の家相論もあわせて検証する必要がある。以降の検証はあくまで原設計者の家相論がどのように計画に反映され、建設されたかを客観的に考察するもので、「吉」「凶」を現実のものとして評価するわけではない。

現在までに家相書（図）に関する種々の研究があるが、内容は流派によって多少異なるため、本検証では宍戸頼母著作の家相書<sup>17</sup>のうち、松城家建設時期あるいはそれまでに著されたもので内容的にも整備されている

『相宅知天鏡』、弘化3年（1846）

を主な史料として取り扱う<sup>18</sup>。以降の考察で原文を変えず引用する際には「」で表記し、特殊な旧字体や特に必要ないふりがな以外はそのまま記載した。引用文にこちらで設ける補記には《》を付けた。また要約には、「奥」と「辰巳」など、読み・意味が同じでも該当箇所で用いられている漢字は原文通りの記載とした。

検証の結果、松城家の宅地配置や建物は、戸戸頼母の家相書で既に細かくパターン化されていた基本モデル（雛形）の取捨選択あるいはその組み合わせを応用して実像を定めている部分が非常に多いことが分かった。

すなわち、当初の建築計画は宍戸頼母の家相図における方位や平面形態などに関する吉凶判断に基づき、施主や職人の要望・こだわりは、装飾以外ではある一定範囲内での具現化にとどまつたと考えられる。

### ②家相図の解釈と遺構の対照

家相図は宅地内中心建物（主屋）のさらに中央付近から放射状に二十四方位（時計回りに北から子、癸、丑、艮（鬼門）、寅、甲、卯、辰、巽、巳、午、未、坤、申、庚、酉、戌、亥、壬）に区分して要所に吉凶判断が朱書きまたは墨書きで記入されている。建物名は特に記載がないが、疊構成や閉戸裏・竈・便器・流しなど細かく図示されるほか、「押入」「タナ」「床」「佛壇」などの文字が書き込まれている。

#### （1）宅地と建物構成

家相図の縮尺は、1間（6尺）を1寸2分換算すると1/50 缩尺となる。比率を合わせて当初推定平面図と重ねてみると、大きさはかなり近いが実物は家相図より主屋が宅地に対して平面上若干東回りに回転しているほか、主屋周りが宅地外郭に対して2mほど南に寄って建てられている。家相図中の北方向（子）は当時の磁北に合わせたと考えられ、主屋の平面に正対して垂直に描かれている。家相図を作成する際には、既に宅地は現状の通り整っていたと見るのが自然で、建物配置に対する家相図宅地の相対的な回転すれば当時の計測精度上の誤差や何らかの錯誤があったものと思われる<sup>19</sup>。

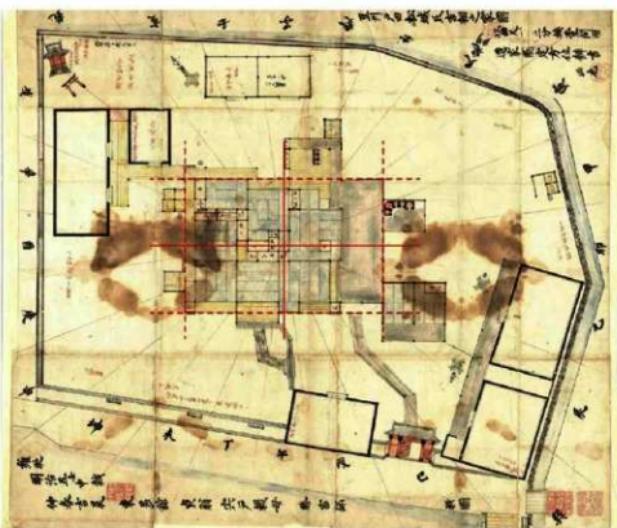
<sup>15</sup> 『家相の民俗学』、宮内貴久、吉川弘文館、2006年

<sup>16</sup> 余白のタイトル・奥付などの文章を読む方向を正とすると、松城家では西方、黒田家では北北西、日比谷家では北方をそれぞれ上としており、家相図のレイアウトに細かい統一性は見られないが、表現手法や記載内容など概ね特徴は共通している。

<sup>17</sup> 他にも『家相方位指南』天保6年（1835）、『方位辨方精義』文久元年（1861）、『家相便覽』明治14年（1881）、『家相道しるべ』明治15年（1882）受講者編集、がある。

<sup>18</sup> 入手・転載の都合上、国立国会図書館デジタルコレクション所収の『相宅知天鏡 春、夏、秋、冬』、明治7年補刻 を底本とした。

<sup>19</sup> 地図上の真北と磁北は異なり、国土地理院が公表しているマップによると令和4年現在で戸田地方の偏角は西へ7.5°であるが磁北は永年変化をすることも知られている。計測結果としては、遺構で当時の偏角が西偏3.9°であったところ、家相図は西偏5.5°の状態で描かれたとの同義である。当時の測量による地形図作成精度の問題もあるが、明治5年の戸田地方における偏角が分からないと検証は難しい。



松城家家相図その1（明治5年（1872）、宍戸経母作、1040×926、沼津市所蔵）

（中心位置推定補助線跡記）

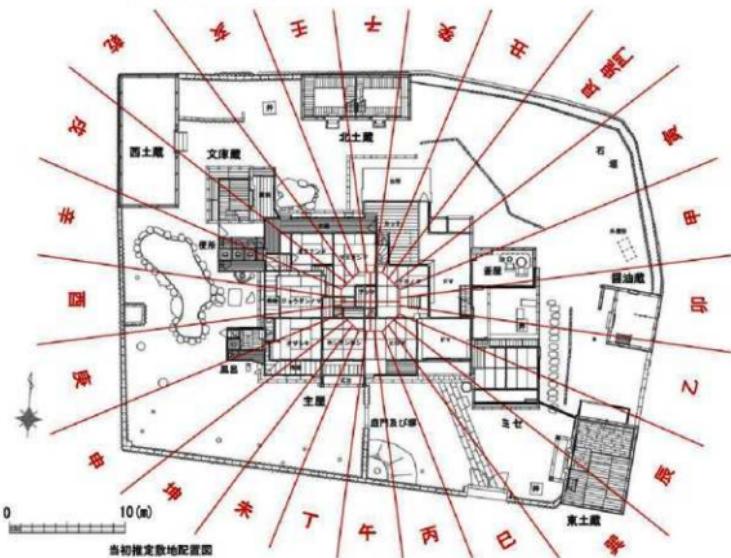


図4-3-2-1 家相図と当初推定配置図の対比

方位取りにおいて最重要事項である中心点の定め方は相宅知天鏡「磁石居所の説」に手がかりがあるが、これによると「家の廣狭に拘らず、戸締りより、内にて、惣間数の真中を以て、中央と定むる也」と記されている。

図4-3-2-1に示す通り、作図上で家相図を確認すると突出部を除いた主屋主体部側通りの二等分線の交点がほぼ正確に方位分割の中心点に設定されていることが分かった。同書の方位取りでは磁石を用いることが前提であり、松城家の家相判断の北方は磁北であると解釈できる。後世の家相判断では、磁北の永年変化により吉凶が年月とともに変わってしまうため真北を「子」にするのが正しいとされるものもある<sup>20)</sup>(節末「補説11)。

同書のように磁北=北とするのはやはり当時簡便な方法で設計と施工の共通方位を設定しやすいということも要因のひとつにあったと思われる。

相宅知天鏡は単元ごとに「～の説」と題しているが、本文中に口伝の存在や故事なども頻繁に紹介しており、「通説」「伝説」なども含めた「説明」という意味が近く、宍戸頼母が独自に作り上げた家相論のみに由来していないことを示している。

遺構の検証にあたり作図上で確認すると、先述の回転や位置のずれは、ここで考察する各部の方位配置などには特に影響を与えないため、家相図に描いた主屋に対し平面上垂直の北に「子」を合わせて二十四方位を記入したるもので検証することとし、方位分割の中心点もブツマの



図4-3-2-2 相宅知天鏡「磁石居所の説」の指図

(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

内部に合わせた。宅地配置を中心に、家相図の計画が建設時に変更された主要な点を示すと、

- ・宅地南側の土蔵は建設されなかつた。
- ・外周の堀は土堀ではなく切石積みの石堀にされた。
- ・正門は八脚門でなく石造の門柱と扉が付けられた。
- ・堀に囲まれた中に各土蔵を入れるのではなく、外に寄らせた土蔵によって外部との区画をした。
- ・東土蔵は北隣にある醤油蔵と位置を入れ替えて建てられた。

・主屋西方に池が造られた<sup>21)</sup>。

などが挙げられる。

沿岸部で風の強いこの地域は、伊豆石が容易に調達できることも相まってか、明治期村内の写真を見ても堀の類は石堀か石垣ばかりで土堀は見当たらず、石堀仕様の採用には風土的な要因が大きかったと思われる。同書では堀の仕様別にまで言及されておらず、前述した日比谷家家相図でも全く同様の土堀と八脚門が描かれていることから、宍戸頼母が雑形的に用いていた堀・門の概念図を流用しただけのものであって、施工時に仕様変更がなされたというほど詳細に捉える必要はないさうである。

松城家の宅地は建物の専有面積が多く、主屋の梁間規模を家相図よりも若干大きく建設したこともある。スペースを有効に使うため土蔵はできるだけ外へ出したり、南蔵は省略したという経緯があったと思われる。東土蔵と醤油蔵については家相図に用途の手がかりも記載されず計画意図は詳細不明であるが、建物の規模・形状のみ入れ替え、用途は変更しなかった可能性が高い。釜屋の大甕で作った醤油や炊事に必要なものを貯蔵するための往来を考えると、醤油蔵の方を釜屋・台所に近く配置し、貯蔵として使用された東土蔵は帳場として商いに使われたミセの隣に配置するのは自然なことである。

相宅知天鏡「門戸の説」によれば、東西南北・亥・辰巳で少し出張る門は吉、戌亥・辰巳で引込むものが良瑞・坤廟にある場合は凶とするほか、「總て門戸ハ、四方四隅を除き、其間へ開くと宜しき也」などとしている。八方位で四方四隅を除くとゼロになってしまふので、後者の表現の場合、二十四方位のうち8つ以外のエリアであれば宜しいと解釈すべきである。松城家の場合、家相図・遺構とも堀より引込む門を設定したためか、「辰巳=巽」として避け、「巳」の方位へ設定していることは方位優先の考えによるものと思われる。

<sup>20)</sup> 「家相新編」(尾島碩頤、明治34年(1901))にも「磁針ノ偏差」「子午線測定法」で方位取りの説明があるが、こちらでは地域・時代により磁北は偏差を生じるため「方位分界ノ説」で「各地ノ子午線ヲ以て其ノ正準ト為ス」とされ、家相方鑑を志す者は必ず子午線(その他の真の南北線)を測定するよう述べている。明治期地理学の発達も背景にあると考えられる。

<sup>21)</sup> 文庫蔵東脇にも小さな池が設けられているが、家相図にはその付近で「泉水吉」と朱書きされているため計画変更とまではいえない。

同書「井戸の説」では、井戸の位置は東・巽・乾が吉、北・艮・南・坤が凶、西は吉凶半々などと述べているが、付されている指図を掲載する（図4-3-2-3左）。当時の多くの家相図と同様、相宅知天鏡も基本的に図は南北を上にして描かれるので注意を要するが、注目すべきはこの井戸の指図で、文面表現では井戸は八方位<sup>22</sup>（=四方四隅、分割角45°）で規定されているものの、指図には十六方位描かれることである。家相図は二十四方位で描かれているため八方位とは整合性がよく3ブロックを1方位に充てればよいが、十六方位は家相図から一次的には読み取れず、厳密には別の作図をしなければ検証できない。意味的には単純で、四方四隅のそれぞれの中間にもう1方位挿入して八方位より細かい判定をするものと考えられる。同書「相宅の要訣」では人家になくてはならない龜と井戸と廁（「毛團」「雪隠」とも表現）の3つ、家の中央と艮と坤の3箇所（「三宮」とも表現）が家相に最も重要で吉凶に重い影響を与えるとしているが、井戸はそのひとつの項目であってより細かく図解しているものと思われる。

家相図・遺構とも井戸は3箇所に設置され、建設時に位置を変えて設けられた箇所もあるものの、それぞれ吉または大吉の配置を守っていることが分かる。

「鎮守祀り所の説」では、鎮守は乾隅位置で巳の方を向けて祀ると大吉などの説明があり、家相図ではその位置に社の絵が描かれ、「諸神大吉/別面/大黒天大吉/一寸六分四方」との朱書きがある。遺構ではこの位置には西土蔵が建設されて家相図の通りに立っていないが、西土蔵残存礎石の東面北寄りに別の礎石組が残り、この位置にかつて社が建てられていたものかと思われる。

「一寸六分四方」という記述は同書「神棚之説」でも登場し、神像の大きさ（実寸）を示すと考えられる。

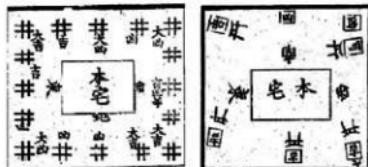


図4-3-2-3 相宅知天鏡の指図

左：「井戸の説」、右「鎮守祀り所の説」より  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜録)

家相図では文庫蔵内部にも北西隅に○印を打って「此隅へ一寸六分四方大黒天大吉」とあり、さらに南東隅の土蔵内部南東隅には「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」と朱書きされ、いずれも祀るのが望ましい神像の位置と大きさを示しているとみられる。家相図で七福神が登場するのはこの3箇所のみであるが、実際に文庫蔵・東土蔵の1階内部その位置は神像を祀れるような構造・造作になっていない。但し文庫蔵2階北西隅はトコ、東土蔵2階南東隅は棚（痕跡より復原）になっており、ここに神像を置いていた可能性はあるが詳細は不明である。

池については同書「泉水の説」で、東は「吉慶の理あれ共少しく色情の難を兼る也」として、巽・乾は吉、南・坤・北・艮は凶としている。西の池については、「西ハ吉凶兩断也。一旦ハ富貴也共必ず衰ふ又女に付口舌物入こと有や」としており、松城家宅地西側の池の設置は長い目で見れば凶をもたらすとされる計画変更となる。

聞き取りによればこの池は、以前は水が常に張られて鯉が泳いでいたようで、空掘りの池ではない。即ち、家相図にも描かれず、また好ましいとはいえない方位に池を設けたことは、宍戸頼母やその家相論の介在しない松城兵作の計画変更や、後世の造営であった可能性もあるが詳細検討が必要である（節末「補説2」参照）。

その他として、家相図には鬼門である艮とその対角線上の坤付近では「此辺菜園吉」と朱書きがあり、相宅知天鏡では艮隅と坤隅に成の高い建物を建てるところ凶、土蔵は大凶などとされている。家相図としてはこれらの方位には何も建てずに菜園にするのがよいという表であるが、遺構でも実際にものが建てられた形跡はない。

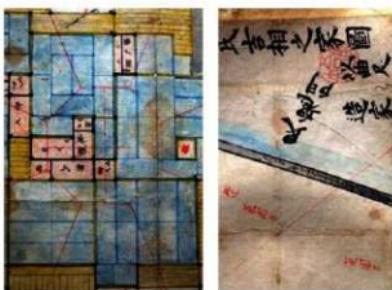


写真4-3-2-1 家相図その1細部拡大  
左：方位分割中心、右：敷地の鬼門付近

<sup>22</sup>東西南北に北東・南東・南西・北西を加えたものであるが、相宅知天鏡では殆どが「北・艮・東・巽(辰巳)・南・坤・西・乾(亥未)」と表記されている。この八方位を意図する箇所で子・卯・午・酉の語を用いているのは「神棚之説」など少数である。

## (2) 主屋1階・付属棟の構成

- 家相図の計画が変更された主要な点を示すと、
- ・エナンドを北へ半間広げてオクナンドの北側通りまでを室とし、これに応じ北縁も東西方向を直線状に通した。
  - ・北東隅ドマの北に半間の押入と出入口踏込を設け、北縁側柱通り真に下屋柱がそろいうようにした。(これらの結果、主屋北側全体に整った下屋構造の設置が可能になった。)
  - ・釜屋・便所・風呂は位置を変えず平面規模を拡大し、風呂には便所の機能を付加した。
  - ・ジョウダンノマ西側北半に奥行の浅い明り書院を設け、トコ・棚の軽微な変更を行った。
  - ・オザシキ西側北半にトコを設け、その南袖壁を西に延長し西縁を区画した。
  - ・オザシキ南半に予定されていた壁際のトコを奥行の浅い明り書院にすると同時に南縁西端の押入をやめて幅の狭い縁を設けた。(これらの結果、オザシキ・ジョウダンノマから風呂にアプローチする計画は、風呂の洗い場へはジョウダンノマからのみ、風呂内便所へはオザシキからのアプローチとなつた。)
  - ・文庫蔵東面に下屋(蔵前)を追加して北西縁から蔵前をつなぐと同時に、文庫蔵への出入り口を南から東に変更した。
  - ・ヒロマ南東押入をやめ、ドマ入口(ワキゲンカン)の踏込を広げた。

などが挙げられる。

このほかにも細部ではオクナンド床脇の小棚をやめて出入口にした、南縁と西縁の一部を博縁でなく切目縁にした、階段を設けた(家相図の書き忘れか)、ミセの平面構成など若干の相違点がある。これらは意匠・機能上の要求や、構造上・納まりの制約から、建設時に多少の変更を行つたものと考えられる。

まず外廻り設備から検討すると、相宅知天鏡「手水鉢の説」では、「形ち小也と雖も朝夕の用しけぎ故池泉よりハ吉凶ともに重しと知べし」とされ、

乾鶴・巽・東・西…吉

南・艮・坤…大凶

とされている。

現存する当時の手水鉢(蹲踞)は便所北側・南側に1箇所ずつと風呂南側の1箇所であり、家相図には便所南側と主屋北縁脇の乾エリアに描かれている。方位配置の吉凶が池よりも重要と説明される手水鉢について、判定は文面のみの八方位によるものである。遺構としては風呂南側手水鉢(石造蹲踞)が、家相図のように細かく分

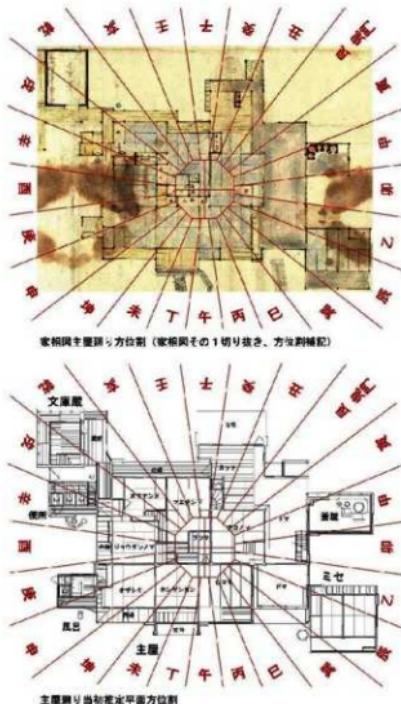


図 4-3-2-4 主屋廻り家相図と当初推定平面方位割

類した二十四方位ならば坤をかわしているが、八方位ならば坤に該当し大凶に分類される。家相図に示された便所は辛へ戌にかかる1棟だけで、手水鉢をその近辺で任意に置いても吉の範囲を出なかつたが、実際には風呂棟にも便所を設けたための手水鉢の配置は原設計にはなかった凶を招いた可能性がある(節末「補説3」参照)。

#### (方位配置と張り欠け)

図 4-3-2-4 に示す通り、建設された平面形態は家相図の方位割がかなり忠実に守られている。相宅知天鏡では指図を交えて方位と平面形状の吉凶を説いているが、図 4-3-2-5 に示す「家宅構の説」の指図を見ると、松城家の建物群の大きなプランはこれらの吉相パターン2枚の指図の組合せでほぼ固まっている。主要棟のうちこれに見られないのは風呂と蔵油蔵であるが、後述する「浴室の説」と「土蔵の説」を加味すると、かつて存在した棟を含めた全てが吉の配置に建てられたことが分かる。

相宅知天鏡に先行する宍戸頼母の『家相方位指南』(天保6年(1835))でも同様の指図が既に何枚も掲載されている。彼にとって普請の際の建築計画はその都度新しく吉凶を考えたというより、宅地状況や施工の要望などを鑑みて自分のもつ家相論の吉タイプ彌形を組み合わせて基本構想をたやすく練ってから細部決定を進めていったものと推察できる。

また彼に限らず、家相判断には方位配置とともに建物の平面形状の「張り欠け」が非常に重要としているが、張りは凸形や角の出張り、欠けは凹形や角のへこみのことと、例えば主屋にミセと台所を取り付いた形態を「巽北張」としている(図4-3-2-5右)。

相宅知天鏡での張り欠けは、八方位に八卦<sup>23</sup>を配当させ、五行<sup>24</sup>との組み合わせなどで、どの方角でどの形をしていればどんな事象を招くのか吉(凶)との判定が殆どであるが、これを敷地形状で総合的にみたものを「屋敷形ちの説」、建物だけの平面形状によるものを「家宅構の説」に分けて解説している。

「屋敷形ちの説」では、全体的にみて張りがある場合は吉、欠けは凶とするものが多いが、未申張、艮張は凶、(鬼門を無くす形の)艮隅欠きを行っても凶、真四角の敷地内に他人への借家などがある場合はその部分は欠けとみなして張り欠けが発生する。屋敷形は凶相でも本宅や土蔵の構えが優れていれば吉になるといった例を示している。松城家宅地は特に凶の要素も見当たらない。

また、吉の張りを意図していても出張った部分が大きくなり過ぎると全体としては隅欠けが2つ生じた平面形状となり一転して凶相になるため注意するよう解説も記されている(図4-3-2-6右)。母体である家屋全体対し、張りとしての突出部をどこまで大きくしてよいかという割合までは解説されていないが、現代家相では辺の比は1/3以内までというのが殆どのようである<sup>25</sup>。

松城家で実際に建設された主屋突出部で一番大きいものは勝手へ台所の棟であるが、主屋桁行長さに対してどき部の辺が31%程度である。家相図を計画した26%よりも若干大きく造られているが、吉を示す張りの形状と解釈して特には差し支えないものと思われる。

「家宅構の説」では、冒頭で張り欠けは「屋敷形ちの説」と「同断の理」として、「家の東西南北共に張出るハ吉也、乾隅巽隅の出張は尚々富貴長久の相也」などある



図4-3-2-5 相宅知天鏡「家宅構の説」の指図

左:「中農家吉相の図」、右:「巽北張乾倉大吉相の図」  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

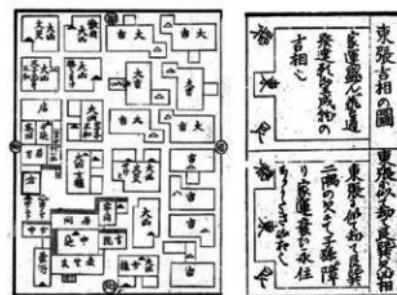


図4-3-2-6 相宅知天鏡の指図

左:「家宅構の説」、右:「屋敷形ちの説」より  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

が、続けて乾巽両方同時に張るのは「極十分の相」といって大凶とされている。松城家のミセと文庫蔵の関係がまさにそれにあたり、家相図では文庫蔵が渡り廊下を介して「離れ」のように計画されていたところ、実際の建物は先述の文庫蔵東下屋の追加によって、乾巽両張りの形態になり大凶となる。但し、「併外に吉相なる出張有ハ障なし」とも続けており、結果として文庫蔵の計画変更是凶を回避していることになる。これと似たような判定として、同説では、星敷・家宅は辰巳と亥戌へそれぞれ張り出すのは吉だが、星敷も家宅も同時に張り出るのは「二重張十分の相」といって大凶としている。吉に吉を足しても凶になることがあるため注意を促している。

<sup>23</sup> 八卦:古代中国から伝わる易学における8つの基本圖像で、天地自然に象って作られたといい、卦「乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤」の形はさまざまな事象を表しているとされる。

<sup>24</sup> 五行:古代中国から伝わる自然哲学の思想で森羅万象は「木・火・土・金・水」の5種類の元素が互いに影響を与えるという説。

<sup>25</sup> 概ね江戸期の古い家相書には張り欠けの割合的な定義が見当たらないが、図4-3-2-6右側2つのような説明図を示しているものが幾例があり、張り欠けと転じる過程で観念的に「3等分」が項目として介在していたものと思われる。

## (付属棟の検証)

風呂については、「浴室の説」によれば不浄のため四方隅に置くのは凶、「十二支を除け、十干〔甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸〕の部へ構へて宜し」としているが、巽にある場合は芸能で名を広めることもあるが散財もあるなどとも述べている。

便所については、同書「毛圓吉凶の説」によれば「雪籠は不淨専らなる故前条同様十干の部へ構ふること宜し」とほぼ浴室同様の解釈であるが、癸もよくないなどとしている。図4-3-2-7に示す便所の指図ではそのように癸を除いた十干の方位を構えるべき位置として示している。主屋西側の便所と風呂は、この「宜し」とされる位置に建てられていることが分かるが、厳密には家相図・遭構とも、便所は十二支の戌に若干かかり、風呂は同じく中に若干かかっている。突出部の構える位置の大半が判断を満たしていれば、部分的に不適な箇所が出て構わないという思想があったものと考えられる。尚、便所はたとえ吉の位置にあっても、「北に窓有て、北辰〔北極星〕の影向有ハ、病失たヘず、星の光り、入らぬやうに、改むべし」、「家と同じ屋は凶也。別屋に改むべし」などと既存便所の改築にまで言及している。松城家の便所は家相図も遭構も付属棟として別棟であり配置と構造の問題はない。但し、北壁は家相図では壁で計画されていたところ、衛生上の配慮からか北側の殆どが開放に変更されている。但し、便所の北側は近接する2階建ての文庫蔵と主屋主体部に囲まれており、北極星も夜空も見えないため、「(北極)星の光り入らぬやう改む」必要がなく、結果としては凶を回避している(節末「補説4」参照)。

台所について、棟自体を直接示す説明はないが「流走の説」により、「東か辰巳、又亥戌亥吉也」とし、西も吉、北と十干は可、坤・艮・南の3箇所は大凶としている。松城家の台所は礎石以外全て後世に変えられており詳細は不明であるが、家相図のように主屋北側の突出部として建設されたことは分かつており、流しも北辺付近にしか配置する余地がないため、建物でなく流しに着目すると可である方位を守っていることが分かる。尚、松城家ではミセの北側(釜屋との間)の井戸廻りに後補の流しが残っているが、家相図には描かれていません。この位置に前身の流しが当初からあったとしても吉の位置であり、戸穴鉢母の設計意図には反していない。

釜屋については「竈灶の説」で、その重要性を説くとともに、建物というより竈について八方位で

【向き】 東向き・巽向き…大吉



図4-3-2-7 相宅知天鏡「毛圓吉凶の説」の指図  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)



図4-3-2-8 相宅知天鏡「豊連数の説」の指図  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

南向き…吉

西向き・北向き・坤向き・乾向き…凶

艮向き…大凶

【竈数】 4・5…大吉 、 3・8…吉

2…不好

1・6・7…凶

としている。

松城家の釜屋は大正期以降の改造が著しく、当初の状態は確証できないが、発掘調査で判明した竈は大中小の3基で当初もこの通りでなかったかと推定する。焚口の位置からすると竈は南向きである。家相図では5口の竈が描かれているが西寄りの主屋脇では当初に棚が付けられていたので家相図のように釜屋北西隅まで延びる長い竈を設けた時期はなく、数と向きに関しては可や吉を守っていたものと考えられる。

## (竈の数)

相宅知天鏡の中でも取り分け多くの紙面を割いて解説されているのが「豊連数の説」で、八卦の数を豊の枚数になぞらえて五行に配当した吉凶判断がなされている。配当から漏れる9豊と10豊は、8を引いた余り数1と2(それぞれ金)とし、10豊を超える間取では10を引いた余り数でみるという。五行の要素は5つしかないため、図4-3-2-8のように、金・木・土をだぶらせているが、「先其要とする所ハ、宅主の居間を主と

し其より「**吉数を布こと吉也**」とあるように主人部屋の豊數を基準として、他室の豊數を「相生」の数にすると吉、逆に「相剋」にすると凶になるとされている。また家の中央や艮・坤の方位には1・2・9・10・11・12豊などの「金数」を使えば大吉とも解説している。

五行の基本理念である相生・相剋は、相宅知天鏡の最初の段階で解説があり、相手と自分が互いに良い影響を及ぼし合う相生は「木生火、火生土、土生金、金生水、水生木」、悪い影響を及ぼし合う相剋は「水剋火、火剋金、金剋木、木剋土、土剋水」の関係であるとしている。松城家の室で主人室をオザシキ（家相図・遺構ともに9豊）とすると<sup>26</sup>これは「金」となり、例えばホンダンカン（8豊=「土」）とは、相生の「土生金」の関係で吉となっている。また、同説では半豊など役物のある場合は「別に傳あり」として豊数自体に吉凶を与えており、以下に要約すると、

- |  |    |
|--|----|
| 1. 5, 2. 5, 6. 5, 7. 5, 9. 5, 10. 5 豊数 | …吉 |
| 3. 5, 4. 5, 5. 5 豊数                    | …凶 |

となる。4.5豊間は現代でもよく用いる間取りであるものの、同説では別家や茶室の場合は別として、家屋にあって平素頻繁に用いる室の間取りとしては大凶としている。さらにまた継き間における種々の豊数組み合わせごとに細かく事象を示しながら（最終）判定している。先述の相生・相剋による自動的な吉凶は通説である。

あるいは原則論のようで、宍戸頼母のこの最終判定（表4-3-2-1）と一部異なるものが見られる。

松城家主屋1階で実際に敷かれている豊数は、家相図よりも大きくなられたマエナンド（9豊→11豊）以外には変更がなく、ツツマの1豊及びその他の6~12豊の構成である。例えばオザシキでは、坤という位置に対しても、隣室との継き間取りとしても好都合な9豊数（金数）が採用されているが、四角の座敷に敷く数としては半端でありトコや棚などの座敷飾りで調整する必要が出る。8豊敷骨格のオザシキにおいて、西縁がまともに通れなくなるほど明り書院を外へ押し出し、室を1豊広げたのは何より吉凶を優先したためと思われる（節末「補説5」参照）。



写真4-3-2-2 オザシキ内部西側（竣工）

表4-3-2-1 「豊連数の説」で述べられる継き間豊数の関係と吉凶判断

量 数	1 (-9) 金	2 (-10) 金	3 火	4 木	5 木	6 水	7 土	8 土
1 (-9) 金	凶 —	吉※1 —	凶 ×	凶 ×	凶 ○	吉※1 ○	吉※1 ○	吉 ○
2 (-10) 金	吉※1 —	吉※1 —	凶 ×	凶 ×	凶 ○	凶 ○	吉 ○	吉※2 ○
3 火	凶 ×	凶 ×	△※2 —	吉※1 ○	吉※1 ○	凶 ×	凶 ○	吉※1 ○
4 木	凶 ×	凶 ×	吉※1 ○	凶 —	吉 —	吉 ○	凶 ×	凶 ×
5 木	凶 ×	凶 ×	吉※1 ○	吉 —	△※2 —	吉 ○	凶 ×	凶 ×
6 水	吉※1 ○	凶 ○	凶 ×	吉 ○	吉 ○	凶 —	凶 ×	凶 ×
7 土	吉※1 ○	吉 ○	凶 ○	凶 ×	凶 ×	凶 ×	凶※1 —	凶 —
8 土	吉 ○	吉※2 ○	吉※1 ○	凶 ×	凶 ×	凶 ×	凶 —	凶 —

・上段（吉凶）…宍戸頼母の最終判定。△：「障りなし」 ※1：条件次第で吉凶になる。 ※2：条件付き（条件次第で凶にもなる）  
 ・下段（○×）…五行による原則論（宍戸頼母ほか大勢）。○：相生 ×：相剋 —：比和  
 （注）ハッチ箇所は、上下段で判定に一義的な食い違いが出来るもの

<sup>26</sup> 松城みどり氏への聞き取りによると、古くはオザシキが家長の居室だった上でジョウダンノマは殆ど使用されず入ることも許されなかったという。格式からしてもジョウダンノマは上客が訪れた際の接客や家庭儀式など限定期的に使用された室と考えられる。

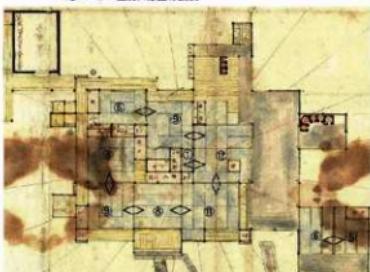
続き間の疊敷について、表4-3-2-1を用いて宍戸頼母による吉凶判断を一義的に図示したものが図4-3-2-9である。実際にはマエナンドは原計画より2疊増えているが、続き間の吉凶関係は変わらない。一方でブツマ1疊の南側が、家相図では押入であったものを、これを設げず空間にして、南側に入れた開戸によってヒロマとは続き間として建設されたため、“1疊-1疊”という凶の関係が出現したように見える。但し、この2室の関係は疊同士の連続でなく半間の板敷きを介在しての空間的続縫であるため、凶関係にはならないと認識されていた可能性が指摘できる（節末「補説6」参照）。

松城家家相図や相宅知天鏡で示されている指図は、疊の続縫は吉の関係になるよう周到に疊が配られ、凶の関係になる室同士はことごとく間にトコや棚、押入を配置することで分断して続縫の関係を断つ計画がなされている。前出の図4-3-2-5「中農家吉相の図」を見ても凶の続縫を断ち、吉の関係のみ繋げる意識がうかがえるが、これは宍戸頼母の設計手法のひとつともいべきで、室数の多い建物では疊数にとらわれて実際の平面計画が難しくなることを防ぐために有効な手段であったと思われる。構造的・格的に無理はあるが、仮にジョウダンノマとオクナンドが続縫であった場合は、8疊-6疊という凶の関係となっていた。

ミセについては、家相図の原計画に対し、2階を設ける。南土間を少し狭くして北側を半間の押入及び階段とする。東西2室の内西室の主屋側出入口に1疊分の板敷き踏込を設けるなどの変更が見られる。結果的に東西室の5疊-6疊の続縫関係が東西入れ替わっただけで吉の関係は変わらないが、板敷きを設げず6疊-6疊であれば凶の関係になっていた。建設時に西室に板敷き踏込を設けて意識的な疊敷調整で吉にした可能性が指摘できる。

ヒロマは独特な室構成となっている。実施で建設されたものは南方の縁と完全に区画せず、1疊を縁側に張り出す一方で縁として残った部分のみ建具を入れ、ヒロマと縁は空間的に匂の字形につなげている。図4-3-2-10に示す通り、家相図の原計画を変更して南側通り全体をひと続きのガラス窓とし、張り出し疊と縁を区画する袖壁が入らなかったという工法上の原因が考えられる。張り出し1疊は元々家相図でも計画されているが、このような外部境の置き疊はすぐ傷み、実際に数次の修補を経て現状はフローリング+小振りの疊1疊に改造されていた。維持管理上不利な計画であっても宍戸頼母はヒロマを10疊でなく11疊にしたかったことになるが、表4-3-2-1に示す限りでは、ホンゲンカン+ナカノマとのそれぞれの続縫ととしては10疊のままでも吉の関係である。

凡例  
○数字：疊数  
△：吉の関係  
◆：一重的には凶の関係



家相図主屋1階通り(家相図その1切り抜き、八角録記)



主屋1階通り当初推定平面

図4-3-2-9 家相図と当初推定平面 続き間取の対比

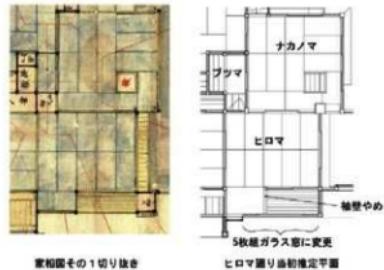


図4-3-2-10 ヒロマの原計画と建設時の計画変更

る。但し、ナカノマとヒロマの続き間すなわち2と10の関係において、「疊・連敷の説」の個別の解説では、これが南方にある場合は一転して凶になるととの補記があり、11疊にしたかった理由が分かる。

家相図では張り出し1疊の外部境には格子が描かれており元々1間の格子窓を意図していたようであるが、「窓

開き所の説<sup>27</sup>では八方位で、

東・巽隅・南 …吉

(南の出格子窓は最吉)

坤隅・西・乾隅・北・艮隅 …凶

となっている。採光の充実化のためかヒロマ南方縁にひと続きの窓を入れたいという兵作の希望を実現し、11畳という原計画も守ったしわ寄せのような形で広間が特異な平面構成になっていたと考えられるのである。

また、家相図ではナカノマの北に接するカッテに2.5畳の置き畳を計画しているが、後世の改造でカッテの床材が全て撤去されてしまい詳細は不明である。痕跡より当初のカッテは間仕切もなく土間から直接上がり降りする板床がある大空間として復原できる。室ともいがたいカッテがナカノマの続き間として吉凶を判断する対象であったのか不明であるが、家相図に描かれた置き畳は敷自体が吉の意味をもつ2.5畳が選ばれている。仮に続き間と認識されていたならば、ナカノマ12畳とは凶の関係になる置き畳3畳という数を回避したとも考えられる。但し置き畠の痕跡からは、置き畠は家相図のような東西に長い2.5畳配置とはならない。東西長手1畳、南北長手1.5畳の大きさまでは分かるが、兵作が置き畠の吉凶を重視して北東隅を半畳分切り欠いたかどうかは不明である。後述する2階も含めて他室で凶の続き間に変更しているところがあることを考えると、使い勝手の見地からは2.5畳ではなく、3畳の置き畠にしていたようにも思われる<sup>27</sup>。

#### (畳の合わせ方)

「疊連数の説」では畳の合わせ方にも触れており「立敷數」と「廻し敷」という用語を使って、前者は表席・寺社に、後者は居間・奥席に用いればそれぞれ吉と解説している。これを違えると凶ということも記載されずに説明は短く終わり、一般に言う「不祝儀敷き」を嫌う気配もなく、畠数に比べると扱いが軽い。家相図でも敷き方によって計画上の表座敷と居間を区別しているのであろうが、ホンゲンカンとヒロマに立敷數が描かれ、表向きの座敷と考えられたようである。ナカノマは微妙な敷き方に描かれるが、当初から表向きの室とも考えられず、閉炉裏の配置に合わせて適当に畠を配ったようと思われる。現状では、ホンゲンカン・ヒロマ・ナカノマの3室が家相図と異なる敷き方がされていたが、痕

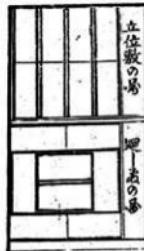


図4-3-2-11 相宅知天鏡「疊連数の説」の指図  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

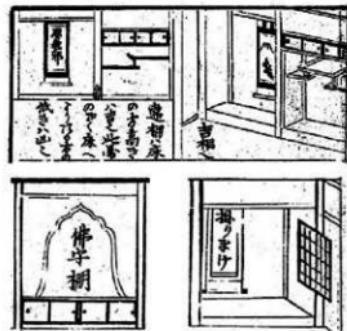


図4-3-2-12 相宅知天鏡「床の間の説」の指図  
(国立国会図書館デジタルコレクションよりそれぞれ抜粋)

跡の不明なヒロマや間取変更のあったマエナンド以外の主室は概ね家相図のように敷かれていたようである<sup>28</sup>。  
(トコ)

「床の間の説」で説明されている配置は八方位で、  
乾隅・北・西・坤隅 (北向きを除く)・巽・東 …吉  
艮隅 …凶

とされ、床框に節や傷があるのは凶とされている。また床脇に窓があるのは好ましくなく(図4-3-2-12右下)、並外れて異風なものも凶、さらに達柵の下段板はトコ側にきていると凶(図4-3-2-12左上)などと

<sup>27</sup> 畠寄せ痕跡から復原すると、敷かれていた置き畠は他室のものより大きなものになる。わざわざ大きく作らず僅かに小さくすれば家相図のような横長の2.5畠敷きが容易に実現できるため、ここに閉じては家相図の計画を守る意識はあるが高くなかったものと思われる。

<sup>28</sup> ヒロマに関しては家相図を参考にして当初推定平面図に畠を書いている。本工事では、主屋1・2階畠敷きは畠床が再用でき、当初が不明である部分を残すことから基本的には表替えのみの規格修理とした(第4節 第6項参照)。ミセに関しては家相図の計画から間取りも変更され、その後の改造もあり当初の敷き方は判然としない。ヒロマ同様、家相図を参考にして当初推定平面図に畠を書いている。



写真 4-3-2-3 主屋 1 階の座敷飾り（竣工、左：ジョウダンノマ 南より、右：オクナンド 東より）

オクナンドのトコリ丁字棚の間にあら出入口の間引き戸は当初からの構えで西縁に通じる。

している<sup>29</sup>。

ジョウダンノマでは家相図の計画が変更されて西棊棚を達棊にした上でトコと左右を入れ替え、西側に仏守棚風明り書院、東側に丁字棚を加えて格式を上げているものの相宅知天鏡の範囲では因となる構成にはしていない。

オクナンドは松城夫人の居室であったと伝わり、家相図の計画でも私的な内向き空間の中では最も格式を与えていた。図 4-3-2-13 は主屋 1 階の空間構成として、表向き・主人用空間にハッチをつけたものである。便所脇の板壁などはその明確な区画を示すもので、西縁を南北に区切り、同じ便所棟に別々の出入口を設けた上で、客・主人は家人など内向きからの使用者と顔も合わせずに、便所南半部を使えるよう動線を分けている。家相図にも便所脇の部分に区画線が描かれるが、これが実施のような板壁を意味していたのか開放できる建具として描かれたのかは不明である。

家相図には使用する人の格式により主屋への出入口を 2 篓所設けるなどの動線計画がなされている。他方、遺構でも室内に配置されたトコ・棚・押入によって主屋南西の上の空間と、北東の内向き空間とが大きくゾーン分けされており、室としてはヒロマーナカノマ間が両ゾーンをつなぐ続き間になっている。

遺構のオクナンドでは、家相図で計画されていた西南矩手の座敷飾り群の真ん中（小棚など）を抜いて、開き襖戸に変更し、これを開ければすぐ西縁に通り抜けられるようにしている。一見突拍子もない変更で、相宅知天鏡の判断対象にすら上がらない納まりになってしまっている。但しこの図をみて明らかのように、便所脇を壁で区画し、家相図の通り座敷飾りを配置す



図 4-3-2-13 松城家主屋のゾーン分け

ると松城夫人のオクナンドからの西廻り動線は便所棟北半の内向き便所（並便所）までに限られるが、この変更によって便所棟南半の表向き用便所（上便所）の使用や、ジョウダンノマ・風呂（北半の洗い場）までのアプローチができるようになる。このようなトコ廻りの変更に対する宍戸頼母の吉凶判定は不明であるが、オクナンドの変更是機能・動線の確保を優先させた結果であると考えられる。

先述したオザキの座敷飾り変更（風呂内に設けた便所を南縁から使えるようになる）も含めて、主屋1階トコ廻りに関しては相宅知天鏡の範囲で因にあたる変更を行っていないと考えられる。

<sup>29</sup> 西棊棚の場合は、2枚の下段板のうち高い方をトコ側にするのを吉としていることが図 4-3-2-12 右上から分かる。

## (3) 主屋2階の構成

保管されていた家相図のうち2枚目が図4-3-2-14上である。記名・年紀などはないが、「二階図」と書かれ、図様・筆跡・記載内容からみても、1階の家相図と同時期に宍戸頼母が作成したものと考えられる。縮尺も同じく1/50で造構に近似するほか、2階の方位分割中心点が1階の中心点真上にくるよう計画されている。家相図では南面・北面の戸袋の一部が塗りつぶされて大壁のように見える箇所もあるが、家相図の時点では外壁を造構のような大壁とするプランまでみていたのか不明である。

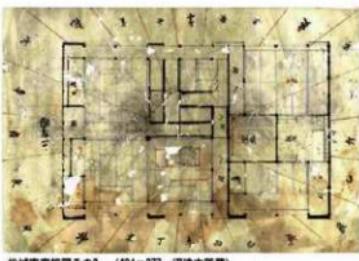
松城家主屋の軸組構成は住宅建築としてはかなり特異で、殆どの柱通り真が1階と2階で合っておらず、1階柱天に組んだ天井梁・桁に2階床梁を任意に組み合わせ、それらが2階柱を受けている。1階家相図で方位分割中心点がツマの内部空間に位置された一方で、2階の中心点は2階柱通りのひとつを踏み、さらに1階・2階の疊間取りなど平面を別々に決めてしまえば1・2階の柱位置が合うことの方が偶然である。即ち、大工棟梁の上田儀兵衛がこの2枚の家相図に対して忠実に取り組んだ結果、複雑な軸組構成になっていたと考えられる。

松城家主屋には2階まで延びる通し柱は1本もないが、1階柱の上に2階柱が位置するものは2箇所あり、2階西半エリア田の字形平面の中心（円柱）の真下がマエナンド押入内の角柱と合い、もう1箇所は竪穴区画として煙出しの南東隅柱の真下がナカノマ南東隅柱に合う。計測してみるとこの2本のうち大工が真を合わせようとした意識的に施工したものが前者である。このマエナンド押入内の角柱は家相図には描かれないが、2階円柱真に対し東西・南北にそれぞれ3mm程度ずつ誤差が出ているものの、家相図に描かれた方位分割中心点から西へはぼ7.8尺の位置にあり、小屋組荷重をかなり負担する円柱の下部補強と、加工・組立など施工上1階と2階をつなぐ基準を兼ねて挿入されたものといえよう。

## (間取り構成)

家相図の計画が建設時に変更された主な点を示すと、

- ・南面全体にバルコニーが補加された。
- ・外へ張り出す戸袋をやめ、外壁（大壁）の内側に雨戸を引込めるように外壁と棲の位置を調整した。
- ・北東で押入付き10畳間に計画されていたところ、押入をやめ東西2つの6畳間（龍の間と次の間）に区画した。（この結果、2階西半のエリアから廻階段脇を経て、東半エリアへの行き来が可能になった。）
- ・上記で区画した次の間東壁の位置に奥行の浅い押入と室床を設けた。



松城家相図その2 (404×277, 沼津市所蔵)

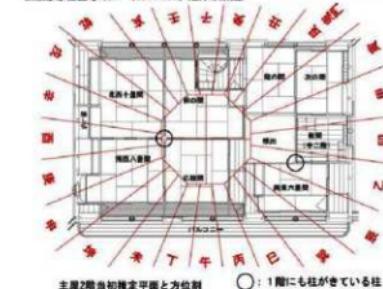


図4-3-2-14 主屋2階家相図と当初推定平面方位割



写真4-3-2-4 1階マエナンド押入内を通る柱

- ・南西八疊間（畳数は9畳）の西面南寄り（申の方位）に上げ下げガラス窓と鎧戸を設けた。
- ・北西十畳間の棚の奥行きを半分に縮め、裏のスペースに「隠し仏」と伝わる祭壇を設けた。
- ・南東六疊間の西面北半のトコの奥行きを半分に縮め、南半の半疊を奥行きの浅い棚に変更し、裏側に収納スペースを確保した。

などが挙げられる。

前の間は、家相図の通りに階段が納まらず階段区画1

疊分の予定を2疊分あてて造られ、押入として計画されていた部分が、天袋付き1疊の構えに変更された。その結果、疊数は9疊のまま変更がなかつたが写真4-3-2-5に示す風変りな納まりができている。仮に押入のまま8疊室にしていれば「疊連数の説」により、応接間との関係が凶となる。おそらく凶を回避するために前の間では室内ひと続きの9疊敷を意識する一方で、違和感のある張り出し1疊空間をなんとかしようと天袋を設けたものの、結局は座敷飾りにもなりきれていない中途半端な構成になったものと想像できる。一方、2階北東室は、兵作が原計画の機能・動線を改善しようとして変更した結果と思われるが、一義的に見れば、「疊連数の説」に関して、龍の間一次の間で凶関係（6疊-6疊）が出現している。この6疊2室は疊を外して床板の修理を行ったが、ミセのように板敷き部分を設けて疊数を加減したような痕跡も見当たらなかった。今回の工事ではこの2室の解体範囲が限られ、全容が把握できたわけではないが、少なくとも戸穴横母が掲唱する家相論に抗う可能性があるため、兵作の凶に対する理解や対策がどう考えられていたかの考察と共に、何らか視点を変えた凶相回避策が取られていないかったかなど慎重な検証を要する（節末「補説7」参照）。

南西八疊間は、日当たりのよい角部屋で造作も手が込んでおり、2階室の中でも重要な室として計画されたとみられる。1階の同位置にあるオザシキと共に多くの整った8疊間取りの南西隅を1疊西へ張り出した9疊の変則平面とすることも同様である（写真4-3-2-6）。8疊の間取りであれば、応接間とは凶の続き間取りとなるためこれを回避することが目的であろうが、南西八疊間西面北半のトコ裏が結果的にはボデッドスペースになってしまふという事態も招いている。

家相図の計画では2階西面は全て壁であったが、実施では南西八疊間南端に明り書院機能として彩光と意匠を兼ねた窓を設け、それより北は計画通りトコや棚が配置された。一方、外観意匠はバランスを考慮した3つの窓の設置を意図したもの、座敷飾りの存在により結果的に北2つは実用窓とできず擬窓になったものと考えられる。家相図の計画を大きくは変えず、1箇所のみ実際の窓を設けたことで他にはあまり類例のない独特な窓構成につながったものと思われる。

但し、相宅知天鏡「窓開き所の説」に関しては、この南西八疊間及び2階北面で、一義的には凶位置に分類される窓が施工されている。これに関しては慎重な検証を行う必要がある（節末「補説8」参照）。

凡例  
 ○数字：疊数  
 ◌：吉の関係  
 ▽：一義的には凶の関係



家相図主屋2階面取り (家相図その2、凡例補記)



家相図主屋2階面取り 当初推定平面

図4-3-2-15 家相図と当初推定平面 2階続き間取りの対比



写真4-3-2-5 前の間の天袋下1疊 (竣工、北西より)



写真4-3-2-6 南西八疊間 (竣工、西を見る)

南面バルコニーの補加に関しては、強いて相宅知天鏡の規定を探せば「棟越の火の見涼ミ臺物納場の説」があるが、主体部の大棟・神棚・仏壇・竈・戸・雪隠の上にこれらを設けると大凶とされている。本工事で古写真より復原したバルコニーは、実際に1階ヒロマの神棚上部に僅かにかかってしまい具合が悪い。但し、後述する通りこの神棚の位置自体が既に凶の位置に分類されるため原因はむしろそちらの方にあるが、ある手段を用いて建設時に凶を回避させている。

#### (4) 仏壇・神棚参照。

##### (2) 階畳の合わせ方

家相図では北東10畳間のみで立威敷となっており2階ではここが表席と予定されていたようであるが、建設時の平面変更で室を2室に分け、現状ではそれぞれ廻し敷となっていた。この室は後世の改造・修理もあり当初の敷き方は痕跡が判然とせず詳細は不明である。

西半部の田の字形平面4室の畳には当初と見られる手縫い床が全て残っており、痕跡から南西八畳間と応接間は当初から一度も敷き方を変えていないとみられる。今回の調査によりこの4室には縁なし畳を用いていたことが分かったが、家相図では1・2階とも全て縁付き畳で描かれている。本節第1項で触れたように、この4室は天井など洋風要素と雰囲気を統一させるために縁なしの方が好都合であったと思われるが、縁のあるなしに関わらず家相図通りの敷き方を実施したことが分かる。

前の間では家相図の計画から階段位置などが少し変更されているものの、階段西側の1畳がなくなった分、押入をやめて1畳に置き換える変更のため、全体的な畳の合わせ方としては大きくはえていない。

南東6畳間は、若干の間取り変更がなされたが、畳の敷き方は家相図と同様である現状の敷き方の他に痕跡は見当たらない。従って、痕跡によって後世の敷き替えを正した結果、建設時に間取り変更した室以外は2階でも概ね家相図に倣って畳を敷いていたとみてよい。

以上を総合的にみると、家相図は1・2階とも平面的には和風の計画であるが、原則としてその計画に従って

建設しながら、2階は意匠や細部を部分的に洋風に置き換えている要素が多いため、和風を基調としながらも1階より折衷様式が強くなっているのが特徴といえる。

#### (4) 仏壇・神棚

##### (仮壇)

「家廟構ひ所の説」では、「祀堂へ、先祖の靈牌を安置し、朝夕香花を供ひ、恭敬礼拝し、先人考妣に奉事する所にして、人家に於て最も重んじ、尊崇を主として、祭るべき也」とされ、その場所は八方位で、

- ・乾隅で南向き、北位置で南北向、

西位置で東向き、艮隅で南北向

…吉

- ・南位置で北向き、坤隅で北向き

…大凶

とされている。

ツヅマは家相図からも分かるように1階平面の中央に設定されている。位置的には同説に該当する記述はないが、先述の通り、家の中央に配置する室の間取りとしては大吉の「金数」として1畳敷が設定されており、変更された畳の継ぎ間取り以外に元々凶の要素はない。仏壇の直上は2階「前の間」が位置するが、後述する神棚は2階室の下に設置すると大凶とされている。戸戸頼母は当然、先祖供養のための仏壇と神棚の違いをよく認識していたものと思われるが、ツヅマ天井解体調査の結果からは後述する神棚の場合のような凶回避措置は取られていないかった。

##### (神棚)

「神棚之説」では、神棚は間取りが多い家では寝所・居間を除く別間に設けることとされている。

祀りでいけない箇所は、

- ・往来から見える位置

・2階の下、低いところ、底の下

・仏壇と一所にすること

とされ、指図が付されている。(図4-3-2-16)



写真 4-3-2-7 2階西面窓  
(竣工)



写真 4-3-2-8 バルコニー  
(竣工)



写真 4-3-2-9 ツヅマ内観



(大黒天) (恵比寿) その1  
写真 4-3-2-10 ヒロマの神棚にあった大黒天・恵比寿

神棚の位置に関する解説は八方位で、

- ・乾隅の位置で南向き、北位置で南向き … 大吉
- ・寅、卯、辰巳、酉の位置 … 吉
- ・艮、坤隅の位置 … 大凶

と述べられているが、指図では西と東を2つずつに細分し10個の方位で示されている。

また、少し踏み込んだ説明として、乾隅の出張る所へ1寸6分四方の大黒天を祀るのは非常によい<sup>30</sup>、巽隅に弁財天（寸法の記述なし）を祀るのもよい、祀る場所がよくても門戸・入口・井戸・竈・仏壇に向かひ合う場合は凶などとされている。

家相図に神棚は図示されていないが、松城家1階で実際に設けられた神棚のうちヒロマのものは直上が2階の応接間となっており凶の配置となる。2階建の1階部分ではよほどうまく配置しないと神棚は設けられないことになるが、この神棚は当初からの構えであり、居間・寝間を除くと適切な場所はその辺りしかなかったためと思われる<sup>31</sup>。

ヒロマ神棚内部には小さな社や御札などとともに、大黒天1体と恵比寿2体の木造が安置されていた。当初からこの中にあったのかは不明であるが、大黒天の寸法を測ると、幅1寸4分・厚1寸1分・成2寸4分で、「1寸6分角」という記述にはある程度近い。家相図や相宅知天鏡で触れている弁財天は宅地内からは発見できなかったが、記述のない恵比寿が残っている。写真4-3-2-10・11に示すように大黒天・恵比寿セットで1寸6分角に近い民



図 4-3-2-16 相宅知天鏡「神棚之説」の指図  
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)



図 4-3-2-17 初当仏壇・神棚配置

芸品でも購入した上で、縁起物として恵比寿も一緒にしておいたと考えることもできる。特筆すべきは写真4-3-12・13に示す二重天井（当初）、神棚自体に天井板を張りながら、2階床板との間にもう1段の天井（1寸2分厚板）を設けていることである<sup>32</sup>。松城家建物の天井裏で二重天井を入れているのはこの神棚位置のみであり、相宅知天鏡では2階下に神棚がくる場合の措置などは述べられていないが、禁忌をやわらげ、凶相を回避する手段と考え

<sup>30</sup>先述の通り家相図で文庫蔵などにこの寸法の大黒天の記述がある。「鎮守記り所の説」では「神棚之説」と同様の考え方であるとしている。

<sup>31</sup>家相図の壁の敷き方を参考すると、居間・寝間とみなされないヒロマとホンゲンカンの2室のみが神棚を設置してよい室となる。仮にホンゲンカンを選んだとしても2階室の下の配置となり大差がない。

<sup>32</sup>ヒロマの天井板は神棚部分を含み全て後世に一度張り替えられているが、板の圧痕と釘穴より当初は神棚部分を含め一連の天井板を張っていたことが分かる。

られる<sup>33</sup>。神棚上天井梁に描かれた雲形絵様（墨筆書、当初）もこの措置の一種と考えられる。

主屋・付属棟に関する神棚はこのほかに、ドマ内部東面にある釜屋出入口（内部用）の内法上に当初より現存しているものがある。釜屋出入口上の神棚は、八方位で卯にあたる吉の位置にあり、構造的に、階下・底下でもなく往来からも見えず、仏壇との対面をかわす厳選された場所が選ばれており、宍戸頼母の家相論的にも問題がない。小さな社が2つ載っており、右のものは角釘を使った当初のものであるが、内部はいずれも空であった（写真4-3-2-15）。

釜屋内部では、柱痕跡より竈上に復原できる浅い棚があり、詳細不明であるが実用的にはほぼ使えない位置にあって、構造も簡素で大したものも置けないため、神像やお札などを置く目的で設けられた可能性がある。先述の

「竈主の説」では、「竈君ハ一家の最首、五行集會して、五味を調熟し、飲食を調へ、五臟を保護し、養生命の畫所、朝夕欠べからざる、人居の根元にして尊崇すべき所也」と竈の重要性を長々と説き、「灶神の尊むべきと知るへし」などともしているため、松城家の付属棟の中では最も神との関連が高い棟といえ、主屋取り付き側と室内部の2箇所に神棚があったとしても不思議ではない。内部の棚も神棚であったと想定したときの吉凶判断については、「神棚之説」で凶とされる“竈と向かい合う事”的解釈以外では、凶となる要素が全くない。竈の向きというのは微妙な表現であるが、先述の「竈主の説」の文意や家相図などから判断すると、炎の見える焚口のある方を正面としているため、竈後方上部に神棚があつても向かい合うことにはならず、結果としてこれも宍戸頼母の家相論には反していない据え方となる。

その他としては、ミセ1階東室の南東隅にも神棚と考えられる造作がある。「神棚之説」で説明されるように庇の下を避けると、この場所は主屋及び付属棟の中では最も南東隅にあたり、八方位では家相図・造構とともに巽（二十四方位では辰）となって吉の位置に該当する。従って、宍戸頼母の教えを受けて設置したとするとここに祀られていたのは弁財天であったと想像される。ミセ2階は内法高の低い化粧屋根裏空間で、番頭が寝起きした程度の質素な室であるが、写真4-3-2-16のように1階神棚の直上は天井（2階床）板を張らず煙出しのような箱状造作を2階床に



写真4-3-2-11 ヒロマの神棚にあった恵比寿その2（正面・上面）

台座上面左側の当たり痕は大黒天が欠失したのか。



写真4-3-2-12 ヒロマの神棚（建具と1階天井板解体状況）



写真4-3-2-13 ヒロマの神棚と直上2階のための禁忌回避措置

左：神棚上の二重天井、右：神棚直上天井梁に描かれた雲形絵様



写真4-3-2-14 釜屋出入口上の神棚（左）と内部復原棚（右）



写真4-3-2-15 釜屋出入口上の神棚詳細

<sup>33</sup>『神棚の祭り方と神社参拝の手引き』(矢部善三、会通社、1939年)では、一般的な習わしとして、神棚の真下が人の通路になるのは汚れやすいとして避けられている事。神棚を階下に祭るときはその真上に当たる箇所で草筋や書棚などを置いて人が踏まないように、それができなければ天井に並行しても1枚神棚の天井板をさし加えればよい事などが述べられている。現代の住宅事情では二重天井設置も難しい場合が多く、从店などで販売されている、「巽」や「天井」などの文字や絵を書いた紙を神棚上の天井に貼るのも一種の禁忌回避措置である。

取り付けている<sup>34</sup>。従って神棚の真上は2階自体が存在しないような造りになっているが、このようなことは2階室が重要でない場合のみ可能で、格式の大事な主屋では困難である。尚、「神棚之説」に弁財天の寸法に関する記述はないが、先述の通り家相図その1では南東隅の土蔵内部南東隅に「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」とあり、ミセ1階の神棚は棚板～天井根太の内法が9寸で計画されているため、仮に6寸5分という大きさを弁財天の成に適用させたとしても納まることがある。弁財天の幅に適用させたとしても座像であれば顔が隠れずに済みそうである。

その他、仏壇・神棚とは直接関連はないが、主屋2階北西十畳間に設けられた「隠し仏」と伝わる隠し祭壇が当初からある。特殊な構造で床脇丁字棚の張付壁を四周塗漆四分一ごと上にスライドさせると裏の空間が現れる(写真4-3-2-17中)。閉じれば他の壁と外観上区別がつかず、からくり壁のようなものである。この中に安置されていた像のひとつは松城家では「マリア観音」と伝わっている。

西国とも航路で繁がる通船業を中心とした商売を営んでいた松城家では、仏壇に先祖を祀り、神棚も別個に設け、さらにキリスト教まで信仰していたとしても不思議でないが、当時はまだ隠れキリシタンという背景色が強い<sup>35</sup>ため、この像が実際にマリア観音ということであれば、「隠し仏」として人目につかないよう配慮したという行為には納得がいく。

## (5) 主屋廻りの計画寸法

家相図には縮尺が併記されているが、相宅知天鏡を合わせても寸法の直接指定は非常に限られているため、原設計を具現化した際の基準や実施寸法はやはり遺構を計測すること以外に検証は難しい。計画をもとにした柱間寸法計画などの考察は本章 第4節 第2項で述べる。



写真4-3-2-16 ミセ神棚（竣工、修理前）は棚板欠失  
左：1階東室南東隅天井付近神棚と上部の堅穴。  
右：2階同位置にある箱状の造作（当初より残存）

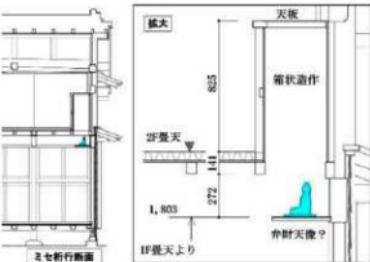


図4-3-2-18 ミセ神棚 当初復原断面図



写真4-3-2-17 2階北西十畳間の「隠し仏」

左：竣工トコ廻り、中：床脇裏の祭壇（株式会社ユー・エス・シー兼弘彰氏平成15年撮影）、右2枚：マリア観音像正側面)  
建物が平成18年に沼津市の所有となつたが、それまで祭壇に安置されていたマリア観音像・日蓮像ほか2体は、松城家ご子息が現在保管している。十字架を身に付けているわけではなく、子を抱いている表現なのかも微妙であるが、この像が口伝通りマリア観音に属するのかは今後の専門家の調査に委ねたい。尚、近隣市町村の函南町興聖寺にもマリア観音像が残り、町指定有形文化財に指定されているが松城家のものとは全く似ていない。

<sup>34</sup> ミセ1階では後に扉が裏に設けられ、その時に棚板を撤去し箱状造作の天板を何枚か外してこの装置を煙抜きとして使用し、ほど近い2階窓から排煙していたようである。その扉裏も修理前には既にふさがれており、神棚廻りの造作材としては天板5枚のうち2枚と棚板のみが消失した状態であった。

<sup>35</sup> 『キリスト教解禁以前一切支丹禁制高札撤去の史料論』、鈴江英一著、岩田書院、2000年。によれば、日本でキリスト教が解禁されたのは明治6年（1873）に五種の掲示のキリスト教禁制の高札が撤去されたことをもってする考えが多かったが、実際にキリスト教解禁が法的に保護されるのは、明治22年（1889）の大日本帝国憲法第28条で留保付きながら信教の自由が認められた時であるとされている。

## (6) 土蔵

家相図には東土蔵・醤油蔵に関する書込み文書情報がなく、土蔵であること、西面出入口に通り庇が描かれる程度以外は柱間の数なども不明である。文庫蔵も土蔵であること以外は詳細が不明であるが、先述の大黒天の記述以外に配置構成上、「文庫最大吉」と朱書きされている。北土蔵については柱間の数として桁行柱間の数：5、梁間柱間の数：2で、東西2室構成・真壁造であることがうかがえ、内部に「土蔵ナレハ／尚ニ大吉」の墨書きと「薪炭ハ不好」「味噌香ノ物／大吉」との朱書きがある。昭和戦頃のスケッチ（第5章 図版5-2-3）では西土蔵が既になくなっているものの、東土蔵に「貯倉」、その北に隣接する間に「醤油倉」、文庫蔵に「文庫倉」、北土蔵に「味噌倉」とそれぞれ書き込まれている。

相宅知天鏡「土蔵の説」では土蔵の位置について八方位で、

- ・乾隅、巽隅 …大吉
- ・北、南、西、東 …吉
- (東の場合は、同時に巽隅にもなければ「不好」)
- ・坤隅、艮隅 …大凶

と、位置ごとの吉凶を示し、規模（間数）については、

・東の蔵：	3・4・5・6	…吉
	1・2・7・8・9・半 (0.5) の数	…凶
・巽隅の蔵：	3・4・5・6	…吉
	1・2・7・8・9・10	…大凶
・南の蔵：	3・4・5・8	…吉
	1・2・6・7・9・10	…大凶
・西の蔵：	1・2・6・7・8・9	…吉
	3・4・5	…大凶
・乾隅の蔵：	1・2・6・7・8・9・10	…吉
	3・4・5	…大凶
・北の蔵：	4・5・6・9・10	…吉
	3・7・8	…不好

としている（節末「補説9」参照）。

文庫蔵については前出の図4-3-2-5にも示す通り、宍戸領母の建築配置計画では、主屋北西（乾隅）に近接しておくことを趣形のひとつとしており、家相図の通りの位置に建設されているが、かつて存在した西土蔵も宅地配置的に乾隅であり、同説によると大吉であったことが分かる。

東土蔵は宅地南東（巽隅）に建設され、大吉の配置であることが分かるが、かつて存在した醤油蔵（東の蔵）も同説の記述通り東土蔵とセットで建てたことによって吉であったことが分かる。

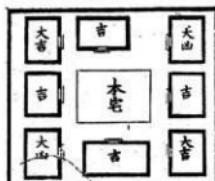


図 4-3-2-19 相宅知天鏡「土蔵の説」の指図

（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）  
他の指図と同様に考えると上が南北を示す。

表 4-3-2-2 土蔵寸法比較表（出入口庇等は含まない）

区分	部位	文庫蔵	東土蔵	北土蔵
造構	桁行柱間の数	5	8	8
	梁間柱間の数	4	6	3
家相図 (計測)	桁行柱間寸法 (1間=6尺換算)	15.00 尺 (2.50 間)	24.00 尺 (4.00 間)	30.00 尺 (5.00 間)
	梁間柱間寸法 (1間=6尺換算)	12.00 尺 (2.00 間)	16.68 尺 (2.78 間)	11.70 尺 (1.95 間)
中農家 吉相の図	桁行柱間の数	表現なし	表現なし	5
	梁間柱間の数	表現なし	表現なし	2
中農家 吉相の図	桁行寸法一分寸計測 (1間=6尺換算)	15.18 尺 (2.53 間)	29.42 尺 (4.90 間)	29.94 尺 (4.99 間)
	梁間寸法一分寸計測 (1間=6尺換算)	11.50 尺 (1.92 間)	18.14 尺 (3.02 間)	11.51 尺 (1.92 間)
中農家 吉相の図	桁行	2.50 間	4.00 間	6.00 間
	梁間	記述なし	3.00 間	記述なし

誤差1寸以内の関係

誤差2寸以内の関係

北土蔵については、家相図では土蔵である必要はないことが示されるものの、「土蔵ナレハ／尚ニ大吉」を受けたのか土蔵として建設され、配置も吉となっている。

同説で土蔵の規模を示す「間数」は、相宅知天鏡全体の意象からすると柱間の数ではなく、1間=6尺とした実寸を示すが、遺構との比較表を表4-3-2-2に示す。

家相図では土蔵の大きさを示す書き込みが不足しているが、文庫蔵・東土蔵に関しては相宅知天鏡「中農家吉相の図」（前出図4-3-2-5左）に書き込まれた大きさを意識したような寸法の現れ方をしている。一方で、家相図の作成精度・紙の伸縮・計測誤差を承知で紙面上の計測してみると、北土蔵は家相図に描かれる規模を実現させたようになる。建設時には、家相図や相宅知天鏡など宍戸領母の指図・判断を参考にしつつ、宅地のスペースを勘案して実施の大きさを定めたものと思われる。同説では北の蔵に関する「2間」の大きさについての判定が示されず不明な点も残すが、それぞれの遺構寸法が近似する整数値の間数で規模を表現すると、文庫蔵：2.5間×2間、東土蔵：4間×3間、北土蔵：5間×2間となり、凶の変更や調整は行われていないことが分かる。

## 第3項 門・棟札の吉寸考察

### ①概要

相宅知天鏡ほか、宍戸頬母のその他家相書、及び他者の一般的な家相書の内容には、方位や形態・数を主とした説明が多く、具体的な寸法指定は少ない。家相家がわざわざ指示する寸法指定にはその背景を検証する必要があるが、本項では松城家の建設に関連するもののうち、家相論として明らかに「吉寸」・「凶寸」の考え方寸法決定の背景に存在するとみられる項目について検証する。

### ②門の大きさ

#### (1) 家相書の規定

前項では門の配置について、宍戸頬母の家相図及び相宅知天鏡をまじえた遺構検証を行った。同書「門戸の説」では、門戸の方位配置の吉凶解説のほかに、大きさの設定に關しても記述があり。

「門を建てるにハ、堅ハ星尺にて吉寸を撰ミ、横ハ八卦尺にて吉寸を定むべし」とされている。

大きさは「吉寸」という抽象表現であり、「星尺」・「八卦尺」という寸法体系の具体的な説明も同書には示されていない。相宅知天鏡以前の他の家相書でも、門戸は吉寸を用いて寸法を定めるものとの解説が散見されるため、家相判断として門戸の吉寸設定は定法のひとつであったとみられる。星尺と八卦尺の解釈上の手がかりとできる史資料を以下に数例示す。

#### A. 家相図説大全

(松浦久信(東翁)著、享和元年(1801))

「門戸尺法」と題して詳しく解説されており、

「門戸を開く事、星尺法の辨へあり其法に曰、門戸を造る事宜く子細にすべし。吉星の寸に遇ときハ吉なり、凶星の寸に遇ときハ凶く。禱福の由來半ハ門に在り云々。然に尺法二例ありて一ハ、門戸の堅を量る星尺、是之一ハ、同横を量る八卦尺。是の各其法寸尺一尺二寸をもって一准とし八節に分て吉凶を論ず。(後略)」

とある。門戸の高さ方向は星尺による吉寸を、幅方向は八卦尺の吉寸をそれぞれ用いて大きさを定めるという内容は相宅知天鏡と同様である。

家相図説大全では星尺と八卦尺がそれぞれ図示され、共に1.2尺を8等分した1.5寸が1つの寸法単位となっていることが分かるが、吉凶の配列が両者で微

妙に異なり、星尺で吉寸であるものが八卦尺では凶寸となったり、その逆となるものもある。

また、「星尺」・「魯般尺」<sup>36</sup>・「周尺」・「唐尺」は同義であるなどとも解説を加えている。

門戸の堅方向の大きさをとる星尺は、同書の指図で「魯般尺法」として解説され、横方向の大きさをとる八卦尺は、「八卦尺法」として解説されている。

1~8までの数値には、以下の配列が示されている。

魯般尺法：財・病・離・義・宦・劫・害・吉

八卦尺法：坎・艮・震・巽・離・坤・兌・乾

魯般尺法の吉寸は、財・病・義・宦・吉の4つでそれ以外が凶寸、八卦尺法の吉寸は、坎・震・巽・坤・乾の5つでそれ以外が凶寸と示されており、同書の魯般尺法では、「一、二、・・・八」には「財・病・・・・吉」、「坎・艮・・・・乾」がこの並び順にそれぞれ配当されている(図4-3-3-1 参照)。

具体的な吉寸のあて方としては、門戸の「開」、即ち開口部の堅内法と横内法を対象として、星尺あるいは八卦尺をあてること、1尺2寸を超える長さをとる場合には、「一准」(=1尺2寸)を繰り返しあてて、対象寸法の終わる位置の吉凶をよむともしている。

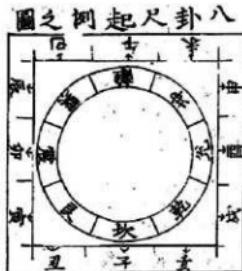


図4-3-3-1 家相図説大全「八卦尺起例之圖」

(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

後天(文王)八卦の序列、即ち坎(=子)を用いている。坎より始まり、時計回りに読んだ八卦の並びを「八卦尺」としている様子が分かる。

<sup>36</sup> 魯般尺は、現代の日本でも曲尺の長手内側目盛につけられた吉寸として名残を残すが、1.2尺を8等分してその1.5寸ごとに、「財・病・離・義・宦・劫・害・吉」を割り振り、「財・病・義・宦・吉」が吉寸とされている。建築大辞典(第2版、彰国社編)によればこれらは同義であるが、魯般尺=門尺(もんじやく)とし、さらに「唐尺」、「星尺」とも同義としている。さらに、江戸時代、魯般尺は実際には明時代の營造尺(工匠用尺)を指していたという。

## B. 『家相秘伝集』

(松浦琴鶴著、天保 11 年(1840))

家相秘伝集中の「門口家の入り寸・尺吉撰の辨」において、門口の堅横の幅を「天星尺」で吉凶を決めるとしている。日本における從来の家相書で見られた星尺(魯般尺)が 1.2 尺を 8 等分したものであったのに対し、9 寸 6 分を 8 等分した 1.2 寸が 1 つの寸法単位となる「天星尺」を用いている点が大きく異なっている。安田徹也氏の研究報告<sup>37</sup>によれば、この「天星尺」は同書で初めて提唱され、これ以降の家相書の殆どがこれを採用しているという。指図には「裏」面と「表」面が示されており、このうち「裏」面のものは、寸法体系以外は、A. 『家相図説大全』の魯般尺法とほぼ同様である。

財・病・離・義・官・劫・害・本

とされているが、最後の文字が「吉」ではなく「本」

となっている点が異なる。「表」面には、八卦も配当されているが、魯般尺との配当が A. 『家相図説大全』とは異なる。

「表」面には「裏」面の「財・病・離・義・官・劫・害・本」がそのまま文字として移っており、吉凶を振り分けると「裏」面に合うと考えられるため、裏表で吉凶の序列が変わらないこととなり、「表」面の存在意味は不明である。この場合、八卦の吉寸は、兌・巽・震・乾の 4 つでそれ以外が凶寸となる。

同書では門の堅横の幅をともに「天星尺」を用いるとしており、八卦尺には触れられていない一方で、八卦が割り振られていることは紛らわしいが、吉凶に関する寸法体系は 1 種類しかない。

## C. 『家相新編』

(尾島頤聞著、明治 34 年(1901))

尾島頤聞は、尺度による吉凶判断自体を不合理とし

## A. 『家相図説大全』の記述・指図を元にした寸法体系図(1.2 尺を 8 等分)

一丈一尺								一尺二寸		一寸五分	
八 齐 七 寅 六 鼠 五 戌 四 申 三 戌 二 戌 一 鼠								八 齐 七 寅 六 鼠 五 戌 四 申 三 戌 二 戌 一 鼠		八 齐 七 寅 六 鼠 五 戌 四 申 三 戌 二 戌 一 鼠	
(=「星尺」)								(=「星尺」)		(=「星尺」)	
八卦尺法								一 戌 二 鼠 三 戌 四 申 五 戌 六 鼠 七 寅 八 齐		九 沢 十 亥 十一 戌 十二 未 十三 戌 十四 未 十五 戌	

## 『家相図説大全』

松浦琴鶴著、天保 11 年(1840)  
門戸の寸の取り方：堅横と「天星尺」による。  
八卦尺の取り方：堅横は「魯般尺法」、横は「八卦尺法」  
八卦尺は、後天(文王)八卦の序列为次(=北)より開始  
(=1)して時針通りに並べたものとなっている。

## B. 『家相秘伝集』の記述・指図を元にした寸法体系図(0.96 尺を 8 等分)

一尺六寸								一寸五分		一寸一分	
天星尺 「表」								天星尺 「表」		天星尺 「表」	
八卦尺 「裏」								八卦尺 「裏」		八卦尺 「裏」	

## 『家相秘伝集』

松浦琴鶴著、天保 11 年(1840)  
門戸の寸の取り方：堅横と「天星尺」による。  
※「天星尺」の「表」面が今までの魯般尺に相当する。  
※「天星尺」の「裏」面には、八卦も配当されており、魯般尺と八卦の対応を示すようであるが、「裏」面の魯般尺がそのまま移ってきていたるため、吉凶もそれに支配されると考えると、八卦の併記意味はよく分からぬ。

## C. 『家相新編』の記述・指図を元にした寸法体系図(0.96 尺を 8 等分)

一寸五分								一寸一分	
天星尺								天星尺	
八卦尺								八卦尺	

## 『家相新編』

尾島頤聞著、明治 34 年(1901)  
門戸の寸の取り方：堅横と「魯般尺法」、横は「八卦尺法」  
尾島頤聞は尺度による吉凶判断自体を不合理的としており、  
専門的の儀として示すところであるが、「裏」面の魯般尺がそのまま移ってきていたるため、吉凶もそれに支配されると考えると、八卦の併記意味はよく分からぬ。

## D. 「魯般尺」の報告例を元にした寸法体系図(1.44 尺を 8 等分)

一寸四分								一寸一分	
魯般尺 「裏尺と裏定尺」								魯般尺 「裏尺と裏定尺」	
八卦尺								八卦尺	

※八卦尺については解説がなく不明。

図 4-3-3-2 各家相書等にみられる魯般尺と八卦尺(原史料指図より起こし、吉寸とうかがえるものには網掛けを補記。)

表記方法は原文のままとしたが、C. 『家相新編』の「天星尺」・「八卦尺」は縦書き表記であったため 90 度反時計回転して作図。

<sup>37</sup> 「文献からみた魯般尺」、『竹中大工道具館研究紀要 第 29 号』、安田徹也、公益財團法人竹中大工道具館、2018 年。同研究では、魯般尺に関し「最古の文献は中国宋代の『事林廣記』、それに次ぐのが元代の『居家必用』である。何れも 1 尺 2 寸を 8 等分し「財病離義官劫害吉」の八字を配当する。現在と同形式の魯般尺を載せており、これが日本の魯般尺のルーツとなったと思われる。」としている。また、魯般尺の記述がある最初期の家相書は天明 3 年(1783)成立の足田慶明『家相秘傳』という。統いてが、本文中に示す『家相図説大全』であり、「基本的にこれは『居家必用』を典拠としたとみられ、門戸を作る時に使うとするが、大きくなるのは魯般尺を使うのは開口部の縦の長さで、横の長さには「八卦尺」という別の尺度を使うとする点である。」と述べられている。

否定的な立場を取りながら、家相新編中の「破邪辨第二（疊數間尺吉凶ノ説を辨ズ）」において、門戸の寸法に適用する当時の例を示している。

その概要を示すと、門戸の堅方向の吉寸は、B.『家相秘伝集』の「天星尺」と同じものを挙げ、9寸6分を8等分する寸法体系を示している。また横方向に用いる吉寸は、A.『家相図説大全』と同じ八卦尺の配列を、9寸6分を8等分の寸法体系によって示し、「天星尺」、「八卦尺」と題してそれぞれ図示している。

八卦尺に関する吉凶は示されていないが、A.『家相図説大全』の星尺（<sup>星</sup>星尺）及び、八卦尺の序列と同じものをそれぞれ引用しているため、八卦尺の吉凶も家相図説大全に合うものと思われる。

また、「天星尺」、「魯般尺」、「周尺」、「唐尺」は同義であるなどともしている点はA.『家相図説大全』と同様である。図示される配列は以下の通りである。

天星尺：財・病・離・義・官・劫・害・本  
八卦尺：坎・艮・震・巽・離・坤・兌・乾

#### D. 「魯般真尺」の解釈（研究報告）

又吉光邦氏の研究報告<sup>38</sup>によれば、中国明代に編著されたという「魯班經」<sup>39</sup>に記述された「魯般真尺」の内容や、沖縄に現存する魯般尺の検証などにより、曲尺1.44尺を8等分することにより、「（魯般尺の）1寸は（曲尺の）1.8寸」という内容が一致すること、門戸への使用例の存在などが示されている<sup>40</sup>。

同研究報告に八卦尺に該当するものは見当たらないが、宮良殿内に現存する魯般尺について1~8までの数値には、以下の配列が示されている。

魯般尺：財・病・離・義・官・劫・害・本

また、魯般尺の吉寸は、財・義・官・本の4つでそれ以外が凶寸とも示されている。

安田徹也氏の研究報告<sup>41</sup>によれば、この曲尺1.44尺を8等分する寸法体系は、日本では普及しなかつたが、中國や沖縄ではこの形式のものが普及したとされている。

以上のように、星尺（=魯般尺）の寸法体系は時代や流派、地域の違いなどにもよって異なるものと思われるが、単位となる8個の文字はほぼ同じであり、それぞれに対する吉凶の配当も一致していることがうかがえる。

#### (2) 遺構の検証

相宅知天鏡以前に宍戸頼母が著した『家相方位指南』（天保6年（1835））でも門戸の寸法について記述があるが、表記は簡潔で「又門戸の開きたてよことも吉寸を撰むへし」との記述があるのみで、星尺・八卦尺の別が念頭にあったものかどうかは特定しがたい。但し、宍戸頼母が重要視する家相論には、由来や考え方を併記する傾向があるため、詳細が示されない以上は、おそらく通例や他者の家相書などを参考に示したという意味合いが強く、簡単に触れる程度で済ませたものと思われる。

相宅知天鏡以後に宍戸頼母が著した『家相便覽』（明治14年（1881））は、相宅知天鏡を再編したものであり、門戸大きさの記述もこれと全く同じである。

先述した安田徹也氏の研究を参考にすると、家相方位指南が書かれた時期の魯般尺は、従来の、1.2尺を8等分する方式であったと考えられるが、相宅知天鏡が書かれた時期や松城家の建設時期は、B.『家相秘伝集』の「天星尺」が既に提唱されているため、新式である、9寸6分を8等分する方式に宍戸頼母が切り替えていた可能性もある。一方、八卦尺については他の家相書や既往の研究によっても記載例が乏しく不明な部分が多いため、史料としてははっきり存在と内容がうかがえるA.『家相図説大全』及びC.『家相新編』の八卦尺に示される文字と吉凶の序列によるもので検証する。

宍戸頼母が採用した星尺と八卦尺の寸法体系がどのようなものであったのか、また、松城家の建設でそれが反映されていたのかも含めて検証するため、以下のように寸法体系を3タイプに場合分けして遺構の検証を行う。

【その1】：1.2尺を8等分

【その2】：9寸6分を8等分

【その3】：1.44尺を8等分

松城家では南正面にある門が検証対象となるが、吉の寸法が適用されているとすれば、2本の石造門柱周りの内法が該当するものと考えられる。松城家が廻船業を営んでいた頃は門前には港から繋がる川が流れしており、当初の門構えは開口上に欄などの横材がない開放構造として門柱に内開きの扉を取り付ける形式であった。家人に伝わる話としては、川から直接物資の荷揚げ・搬入に際して背の高い荷物を運び込むのに支障がないよう、門柱には欄がないのだという。

<sup>38</sup> 「宮良殿内にある魯般尺と三線尺」『産業情報論集』、又吉光邦、Vol.10(No.1)、2013年

<sup>39</sup> 現代日本の風水学や販売されている魯般尺は、「魯般真尺」のような（1.44尺8等分）を採用するものが殆どのようである。

<sup>40</sup> (前掲注37)「文献からみた魯般尺」『竹中大工道具館研究紀要 第29号 2018年』、安田徹也、公益財团法人竹中大工道具館

従って門の開口として、高さ方向については門柱上部に横材がなく、「開」の区画が不明なため、吉寸設定の対象外であったとも考えられるが、仮に門柱頂部あるいは門柱付近の石碑上端をそれぞれ「開」の区切りと想定して<sup>11</sup>参考的に検討した。(図4-3-3-3、図4-3-3-4)

これによれば、松城家の門周りの建設に、相宅知天鏡に示される「星尺」及び「八卦尺」が持ち込まれていたとすると、考え得る3タイプの寸法体系のうち、

【その2】: 9寸6分を8等分

【その3】: 1.44尺を8等分

の2つの可能性がうかがえる。遺構の数値的検証はデリケートなものであり、総合的には次頁で棟札寸法の検証を行った上で改めて考察を加えることとする。

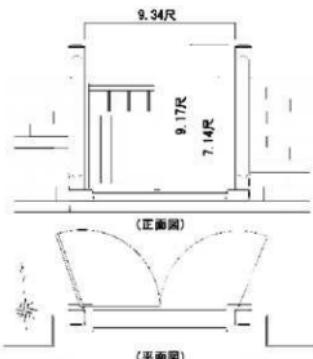
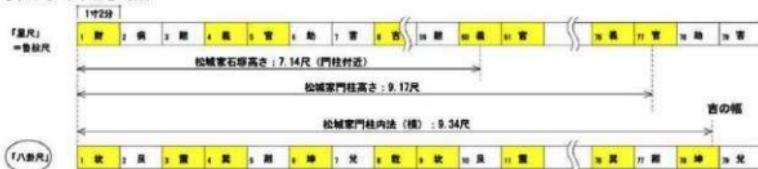


図4-3-3-3 松城家門廻り寸法当初推定図

【その1】(1.2尺を8等分)



【その2】(9寸6分を8等分)



【その3】(1.44尺を8等分)



図4-3-3-4 松城家門内法寸法と吉寸の検証 (網掛けは吉寸を示す。□で囲ったものは幅方向が吉寸となるもの。)

<sup>11</sup> ほかにも、扉の上端を高さ方向の区切りと想定できるかもしれないが、扉は後世に引戸構えに変更されており、写真復原の精度の問題で寸法検証は困難である。

### ⑤棟札の表記内容と寸法

松城家の棟札は、宍戸頼母の『家相道しるべ』<sup>42</sup>（図4-3-3-5）に記載された指図内容に酷似している。「檜木にて造り」、寸法は「長一尺二寸六分 幅四寸六分 厚さ六分」との指定があり、松城家の棟札実測値（383×138×18）と一致し、材種も桧である。

家相道しるべに記載されている指図は、自らが指定する寸法よりも縦に細長い比率で描かれているが、寸法通り造られた松城家の棟札は写真4-3-3-1のようになる。

また、棟札の記載内容は以下の通りである。

（表面）

岡象女神 工匠上田儀兵エ吉久敬白

：奉上棟大元尊神家門長久守護所

五帝龍神 當主松城兵作藤原忠欽言

（裏面）

明治六癸酉西六月廿六日癸卯吉祥

上棟日付の明治6年6月26日は、年干支は合うが日本干支は実際には己酉で合わない。指定時の調査では、「明治6年6月に癸卯の干支を求めるとき6月20日で、これは旧暦5月26日にあたり、何らかの誤謬があったものと推定される。」と指摘されている。

#### （1）記載内容の検証

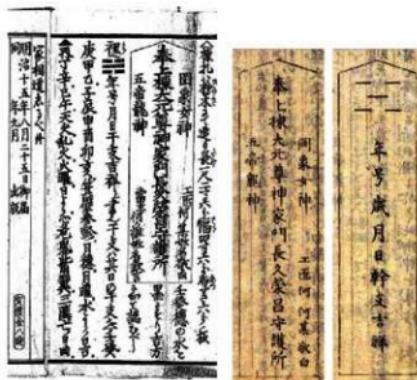
松城家棟札表面頂部に付された「巳」の存在のみが指図と異なるが、佐藤正彦氏の『天井裏の文化史』<sup>43</sup>によれば、この記号は符の一種で四天王を表すという。

但し、宍戸頼母の相宅知天鏡には四天王は登場せず、四神と、その重要性<sup>44</sup>を述べているので、このケースでは四神と解釈するのが妥当であろう。「岡象女神（みつはのめがみ）」、「五帝龍神（ごていりゅうじん）」とは水や防火・鎮火の神であり、家屋に火災が起きず安泰を願う表れである。裏面頂部にある「巳」は易における8つの基本圖像「八卦」のひとつ「坎（かん）」であり、水の意味がある<sup>45</sup>。「巳」は同研究によれば、19世紀以降の棟札に限って登場するという。家相道しるべでは棟札裏面の指図はないが、文面で「巳 年号 月日 干支 吉祥」と書くよう細かく規定している。

家相道しるべの棟札指図にはさらに源典と思われる指図が存在し、『匠家故実録』（松浦久信（東鷹）、享和3年



写真4-3-3-1 主屋棟札（左：表、右：裏）  
（沼津市所蔵）



『家相道しるべ』の記載

図4-3-3-5 松城家棟札の源典と考えられる形態図

（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）

『匠家故実録』の指図

<sup>42</sup> （前掲注17）『家相道しるべ』（明治15年（1882））についての詳細は不明であるが、冒頭に「宍戸先生講義」とあることから聽講した門下生あるいは同業者などであった手塚幸七が、内容を編集して発行したものと推察される。

<sup>43</sup> 『天井裏の文化史—棟札は語る』、佐藤正彦、講談社、1995

<sup>44</sup> 「四神相応の説」。中国風水に源流があり、土地に関するもので京都に相応しい最上の地勢とされる。相宅知天鏡では、東の青龍は流水、西の白虎は道路樹木、南の朱雀は汚池田野、北の玄武は山岳丘陵を好み、そのように囲まれた地に居住すると富貴栄昌・福壽延長と説明される。

<sup>45</sup> 『匠家故実録』で「巳」の説明として、「水の畫なり 鎮火災を念じて書すべし」とある。

(1803) に非常によく似た図が掲載されている。著者の松浦久信（生没年不詳）は穴戸頼母に先行する著名な家相学者で、著書の「匠家故実録」には地鎮祭や上棟式など大工儀礼を中心に細かく説明されている。佐藤正彦氏はこの書が出されて以降、**「二寸」** が棟札に見られるようになつたと関連付けている<sup>16</sup>。

松城家の棟札と家相道しるべをさらに子細に観察すると、家相家ならではのこだわりや縁起かつぎを想起させる部分が目立つ。本縁から外れるため、節末「補説 10」でまとめる。

匠家故実録の棟札指図は裏面も図示されており、材種は桧と指定するが、寸法については、「上下を星尺魯般尺法の吉寸に倣て作るべし」と指定するのみで、具体的な数値指定がない。

松浦久信は、先に門戸の大きさの検証で挙げた、A.

『家相図説大全』（享和元年（1801）の著者でもあり、匠家故実録にも記述される「魯般尺法」は、同様に 1.2 尺を 8 等分した寸法体系によるものと判断できる。

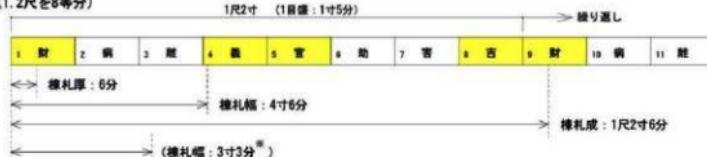
棟札の吉寸について具体的に解説されている文献は極めて少ないが、穴戸頼母の家相道しるべが匠家故実録の棟札指図を典拠としていると考えられることから、吉寸の設定としても、魯般尺（星尺）を用いることを規範としていると思われる。

## (2) 棟札寸法の検証

相宅知天鏡その他、穴戸頼母の主な家相書には棟札の詳細記述や魯般尺（星尺）などの具体的な解説はない。前述の通り、家相道しるべでは棟札寸法に具体的な実寸を示しているが、「匠家故実録」のように吉寸という考えが背景にあってのことと考えられる。

但し前述の通り、魯般尺の寸法体系の可能性が 3 例あ

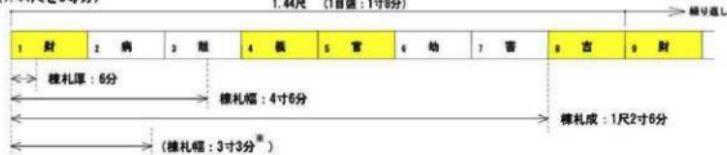
【その 1】(1.2 尺を 8 等分)



【その 2】(9寸6分を8等分)



【その 3】(1.44 尺を8等分)



\* 棟札成を 1 尺 2 寸 6 分 とし、幅を『家相道しるべ』の指図の比率に合わせたもの

図 4-3-3-6 松城家主屋棟札の魯般尺吉寸の検証（網掛けは吉寸を示す。○で囲ったものは棟札寸法が全て吉寸となるもの。）

<sup>16</sup> (前掲注 43)。『天井裏の文化史一棟札は語る』。この文献の中で、鈴木重春著『大匠手鑑』（享保 6（1721））などでも棟札の実寸規定がなされていること、匠家故実録に示される、棟札に対する魯般尺の記述にも触れられているが、九州を中心とした多数の棟札実測検討の結果、多くの棟札は厚さ以外の点では必ずしも吉寸で作成されているとはいえないと報告されている。

る中で、松城家棟札が何を規範としていたのか検証するために作図したものを図4-3-3-6に示す。これによると、棟札の成・幅・厚さの3つ全てが吉寸となるのは、

### 【その1】：1.2尺を8等分

の場合のみであることが分かる。

家相道しるべが編集された年代である明治15年

(1882) 及び、その10年ほど前の松城家建設時に用いられた魯般尺の寸法体系には、既に家相界に普及していた新式(9寸6分を8等分による)を用いなかったことになる。

先述の通り、松城家主屋棟札は、家相道しるべに示された指図よりも成の比率が小さく、ずんぐりしたプロポーションになっている。仮に棟札成を1尺2寸6分に合わせた上で、指図の図柄比率に合うような細長い形状に作ったとすると、幅は3寸3分程度となり、(1.2尺を8等分した場合の)魯般尺では寸内にあたる「離」となる。宍戸頼母がこれを嫌って、次の吉寸目盛り「義」に入れるよう、幅を1目盛り程度大きくし、4寸6分と定めたとも考えられる。おそらく宍戸頼母としては、家相道しるべの指図は内容を示す雰形程度として用いる一方で、指定する実寸には予め吉凶の確認を行っているはずである。これらの棟札実寸は、住宅普請の設計を依頼される度に宍戸頼母が常用していた定型寸法であった可能性もあるが、松城家の他に彼が関連した棟札が今後発見され、検証されることを期待したい。

### ④門・棟札の吉寸に関する総合考察

門戸の大きさを定める際に、開口部の横幅決定に使用するという八卦尺については不明な点が多い。

先述した安田徹也氏の研究に示されるように、1.44尺を8等分する魯般尺の形式が日本では沖縄以外にあまり普及しなかったことを踏まえると、図4-3-3-4に示したように横幅が吉寸となっているのは偶然と捉え、この方式が採用された可能性は除外するのが無難と思われる。そうすると、門戸の大きさの定め方は、図4-3-3-4では【その2】に該当するが、この場合は、開口部の堅寸法を、基礎石へ門柱上端または、基礎石へ石碑上端のどちらに想定しても吉寸になる。

松城家の門の建設時に吉寸の概念が適用されたならば、従来のような、1.2尺を8等分する魯般尺(星尺)に代わり、家相秘伝集で提唱された新式である9寸6分を8等分する魯般尺(天星尺)を用いていたことになる。これは、棟札の寸法決定に用いたと思われる魯般尺の寸法体系とは異なるが、安田徹也氏の研究を参考とす

ると、棟札の寸法決定方式の方が時代に逆行しており、宍戸頼母が古式を採用していたことになる。

『ものと人間の文化史 「ものさし』』<sup>47</sup>によれば、江戸時代のある時期以降は、日本の寸法に対する魯般尺の入れ方は、表目の1.2尺を8等分した「財・病・離・義・官・劫・害・吉」であるという。先に示した安田徹也氏の研究では、文献に登場する魯般尺(星尺)として、『家相秘伝集』(天保11年(1840))で提唱された「天星尺」(寸法体系は9寸6分を8等分)が、これ以降の家相書の殆どで採用されているとなっているが、一方で寸法には依然、従来のような1.2尺を8等分した寸法体系の魯般尺が残った結果、寸法1本で作れるような棟札の作成に用いる吉寸は、慣用的に寸法の魯般尺を用いて決定されたことが想起される。

以上を踏まえ、松城家の門・棟札における吉寸の設定について、本検証の範囲では以下のように解釈する。

#### (門の大きさ)

多くの家相書に示されるように、門戸の開口寸法を吉寸で定めることは重要な項目のひとつであったと考えられ、松城家でも適用されたと思われる。宍戸頼母が実寸を指示したかどうかは不明であるが、相宅知鏡に示されるように、堅寸法は「星尺」、横寸法は「八卦尺」として、當時普及していた寸法体系(9寸6分を8等分)を用いて建設されたと思われる。

#### (棟札の寸法)

棟札の寸法は、松城家建設時期より後年の、家相道しるべで記載された寸法と同じに作られている。寸法は、家相書などの文献資料の傾向からすると、古式である1.2尺を8等分した魯般尺によるものである。これは、寸法などに名残を残す寸法体系として、実際にものを作るとときに使用された例を示すものと思われる。

「匠家故実録」は当時の大手出版元であった須原屋が版本を出していることから広い地域に流布していたことは容易に推察され、宍戸頼母もこれら先学の影響を受けた家相学の習熟・改良を加え、指示する吉寸を雰囲的に定めていた可能性が指摘できる。

松城家大工棟梁の上田儀兵衛が宍戸頼母の教えを意識して棟札を作成したことは明らかであるが、大工教科書的に身に付けていたのか、宍戸頼母を崇拝して松城家普請では特にこれに倣ったのか、あるいは倣うよう指示があったのかは不明である。但し、大工にとって重要な存在であるはずの棟札を雰囲に倣っていることは事実で、当時の社会背景を示すもののひとつと思われる。

<sup>47</sup> 『ものと人間の文化史 「ものさし』』、小泉製装勝、法政大学出版局、1977年

## 補 説

第2項・第3項では、あくまで宍戸頼母の家相論に明記された、あるいはそれから容易に展開できる吉凶判断（一義的解釈）を中心に、松城家建物の計画～建設に関する検証を行った。松浦琴鶴による先述の『家相秘伝集』には、”地形宅舍内外の調度品や疊の間取りに至るまで全て吉相のみ揃えた家はかつてない。「三吉七凶」の如きは凶相とすべきものだが、もしもその三つの吉相が重大で、七つの凶相が些細である場合は当然凶相とし難い。様々な理屈や揃るがない点をもって相を定めるべきである。”という内容が記されている。

相宅知天鏡に登場する凶表現を取り上げても、重大な凶のひとつである「短命夭死」と、小難である「口舌」との間には、確実に軽重の差がある。前段の検証ではこの軽重を無視した上で、例えば宍戸頼母の記述や指図から一義的に読み取れる“凶”あるいは“後に凶”などの表現を拠り所として単純に「凶」に分類したが、そもそも判断の起承転結がはっきり示されない場合の多い家相書の性格上、行間を読んだり、他者の家相論を参考にして解釈・想像を加えるなどしなければ、家相家や施主の判断過程を想像することが難しい。普請の際に施主の満たしたい要求が、ある家相論では凶に分類されたとき、その要求を是とする別流派家相書でも見つかれば、喜んでそちらを採用することもあったかも知れない。

この「補説」では先述の検証の中で、特に凶要素が可能性としてみえたケースを中心に、推論や、近い時代の他者の家相論なども交えた二義的解釈を加え、検証を深めることを目的とする。第2項要所の文末に示した、(節末「補説〇〇」)は、以下番号に対応している。

### 1. 磁北と真北

相宅知天鏡及び、当時その他一定の家相者の方位規定では、大部分が八卦（八方位）での吉凶判断のみでこと足りている（そうでない家相書も多い）。宍戸頼母の家相論では、便所・風呂を不浄のものとして例外的に十干の方位をベースに配置するよう述べているが、特に便所などは人宅に欠かせない重要なものでありながら、臭気や衛生面などから厄介な存在と捉えられている。十干のうち、戊・己の2つは方位盤では中央に入れられる習わしで、残り8つ（甲・乙・・・）は図版-補1のように「八卦正方位の方位と、十二支を避けるように」（「浴室の説」と「毛團吉凶の説」）との観念通り、これらの間を繋ぐ位

置に入っている。即ち、便所配置など微妙な方位取り規定を網羅する上でも二十四方位の使用は好都合といえるが、この場合ひとつの分割角が $15^{\circ}$ という小さな範囲であるため、家相判断にとって重要なかつデリケートな方位取りについて、常に磁北が変化する中での磁石の採用は望ましくないということになる。

（一社）日本地図センターが示す偏角変化図<sup>48</sup>によれば、東京地方では1660年頃に東偏角が最大で、1800年頃にはほぼゼロとなり、現在では逆に西偏しているが、この360年ほどで丁度 $15^{\circ}$ 程度ずれてしまっている。相宅知天鏡などが江戸期の性格を示す家相書であるのに対し、明治以降の地理・天体学の進歩による知見発達の目まぐるしい中、尾島頼聞が科学的な視点をもって磁石の使用を批判しているわけであるが、家相が本格的に論じられるようになったのはせいぜい18世紀末以降のことであり、そこからの変化としては $7^{\circ}$ 程度のずれであつて、現在はまだ最盛期の家相家判断結果が特に狂うとう時期には達していない。

### 2. 西の池

方位（位置）に対する事物の吉凶判断は、宍戸頼母以前にも多くの家相家によって論じられているが、八卦が象徴する八方位に五行を配当し、種々をまた五行にもなぞらえ、その「相生」「相尅」の関係を「吉」「凶」と結論づけることを判断手法としているケースが多く見られる。大きな部分では先述の疊数相互の吉凶判断と同様の理屈である。

相宅知天鏡に記載された、数・八卦・五行など配当表を図版-補2-1に示すが、自らの判断根柢の基本要素を自著で露呈している状況である。これをみると、例えば数と八卦の対応は「先天八卦（伏羲八卦）」の次序に倣い、方位と八卦の対応は「後天八卦（文王八卦）」に倣い、人位・身体は「説卦伝」（十翼のひとつ）などを規範とし、陰陽五行思想を絡めるなど、いずれも紀元前の昔から中国人が長期間をかけて解釈・研究してきた哲学のような



図版-補1 二十四方位ほか関係図

<sup>48</sup> Web掲載の「地図のQ&A」に、西暦1600年頃からの磁北の偏角グラフが示されている。

内容の一定部分を、日本の家相家が取り入れていることが分かる。但し、江戸～大正期の様々な家相書をみると、表のような諸情報（解釈）を各家相家が等しく共有していたわけでもなく、また各々が参考とする書物や故事情などにも当然差異があったことが窺える。そのため自らが規範とする基本要素を使いながら起承転結のストーリーを描いて吉凶の判断を下す際に、人（流派）によって異なる多様な吉凶判断が生まれたことにも繋がったと思われる。

宍戸錠母は、図版-補2-2左に示すように、随所に文<sup>2-3</sup>を使って解説を加えていることから、建築家であると同時に易学者であったことも明らかである。

西の池に関しては、図版-補2-1に示される通り、西=三、池与水=三であるから、三(兌)を体とし、三

(坎)を用とする関係である(国版-補2-2右)。これは国版-補2-3左に示す通り、五行の単純な関係としては金と水の関係であり、相生関係にあるため悪くはない。従って西の池は、他に八卦が象徴する種々の要素同士がもつ悪関係などが絡まっている状態が勝って、最終的に凶と判定されたと解釈すべきである。

ここで注意を要するのは、先述の松浦東鶴の『家相図説大全』では西にある池も「宜し」と判定しており、五行の良関係のみを扼り所としているように思われること、即ち場合によって吉凶判定が家相家によって正反対にもなることである。松浦東鶴は、戸穴頼母に先行する著名な家相家であり著書も多く出していることから、松城家の西側池を当初のものと想定した時、建設時に松城兵作が西の池を欲した際に部分的に東鶴の家相書を支持するなど自分に都合よく考えた可能性もある。

本章 第2項で示した通り、西の池に関して戸穴頼母は、「西ハ吉凶兩断也。一旦ハ富貴共必ず衰ふ又女に付口舌物入こと有や」としている。「最初は吉だが後で凶」ということになるが、兵作が「初めの吉にだけあやかつて、後で池を埋めるつもりであった」のが、結果的に埋められることにならなかったのかも知れないし、元々「口舌（言い争いや痴話喧嘩）や物入りのことがある」という事象を大した因と捉えていなかったのかも知れない。このように、人間が定めた吉凶を人間が解釈し、どう行動



図版-補2-1 相家知玉鏡の八卦・五行など配当表

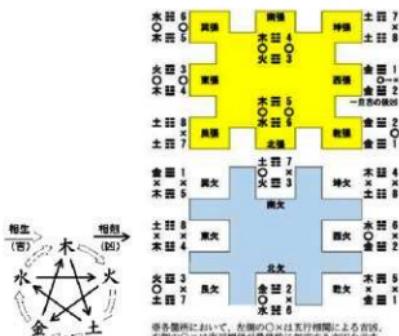
(国立国会図書館デジタルコレクションより)



図版-補2-2 八卦の「体」「用」と「西の池」

左：相宅知天鏡の説明（国立国会図書館デジタルコレクションより）

右：「西の池」を象徴する八卦の並び



各箇所において、左側の○×は流行期間による旨図、右側の○×は内戸相場が最終的に判定する旨図を示す。

(五行相関図) (相生知天鏡の墨り欠け解説)

<sup>49</sup> 爻(こう)は八卦の基本圖像を構成する基本単位で、陽を表す「一」と陰を表す「-」の2種類ある。これを3つずつ組み合わせて縱に並べたものが八卦であり、その3乗=8種類が八卦を構成する。さらには八卦を2つずつ組み合わせて縦に並べたものが「六十四卦」で、宇宙・現象萬象を説明できるとされているが、これも既に元紀元の中国で登場している。図版-補2-2は易学・家相鑑の応用で、相宅吉凶でも解説されている。即ち、基本の卦を(内卦)とし、①敷地や建物や門戸の平面形態が外へ張り出す「張り」の場合は、この体の上爻を、②内へ引込む「欠け」の場合は、この体の下爻を、張り欠けのない平坦な門戸の場合は中爻を、それぞれ陰陽遷化させる事による別八卦を生じさせる。この新たな八卦を用(外卦)として、体の上に重ねる行為を示している。「体」は「主体」、「用」は主体に影響を及ぼす要素「作用」などと理解することができるこの「体」=「用」の並び関係は、張り欠けという形態にちなんだ判定のみならず、図版-補2-1に示される部位や数、あるいはその象徴を直接なぞらえて判断する際にも用いられている。

したかを検証することは現実にはとりとめがない。

西の池を広い視点でかつ子細に考察する上で、第2項「疊の数」で示した表4-3-2-1に示すように、2疊と疊6の関係が因とされていることなどにも触れておく必要がある。

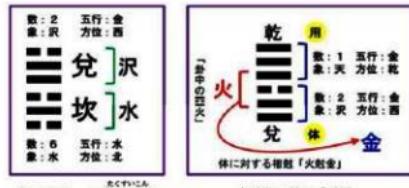
2-6は即ち $\square\blacksquare$ の関係であるが、疊の継き間の関係として、相宅知天鏡の解説では“2-6”も“6-2”も区別せず“因”としている。また、図版-補2-3右に示す張り欠けの判定図は、分かりやすくするためにこちらで八卦の数値を併記したものであるが、「北欠」「西欠」がいずれも2と6の関係と同じで、因に判定されている様子が分かる。因の内容も“西の池”、“2疊と6疊の継き間”、“北欠・西欠”で似たような顛末が述べられている。

同様な判定をしている他者の家相書も多く見られるが、例えば相宅知天鏡に近い年代の『家相千百年眼』(平澤白翁、弘化2年(1845))では、兌の方位(西)に対する6疊の関係をやはり因としている。また、『洛地準則』(多田鳴鳳、安政6年(1859))では、同様な判定ながら、 $\square$ (兌)の象意が「沢」、 $\blacksquare$ (坎)の象意が「水」であり水気が重なるから良くないとし、他にも $\square$ (兌)

「沢」と $\blacksquare$ (坎)「水」は同じ物質でありながら、 $\square$ (止水)と $\blacksquare$ (流水)という異なる性質同士だから相性が悪いと判定する家相家などもいて、判定が同じでも理屈がまちまちという具合に実に多様性がみられる。

図版-補2-4左に示す、六十四卦の「沢水困」は、体： $\blacksquare$ で用： $\square$ の組合せであるが、一般に「難卦」のひとつとされてきている。宍戸頬母もそのようなところから $\square$ - $\blacksquare$ も $\blacksquare$ - $\square$ も区別なく、自動的に因に分類している可能性もある。

また西の池に関して、“最初は吉だが後で凶”という時間差の根拠が示されず詳細不明であるが、張り欠けの説明で西の張りについて、同じような経時的判定が少し詳しく示されている。図版-補2-4右にも示す西張について、「西張ハ三三吉而ス覆ハ礼也。礼儀正しくする時ハ、 $\blacksquare$ 黄金と $\square$ 白銀を得て $\blacksquare$ 悦ぶ象故に一旦ハ富榮ふれど、卦中の $\blacksquare$ 火より金を蝕する故に、 $\blacksquare$ 花美奢りに長し、女賄 $\blacksquare$ 口舌争訟起り、散財重り、家運衰ふる也。(後略)」とある。“八卦の体・用をつくると、体の五行属性(金)の天敵である(火)の八卦象意ができてしまう。最初は五行の金同士として良いところから始まるが、火が発生することにより因が生じる”というような理屈を示して



「六十四卦」の「沢水困」

相宅知天鏡の「西張」

図版-補2-4 六十四卦や応用判定



工事前南西近景



竣工全景(西縁から望む)

図版-補2-5 主屋西方池越しにある石組

いる。このような応用例が相宅知天鏡内でも随所に用いられており<sup>50</sup>、西の池に関しても何らかの理屈が行間に込められていると思われる。

さて、以上は家相論の解釈から考察したものであるが、主屋やミセの神棚のように、宍戸頬母の判定する因が認識された上で何らかの因相回避措置が取られていた可能性がないかも検証しておく必要がある。図版-補2-5に示すように、松城家宅地には1箇所だけであるが、西側石塀内側に接するように、用途不明の石組が構築されている。石塀と石材の共有はないが当初からのもので、見付1.6m×見込1.9m×成1.3m程の大きさであり井戸の類でもない。小振りの鎮守社でも乗せていたかと思われるが、家相図には示されず、相宅知天鏡「鎮守祀り所の説」でも西(西)の位置には吉凶判定が示されないため詳細は不明のままである。

今回この石組は修理対象外で、上に繁茂していた実生の小木伐採のみで存置したが、原計画になかった西の池を設置するという計画変更に伴い、その因を回避するためイレギュラーではあるが何らか家相論的に効果的な事物を置いて鎮静を図ったもの、即ち因相回避の一手段であったのではと推定した。憶測の城を出ないため、今後の石組修理を行う際などの究明に期待したい。

<sup>50</sup> 図版-補2-3右に示す「南欠」や「良欠」は、 $\square$ (離=3=南)と $\blacksquare$ (艮=7=北東)であり、それぞれの五行は火と土の相生であり、五行としては問題ない。但し「良欠」の説明で、宍戸頬母は艮の象徴として“家”も含めており、“家+火=火事”という縁起の悪い組合せを因根拠のひとつとしている。尚、鬼門自体を無くすため、建物や敷地で「鬼門欠き(良欠)」を行うことに関して吉とする家相家(論)も多くあるが、相宅知天鏡では上記のような理屈で重い因に分類している。

### 3. 坤の手水鉢

松浦琴鶴の家相秘伝集での判断では、特別複すべき艮（鬼門）と坤（裏鬼門）の位置で、手を洗った不浄な水を地中に染み込ませる行為を大凶としている。他者で同種の理屈を示すものもあったが、坤の手水鉢を肯定する家相書の存在は今回発見できなかった。

相宅知天鏡では手水鉢（水）の位置について、五行において水と相剋関係で相性の悪い火と土が配当される位置、即ち南・艮・坤を大凶としている。

松城家主屋西面南寄りに取り付く風呂棟内便所から身を乗り出して用いるこの蹲踞は、図版-補3のように立てた景石の上面に浅い円形の座を彫り、鉢を置く形式で、当初からこの位置に配置されていたものとみられる。発掘などを含めた今回の調査や聞き取りからも、オザシキからアプローチして実際に使用された便所のセットであり、鉢を置いた実用のものであったと言わざるを得ない。仮に、先の西側石組が凶を鎮める鎮守社の台であったとしてもこの蹲踞は死角となるため、今回の調査・検証範囲では「相宅知天鏡の示す凶を回避できていない計画変更」と判断した。



図版-補3 坤の蹲踞



図版-補4 便所の開放構造

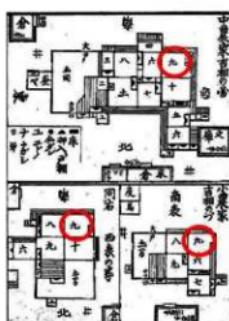


戸締り時



風呂棟内便所出入時

図版-補5-1 緑に張り出したオザシキ  
この隙間に身を細めて入らなければ奥の雨戸の上げ猿を外せず、便所にも入れない。



図版-補5-2 坤の9疊

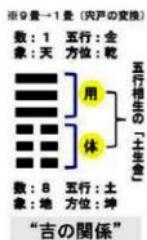
左：相宅知天鏡指図（国立国会図書館デジタルコレクションより）

### 4. 便所の北開口

相宅知天鏡の文面より、忌避が促されているのは、便所北面に窓や開口を設ける行為でなく、「(北極)星の光り入らぬやう」即ち、便所の中から北極星が見えるような状態であることが分かる。松浦琴鶴の家相秘伝集でも、「便所の北側に窓があつても、別の建物が遮って北極星の光が入らなければよい」と、より詳しく解説している。家相論の原点ともいえる中国の道数では、早くから北極星信仰と強く結びついており、不淨即ち一種の凶である便所の中が、崇拝すべき北極星と向き合うことを否としているようである<sup>51</sup>。松城家の便所は、図版-補4のように北側（写真の右側）を大きく開放構造としているが、文庫蔵が迫って建っていて、身を乗り出しても北極星は見えない。

### 5. オザシキの9疊

図版-補5-2左に示すように、宍戸頼母の吉相バターンのひとつが“坤の9疊”であることが見て取れるが、9疊以上の疊数の八卦割り当ては、同時代の家相家によっても異なり、常に八進法（例えば11疊→3疊）を用い



ている家相書もある。また、4疊半など半疊を有する室は、隣室との続き間というより、その“4”と“半”的

<sup>51</sup> 相宅知天鏡には特に便所を忌む解説が多くみられる。“夜中は行かない方が良い、夜更けはとりわけ凶、夜中は咳を3回して廟に行くこと”、“懷妊している女性がいる時は便所を作ってはならない”など。夜中とは、俗に言う丑三つ時のような、1日24時間を方位盤にぎらえた時に鬼門となる時刻を指し、便所の凶がより濃くなる時間帯であることを示しているようである。

ごとく自らが内包する数同士の関係で吉凶を論じているものが多く見られるが、その設定もまた家相家により異なっている<sup>52</sup>。松城家の坤隅の室は1・2階とも指図の離形通り9畳が選ばれているが、いずれも柱間2間規模の間口が交錯する角部屋のため、正方形の8畳間になるのが通常である。1畳を加えて9畳にした動機としては以下2点が同時に作用したとみられる。

- ①8と8という繋がりをなくして凶を回避
- ②8と9(→1)という繋がりにして吉に転化

第2項 表4-3-2-1で示した通り、8と8(坤と8も同義)は凶に当たるため、疊敷を1畳増やすか減らすかという選択が次にあつたはずである。但し、8と7の関係も凶であり<sup>53</sup>、最終的には9畳にするしかなかったと思われるが、ひとつの操作で2つの凶(位置に関するものと、繋がりに関するもの)をそれぞれ吉に転化させようといった機転策が見て取れる(図版-補5-2)。

## 6. ブツマーヒロマの続き間(1畳-11畳)

「疊敷の説」では、畳は身近にいつも接するものであり、「最もゆるがせにすべからず」と重要性が強く述べられており、ことさら畳における建設時の変更是松城兵作が凶を承知の上、独断で行ったものでないならば、凶と判断しなかつたか、あるいは凶を回避させたかといった、その他の可能性を検証する必要がある。

宍戸頼母は相宅天鏡など自著の中では、畳の続き間とはどういう状況を指すのかという定義を示しておらず、推定要素も見当たらないため、そもそも彼の家相論における凶を招いているのかも定かではない。同時期までの家相家で、宍戸頼母が影響を受けたと思われる中に先述の松浦東鶴がいるが、『家相図説大全』「疊間取之辨」をみてみると、疊敷の続き間の間に板間(板敷き)があれば、「生魁を論ぜず」とされている。従って、兵作が何故ヒロマとブツマの空間を繋げたかったかという疑問は残るが、東鶴のような理屈が存在し、また近い時期の家相書でそれに対する異説を唱える書も見当たらぬ以上、松城家のブツマの変更に関してはノーカウントとすべきと思われる。(図版-補6)



図版-補6 ブツマ疊敷 図版-補7 松城家の生物系漆喰影刻  
手前がヒロマ11畳

## 7. 龍の間第一次の間の続き間(6畳-6畳)

相宅知天鏡の解説で、疊敷6と6の続き間には比較的重い凶<sup>54</sup>が解説されており、六十四卦の中でも相当な難卦とされる「坎为水」(単に「坎」ともいう)の組合せになっている。とにかく八卦象意と五行が共に水で、これが2つ重なることで凶になることを示す家相論が多い。

松城家建物において、6畳骨格の室が続き間關係となる箇所は、他にはミセ1階の東西室が挙げられるが、そこでは東室に1畳分の板敷きを設けて6と5の関係にして、即ち凶を吉に転化して建設された。神棚にしても畳の板敷き変換にしても、ミセは主屋ほど格式・意匠に気遣うが必要がないため、不自然な納まりによる吉変換の手続きが顕在化しやすかったものと思われる。

推測の域を出ないが、今回の検証では建設時の計画変更で龍の間第一次の間に生じた6畳続き間の凶は、漆喰影刻のひとつである「ランプ掛けの龍」の設置によって回避させる意図があったのではないかと判断した。松城家主屋に施された、あるいは中に残されていた漆喰影刻のうち、生物をモチーフとしたものに限定すると、図版-補7に示される4体(亀・龍・雀・虎)となる。広義に中國風水を発祥とする家相学は、相宅知天鏡に限らず「四神相応」の理窟で、「玄武・青龍・朱雀・白虎」を説く(紹介する)ものが多く、この漆喰影刻に隠されたテーマがまさしく「四神」であったと思われる。相宅知天鏡「四神相応の説」によれば、「東は青龍と云て、流水有を好とす。青龍潜躍(ひそみおどる)之水也」とあるのをは

<sup>52</sup>相宅天鏡の文章より。宍戸頼母は半畳=金と設定していることが分かる。4畳半=木十金となり金魁木という凶關係となるわけである。例えば、半疊を木に設定している者も見られるが、五行相間要素が変わるために吉凶も異なったものになっている。

<sup>53</sup> 8と8、8と7の組合せはいずれも五行的には土という同族同士であるが、相宅知天鏡「疊敷の説」では、「8疊と7疊」は「病災多い・子孫の血流に障る・宅主厄命または中庭・手足不自由・・・」といった相当重い凶を説いている。「8疊と8疊」は「室内不和合・婦人の権力が強い・・・」という程度の凶である。相宅知天鏡の節々に見られる説明などを総合すると、坤(裏鬼門)という曰く付きの存在や、土のもつ陰氣自体が重なつたりすることを不吉と捉えているようである。

<sup>54</sup> 「難産・水難・水が止まらない・陰気・偏屈・・・」など。

じめ、龍の縁起の良さを何点か紹介している。この4つの漆喰彫刻に関しては、建物に設置された位置と、四神が本来守護する方位とは相違があり、「ランプ掛けの龍」は2階北方東寄りの龍の間天井、「ふくら雀」は1階西縁壁、「雨中の虎」は2階南廊下壁に付けられ、龜の置物に至ってはどこかの床の間にでも飾ってあったのであろうが、元位置は不明である。

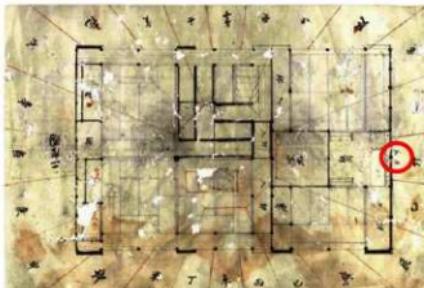
主屋2階東の6畳-6畳続き間(図)について、その1室である龍の間の天井に「ランプ掛けの龍」が施されている(図版-補7右上)。八卦の䷂(坎=水)を示す6の重複には水づくしの難相が説かれているが、龍は水を好み、水とともに躍動するなどとセットでなされる説明も相宅知天鏡に限ったことではなく、様々な故事にもちなんでいるため、水の猛威を鎮める縁起ものの存在としてはうってつけと考えられたのではないだろうか。

## 8. 窓位置の吉凶

相宅知天鏡で“窓”は図版-補2-1の配当表に示される通り、八卦の䷁(離=3=南=火)の括りになるが、他の家相書を見て多く共通している。建築設備の竈も火の象徴としてこの䷁に分類されるのもほぼ共通である。相宅知天鏡冒頭付近で示されている䷁の説明では「離ハ火也。日也、明か也。心明かなれど、火の燃る如く性急短慮を慎むべし。人に取て目とす、心の臓とす。方位にてハ南とす。蓋(けだし)日中ハ隅々迄も、明かに皆見るの意也。故に南の方に障り有家ハ眼病、逆上、亂心、短気にして立腹易き者有」とある。また、「窓開き所の説」では、五行の火と相尅關係(図)に当たる水(北)、金(西・乾)の他、相生である土(艮・坤)までも間連が凶とされている。艮・坤との凶關係(体と用)は補説2で述べた通り、“艮欠” “南欠”とも同義である。

ここで最も重要なことは、宍戸頼母の家相論に従うと窓を設けて良いのは八方位のうち、南・巽・東という3方のみとなり、土蔵ならともかく住宅としては全く機能性の悪い欠陥品になるため、建築計画の専門家でもある家相家がどう取り組んでこれを解決しているかという検証である。家相家は知識・名声を得た上で、評判・口コミなどで身を立てる立場であろうことから、少なくとも自著の家相論と家相図における理屈の矛盾があれば一挙に信用を失うことは明らかであり、これら処理方法の確立や、何か言われた時に説明できる理屈を必ず準備していたと考えるのが自然である。

窓に関する家相図と家相論の照合のため、図版-補8-1に主屋2階の家相図を改めて掲載する。これを見ると、窓の設置を回避すべき北や艮(鬼門)にも明らかに窓の



図版-補8-1 松城家家相図その2(主屋2階)



←西面・南面→



←東面・北面→

図版-補8-2 主屋2階4面の窓

絵が描かれている。一方で窓の表現なのかも分かりにくいため(東)の部分にのみ「マド」と文字が記入されている。そしてこれらの位置の窓が現実につくられているため、宍戸頼母は自ら公表する家相論と、一義的には相反する家相図(凶配置の窓)を描き、概ねそのまま建設されたことになる。

第2項に示した通り「窓開き所の説」では、

東・巽隅・南 …吉  
(南の出格子窓は最吉)

坤隅・西・乾隅・北・艮隅 …凶

とされており、吉凶を優先するなら、設けても問題なかったのは、南面バルコニー越しの窓及び、東面の鎧窓のみであったはずである(図版-補8-2)。

遺構の窓・家相図・相宅知天鏡を改めて検証すると、これは施工時の凶相回避といった次元の話ではなく、設計者の計画論理や設定の問題であり、宍戸頼母は以下のような概念により、非常に割り切って窓の吉凶を定義付け、家相論と実際に建築計画の矛盾を無くしていたのではないかという見解に至った。

### (推定される宍戸頼母の定義)

吉の窓：吉方位において常に開いた状態の窓

凶の窓：凶方位において常に開いた状態の窓

まず、図版-補8-1に示す家相図を見ると、主屋2階で“窓”を確定付けているのは、「マド」と表記のある東面窓（図版-補8-3左上）のみである。但し、他の窓は図示から理解できるためわざわざ「マド」と表記しなかったという可能性もあり、文字書き込みの有無は決め手から外しておく。

実際に施工された窓において、この東面窓が他面のものと決定的に異なるのは構造的な点で、最外の建具が常に開き放しの状態であり、室内側から戸締りできないという点にある。俺舎式に入れられた嵌殺しガラス窓が閉鎖できないため、鍾戸は煽止金具で外壁に固定され、仮にこれを閉じようと思えば東面下屋根に上って、外部から操作するしかない<sup>55</sup>。また、その関係からか雨戸（板戸）はガラス窓より内の室内側に入るため雨仕舞の役には立たず、専ら調光用という不自然なつくりになっている。ここで、「窓開き所の説」に示される吉凶判定記述をそのまま示すと、

「○東に、窓を開くを青龍眼を開くト称し、願望成就の吉相也 ○巽隅に、聞くハ、家業榮昌の、吉相也 ○南ハ、陽明を受る相也、出格子ハ最吉也 ○坤隅ハ、病災多し、別て婦人に障り、経行不順（ちのみちわづらひ） ○酉ハ、女に付、口舌散財 ○乾隅ハ、盗火の難、公難、目上に心配、不忠の下人、又掛りまけ、物入り多し ○北ハ、眼病、うミ血の煩ひ ○艮隅ハ、邪氣妖魔、病災、盜難等あり」となっている。「窓開き所の説」の説題にもある「開き」という言葉には、「窓を設ける行為」の他に、「開ける動作」の意味もかけていると思われる。

「住宅において8方のうち3方だけにしか窓（開口）がないようなものは不便で仕方ないから、実際には実用の窓を好きな位置に設けてよい。これは開閉しても差し支えないが、開き放しの状態としてはいけない（例えば夜間は当然閉める）。一方、吉に分類する窓は形だけであっても常に開いた状態として差をつけること。」

などといった定義が教示されていたのではないかと思われる。つまり、明確な“窓”的仕様を定義し、他の窓と差をつけることによって、この仕様に乗らないものは、窓であっても“家相判定上の窓ではない”といった



図版-補8-3 宍戸頼母が設定する“吉の窓”（推定）

割り切りである。

そのような目で見れば、同定義の窓が3棟の土蔵にも当初から設けられていることに気付く。土蔵ではそれほど窓の数は欲されなかったであろうが、いずれも2階南面（吉方位）にあり、それぞれ開口面に銅線亀甲網を張ってから土壁を塗っているため<sup>56</sup>、文庫蔵・東土蔵では土扉が内部から閉鎖できず常に開いた状態である。北土蔵は虫籠窓で元々外扉ではなく、3棟とも室内側に設けた引戸形式の裏白戸によって、暴風雨や火災の際に建物内からそれなりの戸締りができるようになっている。

尚、土蔵3棟の窓は南側であるため、「窓開き所の説」に示される「出格子ハ最吉也」にあやかって、帯鉄格子や虫籠格子といった“格子”を採用した可能性もある。

以上より、宍戸頼母は吉凶に関わる“窓”的仕様を定義することで、実用的な建築計画と家相論の間で矛盾が生じないように、あるいは他者に説明ができるようにしていったと思われるが、建設時の変更で設けられた主屋2階西面南端の鍾戸は、通常閉じた状態であったとみられる<sup>57</sup>ため、凶変には当たらないものと判断した。

<sup>55</sup>強風などで飛ばされたか相当以前から欠失していたようであるが、残存する肘彫金具（蝶番の肘と煽止の蓋）の構造と位置より、実際に閉じること自体は可能な本物の扉が付けられていたことが今回の調査で判明した。

<sup>56</sup> 内部から土扉の閉鎖をしたかったからか、文庫蔵・東土蔵では、亀甲網が後世に切り取られ、帯鉄格子の間から手を延ばして土扉の環状金具を引っ張れば、扉を手繩り寄せられるように改造されていた。

<sup>57</sup> 東面鍾戸と意匠が似ているが、室内側には上下ガラス窓があり、これを動かせば鍾戸には触れられる。しかし、東面の場合と同じように外で煽止固定をしようとすれば危険な体勢で身を乗り出したり、下屋屋根に乗らなければならず、通常開いた状態か、閉まった状態かのいずれかで固定していたと思われる。この戸は後世に取り替えられてしまい、外壁もやり替えられていて煽止金具の存在も含めて詳細不明であるが、明治期に含み古い鍾戸が分かる写真（第5章「古写真1、15、21…」）では全て閉まった状態である。2階南西八疊間を使用する際の採光用に時々開けるようなことはあったかも知れない。

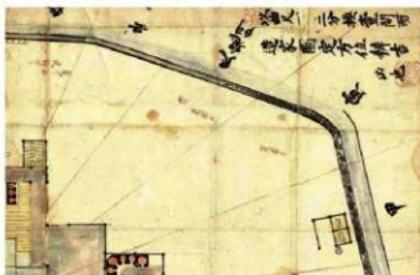
尚、主屋1階の縁側に入る雨戸など、掃出窓の類は宍戸頼母の家相論上の窓に当たるのか不明であるが、全箇所雨戸を引き込んで戸締りをする構造になっているため、2階で想定した定義を用いた場合、「1階には（吉凶に関係する）窓はない」ということになる。

次に、現代家相論でも二言目には取りざたされる「鬼門方向の入口」について検証する。先述の「窓開き所の説」の記述からも分かるように、「艮隅へ、邪氣妖魔、病災、盜難等あり」とあり、「門戸の説」でも、「艮隅の門戸ハ、俗盜賊口ト云程にて、悪鬼妖魔、往来し、兎角家の不 $\checkmark$ 為者（ならずもの）、入込凶相也。（後略）」とされている。“邪氣（悪鬼）妖魔”というそれらしい要素が示されているが、登場条件からすると鬼門にある開口から侵入してくる凶要素のようであり、五行生駒からの吉凶のみではなさそうである。

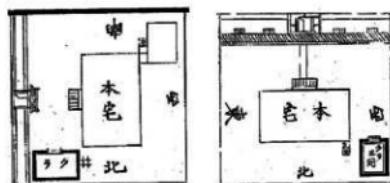
松城家の主屋1階家相図を見ると、艮（鬼門）方向を取て狙ったかのように北東ドマ出入口を計画しており（図版-補8-4）、現実にその通り施工された。「門戸」という語句は、門だけを指すのか、門と建物出入口を同時に指すのかは、「門戸の説」の表現や指図が微妙で分かりにくいが（図版-補8-5）、総合的に推測すると、宍戸頼母は主体部から突出した出入口のことを家相判断に用いる出入口と定義しているようである。窓の場合のような、こじつけとも捉えられかねないことがあるが、松城家主屋では南側突出の式台だけが出入口に相当し、ワキゲンカンや北東ドマ出入口は家相上の出入口ではないということになる。恐らく、2階の窓はもとより建物に欲しい開口部が吉凶判定により不自由すぎる制限を受けることを避けるため、必然の定義（理屈）付けであったと思われる。

## 9. 土蔵の位置と大きさ

土蔵は土の塊であるとして五行の“土”として生駒の判断に繋げる場合もあるようだが、第2項 図4-3-2-19に示す「土蔵の説」の指図のように、艮・坤以外の方位で吉としていることから、宍戸頼母には大体はどこにあつてもいいという“富”的象徴として受け入れられていたと思われる。土蔵の吉凶は、配置された位置と間数との関係を五行生駒で判定している。本来五行比和である6と6の関係が、豊数の繋がりとしては重い凶であったのに対し、北（ $6=6$ ）の蔵における6間を吉としており、土蔵では判定が緩いように思われる。



図版-補8-4 家相図に計画された主屋北東ドマ出入口（鬼門）



図版-補8-5 「門戸の説」の指図

（国立国会図書館デジタルコレクションより）



図版-補10-1 主屋棟札と宍戸頼母の『家相道しるべ』の“水”要素

## 10. 主屋棟札

棟札の寸法など『家相道しるべ』の権規規定や、実際に作成された棟札の文字を見ると、明らかに“水”に寄せようとする意図が窺える。火事を嫌う縁起担ぎであるが、十干の「癸」（陰の水）や6（ $6=水$ ）を多用して上棟の日取りを決めている様子が分かる。

家相道しるべに記載された棟札寸法も、魯般尺の吉寸にするのと同時に、6を必ず入れているのも偶然ではないはずである。丁度この明治6年より、西洋のグレゴリ

才曆が取り入れられたが、従来は用いられなかった「水ようノ日」を「水にちなんだ縁起の良い日として早速取り入れている<sup>58</sup>様子からも、「水」への寄せが意図的であったことが傍証される。第3項で示した通り、主屋棟札の日干支は実際と合っていないが、この年の改暦で約1ヶ月の狂いが発生するなどして日本では混乱を招いたタイミングでもあり、日付の錯誤はこういったところから発生したのかも知れない。

また、実行されたのかどうかは不明であるが、家相道しるべの指図下には「壬癸徳の水を墨にすり吉方に向て認むべし」とあり、宅地の壬癸方位の水を使った墨で棟札をしたためよという作法も示されている。

最後に、家相道しるべに記された棟札寸法の意味に関して、家相家がわざわざ定めていた寸法であるため、魯般尺及び6の投入の他、その他の数字との並び関係も吉となるように選ばれていなかったかを検証をする。

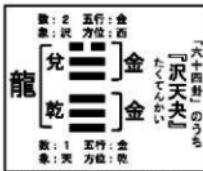
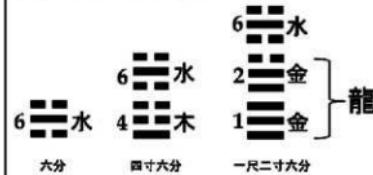
本来無機質な数字同士の関係であるはずだが、現代で人によっては凡そ科学的根拠がない数字の組合せにこだわりが特たれているケースもある。

仮に組合せ数字の吉寸がいくつあるとしても、建築に用いる寸法を全てそれで造るのは現実的に不可能であるが、縁起の良い数字の組み合わせの参考例は相宅知天鏡の中でも所々記されており、例えば「疊数の説」では、「一ト八、九ト八ハ、三天地地相交り、四土三縮り、三陰三陽 合体し、三君三臣下相親ミ、家内和合、心身安泰の象也。(中略) 一寸八分、十八間も同象也」とされており、疊数の関係を離れた“1寸8分”、“18間”という、それだけで独立した数字による寸法に、吉の意味を持たせていることが分かる。

第2項の疊数考察で示した表4-3-2-1 のような吉関係の組合せ数字であることは容易に想像できるが、大黒天の「一寸六分四方」や、家相図に示される「此構へ弁天大吉/六寸五分吉」といった寸法規定にはやはり吉の数字関係となっていることが分かる。

数字3つ続く場合の相生相剋判断はどのように処理されるのか相宅知天鏡からはよく分からないが、図版・補10-2に推定を示した。「屋敷形ちの説」では、乾張、即ち乾を体とし乾を用とする象を宍戸頼母は「龍の角を振り立て上る象にして、福禄厚く、家運盛んに、富貴長久の吉相也」として、ほぼ最高の評価を与えている。龍と水の好相性は先述の通りであり、4と6の関係も相生で吉であるため、やはり家相家の定める寸法規定には相当

棟札指示寸法の吉関係(推定)



・特有の判斷(城等・底面)による吉本

「龍の角を振り立てよる事」  
「壬癸徳水墨」、当紀2年、  
宍戸頼母

「龍の天之上入ル事」 = 「立身出世」  
「壬癸徳水墨」、当紀2年、  
宍戸頼母

「龍相克天身る事」  
「壬癸徳水墨」、明治34年、  
対辯種

五位比喩(○) → 八卦象意(◎)

図版・補 10-2 主屋棟札の吉寸考察

なこだわりをもって練られた数字の選択となっていることが窺える。

### 松城家住宅の建築計画まとめ

現存する松城家家相図2枚と棟札、補足資料として家相図を著した宍戸頼母の『相宅知天鏡』に示される家相論を交えて一義的に遺構検証を行った上で、いくつかは二義的な検証を掘り下げた。同書に示される建築的な各部説明は全て概観したが、排軸・挿花、庭の構成要素である築山や庭石・植木のほか、曆や衣服関係など、本修理工事の対象を超える「説」は割愛した。根本的なこととして、幕末から明治期に著された他者の家相書を概観すると方位の取り方から吉凶判断にいたるまで内容の異なるものが散見されるが、膨大な他書を交えて検証することは幅野が広がり過ぎて本考察の範疇を超えるため、今回は宍戸頼母の家相論に限定し、必要に応じて他者の書を参考とする程度にとどめた。

宍戸頼母の原設計である家相図の計画は周到に吉相の集合体となるよう配慮がなされていたが、建設当初に計画変更のなされた項目について、彼の監修や判断がどこまで寄与していたのかは記録が残らず不明である。一義的・二義的にみた上で、相宅知天鏡の内容からは因に分類される

<sup>58</sup> 図版・補 10 左『家相道しるべ』の終盤に、吉事を示す△印から続く説明文に見ることができる。

変更であっても、変更時に宍戸頼母の判断を仰ぎ問題なしとなっていた可能性もゼロではない。但し、家相図が描かれてから僅か1年ほどでこの規模の主屋が材料調達をはじめ上棟まで終わっていたということは、実施検討や計画変更にじっくり時間を割いての建設ではなかったと思われ。棟札の寸法決定や土蔵の規模決定のように、家相図からはすべて宍戸頼母の家相論や著書の凡例を明らかに規範とした部分も認められることから、松城兵作あるいは棟梁上田儀兵衛が、最低でも宍戸頼母の関連する著書を手元において参考にし、家相論を理解していた可能性が指摘できる。

#### (原設計について)

家相図に示される宅地配置や建築の平面形態は、宍戸頼母自らの家相論に基づいた吉相を重視し、パターン化された基本モデル（雛形）の取扱選択あるいは組み合わせを行って基本骨格を定めたものであった。土蔵については吉の位置・規模を、中心建物である主屋の平面形状は張り欠けのうち吉の張りを意識したもので、南東隅と北西隅にそれなりの規模の建築を接続し、釜屋・便所などの生活必需施設は小規模な別棟として各辺に取り付けた構成をとる。しかし彼の書物や類例家相図に示される形態は皆松城家のようになっているわけではなく、宅地の形状・規模、施主の要望など加味してそれぞれの条件において吉の構成となるよう計画されていたと見られる。

間取りについては隣り合う室（続き間）の畳数が重視され、凶の関係になる箇所は室境にトコや棚、押入を配置することで続き間でなくしたり、室単位で1畳の増減をしたりして調整することも設計手法のひとつであった。

#### (実施の建設について)

家相図に示される計画が建設時に変更されたものの中で、今回の調査範囲では二義的に解釈を広げてみても相宅知天鏡の因に分類せざるを得ない事項は、風呂南側のつくばい設置のみであった。この規模の建物群で、多くの計画変更を経て建設された結果にしては驚くべき少なさである。

多くの変更是建物の機能や動線の改善を図ろうしたことによるものとみられ、宍戸頼母による完全な吉相計画には不自由な点もあったことを物語っている。

但し、凶相回避措置をとったり、殆どの部分で極力家相論を守ろうとする兵作や棟梁の姿勢には、当時の著名な家相学者にわざわざ原設計を依頼した権勢の誇示というのも一面あったであろうが、禁忌への畏怖、建物に込められる吉相・幸福を願う気持ちが強かつたものと思われる。その上で当時斬新であった洋風意匠や名工入江長八による

漆喰彫刻など華美・奇抜なものは家相論で拘束されない外觀や室内造作などで主に採用された結果、平面・骨格は和風を基調とした折衷様式となっていたものと考えられるのである。

文化財に指定される歴史的建造物には当初の設計意図を明確に示す史料が乏しいため、それを探る一助として寸法考察や類例比較に終始しがちである。松城家建物では家相書により建築趣旨が認め分かるといつてもよいが、寸法的なものは一部の吉寸採用を除き、建築を具現化する際の物理的尺度程度の意味あいが強かつた。現代から見て、迷信要素が強く冗談のような面のある江戸期の家相論、ひいては言葉遊び・数字遊びにも似たこじつけも含まれると思われる吉凶割り当てにも眞面目に向き合っている様子が家相者・施主ともに伺えた。

先述の明治期家相家である尾島碩頤は著書『家相新編』で、より科学的な視点に立ち、従来までの様々な迷信的家相説を批評している。宍戸頼母の重視する畳敷や続き間の考えについても、設定からおかしいと一刀両断している。ただ、科学的な真偽は別として人生で一大事である自宅普請の際に、誰かに凶と言わされることをするよりは、吉と言わることをする方が気分的にいいのは古今日本人に共通することと思われる。当時の多様な建築普請の一端ではあっても設計趣旨から建設にいたる流れを垣間見ることが可能な存在として、松城家の建物とともに家相図が重要文化財に指定され保管されていることの意義は高い。

#### 【参考文献】

- 『家相方位指南』にみる江戸の家相説、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編 40 号、2004 年
- 『家相方位指南』にみる江戸の家相説－第一報－、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編 41 号、2005 年
- 『匠家故実録』にみる建築儀礼、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編 46 号、1999 年
- 「江戸時代家相書の研究 1. 家相書『家相免許』について」、大河直利・長浜美由紀、日本建築学会便覧集、1993 年
- 「江戸時代家相書の研究 2. 家相書『家相伝書』について」、長浜美由紀・大河直利、日本建築学会便覧集、1993 年
- 「江戸時代家相書の研究 3. 家相家神谷古唇の経歴について」、大河直利、日本建築学会便覧集、1995 年
- 「家相各派に就いて」、玉置豊次郎、日本建築学会論文報告集 第 69 号、1961 年

## 第4節 当初技法と修理仕様の検討

### 第1項 基礎

#### ①概要

地下構造確認により、松城家の宅地は造成の際に、建物主体部底下において柱礎石根石以深で人頭大～拳大の石が全面的にびっしり詰め込まれた地中王石層（概ね45cm前後の厚さ）による地盤が施されていることが判明した。今回の基礎補修は各建物によって解体程度が異なるため、工法の詳述は判明した部分を中心とする。

各棟の基礎に使用されていた石材のうち、切石は凝灰岩と安山岩が殆どを占め、沼津市内に点在している「伊豆石」の石切丁場から切り出されたとされる類似石材と近似しており、松城家の用材もこの類であったと考えられる。床下の礎石や東石は概ね安山岩自然石であった。

使用部位と石種の関係を大別すると、重量の大きい棟において荷重を直接受ける礎石（土台下布石・脊石を含む）には安山岩を用い、上部荷重が少ない風呂・便所などの布石や、縁通り地覆石、雨落石には砂岩を、敷石には凝灰岩を用いる傾向が見られた。別項で示す石塀に用いられている石材も同種の安山岩と凝灰岩であり、外部に用いられる凝灰岩は絶じて風化・損耗が著しかった。

構造的に重要な礎石は、玉石地業の上に大きな根石1石または2石を据え、飼石調整により設置されていたが、他は土據え・飼石調整とされていた。

各棟基礎石の表面仕上げは、大ぶりの布石は盤切り、安山岩斧石と砂岩系石材は小叩き、軟石である凝灰岩敷石はヨキや荒鑿切りを多用する傾向が見られたが、水磨きやビシャン、トンボつづきによる仕上げも見られた。

土間叩きは、殆どの部位で昭和戦頃<sup>59</sup>とみられるセメント入りのものに打ち替えられていたが、ミセ南側土間の皿戸袋下と北土蔵内部には当初とみられる叩きまたはその一部が残っていた。後補の叩きを除去すると、下地層は地下水の影響で<sup>60</sup>土粒子が洗われて目減りし、陥没しやすい状況であったが（写真4-4-1-4右上）、地中で玉石が噛み合っている地盤が功を奏してか、各棟基礎石自体の不同沈下は一部を除き軽少であった。

今回の修理では、今後も地下水による影響が懸念される陥没部位の周辺を中心に、旧叩きを鋤取った底面にセメント粉末を撒き込んでから叩きを施工するとともに、解体もしくは取り替えを行った石材の据え付けには、据え土にセメント粉末をまぶし、安定化を図った。

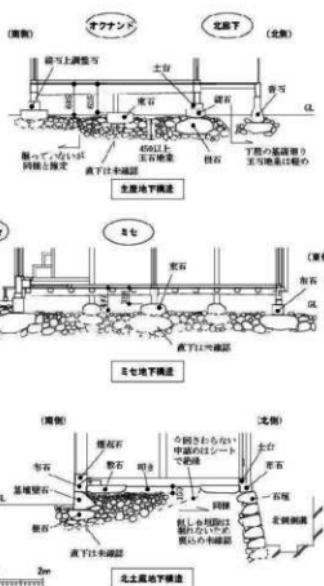


図4-4-1-1 基礎造り工法の概要（主屋・ミセ・北土蔵）



写真4-4-1-1 ミセ-主屋境基礎下免振確認



写真4-4-1-2 主屋オサシキ基礎下発掘確認

<sup>59</sup>聞き取り調査により、主屋内部の土間叩きは近隣住人の父である左官職人が出兵の直前に打ち変えたという。

<sup>60</sup>松城家の宅地は海岸にほど近く海拔も低いため、雨天以外でも潮位の関係でGL-60cm付近で地下水が湧き出る箇所がある。

## ②技法調査

### (石材表面仕上げ)

松城家各棟の基礎周り石材のうち、限られた部分にしか用いられていない表面仕上げは以下の通りである。

- ・水磨き : ヒロマ南縁上段布石、文庫蔵・東土蔵・北土蔵の煙返石
- ・トンボつつき : ヒロマ南縁下段布石、東土蔵南・西面の下段布石
- ・ビシャン : 東土蔵南・西面上段布石、同出入口段石の側面、同縁石上面

主屋南面と東土蔵南・西面においては特に意匠を重視したものとみられるが、上記以外の当初石材はほぼ全て盤切りか小叩きであった<sup>61)</sup>。トンボつつきは、一定のリズムでハチの巣状に穴を穿った仕上げであり繊細な印象は受けないが、少なくとも盤切り仕上げよりは上位に考えられていたようである。小叩きについては風化で判然としない部分が殆どであるが、幅35~40mmの片刃で叩いたものと思われる。

### (叩き)

松城家全棟を通じて、当初の叩きが表面まで残っているのはミセ南側土間の戸袋下の小区間のみであった。この部分は土粒子が地下水に洗われて叩き下地があり残っておらず判然としなかったが、周囲の確認により10~15cm程度の厚さで叩いていたとみられる。

ミセの当初叩きで特徴的な点は、叩き上げた後に表面を黒漆喰塗り仕上げとしていたことである(写真4-4-1-4)。主屋など他棟で後世にコンクリート叩きに変えられていた箇所を含め基礎石内面を観察したが、黒漆喰を塗った跡がないれも確認できないことから、商売のため人の来訪が多かったミセの入口土間に限って特別に手をかけた可能性が指摘できる。

使用上すぐに傷む仕様であるが、今回の工事では使用上の工夫を前提として、ミセ南側土間のみ黒漆喰仕上げの叩きを復旧し、その他は通常の仕上げとした。

### (北土蔵石組)

建物の北辺が乗る石垣は上部荷重からの圧縮により、最も沈下の少ない南東角に比べて北側は最大で43mm沈下しており、基壇石組を全解体修理としたが、今回が初めての解体修理であった。現状の石垣は安定していると見なせたため触らずに、これを基準として南側の根石を調整して下げ、基礎の不陸を是正する方針とした。



上段: 水磨き

下段: トンボつつき

(主屋ヒロマ南縁)

小叩き

(主屋南西隅雨落)



上段: 盤切り

下段: 江戸切り(盤・削机)

(文庫蔵南西隅)

上段: ビシャン

下段: トンボつつき、盤切り

(東土蔵西面出入口北西より)

写真4-4-1-3 基礎石に用いられている表面仕上げ



写真4-4-1-4 ミセ当初叩き(後補コンクリート叩き撤去後)

右上: 初期叩き部分を北より見る。地下水の影響でコンクリート叩き撤去後、周囲がすぐに陥没した。主屋では既に陥没している箇所も散見された。

右下: 採取基壇石組



写真4-4-1-5 ミセ当初叩き断面

表層近くまで砂利や石灰粒混じりとなっている。

<sup>61)</sup> 文庫蔵において明治15年頃の増築である、鋼板葺下屋の金庫台下切石積み(安山岩)には、水磨き仕上げが用いられている。また、基礎には分類しなかったものとして、主屋南・西・北の縁側に置かれている杏脱石にも水磨き仕上げやビシャン仕上げが見られるが当初から置いてあったものかは不明である。

壁石は間地石状に造り出した安山岩切石で、化粧部は、隣り合う石材とつらを合わせるために、鑿切りで矩場造りに縁を 1.5~3 cm 平らに落とし、胸部はヨキや玄能で荒加工した削肌を廻しに盛り上げる江戸切り仕上げとしていた。未解体である文庫蔵・東土蔵の基壇壁石についても材種や表面仕上げも同様であり、北土蔵と同じく間地石形状に加工されていると推察される。

北土蔵の基壇では沼津市による地下構造調査を行ったが、玉石地業の上、根石に側石据えとする工法は主屋・ミセと同様であった（写真 4-4-1-6）。

土台下布石は安山岩切石・繋切り仕上げで、これも文庫蔵・東土蔵に用いられているものと同仕様と判断できる。北面布石は石壇上面にひかり付け、他面は壁石上角につら合わせで乗り、内側は玉石・砂利混じりの中詰め土に据え、側石及び漆喰で崖を調整していた。

南側 2 節所の階段は、根石に側石調整して繋切り仕上げの段石を積み上げていたが、内部は栗石を詰め込んだ土据えとしていた。下から 2 節目以上は全て後世に積み直しがなされ、土据え部分はセメントを混ぜて固められていた。段石は旧石材を使い回して再度据え直されていたが、転用材も混じっているようで当初の形態は判然としなかった。今回の修理では大きくなれば現状の石積みを踏襲し、破損・欠失する石の取り替えとともに自然な階段形態に微調整して復旧整備した。

2 室中央の土間叩きは、表層が風化で土化しており下地の砂利が浮き出していたが、それ以下では当初の状態で残っていた。基壇の中詰めとしては玉石・砂利混じりの土が締め固められて下地が構築されていたが、叩き層上面付近まで砂利が混じり、表層まで 15 cm 程度の厚みで叩いていた。今回の修理では基壇の南過半を据え直したため、叩き部分も大部分をやり替えたが、中詰め下半層を存置し、ポリエチレンフィルムシートで区画した上に新たに上部の叩きを施工した。

#### （釜屋の壠石組）

壠復原の詳細は別項で述べるが、釜屋に施されていた後世コンクリート土間叩きの下には、当初とみられる大・中 2 基の半地下式壠の焚口廻り石積みや壠内部の壁石などが残っていた。石材はいずれもヨキや荒筋で整形された凝灰岩が用いられていたが、鳥居に組む焚口枠石のうちマグサ石は 2 節所ともが、壠内部小端建て壁石は大壠では殆どが消失していた。また、焚口の堅枠石や中壠内部壁石も地上付近で上部を研り取られており、地上部の形態や寸法は類例を参考にして復原することとした。今後の活用上、実際に火を入れて使用できる壠に復原することとしたが、石材の大部分が過去の使用によっ

て劣化していることも考慮し、旧石の維持は補修は行わざに要所部位の石材を取り替え、古材は一部を資料保管とした。堅穴掘り込み口の壁石は上から 2 段目以下の、中壠内部壁石は西側 3 石を存置した。



写真 4-4-1-6 北土蔵基壇石組と根石確認



写真 4-4-1-7 北土蔵各部納まり



写真 4-4-1-8 差屋地下に残っていた壠石組



図版 4-4-1-1 壠石組写真測量オルソ画像

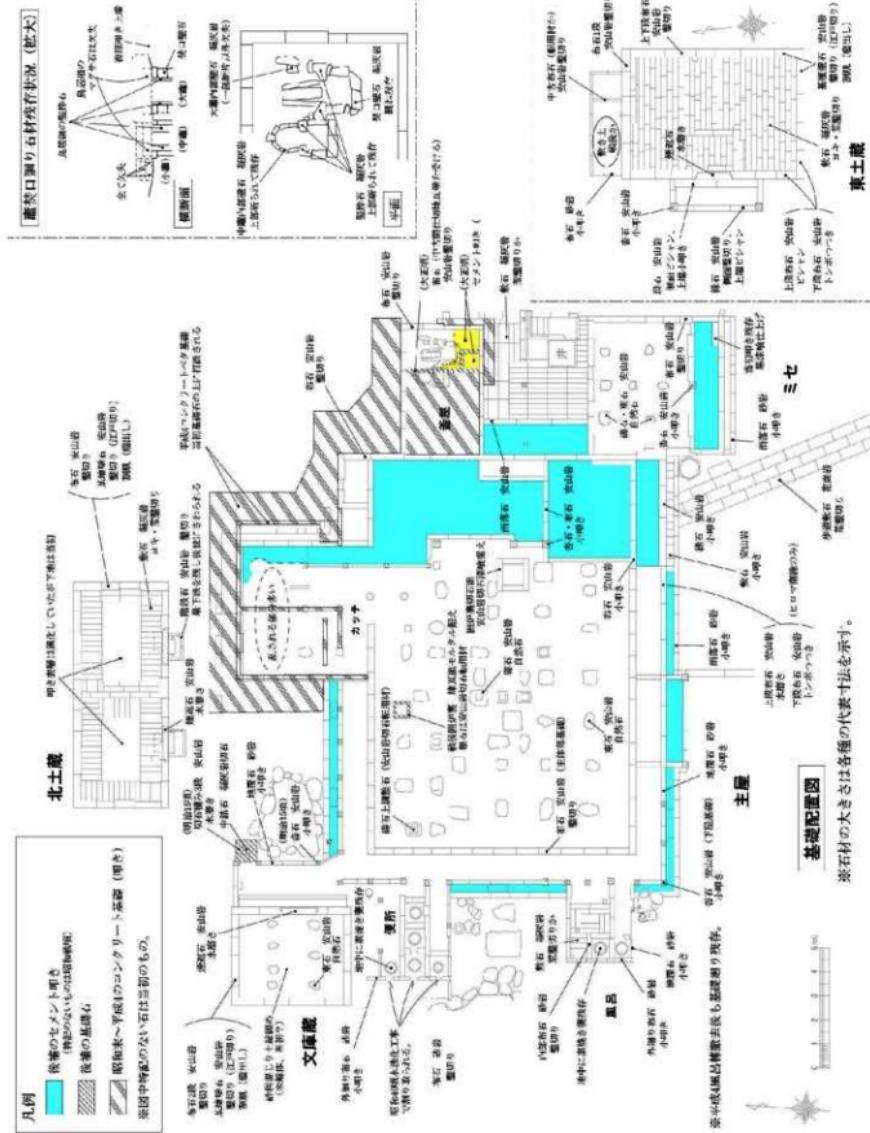


図 4-4-1-2 松城家建物基礎配置図

第2項 木部

## ① 概要

松城家の建物で建設年代や大工の情報がはつきり知られるのは棟札の残っていた主屋のみで、明治6年の上棟、大工棟梁は当時近所に住んでいた上田儀兵衛である。付属棟である釜屋・便所・接続棟であるミセ・文庫蔵の蔵前も取合いの部材仕口や建て込み状況から、間を置かず主屋主体部と一緒に計画・組立がなされたものと分かる。また、独立棟である東土蔵・北土蔵でも使用釘や木材加工、組立手法が共通しており、主屋と同時期に建てられたものとみて差し支えないであろう。

主屋に関しては前年に原設計図である家相図が描かれてから1年ほどで軸部及び小屋組の材料調達・製材を経て上棟まで終わらせ、2階南廊下の漆喰彫刻「雨中の虎」に記された年紀(明治9年)より、少なくとも内装まで概ね完成するまでの建前期時間が想像できる。

全棟を通じて主要部材は松・桧・杉が大部分を占め、土台は栗、板材は杉及び松、トコの押板や一部の腰障子に黒柿、込柱や檼などの堅木には櫛・櫛が用いられる傾向が見られ、使用樹種のバリエーションは多くなかったが、一部の主屋トコ落し掛けにはエンジュを用いるなどしていた。当初に用いられた釘は全て切り頭状・断面角形に叩いた和釘または鍛鉄製の錐などで、丸釘の使用はまだ見られず、木部の加工・組立においても特殊な工具・工法を使用した形跡は見られなかった。

今回の解体範囲からは、当初番付や加工・組立時の墨付けに関する墨書き以外は殆ど発見できなかつた。

## ②使用釘類と木材製材痕

解体調査の結果、松塙家建物に使用されている鉄釘と木材製材痕の時代的相関性にある程度の傾向が確認できた。化粧面の仕上げは時期や部位を問わず台鉋であったため、野物材あるいは化粧材の見え隠れ面における製材曳き肌に着目すると以下のように分類できる。

表 4-4-2-1 使用釘と木材製材曳き肌の関係

時期	釘	製材曳き肌
当初 (明治6~9)	和釘のみ使用	手曳擦
A (明治15頃)	和釘・丸釘併用	手曳擦
B (明治後期～末)	丸釘使用	手曳擦
C (大正～戦前)	丸釘使用	手曳擦・丸鋸併用・一部巻滑
D (戦後～昭和後期)	丸釘使用 ビス	巻滑・電気砲・一部丸鋸
E (平成以降)	丸釘使用 ビス多用	巻滑・電気砲

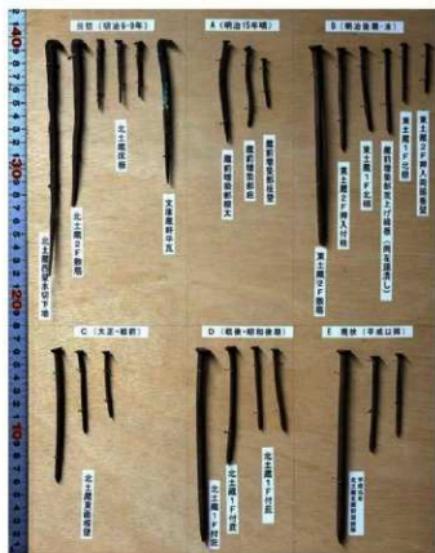


写真 4-4-2-1 松城案建物に使われていた釘



#### 專題 4-4-2-2 當初和訂據本



写真 4-4-2-3 明治 15 年頃丸釘（時代 A）拡大



写真4-4-2-4 明治後期～末丸釘（時代目）拡大

今回解体した中では、当時の和釘は3.5 mm角×長さ60 mm内外のもののが多かったが大小多種類あり、北土蔵2階窓底持送板を止める釘は断面13 mm×8 mm×長さ209 mmと最も大きかった。以下に釘の細部仕様の特徴を示す。

#### 【当初】

切頭角釘・鍛鉄製とし、巻頭に近いものも僅かに混じっていたが、原則として頭部側面より平盤で打ち込んで、頭を平坦に叩き曲げたものであった。全く同所に用いられている釘でも頭の作り方に若干の個体差が出ていた(写真4-4-2-2)。また文庫蔵軒瓦には4 mm角×長さ110 mm程度の鋼釘も使用されていた。

#### 【A (明治15年頃)】

使用されていた部位は文庫蔵東側に増築された銅板葺下屋のみであり、從来の和釘に加え、輸入品とみられる丸釘を併用していた。この釘は明治中期頃の丸釘の特徴をよく表し、首には四方ダイス掴み痕が見られ、掴み部分のみ角断面に近く、釘身には筋傷が入っていた(写真4-4-2-3)。但し、この丸釘は見え隠れ箇所で板を打ち付ける際の小振り釘としての使用にはほぼ限られており、φ2.5 mm×長さ65 mm程度のものと、φ1.6 mm×長さ38 mm程度の2種類見られた。構造材の固定に使われるような大振りの釘は、從来と差異のない和釘が使われていた。

#### 【B (明治後期～末)】

東土蔵2階の棚改造などに用いられていた。使用釘は全て丸釘となり、5寸釘のサイズまで現れ、首の掴みは前代同様の四方ダイス痕で、掴み部断面はAに比べるとやや甘く丸身を帯びていた。釘身の筋傷は5寸釘には見られなかつたが、それより小振りのものには見られた。化粧部に使用されるやや大きめの釘には頭を潰して和釘風に見せようとしたものも見られた。(写真4-4-2-4)

#### 【C (大正～戦前)】

全て丸釘であるが、首の掴みは二方掴ダイスとなり、釘の様態は現在のものと見て変わらないものとなつていて。釘身の筋傷はあるものとないものとがあった。この時期にも頭を潰して和釘風に見せたものがあった。

#### 【D (戦後～昭和後期)】

E (平成以降) のものと明確に区別できる要素がない丸釘で、首は二方掴ダイス掴みであり、釘身の筋傷もなく、ビスも多用されていた。

また、釘以外にも小屋組を中心に大小の鋸や、主屋切目縁を中心手造い鋸なども見られ、野物木材の加工については、当時はヨキや直刀鋸、手鋸以外のものが使われた形跡はなく、大正頃から丸鋸による製材が確認でき、その後は帶鋸に移る傾向がみられた。



写真4-4-2-5 主屋南縁切目縁の納まり

縁板実例・吸付棟付き、板傍釘斜め打ち、要所根太へ手造い鋸引き



手挽 (野垂木)

直刃新鋸り (小屋梁)



手挽 (床板、当初)

丸彫挽 (壁板、C (大正～戦前))

図版4-4-2-2 当初・中古木材の板製材痕比較 (北土蔵標本)

#### ③当初番付

各棟の当初番付は柱枠や、それが挿さる土台・桁などの仕口胴付部分、あるいはその周囲などに墨書きで示されていたが、解体調査より判明した当初組立番付を図4-4-2-1に示す。但し、未解体などのため不明である部分は周囲より推定し、番付を( )書きとしている。

これによると、

- ・主屋主体部、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵はいずれも平入とする面を正面として、右手前角を「い／＼」とする組合せ番付によって計画されている。

- ・釜屋は、主屋内部から出入する向きを正とし南西隅を「い／＼」として、主屋とは無関係に組合せ番付を設ける。

- ・便所は、主屋の向きに倣い南西隅から始まるが、主屋下屋西側(ね通り)から始まるため、「い通り」は設けず「ろ／＼」から単独に番付を設ける。

という計画がうかがえた。

また、1階と柱通りが殆ど合わない主屋2階では1階の柱通りに近似するものを流用する傾向が見られた。

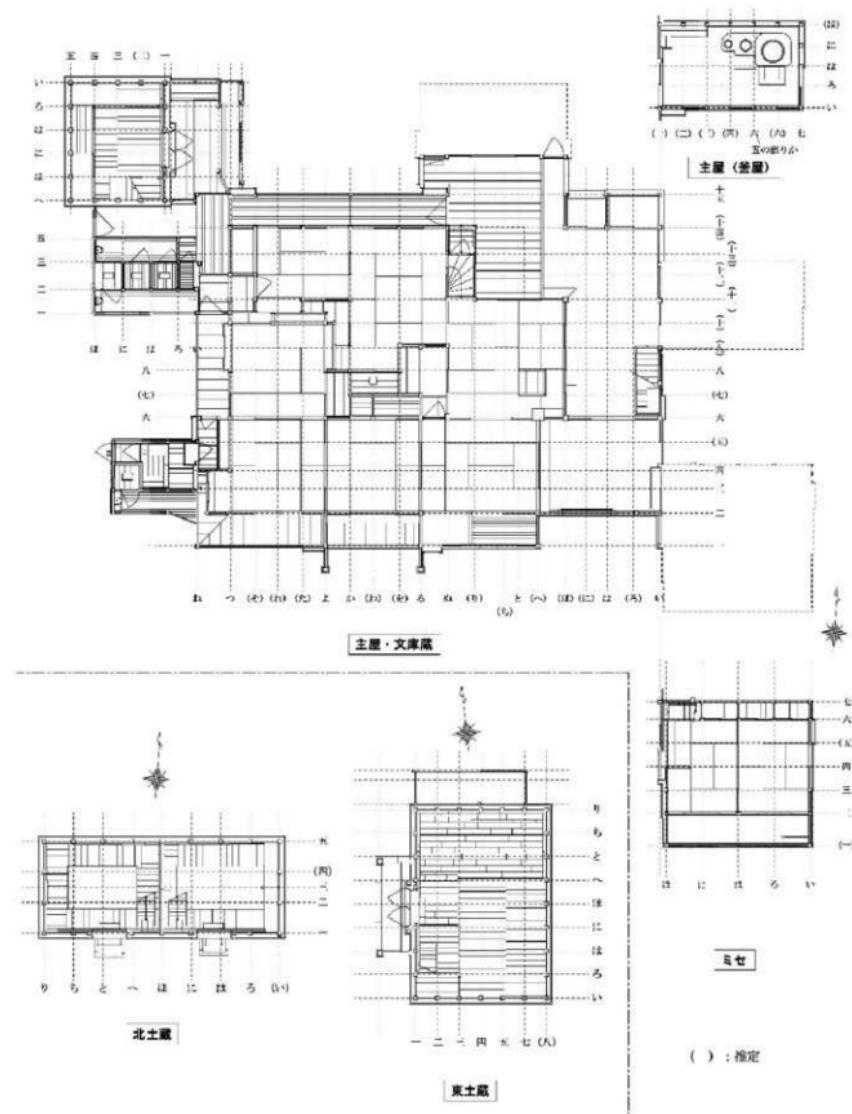


図 4-4-2-1 松城家建物当初番付推定図

## ④柱間寸法計画

### (主屋)

今回の修理では軸部の解体範囲が下屋のみに限られ柱や桁の真墨も部分的にしか確認できなかつたこと、経年の狂いや当初の施工班により各所実測によつても溝りのある計測結果しか得られなかつたことにより判然としない部分が多かつたが、大きくは1、2階とも疊割が中心となつて規模を決定されたものと推定できた。疊敷きの室廻りでは柱間計画：概ね5.8尺×2.9尺の間東間にによる疊割（ミセも同様）、一部の縁廻り：完数制（寸単位）、敷鴨居内法：5.8尺（ミセ1階も同様）を基幹寸法としており、四周の慣で調整のきく2階ではさらに総間も完数設定により決定している可能性がうかがえた。主屋1階柱幅は大黒柱の1.55尺角・マエナンド押入内の8寸9分角を例外として、概ね5寸5分角～4寸5分角、2階は西半中央の円柱も1.1尺皮むき丸太以外は概ね4寸2分角程度であった。

主屋1階の間取りは、ジョウダンノマ、オザシキ、オクナンド、ホンゲンカンでは、上記疊割に柱径5寸の加味、ヒロマ、ナカノマの桁行方向は上記疊割に柱径5寸5分の加味によって定まる柱間寸法の理論値にかなり近似する実測結果が得られた。実施の建設の際に柱径を少し変えたり五平に造つたりしている箇所もあり、柱角が疊に食い込んだり、敷鴨居が変則に納まる箇所も見られた。また、マエナンド、ナカノマ、土間や座敷廻り・押入の奥行きなど、建物中央部の室や疊割の制約をあまり受けない部位の寸法を予め調整要素にするという前提できりのよい尺寸で計画を定めたと考えられる箇所もあり、全体としては疊割を念頭に置いた上で完数制も取り入れた複合計画であったと思われる。但し、特に主屋1階は経年の狂いや当初施工班によつて、総間や各室の寸法において矩形と呼ぶには伸び縮みがやや大きい部分も見られたため、ここで取り扱う寸法は参考値とする。

主屋2階の間取りは、南西八疊間、応接間、南東六疊間などでは、上記疊割に柱径4寸4分の加味によつて定まる柱間寸法の理論値にかなり近似する実測結果が得られた。また、北西十疊間や前の間、次の間のように上記の疊割理論値ときりのよい尺寸によつて定めたと思われる箇所や、北縁、南縁や板間などきりのよい尺寸によつて定めたと思われる箇所も見られた。田の字型4室を配する西半エリアと、龍の間などを配する東半エリアとは、疊配置としては連続性が乏しいこと、1階とは異なり主要室と外壁の間に雨戸引込み収納用スペースを廻し、寸法調整がしやすいことにより、複合的な寸法計画をなしたと思われる。但し、龍の間は次の間のような窓

台スペースがなく、広めの間取りを割つたため、寸法に延びのある疊敷きとなつてゐる。

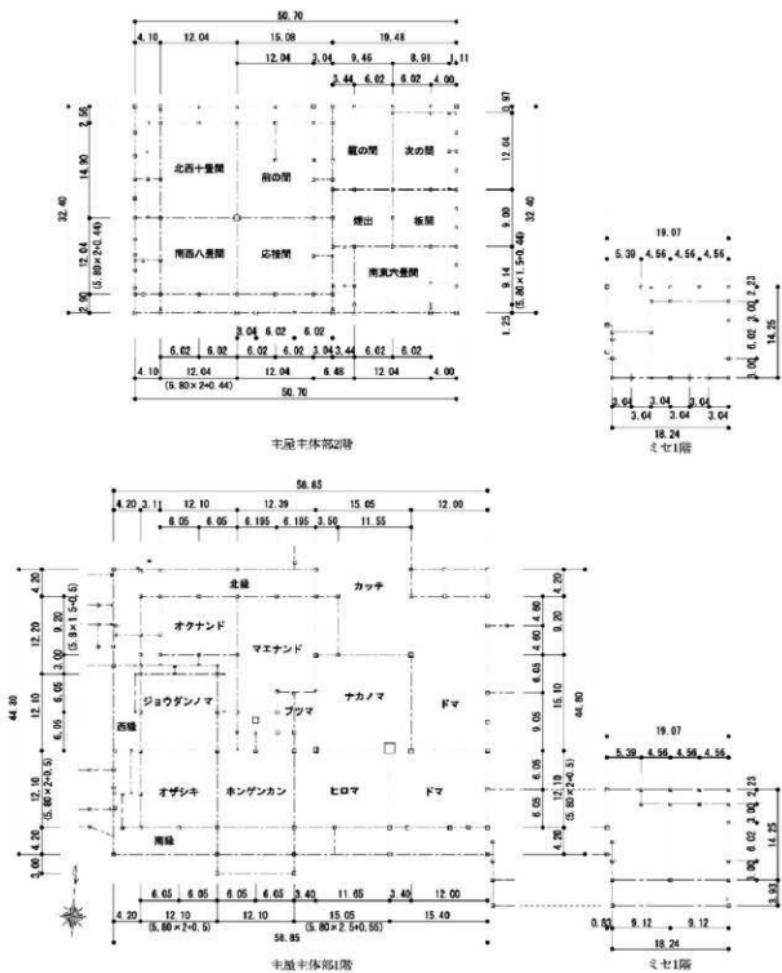
### (主屋付属棟)

釜屋に関しては、主屋取合いの柱位置に従つて梁間総間寸法が概ね決まるが、双方の柱径の違いもあり釜屋桁行通り真は主屋の通り真に合わせず、微調整して10.6尺にまるめたものとみられる。桁行は任意であるため、1間を3.0尺とし総間が18.0尺という完数値を設定した計画がうかがえる。

便所に関しては、南側通りを主屋柱筋に合わせ、北方へ梁間寸法を切りのよい寸法で定めたと思われる。主屋西縁・北縁は、雨戸を区画する側柱は桁真を踏んで正規の位置に建つが、雨戸が外側を通る位置の側柱は真を東へずらしている。また便所南廊下取合い位置では、出入口の引戸を通して、主屋側桁真より西へずれる柱も建てられている。便所の桁行寸法の取り方は、計測結果からはこの3種類の通り芯の内、東へずらした主屋側柱真からの寸法取りが綺麗な数値で現れた。但し、西へずれる柱が基準であったとしても4分の誤差で完数値の計画になるため、便所の東の基準は上記2者の可能性を指摘するにとどめておく。

### (ミセ)

西側通り筋は、北1間を主屋ドマとの通用口とするため主屋側通り筋と共に通せているが、それより南は外壁擬石塗大壁を施工するため、真壁で納める主屋側通り筋（ワキゲンカン東袖壁）から東へ8寸3分ずらしている。1階において、主屋との兼用柱がなくミセ単独の計画を反映できる南側の柱間をみると、桁行方向に連なる疊敷き2室は、5.8尺×2.9尺の疊に柱径4寸2分の加味によって定まる柱間寸法の理論値にかなり近似する実測結果が得られた。疊の制約を受けない下屋や押入の奥行き方向の寸法決定に関しては判然としなかつた。2階は、1階からの通し柱の影響で柱間が概ね拘束されるが、桁行柱間は、南側総間18.24尺を6等分して配置され2階東側八疊室では桁行方向に若干の延びが出る。2階の旧疊は部分的にしか残つておらず、腐朽も著しい事から当初どのように敷かれていたのか不明であるが、比較的残りの良い縁無し琉球疊を計測ると、ちょうど5.8尺×2.9尺であった。使用人が寝起きする室でもあり、細かい敷き合せは気にせず規格寸法の疊を用いていたように思われる。



### 主屋主体部・ミセ 当初平面

図 4-4-2-2 松城家主屋主体部・ミセ柱間寸法計画推定図（単位：尺）



図 4-4-2-3 松城家主屋付属棟柱間寸法計画推定図（単位：尺）

(文庫藏・東大藏・北大藏)

本章第3節第2項「家相図の検証と平面計画」で触れた通り、原設計である家相図には寸法が示されていないが、宍戸頬母の相宅知天鏡「中農家吉相の図」では、一種の體形として、文庫蔵の桁行総間：2.5間（15.0尺）、東土蔵は桁行総間：4間（24.0尺）×梁間総間：3間（18.0尺）、北土蔵の桁行総間：6間（36.0尺）が示されている。いずれも下屋のない主体部を対象とした體形であるが、構造的計測の結果、文庫蔵、東土蔵の桁行総間ではその通りに、東土蔵の梁間総間は少し大きく、北土蔵の桁行総間では少し小さくなっている。いずれの棟でも尺による閏数値がどこかに入れており、柱真々の総間を決めた上でこれを割り込んで各柱間が定まつものと思われる。尚、北土蔵に関しては家相図に「土蔵ナレハ尚々言」と書き込まれ、板蔵とも解釈できる計画がなされているが、描かれている柱配置は総間で桁行5間×梁間2間となっており、柱間数は異なるが、桁行寸法としては実際に造られた30.0尺に一致する。東土蔵梁間及び北土蔵梁間の寸法をなぜ切りのいい数値で設定しなかったのかは不明であるが、広くない敷地に対する占有規模と余地の微妙なやりくりの末、実施寸法を決定したとの解釈したい。

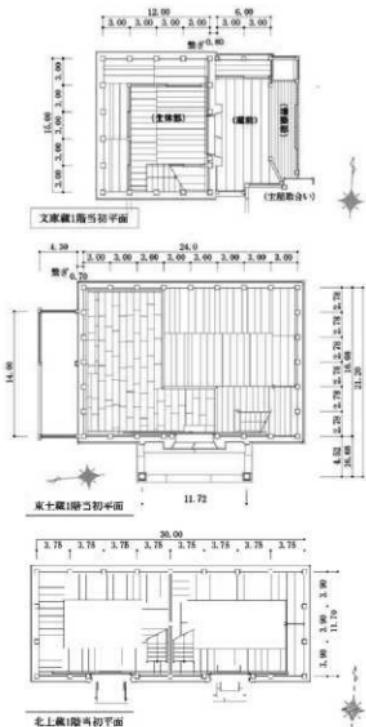


図 4-4-2-4 松城家土蔵柱間寸法計画推定図（単位：尺）

## ⑤室内内法高さの計画

松城家居室の敷鴨居内法寸寸法にも明らかな傾向がみられる。主屋1・2階室、ミセ1階室（2階は化粧小屋裏で十分な空間ではない）、文庫蔵2階室では、敷鴨居内法が疊の長手寸法である5.8尺に統一されていた。これは建具作製の際に一種の種形・木割として画一的に製造管理しやすいメリットがあり、材料規格・流通などの生産・供給システムも背後にあってのことと考えられる。一方、主屋ドマ出入口の板戸や格子戸など6尺を超える内法や、文庫蔵1階の板戸上下2段押入の内法6.0尺など数種類の内法が見られた。天井高さに関しては8.0尺を少し超える程度の設定であるが、寸法はまちまちで特段の計画性はみてとれなかった。

### 第3項 屋根

#### ①概要

松城家の主要棟の屋根は全て桟瓦葺であるが、当初の瓦は既往の研究によると「清水瓦」<sup>62)</sup>と呼ばれ、地域や時代の近い重文旧岩学校校舎に多く葺かれていた東海式<sup>63)</sup>の瓦当文様に分類される。瓦当文様は微妙に異なる数種類のものが現存していたが、今回が初めて解体した部位においても当初から複数の文様瓦が同時に用いられていたことが明らかで、数件の瓦製藍元で作製したものと同時に仕入れていたものと思われる。昭和41年頃に主屋大屋根を全面的に葺き替えたときの瓦は、規格品の「三州瓦」であり、当初の瓦とは大きさ・形状が異なり、瓦割や葺足が合わせ併用ができないため、昭和以降の修理では補修する部位を含む面は新しい三州瓦で全面的に葺き替えられていた。従って、瓦（割・葺足）の寸法体系は大きくは2種類で、当初～昭和中期までに用いられた桟瓦は棟に間わらず、平均葺足は176mm・瓦割230mmとし、昭和中期以降に葺き替えられた瓦は、平均葺足235mm・瓦割265mmであった。昭和中期以降の工法については第3章第2節「屋根工事工法表」に示し、ここでは

当初の仕様を中心に述べる。

修理前の各棟屋根材区分は図4-4-3-1の通りである。尚、北土蔵は内部に古瓦が保管されていた。

#### ②下葺

当初の土居葺は杉皮、長さ3尺、幅8寸内外、葺き足2.2尺で、最上段の杉皮は中央部で馬乗りに曲げて棟に被せ、瓦棟は杉の角材を380～590mmの間隔で釘止めしていた。文庫蔵大屋根では、前述した杉皮、瓦棟の上に土居塗を設け、厚5～6cm程の矢羽根状の筋を付けて荒らした上で、葺き土を置いて瓦を葺き上げており、他の棟に比べより堅固な仕様としていた。また、ミセや各土蔵の窓庇では、杉皮を置かず野地板の上に直接葺き土を置いて簡略化していた。

#### ③棟瓦葺

大屋根は当初はベタ土置きで、数段毎に銅線を瓦棟に結び付け葺き上げていた。ただし軒先の仕様は各棟で異なり、ミセ大屋根では、正面（南面）にのみ敷平を入れ、軒唐草を銅線で瓦棟に結び付けている。文庫蔵大屋根では、敷平を砂漆喰で固定し、軒唐草を土居塗に銅釘1か所止めとしていた。東土蔵大屋根では、軒台瓦<sup>64)</sup>を瓦

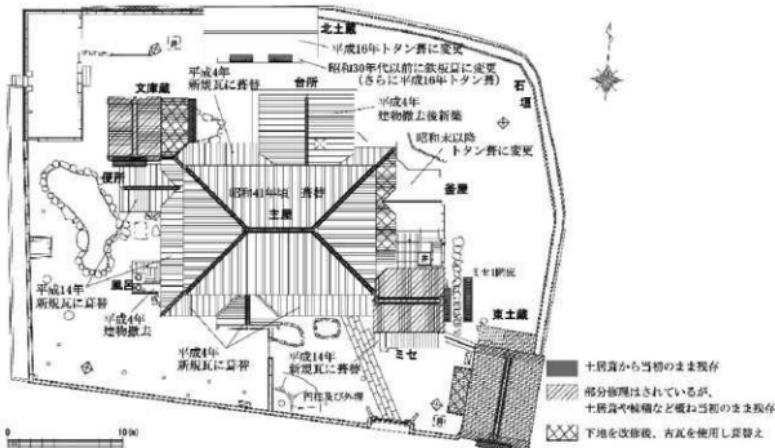


図4-4-3-1 修理前 屋根材区分図

<sup>62)</sup> 「伊豆のなまこ壁建造物群と清水瓦」、網 伸也、近畿大学民俗学研究所、2014年

<sup>63)</sup> 「江戸遺跡出土資料に見る近世軒平瓦・軒桟瓦の地方色」、『古代』第101号、金子智、早稲田大学考古学会、1996年

<sup>64)</sup> 類例をあまり見かけないタイプで、本工事における便宜上の呼称である。軒瓦を据える際の軒付蛇腹上角の補強や、軒の通りを良くする意図で挿入するために考案・作製されたものと思われ、反りのない矩形板瓦の1辺に矩手に重ね付けたような恰好である（写真4-4-3-1～2）

棟に銅釘 2 か所止めし、砂漆喰で調整しながら両隣の軒台瓦と固定。軒唐草及び鰐羽瓦は瓦棟に銅線で結び付けていた。土蔵などの窓底は、野地板に開けた穴に銅線を通して軒唐草をゆわえ、筋置き土で葺き上げていた。

風切丸瓦は、ミセや各土蔵の大屋根、下屋庇に見られ、砂漆喰で 1 列ないしは 2 列葺き上げていた。土蔵の妻軒付では、破風納めの場合のように僅かに投げ勾配が付けられているため、軒先の平長より棟長が若干長いが、棟瓦葺のため割付調整も難しく、割りこぼしの処理として隙間が開いたりする列を鰐羽付近に配置して風切丸瓦をかぶせていた（写真 4-4-3-5）。

また庇の現状（写真 4-4-3-6）や 古写真（写真 4-4-3-7）より、当初屋根の目地漆喰は棟・際駁斗に限らず平葺全面にも棒漆喰として施工されていたことが分かったが、第 3 章 第 2 節 第 6 項で示した通り、今後の維持管理措置も考慮して部分的に施工する方針とした。その他、主屋付属棟、ミセ、各土蔵の樓羽には袖漆喰巻が施されており、表面には部分的に当初の黒ノロ仕上げが残っていた。

#### ④棟積み

当初の棟積みはミセ、文庫蔵、東土蔵に残っており、その他は古写真で確認した。積み方は、第 3 章 第 2 節「屋根工事工法表」に示す。尚、主屋は付属棟も含め鬼瓦が残存していなかったため、古写真（写真 4-4-3-8）などを参考に新規で制作した。

残存する鬼瓦は、鬼台に乗せて裏から攢り銅線で引き、一方を瓦片に結び付け棟積内に埋め込んでいた。文庫蔵、東土蔵では鬼瓦裏から通した銅線を鬼際の輪違い瓦、海鼠瓦に開けた穴に通した上で、瓦片に結びつけていた。鬼台は風切丸瓦上に据え、海鼠瓦その他瓦片を下地として、砂漆喰で塗り固めて構築されていた。

面戸漆喰塗、目地漆喰は各棟とも砂漆喰下塗りの上に漆喰塗りで仕上げており、東土蔵のみさらに黒ノロ仕上げとしていた。また、文庫蔵、東土蔵の大棟では面戸漆喰の下塗りに淡い鼠砂漆喰、中塗りに濃い鼠砂漆喰を使用するなどしていた。北土蔵やミセの海鼠目地でも同様に中塗りで鼠砂漆喰層を挿入などしており、工程管理上の都合なのか、その他品質上の効果を期待したのかは同様に不明であった。

#### ⑤影盛、ハナブカ

影盛は、ミセ、文庫蔵、東土蔵に現存しており、瓦片を骨材に砂漆喰で整形し、黒ノロで仕上げていた。また、敷地入口から目に付きやすい東土蔵大棟影盛（正面半分（即ち西半）に限る）には、裏面にレリーフ状の唐



写真 4-4-3-1 東土蔵軒先 1



写真 4-4-3-2 東土蔵軒先 2



写真 4-4-3-3 東土蔵軒先 3



写真 4-4-3-4 東土蔵軒台瓦全景



写真 4-4-3-5 東土蔵風切丸瓦体状況



写真 4-4-3-6 文庫蔵南庇 修理前目地漆喰状況



写真 4-4-3-7 明治末～大正主屋、ミセ目地漆喰状況 (古写真 2 扱)



写真 4-4-3-8 昭和 59 年主屋南面漆喰塗り状況 (古写真 2 扱)



写真 4-4-3-9 東土蔵面戸漆喰



写真 4-4-3-10 東土蔵影盛

草文様が施されていた<sup>65</sup>。この唐草文様は『番匠秘事 左官図式』<sup>66</sup>に近似した絵様が掲載されており、建立時に難形本を参考にしていた可能性も考えられる。

ハナブカ（本章 第3節で先述）は文庫蔵と東土蔵で残存しており、文庫蔵は円形、東土蔵は鬼面であった。それぞれ両妻面の押み巴を素丸瓦とし、先端部に砂漆喰で整形、黒ノロで仕上げていた。北土蔵に関しては、屋根がトタン葺に変えられる直前の平成15年台風直後の写真より。文庫蔵と同様の円形の漆喰瓦当が取り付いていたことが分かった（写真4-4-3-12）。また東土蔵の鬼面では、骨材として瓦片を入れていたことが確認できた。この鬼面は、正面側（南西＝裏鬼門）を目の瞳を盛り上げ、背面側（北東＝鬼門）を目の瞳を窪めていたため、陰陽を表していると思われる。松城家の建物の中で、唯一平面軸線が傾いて、北東（鬼門）と裏鬼門（南西）に妻を向けているのが東土蔵であり、魔除けの一種としてハナブカを鬼面にしたのかも知れない。

#### ⑥瓦

当初～昭和中期頃までの瓦から複数の刻印が発見され、どの部位でも複数種の瓦を使用していた。土蔵窓底を例にとっても、使用されていた「ヤマに長」「キ洪」「ヤマに大」の刻印の瓦はいずれも建設当初から小範囲の屋根に同時に葺かれていたもので、多少の文様の混在は見染え上気にされなかつたものと判断できる。尚、近隣地域の大川家長屋門（沼津市有形文化財、江戸後期頃）に用いられていた旧瓦（切隅造り出し型）もこのような考えを示す例と思われるが、隅瓦において妻面と平面で異なる文様の瓦当となるように作製されている。

「キ洪」瓦は軒唐草・平瓦・素丸瓦・熨斗瓦等多くの種類の瓦でみられ、刻印が発見された瓦の中で4割を占めていた。松崎町の重文旧岩科学校校舎の軒平瓦・平瓦でも使用されており、修理工事報告書によると静岡県清水市の渡邊金左衛門商店の屋号で、天保年中にはすでに瓦屋を営んでいたという。他にも静岡市の臨濟寺御本堂の大棟鬼瓦でもこの「キ洪」瓦を使用していることが報告されている（本堂が棟瓦葺に変更になった明治20年のもの）。

静岡県内の瓦生産は、駿府城築城の折、三河の瓦職人が移住し巴川（静岡県清水市）の良質な粘土を利用しいぶし瓦を製造したことから始まり、これより県内各地へ広がったと言われている。近代における清水地区的瓦製



写真 4-4-3-11 文庫蔵ハナブカ  
(左)



写真 4-4-3-12 平成 15 年北土蔵ハナブカ  
(兼弘氏撮影写真切抜)



写真 4-4-3-13 背面(北東)ハナブカ (左) と正面(南西)ハナブカ (右)



図 4-4-3-2 刻印一覧



写真 4-4-3-14 大川家長屋門 旧瓦

<sup>65</sup> ミセ大棟の正面側（南半）の影彫にも跡が残っていたが、立体状のものでなく判然としないため、今回の修理では上から黒ノロ掛けのみを行い、旧面を内部に残した状態で影彫を再用した。

<sup>66</sup> 『番匠秘事 左官図式』作者不明、国会図書館所蔵、安政5～明治中年(1858～1890)

本節 10 項「漆喰彫刻」でも示すが、主星2階北面外壁の唐草モチーフも、同難形本に似た絵様が掲載されている。

造は安政年間から萌芽がみられ、巴川南岸の渋川等に作業場を設けていた<sup>67</sup>。網伸也氏の研究<sup>68</sup>によると、伊豆半島における瓦生産は一部を除いてほとんど行われておらず、他地域から大量の瓦を運搬によって運び込まれなければならなかった。渡邊金左衛門商店は清水港から焼き上げた瓦を船で出荷しており、出荷先は地元や西伊豆が多く、下田も含めた伊豆半島一円に広く送り出していた。

軒唐草は瓦当文様が「東海式」に分類されるもので、巴の回り、溝や若葉の向き、巻き方等により大きく11のグループに分類した(図4-4-3-3)。ただし同グループ内でも差異があり、より多くの種類が用いられていた可能性もある。棟平瓦も、刻印だけで11種のものが確認でき、「キ沢」瓦は手前に「ろ」「は」の刻印があった。「ろ」は60枚程度あり、さまざまな場所で使用されていたが、「の」「は」は数枚程しか確認できず、時代による違いかは判断できなかった。今回の調査では、当初からかなり複数の瓦が特に使用場所の法則性もなく用いられていたことが分かったが、時代による仕様の違いなど明確なものは判明しなかった<sup>69</sup>。

鬼瓦はミセ、文庫蔵、東土蔵に当初のものが残存しており、主屋の式台玄関、北土蔵は北土蔵内部に保管されていた。主屋の式台玄関、各土蔵では胴部と鰐を別材として銅線で結び付けており、ミセは一体に作成されていた。尚、古写真より主屋主体部や付属棟の屋根も一体型であったことが分かった。胴部の文様は、主屋、ミセ、

文庫蔵に松城家の家紋である「木瓜紋」を用い、東土蔵、北土蔵には商号である「⑦」を使用していた。どの瓦にも箋書きなど、年号や特定の職人を示す年紀は見られなかった。



図4-4-3-3 「キ沢」の刻印がある瓦寸法



写真4-4-3-15 「キ沢」平棟瓦 刻印「ろ」



図4-4-3-4 軒唐草分類

67 「第39回企画展 島田瓦物語」島田市博物館、2006

68 「伊豆のなまこ壁建造物群と清水瓦」、網伸也・民族文化No.26、2014.7

69 松城家上棟以降、昭和41年から既製品三州瓦が用いられるようになるまでの90年ほどの間で、1~2回程度は新規瓦を補足した修理があったと思われるが、文様を除いて製法の違いや風化の差も現存する古瓦からは区別が付かない。近接地域の古そうな民家でも、いたる所で松城家に使用されているような清水瓦が見られるが、恐らくは複数の窯元で長い期間製造されてきたものの、規格的な寸法や形状など一定のルールが踏襲されてきたと思われる。松城家では主屋下屋東面や文庫蔵前では、過去に古瓦を再利用して葺き替えられているが、西土蔵の撤去時に捨てずに取っておいた瓦や、昭和以降の規格品瓦に取り替えられた際に蔵などに保管していた傷んでいない瓦が時間を置いて用いられる可能性も高いと思われる。



1 鬼瓦 式台玄関（平成4年工事で交換、北土蔵内に保管）



2 鬼瓦 ミセ大様



3 鬼瓦 文庫藏大様



4 鬼瓦 東土蔵大様



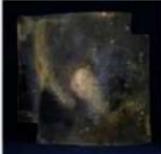
5 鬼瓦 北土蔵大様



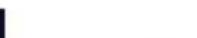
6 軒唐草瓦 D「ヤマ長」



7 軒唐草瓦 G「キ洪」



8 棟平瓦 「ヤマ長」



9 棟平瓦 「キ洪」



10 軒巴瓦 刻印なし



11 素丸（風切）瓦 「キ洪」



図4-4-3-5 当初の鬼瓦、軒唐草瓦、棟平瓦、軒巴瓦、素丸（風切）瓦

#### 第4项 左官

本項では主に当初の技法を中心に、後世の変更についても重要なものについて示すが、第3章第2節「左官工事工法表」との重複をなるべく避けて要点を示す。

①主觀

### (1) 概要

主体部外壁は1階下屋の真壁造、2階の大壁造に大別できるが、1階下屋のうち東面（ミセより北）は内法上を大壁、軒廻りを揚げ裏としていた。北東隅部は改造で土を落とされていたが、下地軸組材や古写真により当初は海鼠壁及び、軒廻り黒漆喰揚げ裏の構成であったことが分かり。ミセ軒廻りや金屋へカッテ・台所東面の左官仕上げが一連で大壁造となる体裁をとっていた。東下屋は瓦が葺き直された際に雀口塗りが落とされ、全体的な破損も著しかったが、殆ど後世修理の痕はなく当初仕様一式が推定できたため、東土蔵西面出入口上庭や北土蔵1階南面庇の復原の参考とした。残存する在来壁は1階では式台部分を除き、下地から仕上げまで概ね当初の状態を残していたが、2階は外壁四隅・南北面廻り下半を中心に平成22年の災害復旧工事及びそれ以前の修理で部分的に下地からやりかえられていました。2軒軒廻りも過去の漆塗上塗り直し痕が確認できた。

今回の修理は、1階では東面の掲げ裏を中心に入部下地より、軽微な箇所ではノロ掛け補修とし、2階では過去の修理を受けた石積風塗喰喰大壁下半の擬石塗り再修理や、破損や亀裂の目立った南面窓廻りオーダー型円柱下部・南北面窓枠下部や軒付に關して部分的に下地より補修を行った他は、剥落する箇所の漆喰上塗り直しなどの軽微補修、それ以外は表面の清掃、部分的なノロ掛けによる色合わせ程度にとどめた。また、石積風塗喰喰大壁の南面上方一部は当初の仕上げがよく残るなどの条件のもと、今回修理との取合い色斑が生じて見た目の悪さが発生したとしてこれを容認して、清掃以外に何も手を加えず原規を保存する箇所を所蔵に設けた。

色塗喰などの着色手法の分析には蛍光X線分析（機種 Thermo Scientifics 社製 NITON XL3t-950S）を用い、分析結果は項末に掲載した。

(2) 1階軒廻り揚げ裏

北東隅の外壁・軒廻りは平成4年の改造により、左官材料は全て撤去されていたが、下屋東面当初残存部の仕様としては、頬杖は木下地に網目状の鋸目<sup>70</sup>をつけて荒らし、φ4.5mm繩繩を直接巻き、出桁は同繩繩を直接巻



写真 4-4-4-1 1 間車下屋掲げ裏（修理前）



写真 4-4-4-2 1階東下屋掲げ裏下地（解体中）



図4-4-4-1 1階車下屋軒廻り揚げ裏

<sup>70</sup> 松城家全棟で共通して見られる手法で、主に漆喰・砂漆喰の食い付きをよくするため、手鏡で網目状に傷を付けたり、一定リズムの直刃新を打ち込んで同様に崩らしている。各種当初の損傷は原則としてトンボや下草に頼らない工法であった。

いた上で、縄巻割竹（幅24~30mm程度に割った真竹をφ4.5mm蘆繩で巻いたもの）を釘打ち、腕木は同縄巻割竹のみを釘打ちとしていた。縄巻割竹は背を木下地側にして釘止めされていたが、土が固まるまで竹の固定度は劣るもの、木下地との隙間に土が回りこみやすく、揚げ塗り土の脱落防止を意図したものと考えられる。中塗土は上記の下地施工の後に木下地のつらより24~27mmの厚さまで塗り付け、白漆喰を3mm程度に塗った後、黒ノロを薄くかけた仕上げとしていた。垂木下木摺及び鼻隠板は、80x15mm内外の杉板をφ4.5mm蘆繩で巻いたものを6~12mm目透かしに釘打ちし、中塗土を垂木つらより36mm程度の厚さまで塗り付け、白漆喰を3mm程度に塗った後、黒ノロを薄くかけた仕上げとしていた。土蔵の窓底などを除き、松城家の黒漆喰仕上げは白漆喰の上に薄い黒ノロを施すため、風雨に曝されやすい箇所では黒が剥げ落ち、一見白漆喰仕上げのように劣化していた。

また、松城家の当初左官工法の共通事項として、左官塗り厚を薄く仕上げたい箇所では、荒打ち・中塗りを省略して木下地を手鉈や鋸で荒らした上に砂漆喰を下塗りとし、漆喰上塗りをかけて絶厚6mm程度に抑えており、主屋や土蔵室内漆喰天井などにも見られた。一方で塗り厚を確保できる部位では、細目荒らしの木下地に直縄を巻き付けたり、縄巻竹を打ち付けた上で土塗り層を設け、漆喰の工程に移っていた。

主屋東下屋の軒裏は木摺の開きが少ない上に中塗土に裏返しができていないため脱落の原因となっていた。

### (3) 2階軒廻り揚げ裏

軒裏は四周共に長押状の蛇腹見切り帶部分まで白漆喰仕上げの揚げ裏としていた。下地は全て当初材で、垂木側面に釘打ちしたアール状造り出し骨板に、幅40mm内外・厚6mmの木摺板(φ4.5mm蘆繩巻)を15~22mm目透かしに釘打ちし、鼻隠板及び広小舞外面は縄目をつけて荒らしていた。さらに、瓦座と鼻隠板には縄巻割竹(幅24mm内外に割った真竹をφ4.5mm蘆繩で巻いたもの)を釘打ちとして砂漆喰または中塗土の食いつきをよくしていた。尚、軒付部分の割竹は、下屋東面軒廻り揚げ裏のように背を木下地側にして釘止めする箇所が大部分であるが、複数職人の手の違いからか、逆勝手に止められている箇所もあって一貫性は見られなかった。

軒付は、下地の垂木鼻隠板や中塗土までは当初材が残っていたが、昭和の屋根葺替工事の際に漆喰上塗りは一部を除きやり替えられていた。中塗土を広小舞前下角位



軒裏骨板下地納まり  
写真4-4-4-3 2階軒廻り(解体中)



揚げ裏下地塗り



中塗～仕上げ層出し  
写真4-4-4-4 2階軒廻り断面(解体中)



海鼠瓦と竹釘の納まり



当初のコーナー下地の納まり  
写真4-4-4-5 2階軒廻り下地



後世の下地補修

置までを塗った後に、通常よりも細かい麻筋が入った砂漆喰を瓦座まで一体に3~6mm塗って不陸をならし、仕上げ白漆喰を3mm厚に施していた。

### (4) 2階石積風漆喰塗大壁(擬石塗り)

当初の下地は土蔵などとも概ね同様で、柱に約12cmピッチで施したツタ掛け刻みにφ33mm内外半割竹を蘆繩で格子状に編み、その編んだ網を下まで垂らして、荒壁面に塗り込み剥落防止策を行っていた。荒壁土は茶褐色で粘性が悪く小石混じりで鉄分の多いものが使用されていた。荒壁は割竹つらより32mm程度までとし、その上に8mm程度の厚みに中塗りをつけて基準下地面とし、そこへ265mm角・厚16mmの海鼠瓦を団子状の接着土を置いて压着し、海鼠瓦つらが中塗りつらより24mm程度となるよう<sup>71</sup>破れ目地状に張っていた。海鼠瓦は各土蔵の当初海鼠

<sup>71</sup> 精緻な中塗り面を計画基準面として仕上げ、1個の接着土団子を中央に置いて海鼠瓦を押し付け顔染ませるのは、土蔵なども含めて共通する松城家の当初工法である。四半張りの海鼠壁に進む場合はその中塗り面に割竹墨を出している。

壁に用いられているものと同じもので、焼成前に予め4辺の中ほどに約8mm内外に空けられた穴に竹釘を打って張り付け、瓦の目地や面には漆喰を薄く盛って隙間にも充填していた。瓦層の意味合いとしては、雨水の浸透防止もしくは単純に下地としての頑強さを狙ったもの、あるいは厚みのある左官仕事の工期短縮を意図したものと思われる。壁内部に瓦の層があるのは松城家の建物では他にミヤ・便所に限られており、日本建築の左官工法としても珍しいといえる。本来の仕上げを海鼠壁として計画していたものを建設中に計画変更して下地瓦にした可能性も考えられたが、推定される瓦目地の繋がりが、東西南北面のコーナーを介して乱れる箇所があること、中塗り面には土蔵の海鼠壁のような瓦の割付計畫がないこと、東土蔵北下屋内部海鼠壁（破れ目地）の存在により、建設当初は意匠的に四半振りよりも破れ目地振りを下位にみていたと思われることなどから、主屋2階外壁の海鼠瓦は最初から意図的に詰め物として用いられたものと判断した。

海鼠瓦の止め釘は、鋪びた際に膨張して瓦を割る恐れのある鉄材でなく竹を用いたものと考えられるが、釘穴は瓦面に対して垂直でなく内に向かうよう斜めに開けられており、硬化後は海鼠瓦を外へ引っ張つてもびくとも動かない状態となっていた。これらの工法も、ミセや土蔵3棟などに全て共通して用いられていた。

擬石塗りの仕上げについては、当初より殆ど手を加えられずに残っていた箇所は主には各面上方の一部に限られた。当初部分において、表面に滲み出たレイターンス（漆喰成分のアクリ）や、後後に施された上塗り補修表面を軽くヘラで搔き落とす（写真4-4-6左）、僅かに青味がかった鼠塗仕上げが確認できた<sup>72</sup>。当初の上塗り仕上げは図版4-4-1に示す通り、蛍光X線分析の結果によると、漆喰主成分のCa（カルシウム）を除外すればFe（鉄）とSr（ストロンチウム）の検出が見られたが、後述するミセ西面の擬石塗りの分析結果も類似の傾向であり、下塗の砂漆喰（白）の分析結果とも特に差異が見られないことから夾雜物と判断し、鉱物由来の顔料成分を用いない天然の色砂や墨などを用いた砂漆喰であったと思われる。残りのよい箇所の色味は、マンセルの色相・明度・彩度=5PB8.5/0.5～5PB8.0/0.5を示した。今回の修理では、新しく塗る箇所はマンセル 5PB8.0/0.5に統一した。

石積みの化粧目地は、輪郭は幅 35 mm、深さ 14 mm の三角断面の化粧目地となっていたが、石積み模様の配列・

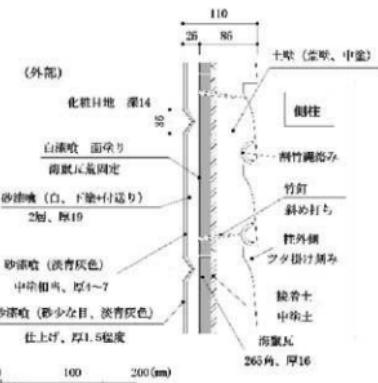
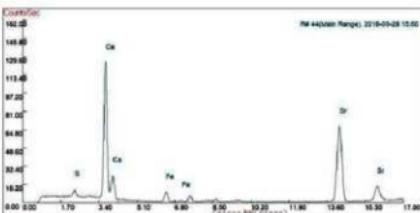


圖 4-4-4-2 主層 2 膜石積層透喻德太壁斯兩面



表面レイタンスの除去  
写真 4-4-4-6 2階擬石塗り仕上げ調



図版 4-4-4-1 2 階壁石塗り当初漆青色仕上げの分析値

納まりの割付が規則正しいこと、又目地部分の傾斜角度が一定しており三角形断面の目地棒を貼り付け、それに沿って砂漆喰で下塗りまで行った後に、目地棒を取り除き上塗り・上塗り仕上げに進んだものとみられる。表層近い中塗りでは砂漆喰に仕上げ色とほぼ同色の色を与えていることは、仕上げ面が多少風化しても同色が現れるように意図されたものと考えられる。

<sup>72</sup> 戦後の松城家当主であった松城林三氏の報告（『登録有形文化財 松城家－詳述一』、平成13年）では、「青壁」と評している。

## (5) 窓廻り

## ア) 南面・北面西半漆喰蛇腹大窓枠・オーダー柱

南面額縁状蛇腹付き窓は3箇所設けられ、いずれも丸太半割柱を漆喰で塗り込めた円柱が開口中央に立つ。北面のものは西半部横長の大開口窓1箇所で、南面のものと細部意匠を同一にするが、3本の円柱によって間が4つに分けられている。いずれの円柱も柱頭・柱脚に漆喰装飾を施したトスカーナ式オーダーのもので、経年劣化や南面バルコニー撤去時などに一部破損して補修されていたが、概ね当初の姿を残していた。複雑な形状の蛇腹では設計図に基づいて、引き型を作り予め単部材を製作し、それを現場で鋼線や漆喰で取付けることが多いが、ここでは額縁蛇腹の形状が連続している事やジョイント等が見られないため、現場引き漆喰蛇腹工法で造られたとみられる。柱頭キャビタルや台座部分も同様の現場引きで行われたようである。下地丸太はきめ細かく刃物で荒らし食い付きをよくした上で、砂漆喰を10mm程度の厚さに塗り、最後は自然の風合いを出すために鎌で凹凸に引き摺りの仕上げとしていた。他箇所あるいは他棟と同じく、ここでも下塗りにヒゲコなどを用いていないが、砂漆喰の塗厚を薄くすることによって、自重が軽減され剥落防止の効果も狙ったものと思われる。

今回の修理では、下地からの剥離や亀裂の著しい箇所のみ下地から塗り直し、それ以外の殆どは清掃のみとして当初の仕様を存置する方針とした。

## イ) 西面半円付き鍾窓枠・擬窓

西面鍾窓には漆喰地に青色で彩色した半円形ファンライト付き鍾窓が3箇所設けられている。実際に開閉できる窓は南端(写真4-4-4-9右端)の1箇所のみで、他は漆喰影刻による窓形イミテーションである。南端の両開鍾窓建具部分のみ実際の木製建具・ベンキ塗りとする他は全て砂混じりの漆喰を塗り、金鎧押さえ仕上げとしていた。現状ではファンライト部分は水色で、全体的には褐色のため当初の状態が明確に把握出来なかつたが、明治期の白黒写真では少なくともガラリ状の鍾窓に着色がうかがえる(写真4-4-4-10)。修理に伴う調査の結果、窓枠・鍾窓の見込み部分には焦げ茶色・緑色の着色が部分的に残っており、ファンライト部分の現状の水色は後補で、当初の仕上げ面に白漆喰を塗り直したものであるが、当初はもっと濃い青色であったことが分かった(写真4-4-4-11左)。青は恐らく、硝子を意図したものと思われるが、当初とみられる顔料は蛍光X線分析の結果、ウルトラマリンを使って練り合わせた漆喰を1mm厚程度に塗ったものと判断できた。窓枠の見込み部分の焦げ茶も当初のものと思われるが、枠見付面は背景地の擬石塗



写真4-4-4-7 2階南面窓廻り（修理前）



写真4-4-4-8 鏡縁蛇腹・オーダー柱詳細と木下地



写真4-4-4-10 明治期2階西面窓廻り（古写真1切抜）



写真4-4-4-11 拠窓の着色

りと色合いが近いため、遠近法を意識した陰影表現を狙つての着色と考えられる。分析の結果によると、漆喰主成分の Ca を除外すれば Si/S/Ti/Fe/Zn/Sr が検出され、Fe が比較的顕著なピークを示すため、顔料としては赤柄に墨を混ぜた焦げ茶程度を用いた可能性が指摘できる。鎧窓部分は濃い緑色で塗られていた痕跡が残るが、当初からのものかは判断できなかった。Sr のピークが高めである他は、少量の Si/S/Cl/Ba/Fe/Ni/Pb が認められ、質感からするとペニキ質の塗膜かと思われた。

今回の修理工事では、鎧窓は現状残っていた緑色塗膜が当初の色合いを踏襲していると想定し、全ての着色部分において残存していた塗膜を参考に顔料入り漆喰を調合し、上塗り補修を行った。青いファンライト部分では残存する当初仕上げ面を置留したまま、上から一様に白漆喰を塗り均した上で色漆喰仕上げとし、枠の見込み部分は、上面は何も手を加えず側面のみ色漆喰で上塗り直しを行い、当初の仕様を可能な限り残置する方針とした。鎧窓は緑色塗膜片を資料保管した上で表面剥離部分を落とし、色漆喰仕上げとした。

#### ウ) 北面東半額縁蛇腹窓と唐草レリーフ

北面東半の漆喰塗り額縁蛇腹窓は、龍の間と次の間を通してまたがる大窓で、柱は角形断面とし、社寺でみられるような絵様肘木と斗をモチーフとした柱頭飾りを設けている。上部にはアール状の額縁蛇腹を施した唐草模様の漫絵があり、意匠的にも和と洋風が混在した面白い仕上げとなっている。今回の修理では、破損の額縁蛇腹の足元部分を下地から塗り直した他は消掃のみとし、殆ど全てを置留した。

レリーフ状の唐草は、本節第10項「漆喰影刻」でも触れるが、淡青色の砂漆喰背景地に盛り上げた白砂漆喰により、表面に綻等でけがき付けた下地痕が残ることから生乾き時に下絵を描いた後、職人の鍛錬さばきの勢いに任せて造形を行ったようである。漫絵は全体的に力強く滑らかに仕上げられており、技術レベルの高さを見ることができる。額縁蛇腹及び唐草模様などの漆喰仕上げに関する蛍光X線分析を行ったが、明確な鉱物系顔料の使用は認められず、擬石塗り仕上げと同じく天然の色砂や墨などを用いた砂漆喰仕上げであったとみられる。

#### エ) 東面漆喰蛇腹窓枠

2階東面窓は板間（中二階）に設けられており、西面南端擬窓と同様に砂漆喰で枠を造った、両開き鎧窓形式であるが、木製扉は欠失していた。今回の左官修理では、堅柱部分の過去の修理箇所で剥離する箇所のみの軽微補修にとどめた。

#### (6) 内部色付き壁・特殊塗り

1階ワキゲンカンとする踏込土間形式の空間は、入江長八の漫絵（漆喰影刻中心飾「ランプ掛けの牡丹」）が施さ



写真 4-4-4-12 2階北面東半額縁蛇腹窓と唐草レリーフ (工事中)

織り抜かれた 2箇所の丸穴は当初からのもので鋼線亀甲網を塗り込んでいる。室内縦塗り込めの龍の間部分に開けられており、窓を開閉しなくとも自然換気ができるように意図されたもの。



修理前の状態 (鎧窓消失)



昭和 30 年代 (古写真 10 切抜)

写真 4-4-4-13 1階当面開き窓



ワキゲンカン 黄大津

式台鼠漆喰



南縁鼠漆喰 (上半当初)

写真 4-4-4-14 1階当初色付き壁

式台は鼠漆喰仕上げの上に白漆喰が、南縁内壁は薄目の鼠漆喰仕上げの上に濃い鼠漆喰がそれぞれ塗り重ねられ現状に至っていた。



2階南東六疊間 (解体中)



マエナンド (竣工)

写真 4-4-4-15 その他色付き壁、漆喰影刻



写真 4-4-4-16 2階次の間 室床の変り塗り (工事中)



ジョウダンノマ 経師下地散り廻り 小屋裏廻道目地塗り



次の間 開閉式戸袋内部 北縁床下通気口金網散り廻り

写真 4-4-4-17 その他、下地塗り等

された掲げ裏天井を白漆喰塗りとする以外、壁は黄大津仕上げの真壁となっていた（写真 4-4-4-14 左）。一部に上塗り直し補修が入っていたが、当初からの残り具合がよく軽微補修とした。小屋裏や微少な破損部分からの観察によると、壁面は竹小舞下地で、仕上げは黄土と消石灰及び麻布を混ぜて練った大津壁とみられた。表面は色斑もなく、丁寧に金綾で押された仕上げとなっていた。今回の黄大津壁の修理では、殆どの部分を存置し、剥離する箇所のみの上塗り補修、汚損や落書きの目立つ箇所のこすりまたは色粉の溶液による色合わせとした。

式台の袖室 2 間分のうち、北方 1 間は平成 4 年の建て替えて桁を交換された際にも崩されることがなかったが、鼠漆喰上塗りの破損したまま、応急的に上に新しく上塗り白漆喰を施していた。南縁の内法壁も当初は式台と同様の鼠漆喰であったが、こちらは平成より前の修理

で濃い鼠漆喰を上に掛けられていた（写真 4-4-4-14 中・右）。当初鼠漆喰仕上げ層は 3~4 mm の厚みであったが、いずれも破損が著しかったため今回の修理では、肌別れにより面的に浮き上がった箇所は所々ステンレスビスで下地土壁に縫い付けるとともに表面塵埃を清掃し、脱落・欠失による凹凸のある箇所は砂漆喰で埋めて均し、当初の色合いによる鼠漆喰を全面的に塗り足した。

2 階南東六疋間に書斎に使われたと伝わる趣のある室であるが、内法上は漆赤色の漆喰仕上げ。内法から下を鼠漆喰として塗り分けている（写真 4-4-4-15 左）。部分的な亀裂や雨ぬきのほかは健全であり、今回は局部的なノロ掛け補修以外は存置としたため、当初から配色を分けていたかなどの詳細は不明であり、次期保存修理での究明を期待する。

2 階次の間の「松竹梅」を除き、マエナンドなどのランプ掛け漆喰彫刻は、いずれも顔料による部分彩色が施されていた。漆喰彫刻の化学分析などは本節第 10 項で詳述するが、松城家漆喰彫刻類は美術工芸品としての価値及び破損や汚損も軽微であることを考慮し、今回の修理ではワキゲンカン（南面土間出入口）天井の「ランプ掛けの牡丹」を除き、一切手を加えなかつた。掲げ裏天井に関しては経年のくすみや煤で変色していても漆喰彫刻と霧開気を合わせるために原則として手を加えず、亀裂部のみ彫刻刀で V カットの上、調色した漆喰を埋める方針とした。一方、汚損の目立つ壁面部分は旧仕上げ面を存置した上で、今回の修理で一样にノロ掛け補修としたため、同一室内で壁と天井の霧開気が異なっても許容する方針とした（写真 4-4-4-15 右）。

2 階次の間の室床に施された変り塗りは、時折墨洒など寄屋建築などでも類例を目にすると、松城家では砂粒混じりの強粘性鼠漆喰を仕上げに用い、生乾きのうちに摘まみ上げたような絞り文様を一面につけている（写真 4-4-4-16）。当初から一度も補修を行っていないとみられるが、今回の修理ではトコの押板取合い付近の剥落箇所の軽微補修を行った以外には手を加えなかつた。

#### (7) その他、雑部分の左官

1・2 階とも上記以外は原則として内壁（押入・天袋・地袋内部壁を含む）は白漆喰仕上げを基調としているが、近年漆喰上塗り直しをされたナカノマの壁以外は概ね当初のもの残していると見られた。いずれも破損は軽微であり、部分的にノロ掛け補修とした他は清掃のみとしたため工法詳細は不明である。經師下地や見え隠れ部位の散り廻り、トコの落掛上小壁裏面など、砂漆喰塗りが多用されていたが、散り廻りなど剥落した箇所を塗り足した他は極力存置した（写真 4-4-4-17）。

## (8) 付属棟

## ア) 釜屋

過去の改造を伴う修理によって大部分の土壁が失われていたが、北面西端2間分、東妻面の内法より上部分、南面差鶴居より上において当初壁が部分的に残り、後補としては大正改造で設けられた間仕切壁が残っていた。

北面外壁は当初柱のツク掛け刻みや間渡し穴の仕様、古写真などから全面的に土蔵と同様の海鼠壁としていたことが分かるが、昭和末以降の下見板改造などにより、竹下地より外側の土が落とされ、室内側真壁部分のみ落ちずに残っていた。妻面では新材の下に当初の竹下地へ中塗、海鼠瓦四半張りの仕上も残っていたため東面の海鼠壁の割り付けまで明らかとなった。

室内は黒く煤けた当初中塗り仕上げの壁が部分的に残る他、大正頃に室内を2つに区切って風呂場を設けるために設けられた壁も真壁中塗り仕上げであった。大正壁は、腰下北半を煉瓦積み下地としていたがそれ以外は竹下地で、当初真壁下地では割竹を用いるのに対し、こちらでは女竹を用いていること、さらにこの時、当初内法上壁の室内側に薄く中塗を塗り足す際に補強として麻を撻った網を寒冷紗のように張り込むなどの特徴が見られた（写真4-4-18右下）。

今回の修理では、大正頃間仕切壁材を一部資料保管とした他は、全解体工事に伴い全て塗り直した。

## イ) 便所

南・西面腰下と北面全体に昭和50年頃のサイディングボードが張られ、ガラスサッシ・内装新材が全面的に挿入されて現在に至っていたが、南面の桃形剝抜窓廻り真壁（スタッコ風砂漆喰変り塗り、写真4-4-19右上）、西面海鼠壁・中央松葉形下地窓、上部石積風浅目地入り砂漆喰大壁、内部の真壁漆喰仕上げなど大部分の当初壁が残っていた。痕跡・古写真などにより当初は蝶羽部分のみ掲げ裏漆喰仕上げとしていたことが分かるが、平成14年頃の屋根葺替工事で、破風や垂木から上が取り替えられ、桁・棟木鼻のみ掲げ塗りの名残りをとどめている（写真4-4-19右中）。

西面の当初海鼠壁の納まりは、土蔵のような分厚い土塗り下地を重ねず、柱外位置まで中塗り仕上げた後、8mm厚内外の接着土層を入れ、壁面または柱に竹釘または鉄釘で海鼠瓦を止めていた。これは、ミセ北面の腰海鼠壁と同手法の下地で、土蔵のように外側に十分ふかした厚目の海鼠壁形成のため柱にツク掛け刻みを設けて荒打ちする場合と異なり、住居棟で薄目の海鼠壁を設ける際の簡略的下地といえ、海鼠瓦圧着の基準面が柱外面（中塗り仕上げ面）となっていた。



残存当初壁（北壁西端内観）



残存当初壁（北壁西端外観）



東妻面 当初海鼠壁痕跡



大正頃間仕切（西より見る）



大正頃間仕切塗り層構成



内法上壁の大正頃塗り重ね

写真4-4-18 釜屋の当初壁と中古壁痕跡（解体中）



南西全景 横上・窓廻り当初壁



桃形窓スタッコ風仕上げ



西面妻石積風浅目地入り砂漆喰壁



当初桁鼻左官残存状況

写真4-4-19 便所の当初壁残存状況（解体中）

265 mm角・厚16 mmの海鼠瓦四半張りは松坂家建物に共通する仕様で、便所では平均268 mmときめの割り付けで納めていた。現状海鼠瓦目地寸法は幅74 mm×厚み8 mm程度であったが、解体の結果後世に塗り直されたものであることが分かったため、ミセや北土蔵と同程度の幅75 mm×厚み13 mmで復原整備した。海鼠瓦は水切りを境に、上方では破れ目地張りに変わっていたが、主屋2階擬石塗りのように、仕上げ砂漆喰を塗るための下地瓦であり化粧部材ではない。腰上の石積風仕上げは主屋のものより



西面海鼠瓦納まり



石積風浅目地入壁の下地瓦張り



西面下地の工法切替



西面海鼠瓦解体状況



内壁塗り刷構成



真壁下地・床下砂漆喰壁

写真4-4-4-20 便所内外壁の当初下地（解体中）



海鼠壁と石積風浅目地入壁



南面松葉形剝落と漫波調仕上

写真4-4-4-21 風呂の在来外壁（左：古写真20、右：古写真24切抜）

ずっと簡素化されたもので、下地瓦に砂漆喰で6 mm厚程度の下塗りを行った後、同じ砂漆喰を用いて4 mm厚の上塗りを行い、生乾きのうちに目地棒のようなもので引っ掛けして幅4 mm×深さ3 mm程度の浅目地をつけただけのものであった。尚、この石積風浅目地入砂漆喰大壁下地は、妻梁上方の三角形部分では下地瓦を用いず繩巻木擣板を打ち付けて中塗土を盛る仕様であったが（写真4-4-4-20 中段左）当初からの構成で、省力化を図ったものかと思われる。

同面の松葉形下地窓は内外とも漆喰仕上げとされた小窓であるが、化粧下地のヨシが劣化により再用できないため、左官壁全体を大外しとして別途保管し、今回の修理で下地から造り直した。

南面桃形剝落窓周りは、スタッコ風の凹凸をつけた砂漆喰変り塗りで仕上げられ、室内側は鼠漆喰仕上げとされていたが、保存状態もよいことから、全解体に伴って散り部分から切り離し、再使用することとした。大外しのため詳細は不明であるが、細角材で下地を組んだ両面に5 mm厚程度の板材を張り付け、それぞれ砂漆喰を5 mm程度に下付けしてさらに白漆喰を塗り重ね、表裏の仕上げに進んだとみられる。尚、このスタッコ風パターン模様の技法は入江長八の高弟である松崎町の佐藤甚三が好んで行っている。

室内壁は当初から内法上を漆喰仕上げ、床下を砂漆喰塗りとしているが、防臭・調湿効果もある程度見据えての事と思われる。当初真壁部分の下地は、貫を柱間に納めた上で間渡し及び木板に幅13 mm内外の割竹をφ4.5 mm蔓縄で掛け付け、荒打ち・中塗を行う、他棟ともほぼ共通した仕様であった。

#### ウ) 風呂（復原整備）

昭和の古写真によると南側の外壁腰上は松葉形剝落があり、周囲は真壁の変り塗りで、鱗紋のような漫波調の仕上げ、西面は便所と同様の腰海鼠瓦及び、上部石積風浅目地入大壁であったことが分かる。今回の工事では、便所の左官仕様に倣い新たに壁を作製したが、松葉形剝落周囲の変り塗りは古写真を参考として塗り見本の作製と試験施工を行いながら仕上げた。

#### ②ミセ

##### (1) 概要

主屋との意匠的繋がりを意識したとみられる西面は、1~2階の境なく一様に主屋と同様の石積風漆喰塗大壁（擬石塗り）とし、他面は2階部分を黒漆喰塗大壁・揚げ裏、1階部分・下見板内部とも真壁造、北面西端のみ海鼠壁とするなど左官バリエーションの多様さは主屋に

次ぐ。外壁は軒廻りの一部と西面大部分に後世の修理が見られ、内壁は当初塗り仕上げであった部位に後世漆喰上塗りを施すなどの改造が見られたが、西面を除き概ね当初の左官仕事は残していた。今回の修理では全解体に伴い全て下地から塗り直したが、主要な箇所で下地ごと切り取った壁を資料保管とするなどした。

### (2) 西面石積風塗喰塗大壁（擬石塗り）

主部では被風押み直下の一部、下屋でも流破風直下の一部で当初を残していた他は、過去3度の修理により



妻面下地状況  
内法下地状況  
写真4-4-4-22 ミセ西面擬石塗 過去3回分の下地修理



写真4-4-4-23 ミセ西面擬石塗 当初仕上げ片



大壁部分二重下地  
南側軒掲げ塗りR部分下地骨板納まり  
写真4-4-4-24 ミセ左官解体状況

下地からやり替えられていた。当初は柱外面位置まで中塗りを行った後、8mm厚内外に接着土層を入れ、壁面または柱つらに竹釘または鉄釘で海鼠瓦を止め、砂漆喰で擬石塗りを行う工法であった。最近の修理は、地震被害による平成22年度災害復旧工事で主部の中程高さの位置で下地板張りと海鼠瓦へ上塗りの部分修理、その前の修理は昭和末へ～平成初と思われるが、下屋腰部分を堅板張り下地・ラスモルタルに変え、モルタル・ペンキによる仕上げ塗り、さらにその前の修理は戦後と思われるが、両破風下以外の広範囲に横板張り下地に変更して、海鼠瓦へ上塗りの修理を行っていた（写真4-4-4-22）。

被風下の一部に残っていた当初の表層部分を採取し、蛍光X線分析及び走査型電子顕微鏡で仕様を確認した上で資料保管とした（写真4-4-4-23）。漆喰仕上げは複層構成で、下塗り1層目の砂漆喰には多量の砂と黄味がかった繊維が混入されていた。砂の粒子は径が1mm程度以下で、繊維は長さ5～13mmであったが砂漆喰の厚みは一定していないかった。2層目の灰色漆喰塗厚は4mm程度で、中には概ね径1mm以内程度の白い塊が含まれていた。3層目の灰色漆喰の塗厚は約1.5mm程度で中に含まれている石灰の塊の量が2層目よりも少なくなっている。表面もより緻密であった。4層目の淡青灰色仕上げ面は漆喰塗厚1mm以下で、下の灰色の層が透けて見える部分も見られたが、接着状態から判断して、下の灰色の層を塗った後に、追いかけて塗ったものであることが判明した。また蛍光X線分析では2・3層目に含まれている白い塊は消石灰であることが分かった。当時は消石灰製造工程が今日のように確立されていないために、品質が安定していないかったことなどが挙げられるが、高価でもあり、仕上げ面に影響しない下層に簡て残った石灰の塊を入れたものとも考えられる。この作業は当時の漆喰仕上げでは一般的に行われていたと思われるが、総合的に見て擬石塗りは原則的に主屋と同仕様であることが確認できた。

### (3) 外壁～掲げ裏

室内は1・2階とも当初より真壁であるため、中心となる左官下地は割竹を用いた木舞下地であるが、大壁とする外壁上部～掲げ裏部分では、柱外面あるいは軒裏骨板に縄巻木摺釘止めを併用する複合下地となっていた（写真4-4-4-24左下）。下地の仕舞付けは土を塗る前に終わらせているため、複合下地の部分では荒壁土の返し塗りが不十分で、所々割れや剥離を招いていた。今回の修理では室内側荒打ちを行う際に、外壁木摺下地裏側へもあるべく土が回って潰れるよう念入りに圧入させた。掲げ裏部分は木摺板に荒壁土と中塗土を計45mm厚程度に肉付



2階窓庇廻り掲げ裏 同左木下地状況  
写真 4-4-4-25 ミセ窓庇仕上げと木下地



下屋漆喰上塗りの肌別れ 同左内壁と押入壁の違い  
(押入内部は一連の工程で中塗り、漆喰上塗りと施工されていた。)  
写真 4-4-4-26 ミセ内壁現状仕上げ漆喰搔き落とし状況

け成形し、仕上げ漆喰厚を3mmとしていた。

大壁部分は木構面より10mm厚程度までを荒打ちとし、 斑直し6~9mm厚を2回かけ、中塗りのみで5mm、さらに上塗り漆喰を3mmつける構成で、木構外面～仕上げまでを計33mmの肉厚としていた。

窓など庇の掲げ裏は、塗り厚を薄目にする意識からか、下塗には土を用い砂漆喰を使用し、木下地を鋸(鉋)目で荒らし、砂漆喰下塗り3mm×2回、漆喰上塗り3mm、黒ノロ掛けと進む工法であり、総塗厚9mmとしていた。小断面部材による造作であるため、仕上げ寸法から塗り厚をひかえた木下地を予め組んだ後に、同厚で肉付けすればよいという合理的工法(写真4-4-25)

で、土蔵庇でも同様に薄い仕上げとしていた<sup>73</sup>。

#### (4) 内壁

解体調査の結果、押入内部を除き現状の漆喰仕上げは、当初の中塗り仕上げが施されて一定期間経ってから施されたものであることが判明したため、中塗り仕上げに復原した。ミセは経年の汚れや陰気さを刷新するためか、戦後に化粧小屋裏に白ペンキを塗ったり建具に新建材を張ったりしているが、その辺りで壁に白漆喰を塗つたものと判断した。

### ③ 土蔵

#### (1) 概要

松城家に現存する3棟の2階建て土蔵である文庫蔵・東土蔵・北土蔵は、海鼠壁を多用し、上部大壁へ軒・蟻羽廻りを全面的に掲げ裏黒漆喰(ノロ掛け)仕上げ、内部を真壁とすること、2階窓庇掲げ裏仕様などが共通しており、いずれも土戸・土扉は概ね当初の状態で残っていた。戦前に撤去された西土蔵の古写真や、戦後に移築されて現存する醤油蔵の観察により、5棟とも同様の左官工法によるものであったと考えられる。

西伊豆地方には土蔵造の建物が多く現存しており、海鼠壁はよく見られる仕上げであるが、旧岩学校校舎(松崎町、明治13年、重文)では、木摺下地に直接海鼠瓦を釘打ちする謂わば乾式工法によっているに対し、数年早い松城家では基準下地として左官で中塗りを施工してから海鼠瓦張付けを行う湿式工法を用いている。

今回全解体修理としたのは北土蔵のみであるが、他2棟の部分解体調査結果と合わせると、土蔵の建前としてはほぼ同一の工法が用いられている<sup>74</sup>と判断できため、ここでは北土蔵の技法報告を中心とし、個別に異なる仕様が確認できたものについてはその都度追記を行うこととする。

#### (2) 海鼠壁仕上げ

当初の海鼠壁がほぼ手を加えられず残っていた箇所を大きく示すと、文庫蔵主体部南面・西面中程、蔵前南北面、東土蔵南面・西面出入口廻り・北面(下屋内部と妻上方)、北土蔵南面(東端間除く)・東面妻部・西面(腰部北半除く)であり、当初海鼠目地は3棟で違いが見られ(写真4-4-4-27)、痕跡により東土蔵のみ海鼠目地を黒漆喰(ノロ掛け)仕上げとしていたことが分かった。

「海鼠目地は何回も盛って手間をかけるもの」との謂われも一般にあるが、松城家のものは、最も手のかかる東土蔵でも4工程(晒し切多めの砂漆喰の下塗り13mm+中塗13mm+漆喰上塗り3mm+黒ノロ)であった。文庫蔵と北土蔵はこれより厚みが薄く、黒ノロをかけないため3工程となっているが、2回目の工程(中塗り)を文庫蔵では淡い鼠砂漆喰、北土蔵では濃い鼠砂漆喰を用いている。職人の手の違いによるものなのか、複数棟の同時進捗に際して、工程を誤らず目視でも管理しやすいように違いを設けたのか、動機は不明である。

<sup>73</sup> 松城家建物の左官原では、下塗り砂漆喰3mm+漆喰上塗り3mmとして總厚6mm程度に抑える漆喰天井のものが最も薄いが、ミセの9mmはそれに次ぐ薄い仕上げである。土蔵3棟の窓廻り掲げ裏では、下塗り砂漆喰3mm1回+鼠漆喰3mmとして仕上げ黒ノロ掛けとするため、總厚6mm程度となり、漆喰天井と同様最も薄い厚みである。

<sup>74</sup> 文庫蔵は、蔵前や鋼板葺下屋は全解体としたが、主体部は破損が少なく解体範囲も浅かつたため、今回は他2棟と同様の工法に分類しているが現実には推定の域を出ない。

当初海鼠瓦は、主屋便所やミセ北面の海鼠壁あるいは、主屋やミセの擬石塗り下地瓦に使われているものと同寸・同仕様で、平均 265 mm 角×厚 16 mm のものを使用していた。屋根瓦でも示した「キ波」の刻印が押されているものが多数見られたが、全数に押されているわけではなく、全く別の刻印のものも見られた。全棟を通じて海鼠瓦の特徴や風化差などのバリエーションは乏しく、明らかに後補の瓦にも同じ「キ波」が押されているものがあり。同じ墨元からも継続して調達していること、当初材でも過去の修理で解体した瓦や西土蔵の撤去後に不要となった当初瓦などを再利用したと思われるものがあり、単純に時代区分はできないが、ある程度傾向をいたす法差及び接着土の工法、竹釘の違いにより、北土蔵では最低 4 回の補修痕が確認できた。後補のうち、平成以降の応急修理を除き、当初海鼠瓦仕様を踏襲しなかったものとしては、北土蔵西面 1 階部分補修及び、東土蔵東面上段を黒漆喰仕上げから海鼠壁に改造した際などに用いられた瓦で、255 mm 角と小振りかつ、4 辺に食い付き用櫛目引きを施したもののが挙げらる。一方で、海鼠瓦の接着工法では顕著な違いが見られ、当初は 1 枚の瓦につき 1 個の土団子を入れて圧着しているのに対し、小振りの土団子 4~5 個を入れるもの、土ではなく漆喰を接着剤とするもの、竹釘を用いず鉄釘を使っているものなど種々見られた。当初の竹釘は全棟ほぼ共通で、長 70~85 mm、φ 5~6 mm 程度とし、8 面取り内外に 1 本 1 本削って緩やかに細めたものであった。後補のものは先の尖らせ方などに違いがあるが、当初の竹釘は下地に塗面が相当硬化してから打ち込んだようで、中には折れ曲っていたものもあった。

今回の修理では、海鼠目地の食い付き改善を考慮して、新規作製の海鼠瓦は 4 辺櫛目引きで荒らしたものとした。また東土蔵南面の一部で解体せず存置した海鼠壁に関しては、当初黒ノロは極力掻き落とさず、新たに黒ノロ掛けを行い外観を整えた。

### (3) 大壁・掻ぎ裏（下地～仕上げまで）

局部的な補修や黒ノロの剥がれ落ちは別として、下地から漆喰仕上げまで当初のものがまとめて残っていた箇所を大きく示すと、文庫蔵主体部南面・東面・西面軒付南半・藏前北面・東土蔵南面窓廻り・西面・北土蔵南面（東端間と 1 階底廻り除く）・北面軒付一部であった。当初の仕様は、海鼠壁のあるなしに関わらず壁面は図 4-4-3 に示すように一貫して柱間に施したツタ掛け刻みに割竹を掛け、中塗仕上げ面まで共通の施工を行い、海鼠瓦を張り付ける代わりに、漆喰仕上げを厚 3 mm、黒ノロをかけて完成というものであった。



文庫蔵：幅 75×厚 21 東土蔵：幅 90×厚 29 北土蔵：幅 75×厚 13  
写真 4-4-4-27 海鼠目地断面



写真 4-4-4-28 東土蔵の当初黒ノロ痕跡  
海鼠目地 大棟刷塗り等

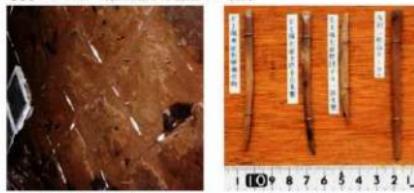
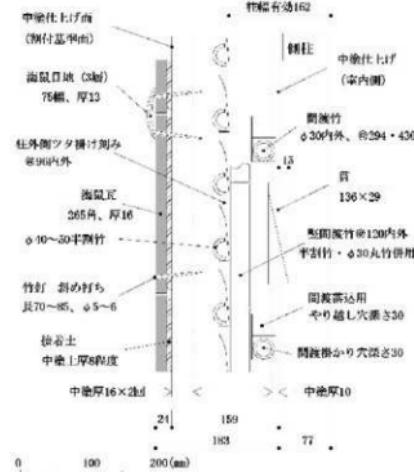


写真 4-4-4-29 海鼠瓦張付け施工  
初期付墨（接着土除去） 竹釘（右端が当初）



\* 上記は断面の模式図であり、実際の海鼠瓦は四平張りのため目地とも 1.41 倍に伸びる。

図 4-4-4-3 北土蔵海鼠壁断面図

窓など庇の揚げ裏で最も左官厚の薄い箇所は、先述の通り下塗り砂漆喰 3 mm + 鼠漆喰 3 mm + 仕上げ黒ノロ掛けとするため、総厚 6 mm 程度であるが（写真 4-4-4-31 左）、木下地の寸法斑のため、砂漆喰付け送り厚で調整がなされ 9 mm 厚程度の箇所もあった。土蔵の当初大壁仕上げは、3 棟とも原則的に白漆喰の上に薄い黒ノロを掛けしており、軒下部分では雨掛かり差などにより自然風化のグラデーション<sup>75</sup>が見られたが（写真 4-4-4-31 中）、窓周りに関しては、風化しても鼠色であるため、一見すると白化箇所が少なく当初の雰囲気をよく残していた。

拌み軒付部分では、変形割れに抵抗する工夫と思われるが、棕櫚をほぐした繊維を中塗りの過程で塗り込んでおり、これは主屋・ミセでは見られない手法であった（写真 4-4-4-31 右）。

北土蔵 1 階南面 2 箇所の出入口三方枠において、見付面を微妙に中膨れ（幅 125 mm に対して 3.5 mm）としており、中塗り形成時に既に膨らませていたことが分かる（写真 4-4-4-32）。このような微妙な仕上げは、全棟の全ての部位の中で北土蔵出入口のみであり、柔らかい表現を出したかったのか、単に職人のこだわりや気まぐれであったのか動機は不明である。一方、北土蔵に見られず文庫蔵及び東土蔵にのみ見られる左官技法として、生漆喰砂撒工程が挙げられる（写真 4-4-4-33 の白っぽい層）。斑直しと中塗りの間に施工された砂撒は、生漆喰と土を練った刷毛引きの薄塗り層（3 mm 厚）であるが、砂漆喰より弱く付着力も乏しいため何の効果を狙ったものか不明である。使われた部位は、文庫蔵主体部・蔵前及び東土蔵の壁面及び軒付で、北土蔵より上格の棟としてひと手間増やしていることになるが、この面で塗り層が肌別れが生じ破損に繋がっている箇所が随所に見られたため、今回の工事では健全な部分は存置する一方、新しく塗り替える場合にはこの工程を行わず中塗りに進む方針とした。

下地へ中塗りについて、東土蔵は北土蔵と柱幅も同じで図 4-4-4-3 と同様な海鼠壁（大壁）の構成をとっているが、今回の工事で左官を殆ど解体しなかった文庫蔵主体部は詳細不明で、柱幅も 165 mm 内外と太い上に室内側も貫を見せず塗り込めてかなり厚い大壁を構成している。散りの関係からすると他 2 棟の下地に加えて室内側貫つらに削竹木舞を插いている可能性が考えられるが、家財を保管する蔵として最も頑丈に造られたと考えられる。4.5~9 mm の数段階の太さの藁縄と棕櫚縄をそれぞれ大量に用い、下地竹及び柱を縛るには太い藁縄を、中塗り途中に垂らす下竿



北土蔵木下地・接着土  
北土蔵海鼠瓦  
文庫蔵モルタル  
写真 4-4-4-30 海鼠壁後世補修痕



南面 2 階窓周り下地  
黒ノロ風化  
東面拌み棕櫚繊維塗り  
写真 4-4-4-31 北土蔵大壁・揚げ表関係当初仕様



写真 4-4-4-32 細やかな膨らみをもつ北土蔵出入口枠の仕上げ



文庫蔵西面軒付  
文庫蔵前北面腰上塗り層構成  
写真 4-4-4-33 生漆喰・土を混ぜた砂撒層（刷毛引き）



南面軒廻り塗り層構成  
写真 4-4-4-34 北土蔵塗り・下地構成  
大壁下地

<sup>75</sup> 戦時中、空襲・狙撃に備えて白漆喰仕上げを黒く塗る場合があると報告されているが、上記のような精緻な風化グラデーションは、一旦白で仕上げた後に間を開いてから黒ノロをかけたものではないことが明らかである。

には細い蘆縄を、その下竿を引掛け横引き縄には細くて丈夫な棕櫚縄を使い分けるなどの傾向が見られた。北土蔵東面外壁は昭和30年代以前の改造で、竹下地より外側の壁土が落とされていたが、土の残り具合からすると内壁側から荒打ちを開始し、返しもあまりできない状態の中、多少の時間をおいて外側から荒打ちを行った上で（写真4-4-4-35左）、前出の釜屋北面壁も同様の傾向が見られた。

今回の修理では東土蔵と文庫蔵主体部は部分修理であり、正規に竹下地を組んだり縄を絡められない箇所や強度を要する部分については、竹釘の他、ステンレス釘や針金、ビスによる補強、左官面へ含浸強化剤などの異物を挿入することを許容して可能な限り当初部分の保存を行う方針とした。

#### (4) 内壁・天井

現状の土蔵は3棟共内部を塗仕上げとしていたが、調査の結果、北土蔵では当初は芻見せの中塗仕上げとしてある期間経過し、破損も生じてから粗廻しを兼ねて塗つたものであることが分かった。

天井に関しては、文庫蔵と東土蔵2階を揚げ裏塗喰天井としており、当時のものが全面的に残っていた。主屋のものと概ね同仕様であり、木構造というより普通の野地板を用い、3~9mm程度の目透かしに張られていた。化粧面では板に網目状に鋸目を入れるのみでヒゲコなどの補強材は用いず、下塗の砂漆喰の粘着性のみで付着させていたが、食い付きがよく、脱落している箇所は殆どなかった。板にはさらに1枚当たり2~3条の割れを入れて隙間を増やし、喰い付き性を高めていた（写真4-4-4-37）。この手法は庇の揚げ裏などでは見られず、主屋を含め室内揚げ裏天井に限って使われているが、板に刃物打ち込みや打撃で強制的に割れを入れた形跡が見当たらない事から、漏らして膨張させた板を釘止め固定した後に、短期間で乾燥させ割れを誘発させるなどの工夫を用いたものと思われる。板の隙間からはみ出た砂漆喰を潰して掛かりを設け脱落を阻止することもしていないが、下塗り砂漆喰3mm+上塗り漆喰3mmという軽量天井のため成り立つ工法と思われる。

今回の修理では下地板と揚げ塗りを施工し直した箇所は僅かであり、殆ど全てを存置した。目立った亀裂は彫刻刀でVカットを施して溝を少し広げ漆喰を埋めた。

#### (5) 水切り・ツブ

海鼠壁の当初水切り工法にはある程度の統一性が見られ、中塗りまで施工した壁面に縄巻き木材を当てて壁土を介して柱に釘打ちし、中塗土で下角の肉を盛り付けて砂漆喰で概形を整え、半割りの熨斗瓦や海鼠瓦を乗せて、仕上げ塗りを施ものであった。中塗土による下地形成には瓦片を詰め込んでカサを稼いでいるものも見られた。東土蔵



東面外壁改造板張り撤去状況



外部側の下地と塗り層



外部側葦縄棕櫚縄接着付け構成



内壁側下地構成



粗廻しを兼ねた後補漆喰



塗り層構成



化粧側天井板と砂漆喰の付着面

天井裏の様子

写真4-4-37 揚げ裏天井の工法（東土蔵）



北土蔵西面腰水切り断面

東土蔵西面柱形（水切り補修あり）



文庫蔵2階窓底脇 北土蔵南面軒付ツブ

同左断面

写真4-4-38 水切り等役物

東面や北土蔵北面など、面的に大掛かりな改造を受けた箇所では水切りは撤去されていたが、いずれもどこかの面か段に当時のものが残り、破損・欠失部は当時の仕様に倣い造り直した。但し、造り直す部分については破損しやすい現況状態を鑑み、在来工法は全て行いながら、中塗り土による下地作製の際に竹釘やステンレス釘を予め突き立て、これに棕櫚繩を張るなど補強骨地の挿入を行った。

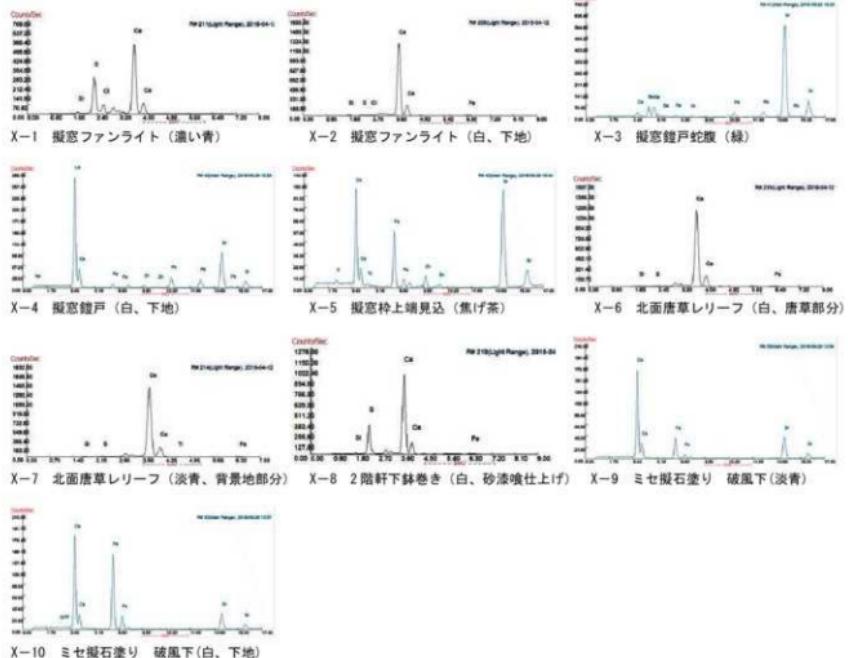
文庫蔵及び東土蔵南面2階窓庇周辺の水切りは、薄いものであり（写真4-4-4-38左下）、中塗り壁面に竹釘を挿して掛かりを設け主に砂漆喰で下地を形成し、仕上げに進んでいた。これらは大部分が再用できたため今回は部分修理とし、再用部との取り合いは、竹釘や繩巻竹の他、ステンレス釘やビス挿入などによる補強を行い、全体に黒ノロを上から塗り重ねて馴染ませた。

ツブは、文庫蔵及び東土蔵では腰から上の大型部分において柱真に予め打ち込まれた折釘の付け根、北土蔵では南面軒付において垂木木口に予め打ち込まれた樋受け金具の付け根に施されていた。文庫蔵と東土蔵では後世の改造で

失われていた箇所もあったが、3棟とも当初のものは周囲の仕上げ塗りに進む前段階で、中塗り仕上げ面に鼠砂漆喰を盛り付けて下地を形成し、壁面もろとも同時に漆喰仕上げ、さらに黒ノロ掛けへと進んでいた。当初ツブの形状は、文庫蔵では $\varnothing 85\text{ mm} \times \text{厚 } 15\text{ mm}$ 、東土蔵では $\varnothing 115\text{ mm} \times \text{厚 } 35\text{ mm}$ 、北土蔵では $\varnothing 56\text{ mm} \times \text{厚 } 13\text{ mm}$ とし、鼠砂漆喰を1~2層塗って、仕上げ漆喰、黒ノロ掛けとなっており、今回の工事では当時のものはいざれも割裂していたが、文庫蔵と東土蔵においては再用可能なものは現場接着し、残りは全て新たに造り直した。

尚、残存する折釘は全て当時のものであったが、建設当時の土塗り工程前に柱に打たれたもので、海鼠壁が干渉する部分では海鼠瓦に予め穴を開けて瓦の方をかいくぐらせて中塗り面に張付け、海鼠目地を施工する際に砂漆喰で穴を埋めたものであることが分かった。

松城家土蔵に用いられている折釘は棟により細部形状が僅かに異なるが、いざれも鍛鉄製、長さ $260\text{ mm}$ ×曲り $65\text{ mm}$ 、釘身 $17\text{ mm} \times 12\text{ mm}$ 程度を基調としていた。



図版 4-4-4-2 蛍光X線分析値（左官工事）

## 第5項 建具

建具は当初のものが多く現存していたが、第3章 第2節 第8項「建具修理分類表」で示す通り多量にあり、本項では全棟を交えて各類型に大きく分類した中で、当初（h：明治15年頃含む）かつ特徴的なものを取り上げて技法を報告する。本項で示す主屋の建具番号：[数字]表記は上記の建具修理分類表に対応している。

### ①雨戸

棟や建具種別を問わず、大部分の木製建具には良質の桟や杉材が用いられていたが、雨戸の上げ猿には樋、一部の桟・樋には松を用いるなどしていた。

主屋1階及びミセ1・2階の雨戸は、目板張りの板戸を各面ブロックごとに入れ、戸締りは上げ猿として、開ける際には外付けの戸袋に収納する形式である。主屋西面下屋に取り付く便所・風呂への出入口板戸の一部は雨戸がこれを兼ねるため、戸締り後の夜間に便所を使用する際は上げ猿を解除して入ることになる。

西面下屋と南面下屋の一部の雨戸は、大正～戦前の間に上方を目透かしに繰り抜いて桟を打ち、無双窓に改造されていた（写真4-4-5-1）。

主屋2階雨戸は南面・北面に入るが、洋風意匠に合わせ外側を鉄板張りとしており、同じく上げ猿の施錠である。2階では外付けの戸袋ではなく、室と外壁の間に設けた懐を収納室として、ベンキ彫り板開戸（写真4-4-5-4右端）で開閉する形式である。

2階雨戸は戦後以降に鉄製または樹脂製の戸車が設置され、現状の鉄板も昭和末以降の大判のものに張り直されたものであった。痕跡や古写真からは、当初は細かく分割した鉄板を角釘脳天打ちで重ね張りとしていたことが分かるが、現状の鉄板止釘の前には1回分の釘穴しかなかったため、古写真に写る鉄板は当初のものとなる。

（写真4-4-5-2右端）。当初材がトタンであったなら輸入品であったと考えられるが、所々残っていた旧止釘は鉄の角釘であった。当初鉄板の着色は不明であったが、今回の工事では外壁に合わせて白系色で復原した。

### ②板戸・土戸

主屋とミセに関しては、雨戸と合わせても現存する当初の外廻り建具はいずれも上げ猿を代表とする内締りのものばかりであったため、仮に宅地内が無人になるケースがあった時に必要となる外廻り錠は、現存しない北東ドマ北側の出入口が台所の建具にあったと想定するほかない。

主屋の各室境に用いられる板戸は、幅はまちまちであるが成は敷鶴居内法5.8尺に合わせ、重厚な帶戸形式のものや、ナカノマのような障子棒を嵌めた形式を主と



修理前外面 同（無双窓開放） 無双窓部分内面  
写真4-4-5-1 主屋1階西面雨戸の改造状況（大正～戦前）



修理前外面 同内面 昭和59年（古写真 32切抜）  
写真4-4-5-2 主屋2階南面雨戸（1726×868×40）



施錠時 解錠中 建具閉闇  
写真4-4-5-3 南東ドマ東面外部出入口板戸[5]の内締りカギ  
堅板と堅板の間に入れた軸滑のつっぱりを柱に当てて建具の引込みを止める原理であるが、開ける時はつっぱりを建具構面内にたたみ、栓を押し込んで固定する。



ヒロマ[18] ナカノマ[10] ナカノマ[9] 2階廊下[102]  
写真4-4-5-4 主屋板戸各種（修理前）

し、当初建具は種別・部位によって弁柄漆や黒漆を塗つて仕上げていた。また一部の板戸及び腰障子には黒柿の薄板や木目の富んだ杉板を用いていた。

外部との出入口板戸に関しては、雨戸の木柄をもう少し太くして丈長にしたようなもので、上げ猿で戸締りを行う仕様は同じであるが、南東ドマ東面外部出入口の板戸には、心張り棒の原理をコンパクトに改良したような特徴的な内締りカギが付けられていた（写真4-4-5-3）。

土蔵は、土扉を別として1階出入口では大型の腰板張格子戸1枚と、土戸1枚を直列で一筋に入れる点で3棟共通している。北土蔵の戸締りが最も単純で、外施錠操作としては、木製落し猿で腰板張格子戸の方を一筋敷居に固定する方式<sup>76</sup>であり、固定できない土戸を建具として使うのは暴風や火災などの事態が想定されていたと思われる。文庫蔵の出入口は主屋西縁北端に入る片引板戸を上げ猿で施錠するためか、文庫蔵建具単独を施錠する方式とはなっていなかった。格子戸・土戸の両建具堅樋傍を突き合わせる際に、土戸堅樋に固定した壺金具を格子戸堅樋に貫入させ、その手掛部分に取り付けた壺金具と合わせ（写真4-4-5-7右図）、堅ビンを通して建具が連結した状態で一体的に動く納まりとなっていた。従つて、ビンの代わりに南京錠などを2箇にかけて建具同士を固めれば、左右どちらに引き込んで一方が開口を塞ぐために、広義の外施錠ともいえる。

東土蔵は最も手が込んでおり、北土蔵のような、格子戸単独施錠と、文庫蔵のような建具連結による開口塞ぎのどちらでもできるようになっていた。格子戸の一筋敷居への落としは木製猿ではなく面付鉄製箱錠により、また、建具連結は3箇式が用いられていた（写真4-4-5-8右図）。格子戸や土戸には当初の陶器製戸車が概ね残っており、一筋敷居の上を転がるつくりであったが、大重量を支えるため檼製軸栓の破損や、掛け及び一筋の摩減や圧痕が酷く、動かない状態であったため、今回の修理では旧戸車は別途保管とし、ステンレス製・底付けタイプのものに交換した。

土蔵の2階南面窓廻りでは、開口部に鋼線亀甲網を張り込み、戸戸戸を片引で入れる点は3棟共通だが、文庫蔵と東土蔵ではさらに採光用ガラス窓も直列に入れていった（但し東土蔵は現状欠失）。鋼線亀甲網は、左官士を塗る前に四周下地枠に突き立てた角釘に引っ掛け、その釘を外へ叩き曲げることによって張り延ばしていた。

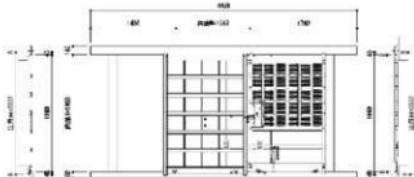


図4-4-5-1 東土蔵出入口建具納まり図（内面）



写真4-4-5-5 北土蔵出入口建具（工事中）



写真4-4-5-6 北土蔵2階窓金網張り（工事中）



写真4-4-5-7 文庫蔵出入口建具（工事中）

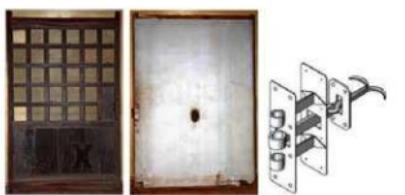


写真4-4-5-8 東土蔵出入口建具（工事中）



写真4-4-5-9 腰板張格子戸解体状況

<sup>76</sup> 原理は一筋敷居に対する猿落としで、柄のついたカギの手挽を建具腰板の穴から差し込み猿の溝に合わせ入れて回転させ解除するものである。修理開始時には錠は全て紛失していた。

### ③ガラス入り建具

(腰下ガラス戸) (主屋 2 階西半南 2 室と南廊下境)

輸入品であったと考えられる、大小気泡の混入した不均質な板ガラス（平均  $310 \times 393 \times$  厚：約 2 mm）が用いられており、概ね当初のものであった。ガラスは格子ごとに単体で入り、框や横組子は中央ガラス溝決りとするが、堅組子はガラスを表裏から挟み込むように別木を合わせて端部を枘差しとしていた。ガラス押さえの三角形断面バテ・押縁の類は用いられていないため固定性は強いものではないが、多少の逃げによって挙動を吸収できるのが功を奏し、当初ガラスの残存率が良かったものかと思われる。框・格子は黒漆塗を基調とし、腰板枠変り塗り、腰板板弁柄透塗としていた。

(ガラス欄間) (主屋 2 階西半 4 室と南北廊下境)

今回の工事では清掃のみとして全て再用したため、工法については詳細不明であるが、南西八疊間の荒床板に現寸が描かれており、当初の建築工事が大分進んでから室内造作の細部意匠を決定した様子が窺える。1間 3 枚構成で枠は黒漆塗を基調とし、室内側梨地塗、廊下側変り塗りとしていた。上記腰下ガラス戸の上方に位置し、松坡家 2 階の建具として瀟洒なもののが意識されたと思われる。

(ガラス窓) (文庫蔵)

文庫蔵主体部の 2 階ガラス窓は当時のものが残っていないが、1 階出入口や東土蔵 2 階同様、戸戸 1 枚とともに一筋に入れるもので、採光用である。土蔵 3 棟の共通仕様として亀甲網が張られるため、この文庫蔵と東土蔵では外側の土扉の開閉操作ができない（本章 第3節「補説 8」参照）。黒漆塗とする以外に主屋のような装飾性はないが、工法は概ね共通していた。

明治 15 年頃増築の鋼板葺下屋東面に入るガラス窓はその時に作製されたもので、素木の松框・組子によるが、ガラス（平均  $330 \times 350 \times$  厚：約 2 mm）の目視観察では主屋ほか当初の気泡入りガラスと見分けがつかず、当初からほぼ間を空けない増築でもあることから、引き続き輸入品かもしくは主屋建設時に調達した在庫ガラスを用いた可能性もある。但し、この増築部は窓廻りの雨仕舞が悪く、その後腐朽した愈敷居（鉄筋格子入り差敷居）の上に付敷居を挿入し、その分ガラス窓の丈を切り縮める改造がなされていた。その改造では一番下の格子の成を縮めるため、堅組と横桟は再用して加工を加えられたが、ガラスは最下部のものがすりガラスに取り替えられていた（写真 4-4-5-12 左 3 つ）。



写真 4-4-5-10 主屋 2 階腰下ガラス戸[64]（修理前） $1675 \times 865 \times 30$



写真 4-4-5-11 主屋 2 階ガラス欄間[108]（修理前） $352 \times 340 \times 20$



写真 4-4-5-12 鋼板葺下屋窓改造と主体部 2 階窓（右端）（修理前）



表面（山水画切貼）　裏面（反古紙張り）　山水画拡大  
写真 4-4-5-13 主屋 2 階前の間天袋[80]（修理前） $868 \times 560 \times 24$   
鈴木香峰の山水画で「明治六」の年記がある。オカナンドの天袋[35]にも香峰の山水画が貼り付けてある。

### ④襖

一部の板襖を除いて大別すると、模様型押しの間似合紙によるもの、葛布張り（ポイント絵様置上げ）、泰平紙によるものの 3 タイプに分類できる。装飾性の高い天袋・地袋まで含めると、模様絹織、金箔張り、山水画貼付け（掛軸風）など多岐に及ぶ。一部は昭和のものに交換されていたが、当時のものは反古紙<sup>77</sup>を裏表とも 3~4 重下張りとし、化粧紙を張らない押入・天袋などの内面は下張りの工程でとどめ、反古紙張りを露出させ、框の黒漆塗りも省略していた（写真 4-4-5-13）。

77 松坡家の商売上の帳簿や出面帳に使われていた和紙で、嘉永や安政の年記のものが多くみられた。

## (間似合紙模様)

## ・花紋散らし型刷り

本節 第9項「経師」に示す、壁紙や天井紙として用いられた金散らし和紙が3.5尺×2.0尺の紙を張り難いでいたのに対し、大部分の襖では大判である3.0尺×6.0尺(三六判)間似合紙を用いて一枚で張り渡していた。オクナンド開襖[36]など数種類の襖で用いられる花紋散らし紙は、框下などに残っていた当初の色合い(写真4-4-5-14右端)を見ても、金散らし和紙を含めその他間似合紙と同様、茶黄色和紙を用いており、経年の焼けにより茶褐色に変色している様子も共通していた。

花紋は2種類の型紙による2色刷りで、同一型の繰り返しが横1.6尺・縦1.2尺で出現していた。紙地に銀灰色で文様を置いた後、その中に小さく茶緑色を入れてアクセントを付けていたが、蛍光X線分析値の相対的傾向<sup>78</sup>より、銀灰色は船白系もしくはさらに若干の雲母を含むもの、茶緑色は緑青もしくは真鍮で着色している可能性が指摘できた。

## ・絵様木版押し(主屋1階マエナンド)

マエナンド襖は後世に表張り替えがなされていたが、いずれの襖も当初の表紙を残したままに張り重ねられていた。東側押入と西側押入との間で建具の移動があったが、裏面に記された番付などで当初の位置に戻すことができた(写真4-4-5-15)。

当初表紙はほかと同様間似合紙を用いていたが、1尺2寸幅の紙を横使いとして建具の幅方向を張り通し、重ね代4分程度で縦に張り登っていた。本版で絵様を型押ししていたが、この1尺2寸幅の紙1枚単位に対する絵の繰り返しではなく、予め横長構図の絵を押しで完結したものと複数枚を使用していた。蛍光X線分析の結果、この型押し絵には真鍮泥を用いていたことと、襖の位置によって絵様を2種類(押入:風景紋、オクナンド境:扇子散らし紋)を使い分けていることが判明した。雨漏りによる雨染みや汚損、後世の上張りの糊痕などが除去しきれなかつたが、今回の工事では多少の見栄えの悪さは許容し、全て当初の表張りを補修・補筆の上再用した。

## ・シダ植物型刷り(2階応接間と前の間)

銀白色と緑色の2色のシダ植物の刷り形をびっしり詰めた意匠である。やはり三六判間似合紙を用いていたが、間口の関係で幅が広い建具[77]は紙を縫いでいた。蛍光X線分析の結果、銀白色はケイ素(Si)やカリウム(K)が有意にみられたためキラ(雲母)を顔料に用いて



写真4-4-5-14 主屋オクナンド襖[36]と応接間襖[68](修理前)



写真4-4-5-15 主屋マエナンド押入襖[40]の改進

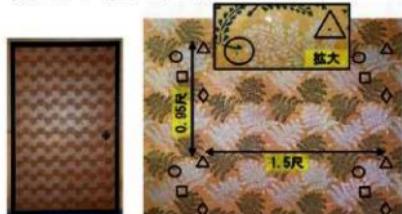


写真4-4-5-16 主屋前の間シダ植物型刷り襖[77]とホシ(修理前)  
1765×1090×30

いたと考えられるが、緑色の方は銅(Cu)が確認できないため緑青ではなく錆土などを用いていた可能性がある。模様は型紙(銀白色用1枚、緑色用1枚)を用いた刷毛刷りとみられ、同一型の繰り返しが横1.5尺・縦0.95尺で出現していた。

この模様刷りの工法は痕跡からもう少し詳しく知ることができるが、型紙を縦横繰り返しの際に正確に送り合わせができるよう、要所に“ホシ”(小穴)を穿ち、これも含めて刷毛で塗った後にその点を目印として型をずらし合わせる手法を用いていた。ホシの顔料の被さり方から、まず緑色のシダばかりを刷り(横リピート・縦リピート)、次にその間を縫うようにキラのシダを刷ったことも分かった。ある程度は顔料の乾き待ちも必要であり、正確さと根気を要する製法であったと思われる。

<sup>78</sup> 着り重ねの色彩成分を個別に抽出できず、例えば上層の顔料分析では下層の顔料とさらに紙地の成分まで検出するため、分析結果は相対的に判断する必要がある。

### (葛布模)

間似合紙を化粧で張った上へ全面に葛布を張り込んだ格式の高いもので、主屋1階オザシキ・ジョウダンノマ、2階西半4室の座敷において、南西八疊間・北西十疊間の襖で用いられていた。中央召し合わせ定規線は、下位の室から上位の室を向くときに立派な方が見えるよう、即ち下位室側に上位面が来るよう配置されていた。葛布は葛の茎の叔皮織維を糸にして織り上げた布で、現在でも県内掛川を中心として生産されている。

松城家で用いられている葛布張り襖で当時のものは、ポイントに胡粉塗りで座を薄く塗り上げ、紅葉などの絵様を置き上げていた。蛍光X線分析の結果、金箔・銀箔などを置いていた事が判明した。

### (泰平紙襖)

後世に違う紙で張り替えられた襖も多かったが、残存する断片などにより、松城家の当初襖で泰平紙<sup>79</sup>を用いていたことが明らかなものは、主屋（ヒロマ内仏間出入口・2階次の間及び南東六疊間）、ミセ（2階押入）、文庫蔵（2階押入）であった。屋根裏部屋であるミセ2階にも使われていることから、高級室に用いる紙という意識も窺えず、“普通に入手できるちょっと変わった紙”という扱いであったようである。該当襖を1枚の紙で張り通していることから、脚注にも示す通り三六判の流通紙を利用していたとみられる。但し、松城家で用いられた泰平紙は、さらに意匠に変化を付けるためか、いざれも金属箔粉を撒いており、蛍光X線分析の結果、真鍮粉であることが判明した。織維滲き時点での混入ではなく、織成後の表面に付着していることから、製紙工程の終盤で膠溶液でも薄く塗って真鍮粉を接着したかと思われるが、あまり湿らせると紙の鍮が鈍くなるため何らかの工夫があったと思われる。

### ⑤その他

障子に関しては多岐に及ぶが、マエナンド腰障子[41]が後世に雪見ガラスを挿入されたり、ナカノマ欄間障子[61]がガラス張りに変更されるなどの改造が一部に見られたが、いざれも当初の組子やその痕跡が残っていたため復原することが可能であった。また一部の建具に関して、当初の存在が不明のものはないまとした。<sup>80</sup>



写真4-4-5-17 主屋北西十疊間葛布襖[77]と置上げ絵様(修理前)  
襖は表裏で意匠をシダ植物型刷りと分けている。蛍光X線分析の結果より、青金などではないが金箔には鍮を含む。銀箔も用いているが黒変?。墨差しも併用か。(前出シダ植物絵様とは表裏関係)



写真4-4-5-18 泰平紙襖(文庫蔵2階押入)



腰高障子[2] 格子戸[3] 舞戸[20] 書院障子[25]  
1670×920×30 1992×880×30 1745×900×33 1018×382×24



開戸[58] 横障子[76] 黄戸[96] 上下窓[70]  
1642×770×36 1768×860×30 1765×830×28 620×620×26

写真4-4-19 その他建具①(全て主屋、修理前)

<sup>79</sup> 泰平紙

『和紙文化辞典』（久米康生、株式会社わがみ堂、1995）によれば、ミツタマを主原料として胡粉・顔料を混入して漉き、紋数のある3尺×6尺の紙で、岩石唐紙の紋数をさらに工夫改良して紋数をより目立たせたものが泰平紙（太平紙）である。天保14年（1843年）初めてこれを製し、将軍家斎の上質に供したとき、「泰平の世にできた紙」として名が付いたという。昭和初期まであったとも示されている。今回の工事では補足紙を作製したが、当初紙の鍮密度の再現は困難であった（第3章 第8項 写真3-2-8-1）。

<sup>80</sup> 主屋2階南西八疊間の上下窓の室内側火煙棒背後には、使われていない敷居構や鶴居が付けられていたが、傷や風化などの状態観察より当初から明障子は入れられていなかった。また、龍の間北面窓でも、板鉢張戸のさら外側に2本構の敷鶴居が残っており、引違いガラス窓を入れる意図があったもののやらなかつたか、あるいは実際に入れられていたとしてもすぐに撤去されたものと判断した。



ジョウダンノマ天袋[30] 同左裏面（反古紙張り）  
285×858×24、文様織

ジョウダンノマ地袋[31]  
555×858×24、金箔張り

オクナンド天袋[35]  
286×437×30、山水画

マエナンド天袋[38] 同左裏面（反古紙張り）2階北西十畳間天袋[73] 同左当初表紙残存  
712×898×25、後世改造 555×858×25、後世改造

2階南東六畳間天袋[95] 同左裏面  
285×362×30、後世改造

写真 4-4-5-20 その他建具②（修理前～工事中）

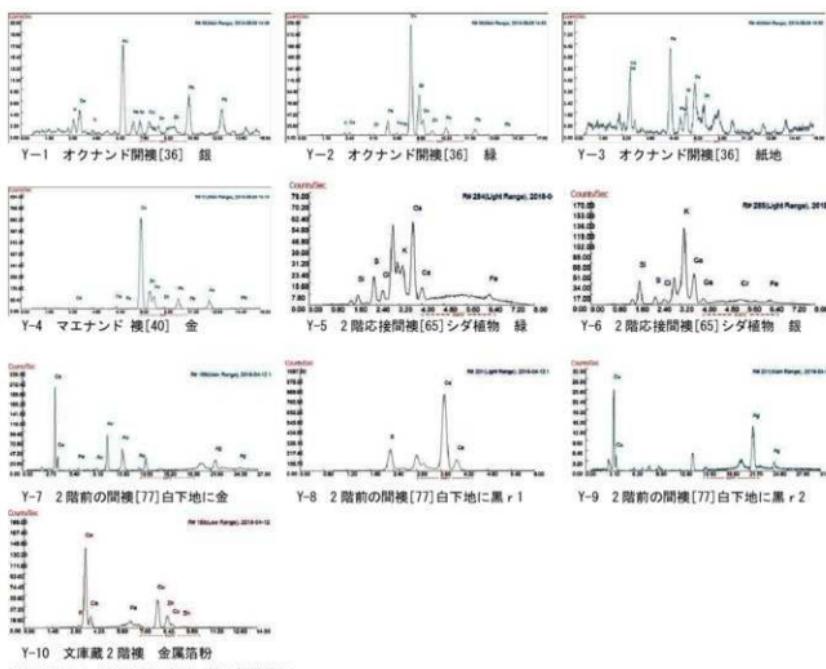
※建具[31]ほか、当初の金箔張りの仕様は、金箔 85 mm角、重ね 3~4 mm。

[35]には鈴木春峰の記名があるが年号は無し。

[38]表面は後世更紗張りとみられるが裏面は当初の状態、今回未解体のため詳細不明。

[73]は松城保（やす）による着物帶を利用して表張り改造。

[95]は昭和後期頃の表張り替え、框は当初材を組み直し、引手も再用したと思われるが今回未解体のため詳細不明。



図版 4-4-5-1 蛍光 X 線分析値（袋の模様着色）

## 第6項 疊

### ①概要

松城家住宅で疊敷きの室を有するのは、主屋1階・2階、ミセ1階・2階、文庫蔵2階である。このうちミセ1階及び文庫蔵2階は後世の改変により工事着手時には疊が現存せず、ミセ2階では8枚の内4枚が欠失していた。主屋1階ではヒロマ南側の置き疊1疊、オクナンドのトコ1疊、カッテの置き疊3疊が後世の改造により消失していた（図4-4-6-1）<sup>81</sup>。

現存する疊は主屋2階北西十畳間のトコで板に疊表を張った板疊を採用しているほかは全て藁床を用いた疊であり、厚みは2寸（61mm）の計画で統一されていた。主屋2階西半の田の字形平面4室の全部が当初とみられる手縫い床を残している他は、疊表を含め全て昭和へ平成の後補材に替えられていた。2階北西十畳間トコ板疊の下地板は当時のものが残っていた。

#### （主屋1階）

各室の荒床板は概ね当初の状態で残っていたが、痕跡や疊割付墨から判断すると当初は大体家相図の通りに敷かれていたことが分かる。しかし、ナカノマでは現在まで一部の敷き方が変更されており、ヒロマ・ミセに関しては当初痕跡が判然としなかつたが<sup>82</sup>、本章第3節の建築計画では家相図を参考にして当初推定敷き方を作図して考察している。家相図では疊縁があるように描かれているが、当初疊に関する縁のあるなしは不明である。現状の疊は全て近年（昭和末～平成初）のもので、疊縁は松葉の文様を入れた既製品として3種類のものが使われていた。

今回の修理では、現状疊床が健全かつ丁寧に敷き合わされており全て再用できること、割り込み寸法の斑や柱・閉戸裏などの突出部形状欠き



写真4-4-6-1 主屋ナカノマ荒床に残る当初疊割付墨・圧痕



図4-4-6-1 修理前畳残存状況

<sup>81</sup> 疊は破損図として示しているため、本報告書で一貫して用いている修理前図面とは必ずしも一致しない。

<sup>82</sup> ヒロマ荒床板は、過去に疊を敷かない時期もしくは建設当初にしばらく作業床として利用したか何で風化・変色が見られる。僅かな圧痕からすると敷き方を変えるような疊の敷き替えもあったようで、長手を一齊に南北方向に沿わせた痕跡もあった。ミセ1階も複数回敷き替えがあったと思われる。

合わせにより現状配置でしか使えないものも多いこと、当初敷き方や縁の有無が不明な室もあって完全に再現できないことを考慮して、現状の敷き方と位置を踏襲して黒無地縁付き畳表による表替えのみ実施し、欠失する畳には機械縫い床を補足した。

#### (主屋 2 階)

当初とみられる手縫い床を残す西半の田の字形平面 4 室では荒床板も当初の状態で残っており、前の間では建設時に家相図の計画から階段位置と畳の敷き方が少し変更され、さらに北西十畳間の配置が昭和以降に替えられているものの、残り 2 室は家相図通りの敷き方を実行し、当初から変わらないことが分かった。南東六畳間も同様に家相図の計画通り畳が配置され、今まで敷き方を変えていないが、龍の間及び次の間では床板が大部分替えられており当初の敷き方は不明であった。

田の字形平面 4 室の手縫い床は全て上面 4 辺に細板を縫い付けた「四方板」の仕事をしていた。

応接間の現状畳表の小口には、表替えの際に墨書きされた「41.6.25 付」の年号を発見したが、西暦ではなく昭和 41 年を指すものと思われる。このときの畳表が現在まで残っていたことになるが、紋縁として応接間・南北八畳間・北西十畳間の 3 室には桐唐草紋（太幅）が、前の間には鶴の刺繡が入ったもの（並幅）が使用されていた（写真 4-4-6-4）。昭和表替えの際には、旧畳表が縫い付けられたままで四方板を定規とし、上張り面のみを切り取って新しい縁付き表が巻かれた（写真 4-4-6-5）。

板間（中二階）は荒床の上に蓬などをして敷く納まりであるが欠失しており、近接する南東六畳間床下の棊などに中古の花菖蒲が数種類残置されていた。

今回の修理では 1 階と同様、原則として現状の敷き方を踏襲して表替えのみ実施し、再用できなかった畳床は機械縫いのものを作成して交換した。当初とみられる手縫い床は 2 枚を交換し、古材を資料保管とした。また、再用した手縫い床でも四方板の修理は必要最低限とし、極力存置した。2 階主要室である田の字形平面 4 室と東半の龍の間及び次の間には縁無し琉球表を作成して使用し、書齋として使われたとみられる南東六畳間には縁付き畳表を使用した。板間（中二階）には既製品の花菖蒲を補足した。

#### （ミセ）

2 階に現存していた畳は腐朽が著しいが、全て手縫い床が使われており、畳表は黒無地縁付きのものと縁無しのものが混在していた。当初の敷き方・畳表の仕様は判然



写真 4-4-6-2 主屋 2 階応接間の畳（修理前）



写真 4-4-6-3 主屋 2 階前の間現状畳小口に残る墨書き

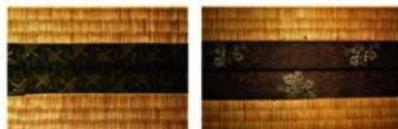


写真 4-4-6-4 主屋 2 階昭和 41 年の紋縁 2 種（鶴、桐）



写真 4-4-6-5 現状畳表下の手縫い床（側面長手）



写真 4-4-6-6 手縫い床の四方板（破損の酷いもののみ取替）

としなかったが、縁無し畳が当時のものと想定すると畳床の縫い方や藁の入れ方の観点で主屋2階のものより格下のものを用いていたことがうかがえる。また2階は、階段の上り口である前室と南西小部屋は荒床の上に藁などを敷く納まりであるが、いずれも欠失しており詳細は不明であった。

今回の修理では1階2階とも黒無地縁付き表・機械縫い畳床のものに交換または新規整備し、ある程度原形をとどめる畳は資料保管とした。また藁<sup>13</sup>の欠失する箇所には既製品の花莫蘆を補足した。

#### (文庫蔵)

文庫蔵2階の畳は早くから撤去されていたよう、荒床板の痕跡を見ても当初の敷き方は判然としなかった。

今回の修理では黒無地縁付き表・機械縫い畳床のものを補足した。

#### ②畳製作の技法

##### (主屋2階四方板入り畳)

四方板は角の補強と寸法を正確に出す効果を期待して畳床上面の4辺に板（頭板・幅板）を入れて縫い付ける手法であるが、松城家主屋2階田の字形平面4室のように四方板を有する縁無し畳が現存するのはかなり珍しいものといえる。今回の調査では縫い糸の回数から、4室とも昭和の表替えは5回目のものと判明した。

縁付き表に張り替える際、縁を縫う時の平刺しで幅板（1～1.1寸幅）を避けるため、応接間・南西八畳間・北西十畳間の畳表は通常より縁幅を太くして用いられたものとみられる。一方で、前の間では並幅の縁を強引に縫い付けたため、板をそのままに平刺しを行っており（写真4-4-6-8）、所々板を割っていたが、細い縁を用いた形跡はその昭和の1回分しかなかった。

前の間は廻階段の上り口であり、他3室の前室的な扱いとして、昭和の表替えでは手間のかけ方に差をつけたものとも考えられる。前の間の畳床のうち1枚の頭板には墨書きが残っており、当時の造作時には前の間を「前所」と呼んでいたようである（写真4-4-6-9）。

手縫い床はその小口の納め方や幅板の仕様などから判断すると当初は縫なし表が張られていたと考えられ、昭和の表替えで小口に一部残されていた4回目の畳表断片は「京無地」<sup>13</sup>と呼ばれる、上敷き<sup>14</sup>用の縁なし表であつたことが分かった。

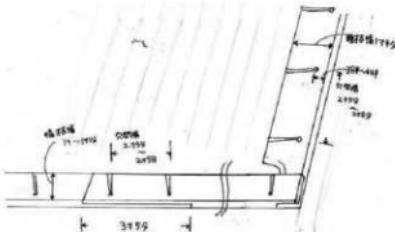


図4-4-6-2 主屋2階手縫い床の四方板の納まり



写真4-4-6-7 円柱取合いの四方板納まり



写真4-4-6-8 前の間手縫い床



写真4-4-6-9 前の間頭板墨書き



写真4-4-6-10 松城家手縫い床に残っていた「京無地」

左：4回目畳表の端材、右：敷込み調整用切れ端

<sup>13</sup> 松城家に使われていた「京無地」は、経糸2本の大目（幅23mm）を基調として、経糸1本の小目（幅7mm）4列を固めて入れ意匠にアクセントをつけるもの。

<sup>14</sup> 上敷きは畳を長く美しい状態で保持するために養生として上に敷く莫蘆であり、本来は来客の際にこの上敷きを剥がして畳を使用する。

手縫い床下地の中で縫無しの造作仕様にはランクがあり一般的には以下に分類できる。

素板／裏爪板入れ／縦ゴザ入れ／四方板（四つ板）

框の部分に1寸4分前後幅の板の両端裏を削ぎ均等に穴を開けて縫い締めこむものが「板入れ」、板を入れないものが「素板」といわれる。畳表を4目半の幅で折ち、半目の切り口裏を薄くなるように削いたものを幅に縫い付けたものを「縦ゴザ入れ」といい、最も手の込んだ技法として四辺すべてに板を入れるもののが「四方板」である。松城家の手縫い床に入れられた四方板を観察すると、頭板と幅板が異なる角の削り方や、長手方向の板の繋手では薄い板厚の内で相欠きにするなど、丁寧な仕事がなされていたことが分かる。

現状の畳表を剥がして確認すると、手縫い床の縫い方には2種類あることが分かった。

床の縫い方の種類として大きくは、

掛縫い／筋縫い／蓑張り床

であるが、細かくは、

国刺し床／棒縫い床／蓑張り床／筋縫い床／掛縫い床

という5種類に分類でき、一般的には筋縫いが多い。格式のある部屋には、手の込んだ「掛縫い」が使われるとされている。これは藁を6層に重ねた厚い布団のようなものを、長い床針で麻糸を使って縫い、その後、糸を引きながら足で縫い上げて畳床にする。その際一番上に置く肌鷹の網目の数を数えながら、縫っていく。「筋縫い」は3目縫って3目あけるように縫う手法である。

「掛縫い」は1通り目7目縫って3目あけ3通り目7目縫い、戻って2通り目（掛歛）を3通り目の歛の2目掛け3目戻って1通り目の歛の2目掛けで7目縫い、筋縫いの縫わない歛を縫う縫い方である。また、「蓑張り床」は手間とコストを省くため肌鷹を使わず、藁を斜めに並べただけ筋縫いと同じ縫い方をするものであり、縫い方には地方色がある。

2階西半4室の内、北西十畳間と南西八畳間は、藁束を6層に組んで掛縫いの12通り（小掛けを入れて）の8分送り、重量約19kgで、応接間と前の間は、藁束を6層に組んで筋縫いの11通りの1寸1分送り、重量約18kgで縫われていた。手間のかかる掛縫いの畳床が敷かれていた部屋は、どちらも床の間が設けられ、4室の中でも格式が高い部屋であったことが分かる。

今回の調査では、過去の表替え補修の際に畳に添え縫われていた黒く汚れた目積織の畳表や市松柄の畳表の切れ端も合わせて発見したが、これらは4回目表替え以前にどこかで使用されていた畳表残材を調整材として利用したものと思われる（写真4-4-6-13）。

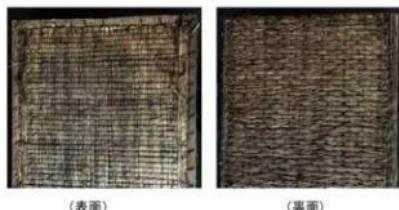


写真4-4-6-11 主屋2階畳 手縫い床①(掛縫い)

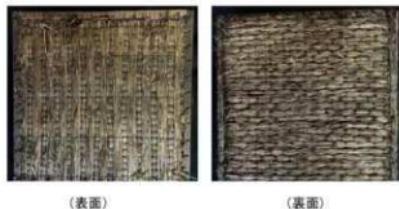


写真4-4-6-12 主屋2階畳 手縫い床②(筋縫い)

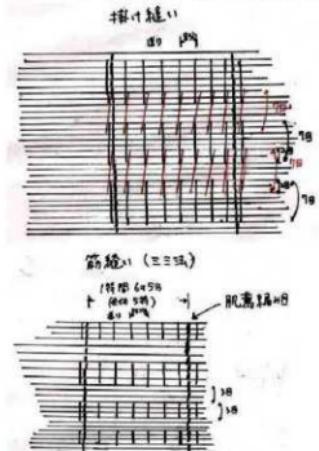


図4-4-6-3 採用されていた掛け縫いと筋縫い比較図



写真4-4-6-13 主屋2階手縫い床に添え縫われた調整用切れ端

その他、2階東半の室に残っていた畳には機械縫い床が使われていた。その内、龍の間の畳はごく最近（平成4年頃）のものに替えられていたが、次の間と南東六畳間の畳には「調整証紙」<sup>85</sup>が縫い込まれており、昭和戦後に交換された際のものと考えられる。

#### （主屋2階畠表）

先述の通り、2階西半4室は昭和41年に麻引きの備後表・縁付きを用いて最後の表替え（5回目）を行い、当初とみられる手縫い床がずっと再用されて今まで残っていたが、畠床端部の四方板は作製当初からのもので、過去全ての畠表縫い糸の運びからしても、この畠床には当初から4回目の表替えまでいずれも縁無し表が張られていたことがうかがえる。

残存していた4回目畠表の端材として残る「京無地」は織り方に特徴があり、大目の間に小目が入った耳組表であり、あまり一般的に汎用されるものではない。

南伊豆にある松崎町では昭和30年代までは琉球表が生産されていたといわれているが、昭和の表替え当時にはこういった近場から琉球表が調達できなくなり、代用品として京無地を用いた可能性もある。京無地は本間として幅が広い表であるため、松城家の閑東間5.8尺度法の畠には縁無しに張れたのであろうが、仕事はやりにくかったものと思われ、ぎりぎりの表幅のため、通常の琉球表のようにヒゲを引っ張りなびかせ、厚みを調整することができず、返しには縁付きの時のように、藁を多く付けて仕上げてあった。

2階東半の室に現状用いられている畠表は全て1階のものと同時期（昭和末～平成）のものであった。

南西八畳間の昭和59年の古写真（写真4-4-6-15）に見える太い桐紋縁のものが現状の畠であるが、昭和40年の古写真（写真4-4-6-16）に見える畠表はこれと縫き方も異なっており、拡大すると後者は細い縁が2列合わさつたものと分かる。この室の手縫い床には細い縁を縫った痕跡が一度もないことから、昭和40年には本来の畠の上に、繋ぎ合わせた上敷きを敷いた状態であったと思われる。先述の墨書年号「41」が仮に西暦を指すものであったなら、この上敷きの下には既に現状の畠が敷かれていたことになり、これを大事に使うための措置であったことになる。一方で、墨書年号が昭和41年を示すものであったなら、この上敷きの下には、翌年張り替えられる



写真4-4-6-14 主屋2階畠床に縫い込まれた「調整証紙」  
(次の間及び南東六畳間)



写真4-4-6-15 昭和59年 南西八畳間 畠縁の様子  
(古写真37切抜)



写真4-4-6-16 昭和40年 南西八畳 畠縁の様子  
(古写真15切抜)



写真4-4-6-17 修理前応接間に敷かれていた上敷き（修理前）  
花菱蘆を繋ぎ合わせたもの（時代不明）

<sup>85</sup> 室内の戦後畠床には「統制証紙」が貼られているものがよく見つかること、松城家中古畠床に貼られていた「調整証紙」より昭和後期に埼玉の工場で作製されたものと分かる。

ことになる古びた疊が敷かれてることになり、荒廃しのための上敷きであったことになる。現状まで敷かれていた疊表は、素材の観察などにより戦後以降である昭和41年のものと判断したが<sup>86</sup>、いずれであっても相当な年月使われながら残っていたことに変わりなく、上敷きの使用など疊の使用方法に工夫があったことが要因であると思われる。隣の応接間には花菖蒲を繋ぎ合わせた上敷きが現存しており（写真4-4-6-17）、過去からの上敷きの存在について象徴的である。

#### （ミセ2階疊）

腐朽が著しかったが、ミセ2階に残っていた疊床には養張り床の縫い方が確認できた。

縁付きの疊が1枚残っていたが、他の3枚と作り方に差があり、ミセ1階もしくはその他箇所で用いられていたものが紛れ込んだ可能性もある。

縁付き疊は、1辺のみであるがカマチに頭板が縫い込まれ、主屋2階の四方板と同様の仕様であり、明治当初のものである可能性が高いと思われる。

養張り床の作り方の特徴は、筋縫い・掛縫い床と異なり、仕掛けの一番上に重ねて、針足の基準となる肌薙を用いずに、藁を斜め方向に並べただけで筋縫いと同じ縫い方で縫っているところにある。養張り床については資料も少なく、高級ではない部屋に使われる疊の作り方と考えられるので、傷みも激しく新しく入れ替わってしまうことが多いと思われる。養張り床が現存していることは大変貴重なことであるが、この養張り床の縁付きの疊はロゴザも入っており、落としの角度も縁無し疊とは異なって立っており、初めから縁付き疊として仕上げられた様子が見受けられる。

縁無し疊の方はいずれも琉球表が巻かれ、今回の調査では、疊床を当初と仮定すると表も当初のものであり、それが1回裏返しに疊替えされた状態であることが分かった。疊床の作り方は筋縫いの縫い方で通りは9通り、送りは1寸5分であった。頭板も入っておらず素框の縁無し疊であった。主屋2階の筋縫いが四方板の11通りの1寸1分送りと比べると、手間のかけ方が大きく違う様子がうかがえる。

今回の修理では、文庫蔵2階も含めて現状の疊が欠失または再用に耐えない事より全て新規作製とした。不明な点も多く、いずれも修理後に公開活用に供さない部分であるため、新規作成疊は黒縁付き並品とした。



写真4-4-6-18 ミセ2階疊の残存状況

窓際の疊には横長に上敷き 苔生すが敷かれていた。



(表面)



(縁付き)

写真4-4-6-19 ミセ2階疊 (縁付き)



(表面)



(縁無し)

写真4-4-6-20 ミセ2階疊 (縁無し)



写真4-4-6-21 ミセ2階縁付き表端部処理



写真4-4-6-22 ミセ2階縁無し(琉球)表端部拡大

<sup>86</sup> ちょうど1941年に戸田村に水害があったことを昭和16.7.15付け 東京日日新聞が報じているが、疊表替えの日付が6月25日であり、被害修理のため、昭和41年ではなく西暦1941年に表替えを行ったという可能性を補強する術はない。

## 第7項 塗装

### ①漆塗り

#### (概要)

主屋に関して、主要な室内造作や柱・差鶴居など軸組材の大部分は松・桧・杉材を混用し、現状では概ね濃い褐色の状態であるが、1・2階主要室では特に柱には光沢のある赤黒い塗装が確認でき、蛍光X線分析の結果から弁柄透塗を多用していたことが分かった。また、トコ廻りの透き漆、四分一の黒漆など伝統的な和塗装が多い中、一部のトコ枠や火燈枠には立体的に凹凸のある奇抜な変り塗り<sup>87</sup>も施されていた。さらに、少し目は遠いが2階西半部敷のガラス欄間枠に華美な梨地漆を施すなど、日本の伝統塗装を用いつつ、②で示す洋塗装との併用が見られた。

今回の修理では、当初の塗塗りは多少の劣化など見えた悪さは容認してでも極力現状を保存する方針とし、建具を含め縫ぎ崩れ補修の箇所や、虫喰や紫外線による劣化の著しい箇所に限定して補修を加えた(第3章 第2節 第10項「塗装工事」参照)。変り塗りに関する補修は、旧塗膜を存置した上に生漆を薄く塗る工法を原則とし、立体塗膜が消失している箇所は微小範囲であったため、周囲に合わせてヘラや細筆で下地を盛り上げた。

分析には蛍光X線分析(ポータブル式蛍光X線分析装置(機種 Thermo Scientific社製 NITON XL3t-950S))を用い、主立ったものは現段にデータを掲載した。

#### (軸部・造作・建具一般部)

主屋では換や板戸関係の框や格子、舞良子、張付壁の四分一などに黒漆塗を多用していた。所々、明らかに後補の塗り足しがなされた箇所があったが、概ね当初の塗装が残っていた。大部分の箇所で光沢は失われていたが、黒漆塗りはもともと当初の塗りは薄い打付塗りのようなもので、四分一は合い釘を用いず天井打ちとするなど、比較的無造作な仕事が散見された。主屋以外でも文庫蔵の1、2階建具に黒漆、弁柄漆を用いたり、ミセでも一部の雨戸に塗装がみられた。

主屋2階西半4室と南北廊下境のガラス欄間は、1間3枚構成で枠は黒漆塗を基調とし、室内側梨地漆(写真4-4-7-2右)、廊下側変り塗りとしていた。嵌設しに納まるため、特に両端欄間の外上角は上記の当初塗装がよく残っており、今回の工事では清掃のみで全て再用した。



主屋大黒柱  
写真4-4-7-1 漆塗り (弁柄透塗・黒漆、修理前)



ジョウダンノマ火燈枠 2階腰下ガラス戸 2階ガラス欄間  
写真4-4-7-2 主屋漆塗 (変り塗り2種類・梨地漆、修理前)

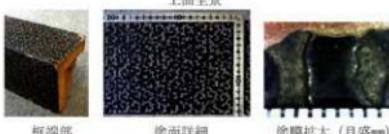


写真4-4-7-3 トコ枠の変り塗り (主屋オクナンド、工事中)

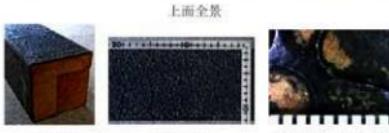


写真4-4-7-4 トコ枠の変り塗り (文庫蔵2階、工事中)

#### (変り塗り)

主屋2階西半2室と南廊下境の腰下ガラス戸に関しては、腰板枠を黒漆変り塗り、腰鏡板弁柄透塗としていた。今回の修理では、紫外線により劣化の著しい廊下側の腰板枠変り塗りのみ生漆補修を行い、他は手を付けなかった(写真4-4-7-2中)。

<sup>87</sup> 混合漆など複数の色漆を斑に研ぎ出したものを変り塗りということもあるが、本工事では立体的な凹凸をもった漆仕上げの総称を「変り塗り」と呼称した。上記ジョウダンノマ火燈枠や文庫蔵トコ枠などの仕上げは、「銷たたき」の一種で松城家では多用され、漆下地の銷をしなり、コシをつけたヘラで叩き剥がしを重ねたもので、銷の粘度やヘラのしなり加減により、仕上の荒さを変えられる。オクナンドトコ枠の仕上げは建築の使用例としてはあまり類例を見ないが、文様型を使用した形跡はなく、筆などで下地から盛り上げては研ぐ工程を重ねて形成したと思われる。凹凸の高低差は0.6mm程度であった。

## ②ベンキ塗り

### (概要)

解体調査及び古写真観察により、当初からベンキ塗りであったと考えられる部位は主屋と外構扉に限られる。主屋では廻階段を除けば、2階の南北廊下に大部分が集中しており、板鴨居、窓敷居へ巾木までの腰飾り、押入扉、その他、南西八帖畳間明書院に取り入れられた下げ窓の額縁、龍の間の窓額縁及び廻階段壁板、外部としてはバルコニー、東西窓に用いられている鎧窓などが挙げられる。建物内部のベンキはいずれも後世の修理で上から塗り直されていたが、研ぎ出しや塗膜調査により当初の仕上げ色は淡い黄土色で統一されていたことが判明したため、これに復した。バルコニーは後に撤去されており、古写真的観察からは白色系の仕上げであったとみられるが白黒写真であるため詳細は不明である。古写真のバルコニーは2階外壁と見え方に関する特段の差がうかがえないとや、類例<sup>88</sup>を参考に、同様色で雰囲気を統一されていたものと判断した。今回復原したバルコニーは、石積風漆喰塗大壁の当初色にも近いものを想定し、僅かに灰色がかった白を仕上げ色とした。また、同様に当初材が残らず詳細が不明である2階東面及び西面南端の鎧窓は、漆喰で造られた西面擬窓に残る旧塗膜断片や室内古写真を手掛かりに外側を深緑色、室内側を白色の仕上げとした<sup>89</sup>。現存しない庭門アーチ開戸は、昭和のカラー古写真を手掛かりに淡い水色で復原し、同じく現存しない正面門柱開戸では白黒写真しかないので、庭門アーチ開戸と同色として主屋前庭として雰囲気を統一した。尚、材料分析には塗装調査と同様、ポータブル式蛍光X線分析装置を用いた。

### (主屋 2階南北廊下)

側通り雨戸廻りでは板鴨居、窓敷居、巾木、オーダー柱の室内側張り板、押入扉では框と化粧枠材の殆どが後補の白ベンキで塗られていたが、古写真によると、昭和50年以前に既に現状の通りになっていたとみられる。当初と思われる塗装が最もよく残っている箇所は、南北廊下押入扉ドアノブ下の一部と北廊下板鴨居であった。紫外線の影響や寒暖の差が比較的少なかったとみられる北廊下板鴨居では旧黄土色の仕上げ塗りの上に、後世ニスのようなものを塗っただけで存在させていた<sup>90</sup>。



写真 4-4-7-5 主屋明治当初バルコニーと鎧窓 (古写真 1切抜)  
西面鎧窓は3つとも同様な着色がなされていたと思われるが、左2つの擬窓は漆喰上塗りとして色漆喰、右の窓は木製鎧窓に対するベンキ塗りによって同様色を出していたと思われる。



正面門柱開戸  
(古写真 5切抜)      庭門アーチ開戸  
(古写真 12切抜)      主屋 2階南北廊下開戸  
(古写真 9切抜)



2階東面鎧窓  
(古写真 10切抜)      2階南西八疊間鎧窓内側  
(古写真 15切抜)

写真 4-4-7-6 古写真に見られる建具



北廊下下端 同左板鴨居当初ベンキと後補ニス 同左腰板断続  
写真 4-4-7-7 古写真 10切抜



塗膜片表面      同左裏面      断面顕微鏡拡大 (上が表面側)  
表面は後補白ベンキ、その下に当初黄土色ベンキと白色下塗り残存。  
写真 4-4-7-8 主屋 2階廊下廻りベンキ塗膜 (北縁腰板上額縁)

<sup>88</sup> 年代・地域的に松城家主屋と比較的近い旧岩学校校舎（松崎町、1880、重文）では、ベランダを柱や妻帯等造作材を壁などの色と同様色で仕上げている。

<sup>89</sup> 深緑色は本筋 4項「左官」参照。東面鎧窓は常時開いた状態で固定されるため内面の塗装色を見せてているが、写真 4-4-7-6 下2つの昭和古写真より判断して白色で復原した。

<sup>90</sup> 光沢のある鉛色の塗膜であるが、下層ベンキが劣化したひび割れにも入り込んでいるため後補のものであることが分かる。アセトンなどの有機溶剤で容易に溶出するため、ニスの類と思われる。

腰板飾りに関して、後補の白ペンキは収縮劣化により一面に断紋が生じており、腰板のみ後補の白ペンキの上にさらにニスのような塗料が塗られていた。

今回の解体範囲では、当初と思われるペンキの下塗りが完全に残っている箇所の木下地表面は鉛仕上げであり、剥がれた下地塗膜の裏面には薄茶色の塗料の付着が観察され、木下地表面の様子を合わせると何らかの木地固めもしくはシーラー的なものを意図した施工がなされた可能性がある<sup>91</sup>。

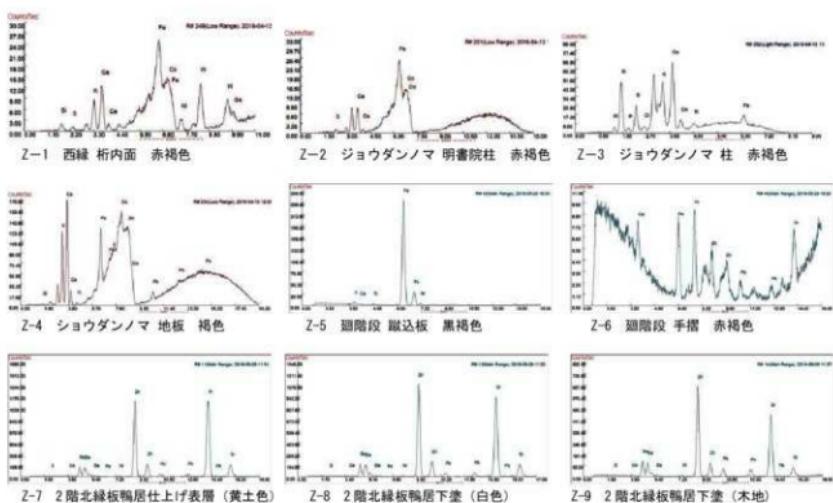
当初とみられる淡黄土色の上塗りペンキの下は、一様に白色下地塗りが施されていた。各塗り層厚は非常に薄く、それぞれを分離した試料採取が困難であるため、研ぎ出した面ごとに蛍光X線分析装置を用いて計測すると、スペクトル図に示されるように、当初ペンキ塗り全体で見れば亜鉛(Zn)とストロンチウム(Sr)が突出して高く、微量な検出元素としてS/Cl/Ca/Ba/Ni/Fe/Pbが挙げられる。下塗りではSrがやや少なくなっているがほぼ同様のピークを示している。分析結果からすると少なくとも下塗りには鉛白や胡粉塗りではなく亜鉛華が用い

られていたものと考えられるが、時代的には輸入品を用いていたと解釈するのが妥当と思われる。

尚、2階南北廊下において廻縁や内法上柱及び斗形には、くすんだ黄色系の塗りもしくはカビのように見える箇所があったが、蛍光X線分析の結果からはカルシウム以外に特筆すべき元素が見当たらず、詳細は不明であった。今回の修理では何も手を加えず存置した。



南北八畳間 西面窓額縁  
2階南北廊下西奥扉 ノブド  
写真4-4-7-9 その他部位に残る主屋当初黄土色ペンキ



図版4-4-7-1 主屋蛍光X線分析値(塗装工事)

<sup>91</sup> 仮にこの木地固めと思われる塗り層が建設当初の塗装仕上げとすると、木に打付塗りの薄い着色が施されていたことになるが、施工後極めて短期間で似たような色のペンキが上塗りされたか、施工途中の計画変更があったことになる。

## 第8項 飾金具

### ①概要

長押金具については全種類を、建具引手金具については当初金具のうち特徴的なものを取り上げて技法を報告する。本項で示す「飾金具(数字)」の表記は、第3章第2節第11項「飾金具工法表」で示す番号に対応している。

松城家住宅全棟のうち、建具引手を除いて飾金具といえるものは、主屋1階西半エリア(上手空間)の長押釘隠しに概ね集約され、ジョウダンノマでは少し小振りだが一般的な六葉が、オザシキとホンゲンカンでは鶴のデザインが、南縁・北縁では茶の実のデザインが用いられていた。

現存している長押釘隠しは全て当時のものであったが、経年により緑青が発生したり素地銅板色が露出して当初の仕上げを推定することが困難であったため、蛍光X線分析を用いて当初仕様を検討した。分析にはポータブル式蛍光X線分析装置(機種 Thermo Scientifics 社製 NITON XL3t-950S)を用いた。但し、今回の測定での検出元素は一定レベルで検出されたものを抜粋した値とし、

XRFのスペクトル図は測定結果に見合った検出範囲のみを示し、検出元素表記とは必ずしも一致しない。

### ②長押金具等

#### 『マエナンド呼び鈴』…飾金具(1)

呼び鈴は当時のものであるが聞き取りによれば、マエナンドは昔女中部屋として使われており、ホンゲンカン式台に訪れた客が紐を引くと鈴が鳴り女中が出迎えに行ったという。紐は失われて残らないが、内法長押上端位置で土壁に開けられた小さい紐穴が残る。これを辿るとマエナンドからヅツマ・ホンゲンカンを横切り式台東袖壁の辺りで紐が降りて来たようだが、式台は平成4年の改造で新築に近い改造がなされ詳細は不明である。



写真 4-4-8-1 マエナンドの呼び鈴



図 4-4-8-1 長押金具配置図(竣工)

鉛は青銅製で、せんまい／＼状吊り金具は鉄製、焼付黒漆、吊元は鉄金具に銅板打ち出し飾りを取り付けたものであるが、この梅花レリーフ状打ち出しには金箔が施されていた。

今回の修理では、傷みも少ない事から座と吊り金具を分解し、赤錆の浮き出ている鉄製部材をケレン、亀裂肉盛りの上、吊り金具に防錆黒色塗装を施した以外は清掃のみの方針とした。

#### 《六葉》…飾金具（2）

今回の修理では目立った破損や欠失部もなかったため、全て建物に取り付いた状態での清掃にとどめた。表側の分析や観察のみのため詳細不明であるが、造形は銅板打ち出し成形により、樽の口で円座・菊座・六葉を貫いて長押に止め打つ。大きさはやや小振りで、対角線長61mm、六葉のふくらみ厚7mm、長押から樽の口の出21mmであった。

彫金は毛彫・型鑿・魚子打ちにより、六葉部と樽の口頭のモチーフは牡丹、菊座は蓮華紋とする。入隅部ではかすかに黄味がかる着色が残っていた。蛍光X線分析では主な検出元素はCu（銅）のみで、微量な検出元素としてはPb（鉛）があったが、いずれの部分からもAu（金）は検出されず、鶴・茶の実金具からは微量に検出されたS（硫黄）も見られなかった。花弁からは微量にAs（ヒ素）が検出されたが、地金に含まれる不純物でなく有意に鉛色顔料として用いた着色ならば石黃（As<sub>2</sub>S<sub>3</sub>）の可能性もある。安易に黄色を出す目的で植物系染料が用いられたならカリヤスなどを使用した可能性が考えられるが詳細は不明である。

#### 《鶴》…飾金具（3）

造形は鋲型流しへの上、鑿による成形・表面彫金で形成され、本体部分に鍼付けした鋼製角釘で長押に止められていた。彫金は毛彫・型鑿・魚子打ちによっていた。裏表面とも同様の黒ずんだ色味で、蛍光X線分析の結果からは、主な検出元素：Cu、微量な検出元素：S/Cu/K/Ca/Fe/Asでありスペクトルのピークでも差が出ていないが、裏面の観察より煮黒味の塗膜のような存在がうかがえた。鋼釘の鍼付け部分からはPbが多くみられSn（錫）も微量にあることから半田付けの可能性もあるが、Ag（銀）が有意に検出されており、銀鍼付けと判断した。微量に検出されたAsを地金に含まれる不純物でなく有意に用いられたものとすると、煮色仕上げによる濃茶色を目指す黒錫の手法で加えられた白目（ヒ素やアンチモン等）を示している可能性もある。

今回の修理では、取替の必要なない金具は清掃のみとし、補足分は必要数の見地からも鋲型を起こさず、7mm



写真 4-4-8-2 六葉 正対/側面（修理工前）

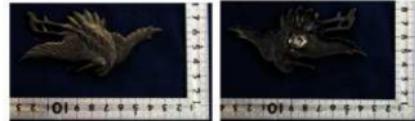


写真 4-4-8-3 鶴 正対/裏面（解体中）



写真 4-4-8-4 茶の実 全体//各部正対/各部裏面（解体中）

厚鋼板から造り出した上で同様に彫金を施した。

新規分の着色に関しては、分析で検出されたSは微量であったが見た目の感じ及び、裏面まで全体的に黒がよく乗っていること、裏面で黒い塗膜が落ちて銅色が出ている状態が煮黒味の施工不良状況に似ていることから、煮黒味を採用した。

#### 《茶の実》…飾金具（4）

造形は銅板打ち出し成形により、実部分に鍼付けした鋼製角釘で葉・台座を貫いて長押に止められていた。彫金は毛彫・型鑿によっていた。蛍光X線分析の結果からは、外気に曝されずかつ着色の必要もない釘身の検出元素をベースにして考えると、主な検出元素：Cu、微量な検出元素：Cl/Cu/Ti/Cr/Fe/Ni/Pbとなっており、見かけの通り基本は純銅に近いもので作成され、微量な元素は不純物とみなすのが妥当かも知れない。

台座の部分からは釘身の検出元素の他に微量のS、Kが検出された。Sは微量であり例えば煮黒味を意図的に施したのかは特定できないが、風化の影響が少ない重なり部分や裏面では銅色素地が現れており意図的な着色は特にうかがえなかった。

葉の部分からは釘身の検出元素の他に微量の S、K、Hg、As が検出されたが、裏面ともに純いぶしがかった黒ずみが見られた。台座の銅色よりは僅かに黄味がかった。

実の部分からは釘身の検出元素の他に少量の Fe と微量の Si、S、K、As が検出された。葉と同様純いいぶしがかった色合いに加え僅かな赤褐色が認められたが、弁柄を着色剤の一つに用いた可能性も指摘できる。葉・実とともに As が検出されており、塗料としては石黄 ( $As_2S_3$ ) が、また葉には朱 (HgS) が用いられていた可能性もあるが、いずれも微量であるため特定できない。

茶の実は家紋としても用いられているモチーフで、長押金具としても日本建築の座敷等で時折用いられており、座を含み全体を煮黒味で真黒くするもの、座のみ金鍍金を施すものなど多様であり、着色には一定の規則を見当たらない。実際の植物では実が熟すると赤～茶褐色を呈する。西岡家住宅主屋（安政2年（1855）上棟、佐賀、重文）座敷でも非常によく似た金具が残っている<sup>92</sup>が、調査の上、がく部分金鍍金、全体いぶし仕上げ（銅色）、座は銅色素地仕上げ、実の部分は赤褐色仕上げと判断された。

今回の修理では、取り替えの必要ない茶の実金具は清掃のみとし、補足分は今回の観察と分析判断のもと、台座は銅色素地仕上げ、葉は純い黄色の石黄、実は弁柄を混ぜた純い赤系石黄の調色を目指すこととした。但し、実施の工法ではヒ素を用いることに環境の問題があるため、色合いをコントロールできる煮色仕上げを採用し、葉液として硫酸銅及び緑青の混合液を用いた。

#### ②模引手

##### 引手 C … 飾金具 (7)

マエンドや2階前の間に用いられ、最高級の室ではないものの座に透かしを入れるなど手の込んだ仕事がなされている。座、座敷、手掛からなり、座の魚子は3×3粒の集団魚子を巧妙に打ち継いでいる。彫金は毛彫・織彫・型鑿を併用していた。分析の結果全て鋼板によっていることが座からは微量の S が検出され、仕上げは煮黒味によっていたと思われる。

##### 引手 E … 飾金具 (9)

2階前の間のシダ植物型刷り襖に用いられ、各部は銅板を用いて手掛の部分は打ち出し成形、座は特徴的な輪郭の平板を大小2枚重ねる単純な構成としていた。



写真 4-4-8-5 引手 C…飾金具 (7) (解体中)



写真 4-4-8-6 引手 E…飾金具 (9) (解体中)



写真 4-4-8-7 引手 F…飾金具 (10) (解体中)

##### 引手 F … 飾金具 (10)

オザシキの葛布襖に用いられ、分析の結果から全て真鍮用いていたことが分かり、金色に見せようとした意図がうかがえる。薄い真鍮板を折り曲げて造った縁を座に鍛付けし、彫金は鋲彫・型鑿を併用していた。古い塗装の残り具合から、座と手掛底板は真鍮色、縁と手掛立ち上りは黒として、莊厳性を意識したと思われるが、S が殆ど検出されなかったため、焼付黒漆による着色と判断した。

<sup>92</sup> 西岡家住宅保存修理工事報告書では、「棒」として紹介されている。茶の実の長押金具は、旧手嶋家住宅（幕末頃、高知市指定有形文化財）、仙巣園御殿（名勝、江戸期のものを明治17年（1884）改築）などでも類例が見られる。静岡がお茶の産地として台頭したのは後年の事であり、松城家で茶の実金具を用いていることは、地元の伝統的モチーフというより、廻船業で西国を航行したルートにおいて、西岡家で用いられたような金具を商品として調達してきた可能性が指摘できる。

## 引手G … 飾金具 (11)

ジョウダンノマの葛布襷に用いられ、松城家では最も上格との意識があったと思われるが、分析の結果、長押六葉金具と同じく Auは検出されなかったため、金箔や金鍍金の使用は否定された。座・手掛は真鍮打ち出し成形としていたが、表面を腐蝕調に仕上げ、措座は銅製錫メッキを用いるなど、他室と傾向が異なる様子がうかがえる。手掛底板には鶴に雲の彫影が施されていたが、かなり荒々しい彫影による輪郭と、毛影による羽根の対比が好対照となっていた。

座や手掛の部分は鉛色の塗膜が残っており、焦茶色の焼付漆と判断したが、伝統的な形態を採用しながら錫びのような腐蝕調を出したかったのかも知れない。

## 引手M … 飾金具 (17)

2階次の間や文庫蔵2階押入襷に用いられている引手で、分析の結果ブリキ（鉄に錫メッキ）を用いていたことが分かった。他の引手に比べると製法も粗雑であり、座を用いない単純な単独手掛け式であるが、部分的に黒色の塗膜が残っており、焼付黒漆であったと思われる。引手Gと同様な腐蝕調であり、鉄主体の素材であるため実際に錫びを発生した可能性もあるが、全引手で均質性がみられ、人工的にざらつきを発生させた製品を用いたものかと思われる。



座・攢座・手掛け



手掛け金

写真 4-4-8-8 引手G…飾金具 (11) (解体中)



手掛け金・底板



同上 (裏面)

写真 4-4-8-9 引手M…飾金具 (17) (解体中)



W-1 六葉 花弁 (飾金具 (2))



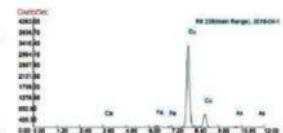
W-2 六葉 菊座 (飾金具 (2))



W-3 六葉 椅の口 (飾金具 (2))



W-4 鶴 羽 (飾金具 (3))



W-5 鶴 脚 (飾金具 (3))



W-6 鶴 釘留付け部 (飾金具 (3))



W-7 茶の実 釘 (飾金具 (4))

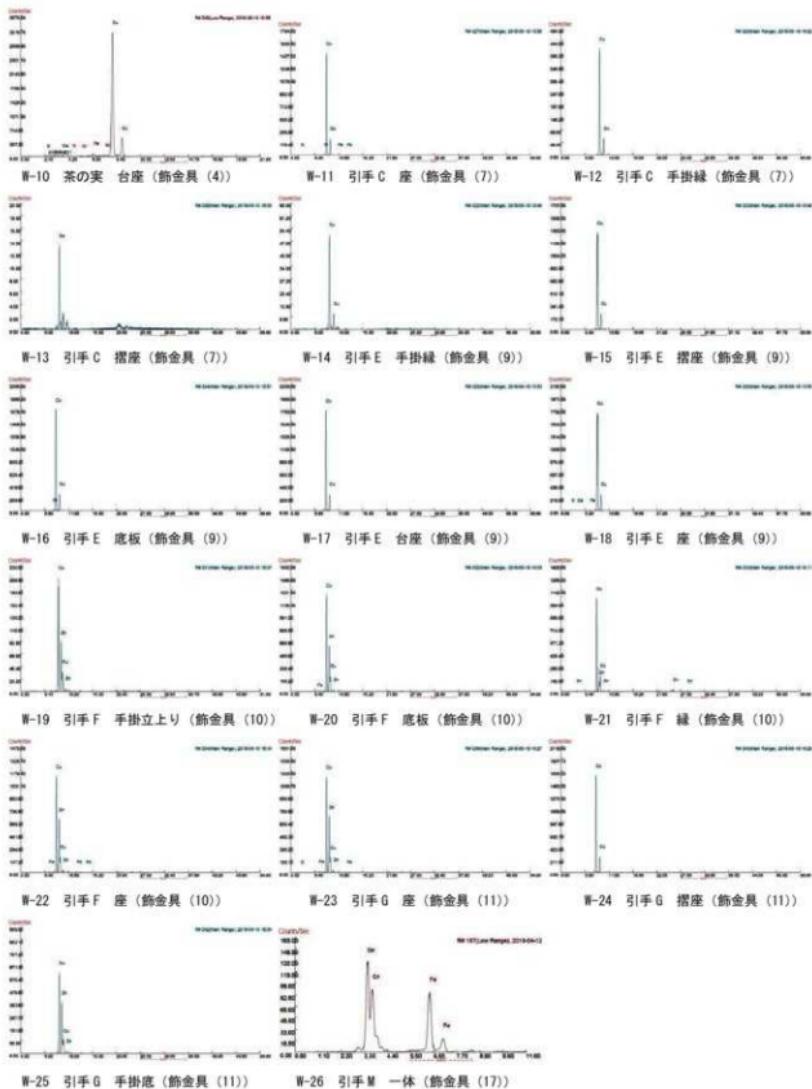


W-8 茶の実 葉 (飾金具 (4))



W-9 茶の実 実 (飾金具 (4))

図版 4-4-8-1 蛍光 X 線分析値 (飾金具その1)



図版 4-4-8-2 蛍光X線分析値（飾金具その2）

## 第9項 経師

本節第5項「建具」に示した構などを除き、壁・天井に関する経師工事について示す。

### ①模様印刷洋紙張付天井

#### (概要)

主屋2階において階段室を含む田の字形4室の張付天井に用いられていた模様印刷洋紙はボルトガル製の輸入品と伝わるが<sup>93)</sup>、今回の調査でもその素性ははつきり分からなかった。昭和に一度、それ以前にも1度スペア紙を使った上張り補修がなされているが、いずれも当初に張られた紙の上にベタ張りされたものであり、使用された時期は異なっても現在張られている紙は、全て建設当初に調達されていた紙であるといえる。

化粧紙（本紙）は和紙に比べて繊維質の少ないバルブに近いもので、経年劣化によって脆く屑に崩れる部分が多く見られる状況であった。昭和修理は応急的なもので、この時に張り足されたスペア紙の中には耳（張りしろ）を切り落とさずそのまま使われていたものがあり（写真4-4-9-2）、その他の観察を合わせると、当初紙は模様紙470 mmに両耳各15 mmを加えた500 mm幅のロール紙を用い、凸版型インキローラーを使った多色刷りによる模様紙と判断できる。

顔料の経年による褪色は比較的少なく概ね当初の色が把握できたが、今回の調査では蛍光X線分析を用いて顔料成分を調べた。分析にはポータブル式蛍光X線分析装置（機種 Thermo Scientific社製 NITON XL3t-950S）を用いた。

今回の新規補足本紙は、紙質の改善を課題としたが、本来の仕様は再用古材・保管古材によって残せることと必要補足数量の見地などから、紙は地色が比較的近くて強度のある和紙として鳥の子紙を採用し、高耐久性の顔料インクを大判で乗せられる平版印刷としてシルクスクリーン印刷を採用することとし、模造品を作製して使用した。

#### (当初技法調査)

当初模様印刷洋紙は、下張りとして天井の木摺下地に和紙（日記・帳面などの反古紙）を場所により2～3回ベタ張りし、それに同様の反古紙を2回袋張りした上に清張りとしてさらに反古紙をベタ張りとし、これに本紙をベタ張りするものであったが、特に袋張り箇所は経年に



写真4-4-9-1 修理前状況（前の間）

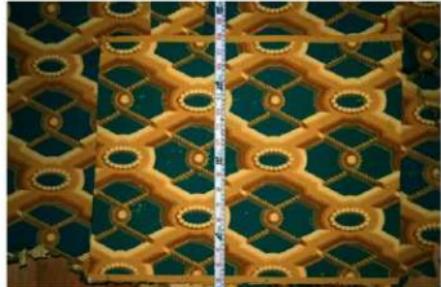


写真4-4-9-2 昭和の上張り補修で張られたスペア紙（耳付き）

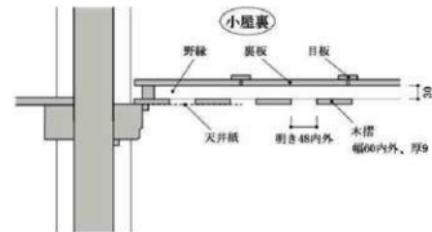


図4-4-9-1 木摺下地の納まり断面

よって大部分で糊の効きがなくなって剥離していた。

天井の木摺下地は、小屋裏からの塵が積もって湿気を呼ぶことを防ぐためか、野縁の上端にも板を張って、さらにその板傍の隙間も防ぐため目板を打ち付けている。

（図4-4-9-1）。野縁は木摺を取り付ける際に釘を打ち上げるために必要な下地であるが、成30 mm分の横ができる、中空層を形成させることにも役立っている。

本紙の四周を押さえる四分一は10 mm角の黒漆塗りであるが、合釘を用い無造作に目釘を脳天打ちで柱や廻縁

<sup>93)</sup> 『登録有形文化財 松城家－詳述－』、松城林三（「伊豆の郷土史研究 第27集」、田文堂編集委員会、2002年）では、「遠国ボルトガルのからのものと聞く。」と解説されているが、具体的な資料が残らず家の口伝以外に根拠はない。最近では雨漏りによる汚損・劣化が酷くなつた昭和40～50年代に、当時残っていたロール状のスペア紙を用いた上張り補修がなされたが、このスペア紙の封に「NEW YORK」の文字のスタンプが押されていたことを施工した職人が記憶している。今回の工事着手時にはもうスペア紙は残っておらず、解体調査からも手掛かりは何も発見できなかつた。ニューヨークに何らかの関連があつたとしても、製作に関するものなのか、商品の取り扱い地に関するものなのかなど、詳細は不明である。

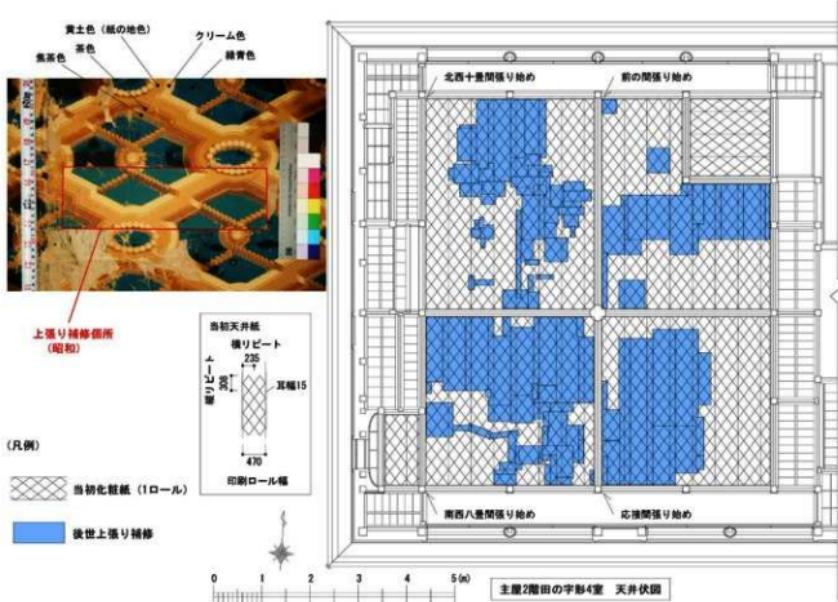


図 4-4-9-2 模様印刷洋紙張付天井板要図

に止めていた。これは座敷飾りの張付壁なども含め、松坂家建物共通のやり方である。

本紙の模様は、グラデーションのある特徴的な網目調模様で、横（紙幅）方向に2リピートを収め、模様単位1つ当たりの幅が235mm、縦（紙長）方向のリピート幅が308mmであった。デザイン及び製作時の寸法単位としては、日本の寸尺ではどこをとっても整った数値にならないが、単位換算により綺麗な数値となるものを探すと、模様の横2リピート幅 (=張り足) 470mmが18.5インチに換算される。紙自体の幅500mmもメートル法なら既に整った数値であるが、19.69インチでもあり、20インチ幅の本紙を用いて印刷し、製品化の際に両傍を少し詰めて仕上げ成形した結果の数値とも考えられる。今回の工事範囲ではデータも限られており、模様印刷洋紙が製作された際の基準尺度はインチかメートルのいずれかの可能性が高いことを示唆するにとどめる。但し、模様は松坂家建設期以前の日本では刷染みのないデザインであり、バルプのような紙質であることなど総合的に判断すると、やはり輸入品壁紙の類であったと思われる。

模様は一見均質に見えるが、版の作製班や傷などによ

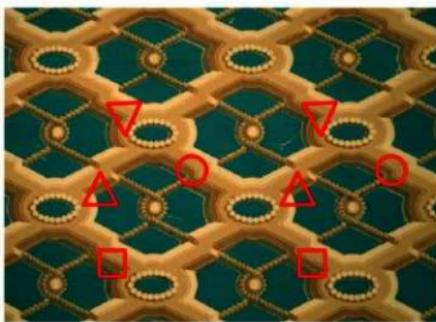


写真 4-4-9-3 原版紙の繰り返し

長さ方向に同一の塗りよどみ・かすれが繰り返される

る印刷版が毎1リピート毎に決まった位置に現れており、印刷自体の縫ぎ目も全く見当たらないことから、平版による縫ぎ足し印刷によるものではなく、周長308mmのローラー版を用いた長尺印刷であったと考えられる。残存していた当初紙としては、北西十畳間の天井を南北に張る4.37mが最長であった。

配色は、黄土色の本紙に茶色・焦茶色・クリーム色・緑青色の4色を乗せた5つの色調構成をとる。着色部の見た目と手触りは日本の伝統彩色に用いる岩絵具に似ており、経年により付着力が薄れ、触れると指に色粉末が付いてくる状態であった。

聞き取りのように昭和に上張り補修されたスペア紙がそれまでロール紙で保管されていたとすると、当初と昭和の天井紙使用時期には100年ほどの差があるが、当初から張られていた紙と、上張り補修紙との色調差は全体的に僅少であった。経年による色味の変化を強いて挙げれば、緑青部分においてはやや青味が強くなり、その他色部分では僅かにくすみ、褐色が見られた。

#### (顔料分析)

蛍光X線分析結果を以下に示す。

4色の顔料はそれぞれが紙の上に直接乗せられ、4色相互間は重ならない構成であるため、各色の分析では当該顔料と紙素材の要素の合計が検出される。

本紙は見た目の観察と分析結果及び、触れると指に色粉状のものが付着することより、予め鉛物顔料を染色して全面に黄土色を出したものと考えられる。微量な検出元素は素材自体に含まれる夾杂物の可能性が高いと判断した。<sup>参考文献</sup>

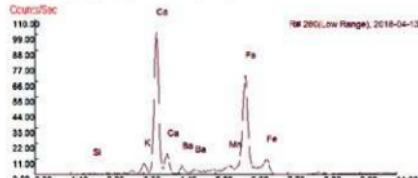
これに乗せる4色の顔料としては、茶ではW(タンゲステン)、クリーム色ではPb(鉛)、緑青色ではCr(クロム)とCu(銅)が発色要素となり、それぞれ褐色、白系、緑系をもたらせていると考えられる。焦茶は本紙の分析結果と大差がないことから、鉛物由来でない染料も併用して濃い色を出した可能性もある。

以上より総合的に判断すると、模様印刷洋紙の顔料インクは日本の伝統彩色のように原則としては鉛物顔料を溶剤で溶いたものをインキとして付着させた結果、ものが物理的に干渉する機会の少ない天井紙では経年の変色が少なかったものと思われる。

#### 計測箇所1：黄土色（紙の地色）

主な検出元素：Al/Si/P/S/Cl/K/Ca/Ba/Mn/Fe/Zn/Pb

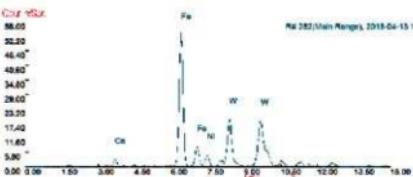
・特に強度が高いのはCa、Fe。



#### 計測箇所2：茶

主な検出元素：Si/Cl/K/Ca/Ti/Cr/V/Fe/Ni/W/As

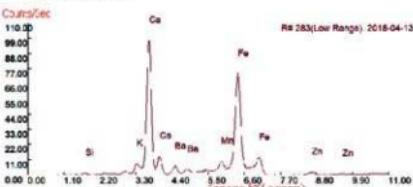
・Wを有意に検出。



#### 計測箇所3：焦茶

主な検出元素：Si/Cl/K/Ca/Ba/Cr/Mn/V/Fe/Fe

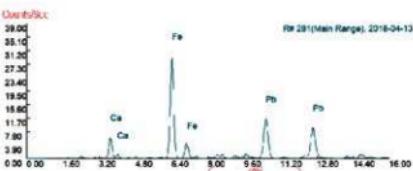
・黄土色（紙の地色）とほとんど同じ元素ピークであるがZnも検出。



#### 計測箇所4：クリーム色

主な検出元素：Al/Si/P/S/Cl/K/Ca/Ti/Mn/Fe/Zn/Pb

・黄土色（紙の地色）と比べ、Pbの強度が強い。

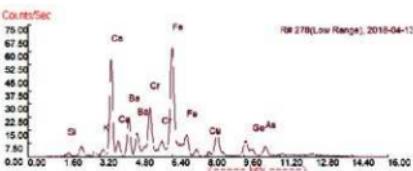


#### 計測箇所5：緑青色

主な検出元素：

Si/Cl/K/Ca/Ba/Cr/Fe/Ni/Cu/Zn/Ge/As/Pb/Sr

・様々な元素が確認できるが、CrとCuを検出。



## ②金散らし和紙張付壁（天井）

### （概要）

主屋2階の模様印刷洋紙を除けば、松城家に用いられている張付壁・張付天井は全て同一の金散らし和紙がはら張られていた。特に主屋2階は全ての箇所で後世に張り替えられていたが、いずれも下に当初材の断片が剥がし切らずに残っていたため、今回の解体調査で概要が判明した。

当初の下張りは、襖を含む他の経師部分と同様に日記・帳面などの反古紙を張り回していた。

化粧紙（本紙）は使用部位に合わせて切り使いして張られていたが、最大のものは間合紙の寸法に匹敵する。但し、間合紙独特の毛羽立ちや泥も確認できず、見た目と手触りなどにより大判雁皮紙の類であると判断した。

当初の本紙は経年の焼けにより殆どの部分が茶色に変色していたが、調査により元は明るい灰黄色であったことが分かった。今回の新規補足本紙は、現状の雰囲気に合わせて古色とする案も検討したが、当初の紙色を示す価値を重視し、古材再用箇所とは面で分けて張り直し、同室であっても2者を併用することとした。（第3章：第2節 実施仕様 第12項参照）

### （当初技法調査）

主屋ジョウダンノマ張付天井の当初金散らし和紙は、下張りとして天井の木構下地に和紙（日記・帳面などの反古紙）を2回ベタ張りし、それに薄美濃紙（283×373）無地を袋張り、その上に本紙をベタ張りとしていた。特に袋張り箇所は経年によって大部分で糊の効きがなくなつて剥離していた。2階床下からの天井檼が狭いためか、木構は2階の模様印刷洋紙天井のような二重張りとはせず、目透かしのまま下張りを行っていた。

主屋1、2階の座敷飾り壁、同2階の内法上壁や子持ち式太鼓張襖枠、文庫蔵2階のトコ壁に関して、下地が板壁または木構の場合は最初の下張りをベタ張りとするが、土壁の場合は袋張りとされること以外は同様の工法をとっていた。

本紙はジョウダンノマ張付天井に用いられていたものが最も大きく、光品寸法1,069 mm×606 mm、張りしろ10～18 mmであった。いずれも散り際や糊付けされた部分の虫食い穴が多く、数次の雨漏りによる雨染みがひどい箇所が多く見られたが、2階の模様印刷洋紙ほどの劣化は少なかった。

四周を押さえる四分一は10 mm角の黒墨塗りで、合釘を用い無造作に目釘を脳天打ちで柱や廻縁に止め付ける手法は他と同様であった。

本紙は焼けて殆どの部分が茶色に変色していたが、掛軸の裏や当初より取り外されていない四分一下で本来の紙色が明るい灰黄色であったことが判明した。本紙に散らされている金箔は概ね5 mm角の切箔と径1 mm以内の粉の2種類で、紙表面に膠溶液などを塗布して撒いたものと考えられるが、切箔は大部分が崩れずに乗っていることを考えると、「撒いた」というより「置いた」という表現が適切であろう。



写真 4-4-9-4 ジョウダンノマ修理前状況

天井・座敷飾り・内法上壁と最も金散らし和紙が多用される室である



写真 4-4-9-5 金散らし詳細 (当初本紙、清掃後)



写真 4-4-9-6 四分一下に残る当初本紙の色合い

## 第10項 漆喰彫刻

### ①概要

漆喰彫刻は、主屋天井ランプ掛け、座敷彫りの壁、外壁にみられる<sup>94</sup>。松城家の左官工事は入江長八が関連していると伝わるが、実際に長八と特定できる落款印があるものは「ランプ掛けの牡丹」(別称「牡丹」)と「雨中の虎図」<sup>95</sup>の2点である。当時、松城家は江戸深川や沼津に店を構えており、松城家と付き合いがあったと考えられる長八は、明治七年から九年の間に戸田の地を度々訪ね、松城家の漆喰彫刻を製作したという<sup>96</sup>。天井ランプ掛けはいずれも煤けておらず、実際に灯具を吊り下げて使用することがあったとしても短期間と思われた。今回の修理では、欠失部の補足以外は極力手を加えない方針とした。また、釘など異物の挿入による当初の作製方法や後世の修理の有無、内部亀裂・空隙など破損の有無を非破壊にて確認するため、天井ランプ掛けを対象にサーモグラフィー計測を行った。また、「ランプ掛けの果实」については、日本の従来の彩色顔料を使用しているか確認するため、蛍光X線分析を行った。

### ②主屋の漆喰彫刻

#### (1) 天井ランプ掛け

##### 《ランプ掛けの牡丹》 ワキゲンカン天井

幅1,024mm、高さ825mm、模様部の厚み3mm程度。内向き用玄関として使用していたワキゲンカン(南東ドマ出

入口)の天井に位置する。出入口が西に寄るために、牡丹も軒下の西寄りにある。松城家の家紋である木瓜紋の内部に大振りの牡丹が3輪施されており、中央付近には「天祐之章」の落款印がある。日比野英男氏の研究によれば、「天祐」の雅号は、長八が嘉永6年頃江戸・目黒の祐天寺住職祐興上人より授けられてから、明治9年頃までの作品に使用していることが知られるという<sup>97</sup>。この落款印の向きから南を図柄の上としており、建物に入る際に見上げると上下の方向性が合う。木摺下地は、厚み9mm、幅200mm内外の杉板で、一枚板に1~2条の割れを入れ漆喰の喰いつきをよくしていた。木摺間の隙間は3

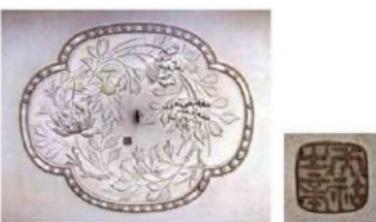


写真 4-4-10-1 「ランプ掛けの牡丹」修理前全景と落款印



写真 4-4-10-2 「ランプ掛けの牡丹」天井裏

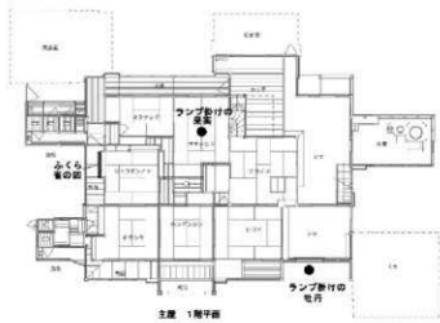


図 4-4-10-1 漆喰彫刻配置図

<sup>94</sup> 本項で扱う漆喰彫刻は絵画的要素があるものとし、漆喰擬窓やオーダー柱は本節 第4項「左官」で、東土蔵大棟影盛のレリーフ、ハナブカについて本節 第3項「屋根」で示す。

<sup>95</sup> 漆喰彫刻の名称は、『伊豆の長八—幕末・明治の空前絶後の漫繪師—』(伊豆の長八生誕二〇〇年祭実行委員会編、日々野秀男監修、平凡社、2015年)による。

<sup>96</sup> 「東海の近代と建築—松城林三邸について」。畔御武司・斎藤金次郎、日本建築学会東海支部研究報告、1990年2月

<sup>97</sup> 「入江長八の落款と印章」、日比野英男、常葉大学造形学部紀要 第13号、2015年。

~6 mm 程度、背景地となる天井漆喰の厚みは 6mm 程度で、漆喰の範囲に關係なく一様に下塗りを行っていた。木摺は天井野縁に下から止め付け、吊り金具は木摺を貫き野縁側面に打ち付けていた。周囲の連珠がいくつか欠落していたため、今回の修理で補足を行った。

#### 《ランプ掛けの果実》 1階マエナンド天井

直径 439mm、模様部の厚み最大 24mm 程度。別称「秋の実り」。女中部屋として使用されていた 1 階マエナンドに位置する。1 階室の座敷は竿縁天井または張付天井で伝統的な様式を踏襲しているが、マエナンドは漆喰揚げ裏天井で洋風の意匠を取り入れている。きのこの笠裏面を背景として柿や梨等のさまざまな秋の果物や野菜を散らしており、それには彩色も施されている。下地は牡丹と同様の仕様で、吊り金具は野縁上端に突き出し端部を打ち曲げていた。背景地となる漆喰厚は 9mm で他の天井漆喰よりやや厚め、木摺厚：10～12mm であった。

#### 《ランプ掛けの龍》 2階龍の間天井

直径 511mm、模様部の厚み最大 30mm 程度。龍の間の天井中央部に位置する。龍の目には玉眼がはめ込まれ、口と耳には朱が塗られている。龍は黒色の宝珠を持ち、その中央にフック状の金具が吊るされている。西を因柄の上としており、廻階段東脇廊下からこの龍の間に入り上

を見上げると上下の方向性が合う。背景地厚や下地は牡丹と同様の仕様で、吊り金具は木摺上端で鉄釘を鼻栓打ちとしていた。

尚、長八は同じ戸田の大田家にも「龍」のランプ掛けを製作していたが、建物は既に解体され、伊豆の長八美術館に所蔵されている。この漆喰彫刻には、ものとして止めるための釘痕があり、大田家の「龍」は別途で製作されたものを現地で取り付けたようである。

#### 《松竹梅》 2階次の間天井西寄り

大きさは幅 400mm、高さ 370mm、模様部の厚みは最大 24mm 程度。三方に施された松の中に、竹、梅の花が中心に向かって順に施され、中央にはフック状の金具が吊るされている。無彩色の作品で、下地は牡丹と同様の仕様である。中央の金具は秋の実りと同様に野縁上端に突き出し端部を打ち曲げていた。この松竹梅の中心飾りだけは天井の中央ではなく、かなり西寄りに偏って龍の間境の垂れ壁の際（垂綱から 450 mm 程度の位置）に設けられている。何故このような位置取りがなされたか不明であるが、次の間は東西 1 半間の奥行の浅い間取りのため、室中央に実際にランプを吊るして使おうとすればトコ前の空間にランプが割って入るため、遠ざけるという配慮か



写真 4-4-10-3 「ランプ掛けの果実」全景



写真 4-4-10-4 「ランプ掛けの龍」全景



写真 4-4-10-5 「松竹梅」全景

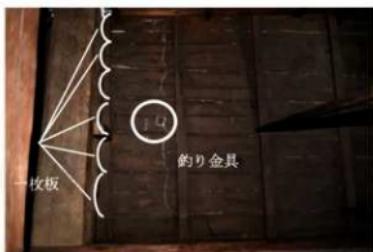


写真 4-4-10-6 「ランプ掛けの龍」天井裏



写真 4-4-10-7 同左 釣り金具詳細

も知れない<sup>98</sup>。

### (2) 座敷廻りの壁

#### 《ふくら雀の図》 1階西縁明書院外壁

幅1,685mm、高さ1,395mm。ジョウダンノマの明書院に設けられた花頭窓の廊下側に位置する。引き摺り仕上げの背景に5匹の雀と雀が描かれ、雀の目には墨を入れている。引き摺り仕上げの技法は、座敷廻りの壁全てに共通してみられる。下地は、幅258mm、厚み9mmの杉材を横板張りとしていた。

#### 《雨中の虎図》 2階南廊下南面内壁

幅752mm、高さ1,692mm。2階西半主室の南に続く廊下の中央壁にはめ込まれており、漆喰影刻の左右は広く開口が設けられ、主室から目に入りやすい位置にある。虎の目には玉眼がはめ込まれ、鼻、口、耳には朱色が施されている。左下には「明九丙子脇来月 坊者乾道口人写」という書きと「坊者」「勘道」朱文の落款印が確認できる。この作品は明治9年8月に製作されたもので、「坊者」とは左官職人を指し、「幹道」「勘道」は長八が晩年まで使用していた落款である<sup>99</sup>。

#### 《竹林の図》 2階南廊下北面内壁

幅790mm、高さ1,760mm。2階応接間押入れの脇壁にあり、雨戸をあけた際には外部からでもバルコニー越しに見える。引き摺り仕上げの背景に竹林が描かれている。

### (3) 外壁

#### 《唐草》 北面外壁

幅3,040mm、高さ260mm、漆喰厚25mm程度。本節第4項「左官」で概要是示したが、2階龍の間～次の間にまたがる開口上部外壁面にある。色漆喰の背景に唐草が描かれ、絵柄を避けるように直径113mmの丸穴が2つ設けられている。この唐草絵様は、椎原『番匠秘事 左官図式』<sup>100</sup>に類似した絵様が掲載されている。

### ③サーモグラフィー計測

測定機器はFLIR ONE Pro LTを用い、スマートフォンに取り付けて下から撮影を行った。計測対象は「ランプ掛けの牡丹」、「ランプ掛けの果実」、「ランプ掛けの籠」の3点とした。これらは日中の温度差があまりない箇所のため、裏側よりドライヤーで空間の温めを行った。本撮影地から10～20cm離れた位置に1200Wのドライヤーをあて、3～5分間まんべんなく温め、作品側からは温度の上昇を観察し、計測機器で撮影を行った。尚、温めの際



写真4-4-10-8 「ふくら雀」全景

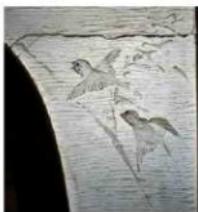


写真4-4-10-9 同上 詳細



写真4-4-10-10 「雨中の虎」

落款・印章



写真4-4-10-11 「雨中の虎」



写真4-4-10-12 「竹林」

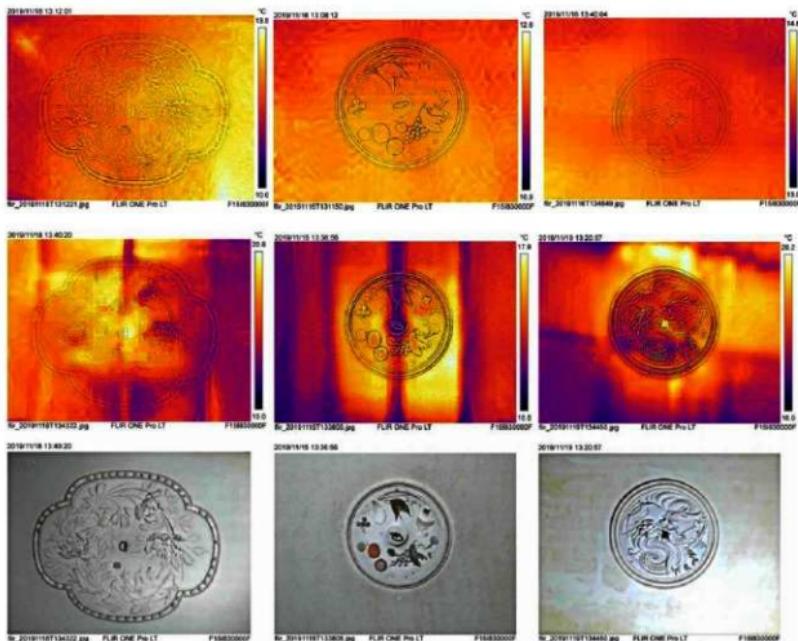


写真4-4-10-13 唐草レリーフ

<sup>98</sup> 松城家には2階応接間に後補のオイルランプが吊っていた他は、古い吊り型照明はない。建設当初、仮にランプ掛けを用いる灯具が存在したとすると、オイルランプであったと考えられるが、操作のためにある程度低い位置にぶら下げるものであり、トコ前の視界に邪魔となる。一方、龍の間境の建具開口際にランプを下げていたとも考えにくく、実用ではなく觀賞用の漆喰影刻と考えた方が妥当と思われる。

<sup>99</sup> 前掲注「入江長八の落款と印章」、日比野英男、常葉大学造形学部紀要 第13号、2015年

<sup>100</sup> 「番匠秘事 左官図式」作者不明、国会図書館所蔵、安政5～明治中年(1858～1890)



「ランプ掛けの牡丹」

「ランプ掛けの果実」

「ランプ掛けの龍」

図版 4-4-10-1 サーモグラフィー計測による漆喰影刻の非破壊調査

上：熱赤外線画像（温め前）／中：熱赤外線画像（温め後）／下：通常画像

は作品に急激な環境変化を与えないよう注意を払った。

解析ソフトは FLIR Tools を使用した。

計測結果を図版 4-4-10-1 に示す。

これによると、温め後の各漆喰影刻の画像に表れている筋状のものは天井裏の野線で、温度の上りが小さかつたことを示している。「牡丹」「龍」では中央の吊り金具あるいは針金でつくられた龍のヒゲが最も温まっており、金属物質に関する温度上昇が顕著であったことが分かる。また、「牡丹」「龍」では肉厚の厚い模様部分での温度差が比較的顕著であり、「果実」ではそれほど差が出来なかつたのは、単純に漆喰地の厚みが影響していたと考えられる。

上記の要因以外の温度分布やグラデーションには特筆すべき現象が見られず、異物の挿入や、空隙などを示す温度差が見て取れない、即ち他で作成したものを取り付



写真 4-4-10-14 「ランプ掛けの果実」蛍光 X 線分析地点

けた形跡や、後世の修理、内部の破損などは今回の計測範囲では確認できなかった。

木構下地に対する掲げ裏塗り付けの天井裏観察や、背景地及び造形部の漆喰塗厚の薄さなども総合的に考えると、ランプ掛け漆喰影刻は天井下地作成後に、現地で上を見上げて製作したものと考えられる。重力とも戦って立体的に仕上げることは、大変な手間と工夫を必要としたと思われる。

#### ④室内漆喰影刻化学分析

室内漆喰影刻のうち、最も多彩に仕上げられている

「ランプ掛けの果实」に関する蛍光X線分析結果を図版4-4-10-2に示す。他分析と同様、今回の測定での検出元素は一定レベルで検出されたものを抜粋した値とし、XRFのスペクトル図は測定結果に見合った検出範囲のみを示し、検出元素表記とは必ずしも一致しない。

目視によると、漆喰には微細な砂粒が見られるため、擬石塗りのように砂漆喰の類とみる必要があり、検出されたシリカ(Si)が色味に関するものは慎重に判断する必要がある。また、塗られている顔料が当初からのものか後世の補修が入っているのかも、今回の工事では何も手を加えなかつたため詳細不明である。

梨緑及びあけび緑など果実の緑系色は漆喰に顔料を混ぜたものを用いていたと思われるが、砒素(As)・鉄(Fe)・銅(Cu)が検出されていることから、紺青・石黄・緑青の顔料を混ぜた漆喰を塗ったものの可能性が指摘できる。くわい青・茄子(退色)・葉はSiやAlの検出があり、砂漆喰に顔料あるいは色土を混入したものと考えられる。またくわいの青は、前出の擬窓の青(ウルトラマリン)などとも異なる傾向が出ており、染料を用いていた可能性もある。

茄子はFe・Cu・Asが検出されていることから緑青に弁柄と石黄を混ぜた砂漆喰を塗ったとも考えられるが、退色しているので紫外線や強アルカリに弱い有機顔料が使用されていた可能性もある。長八は着色に染料を用いることもあるため、その可能性も高いことを示唆しておきたい。

葡萄紫・栗茶・柿オレンジは鉛(Pb)が強く出ていることから鉛丹を軸に用いている可能性が高く、葡萄紫の顔料はFe・Pb・Asが検出されているので弁柄と鉛丹と石黄を混ぜた漆喰を塗ったもの、柿オレンジは弁柄と鉛丹を混ぜた漆喰を塗ったものと推測できる。

長八の作品として、平成2年に修理が行われた旧岩科

学校の客室の赤壁に使用された鉛丹などの分析成果、平成15年に伊豆の長八美術館の蛍光X線分析結果で見られた鉛物系顔料の調査成果に加え、彼のゆかりある松城家住宅のランプ掛けでも、鉛物顔料を多用した漆喰彩色の概要が分かったことは大きな成果と言える。

#### ⑤松城家左官技法の総合考察

松城家の左官技法は、当時新であった洋風の漆喰匠に対し、熟練した左官職人によってこれまでに培ってきた知識・技術を存分に發揮し、和と洋風の技術を融合した擬洋風漆喰仕上げを実現したものといつても過言ではない。明治初期には洋風建築と同時に洋風石造建築様式も導入され、その影響で外壁面も漆喰による擬石塗りなどの様々な仕上げが登場する。その典型的な建物として海鼠壁を採用した、清水嘉助が明治2年(1869)に設計・施工を行った築地ホテルである。他にも木骨の構造とし、外壁面には厚い板状ないし、煉瓦状の石材を張り付けた建物も作られる。その代表的なものとしては、公共建築物では旧新橋停車場や旧横浜停車場で、住宅では毛利公爵高輪邸などが挙げられる。また後に第一国立銀行本店となる二代目清水嘉助が設計・施工を行った、海運橋三井組為替座御用所もあり、いずれも明治5年

(1872)に建てられている<sup>101</sup>。三井組は明治期に入ると江戸幕府の御用商人から明治政府の御用商人となっている。為替座御用所の外壁仕上げを窺い見ると、松城家と同様の石積み風大壁仕上げとなっていることに着目できる<sup>102</sup>。(実際には石を張っている)。松城家も明治5年

(1872)から明治9年(1876)頃にかけて工事を行っていることから推測して、為替座御用所の完成が新築工事に大きな影響を与えたきっかけであるように思われる。そのような流れで建物に高級感と、当時流行していた石積み風の模様を在来の漆喰技法を用いて行ったものと思われるが、ことについては今後の研究課題である。

一般的には、この時期の擬洋風建築は建物のコーナに漆喰で擬石積み塗仕上げとする場合が多かった。ところが、松城家においては、外壁全てを石積み風で表現しており、洋風意匠を積極的に取り入れようとする意気込みが見られる。今回の修理工事では長八の間写の記録は確認できず、長八と洋風装飾の出会いは詳らかではないが、職人ならば横浜開港場の異人館や前述した、築地ホテル或いは三井組為替座御用所などに無関心であったと

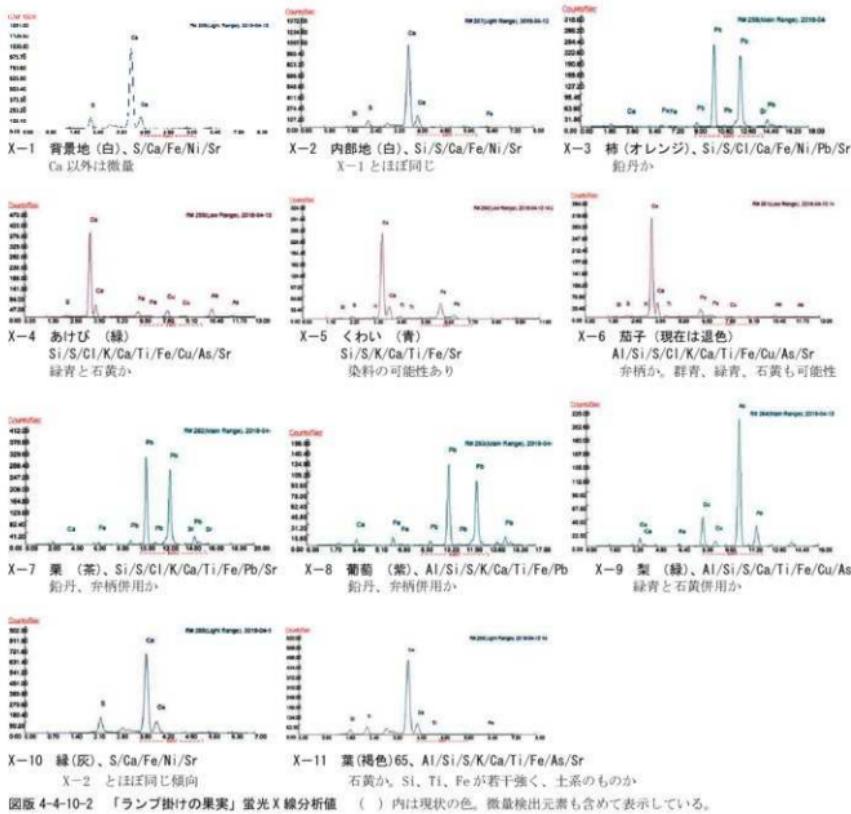
<sup>101</sup> 『明治初期の擬洋風建築の研究』、近藤豊、理工学社、1999年

<sup>102</sup> 『都市の明治一路上から建築史』、初田亭、筑摩書房、1982年

は思えない。文献<sup>103</sup>によると、長八は仏教信者としての立場から、諸寺院の復興には自ら進んでその努力を惜しまなかつたと同時に、大邸宅の建築に招請されて、新式の西洋館に調和するような工夫を凝らしたとされている。今日では火災や震災で殆どが失われ確認できないが、著名人の建物にも多くの漫絵を施している。以上のことから推測して、落款入りの作品が2つも残り（それがない作品に關してもタッチが似ているため、概ね長八のものと思われるが）、松城家工事に深く関与していたことは明らかで、擬石塗りに關しても彼が指揮を執っていたのではないかと思える。少なくとも松城家の左官工事は優秀な職人が多く集まつた成果である共に伊豆地域に

おいて、個人住宅としては、當時では最も漆喰仕上げの華やかさを表現していた建物であろう。内壁においても、ある部屋では全体を漆喰塗籠とし、また一部天井のみを掛け塗りにし、更に空間の質を高めるため単純化した蛇腹形式の廻縁を設け、ランプ掛けの中心飾りを作るなど随所に洋風意匠が見られる。また廻縁の堅穴区画では壁面は薄く漆喰を塗り仕上げ、あたかも洋館のイメージを演出している。

松城家は當時最も斬新な洋式の室内意匠を取り入れようとする様子を伺い知ることのできる建物なのである。



<sup>103</sup>『伊豆長八』、結城素明、芸文堂出版部、1938年

## 第11項 その他

### ① 照明装置

第1章 第2節「参考年表」で示した通り、戸田に電力が引かれたのは大正以降であり、ガス灯の類も引かれたことがなかったため、建設当初の照明は行灯やオイルランプなどを使用していたと思われる。松城家建物に付けられている最も古い照明は主屋2階応接間のオイルランプであり、明治後期のアメリカ製のものと判明した<sup>104</sup>。このオイルランプ1基を除けば、現存する灯具は全て戦後以降のもので、塗喰彫刻が施されたランプ掛けフックの存在は別に考えると、吊り灯具自体が当初から取り付けられていた形跡もない。

松城家のオイルランプは、スプリングに連動したチェーンを巻き取って上げ下げするタイプで、オイル注入や点火、調整ツマミを回す際に手元まで引き下げができる。ガラスのシェード部分にはエナメル質の花絵が焼き付けられており、他は大部分が真鍮製であった。煤受けとホヤには煤が付いており、少なくとも若干回数は火を灯した形跡があるが、程度の軽い使用であったようである。

現状は模様印刷洋紙張付天井に木擇ごと細い穴をあけて通した番線によって吊り上げられていた。今回の工事では清掃のみを行って再利用し、活用工事においてシェード内にLED電球を吊り下げ、点灯を行う使用形態とした。

### ② 棚

松城家の当初の雨樋関係部材は、沿岸からの潮風が年中吹くためか、赤鉄の浮いた一部の軒樋受金具などが残存していたのみで他は消失していた。北土蔵の中に存置されていた一部の軒樋と堅樋、エルボはトタン製のものであるが、後捕とみられる。

関連する当初部材のうち、建物に取り付いて体をなした状態で残っていたのは、文庫蔵西面軒樋の樋受金具1本と、北土蔵南面軒樋の樋受金具一式(6本)のみであった。部分的な残片としては、主屋2階の一部軒樋受金具、同じく一部堅樋受金具の脇部分が壁に突き挿さった状態で残っていた。その他痕跡や古写真より総合的に判断すると以下の事が分かった。

当初軒樋の受け金具は鍛鉄製で、受け部と首はかしめて接合されていた。形式は大きく2種類に分けられ、文



図版 4-4-11-1 オイルランプ概要

ロゴに示された「B & H」は、名門ブラッドレイ・ハバード社(BRADLEY & HUBBARD)のもの。1852年にWilliam L. Bradley, Walter Hubbardによってアメリカ北東部コネチカット州に設立され1940年に閉鎖された。ロゴの周囲に「PAT'D. NOV. 20, 194 (84?) MAR. 24, 198」とあり、特許取得に関する時期が1894.11.20と1898.5.24であった事を示すものと思われる。即ち、1898年(明治31年)以降の製品である。



写真 4-4-11-2 残存する唯一の長首式軒樋受け金具 (文庫蔵)

<sup>104</sup> 隣接する井田地区在住の天野銀二氏への聞き取りによると、アメリカへ出稼ぎに行っていた祖父の天野銀蔵が、明治末(明治36~41年の間)に帰国した際の土産品であったという。大正4年の郡議員選出の際に票を集めため、戸田の有力者であった松城兵作に献上したようである。当時、井田村の住人は、大勢が横浜から船でアメリカに出稼ぎに行っていたことが知られており、井田地内にはアメリカの持ち帰り品と聞き及んでいるため、松城家にはオイルランプの他にも椅子をはじめ、敵上されたアメリカ品が他にあった可能性がある。銀蔵も当時の要人であり、明治41年には自らが起業人となつて戸田へ沼津間の海上機械船開通に尽力しており、松城氏の2回目の議院選出馬時にも多額の寄付をしている。

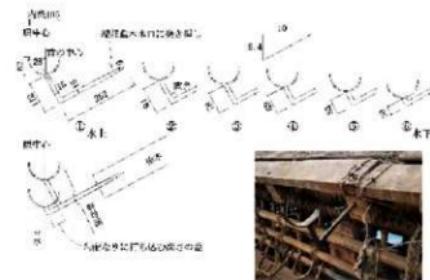
庫蔵・東土蔵主体部において、壁面最上部化粧折釘に乘せて固定する、S字湾曲長首式のタイプ（以降「長首式」）と、それ以外の棟（筒所）において垂木木口に突き挿す「首一腕直角式」のタイプ（以降「首直角式」）で、いずれもこの時期には類例が散見される。両タイプとも、樋受け部は端幅を少し細めて穴を開けており、当初軒樋とは鉄金で固定していたとみられる。

長首式に関しては、戻の股繰りを化粧折釘に馬乗りとし角環状帶鉄で折釘ごと拘束するもので、上部は軒樋が頑張りとなるものの、下端は1点支持でありスパンも長い（柱間）ため不安定な構造である（写真4-4-11-1～2）。松城家では、軒付の左官厚が大きかったり、垂木位置との関係が悪いなどで、首直角式の樋受けが使いにくい場合に用いられたものと思われるが、左官、屋根などひと通りの工事が終わってから後付けできるため、工程上はこちらの方が便利である。

首直角式は、軒付の左官を塗る前に予め軒先瓦の位置を把握した上で寸法を出して金具を作製し、垂木に打ち込んでおかなければならぬ。さらに首と腕が単純に直角で造られており、取り付けると投げ勾配をもって首の長い水上へ行くに従て前へせり出すため、軒反りのない屋根では、樋受け金具の打込深さを1本ずつ変えなければ軒樋の通りを正せず、長首式より高度な計画と取付技術を必要とする（図版4-4-11-2、写真4-4-11-3）。松城家での後補の軒樋受け金具は、いずれも戦後以降のものであったが、首を立水に立ち上げる事によって投げが発生しない「首鋸角式」タイプであり、時代による変化を表している。尚、諸戸家住宅（桑名市、重文）の広間棟東下屋（明治24年）では、首を鋸角として立水に上げる軒樋受け金具（当初）の使用が報告されている。

堅樋の受け金具は残片や痕跡により、文庫蔵・東土蔵主体部では隅柱に打たれた化粧折釘、その他はやはり隅柱や壁に打ち込んだ小振りの和釘（折釘形状）を用い、鋼線などの針金で堅樋を結わえていたものとみられる。

今回の工事では、受け金具として再用できない残片は後世の参考として元位置に取り付いたまま存置し、環境や強度への改善のため、樋・舷鰐を含めて新規作製材は全てステンレス製（黒色塗装）とし、補強で挿入する軒樋受け金具は首鋸角式に統一して当初の形態と区別できるようにした。また、新規金具では垂木木口の破損を招いていた突き挿し工法を垂木側面釘止め工法に、堅樋の固定には既製品を調整した掘み金具を採用するなどの改良を行った。（第3章 第2節 第13項「①雨樋ほか板金」参照）



図版4-4-11-2 首直角式樋受け金具（北土蔵）納まり



写真4-4-11-3 樋受け金具の首角度対比  
写真左：首直角式（当初、北土蔵）　写真右：首鋸角式（後補、主屋ほか）



写真4-4-11-4 古写真に見られる堅樋や舷鰐（海老形・円錐形）

左より、明治期主屋2階南西隅（古写真1）、昭和32年主屋2階南東隅（古写真9）、昭和59年ミセ～主屋1・2階（古写真30）



主屋2階壁面北東隅

折釘と鋼線

文庫蔵北面壁西端

化粧折釘と鋼線

北土蔵南面東端軒付柱

折釘打込用（壁埋込）

写真4-4-11-5 坚樋受け金具の痕跡



写真4-4-11-6 北土蔵内に保管されていた旧軒樋ほか（後補か）  
蛍光X線分析の結果から鉛鉬の強いタンと分かる。

## 第12項 石塀

### ①概要

松城家宅地の外周に設けられた当初石塀のうち大部分が現存しており、東土蔵～西土蔵跡までを繋ぐ南塀・西塀、西土蔵跡～北土蔵までを繋ぐ北塀、南塀中程～主屋式台柱を繋ぐ庭塀がそれに当たる。

このうち西塀は、平成16年に発生した台風第22号で南半が倒壊し（第3章 第4節 第2項 写真3-4-2-3）、応急修理では石材を全て再用して積み直された。戦前～戦中頃に西土蔵が撤去され、それに代わる後補の石塀が積まれ、終戦時に醤油蔵が移築されるとともに東土蔵～醤油蔵を繋いでいた短い東側石塀（東塀）が撤去され、醤油蔵跡～東塀跡に後補の石垣が積まれた。醤油蔵跡～北土蔵の間には、当初から石塀ではなく石垣が築かれており現在まで残っていた。この石垣や後補石垣の上には、近隣住居との目隠しのためか、中古凝灰岩切石が1～2段積まれており（写真4-4-12-3）、寸法的には石塀に使われていたサイズのものが多く、撤去された東塀に使われていたものも混じっていると思われるが、特定には至らなかった。その他、南塀前にあった水路は昭和53年に埋め立てられ、石塀・門柱の基礎石も上部を残して地中に埋まり現在に至っていた。

石塀は伊豆石といわれる凝灰岩と安山岩の切石による整層積みで、西塀から南西コーナーにかけては他より壁石2段分（44cm程度）高くなっているが、西方海岸からの潮風を少しでも遮るために措置であったと思われる。

今回の修理では、全面的な耐震性向上が必要とされ、2本の門柱石を残して地上部分ほぼ全てを解体したが、軟石であり風化・割損する凝灰岩壁石も多く、取り替える石材は笠石に倣り全て安山岩で補足した。補足石材はできるだけ当時のものと色味の近いものを探したが、全く同色のものは調達できず、また復原寸法による差や、風化による質感などの違いも生じたが、完成後の新旧石材位置の入混じり感は容認した上で、再用古材は修理前の位置に戻す方針とした。

### ②材料・工法

松城家の石塀に用いられている石材は、近接地区に点在する石丁場のいずれかから切り出されたものと思われるが、基礎石・壁石・笠石を問わず<sup>1</sup>1石長さは833mm（2.75尺）のものが多く、加工製品寸法の規格単位の1つであったと思われる。

写真4-4-12-4に示す通り、主屋2階南西八疊間荒床板には庭塀アーチ部分の現寸が描かれており、建築工事が大分進んでから庭塀の細部が決定された事が分かった。南塀との平面T字取り合いは工法的に独立しており、主



写真4-4-12-1 南石塀（修理前）



明治期の西石塀～南石塀（古写真1切抜）



写真4-4-12-2 当初松城家石塀と南側にあった水路



図版4-4-12-1 南石塀断面図と基礎部分掘削確認



写真4-4-12-3 修理前敷地東側石垣（宅地内から東を見る）  
宅地内石垣成は約1.3m。右側4分の3程度が醤油蔵跡後補石垣



写真4-4-12-4 庭塀アーチ現寸図（主屋2階南西八疊間荒床板）

星式台の袖柱が建って以降、宅地内工事で主屋南側の往来や資材の運搬に支障がなくなつてから庭塀を築いたものと考えられる。

笠石は安山岩切石とし、代表寸法幅 366 mm×成 191 mm×長 833 mm、化粧面加工は、側面目縫つき<sup>105</sup>に矩場仕上げ（縁取り 6~8 mm）、下面是サシバ叩き<sup>106</sup>仕上げとしていた。壁石は凝灰岩切石とし、代表寸法幅 265 mm×成 229 mm×長 833 mm、化粧面加工は、サシバ叩き仕上げ、見付四周を 13.5 mm の切面取りとしていた。基礎石は凝灰岩切石とし、代表寸法幅 180 mm×成 260 mm×長 833 mm、2 石抱き合わせとし、仕上げは風化により詳細不明だが、割肌出しとして繋ぎ切り調整程度にとどめていたと思われる。門柱は 1 丁材の安山岩切石とし、地上部寸法幅 315 mm×高 2,724 mm、礎石に納建ち、南・北・内側面中程をつつき仕上げ、額縁を磨き仕上げとしていた。東側の門柱には、当初扉を受けている鉄製肘金具 2 個が残っていた。

当初石塀は、高さ（積み段数）は面によって異なるが工法は統一されており、コーナーは算木積みとして、石材要所上端に開き止めの鉄製鉗（6 mm 角×13 cm 内外）を打ち込み、門柱取合いはやや長い手連鉗を打ち込んでいた。基礎石は 2 石を抱合せにして、上端に開き止め鉗を打ち込んでいた。個々の壁石は、石材同士の接着面である下端と両小口の中程を盛み仕事とし<sup>107</sup>、ヨキや盤で 3 ~8 mm 程度研って座め、砂漆喰によって据え付けていた。庭塀アーチは追石・要石にダボを入れず、摩擦と力の伝達変換によって重量を持たせる古式の積み方で、床板に描かれた現寸図より 12 mm ほど圧縮で潰れていた。アーチに乗る幅広の笠石のみ、下端に当たりを欠いて追石・要石上端と組み合うように工夫がなされており、当初石塀全体を通じて、砂漆喰据付調整の際に鋼板や鉄釘・鉗などを倒い込み、調整されていた。

西土蔵跡の後補石塀は戦中頃のもので、当初石塀より小振りな凝灰岩切石（代表寸法幅 200 mm×成 125 mm×長 800 mm、鑿切仕上げ）を、セメント据えとして西土蔵の残存基礎石上に高さ 1.5 m ほどに積まれていた。構造補強として控壁も同時に組積されていたが、このうち北側取合い位置では、既製品アンカーを曲げて手連鉗状に再加工したものが 2 段挿入されていた（写真 4-4-12-8）。

その他、石塀の顕微鏡写真を右に示す。



笠石目縫つき サシバ叩き 外側削肌出し？  
写真 4-4-12-5 初当石材の表面加工（解体中）



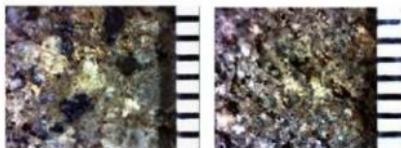
笠石と門柱取合い 壁石と門柱取合い 壁石合端盛み仕事  
写真 4-4-12-6 初当石材の組積工法（解体中）



笠石と追石取合い 同左調整鋼板・鉄鉗 アーチ柱石短納  
写真 4-4-12-7 庭塀アーチの組積工法（解体中）



北面東端控壁 手違いに曲げられたアンカーワーク  
写真 4-4-12-8 後補石塀工法（解体中）



凝灰岩 (壁石) 安山岩 (笠石)  
写真 4-4-12-9 当初石材の顕微鏡写真（目盛mm）

<sup>105</sup> 主屋や東土蔵などの基礎石の中で一部に見られたトンボつつき（本章 第4節 第1項 写真 4-4-1-3 参照）よりも目の細かいつつき仕上げで、松城家では 6~2 mm 内外の浅い穴が、10 cm の中に 19~21 個ピッチで入る（10 cm 四方では 2 本）。

<sup>106</sup> 小叩きより荒く強く筋を残す仕上げで、松城家では 10 cm の中に 19~20 本ピッチで筋が入る。

<sup>107</sup> 組積目地を設けて空目地とするため、接着面に充填する砂漆喰の付着性確保と、周囲合端をビッタリ付けるために施している。

## 第5節 痕跡等復原調査

### 第1項 主屋

#### ①主体部

— (一) 煙突を復する。



主01 明治末～大正頃  
(古写真2)  
黒漆喰塗仕上げか



主02 野地板状況



主03 煙道上部(野地面)



主04 当初煙道残存状況

横板張りに漆喰目地

野垂木は当初で、周辺小舞野地は一部取り替えられていた。小舞組から煙突用部材を立てた痕跡はないため、野地に枠材でも打ち付けで簡単な下地を作ったか。

— (二) 二階南面にバルコニーを復する。



主05 明治末～大正初(古写真2) 台は全部残り、手摺が西半だけになった状態。)



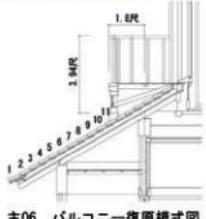
主07 現状屋根



主08 主屋下屋小屋組

小舞野地は替えられていたが、概ね当初を残す下屋垂木上端には当初小舞野地痕や杉皮止め釘が残っており、少なくとも屋根野地を造った上でバルコニーを乗せていた。当初垂木に取付痕がないため、棟瓦まで詰いた後で乗せていたとみられる。

また、壁や隅柱にも、手摺が取り付いていた痕が見られず、壁に浅く埋め込む程度の納まりだったと思われる。



主06 バルコニー復原模式図

— (一) ドマ北側の造作を撤去し、ナカノマ側に上

り段、北面に押入及び出入口を復し、土間と根太天井を

現す。



主09 現状  
ドマ北側



主11 ドマ北側造作撤去

引戸用2本溝あり  
当初北面押入部分

旧ドマ叩き(但し大部分をセメントに入り改造)

棚(漆込み)

主13 中古北東出入口  
(北西より、古写真54)

主12 北東土間  
出入口中古の改造

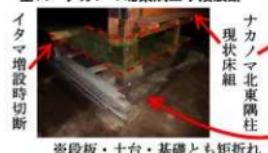


主10 現状ドマ北側(南より)

## 二一 (二) カッテに板敷を復すとともに、東半間を通

り土間、西面に建具を復する。

主14 ナカノマ北東隅上り段痕跡



主19 カッテ板敷ほか痕跡図

カッテ板敷関係部材は全て撤去されていた。戦中頃のスケッチでは置き畳が描かれないが、平成改造時までナカノマ境大枠北面は化粧で見せており、畳寄痕もそのままであった。カッテ板敷は旧台所とナカノマを繋ぎ、膳を運んで往来する空間で、通行時には邪魔なものであるが、賄いの休憩スペースなどで利用する場合には役立つ。置き畳付き2箇所の痕跡しか残らず詳細不明であるが、置き畳もろとも簡素に取り外して必要時のみ置く、仮設式のものであった可能性がある。

## 二二 (三) ヒロマ南縁の造作を撤去し、東半の博縁を現し、西半の大量敷を復す。



主20 現状ヒロマ南縁 (西を見る)

## 二二 (四) 西縁南端部の雨戸と戸袋廻りを旧規に復し、風呂を復す。



主27 風呂跡



主28 風呂跡



主29 風呂跡

(平縁框大入痕あり)

(主屋東右)

(主屋東右)



主26 風呂跡

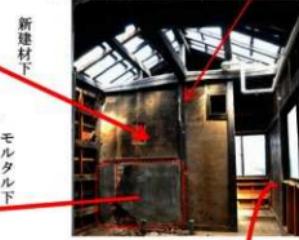
## ②釜屋

- 五一 (一) 間仕切と内部造作を撤去し、土間、中塗壁及び小屋を現す。  
 五一 (二) 三連窓を復する。  
 五一 (三) 北面東側に棚を復し、西側に矩折れ三段棚を復する。  
 五一 (四) 軒を塗籠に復し、東面妻壁を海鼠壁に復する。  
 (五) 屋根の鉄板葺を棟瓦葺に復し、越屋根を復する。

釜01 現状内部



釜02 中古間仕切壁（大正頃）



釜03 セメント目地煉瓦積み



モルタル下

(西より見る)

後補間柱



釜09 軸組（南東より見る）

窓を入れた時に柱下部切断

釜11 中古木板壁  
(大正頃浴室壁、南を見る)

機械曳板

漆深井工場製（現御丸石銘木  
明治38年設立、機械製材開始  
早い時期に製材されたもの（聞き取り）

釜12 中古壁板

部分的に室内側中塗仕上げ残存



釜10 北面柱に残る棚痕跡（室内）



釜04 間柱頭



釜05 間仕切壁煉瓦



釜06 煉瓦刻印

【煉瓦】

⑦の刻印が押されている。同じ刻印の煉瓦は、沼津御用邸洋館（明治33年築、焼失）や、旧東海紙料地名発電所（明治43年築）などに見られ、東京煉瓦株式会社（明治31年～昭和初期まで操業）のものと推定されている。松城家のものの平均寸法は $231 \times 112 \times 60\text{mm}$ で、「東京形」と呼ばれるものに近く、大正14年（1925）にJES（日本標準規格）によって定められた規格 $210 \times 100 \times 60\text{mm}$ より大きい。



釜07 当初窯跡と間仕切壁の関係（南より見る）

大窯（半地下式）



釜08 当初窯跡発掘測量

釜14 主屋壁面取合いに残る瓦蓋痕

化粧屋根裏を兼ねるベタ野地一部残。  
但し一旦外されていた。



釜13 野地解体状況

当初海鼠壁痕

後補底部材



釜15 東面妻壁

## ③便所

- (一) 東個室に間仕切を復して、物入を区画する。  
 (二) 各個室に袖壁付片開き戸を復する。  
 (三) 内部造作を撤去し、棹縁天井を復し、漆喰塗真壁と板敷を現す。  
 (四) 便器を旧規に復する。  
 (五) 西面蟻羽を塗籠に復し、足元を下見板張に復する。

便01 東個室新材解体  
(北廊下より南西を見る)

便02 同上東個室軸組・壁下地



便11 サイディング下

便03 南廊下解体前  
(東より見る)

便04 南廊下新材解体

便05 天井棹縁痕 (南廊下・西端個室)

便09 小便器  
(床下設置)

便06 現状西端個室

便07 西端個室解体



便08 西端個室当初床組

便12 (参考) 風呂の西蟻羽  
(古写真20)

※聞き取りより、西端個室の桶箱は黒漆塗

## 第2項 ミセ

-- (一) 一階西面北側の戸口に板敷踏込と板戸を復す

る。



ミ01 解体後

ミ07 一筋鶴居痕  
一筋鶴居痕  
壁内側まで伸びる

当初無位置

当初段板  
(床下に残っていたものを  
旧位置に納めた状態)



ミ04 北側痕跡



ミ08 敷居南側拡大

当初差敷居上部がはつ  
られ、新規敷居が乗る



ミ09 敷居北側痕跡



ミ02 現状上り段 (後補)



ミ06 無目納穴イ

四 北面外壁の下見板張とトタン張を撤去し、漆喰塗真壁と板壁を現す。

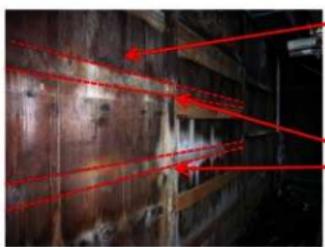


ミ10 現状北側外壁

中塗り壁に僅かに漆喰痕  
軒用下見板  
井戸屋根際、雨仕舞改善のため過去に取付、近年トタンと共に改造取付  
近年トタン張り

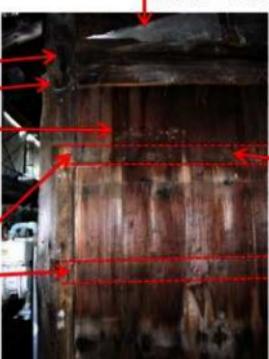


西半は全て黒漆喰搔き落とされる



ミ11 トタン解体後

当初板壁残存  
(井戸・炊事関係水掛り用)  
井戸屋根内部棚板掛痕



棚板掛は板壁押さえ縁を兼ねていたか

## 第3項 文庫蔵

一 外壁に水切を復する。



文01 当初上段水切痕 北面



文02 当初中段水切納まり



文03 中段水切痕 南西隅

文04 平成5年 西面  
南面は当初下段水切残存文05 下段水切南西隅  
木下地を止める和釘

文07 現状西面

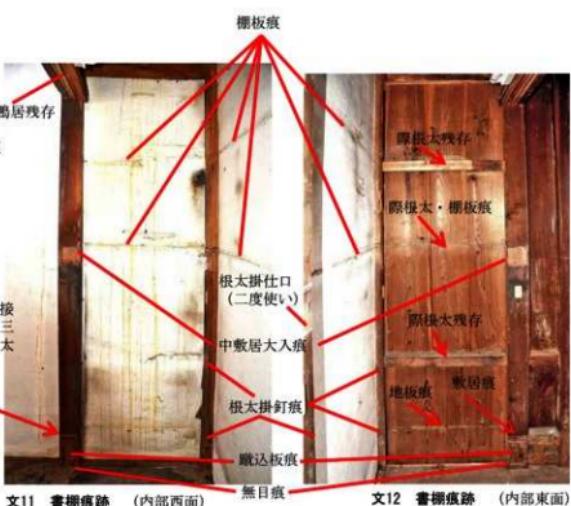
二 蔵前北面の中段棚を撤去し、四段の書棚を復して建具を整備する。



文09 現状開放棚



文10 後補材撤去



文11 書棚痕跡 (内部西面)



文12 書棚痕跡 (内部東面)

## 第4項 東土蔵

### 一 西面出入口の庇を旧規に復する。



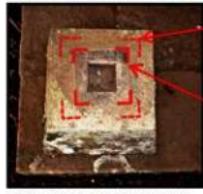
東01 西面出入口庇 現状



東02 素木造庇部材 (帯鉛製材)



東05 繁梁取付

東07 塗込柱類例  
水口家住宅  
(戸田地内、幕末)

東03 硬石の庇柱当たり痕



東04 垂木掛切端痕



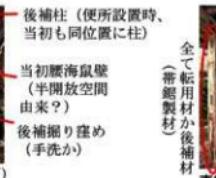
東06 繁梁取付

東10 地中臺  
掘つて据えただけの  
稚拙な納まり

### 四 北面下屋の便所及び柱間装置を撤去し、外壁を整備する。



東08 北面下屋造り替え痕 (便所に変更)



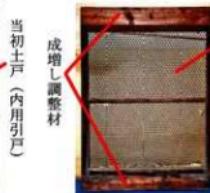
東09 構成部材

東10 地中臺  
掘つて据えただけの  
稚拙な納まり

### 五 二階窓の金網戸を撤去し、ガラス戸に復する。



東11 二階 現状南側窓



東12 現状金網窓

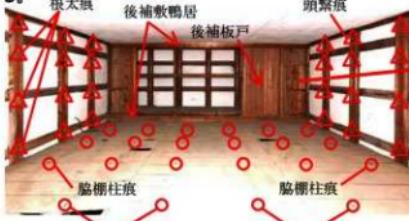


東13 南側窓内部拡大

漆文麻蘆に倣ってガラス窓復原  
開口四周に当初鋼線亀甲網残片

当初開口部は下地枠に鋼線亀甲網を角釘止めの上、左官塗り込み（現存土蔵3棟とも同様）。  
内部から土蔵を開閉できない当初仕様を嫌って、窓金網を切り取り網戸を入れたか。

### 六 二階北側の押入を棚に復し、東西棚及び中央棚を復する。



東14 二階 現状北面押入と当初棚痕跡 (北を見る)

東15 当初脇棚痕跡



東16 当初脇棚痕跡



東17 西脇棚南終端

当初脇棚跡根太残存

## 第5項 北土蔵

一 南面出入口の庇を旧規に復する。



二 東面外壁の板張を撤去し、海鼠壁に復する。

妻上部海鼠壁を残して板壁を張る際  
に取合い海鼠瓦を外し、水切板を取り付けた後、割り欠いた海鼠瓦を再  
度取り付け（漆喰接着）



四 二階の西側と北東側に棚を復する。



上下二段の棚底。両方とも北東隅で矩折れにな  
るが、それぞれ棚1本分の成違いに納まる。

## 第6項 門及び塀

- 一 門柱に両開き板戸を整備する。
- 二 廊門の両開き板戸を旧規に復する。



図01 現状門構え（南正面）  
木戸構え全て後補



図02 現状門構え（北面）

後補門柱補強バットレス



図03 門柱（東側）



図04 鉄製肘臺金具  
肘金具のみ残存

大正～戰前。扉の旧規を窺える唯一の史料。門柱に直接両開き板戸（上部網格子）が取り付く。



図05 旧開戸（古写真5）

アンカーボルト改造手違い鉄筋



図07 同左北石壠取合い



図08 現状庭廊アーチ（西面）



図09 受臺金具  
4つとも残存  
扉の落し錠用



図10 煙止石  
(鐵放石西側)



図11 旧開戸（古写真13）



図12 類例（戸田地内）  
昭和13年撮影、『戸田村100年』、戸田村村制施行100周年記念行事実行委員会、1989年

## 第7項 宅地及び烟

- 東土蔵から醤油蔵跡までの石垣を撤去し、石壠と板壠に復旧または整備する。



外01 現状東土蔵東奥

外02 東土蔵・石壠取合い（解体中）



外03 東土蔵・石壠取合い（解体中）

基壇石上端に残る上部構造の切石基礎底



外04 現状東土蔵東奥



外05 現状東土蔵東奥  
(醤油蔵跡終点)

## 第8項 その他

主屋南面下屋の解体修理に伴う式台突出部解体調査の結果、平成4年の代替に際し以下の事項が判明した。但し、部材がほぼ全てそのまま再用できること、当初部材が全て廃棄され不明な点も残ること、大きくは旧規を踏襲していることなどから、今回は現状修理とした。

- ・妻上部壁：板壁一塗喰壁に変更（但し当初不明）。
- ・妻面登り：一重裏甲→二重に変更（雨仕舞改善）。
- ・妻虹梁：肩欠きが無くされた。
- ・破風戸：木部見せ→木口を飾金具で巻かれた。

・菖蒲軒と菖蒲棟のサイズが細くされた。

・天井裏で、側析成・野垂木（輪垂木）の成が小さくされた。

この時の修理で2つの当初漆喰彫刻（破風下と妻梁下）は主屋の中二階に保管展示とされたが、そのままとした。尚、これら彫刻は石田半兵衛作と伝わっていたが、明治4年に死没しており、半兵衛ゆかりとすれば四男・福田徳蔵しかいないことが松崎町郷土史家・松本精雄氏の指摘によって近年明らかとなっている。

## 第6節 発掘調査

### 第1項 確認調査の概要

松城家住宅では修理工事に伴って発掘調査を実施した。本節にて示す地点の他に旧台所(指定範囲外)や便所などでは地下掘削の際に立ち合いで行っているが、その成果については本章第4節にてその概要を記しているため、本節では沼津市教育委員会の埋蔵文化財担当芸芸員が実施した主屋(ワキゲンカン)、主屋(釜屋)、ミセ、醤油蔵跡・東土蔵下屋北、北土蔵、庭門石塀、石塀の計7地点の確認調査の成果について記載する(図4-6-1・表4-6-1)。

尚、方位はいずれも略方位である。

### 第2項 建物基礎の基本構造

基本土層堆積の状況を示した地盤調査は本章第1節にポーリングデータが示されているため、そのデータと以下に記載する調査成果をあわせて、建物基礎の基本構造を示す(図4-6-2)。

敷地は北から門へ向けて約1%勾配で下り、主屋周辺は標高約1.7mで造成されている。造成土はポーリングデータにおいて埋土層(F)と示される玉石混じり砂礫層

で、層厚は約0.6~0.8m程度である。この上に建物基礎となる東石や布石(主に凝灰岩の自然石切石)が設置されている。確認調査の図面は現況地表面を基準に作成したことから、それぞれに多少の誤差はあることは承知しつつも庭門石塀と石塀を除き、調査断面図にはG.L.(1.7m)と表記した。

尚、確認調査では最大深度が1.0mであったため、沖積層に達した調査地点はない。そのため、確認できている範囲に限定されることに留意する必要があるが、建物下の埋土層を細分すれば、下層から沈下を防ぐための拳大の礫層、主屋(ワキゲンカン)においてのみ認められる赤褐色土層(層厚0.1m程度)、礫層もしくは赤褐色土層上に設置される基礎石:自然石丸石の順に細分される。礫層の礫、基礎石:自然石丸石はともに近隣河川より入手した石材と考えられる。

### 第3項 主屋(ワキゲンカン)

調査の目的と概要

ワキゲンカンの表層には灰色の叩き(三和土)(第1層)が施されていたが、その構造を確認するため、幅0.3~0.4mのトレンチを設定して、現状から深さ約-0.3mまで人力で断ち割り調査を行った。

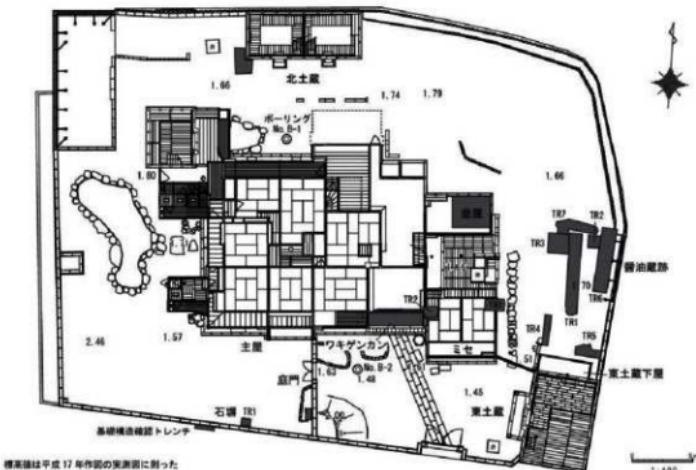


図4-6-1 発掘調査位置図(竣工図に重ね合わせ)

表 4-6-1 發掘調查地點一覽

地点	調査面積	調査日	担当者
土屋（ワキゲンカン）	2.0m <sup>2</sup>	令和2年5月20日	木村・野田
土屋（翁屋）	7.5m <sup>2</sup>	平成29年9月4日～6日（第1次） 平成29年11月9日～21日（第2次）	高尾・高橋
ミセ	2.8m <sup>2</sup>	平成29年9月14日～15日	高尾・高橋
醤油蔭跡 ・東土蔭下屋北	22.6m <sup>2</sup>	平成29年7月18日（第1次） 令和2年8月20日（第2次） 令和2年12月20日（第3次）	高尾・高橋（第1次） 木村・野田（第2・3次）
北土蔭	3.2m <sup>2</sup>	平成29年9月6日	高尾・高橋
庭門石碑	0.5m <sup>2</sup>	令和2年7月2日	木村・野田
右聯	1.0m <sup>2</sup>	令和2年5月20日～21日	木村・野田

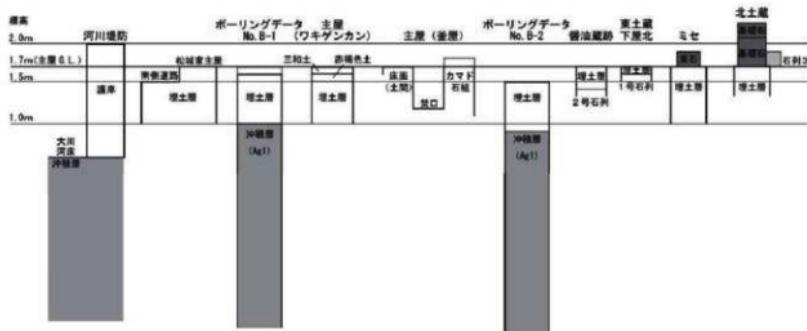


図 4-6-2 各調査地点の土層柱状図

#### 調査の結果(図4-6-3)

断ち割り調査の結果、下層より以下のとおり施工されていることを確認した。確認できた範囲での最下層は主屋沈下を防ぐために充填したと考えられる0.2~0.4mの大の礫層(地中玉石層)。第4・5層で、その上に縮まり・粘性ともに強い層厚0.1mのにぶい赤褐色層(第3層)を全面的に検出した。第3層は上面がほぼ水平になってしまことから、礫層の上において、叩きの水平をとるため充填された叩きの基礎土と考えられる。第2層は縮まりが弱い灰色砂質土層で、部分的にしか確認されなかつた。第1層(叩き)は0.1mの厚さで敷かれており、ワキゲンカンの布石下半分は第1層内に埋没していた。

本調査区からは遺物は出土していない。

#### 第4項 主屋(父屋)

## 調査の目的と概要

後世の改造で洗面所・風呂となっていた地点であるが、後世のコンクリート土間叩きを解体したところ、建築当初の遺構と考えられる大小 2 基のカマドを検出した。さらに大小 2 基のカマドの西側において焚口と考えられる石組と灰溜まりを検出したため、詳細な構造は不明であるが、実際にはもう 1 基の小規模なカマドが存在したと考えられる。尚、家相図において釜屋のカマドは部屋の北西側に 5 基が描かれている(本章 第 3 節 第 2 項参照)が、調査で検出されたのは部屋の東寄りにおける 3 基のみである。

発掘調査は平成29年9月に第1次調査で大まかな遺構検出を行った後、11月の第2次調査によって構造確認の

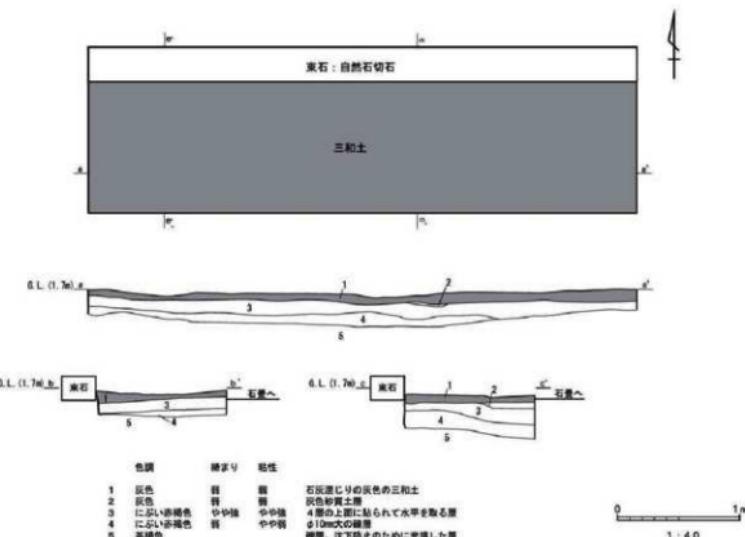
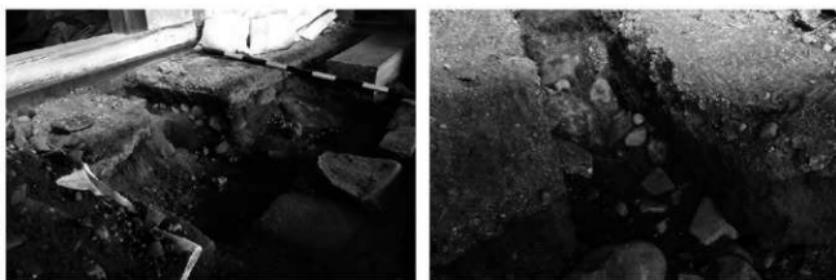


図 4-6-3 主屋（ワキゲンカン）調査図面



主屋（ワキゲンカン）調査風景（南西から）

主屋（ワキゲンカン）b-b' 断面写真（南から）

写真 4-6-1 主屋（ワキゲンカン）調査状況写真

ための調査を実施した。遺構は旧石の縫ぎはぎ補修は行わずに要所部位の石材を取り替え、古材は一部を資料保管とする方針であったため、調査は掘方まで掘削は行われず、焼土面(機能面)までの調査にとどめている<sup>108</sup>。作図

については釜屋床面（土間）を基準とした。尚、調査成果に基づく復元検討案については本章 第2節及び第4節第1項を参照。

<sup>108</sup> 調査体制の課題から、掘削途中の図面作成を行うことができなかつたが、調査完了時の状況については、STM-MVSによる三次元計測を行っており、第4-5-4図の遺構図は三次元モデルを基に作図したものである。三次元モデルの作成は、Canon PowerShot A2300を使用して撮影したうえで、任意座標であるものの、遺構の特徴点のみをトータルステーションで計測したデータを用いた。モデル作成の際に使用したソフトはAgisoft社 MetaShape Standard(ver. 1.83)で、使用した写真は113枚である。

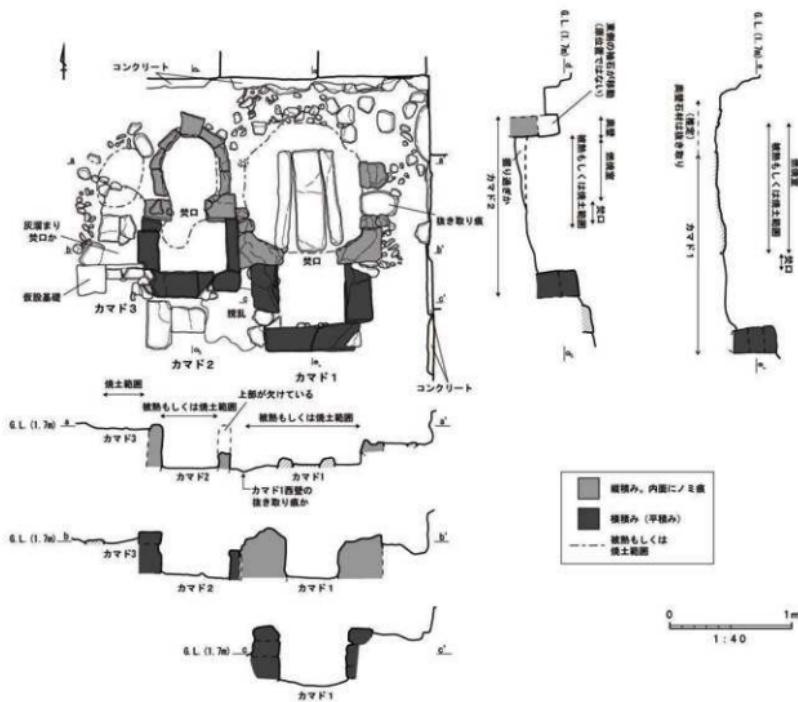


図 4-6-4 主屋（釜屋）調査図面

#### 調査の結果(図4-6-4)

以下では、大中小の計3基のカマドのうち、規模の大きい東側のカマドから「カマド1」「カマド2」「カマド3」と呼称する。いずれも北側に燃焼室、南側に焚口を有し、構築材に凝灰岩等を用いた石カマドである。

カマド 1

規模:長軸 2.1m × 1.3m (推定)

カマド1は検出された3基のうち最も大きなカマドである。残存状況はカマド2と比べれば良好ではないが、のちに五右衛門風呂へと改造されたとされることから、不良の理由はこうした改修によるものと考えられる。

燃焼室壁石の北半は風呂への改造時に失われたと考え

られるが、焼土の外側において 0.1~0.15m 大の礫が弧状に並んでいた。これらが壁石を安定させるために下に敷かれた材と推測される。また燃焼室東側中央および西側 a-a' 断面において壁石の抜き取り痕と考えられる若干の窪みが認められた。以上の点から燃焼室内部の形状は南北軸がやや長い楕円形を呈し、その規模は焼土範囲とほぼ同じく長軸 1.05m × 短軸 0.95m を測る。奥壁側の改変が大きく、機能時とは変わっている可能性があるが、焼土面(機能面)は奥に向かって若干緩やかに下っている。また燃焼室の床材として、長さ 0.8m × 幅 0.25m の扁平な石と、その両側に長さ 0.8m × 幅 0.1m の細長い石を 2 石検出した。



カマド1・2全景（北東から）



カマド1・2・3全景（南東から）



カマド1全景（東から）



カマド1焚口石積み（北から）



カマド1焚口堅持石と燃焼室方向（南から）



カマド2全景（東から）



カマド2焚口堅持石と燃焼室（南東から）



カマド2焚口と石積み（北から）

写真4-6-2 主屋（釜屋）調査状況

焚口の堅桿石（袖石）は東西2石共に残存していた。西側の堅桿石は、カマド2と極めて近接している。堅桿石は燃焼室壁材より大きな材を用い、燃焼室の形状に合わせて三角形へ加工されている。内側は被熱していた。

焚口及びその南面の石積みは直方体に近い切石が方形に3段、高さ0.4mで積まれ、上端は平坦に仕上げられている。石積みの内側の規模は南北0.5m×東西0.5mを測り、中央がすり鉢状にやや窪んでいる。石積みの断ち割り調査は行っていないが、焚口は釜屋床面より0.4m低く、カマド1は半地下式の構造と考えられる。

遺物は床材直上で小碗が出土していたが、調査時に紛失した。

#### カマド2

規模：長軸1.5m×0.8m

カマド2は検出された3基のうち最も残存状況が良好なカマドである。ただし東側の残存状況は西側に比べて不良で、これはカマド1が風呂へと改造された際にカマド2との間に仕切りが設けられたと伝わることから、仕切り設置にあたって東側の改変が行われた可能性が高い。

燃焼室の壁石は加工痕が明瞭に残る長細い石を縦に用いており、奥壁中心と西壁を除いて構築材の上部は失われているものの、下段は円形に欠けることなく巡っている。なお、理由は明確でないが、奥壁の欠損部分には、焚口で使用していたと考えられる石材が乗せられていた。燃焼室内側は梢円形を呈し、規模は長軸0.5m×短軸0.4mである。焼土面（機能面）の高さはカマド1の燃焼室床材とほぼ同じであるが、カマド1と異なり、床材は検出されなかつた。

焚口の堅桿石は東西共に残存していた。東側の上段は三角形に加工されているが、西側のものは方形に近い形状を呈している。焼土や灰、炭化物は焚口南面にまで広がっていた。

焚口南面の石積みは、高さ0.35m程度で組まれており、その内側の規模は南北0.4m×東西0.55mを測る。石積み最上段の石は釜屋床面より0.1m程度しか張り出でおらず、カマド2も半地下式の構造と考えられる。

遺物は出土していない。

#### カマド3

小規模な石積みの北側において灰がまとまって確認されたこと、さらにその北側に浅い窪みとまばらであるが焼土が検出されたことから、カマド3の存在を推定した。最も規模が小さく、カマド2と接するように設置さ

れている。

燃焼室の構築材は残存しておらず、規模は推定となるが、南北は焼土の北側の礎から方形の石積みまでの1.3m、東西は西側に広がる小礎をカマド1の燃焼室と同じく構築材の下に敷かれたものと想定した場合、0.4m程度である。

焚口は土間の釜屋床面とほぼ同じ高さであることから、カマド1・2とは異なり、地上式の構造であったと考えられる。

遺物は出土していない。

## 第5項 ミセ

### 調査の目的と概要

ミセの解体修理に伴い、埋没しているミセの基礎構造を確認するため、ミセの基礎東側（TR1）と西側（TR2）の2か所にトレントを設定して、人力で断ち割り調査を行った。TR1は地上に露出していた方形の布石の頂点を基準とし、-0.4mまで掘削したところ、トレント全面に礎が広がる状況になったため、そこで調査を終了した。一方、TR2では地表の布石と埋没する大型の基礎石の関係を立派に記録するため、礎層（地中玉石層）を除去しながら布石の頂点から約-1.0mまで掘削を行った。しかしこの深度でも礎層を抜けることがなかったため、この深度で調査を終了した。

### 調査の結果(図4-6-5)

TR1では地上に露出していた直方体の布石の下部より、沈下を抑えるための南北0.5m×東西0.9mの大形の基礎石を検出した。基礎石は扁平な自然石丸石である。布石はこの石のおおよそ中央あたりに据えられている。これより下部は、0.1~0.2m大の礎が充填されていた。

TR2でも大形の扁平な基礎石を確認した。基礎石は調査区外に広がっているが、検出している範囲で南北0.75m、厚さ0.4mを測る。その下部に基礎の沈下を防ぐための0.1~0.2m大の礎が充填されていた。

TR1・TR2ともに遺物は出土していない。

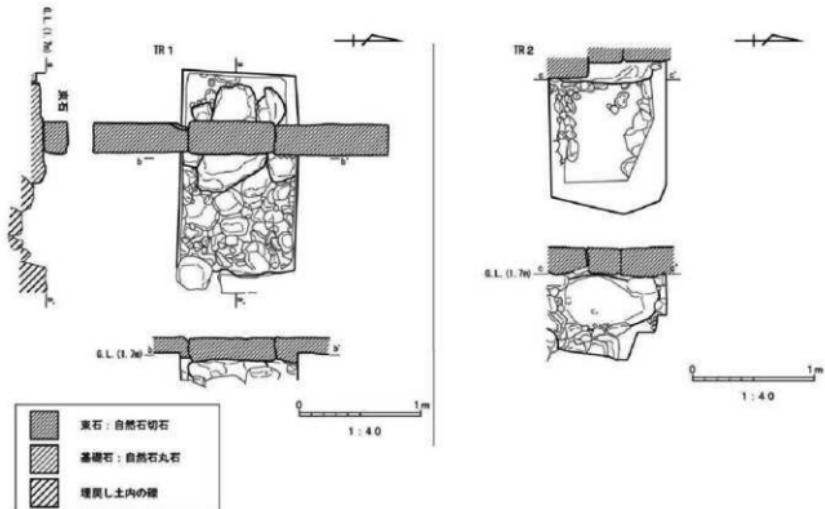


図 4-6-5 ミセ調査断面

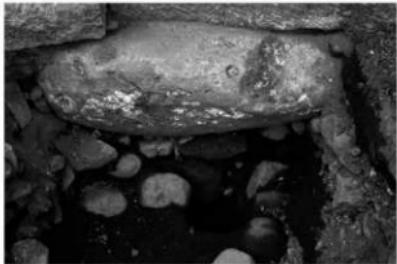


TR 1 全景（東から）

写真 4-6-3 ミセ調査状況



TR 2 全景（南東から）



TR 2 基礎下部構造（東から）

## 第6項 醤油蔵跡・東土蔵下屋北

### 調査の目的と概要

醤油蔵は明治初期の建築当初には存在したが、戦後に移設されて現地には残存していない蔵である。したがって、醤油蔵の痕跡を確認することを目的に、平成29年に第1次調査としてTR1からTR4を設定して確認調査を行った。

第1次調査では叩きの痕跡や礫の抜き取り痕跡などが部分的に確認されたものの、全体としては搅乱を大きく受けたことから、醤油蔵解体の際にその基礎も解体されたと考えられ、醤油蔵の基礎構造解明につながる成果を得ることはできなかった。

令和2年の第2次調査は、東土蔵下屋の北側で行った。ここでは大形礫を用いた1号石列が地上に一部露出していたが、石研補強工事の施工にあたり1号石列東半の除去が必要となったことから、除去前に記録保存すべくTR5を設定して調査を行った。調査前には下屋前に掘えられた通路としての飛び石（石疊）と推定していたが、TR5の掘削をしたところ、石列の各石の規模はミセや北土蔵で確認してきた基礎石のように巨大であり、かつその下部も拳大的な礫が充填されている構造を持っていたことが確認された。

さらに板塀の構造補強工事に伴うコンクリート打設用の掘削坑において、立ち合いを行ったところ、掘削坑の北端において扁平な自然石を2石検出した。そのため、第3次調査として、掘削坑をTR6としたうえで精査し、さらに2石の西側方向にTR7を設けて2石の延長を確認したところTR6の2石に統いて、TR7では東西軸の2号石列が検出された。2号石列はその位置から醤油蔵に関連する基礎である可能性が高い。

尚、TR1から6まではいずれも人力掘削としたが、TR7の表土除去は重機を用い、2号石列検出以降は人力掘削とした。TR7調査終了後、その南側に南北軸の石列が確認できないか重機を用いて小規模に掘削作業を行ったが、そうした痕跡は検出されなかった。

本地点は板塀工事を除いて工事は行われず、現状のまま保存されること、また板塀工事の工期も迫っていたことから、これ以上の醤油蔵跡の全体的な解明は将来的な課題とし、この段階で調査を終了した。

### 調査の結果(図4-6-6)

TR1～TR4では地表より-0.1mまで掘削した。TR1において叩きと礫の抜き取り痕跡が確認されたため、TR2を南側に一部拡張しつつ調査を進めたところ、TR1の延長上にも同じく叩きと抜き取り痕跡が確認された。TR3

はほぼ全面的に搅乱を受けていた。TR4では遺構等は確認されなかつた。

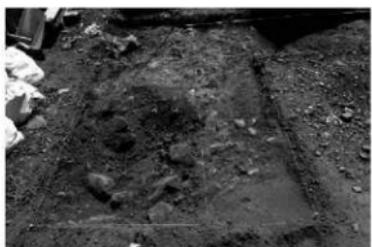
TR5では一部が地上に露出していた1号石列を調査した。1号石列は石研施工によって除去される長さ2.0mの範囲のみ調査対象とし、それより西側は調査を行わなかつた。1号石列を構成する石は地表下-0.1mで全面的に検出され、上面は扁平で長さ・幅ともに0.5m程度、厚さは0.3mである。これらの石の下部には0.1m～0.2mの大礫が充填されていた。

TR6は、当初コンクリート打設のために掘られた南北5.3m×東西1.2mの掘削坑である。北端において基礎石と考えられる自然石が2石並んで確認されたため、掘削坑をTR6として全面的に精査したが、この2石を除いて遺構は確認されなかつた。

TR7はTR6の2石の延長を確認するために設定した南北0.8m×東西3.4mのトレンチで、TR6の2石に統いて6石が確認された。ベルト下にさらに1石残存している可能性もあるが、現状で検出されたこれら8石を2号石列と呼称する。2号石列は長さ4.3mを測り、1号石列と高さが異なり、現在の地表下-0.3mで検出され、全ての石が埋没していた。TR6で確認した最東端の石は高さが揃っていないことから、原位置から動いてしまった可能性があるものの、これを除いた7石はいずれも上面が扁平で、かつ高さもおおよそ揃っている。

尚、最西部の石より西側には大形の石は検出されず、抜き取り痕跡も確認できなかつた。そのため、これが北西角の基礎石は検出していると考えられるが、この石より南側を若干拡張したものの、そこからは石は検出されなかつた。

以上の成果から、2号石列は醤油蔵の基礎石であった可能性が高いが、全ての石が地下に埋没していたため、ミセなどの調査例から推定すると本来は2号石列の上にさらに直方体の布石が1段以上乗っていたと考えられる。したがってTR1やTR2で確認された叩きは解体時に乱されたものを部分的に検出したと考えられ、原位置ではない可能性が高い。一方TR5の1号石列は飛び石（石疊）にしては下部構造が強固であるため、現状では性格不明とするが、地表に一部露出しており、2号石列と高さが異なることから判断し、2号石列と同軸ではあるが、醤油蔵基礎ではなく、別遺構の可能性が高いと考えられる。



TR 1 + 3 調査状況 (西から)



TR 2 調査状況 (西から)



TR 5 1号石列検出状況 (北東から)



TR 5 1号石列下部確認状況 (北から)



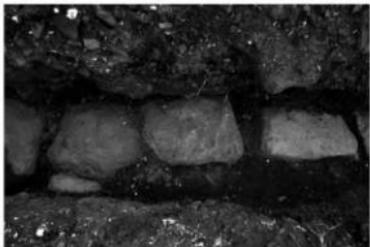
TR 5 1号石列下部確認状況拡大 (北から)



TR 7 2号石列全景 (北西から)



TR 6・7 2号石列全景 (北東から)



TR 7 2号石列拡大 (北から)

写真 4-6-4 醤油蔵跡・東土蔵下屋北調査状況

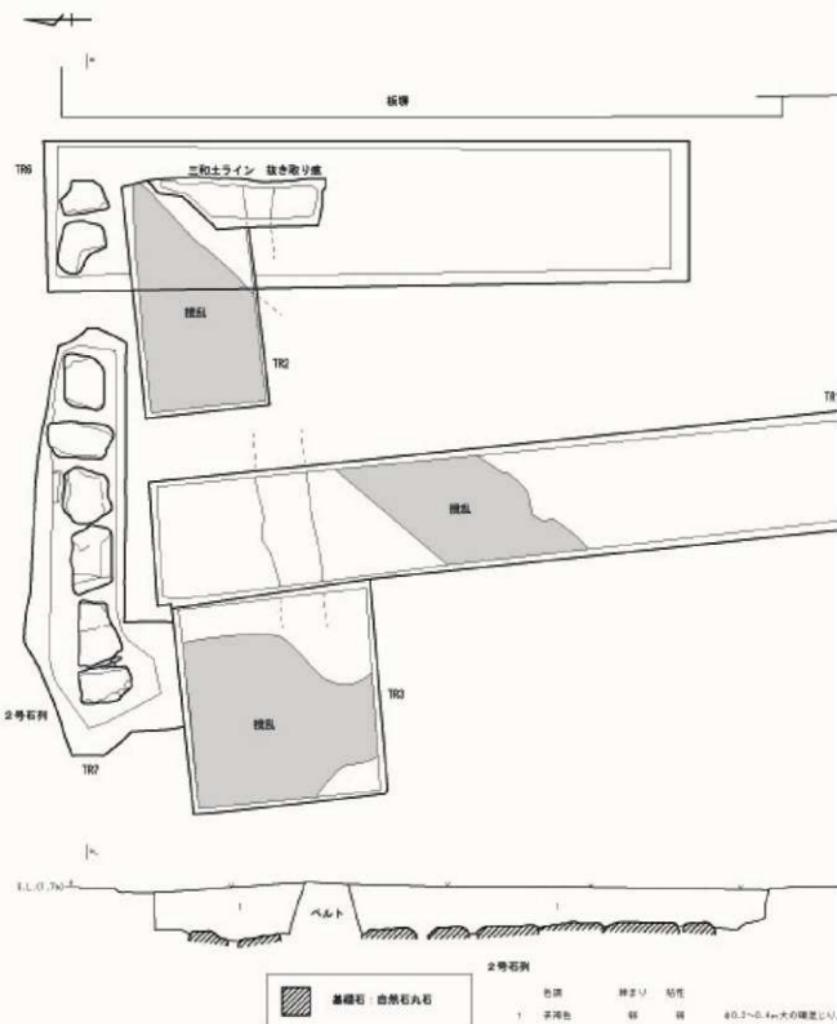


図 4-6-6 醤油蔵跡・東土蔵下屋北調査図面 (実物は A3 折込図 1枚 (左半))

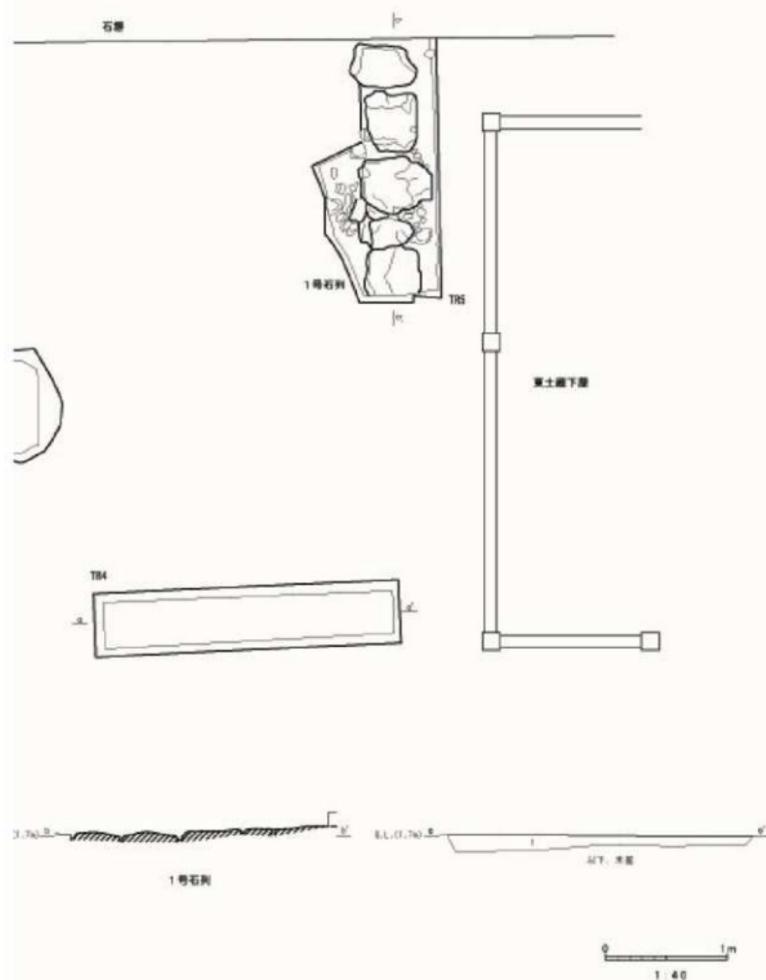


図 4-6-6 醤油藏跡・東土藏下屋北調査図面 (実物は A3 折込図 1枚 (右半))

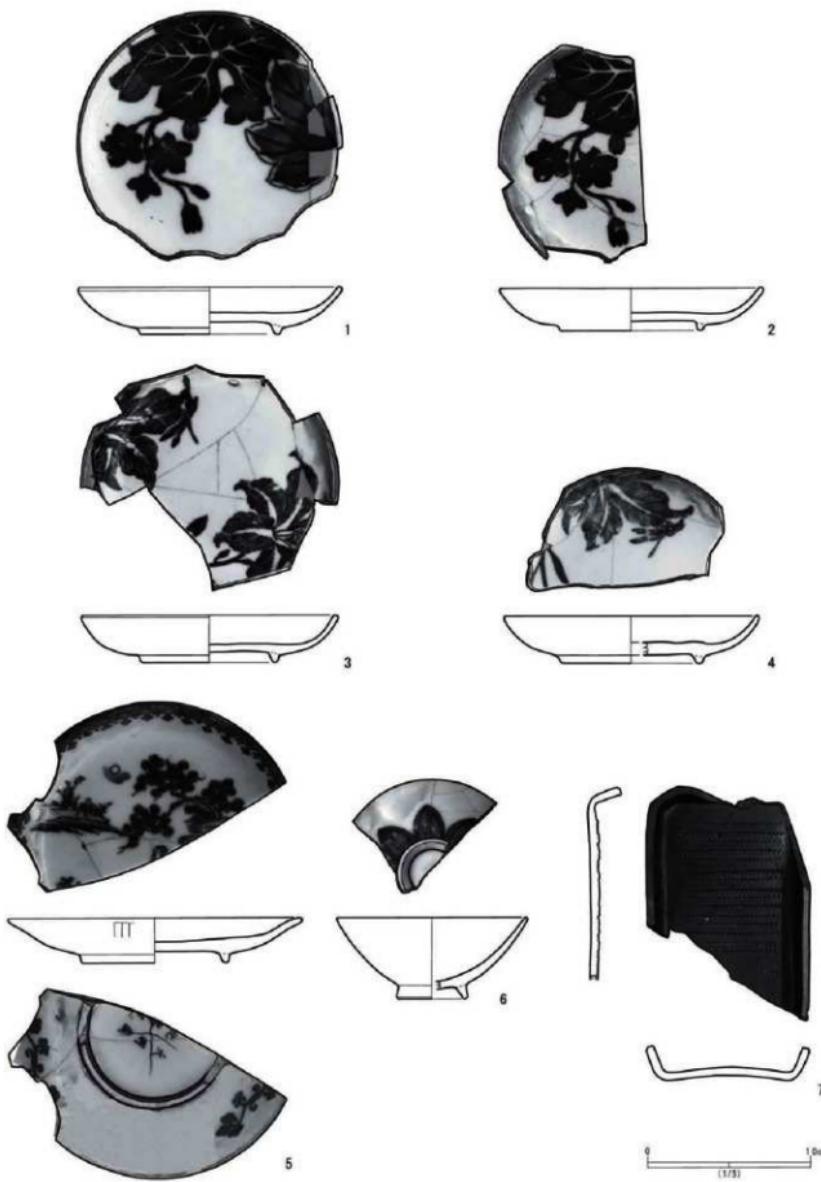


図 4-6-7 豆油藏跡出土遺物

## 遺物(図4-6-7)

TR1～TR3において皿、小瓶、鉢皿などの陶磁器類、釘や銅線、金具などの建材類、ビーエルなどの玩具類などが出土している。醤油蔵解体時に投棄された遺物の可能性が高いが、ここでは残存状況が良好であった陶磁器類を図示した<sup>109</sup>。

1～4は明治末から大正時代に生産された瀬戸美濃産の染付皿で、いずれも口径約15.5cmで、高台底面を除き全面に施釉されている。5は裏面に「大明成化年製」とあるが、明治末から大正時代に生産された瀬戸美濃産の染付皿である。口径は16.8cmと1～4と比べて大きい。外面に幅5mm程度のヘラによるナデの痕跡が残る。高台底面を除き全面に施釉されている。6は手書き連文文を描く明治時代後半以後の瀬戸美濃産の碗である。器高5.0cmと小形で、高台の底面を除いて全面施釉である。7は戦前まで下る可能性があるが、おそらく明治後半から大正時代に生産された瀬戸美濃産の陶製鉢皿である。鉢部は8枚残存している。裏面は施釉されておらず、布目と長軸方向へのナデの痕跡が残る。

## 第7項 北土蔵

## 調査の目的と概要

北土蔵の解体修理に伴い、埋没している北土蔵の基礎構造を確認するため、北土蔵の南西角に約1.5m×2.1mのトレンチを設定し人力で断ち割り調査

を行った。掘削により3号石列を検出したため、3号石列検出面で全体の掘削を終え、代わってトレンチ南側に1.3m×0.5mの深堀トレンチを設けて下層の構造確認調査を実施した。深堀トレンチは北土蔵基礎の布石頂点を基準に-1.0mまで掘削したが、0.2～0.3m大の礫層を抜けることはなかった。これ以上の調査は人力では困難であったため、この段階で調査を終了した。

## 調査の結果(図4-6-8)

基礎の上部から(1)表面に整切りの調整痕跡が明瞭に残る直方体の凝灰岩布石、(2)表面江戸切り(整・割肌)の方形基礎石の切石、(3)(以下、埋設していた構造物)長さ0.6～1.0mの扁平な基礎石：自然石丸石、(4)0.2～0.3m大の礫からなる礫層(地中玉石層)の順で確認した。サブトレンチの範囲が狭小であったことから、断面を作図することができなかつたが、(4)の礫層の下層に小礫混じりの粘土を断片的に確認している。

3号石列は(2)と(3)の間に積まれる石列で、確認した範囲で4石にて構成され、長さ1.7m、各石は高さ0.2mを測り、上面は平坦に揃う。遺物は出土していないが、(2)(3)に改修された痕跡がないことから3号石列は建築当初から存在した遺構であると考えられる。

本調査区からは遺物は出土していない。

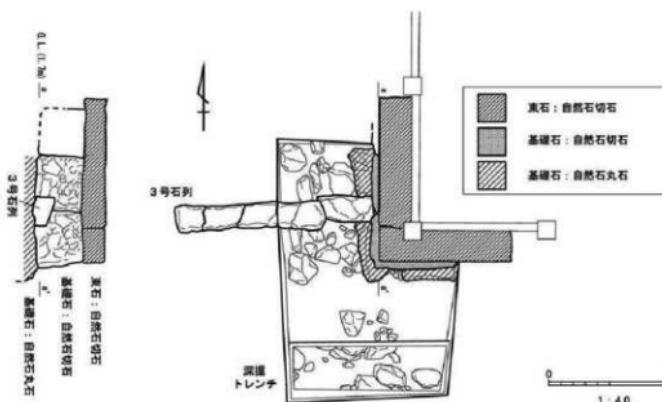


図4-6-8 北土蔵調査図面

<sup>109</sup> 出土遺物については塙内秀樹氏（東京大学）よりご教示を賜った。



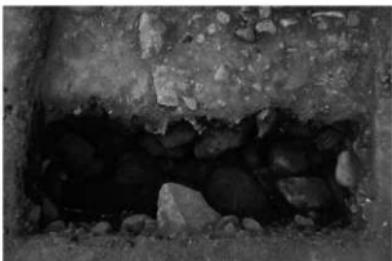
北土蔵と調査箇所（南西から）



調査箇所全景と3号石列（南西から）



深堀トレンチと埋没する基礎（南から）



深堀トレンチ（南から）

写真4-6-5 北土蔵調査状況

## 第8項 庭門石壠

### 調査の目的と概要

庭門石壠基礎の構造を確認するため、南北1.0m×東西0.5mのトレンチを設定し、人力掘削による調査を行った。作図は庭門東側の標高が1.63mであることから、これを参考にG.L.を1.6mとした。

### 調査の結果(図4-6-9)

小叩きを施す基礎石の上面を基準とし-0.5mまで掘削した。その結果、トレンチの範囲内で0.7m×0.3m程度の扁平な基礎石とさらにその下層に拳大の礫や埋め戻し時に混入したと考えられる2.0cmほどの瓦小片を検出した。

また基礎石の埋め戻し土(第2層)から完形の染付皿が1点出土した(遺物番号8)。19世紀第3四半期ごろの瀬戸美濃産で、本型打ち込み、稜を1段有し、口縁は外反する。高台底面を除き、全面施釉されている。

## 第9項 石壠

### 調査の目的と概要

石壠の上部構造が解体されたことに伴って基礎構造を

確認するために修理工事監理者が石壠南側に南北0.3m×1.6mの範囲(以下、基礎構造確認トレンチ)を掘削して調査を行った。また石壠北側において文化財センター職員による南北0.75m×東西0.6mのトレンチ(TR1)の調査も行った。TR1は当初基礎構造確認トレンチの北側に設定して、石壠基礎のエレベーション図を作図する予定であったが、TR1の北側には樹木があるため、TR1は基礎構造確認トレンチの約3m程度東側に設置した。

尚、TR1調査後に基礎構造確認調査トレンチ北側の樹木の根を除去することができたため、改めて修理工事監理者が基礎構造の確認を行っている。その成果は本章第4節 第12項を参照。

### 調査の結果(図4-6-10)

TR1では地表に見える基礎石より下に埋没する扁平な自然石が2段積まれ、その下に拳大の銅石が挟まっていた。これは外壠の内側・外側に共通した構造である。その下層にも基礎石は続いているが、それより下層は調査区が狭小であることから調査できなかった。

本調査区からは遺物は出土していない。

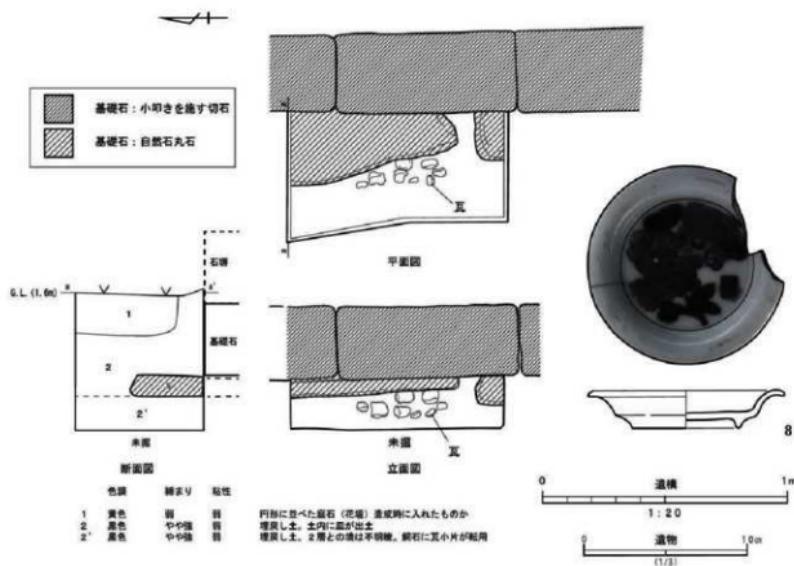


図 4-6-9 庭門石壠調査図面及び出土遺物



写真 4-6-6 庭門石壠調査状況



石塚 TR 1 全景（北から）



基礎構造確認トレンチ（真上から）



石塚基礎確認トレンチ（北東から）

写真 4-6-7 石塚調査状況

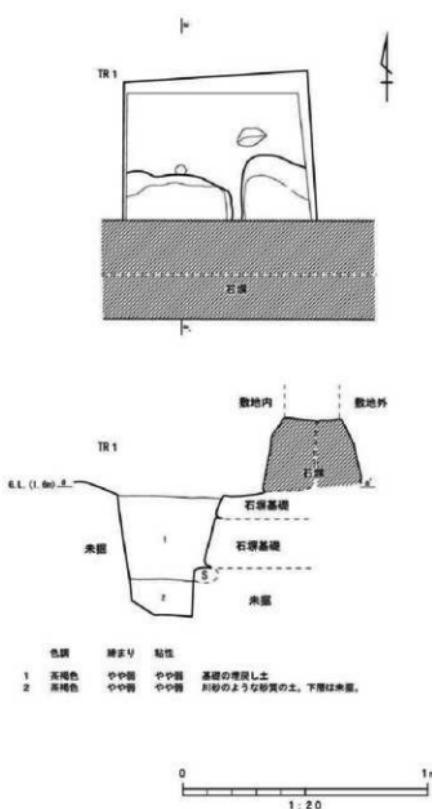


図 4-6-10 石塚調査図面

## 第5章 史 料

## 第1節 棟札・墨書ほか発見物

松城家に残された文書以外の史料のうち、建築に関する

る年代や人名を示すものは非常に少なく、主屋附指定となっている棟札のほか、地鎮祭の祈祷札、漆喰影刻、主屋入口脇の天水桶程度しかない。工事中に発見した墨書のうち人名あるいは現寸図、その他遺物のうち主なものを加え、以下に掲載する。



(表面)

奉上  
棟大元  
尊神家門長久守護所  
五帝龍神  
當主松城兵作藤原忠欽言  
工匠上田儀兵吉久敬白



(裏面)

明治六年六月廿六日癸卯吉祥

写真5-1-1 主屋棟札 1枚 (主屋附指定) 明治6年 桧 (383×138×18)



(表面)

奉瑞伽大權現御本地供所求成拝祈  
明治五年四月大吉辰



(裏面)

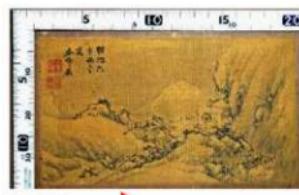
写真5-1-2 地鎮祭祈祷札 1枚  
明治5年 桧 (383×138×18)

※梵字は省略



写真5-1-3 商売祈禱札 1枚

明治8年 桧 (979×181×23)  
東土蔵北面下屋地中遺物



弘化三年丙午  
鉢物江戸深川

釜屋七右衛門



大工忠七 (天地逆)



写真5-1-12 主屋2階畳小口の墨書き

前の間、昭和41年か



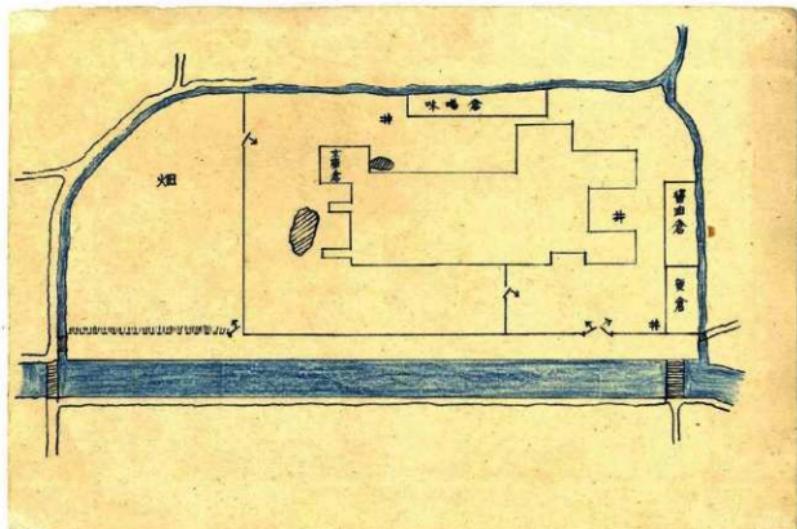
写真5-1-10 主屋バルコニー飾り格子

大正改造 鉄製 (250×620×厚9)

北土蔵内保管遺物

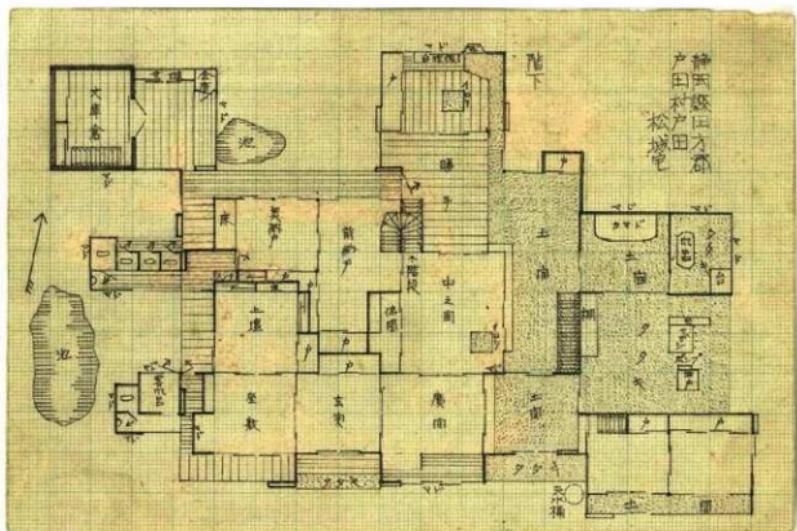
※緑色のペンキ痕がある。

第2節 図面資料



図版5-2-1 昭和戦墳配置図

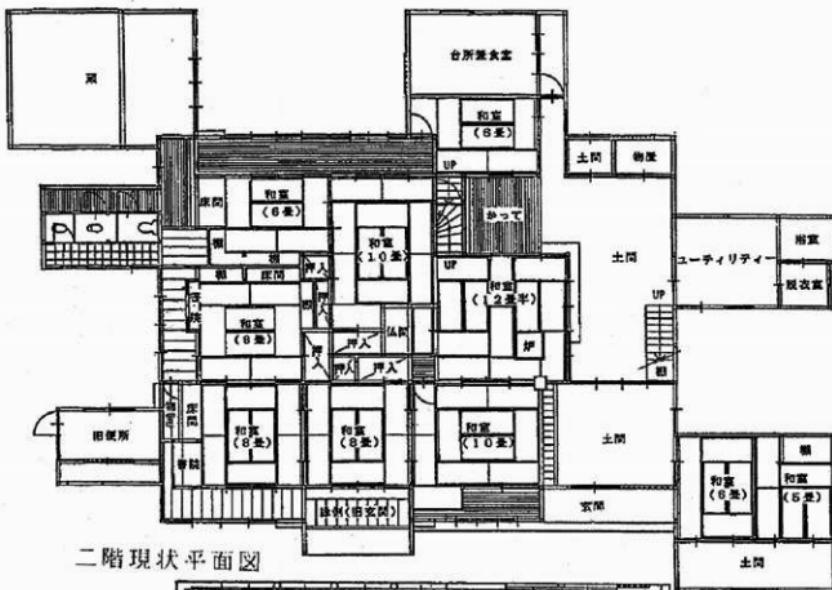
松城素男、昭和10年台（疎開中）（190×130）



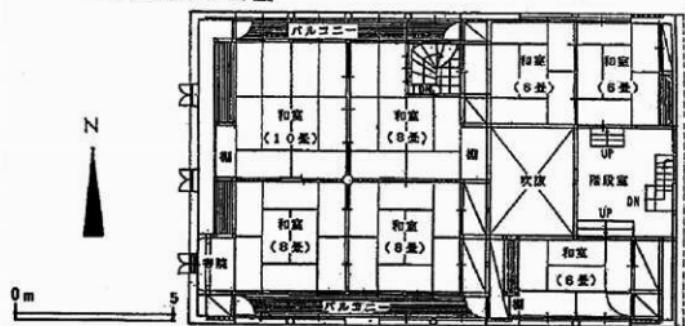
図版5-2-2 昭和戦墳主屋・付属棟平面図

松城素男、昭和10年台（疎開中）（190×130）

一階現状平面図

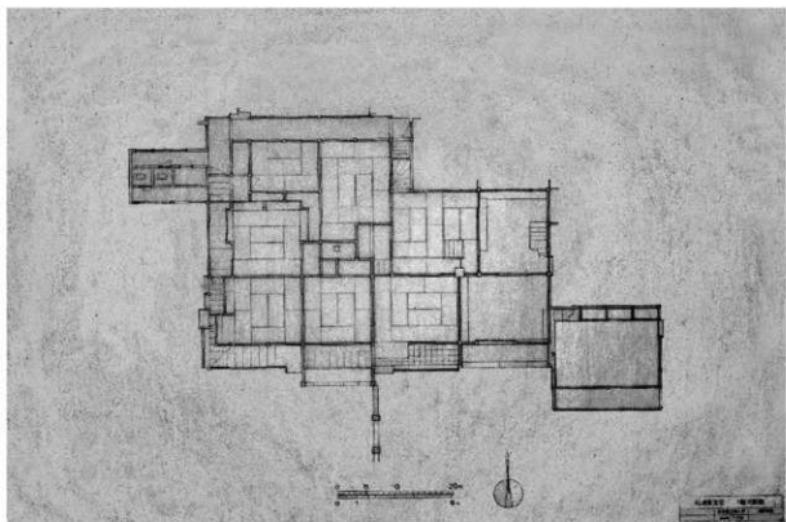


二階現状平面図



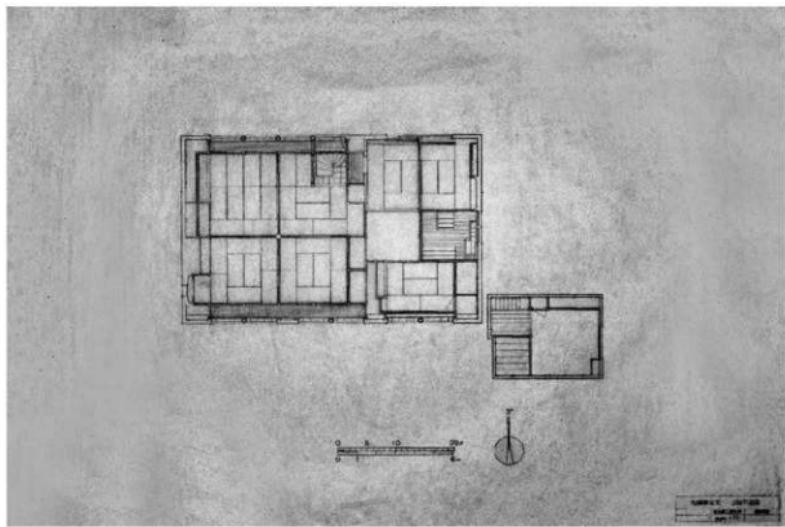
図版5-2-3 松城家主屋・付属棟平面図

齋藤金次郎（早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員）、昭和59年（名城大学在籍時）



図版5-2-4 松城家住宅 1階平面図

名古屋工業大学 蘭研究室、平成20年（提供 名古屋工業大学名誉教授 蘭 和善）



図版5-2-5 松城家住宅 2階平面図

名古屋工業大学 蘭研究室、平成20年（提供 名古屋工業大学名誉教授 蘭 和善）

### 第3節 古写真

以下に主だったものを古い順に掲載する。古写真9、12~19、50~62は本事業着手後に松城みどり氏より提供を受けたものであり、古写真23~49は齋藤金次郎氏（早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員）より提供を受けたものである。それ以外は松

建物の所有者が変更となった際に、松城氏から沼津市へ移譲されたものである。写真データのみで、原版の所在が不明なものも一部含まれる。



古写真1 全景 (南西より見る) 明治時代

主屋2階南面全体に細い堅格子のバルコニーが確認できる。撤去前の西土蔵が写る唯一の写真。



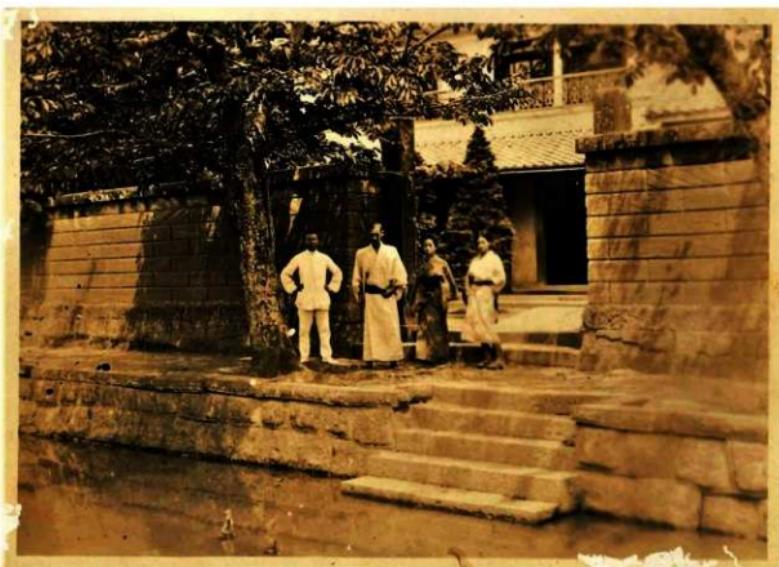
古写真2 正面 (南東より見る) 明治末～大正頃

主屋2階南面バルコニーは堅格子の規模が西半のみに縮小されるが、床は残っている。  
大屋根東面の煙突が鮮明に写る。



古写真3 正面（南東より見る） 明治末～大正12年以前

東土蔵東面上段には改造される前の漆喰壁が残っている。



古写真4 正面（南東より見る） 大正12年

主屋バルコニーは鉄製飾り格子に変えられ、2階南面全体にある。  
写真裏面にメモがあり、大正12年8月のものであることが分かる。  
また人物左より、「新聞の人」、「父」、「母」、「田鶴子」ともあり、呼称の様子から松城みどり氏の母  
「保」が裏書きしていることが分かる。  
※「父」は「長」（三代兵作）のこと、年号が正確なら49歳



古写真5 正面（南東より見る） 大正～戦前

東土蔵東面上段は海鼠壁に改造されている。正面門に旧開戸が見える。



古写真6 東土蔵 正面（北西より見る） 戦後

東土蔵西面底は現状の素木造のものになっている。  
正面門はまだ引戸構えへの改造なし。



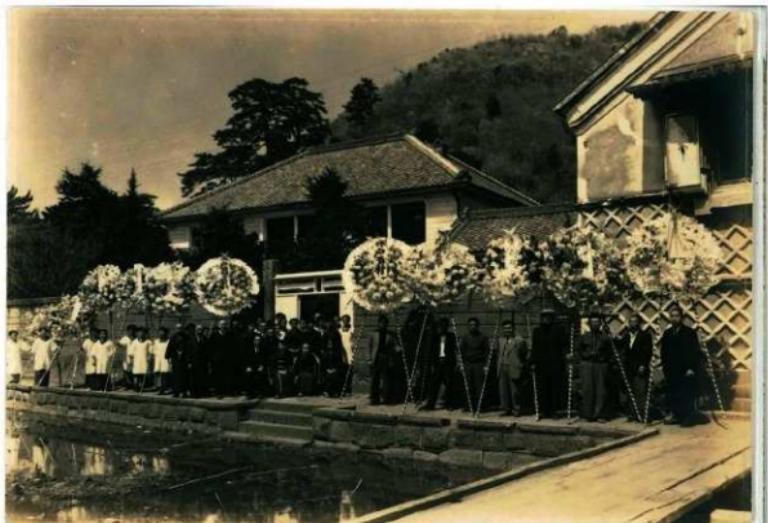
古写真7 主屋遠景（南東より見る） 昭和30年代

主屋2階石積風塗喰塗大壁の南端・北端には補修が入っている。  
周囲には茅葺の民家が多数みられる。



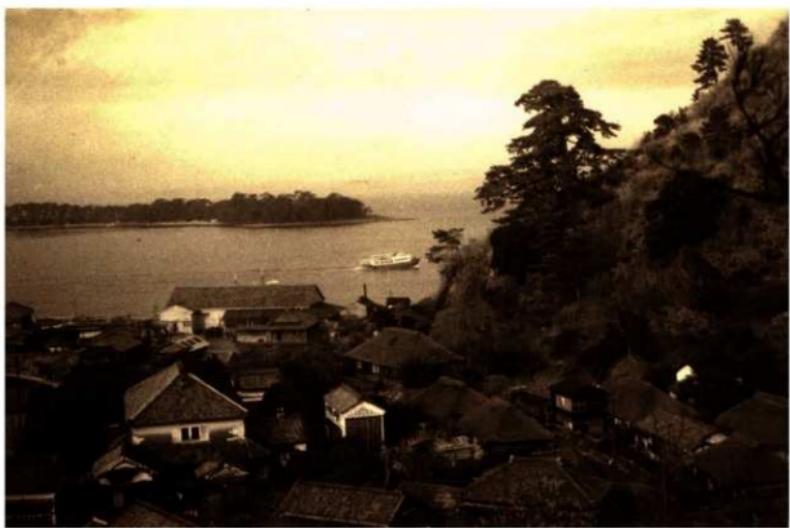
古写真8 正面（南東より見る） 昭和32前後～39年

主屋バルコニー鉄製飾り格子規模縮小、西半のみとなっている。  
正面門は引戸構えに改造されている。



古写真9 正面（南東より見る） 昭和32年

東土蔵の極受け金具がまだ残っている。



古写真10 宅地遠景（東より見る） 昭和30年代

西土蔵・醤油蔵は既になく、北土蔵東面が板張りになっている。  
釜屋・台所の古い状態を示す唯一の写真。



古写真11 正面

(南東より見る)

昭和32年以降

主屋バルコニー鉄製飾り格子  
が全部撤去されている。



古写真12 庭塀 東面

(東より見る)

昭和39年

庭門アーチに旧開戸が写っている。



古写真13 正面

(南東より見る)

昭和39年



古写真14 主屋ヒロマ南、庭扉  
(東より見る)

昭和39年

ヒロマ南縁に5枚引違のガラス入格子窓が確認できる。



古写真15 主屋2階南西八畳間  
(東より見る)

昭和40年

畳は縁付きのものが敷かれて  
いるように見えるが、上敷き  
か。



古写真16 主屋 正面  
(南東より見る)

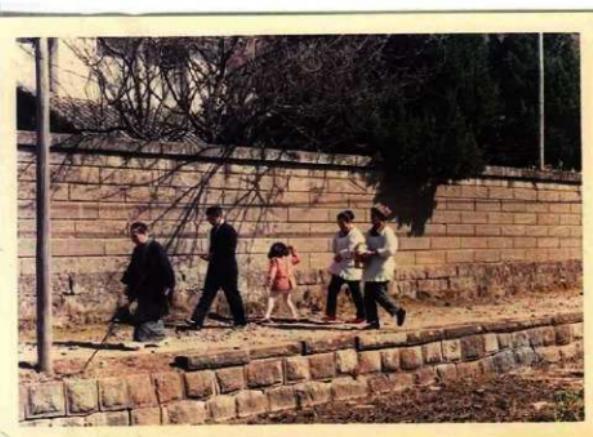
昭和40年



古写真17 庭塀  
(南東より見る)

昭和45年

庭門アーチ開戸が現状の堅板張りのものに変わっている。



古写真18 南石塀  
(南西より見る)

昭和46年



古写真19 南石塀・東土蔵  
(南より見る)

昭和47年

宅地前の河と歩道が埋め立てられる前が分かる最後の写真。  
門の基礎石は成が高く、踏込の敷石があったことが分かる。



古写真20 文庫蔵 便所 風呂  
(南より見る)  
昭和40年代



古写真21 主屋 文庫蔵  
便所 風呂  
(南西より見る)  
昭和中頃



古写真22 主屋 文庫蔵  
便所 風呂  
(南西より見る)  
昭和後期

便所南面開放部分にガラス窓が入り、腰下をサイディングに変更されている。



古写真23 便所

(南東より見る)

昭和59年

この状態で修理前に至っていた。



古写真24 風呂

(南より見る)

昭和59年

南面西より第一間は、真壁砂  
漆喰変り塗銅波調仕上に松葉  
形刷抜窓があり、腰下は板壁  
名栗仕上・竹押えとしていた  
ことが分かる。



古写真25 主屋 便所 風呂

(西より見る)

昭和59年

主屋2階南端の鍾窓は両開きの  
建具であったことが分かる。



古写真26 主屋 便所 風呂

(北西より見る)

昭和59年

旧風呂の北面の情報がある程度分かる。



古写真27 主屋 文庫蔵

便所 風呂

(南西より見る)

昭和59年



古写真28 正面

(南より見る)

昭和59年



古写真29 主屋（南より見る）昭和59年



古写真30 主屋（南東より見る）昭和59年

ミセの旧海老形鮫鱗が写っている。



古写真31 主屋（南東より見る）昭和59年



古写真32 主屋（南東より見る）昭和59年

2階雨戸鉄板張りの旧仕様が分かる。



古写真33 主屋2階 北西十畳間 前の間

（北西より見る）昭和59年



古写真34 主屋2階 北西十畳間

（南東より見る）昭和59年



古写真35 主屋2階 前の間

（南方応接間を見る）昭和59年



古写真36 主屋2階 南西八畳間

（北東より見る）昭和59年



古写真37 主屋 南西八疊間

(東より見る) 昭和59年



古写真38 主屋 2階南廊下

(西より見る) 昭和59年



古写真39 主屋 南西八疊間 (南より見る) 昭和59年

古写真40 主屋 番階段 (2階部分南より見る) 昭和59年  
上り口がフローリングに変えられている。

古写真41 主屋 庭堀 (南東より見る) 昭和59年



古写真42 主屋 (北より見る) 昭和59年



古写真43 ミセ (東より見る) 昭和59年

下見板の旧状が分かる。但し中古か。



古写真44 文庫蔵 (北東より見る) 昭和59年

北壁面水切りの旧状が分かる。



古写真45 東土蔵（南西より見る）昭和59年



古写真46 文庫蔵・北土蔵（西より見る）昭和59年



古写真47 北土蔵（南より見る）昭和59年



古写真48 主屋 式台妻壁（南より見る）昭和59年

式台が建て替えられる直前は妻壁が板壁であった。



古写真49 主屋 式台彫刻

（南より見る）昭和59年

まだ当初の彫刻が取り付いている。



古写真50 主屋 カッテ

（東より見る）平成4年



古写真51 主屋 カッテ

（東より見る）平成4年



古写真52 主屋 （カッテより東を見る） 平成4年

主屋北東隅外壁が海鼠壁であったことが分かる。



古写真53 主屋 北出入口

（北西より見る）平成4年



古写真54 主屋 北出入口

同左 平成4年



古写真55 主屋 台所（南より見る）平成4年



古写真56 主屋 台所（北より見る）平成4年



古写真57 主屋 台所（北西より見る）平成4年



古写真58 主屋 式台（南東より見る）平成4年

式台を全部建て替えている状況。



古写真59 主屋 式台 取替部材 平成4年



古写真60 西側面（西より見る）平成4年

風呂が撤去されている。



古写真61 西側面（西より見る）平成4年



古写真62 正面（南東より見る）平成4年

第4節 文書

現在把握・保管されている松城家文書としては、商売上の記録や、日記・見聞録などが多くを占め、松城

### ①『日記出入讀帳』

明治6年11月～11年12月の金銭出入帳簿。松城家普請関係賃金の支払いなどが記録されているが、戸田の工事関係以外にも松城兵作が公算していた物件が含まれている。松城家住宅の棟梁であった「大工 儀兵衛」の名や、平重など、あるいは左官職人の名などとともに賃金が書き込まれている。



(裏表紙)

(表表紙)

②明治八年 職人出面表

木工や左官職人の出番が示されており、時期的に戸田の松城家に関するものが主と考えられる。



### ③明治一五年 松城兵作日記（熊三郎日記）

今回の調査では「三月廿三日 辛酉 晴風 本日濱藏東分建築ス」は、文庫蔵銅板葺下屋の増築を示すものと判断した。その他、3月14~16日にロシア官軍が訪れた記述も確認できる。



建築に関する記述は少ない。

主だった文書史料の中から、さらに部分的に抜粋したものを以下に示す。

## 重要文化財 松城家住宅主屋ほか6棟 保存修理記録

1 建造物名称	松城家住宅 主屋・ミセ・文庫蔵・東土蔵・北土蔵・門及び塀
2 分類	重要文化財
3 指定年月日	平成 18 年 7 月 5 日
4 所在地	静岡県沼津市戸田 72 番地
5 所有者	沼津市
6 建築種別（用途）	住宅・土蔵・門・塀
7 建築年代	主屋：明治 6 年（1873）（上棟） ミセ・文庫蔵・東土蔵・北土蔵・門及び塀：主屋と同時期
8 材質及び構造	主屋：木造、2 階建 文庫蔵・東土蔵・北土蔵：土蔵造、2 階建 門及び塀：石造
9 屋根形式および資材	主屋：主体部：寄棟造、桟瓦葺、四周下屋付。南面式台突出、切妻造、桟瓦葺、北面カッテ突出（指定範囲外）、切妻造、桟瓦葺 釜屋：切妻造、桟瓦葺、越屋根付 風呂・便所：切妻造、桟瓦葺 ミセ：切妻造、桟瓦葺、南面下屋付 文庫蔵：切妻造、桟瓦葺、東西下屋（蔵前）付、さらに東に鋼板葺下屋付 東土蔵：切妻造、桟瓦葺、北面下屋付 北土蔵：切妻造、桟瓦葺
10 尺 法 (平面積／桁行／ 梁間／棟高)	主屋：主体部：242.038 m <sup>2</sup> / 17.831 m / 13.574 m / 10.614 m 式台：3.332 m <sup>2</sup> / 0.909 m / 3.666 m / 4.290 m 釜屋：17.518 m <sup>2</sup> / 5.454 m / 3.212 m / 4.123 m 便所：11.466 m <sup>2</sup> / 3.984 m / 2.878 m / 3.734 m 風呂：8.779 m <sup>2</sup> / 3.242 m / 2.708 m / 3.692 m（復原整備、指定範囲外） カッテ：8.062 m <sup>2</sup> / 1.454 m / 5.545 m / 4.685 m（北突出部、指定範囲外） ミセ：31.222 m <sup>2</sup> / 5.777 m / 5.509 m / 5.375 m 文庫蔵：29.322 m <sup>2</sup> / 4.545 m / 6.593 m / 6.986 m 東土蔵：47.934 m <sup>2</sup> / 8.761 m / 5.054 m / 6.884 m 北土蔵：32.233 m <sup>2</sup> / 9.090 m / 3.546 m / 5.993 m 門及び塀：門柱：2.721 m（高さ） 外廊：南廊東半 5.760 m、南廊西半 30.700 m、西廊 21.030 m、北廊 10.750 m 庭廊：8.000 m 東廊（復原整備、指定範囲外）：6.620 m
11 事業概要 修理種別 工 期 経 費	主屋・文庫蔵・東土蔵：半解体修理 ミセ・北土蔵・門及び塀：解体修理 平成 28 年 12 月～令和 4 年 9 月（70 カ月） 1,007,290,750 円
12 書名 発行年月日 著者・編集者 発行者（出版者）	重要文化財松城家住宅主屋ほか6棟保存修理工事報告書 令和 4 年 12 月 31 日 稻葉正浩、西澤正浩、鹿取奈央（公益財團法人文化財建造物保存技術協会） 木村恵（沼津市教育委員会） 斎藤金次郎（早稲田大学理工学部総合研究所嘱託研究員） 長谷川俊介（文化財整保存会） 沼津市
13 修理歴	主屋：主体部：大正～戦前、戦後～昭和後期、平成 4～7 年、平成 12 年、平成 14～16 年、平成 22～23 年 釜屋：大正～戦前、戦後～昭和後期、昭和末～平成中頃 カッテ・台所：平成 4 年（造り替え） 便所：昭和 50 年頃、平成 14 年頃 風呂：平成 4 年（撤去） ミセ：大正～戦前、戦後～昭和後期、平成 14～15 年 文庫蔵：明治 15 年頃、明治後期～末、昭和 50 年頃、平成 15 年、平成 20 年 東土蔵：明治後～戦前、大正～戦前、戦後～昭和後期、平成 14～15 年、平成 22 年 北土蔵：大正～戦前、戦後～昭和後期、平成 17 年 門及び塀：戦後～昭和後期、平成 11 年、平成 14 年
14 備考	今回の修理に伴う調査の結果、各建物は現状変更を行って、当初の形式に復旧整備した。 また、併せて構造補強を実施した。

**Documentation on Preservation and Restoration Work at the Main House and Six other Buildings of the Matsushiro Family Residence, Important Cultural Property Designated by the Japanese Government**

---

1 Name of buildings	Matsushiro Family Residence OMOYA (main house), MISE (accountant's house), BUNKOGURA (storehouse of assets), HIGASHIDŌZO (east storehouse), KITADŌZO (north storehouse), MON (gate), and HEI (fence) Important Cultural Property designated by the Japanese Government
2 Classification	July 5th, 2006
3 Date of designation	72 Heda, Numazu City, Shizuoka Prefecture
4 Location	Numazu City
5 Owner	Housing, storehouse, gate, and fence
6 Type of buildings (uses)	Omoya : 1873 (ridgepole-raising: completion of the framework) Mise, Bunkogura, Higashidōzo, Kitadōzo, Mon, and Hei : about the same period as the Omoya
7 Date of buildings	Omoya and Mise : Timber frame, two-story Bunkogura, Higashidōzo, and Kitadōzo : Plastered earthen walls, two-story Mon and Hei : Stone-built
8 Material and structure	Omoya: Main part: Hipped pantile roof, lean-to roof attached on all sides, protruding Shikidai on the south: Gabled pantile roof, and protruding Katte on the north (outside the designated range of Important Cultural Property): Gabled pantile roof Kamaya (cooking fire room): Gabled pantile roof with monitor roof Furo and Benjo (bathroom and restroom) : Gabled pantile roof
9 Roof style and material	Mise : Gabled pantile roof, lean-to pantile roof attached on the south Bunkogura : Gabled pantile roof, lean-to pantile roof attached to Kuramea (front room) on the east and lean-to copper plate roof attached to the east Higashidōzo : Gabled pantile roof, lean-to pantile roof attached on the north Kitadōzo : Gabled pantile roof
10 Dimensions (building area/ longitudinal length of purlins/length of transverse beams/ridge height)	Omoya Main part : 242.038 m <sup>2</sup> /17,831m/13,574m/10,614m Shikidai (entrance room with steps) : 3,332 m <sup>2</sup> /0,909m/3,666m/4,290m Kamaya : 17,518 m <sup>2</sup> /5,454m/3,212m/4,123m Benjo : 11,466 m <sup>2</sup> /3,984m/2,878m/3,734m Furo : 8,779 m <sup>2</sup> /3,242m/2,708m/3,692m(reconstruction and maintenance area, outside the designated range of Important Cultural Property) Katte : (multifunctional room) : 8,062 m <sup>2</sup> /1,454m/5,545m/4,685m(protruding part to the north, outside the designated range of Important Cultural Property) Mise : 31,222 m <sup>2</sup> /5,777m/5,509m/5,375m Bunkogura : 29,322 m <sup>2</sup> /4,545m/6,593m/6,986m Higashidōzo : 47,934 m <sup>2</sup> /8,761m/5,054m/6,884m Kitadōzo : 32,233 m <sup>2</sup> /9,090m/3,546m/5,993m Mon and Hei : Gatepost stones, 2.724m (height) Outer stone fence / south fence: 5,760m(eastern half) and 30,700m(western half), west fence: 21,030m, north fence: 10,750m Garden fence/ 8,000m East fence/ 6,620m(reconstruction and maintenance area, outside the designated range of Important Cultural Property)
11 Outline of work	Omoya, Bunkogura, Higashidōzo : Partial disassembly and repair Mise, Kitadōzo, Mon, and Hei : Disassembly and repair
Type of repair	December 2016～September 2022 (70 months)
Repair period	1,007,290,750yen
Cost	
12 Title of Report	Documentation on Preservation and Restoration Work at the Main House and Six other Buildings of the Matsushiro Family Residence, Important Cultural Property Designated by the Japanese Government
Date of issue	December 31st, 2022
Authors and editors	Atsushi INABA, Masahiro NISHIZAWA, Nao KATORI (The Japanese Association for Conservation of Architectural Monuments) Satoshi KIMURA (Numazu City Board of Education) Kinjirō SAITO (Associate Prof., Department of Architecture Waseda University, Dr. Eng) Syunsuke HASEGAWA (Cultural Property Protection Association of Tatami) Numazu City
Issuer (Publisher)	Omoya Main part : 1912～1944, 1945～1984, 1992～1995, 2000, 2002～2004, 2010～2011 Kamate : 1912～1944, 1945～1984, 1988～2005 Katte, Daidokoro: 1992 (rebuilt) Benjo : around 1975, around 2002 Furo: 1992 (demolished)
13 History of repairs	Mise : 1912～1944, 1945～1984, 2002～2003 Bunkogura : around 1882, late Meiji period, around 1975, 2003, 2008 Higashidōzo : late Meiji period, 1912～1944, 1945～1984, 2002～2003 Kitadōzo : 1912～1944, 1945～1984, 2005 Mon and Hei : 1945～1984, 1999, 2002
14 Notes	Based on the findings of the survey conducted in connection with the repairs, the existing state of each building was changed, and it was rehabilitated to its original form respectively. In addition, seismic retrofitting work was also carried out.